

シメ

シメナ

シメイ

又養子を爲すことを禁せり、但し天皇、支系より入りて大統を承くる時は、皇兄弟姉妹の王、女王たる者に、特に親王、内親王の號を宣賜すと規定せり、尙ほ皇親の條を參看すべし(古事類苑帝王部、皇室典範)

シメウキフ

親王給

年給を云ふ、給數は二分一人、一分一人なり

シメウキフ

神皇正統記

神皇正統記、神代より後村上天皇吉野にて踐祚に至るまでの間に於ける歴代の大事を記し、皇統の由て來る處、國家の治亂興亡等を説き、南朝の天皇が即ち神皇の正統なるを論じたるものにして、議論頗る温健なり、此書の奥書に依れば、一巻の参考書なく、童蒙に示さん爲めに、延元四年秋作り、興國四年秋七月撰譯のある處を修正せりと云ふ、櫻雲記卷中には興國元年(北朝曆應二年)之を作りて吉野へ獻上すといへり(北朝親房、キタマタケチカフサを見よ(群書一覽、櫻雲記))

シメウキフ

秦王破陣樂

秦王破陣樂、乞食調四曲中の一、常に破陣樂の三字を略す、一名神功破陣樂、また齊正破陣樂、大定破陣樂、大定太平樂、天策上將樂、七德舞とも號す、新樂にて中曲、或は古樂大曲ともいふ、舞者四人、答舞皇仁

シメイシヨウ

自鳴鐘

自鳴鐘、江戸時代、時計の事をいふ、自ら鳴りて時を報するが故に名づく、トケイを見よ、

シメナハ

注連繩(標繩、七五三)

注連繩、標繩、七五三、祭具の名、汚穢を界隔するに用ふるもの、門戸又は社殿の四周に引き繞らす、もとは、端出繩と云ふ、略してシメナハ又はシメと云ふ、藁の尻を断去らずして

シメイシハ

下石派

下石派、下石三正の創めたる槍術の流派、三正は平右衛門と稱す、後道二と改む、初め山田瀨兵衛と號し、松平忠明に仕ふ、壯年より槍術を好み、南部に赴き寶藏院屋敷に從つて、鎌槍の術を學び其宗を得、又茶を嗜む、後奥州白河に赴き、松平直矩に仕へ、五百石を領す、後致仕して江戸に住し、下石と改む、槍術を以て大に鳴る、播磨赤穂城下に

シモカ

シモタ

シモツ

シモカンチヤウシヨ

下勘定所

江戸幕府

江戸幕府の役所、大手門の内二ノ丸に在りて、勘定組頭以下の諸吏勤務する所、もと本多正純の宅なりといふ、本多氏亡びて後、便宜の地といひ、且つ本多氏の取扱ひしもの、多くは下勘定所にて後に取扱ひし事務に似たること多きを以て、下勘定所と定めたるものなるべし、下勘定所にては、大綱御取箇方、中之間の別ありて、其中また、數科に分つ、御取箇方には、組頭一人、勘定支配、勘定、これに屬す、差出方、廻米方、御普請方、新田方、道中方、知行割の六科あり、中之間には、組頭四人(内二人は何方、二人は帳面調方)、勘定支配、勘定之に屬す、何方、運上方、御鷹方、帳面調、證文調、林方、國役方、神寶方、諸入用方、起合印方の十科あり、外に林奉行、漆奉行の諸所あり(徳川氏官制)

シモカタテシヤウ

下館城

常陸國眞壁郡下館

常陸國眞壁郡下館、北を本丸とし、東西南北各四十間、二ノ丸は東西八十間、南北廿五間、三ノ丸は東西百間、南北六十五間、天慶の亂、藤原秀郷三館を築き、下館を此地に置く、其後鎌倉幕府の頃、地頭伊佐爲宗再興し、子孫世々に住す、延元三年行朝、親房を迎へて賊軍と戦ひ、遂に結城氏に降る、文明十年結城の長臣水谷勝氏本城に入り、伊佐氏に代る、慶長五年勝俊に至り三萬石を加賜せらる、寛永十六年七月水谷氏を備前松山に移し、水戸城主頼房の子頼重を封す、其後増山正綱(寛文三年七月三萬石)、井上正岑(元祿十五年九月三千石加賜)、黒田直邦(元祿十六年正月)等相繼いで之に治す、享保十七年三月に至

シモツアガタノコホリ

下縣郡

所在

下縣郡、對馬國豊後郡の南方に在り、書紀顯宗天皇三年四月の條に見えたり、延喜式又下縣に作る、以下同じ、倭名抄に、伊奈(イナ)向日、久須(クス)佐護、三根(ミネ)等の郷あり、されど、こは上下縣を誤れるにて、實は上縣なる賀志(カシ)鶴知、玉調(タマツキ)豆殿等の郷、此郡下に入るべきなり、宗氏全嶋を領するに及びて、私に與其、仁位、佐須、豆殿の四郷を以て四郡と稱せしが、後復舊して下縣一郡とせり、蓋し天正檢地の時なるべし、郡名考、シモアガタと稱し、地誌提要、シモアガタ、シモツアガタ、兩様に唱ふ、郡名異同一覽、國郡沿革考)

シモツアサクラノコホリ

下座郡

所在

下座郡、筑前國豊前郡の古の朝倉の地なり、書紀齊明天皇七年五月の條に初めて見えたり、下座の名は、延喜式に初見す、國郡沿革考、延喜式下座に作りて、シモツクラと唱ふ、倭名抄に、馬田(ウマタ)青木(アキキ)笠野(カサノ)三城(ミツキ)立石(タテシ)等の郷あり、郡名考、ササと稱し、地誌提要、サ

シモツキ

霜月

陰曆十一月の和名、異名を

霜月、陰曆十一月の和名、異名を「ナカノ冬」ツユコモリノ八月、雪待月、神歸月、雪見月、神樂月、子月とも云ふ、漢名を仲冬、黃鐘、暢月、寧、畢、寧、寧、天泉月、達月、周正、廣寒月、復月と云へり、名義に三説あり、(一)典義抄に霜降に降る故に霜降月の意なりと、東雅、倭訓栞、日本歲時記、歲時語苑皆この説に隨へり、(二)十二月名の解に、此月は草木皆凋むを以て、シホミツキなりと(三)古今要覽稿に、下の月の義なり、十一月に於て、十一、十二と數をとれば、十一は下にかへる義にてシモ月と云ふなり、左傳に十は盈數也と見えたるにても義明かなりと云へり、(四)神武天皇紀に、冬十月一月とあるを「シモツキ」とよみたり、これ書に見えたる始めて、秘藏抄に「見るまゝに雪けの空と成にけりさらぬにさゆるしもつきの空」とあるは、歌によめる始めなるべし(古今要覽稿)

シモツケコクシ

下野國誌

卷十二

下野國誌、刊本、下野の地誌にて一巻名義、二巻名所勝地、三四卷神社、五卷古蹟、六卷名物等の目に分類して、十二卷は古蹟墳墓、國產名物等の目に分類して考證す、地理歴史的事項は、大抵漏さず記したれば學者の必ず參考すべきものなり、嘉永元年の自序あり、同三年刻成る、河野守弘、守弘は下野芳賀郡大道泉の里正にして、通稱伊右衛門と云ふ、幼より學を好み、長じて自國の地誌なきを慨し、自ら國中を歴遊し、二十餘年を積み、嘉永元年に至り、始

シモツキ

霜月

陰曆十一月の和名、異名を

霜月、陰曆十一月の和名、異名を「ナカノ冬」ツユコモリノ八月、雪待月、神歸月、雪見月、神樂月、子月とも云ふ、漢名を仲冬、黃鐘、暢月、寧、畢、寧、寧、天泉月、達月、周正、廣寒月、復月と云へり、名義に三説あり、(一)典義抄に霜降に降る故に霜降月の意なりと、東雅、倭訓栞、日本歲時記、歲時語苑皆この説に隨へり、(二)十二月名の解に、此月は草木皆凋むを以て、シホミツキなりと(三)古今要覽稿に、下の月の義なり、十一月に於て、十一、十二と數をとれば、十一は下にかへる義にてシモ月と云ふなり、左傳に十は盈數也と見えたるにても義明かなりと云へり、(四)神武天皇紀に、冬十月一月とあるを「シモツキ」とよみたり、これ書に見えたる始めて、秘藏抄に「見るまゝに雪けの空と成にけりさらぬにさゆるしもつきの空」とあるは、歌によめる始めなるべし(古今要覽稿)

シモツケコクシ

下野國誌

卷十二

下野國誌、刊本、下野の地誌にて一巻名義、二巻名所勝地、三四卷神社、五卷古蹟、六卷名物等の目に分類して、十二卷は古蹟墳墓、國產名物等の目に分類して考證す、地理歴史的事項は、大抵漏さず記したれば學者の必ず參考すべきものなり、嘉永元年の自序あり、同三年刻成る、河野守弘、守弘は下野芳賀郡大道泉の里正にして、通稱伊右衛門と云ふ、幼より學を好み、長じて自國の地誌なきを慨し、自ら國中を歴遊し、二十餘年を積み、嘉永元年に至り、始

シモツキ

霜月

陰曆十一月の和名、異名を

霜月、陰曆十一月の和名、異名を「ナカノ冬」ツユコモリノ八月、雪待月、神歸月、雪見月、神樂月、子月とも云ふ、漢名を仲冬、黃鐘、暢月、寧、畢、寧、寧、天泉月、達月、周正、廣寒月、復月と云へり、名義に三説あり、(一)典義抄に霜降に降る故に霜降月の意なりと、東雅、倭訓栞、日本歲時記、歲時語苑皆この説に隨へり、(二)十二月名の解に、此月は草木皆凋むを以て、シホミツキなりと(三)古今要覽稿に、下の月の義なり、十一月に於て、十一、十二と數をとれば、十一は下にかへる義にてシモ月と云ふなり、左傳に十は盈數也と見えたるにても義明かなりと云へり、(四)神武天皇紀に、冬十月一月とあるを「シモツキ」とよみたり、これ書に見えたる始めて、秘藏抄に「見るまゝに雪けの空と成にけりさらぬにさゆるしもつきの空」とあるは、歌によめる始めなるべし(古今要覽稿)

シモツケコクシ

下野國誌

卷十二

下野國誌、刊本、下野の地誌にて一巻名義、二巻名所勝地、三四卷神社、五卷古蹟、六卷名物等の目に分類して、十二卷は古蹟墳墓、國產名物等の目に分類して考證す、地理歴史的事項は、大抵漏さず記したれば學者の必ず參考すべきものなり、嘉永元年の自序あり、同三年刻成る、河野守弘、守弘は下野芳賀郡大道泉の里正にして、通稱伊右衛門と云ふ、幼より學を好み、長じて自國の地誌なきを慨し、自ら國中を歴遊し、二十餘年を積み、嘉永元年に至り、始

シモツキ

霜月

陰曆十一月の和名、異名を

霜月、陰曆十一月の和名、異名を「ナカノ冬」ツユコモリノ八月、雪待月、神歸月、雪見月、神樂月、子月とも云ふ、漢名を仲冬、黃鐘、暢月、寧、畢、寧、寧、天泉月、達月、周正、廣寒月、復月と云へり、名義に三説あり、(一)典義抄に霜降に降る故に霜降月の意なりと、東雅、倭訓栞、日本歲時記、歲時語苑皆この説に隨へり、(二)十二月名の解に、此月は草木皆凋むを以て、シホミツキなりと(三)古今要覽稿に、下の月の義なり、十一月に於て、十一、十二と數をとれば、十一は下にかへる義にてシモ月と云ふなり、左傳に十は盈數也と見えたるにても義明かなりと云へり、(四)神武天皇紀に、冬十月一月とあるを「シモツキ」とよみたり、これ書に見えたる始めて、秘藏抄に「見るまゝに雪けの空と成にけりさらぬにさゆるしもつきの空」とあるは、歌によめる始めなるべし(古今要覽稿)

シモツケコクシ

下野國誌

卷十二

下野國誌、刊本、下野の地誌にて一巻名義、二巻名所勝地、三四卷神社、五卷古蹟、六卷名物等の目に分類して、十二卷は古蹟墳墓、國產名物等の目に分類して考證す、地理歴史的事項は、大抵漏さず記したれば學者の必ず參考すべきものなり、嘉永元年の自序あり、同三年刻成る、河野守弘、守弘は下野芳賀郡大道泉の里正にして、通稱伊右衛門と云ふ、幼より學を好み、長じて自國の地誌なきを慨し、自ら國中を歴遊し、二十餘年を積み、嘉永元年に至り、始

シモツキ

霜月

陰曆十一月の和名、異名を

霜月、陰曆十一月の和名、異名を「ナカノ冬」ツユコモリノ八月、雪待月、神歸月、雪見月、神樂月、子月とも云ふ、漢名を仲冬、黃鐘、暢月、寧、畢、寧、寧、天泉月、達月、周正、廣寒月、復月と云へり、名義に三説あり、(一)典義抄に霜降に降る故に霜降月の意なりと、東雅、倭訓栞、日本歲時記、歲時語苑皆この説に隨へり、(二)十二月名の解に、此月は草木皆凋むを以て、シホミツキなりと(三)古今要覽稿に、下の月の義なり、十一月に於て、十一、十二と數をとれば、十一は下にかへる義にてシモ月と云ふなり、左傳に十は盈數也と見えたるにても義明かなりと云へり、(四)神武天皇紀に、冬十月一月とあるを「シモツキ」とよみたり、これ書に見えたる始めて、秘藏抄に「見るまゝに雪けの空と成にけりさらぬにさゆるしもつきの空」とあるは、歌によめる始めなるべし(古今要覽稿)

シモツケコクシ

下野國誌

卷十二

下野國誌、刊本、下野の地誌にて一巻名義、二巻名所勝地、三四卷神社、五卷古蹟、六卷名物等の目に分類して、十二卷は古蹟墳墓、國產名物等の目に分類して考證す、地理歴史的事項は、大抵漏さず記したれば學者の必ず參考すべきものなり、嘉永元年の自序あり、同三年刻成る、河野守弘、守弘は下野芳賀郡大道泉の里正にして、通稱伊右衛門と云ふ、幼より學を好み、長じて自國の地誌なきを慨し、自ら國中を歴遊し、二十餘年を積み、嘉永元年に至り、始

シモツキ

霜月

陰曆十一月の和名、異名を

霜月、陰曆十一月の和名、異名を「ナカノ冬」ツユコモリノ八月、雪待月、神歸月、雪見月、神樂月、子月とも云ふ、漢名を仲冬、黃鐘、暢月、寧、畢、寧、寧、天泉月、達月、周正、廣寒月、復月と云へり、名義に三説あり、(一)典義抄に霜降に降る故に霜降月の意なりと、東雅、倭訓栞、日本歲時記、歲時語苑皆この説に隨へり、(二)十二月名の解に、此月は草木皆凋むを以て、シホミツキなりと(三)古今要覽稿に、下の月の義なり、十一月に於て、十一、十二と數をとれば、十一は下にかへる義にてシモ月と云ふなり、左傳に十は盈數也と見えたるにても義明かなりと云へり、(四)神武天皇紀に、冬十月一月とあるを「シモツキ」とよみたり、これ書に見えたる始めて、秘藏抄に「見るまゝに雪けの空と成にけりさらぬにさゆるしもつきの空」とあるは、歌によめる始めなるべし(古今要覽稿)

シモツケコクシ

下野國誌

卷十二

下野國誌、刊本、下野の地誌にて一巻名義、二巻名所勝地、三四卷神社、五卷古蹟、六卷名物等の目に分類して、十二卷は古蹟墳墓、國產名物等の目に分類して考證す、地理歴史的事項は、大抵漏さず記したれば學者の必ず參考すべきものなり、嘉永元年の自序あり、同三年刻成る、河野守弘、守弘は下野芳賀郡大道泉の里正にして、通稱伊右衛門と云ふ、幼より學を好み、長じて自國の地誌なきを慨し、自ら國中を歴遊し、二十餘年を積み、嘉永元年に至り、始

シモツキ

霜月

陰曆十一月の和名、異名を

霜月、陰曆十一月の和名、異名を「ナカノ冬」ツユコモリノ八月、雪待月、神歸月、雪見月、神樂月、子月とも云ふ、漢名を仲冬、黃鐘、暢月、寧、畢、寧、寧、天泉月、達月、周正、廣寒月、復月と云へり、名義に三説あり、(一)典義抄に霜降に降る故に霜降月の意なりと、東雅、倭訓栞、日本歲時記、歲時語苑皆この説に隨へり、(二)十二月名の解に、此月は草木皆凋むを以て、シホミツキなりと(三)古今要覽稿に、下の月の義なり、十一月に於て、十一、十二と數をとれば、十一は下にかへる義にてシモ月と云ふなり、左傳に十は盈數也と見えたるにても義明かなりと云へり、(四)神武天皇紀に、冬十月一月とあるを「シモツキ」とよみたり、これ書に見えたる始めて、秘藏抄に「見るまゝに雪けの空と成にけりさらぬにさゆるしもつきの空」とあるは、歌によめる始めなるべし(古今要覽稿)

シモツケコクシ

下野國誌

卷十二

下野國誌、刊本、下野の地誌にて一巻名義、二巻名所勝地、三四卷神社、五卷古蹟、六卷名物等の目に分類して、十二卷は古蹟墳墓、國產名物等の目に分類して考證す、地理歴史的事項は、大抵漏さず記したれば學者の必ず參考すべきものなり、嘉永元年の自序あり、同三年刻成る、河野守弘、守弘は下野芳賀郡大道泉の里正にして、通稱伊右衛門と云ふ、幼より學を好み、長じて自國の地誌なきを慨し、自ら國中を歴遊し、二十餘年を積み、嘉永元年に至り、始

シモツキ

霜月

陰曆十一月の和名、異名を

霜月、陰曆十一月の和名、異名を「ナカノ冬」ツユコモリノ八月、雪待月、神歸月、雪見月、神樂月、子月とも云ふ、漢名を仲冬、黃鐘、暢月、寧、畢、寧、寧、天泉月、達月、周正、廣寒月、復月と云へり、名義に三説あり、(一)典義抄に霜降に降る故に霜降月の意なりと、東雅、倭訓栞、日本歲時記、歲時語苑皆この説に隨へり、(二)十二月名の解に、此月は草木皆凋むを以て、シホミツキなりと(三)古今要覽稿に、下の月の義なり、十一月に於て、十一、十二と數をとれば、十一は下にかへる義にてシモ月と云ふなり、左傳に十は盈數也と見えたるにても義明かなりと云へり、(四)神武天皇紀に、冬十月一月とあるを「シモツキ」とよみたり、これ書に見えたる始めて、秘藏抄に「見るまゝに雪けの空と成にけりさらぬにさゆるしもつきの空」とあるは、歌によめる始めなるべし(古今要覽稿)

シモツケコクシ

下野國誌

卷十二

下野國誌、刊本、下野の地誌にて一巻名義、二巻名所勝地、三四卷神社、五卷古蹟、六卷名物等の目に分類して、十二卷は古蹟墳墓、國產名物等の目に分類して考證す、地理歴史的事項は、大抵漏さず記したれば學者の必ず參考すべきものなり、嘉永元年の自序あり、同三年刻成る、河野守弘、守弘は下野芳賀郡大道泉の里正にして、通稱伊右衛門と云ふ、幼より學を好み、長じて自國の地誌なきを慨し、自ら國中を歴遊し、二十餘年を積み、嘉永元年に至り、始

シモツキ

霜月

陰曆十一月の和名、異名を

霜月、陰曆十一月の和名、異名を「ナカノ冬」ツユコモリノ八月、雪待月、神歸月、雪見月、神樂月、子月とも云ふ、漢名を仲冬、黃鐘、暢月、寧、畢、寧、寧、天泉月、達月、周正、廣寒月、復月と云へり、名義に三説あり、(一)典義抄に霜降に降る故に霜降月の意なりと、東雅、倭訓栞、日本歲時記、歲時語苑皆この説に隨へり、(二)十二月名の解に、此月は草木皆凋むを以て、シホミツキなりと(三)古今要覽稿に、下の月の義なり、十一月に於て、十一、十二と數をとれば、十一は下にかへる義にてシモ月と云ふなり、左傳に十は盈數也と見えたるにても義明かなりと云へり、(四)神武天皇紀に、冬十月一月とあるを「シモツキ」とよみたり、これ書に見えたる始めて、秘藏抄に「見るまゝに雪けの空と成にけりさらぬにさゆるしもつきの空」とあるは、歌によめる始めなるべし(古今要覽稿)

シモツケコクシ

下野國誌

卷十二

下野國誌、刊本、下野の地誌にて一巻名義、二巻名所勝地、三四卷神社、五卷古蹟、六卷名物等の目に分類して、十二卷は古蹟墳墓、國產名物等の目に分類して考證す、地理歴史的事項は、大抵漏さず記したれば學者の必ず參考すべきものなり、嘉永元年の自序あり、同三年刻成る、河野守弘、守弘は下野芳賀郡大道泉の里正にして、通稱伊右衛門と云ふ、幼より學を好み、長じて自國の地誌なきを慨し、自ら國中を歴遊し、二十餘年を積み、嘉永元年に至り、始

シモツキ

霜月

陰曆十一月の和名、異名を

霜月、陰曆十一月の和名、異名を「ナカノ冬」ツユコモリノ八月、雪待月、神歸月、雪見月、神樂月、子月とも云ふ、漢名を仲冬、黃鐘、暢月、寧、畢、寧、寧、天泉月、達月、周正、廣寒月、復月と云へり、名義に三説あり、(一)典義抄に霜降に降る故に霜降月の意なりと、東雅、倭訓栞、日本歲時記、歲時語苑皆この説に隨へり、(二)十二月名の解に、此月は草木皆凋むを以て、シホミツキなりと(三)古今要覽稿に、下の月の義なり、十一月に於て、十一、十二と數をとれば、十一は下にかへる義にてシモ月と云ふなり、左傳に十は盈數也と見えたるにても義明かなりと云へり、(四)神武天皇紀に、冬十月一月とあるを「シモツキ」とよみたり、これ書に見えたる始めて、秘藏抄に「見るまゝに雪けの空と成にけりさらぬにさゆるしもつきの空」とあるは、歌によめる始めなるべし(古今要覽稿)

シモツケコクシ

下野國誌

卷十二

下野國誌、刊本、下野の地誌にて一巻名義、二巻名所勝地、三四卷神社、五卷古蹟、六卷名物等の目に分類して、十二卷は古蹟墳墓、國產名物等の目に分類して考證す、地理歴史的事項は、大抵漏さず記したれば學者の必ず參考すべきものなり、嘉永元年の自序あり、同三年刻成る、河野守弘、守弘は下野芳賀郡大道泉の里正にして、通稱伊右衛門と云ふ、幼より學を好み、長じて自國の地誌なきを慨し、自ら國中を歴遊し、二十餘年を積み、嘉永元年に至り、始

シモツキ

霜月

陰曆十一月の和名、異名を

霜月、陰曆十一月の和名、異名を「ナカノ冬」ツユコモリノ八月、雪待月、神歸月、雪見月、神樂月、子月とも云ふ、漢名を仲冬、黃鐘、暢月、寧、畢、寧、寧、天泉月、達月、周正、廣寒月、復月と云へり、名義に三説あり、(一)典義抄に霜降に降る故に霜降月の意なりと、東雅、倭訓栞、日本歲時記、歲時語苑皆この説に隨へり、(二)十二月名の解に、此月は草木皆凋むを以て、シホミツキなりと(三)古今要覽稿に、下の月の義なり、十一月に於て、十一、十二と數をとれば、十一は下にかへる義にてシモ月と云ふなり、左傳に十は盈數也と見えたるにても義明かなりと云へり、(四)神武天皇紀に、冬十月一月とあるを「シモツキ」とよみたり、これ書に見えたる始めて、秘藏抄に「見るまゝに雪けの空と成にけりさらぬにさゆるしもつきの空」とあるは、歌によめる始めなるべし(古今要覽稿)

シモツケコクシ

下野國誌

卷十二

下野國誌、刊本、下野の地誌にて一巻名義、二巻名所勝地、三四卷神社、五卷古蹟、六卷名物等の目に分類して、十二卷は古蹟墳墓、國產名物等の目に分類して考證す、地理歴史的事項は、大抵漏さず記したれば學者の必ず參考すべきものなり、嘉永元年の自序あり、同三年刻成る、河野守弘、守弘は下野芳賀郡大道泉の里正にして、通稱伊右衛門と云ふ、幼より學を好み、長じて自國の地誌なきを慨し、自ら國中を歴遊し、二十餘年を積み、嘉永元年に至り、始

シモツキ

霜月

陰曆十一月の和名、異名を

霜月、陰曆十一月の和名、異名を「ナカノ冬」ツユコモリノ八月、雪待月、神歸月、雪見月、神樂月、子月とも云ふ、漢名を仲冬、黃鐘、暢月、寧、畢、寧、寧、天泉月、達月、周正、廣寒月、復月と云へり、名義に三説あり、(一)典義抄に霜降に降る故に霜降月の意なりと、東雅、倭訓栞、日本歲時記、歲時語苑皆この説に隨へり、(二)十二月名の解に、此月は草木皆凋むを以て、シホミツキなりと(三)古今要覽稿に、下の月の義なり、十一月に於て、十一、十二と數をとれば、十一は下にかへる義にてシモ月と云ふなり、左傳に十は盈數也と見えたるにても義明かなりと云へり、(四)神武天皇紀に、冬十月一月とあるを「シモツキ」とよみたり、これ書に見えたる始めて、秘藏抄に「見るまゝに雪けの空と成にけりさらぬにさゆるしもつきの空」とあるは、歌によめる始めなるべし(古今要覽稿)

シモツケコクシ





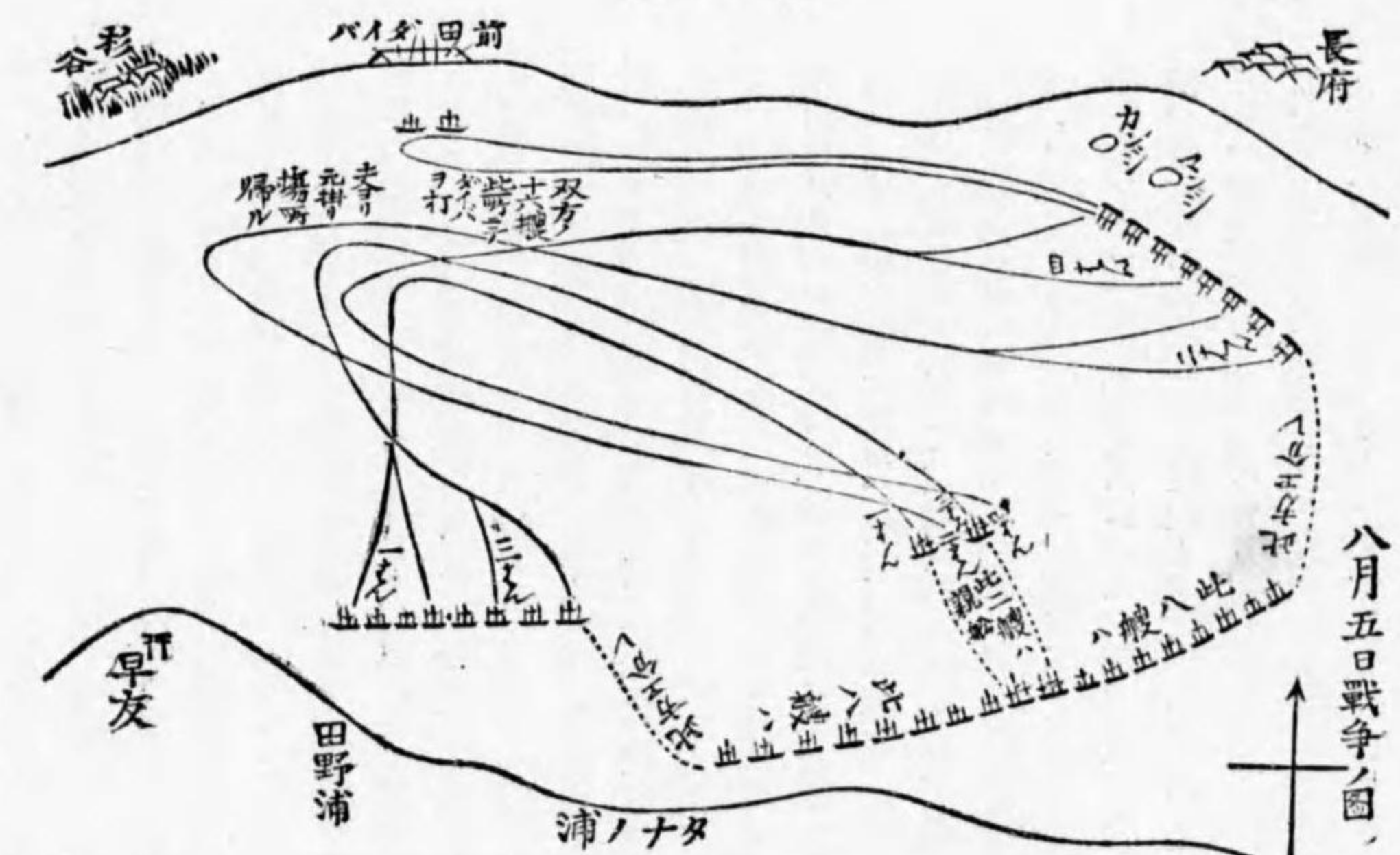


シモノ



（載所[記戦岸海本日]氏ンサッル）

圖一第



圖二第



【考備】  
 櫻木草氏の所蔵  
 本に據る、就中  
 第二圖第三圖  
 は、共に當時の  
 見取圖なり、

【第三圖符號】(イ)此所申下刻異人陸軍、前田砲臺ヨリ此山ノ後手へ廻リ角田陣屋ヲ燒ク(ロ)申下刻著發(ハ)申下刻前落  
 (ニ)申刻七分ニ燒(ホ)異人陸軍旗國號不分(ヘ)此端船已ノ上刻ヨリ上陸戦ニナル、申下刻海邊マテ引取(ト)此所前田流  
 ノ洲有之、是ハ朝ヨリ乗上ケケタ刻七分合形(チ)此近所長州勢群集ト見エ、異船ヨリ應打込(リ)此所陸軍ノ進退砲發(ヌ)此山  
 陰異船數艘アルト見エ前田所々不絶砲發(ル)此所已ノ中刻頃ヨリ端船數艘上陸ノ戦トナリ未ノ中刻凱陣、前田手ト加  
 ル(チ)此所午下刻未上刻迄ニ三度著發致サレ共格別ヤケズ(ワ)此所檀浦ニ在ル端船數艘ノ内二艘上陸午ノ中刻火ヲ擧ル  
 尤此邊近所ダケ燒カシ陸上海邊ノ黒點ハ陸軍歩兵尤赤衣裳ニ無之白又腰ヨリ上黒色兵モ有之、

シモノ

師提督クーパーを司令長官とし、八月五日下ノ關に  
 至り、まづ前田砲臺を攻撃して沈黙せしめ、超えて  
 六日進んで壇ノ浦砲臺に迫り、且つ諸砲臺と對戦す、  
 既にして城山、關見、前田の諸砲臺破壊せられ、長  
 兵は疊を捨て、逃走せり、茲に於て四國の陸戰隊二  
 千六百餘人上陸し、遂に洲岬、杉谷の諸砲臺を陥れ、  
 尋で亦壇ノ浦砲臺を占領せり、翌七日山縣有朋、高  
 杉晋作、山田顯義等奮戦せしと雖も遂に大敗し、八  
 日に及んで和を請ふの已むを得ざるに至り、  
 長藩は高杉晋作、井上馨、伊藤博文等をして交渉の任  
 に當らしめ、九日左の書面を發せり、  
 昨年來朝命幕令に從ひ、於三ノ關ノ外國船を及砲  
 擊ニ候處、豈圖らん暴發の名を蒙り、違背朝命す  
 るの姿と相成候折柄、家來歸便を以て、懇諭の趣有  
 リ之候に付、朝旨何定度、長門守發駕に及ぶの處未  
 著中京師變動差起、不得已中途より歸國、不得  
 リ果、其意、過る三日貴國軍艦短島來著の由に付下  
 ノ關通航差障無之段、可及ニ應接ニ家臣兩人に  
 書翰持參申付候得共、御出帆後に付猶又下ノ關に  
 於て可及ニ應接ニ處、時刻相移、終に戰爭に至り、  
 遺憾の至りに候、素より宿怨は無之、數萬の國民  
 を苦しめ候儀、不本意の事に付、和議を冀ひ候外、  
 無ニ外事ニ候、此儀宜敷御酌量被下度、委細家老毛利  
 出雲等可申述ニ候、以上、  
 元治元年八月九日 松平大膳大夫花押  
 越えて十四日、國老末戸備前、毛利出雲等を遣はし  
 クーパーと正式の談判を開き、次の箇條を結び、且つ  
 價金に關しては到底拂ふべき餘裕なきことを辯疏し  
 たるを以て免れたり、  
 一 長州條約書一札  
 一 此箇の雜費相償候事

一 長州藩内各國船通行の義不妨候事  
 一 薪水石炭其外入用の諸品當海濱に於て相當の價  
 を以て可賣渡候事  
 一 新規臺場築造不致候事  
 一 舊臺場築造不致候事  
 一 舊臺場修葺不加大砲不備付候事  
 一 過料金高は政府と各國公使之裁判に可任候事  
 八月  
 クーパー等は江戸に赴きて更に交渉を開くべきに決  
 して下ノ關を去り、横濱に歸航して、在留公使に願  
 末を報告せり、茲に於て四國の公使等は、幕府に數回  
 の交渉を重ねたる後、三百萬弗の價金を幕府より出  
 すこととして、其局を結びたり(下關砲臺未、徳川  
 十五代史、徳川太平記、砲臺遺稿)  
 シモノヘヤ 下部屋 上部屋(カミノヘヤ)  
 を見よ、  
 シモフサノクニ 下總國 東は海、  
 西は武藏上野、南は上總及び海、北は常陸下野に接  
 し、東西凡二十里、南北凡十七里餘、東海道に屬  
 す(形勢圖)國內山無く、原野四分の一に居る、利根川  
 分派して西北二方を界し、漕輪頗る便なりと雖も、沿  
 川の地時に水患を被る、其土は赤墳石少なく五穀皆  
 宜し(原形圖)古へ總國の地、後上下二國と爲る、文  
 武天皇大寶元年九月始めて見ゆ、稱徳天皇の御宇結  
 城郡と常陸國新治郡との境界を定む、國府を葛飾郡  
 に置く(今の國府菴村是なり)、承平中高皇王の子眞  
 兼、介を以て國事を司る、從子將門(眞將の子)豊田郡  
 に居り、猖獗制を受けず、天慶二年眞兼卒す、將門遂  
 に謀叛し、猿島郡藤原を以て京都に擬し、僞宮を營し  
 て八州(本州及び上總安房武藏相模上野下野常陸)を  
 煽動す、明年誅に伏す、將門の從姪忠常(良文の孫忠

頼の子)州の介に任じ、海上郡に居り、長元元年亂を  
 作し、四年にして法に伏す、後其子常將を宥して介  
 に任じ、始めて千葉城に居り、子孫任を襲ぎ千葉と稱  
 す、支孫常胤、結城朝光と源頼朝に從ひ、常胤本國守  
 護となり、子孫に傳へ、後上總の北境を併有す、朝光  
 治承の末、結城郡を領し結城に居り、後常陸眞壁郡下  
 野芳賀郡を兼領す、建武中興足利尊氏を守護とす、尊  
 氏の叛する時千葉貞胤(常胤七世の孫)結城直朝(朝  
 光六世の孫)皆之に屬す、千葉氏介を以て守護を兼ね  
 る故の如し、鎌倉管領足利持氏の亡ぶるや、直朝の曾  
 孫氏朝、其遺孤を奉じて結城に據る、上杉氏將軍義教  
 の令を以て來り伐ち、城陷て氏朝自盡す、寶徳の初め  
 持氏の子成氏管領となり、氏朝の遺胤成朝をして結  
 城に歸復せしむ、既にして成氏其執事兩上杉氏を伐  
 つ、克たずして退て古河を保つ、時に貞胤の支孫胤  
 直、上杉氏に黨す、其叔父馬加城主康胤胤直を襲殺  
 し、千葉城に據り印旛以東の地を領し、(白井佐倉多  
 古小見川皆領色なり)結城氏と俱に成氏を襲殺し、關  
 東八箇皆古河に觀す、既にして上杉氏胤直が從子實  
 胤を胤直の後とし武藏石濱に居らしむ、千葉氏はよ  
 り兩宗となり、争戦やまず(石濱の千葉、後北條氏に  
 屬し、天正の末記紀ゆ)、天文中里見氏、本國を侵して  
 東境を略取す、千葉結城漸く衰へて自立する能はず、  
 遂に北條氏に屬す、二十三年北條氏康成氏の曾孫晴  
 氏を關宿に幽し、其子義氏をして僅に古河に食しむ  
 (義氏子なし、小弓義明の孫國朝嗣となる、慶長中其  
 嗣頼氏封を下野に受く喜連川氏之なり)、天正十八年  
 豊臣氏東征、成朝の支孫晴朝款を納れ封を全し、徳川  
 氏の庶子秀康を養て嗣とす、康胤九世の孫重胤、北條  
 氏に從て小田原に在り、豊臣氏盡く其封を奪ひ千葉  
 氏亡ぶ、既にして徳川氏關東に遷るや、小笠原秀政を

シモノ

シモノ



古河に(後に土井利里)、松平康元を關宿に(後に久世重之)、久能宗能を佐倉に(後に堀田正亮)封じ、慶長中秀康を越前に徙し、結城城を廢す、其後國內封を受る者生實(森川重俊)高岡(井上政重)小見川(内田正信)結城(水野勝長)多古(松平勝以)凡て八藩、明治維新下野の高徳藩(月田忠至)を會我野に徙す、既にして皆改めて縣とし、尋で之を併せて印旛縣を置く、又改めて千葉縣を置き、上總安房を兼治す(關國古より管郡の變遷左表の如し、詳しくは各郡の條參看すべし)(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)

Table with columns for provinces (e.g., 六國史, 萬葉集) and administrative details like '郡名考' and '明治沿革'.

Table with columns for '取' (Take) and '香取' (Kaguri) with various entries and symbols.

下部 武家の政所問注所侍所に置く 卑役、驅使に用ふ、

寺門派 天台宗の一派、圓珍の創開する所、園城寺を本山とす、圓珍、叡山の二世義真に師事し、清和天皇仁壽三年、勅を奉じて入唐求法し、台密二宗の法門に於て大に發明する所あり、清和天皇優詔して、特に園城寺の別當に任じ、寺を以て永く派祖の法流に附し、法門を弘傳せしむ、是より起原す、圓融天皇元年十二月、其門下餘慶、法性寺の座主に任ぜられしかば、慈覺の門下之を拒む、是より甚しき齟齬を生じ、遂に派祖の門下三井に移居す、茲に至りて一宗永く分れ、叡山を山門、三井を寺門と稱す、其後別當職を長吏と稱し、寺門一派法務の棟梁として、累世の碩徳此職に補せらる、中世已後、親王、皇子、或は攝家の公子、法門に入り、遂に聖護院、圓満院、實相院等の門主之に當り、以て一派の樞機を掌る、明治元年に至りて、長吏聖護院門主雄仁法親王、復飾の際、朝廷此職を廢し、更に嘉言親王を以て當寺の別當に補す、同年八月、別當宮費去以來、此職廢せらる、五年、天台一宗に管長を置き、後ち更に寺門一派に管長を別置し、法務を掌る、十七年、内務省の認可を得て、長吏の名稱を復す(佛教各宗綱要、日本佛教史綱)

シモン

シヤ

赦 名義 朝廷又は幕府にて、吉凶の事ありし時、もしくは功德、追福等の爲めに罪囚の罪を宥免して無罪とするをいふ、(通稱) 朝廷にて行はる、赦には、常赦、大赦、非常赦あり、常赦は、八虐、故殺、謀殺、私鑄錢、強竊二盜を除く外、死罪以下罪の輕重となく、已發覺、未發覺、已結正、未結正成く赦し、大赦は、常赦に加ふるに、八虐、故殺、謀殺、私鑄錢、強竊二盜を赦免すれども、尙常赦を得ざる者は恩典に預かるを得ず、非常赦は有罪者を悉く赦すをいふ、後には非常の赦のみにて、大赦は行はれず、又臨時赦あり、輕罪のみを赦すをいふ、曲赦あり、一地方の罪人を赦すをいふ、恩降あり、死、流二罪の者一等を減するをいふ、凡そ赦降に會ひて罪を免すべきは、赦降の出る日、太政官に申さずして、刑部省にて直ちに放免す制なりしが、後には檢非違使にて、詔勅の施行を待たずして釋すこととなり、政權武門に歸してより、なほ鎌倉時代までは、其例史書に見ゆれども、室町以後は幕府の行へる赦のみにて、朝廷にて行はれしことなきも、自然の結果なるべし、武家にて行へる赦は、鎌倉、室町の兩時代共取り立て、いふべきことなし、江戸時代にては、寺社奉行、町奉行、勘定奉行、遠國奉行、火附盜賊改等まづ囚徒の名を録し、之を教律及び先例に照準して教不赦を判別す、而して殺人、殺逆、放火、強盜等の重罪者は預かるを得ず、又刑に従ひて、赦を得る年限を立てたれば、其年に至らざれば、之に預かるを得ざるものとす、這般の詳しきことは、教律に悉しくあれば、就きて見るべし、赦を行ふ場合は、特例の外は、朝暮の吉凶、即ち即位、改元、諒闇、將軍宣下、日光社參、將軍の婚禮、同子女の誕生、同喪去、年忌の御事等ある時行ふものにして、慶事に行ふをば、御祝

儀の大赦、また御慶事の赦、法事に行ふをば、法事の赦と稱せり、法事の赦は、寛永寺、増上寺等にて、幕府の爲めに、法事を行ふに際し、現に刑網にあるもの、親戚より、この兩山に向ひて赦を乞ひ、兩山にては其名を録して幕府に致す、これを廻教帳、又は教帳といふ、幕府にては、其赦すべきものを簡ひ、法事の場に召して放釋す、此外に赦免せずして其刑を降すものあり、王朝時代の恩降に比すべきものとす(通稱) 顯宗天皇元年正月に、天下に赦したることあるを初めと爲す、これは御即位に付きて、行れしなるべし、孝德天皇大化二年三月、新宮を造らししによりて、天下に大赦し、其詔に、宜遣使者諸國、流人及獄中囚、一皆放捨とあり、文武天皇二年五月壬申亂後の大赦あり、持統天皇朱鳥元年御即位に因り之を行ひ、文武天皇大寶四年五月、慶雲の祥ありて、慶雲元年と改元し、また天下に大赦せられたり、同四年七月に元明天皇即位の大赦あり、其詔に、自慶雲四年七月十七日昧爽以前、大辟以下、罪無輕重、已發覺、未發覺、成赦三除之、其八虐之内、已殺訖、及強盜竊盜常赦不免者、并不在赦例云々とあり、爾來改元の詔は、皆此の例に據らる、是れより後、佛法崇信の爲め教典漸々繁く行はれ、即位、改元、立后、立太子、及び崩御、災禍、符瑞の外に、主上の御憐(御不豫御業)院の御憐、佛事供養、明年辛酉の御憐、猶甚しきは、人臣の爲に、赦を行はるゝに至れり、是よりして、大赦は、祈禱の時に行はるること、一の故事となれり、又彼の德政の類をも赦といへり、其後武家に於ても、朝廷の例に倣ひて、往々赦を行ひしことあり、江戸時代に將軍家光の時行ひしをばじめとす、後ち赦令に關して一の條規を生じ、之を教律と稱したり、按ずるに赦令の出づること

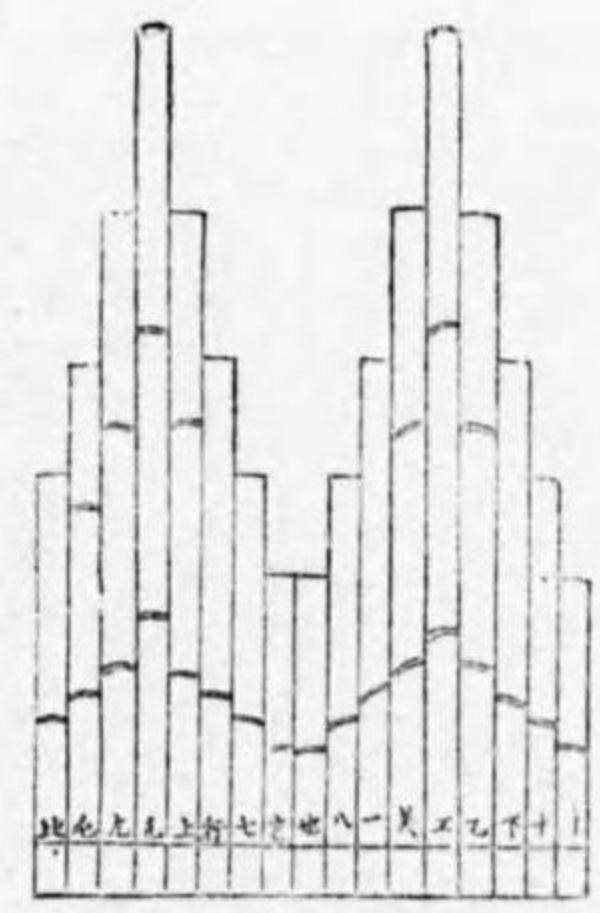
とに準據せし例書は、久しき以前よりありしと見ゆれど、これを整理して、一書となせるは、實に江戸幕府の末年の事なり、其奥書に左の如く載す、右教律の條々、嘉永四年辛亥年五月、阿部伊勢守を以て被仰出之、前々被仰出之趣、並先例其外評議之上、追々何之、今般相定之、奉行之外不可有他見者也、文久二年壬戌年三月、松平伊豆守(寺社奉行)石谷因幡守(町奉行)酒井但馬守(勘定奉行)右の如くなり、書中其目を三十三條に分つ、即ち左の如し、一、御取計方之事、一、御仕置輕重に付赦免年數の事、一、巧成儀も無之、強而人之害に不相成もの之事、一、三笠附博奕取退無盡等致候もの之事、一、都而惡事之品不憚ニ公儀、又は御役筋に拘候類、其外右等に不拘候とも、非道不實或は、格別巧成取計致し候もの之事、一、重き惡事に同意致し或は事を不達もの之事、一、罪狀不決に而御仕置相成候もの之事、一、主人親其の外目上之ものへ對し、惡事致し候もの之事、一、人を殺し又は疵付候もの之事、一、徒黨を結び強訴又は門訴、逆敵、又遺恨を以て、及亂妨候もの之事、一、捕方役人へ手向致し候もの之事、一、長脇差并脇差等を帯び惡事致し候もの之事、一、盜又はかたり事等致し候もの之事、一、外國人へ引合せ、惡事致并唐物拔荷取候もの之事、一、密通又は強藩致し候もの之事、一、女犯僧之事、一、三鳥派不受不施之法を特、並奇儀の儀を申觸候もの之事、一、附火致し候もの之事、一、幼年者之事、一、座頭并機多非人等之事、一度々御仕置相成候もの之事、一、遠島に成又惡事致し候もの之事、一、御構場所不立去もの之事、一、御仕置當不相當もの之事、一、牢屋並人足寄場を逃去候もの之事、一、牢溜等において、惡事致し候もの之事、一、一日御教相成候もの之事、一、牢屋燒失の節放ち

遣し立歸候もの之事、一、金子横取又は取逆等致し候もの之事、一、依交之科、御仕置相成候もの之事、一、幼年もの當人之科に而親類へ預中、出家願致し候もの之事、一、御取調心得の事、一、當座御赦之事、一、皇典講究所講演(赦令の事)、古事類苑法律部) シヤ 紗 名義 織物の名、織目疎にして輕く薄し、或は字須波多、又阿幾豆志ともいふ、又一種志々良岐といふものあり、數文あるを以て名づく、或はこれを知々といふ(通稱) 仲哀天皇九年、新羅より始めて獻す(應神天皇十四年以來、支那の織法を傳ふ、因て按ずるに、羅及び紗は或はこれを教帳ともいへば、概して阿夜ともいひしなるべし、然らば支那様の羅及び紗を製するの法は、阿夜毗登の傳へしものなるべし)、爾來工人外邦の製に倣ひ羅、紗、及教を織る、醍醐天皇延喜五年、制して尾張、參河、伊豆、近江、越前、丹波、但馬、播磨、紀伊、阿波、伊豫十一國は、其製する所の羅紗を以て、定めて調貢と爲さしむ(これより先羅を以て調貢と爲すの制あり、而れども史冊に傳はらざるを以て、其何の國なるを詳かにせず、而れども大率此等の國なるべし)、其羅は鼠跡羅、障羅、藻羅、冠羅、九點羅、小許春羅、四點羅なり、各其出す所を以て之を定む、既にして諸國羅を織ること漸く尠く、遂に業を廢す、世の亂あるに依てなり、而して織部司及び京都の工人のみ羅及び紗を製す、壽永三年、後鳥羽天皇大會を行はれし時、其用ふる所の衣服器財を製す、朝廷因て諸名匠を召集す、羅織工は藤井依貞といふ、依貞は當時羅を織る妙手と稱す、正平年間、大内弘世京都の織工を周防山口に召し、以て羅及び紗を織らしむ、周防に於て羅及び紗を織ること、此に始まる、元中年間、和泉、堺の織工羅及び紗を織る、當時之を製出する地は、唯京都、山口、堺



シヤウ

のみなり、應仁の亂、京都大倉町兵衛に羅り、羅及び...



（載所録家樂）黄帝の時...

シヤウ 笙 名樂器の一種、匏の屬にて、俗...

シヤウアン 正安 名後伏見天皇御宇の...

シヤウ

中腰を檢束する者を帶、管に息通じて聲音をなす孔...

シヤウ

年號、永仁七年四月廿五日代始に因て改元す、三年...

シヤウ

の天皇にして、再從兄弟にして受禪ありしは、後二...

大内史、權大内史、少内史、權少内史、大外史、權大外...

戰艦百餘艘をして之を討たしむ、尙寧降を乞ふ、聽さ...

シヤウ

- 尙德王 尙泰王 尙典
尙忠王 尙思達王 尙金福王 尙泰久王
尙德王 尙泰王 尙典
尙忠王 尙思達王 尙金福王 尙泰久王



シヤウ

氏と稱す、資國資永長茂の二子を生む、長茂饒勇なり、源頼朝に仕へ、奥州を征して功あり、後謀叛し、源頼朝の爲めに誅せらる(吾妻鏡、尊卑分脈、平氏系圖、氏族志)

○繁盛—維茂—繁成—貞成—重家—永基

永家—資國—資永—資盛—長茂

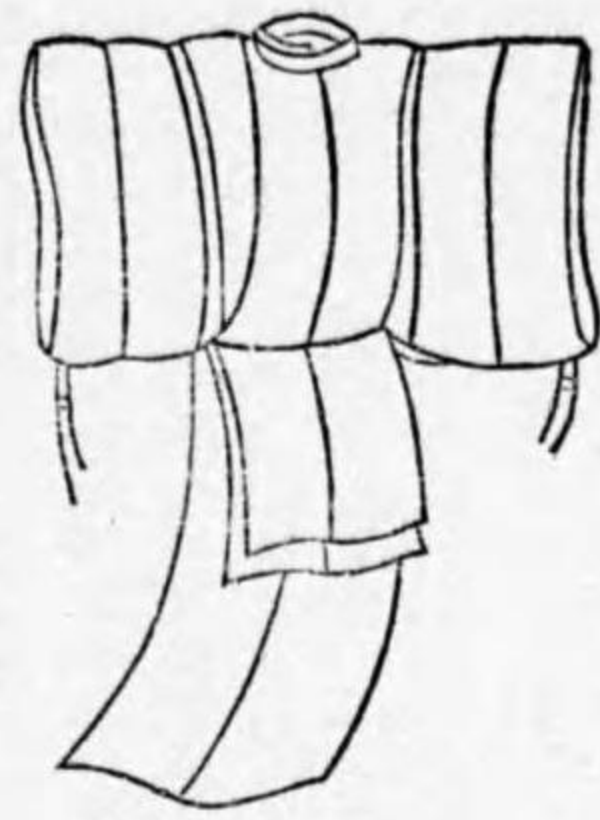
シヤウウツアシ

淨雲節 淨瑠璃節の一種、寛永の頃薩摩浄雲が創めたるもの、薩摩節とも稱す「サツマアジ」を見よ、

シヤウエ

浄衣

名義白き布製の装束を云ふ、又生絹を用ふることもあり、明衣とも云ふ



(載所抄案類目名)

けなきに烏帽子淨衣して云云とあるは其一例なり、衣、單等を重ぬること、一に狩衣の如し、袴は、地白の布、又は指貫を用ひ、袖括は、麻布二筋なり(貞丈雜記、裝束雜事抄、平家物語、裝束集成)

シヤウエン

莊園

名義王朝時代以後、勢力ある神社及び人々の私有地にして莊園ある土地を云ふ、莊は田舎の義、田間に在る家屋を云ひ、園は苑の藩を設けあるもの、樹木等を植うる所を云ふ、即ち別業の園地なり、莊所、莊地、産業所とも云へり、輪租

賜ひ、下毛野力等四人律令を撰定せし功を以て、小功田四十町以下六町を賜ひたり、後功を以て上中功田を賜はるもの多し、是等の田は皆限りありて、公に還す規定なるに、法令弛むに従ひ、或は賣買し、或は寺院に寄せ、終に莊園と化するに至れり(第四)開墾田なり、荒蕪の地を開墾したる田地にして、開墾は人民の生業、國家の強弱と相關係す、故に上古より之を奨勵し、大化改新に至りても、禁ぜざりき、即ち官人部内の空閑地を開墾することを許し、管解の際には、公に返還するの制なりき、和銅四年十二月に至りては、親王已下豪族等に開墾することを許し、元正天皇養老六年閏四月勅して、諸國司をして開墾を務めしめ、又諸國の百姓にして、荒野閑地を開墾し、雜穀を得ること三千石以上には、勅六等を賜ひ、一千石以上には終身徭役を免じて之を奨勵したりき、同七年四月勅して、百姓多く田地狭きを以て、新に溝池を造り、開墾を營むものは、多少に限らず、三世に傳へ、舊溝池を逐はば一身に傳へしめたり、然れども返還の期に至れば、人民倦怠して、土地再び荒蕪に歸するを以て、聖武天皇天平十五年五月勅して、永年收公することなく、私財となさしむ、茲に於て人々争うて開墾し、殊に權門勢家恣に公民を驅使して開墾を勤め、私營田を營むこと益々多く、その田を別業とせるを以て、漸次に莊園を増加せり(第五)勅旨田なり、別勅によりて、空閑地を開墾し、又は荒廢地を後宮皇子親王に賜ひ、開墾して私田と爲さしむる者、即ち開墾田の一種なり、これ又輪租田なり(後ち不輪租田となる)勅旨田は、大同元年以後の記に見え、淳和天皇天長五年十一月伊勢國員辨郡空閑地一百町を勅旨田とせしを始めとし、年々勅旨田を後院親王等に賜ふこと多く史に見えたり、

シヤウ

地、不輪租地の二種あり、從來莊園は悉く不輪租地と云へるは誤なり、不輪租地は神社佛閣等特殊の土地に、官符宣旨輪官院を以て、租税課役を免除したるもの、みに限るなり、然るに現存する古文書等は、是等勅免の地のみ多きを以て世人が誤解したるものなるべし、保元二年三月廿五日の太政官符に、奉勅件庄牧等没官先舉、宜爲當院(後院)領、於官物者、辨濟國庫、至地利者、徵納院家、元來不輪田品非此限者」と見え、正應六年八月五日の條事定に、請給官使、不論有輪庄園、皆悉檢注、勅決本免加納、且被停止事」と見えたるに明なり(起原)社會の進歩に伴うて、人口の増殖するは自然の勢にして、費用増大し、従て從來の經濟にて生活に不足を生ずるは必然の結果なり、殊に商工業の發達せざる古代にありては、生産力は一に土地にあるを以て、人々の土地を欲し、田園を望むは自然の情なり、即ち莊園はこの經濟増大に従ひて發生せしものとす、今直接莊園發生の重なる原因に就て述べし(第一)上古の皇族及び臣連伴造國造等の遺領なり、上古皇族には御名代御子代等の民を置き、屯倉田部を設け、臣連伴造又各部曲の民を置き、國縣山海野池田等を割きて開墾し、以て己れが財とす、是を田莊と云ふ、蓋し土地私有制度は神代より發生し、神武天皇東遷するに及びて、縣を以て皇室の御領地とし、尋で御子代御名代屯倉田部起り、田莊起るに至りしなり、縣は大化以後の官田、御子代御名代は勅旨田、田莊は莊園に當るなり、而して勢あるもの數萬代の園池を領有し、權あるもの數百頃の田莊を兼併し、互に争戦止まざりき、故を以て之れが弊を矯め、王權を振強し、中央集權を固くせんとし、大化改新の詔勅は降されたり、茲に於て諸國の所領悉く公田となる、大化

シヤウ

此等勅旨田は寺社に施入し、或は寵臣に賜ひ、終に莊園となれり、例へば承和三年九月肥前國神崎郡空閑地六百九十町を勅旨田とせしが、後神崎庄と稱して、後院御領となりしが如し(第六)神寺田なり、神社佛寺田は、不輪租田にして、令制によれば、朝廷より寄せられし田地の外、臣民より寄進賣與するを得ざる定めなれども、開墾の自由が一般に許容するに至りしより、皇室臣民等の寄進施入多く、神社佛寺自らも盛に開拓に従事し、或は百姓の開墾田を買収する等、寺田の擴張を勉めしを以て、神寺田益々多く莊園愈々増加せり、以上述ぶる所は、莊園興立の梗概に過ぎざれども、尤も之を助成したるものは墾田、勅旨田、神佛田とす、而して勅旨田も、神佛田も其増大を致したるは、墾田の流布とす、即ち墾田は莊園の盛大をなせる一大根源と云ふべきなり、墾田は養老七年の勅にある如く、社會の進歩につれて、人口増殖し、人々競者に赴くを以て、土地需用増大せしより起る所なれば、莊園の最大原因は經濟的壓迫によりて、起りたる自然の結果と云ふべし、大化改新によりて豪族の兼併を停め、百姓を救ひ、中央集權を固めたりしと雖も、前に述べし如く、斷然たる處置に出でざりしを以て、幾干ならずして再び兼併の弊を生ぜり、即ち大化改新を去る僅かに五十年、大寶令制定の年を去る近々五年に過ぎざる、慶雲三年三月勅して、王公諸臣多く山澤を占め、耕種を事とせず、競て食養を懐ひ、空く地利を妨げ、以て百姓を苦ましむ、加之賜はる地は僅に一二畝に止まらざるに、領する所は山谷に跨り、瀕りに境界を成す、自今以後然ることを得ざれと云へり、以て當時の形勢を察すべし、和銅四年十二月親王以下豪族の山野を占むるを禁じ、天平神護元年三月勅して一切開墾を禁斷し、

シヤウ

二年正月甲子朔の詔に「罷昔在天皇所立子代之民、處々屯倉、及臣連伴造國造村首所有部曲之民、所々田庄、仍賜食封」と見えたり、然るに習慣の改むべからざるは古今の通弊、舊弊の容易に脱せざるは、人情の弱點なり、況んや當時人民の生命に關する財產の移動に於てをや、國造の如き、一旦國務に預るを停めしむ、精廉にして事務に長けたるものは郡司とし、然らざるものも神事を掌らしめたるを以て、大化以前と異なる所なし、其他土部氏の如き、玉作氏の如き、皆舊來のまゝなりき、されば土地公有制度の如きも、實際行はれざりしものありしと見え、大化以後田莊の存するものあり、持統天皇紀に、六年八月己卯、幸飛鳥皇女田莊と見えたるに明なり、これ僅に史籍中に見えし一好的例に過ぎざれども、是に類せし不傳の田莊多かりしや知るべきのみ、又太神宮領の神國の如き神郡と改め、皇室御領の縣の如き官田と改めて、其幾分を削りしに過ぎざるが如きは、特別なる場合なるべしと雖も、此等の土地がやがて莊園となりしなるべし、故を以て大寶以前既に莊の顯はるものあり、東寺文書延久二年三月十一日の弘福寺注進に、依智伊香兩庄大寶以前本願、佐々名實天皇御施入也」と見えたり(第二)賜田なり、別勅を以て政績功勞才藝ある人に、賜はりし輪租田にて、永く私有たることを許す、推古天皇十四年五月鞍作鳥に造佛の功を賞して、近江國坂田郡の地二十町を賜ひしを始めとし、田地を賜ふこと多し、是等の田地は子々孫々に傳へ、或は神社佛寺に寄せ、終に莊園となるに至れり(第三)功田なり、國家に功勳ある人に賜ふ輪租田なり、大寶令に制定して、大功は世世に、上功は三世に、下功は子に傳ふる定なり、即ち藤原鎌足は入鹿を誅せし功によりて、大功田百町を

シヤウ

當土百姓一二町ものを許したり、是れ豪族の兼併橫暴を停め、百姓を救はんが爲めなり、然れども實際行れざりしと見え、寶龜三年十月十四日この禁を解き、再び開墾を許すに及び、莊園愈々増加せり、又天平十八年三月戊辰、勅して寺家の私田賣收を禁じたり、五月庚申又勅して、諸寺競て百姓の墾田園地を買ひ、永く寺地となすを禁ぜり、然れども猶止まざりしと見え、同十九年二月十一日、大安寺法隆寺等の賣收帳を見るに、法隆寺の莊園四十六ヶ所、莊倉捌十四日、大安寺莊園十八ヶ所、莊倉廿六日の多に及びたり、また開墾田も寺家勢に乗じて、百姓民人を借りて開墾すること多きを以て、天平勝寶元年七月、勅して、諸大寺及び定額寺の開墾田の數を限らしむ、然れども漸次禁を侵すもの多く、延暦二年六月の勅に、「京畿定額諸寺、其數有限、私自營作、先既立制、比來所司寬縱、曾不糾察、如經年代、無地不寺、宜嚴加禁斷、自今以後、私立道場、及將田宅園地、捨施買賣與寺、主典已上解却見任、自餘不論陸贖、決杖八十、官司知而不禁者亦與同罪」と見えたり、以て諸寺が如何に莊園を買占し、私墾田を開墾せしかを知るべきなり、かくの如く、屢々制禁を加ふと雖も、王侯諸臣社家寺家等は財產増殖に汲々たるを以て、陰に之を侵し、法網をくぐり、終には別業を司配せしむる爲め、莊長を置き、莊長又從て私佃を營むものあるに至れり、仍て延暦十四年四月二十七日、再び百姓の田宅園地を施入し、賣與することを禁じ、十六年八月三日には、百姓等の親王諸臣の莊園に寄住し、主の權力によりて調庸を免れたる者は、之を追徴せしめて、莊長の私佃を嚴禁せり、されども此の弊なほ止まず、其風習益々甚しく、宇多醍醐の兩朝には、權貴の家、勢に乗じ、威を挟み、遠近の民田

シヤウ

此等勅旨田は寺社に施入し、或は寵臣に賜ひ、終に莊園となれり、例へば承和三年九月肥前國神崎郡空閑地六百九十町を勅旨田とせしが、後神崎庄と稱して、後院御領となりしが如し(第六)神寺田なり、神社佛寺田は、不輪租田にして、令制によれば、朝廷より寄せられし田地の外、臣民より寄進賣與するを得ざる定めなれども、開墾の自由が一般に許容するに至りしより、皇室臣民等の寄進施入多く、神社佛寺自らも盛に開拓に従事し、或は百姓の開墾田を買収する等、寺田の擴張を勉めしを以て、神寺田益々多く莊園愈々増加せり、以上述ぶる所は、莊園興立の梗概に過ぎざれども、尤も之を助成したるものは墾田、勅旨田、神佛田とす、而して勅旨田も、神佛田も其増大を致したるは、墾田の流布とす、即ち墾田は莊園の盛大をなせる一大根源と云ふべきなり、墾田は養老七年の勅にある如く、社會の進歩につれて、人口増殖し、人々競者に赴くを以て、土地需用増大せしより起る所なれば、莊園の最大原因は經濟的壓迫によりて、起りたる自然の結果と云ふべし、大化改新によりて豪族の兼併を停め、百姓を救ひ、中央集權を固めたりしと雖も、前に述べし如く、斷然たる處置に出でざりしを以て、幾干ならずして再び兼併の弊を生ぜり、即ち大化改新を去る僅かに五十年、大寶令制定の年を去る近々五年に過ぎざる、慶雲三年三月勅して、王公諸臣多く山澤を占め、耕種を事とせず、競て食養を懐ひ、空く地利を妨げ、以て百姓を苦ましむ、加之賜はる地は僅に一二畝に止まらざるに、領する所は山谷に跨り、瀕りに境界を成す、自今以後然ることを得ざれと云へり、以て當時の形勢を察すべし、和銅四年十二月親王以下豪族の山野を占むるを禁じ、天平神護元年三月勅して一切開墾を禁斷し、



シヤウ

を侵し、數十町を押領して、租税を致さるあり、或は新に莊家を立て、苛法を施し、百姓を苦ましむるあり、且つ又諸國奸濫の百姓等、動もすれば京都に赴き、豪家に屬し、私有の田地を以て、詐て寄進と稱し、舎宅を以て巧に賣與と號して、租税を收めず課役を通る、これが爲に田地は遂に富豪の莊園となる、國吏此の矯飾の計を知るも、權勢を恐れて、口を甘み舌を卷て、敢て禁制せず、故に庶民産業の便を奪はれ、民烟農耕の地を失ふ、是を以て寛平八年四月二日には、諸院諸宮王臣家、百姓に代て田宅賣財争訟するを禁じ、五位以上の私營田を停止せり、延喜二年三月十三日には、元來相傳莊園の券契分明にして國務を妨げざるもの、外は、悉く莊園を停止し、寺社百姓の地は、公驗に任せ、本主に還へし、百姓の田園を寺社に賣寄するものを罪し、且つ自今以後新に莊園を立つるの害を除かんとして、勅旨開田は皆悉く停止し、諸院諸宮及び五位以上は、百姓の田地舎宅を買占め、空閑地を占むるを禁じたりき、然れども昇平日久しきを以て、人々漸く驕奢に赴き、用途從て不足を生ずるに至れり、こゝに於て人々莊園占有の競争となり、財産増殖を事として、新に莊園を立つる事、水の低に就くが如し、豈能く一片の官符詔勅の抑制に止むべけんや、加ふるに佛法益々流行して、權門は封戸を佛寺に納れ、勢家は莊園を施入し、南都十大寺を初め、延曆寺東寺の如き、多きは數千町、少きも四五十ヶ處の莊園を有したりき、殊に清和天皇以後は、藤氏外戚を以て權關となり、天下の政を左右せしを以て、諸族皆その權を借らんとし、地を寄するもの多く、長者は興福寺、榮山寺、法成寺、平等院等の所領を管し、子孫其利を占め、外に殿下渡領等の莊園ありて、長者世々是を傳領し、關白道長の

シヤウ

時には、其富皇室に過ぎたりしと云ふ、攝關所領の廣大なる想像するに餘りありと云ふべし、しかのみならず、莊園毎に兵士を徵集して、その本家に交番宿直するの勢を示すに至れり、故を以て長久元年六月三日國司に命じて、當任來往一兩代以來の新立莊園を停め、若し阿容する者は違勅の罪に論じて、見任を解却せしむ、然れども猶行はれざりしを以て、寛德二年更に勅して、前司任中以後新立莊園を停止し、若し符旨に違はずば、違犯の罪に處し、國司は見任を解却して、永く叙用せず、百姓は重科に處して、寛宥することなからしめたり、然れども勢家權門國司を凌轢して、猶遵行する者少なし、後冷泉天皇延喜三年三月十三日、又勅して寛德以後の莊園を停廢し、好みて立つる輩は子細を勘録し、其身を召進せしむ、此の如く嚴命を下せしにも、かはらず、之を奉ずる者至て稀なるのみならず、莊園の民は放縱にして、官物を輸さざる者多かりき、殊に東大寺領伊賀國員辨莊の如きは、僧徒數十人を率ゐて、名張郡に入り、檀に寺家の莊界を改む、國守使を遣して、檢察せしむるや、庄民國使を射て、且其鞍馬を奪ひ之を辱しむ、花山天皇寛和年中、左京屬久樂、關白賴忠の使として、備前國鹿田莊に下向す、所部を横行し、國司の命に従はず、故を以て國司の訴によりて、見任を解かれ、庄家を燒かれし事ありき、以て莊官莊民等が、如何に寺家の權と關白の威とを借りて、橫暴なりしかを推知すべきなり、かくの如く、權門勢家、莊家を立て、田園を起すもの多く、諸國の百姓、又地利輕くして、調庸を免るを以て、莊家に屬するを好むも、國司等權門勢家を恐れて、只に之を制止せざるのみならず、地方官等却て貪濫を恣にし、専ら私利を營み、自ら廣く田園と、林野とを占め、多く田園を有し、政を顧みざる

シヤウ

ものあるに至れり、延曆三年十一月庚申勅して、國司公解田の外の營田を禁じ、庶民の生業を妨ぐる事なからしむ、然れども猶止まず、廣く莊園を立て、意に任せて私田を營み、郡司百姓を鞭撻し、吏民騷然たり、元慶二年には、秋田城司收歛を事とせしを以て、假夷叛亂し、勢猖獗なりき、朱雀天皇天慶二年には、平將門叛し、常陸介藤原維茂、武藏權守與世王等之に應じ、伊豫掾藤原純友、また遠に將門に應じて叛を謀り、後一條天皇長元元年、上總介平忠常叛して安房守を殺したりき、此の後諸國群盜頻りに蜂起して、守介の殺さる、者相接す、かくの如く權門勢家諸寺諸社の莊園を立つる事多く、諸國司又私營田を作る事多きを以て、公田は益減少せり、かく莊園の増加するに從て、公田減少し、公私所有を別にするに至れり、故に公は、公田に地子を輸さしめ、私私私田に地子を輸さしむ、之に因りて全國の租額は増加して國庫の收入減少す、國庫の收入減少すれば、隨て朝廷公事用途缺乏す、用途缺乏するを以て、止むなく重任、其他の成功を募りて、以て用途の不足を補ひ、賣官の弊起るに至る、故を以て宇多天皇寛平の末年には、調庸の綱丁往々私に解文を作り、官物を折取して、贖勞料に充て、官職を得る者あり、百姓の財産ある者は、財貨を納れて國吏に任する者あり、醍醐天皇の時には、諸國の百姓奸民等京都に上り、財を以て六衛府の舍人に補し、郷に歸りて名を衛府の官に假りて、國司に對捍する者あるに至る、昌泰四年播磨國解文に、此國の百姓過半は、六衛府の官人、宿官と稱して、課役に備はらずと云ひ、延喜二年但馬國解文にも、此國にて資産を有し、事に從ひ事に堪ふべき輩は、既に諸衛府の舍人を帶ぶと云へり、圓融天皇の世には百姓僅に錢三百貫文を以て、國の

シヤウ

據を得る者あり、以て其實官の多き知るべきなり、此の後宮城官舍社佛閣等の造營ある毎に、官民の出費供役を募り、官爵を與へ、其高下は一出費の多寡により、既に財貨の多寡によりて、官爵の高下を與ふ、固より學藝は問ふ所にあらず、才能は試みる所にあらず、卑賤なる者、無能なる者を問はず、財囊ある者、金錢ある者、進で事を取り、勳功ある者自ら退けらるゝに至るは、必然の結果たり、苟も國家を治めんとするに、才能を試みず、學藝を測らず、任官叙爵するに至ては、政綱の亂ること免れざるなり、關白藤原兼實が、我朝は偏に莊園によりて滅亡するものなりと云ひ、北畠親房が、莊園の弊を論じて、諸院諸宮に御封あり、親王大臣も亦如此、其外官田職田とてあるも、皆官符を給はりて、其の所の正税を受る許りにて、國は皆國司の吏務なるべし、但し大功の者ぞ、今の莊園など、傳ふる如く、國々いろいろはれずして傳ける、中古となり莊園多く立ち、不輸の所出來りしより、亂國にはなれりと云へる、最適切の言と云ふべし、莊園の弊實に恐るべきなり、此の時代の莊園は領主領家のみにして、本家はあらざりき、蓋し本家は自家の土地即ち莊園を保全する爲めに、權門勢家に寄せしより起りしものにして、藤原時代より出でしものたるなり、以上述ぶる如く、莊園の害は國務を妨げ、百姓を苦しめ、國を亂し、朝權を衰頽せしむる起原なるを以て、歴代の聖帝深く意を之に用ひ給へり、即ち桓武、宇多、醍醐の諸天皇の如き、屢々詔を下して莊園を停止せり、華山天皇の如きは、賢臣中納言藤原義懷、權左中辨藤原惟成を用ひ、宿弊を剗革し、宰吏法を奉じ、紀綱稍々張りしも、藤氏の爲め全く意を延ぶる能はずし、出家し給へり、後朱雀天皇、後冷泉天皇共に英主に

シヤウ

して、寛德二年、天喜三年の如きは、五畿七道に勅して、新立莊園を停め、若し違犯する者あらば重科に處せんと嚴達せしむ、人々の利に付く事、水の低につくが如く、間隙を盜みて、己が慾を恣にせんとす、豈一片の官符詔勅にて制止すべけんや、故を以て莊園を嚴禁せんと欲すれば、莊園停止の詔を下すと共に、此が勵行の方法を研め、理非を斷じて、莊園の契券を糾すにあり、莊園の契券を糾すには、券契を記録する職員官衙なかるべからず、是れ記録莊園券契所の必要なる所以なり、後三條天皇東宮の御時より深く藤原氏の專横を憤り、莊園の弊害を惡み、大に改革する所あらんとし給ふ、此を以て御即位の日には、關白賴通、一條天皇以來專斷せし政柄を捨て、關白を弟左大臣に譲り、宇治に屏居して出仕せざりき、茲に於て天皇政を親らし、藤原氏の政權を抑ゆると同時に、莊園の積弊を矯め、以て皇綱の再張を謀り給へり、故に即位の翌年、即ち延久元年三月二十三日勅して、寛德二年以後新置の莊園を一切罷め、二年以前と雖も、券契の不明なるもの、國務を妨ぐる者は、停廢せしめたり、白河天皇立つに及びて、藤氏の權を抑ふること、後三條天皇よりも甚しかりしが、莊園の事には留意し給ふ事なかりしを以て、後三條天皇が最も苦心し給ひたる莊園記録券契所も停廢するに至る、殊に佛法を尊信する最も深きを以て、佛閣に封戸を附し、寺院に莊園を寄せ、數千の封戸、數百の莊園を寺領とし、其費す所の財囊實に莫大なり、加之應德三年七月には、城南鳥羽の山莊に、百餘町を規し、離宮を造り、五畿七道に課し、重任成功の國司を募り、池を穿ち、山を築き、宏敞麗麗巧を極め、近習卿相侍臣地下雜人等に至る迄、各々家地を賜ひ、屋舎を營造せしめたり、こゝを以て、諸國新立莊園續々出

シヤウ

で來りて、國司の知行する所、日々減少するに至れり、かくの如く佛法を尊信し、封戸莊園を數多寄せられしを以て、諸寺社の僧侶神人等は漸次勢を得て、終に横暴を極めたりき、元來諸寺諸院は、累代天皇の尊崇と臣民の信仰とにより、年々に領田を増し、歳に莊園を殖し、隨て僧侶の數は歲月と共に増加したり、故を以て桓武天皇は一度之を制して、度者の制を定めたるも、かゝる姑息の手段にて止むべくもあらず、その制遂に破れて、寺領僧侶は愈々多くなりて、終に一大勢力を爲すに至れり、殊に白河天皇の妄りに佛法を尊びし結果、寺領莊園一層増加し、土地人民を多く領有し、權力隨て無限に強大となれり、故に苟も寺院に對し、不利なることあらんか、法敵と稱し、佛仇と號し、慈悲忍辱の法衣を脱し、甲冑を着け、神輿を昇き、佛法は王法によりて尊く、王法は佛法によりて安穩なりとを名き、王法の盛は佛法の盛にして、佛法の衰は王法の衰と叫び、或は闕下に至りて嗾訴し、或は武士と闘ひ、或は國司と争ひ、或は官使を凌ぎ、或は田園を押領し、或は互に門跡を争ひ、門業を競ひて、相擊闘せり、斯く寺院が土地人民を得て、富と權とを併有し、朝廷に反抗する時に當り、武人亦漸く頭角を顯はし來りて一大勢力をなせり、是より先、京都の人士が、花に浮かれ、月に嘯き、榮華を食ひつゝある間に、地方にある武士は、豪族と婚を通じ、地主と結び、土地を司配し、民力を得て、家子郎等を養ひ、大に武力を磨き、以て時機の至るを待てり、その内最も著名なるものを、桓武平氏清和源氏とす、而るに京都公卿等は泰平に馴れ、内門戸を立て、黨派を立て、各々權力を争ふや、競うて武人を延きて以て其權力を固め、外反亂あるに當り、亦武人をして之を征



討せしむ、茲に於て武人漸く重用視せらるゝに至りぬ、しかも公卿等武人を賤しむ、武人また貴族の下に屈して、頭を上ぐるの機に逢せざりき、源満仲源高明に據りて、藤氏の權を抑へんとせしむ、その成らざるを見、却て攝政賴實に屈せしが如き、賴信が町尻殿兼家の家人となり、中關白道隆を殺さんとしたるが如き、その一般を知るに足る、白河天皇に至り、武人權を得るの機を得たり、天皇深く武人を愛し、武勇の士を擧げて、以て警衛の任となしたり、前九年後三年役を経て、武人實權を得る端を啓かしたり、天下諸國の地主百姓等、武人によりて所領の安穩を謀らんとするもの、武門權勢の下に屬し、家人郎等となりて威を張らんとするもの、争うて莊園を寄せ、競うて田畠を獻す、寛治五年詔して、諸國の百姓等私田を以て、源義家に附くる事を禁じたりき、然れども尙ほ莊園を立つる事止まざりしと見え、同六年五月五日再び宣旨を下して、前陸奥守義家の恣に諸國に莊園を立つる事を禁じたり、以て當時諸國豪族百姓等が、いかに武威を慕ひしかを知るに足るべし、かく諸國豪族百姓等武門の下に附き、莊園を寄するもの多きを以て、武人は益々權力を得、終に朝廷公卿等を恐れざるに至り、以上説く如く、諸寺諸社に封戸を寄せ、莊園を獻じ、武人勢を得て新に莊園を立てしを以て、莊園は増加するのみにて、公田日々に減退し、國司の掌る所甚だしく、國用益々缺乏せり、伊勢造營の如き、大嘗會料米の如きも、諸國諸莊園に課し、以て其用途を満たすに至り、然れども、院宮權門勢家往々前例を引き觸免を請ふもの甚だ多し、然かのみならず、本免と云ひ、籠作と稱し、出作と唱へ、加納と號し、公田を食食して、莊園を廣め、王土を押領して園地を大にし、益々土地

人民を増し、私兵を蓄へて威力甚だ盛なり、こゝを以て貴族僧侶武人の鬭争となり、三方鼎立の奇觀を呈するに至り、斯く貴族僧侶武人等莊園を濫置するのみならず、國司もまた隱密に莊園を立て、又受領八ヶ年の長に至る者あり、康和五年五月十二日新立莊園停止の宣旨を下されたり、されど朝廷實力なきを以て、その功更になかりき、かく莊園の増加するに隨ひ、公田公民を侵奪するもの多きを以て、土地在家等に關し、紛争絶えざりき、即ち國司と本所と争ひ、國司の訴ふるもの前後踵を接す、其訴ある毎に、朝廷にては院殿上に公卿を會して、是非を議せしむ、公卿等或は病と稱して出仕せず、或は言を左右に託して、斷然たる處分を爲さざるもの多かりき、茲に於て白河法皇止むを得ず、鳥羽天皇の天永二年九月、延久の例に倣ひ、莊園記録所を設けて、莊園に關する訴訟を司らしめたり、然れども、當時の記録所は國司と本所と相論するに當りて、始めて券契を召して、決斷するに停めて、進で券契を上進せしめ、以て檢注を遂げ、券契以外に押領せしもの、理ならざるもの、由緒なきものは、斷じて停廢するが如きの、積極的處置を取らず、加ふるに上卿以下、攝政關白等の鼻息を伺ひ、懦々焉として莊園の事を處分し、寄人等又事を租にして檢察を加へず、殊に鳥羽天皇保安四年位を崇徳天皇に譲られし後は、白河法皇と共に參詣を事とし、遊宴に耽り、即ち高野山に幸し給ふこと兩度、熊野に幸すること一度、其他近畿諸社寺に幸し給ふこと數十度の多きに及び、法皇崩御の後は萬機を親らし給ひ、佛寺を興すこと多し、或は佛聖田と號し、或は燈油料と稱し、或は供僧領田と名けて莊園を寄せ給へり、故に公田は益々減じ、新立莊園愈々多くなりぬ、崇徳天皇大治二年淡

路國司奏す、神社佛寺權門勢家の莊園皆膏腴の地を占め、官物を致さず、國役に勤めざる故に、在々所々の調丁等之を利とし、争ひて其地に入り、莊家數を連れ、棟を比し、郡郷の戸口日々に減少し、地ありて人無しと、又同年陸奥押領使藤原清衡新に莊園七百餘町を立て、叡山日吉千僧供養料に充つ、其後彌々田數を廣む、國司新立莊園たるを以て制止を加へ、且つ之を停止せんとす、日吉社司等之に抗して國司と闘ひ、相殺傷するに至る、天承元年伊賀國司奏す、傳法院領名張郡大野莊住民等、境界を越えて、國領を侵し亂行すと、保延中攝政忠通新に日向大隅薩摩三國に渡れる島津莊を建つ、日向國三千八百三十七町、大隅國一千五百餘町、薩摩國二千五百五十餘町の多きに及び、其大さ各々其國の二分一に居る、而してこれら諸莊園よりの所得額及び上納物につき、試みに一例を述べん、初め忠實の莊園陸奥國に在るもの五箇莊、在國司藤原基衡をして之を管せしむ、歲輸黃金三十兩、布五百餘段、馬十匹、漆一斗、鷲羽三束、其子賴長之を傳領するや、歲輸を増して、黃金百十兩、布一千九百餘段、馬十六匹等を致さしめたり、以て其莊園の富饒なりしを察すべし、近衛天皇天養元年勅して大和國を忠實に賜ふ、忠通國使を遣して國內の田を檢す、興福寺の僧徒群起して入れず、依て更に石見を給ふ、是れ蓋し興福寺の莊園に出作加納籠作等多きを以て、沒收せられんことを恐れしなり、久安五年忠通、河内國石川郡御稻田供御人名田等を莊園として家領とす、武人平忠盛は義家の死後、父正盛白河法皇の寵を受け、親らは鳥羽上皇の信愛を受け、京都に在りて、近畿の莊園を有して權を振ふ、左馬頭源義朝は義家以來相傳の遺領を受け、終に東海道十五箇國の莊園を領し、藤原清衡

は基衡以來陸奥出羽を管領し、義朝は東海に、清衡は奥羽に各其雄を張れり、是を以て公田公土日々に減少して、租を致さざるもの多く、國司の領知する所極めて少し、神皇正統記に之を論じて、白河鳥羽の御時より、新立の地愈々多くなりて、國司の知る所は百分の一に至ると云へり、かく院宮豪族等莊園を立つるのみならず、加納と號し、出作と稱し、本免の外、公田を押領し、官物を致さず、終に威に任せて在廳官人郡司百姓等を以て莊官に補し、寄人とし、檢校とし、下司に定め、巧に課役を免る、是を以て乃實擁護す、郡縣の滅亡實に之に依り、院宮權門勢家は各々年給によりて國務を知り、國司は是等の家來たる人を任ぜしを以て、租税免除の國判を與ふるは易たりき、蓋し莊園より租を輸さざるは、年給與りて最も力あり、莊園を研究せんとするものは、年給に最も注意すべし、又諸社は、神眷に誇り、皇猷を顧みず、賄賂に耽りて、神人を多く補し、神領を廣め公田を奪ふ、所部の民皆國威を蔑す、諸寺亦同じく公私物を掠め取り、或は臨時の佛事と云ひて田園を施入せしめ、或は所司大衆地利を食らんと爲めに、競うて新立莊園を求め、やゝもすれば諸國の吏務を妨げ、鄉村を横行し、國衛を煩はすこと多し、地方豪族武士等は、家人郎徒を養ひ、漸次勢を得て、公田私地を侵すもの多きも、國守制する能はざりき、故を以て、後白河天皇保元の亂後に乘じて、改革する所あらんとし、保元元年九月十八日宣旨を下して、神社佛寺院宮諸家の新立莊園を停め、同莊園本免の外加納餘田並に莊氏の濫行、諸社寺の神人惡僧の横暴を禁じ、寺社領及び用途を注進せしめ、不用なるもの、由緒なきもの等は、悉く收公せしめたり、尋で記録所を置き、莊園の券契を糺し、官使を遣はし

て諸郡を檢注し、不輸租免の官符宣旨を帶せざるものは、悉く之を收公したり、こゝを以て新立莊園等少しく止みたりしが、位在る僅に三年にして平治の大亂起り、再び莊園を増加せり、抑々保元の亂によりて、勳功ある武士は莊園を賜はるること多きを以て、武人互に軋軋し、遂に平治元年の大亂を醸生せり、此役平清盛終に勝を制し、勢を得て、天下の權を左右し、子孫一族悉く顯要の地位に昇れり、清盛の慧眼なる、權力の消長は、所領にあるを察し、専ら土地人民を得るに務め、終に領國三十餘箇國莊園五百箇莊の多きに及び、記録所の如き直ちに類廢せり、此の時に當て天下民心の意向は、莊園の外に出でざりき、抑々莊園多ければ民人多く、民人多ければ資財豊饒にして權力強大なり、王室も之れによりて立ち、權門も之れによりて威を保つ、神社佛寺も之れによりて勢を得、武士豪族も之を得て意の如くなりしなり、故を以て清盛武威により、上朝廷の御領より神社佛寺の所領を沒收し、下公卿以下諸臣の莊園を被奪し、己れに抗するもの、力を削ぎ、復再び起つ能はざらしめんことを務めたり、茲に於て清盛は法皇公卿等の惡みを受けしのみならず、神人佛僧皆悉く平氏を怨むに至り、源賴朝此機に乗じて兵を擧げ、平氏の皇室領を倒し、公卿所領を收め、神佛領を奪ふの罪を鳴らして、その心を攪り、平氏の莊園を得るに從て、皇室の御領を復し、神社佛寺及び公卿の所領を舊の如くならしめ、又諸將士に與へたるを以て、天下靡然として賴朝に歸し、數年ならずして天下を一統せり、賴朝は清盛に鑑み、表面寛にして、暗に拘束の策を取り、義經搜索の口實を以て、文治元年奏請して諸國の莊園公地を論ぜず、守護地頭を置き、兵糧米を課し併せて田地を知行したるを

以て、莊園の形勢一變するに至り、蓋し平安朝時代、莊園に於ける大勢力は本家なりき、本家は院宮以下權門勢家にて多く年給を有し、年々地方官を賜はるの制にして、莊園の徵租免稅は一に地方官の權にあるを以て、莊園の免稅を請ふもの、院宮權門以下勢家に憑りて、地方官に命令せられんことを請はざるべからず、故を以て領家以下皆地利的幾分を納めて本家領とし、以て徵納の輕減を謀りしなり、然るに賴朝武威を以て守護地頭を置き、田地を知行せしを以て、武士等押領して、本家の下知と雖も用ひざるに至る、茲に於て武家役を納め、武家領として、武家の威を仰ぐに至り、然れども賴朝は後白河法皇以下院宮の請によりて、沒官領を除く外、院宮領に地頭を置くことを免除したるを以て、鎌倉時代に於ける莊園中、院宮を本家としたる莊は、最も旺盛を極めたりき、後院御領、八條院領の如き、宣陽門院領即ち長講堂領の如き、七條院領の如き、最も大なるものにして、朝廷に於ける一大勢力を有したりき、隨て此等所領が政治上に至大の關係を及ぼし、終に兩統迭立の大事件を引起すに至り、七條院領八條院領は大覺寺派に、長講堂領熱田社領攝關國衛領等は持明院派に傳承したりき、此外攝政家が近衛九條に分れ、一條二條鷹司に分れしも莊園の傳承により、公武の兩黨を生じたるによるなり、これと同時に、一方に於ては院北面下藤以下諸人競て新に莊園を立てしを以て、國司は益々衰へたり、故に建久二年三月廿二日勅して、國司に莊園の加納、保元以後新立の莊園等を注進せしめ、又恣に社寺領等を國免となすを停めたり、寛喜元年出羽淡路筑後等の國より、寛徳の格旨に准じて、新立莊園、加納田を廢せんとを請ふ、明年勅して新立莊園を停めたり、



シヤウ

此時後守の奏狀に、權門莊園充滿輸租田不獲、或數濟物爭可辨境平、代々吏各任申請、雖蒙裁許、或任終之比、如元免除、或得替之剋、偷以與判、國之衰微、職而由斯也」と見えたるにて、其一般を知るべし、正元二年攝津國奏す、食糒の徒膏腴の地を求めて、禁制を犯し、力を權家に假り、己が莊園と稱し、郡司を捕へて凌辱を加へ、又莊園の寄人、新司の下司等、土民の田を以て、私に賣買と稱し、官物を通るものあり、濟物使用に至りては、舊制に違ひ、廳宣を請はずして、國司を責むるを停め、廳宣によりて、莊園官物を徵さんことを請へり、正應二年又言上す、本國田一萬二千五百町なるに、權門社寺の莊園逐年増加し、或は本所加納と號し、寄人名田と云ひ、虜掠甚しく免田に異ならず、殘る所の公田其數幾干ならず、就中本免百町の莊を、二三町百町餘あり、本免十町にして數百町を籠るあり、莊司に對しては、公田と稱し、國使に遇へば莊領といひ、巧詐實に繁し、請ふ官使を賜ひ、有輪不輪莊園を論ぜず、檢注を加へて、免田を除かんと言へり、勅して之を許したり、大隅國田根に於れば、田地三千七町にして、八幡神領の莊一千二百九十九町餘、島津莊七百五十町、寄郡七百十五町にして、國領は僅に二百五十町なり、豐後國田根に於れば、總田數六千七百二十八町餘にして、公田は僅に八百五十町餘にして、院宮寺社權門の莊領千三百八十餘町なりしと云へり、以て其一般を察すべし、然れども當時武家の勢最も旺盛を極め、年と共に國領、權門領を押領せしを以て、莊園に於ける勢力は全く武人の手に歸したり、後醍醐天皇建武中興によりて莊園の形勢再變せんと思はれ、足利尊氏叛し、土地を取るに從て諸將に與へ、且つ鎌倉時代の末より勢を得來

シヤウ

りし守護等、地頭の職を兼攝し、税を催し訟を聽き、遂に國內大小の事務悉く干渉し、地頭御家人を驅使すること恰も臣僕の如く、明德中に至りては、一國以上數箇國を領有するもの多く、莊園は全く武人のものとなれり、されば武人の特志あるもの、或は野心を抱藏するもののみ、僅かに本家役を納むるに過ぎざりき、室町時代の中葉は、皇室御領の如きも長講堂の一部分その年貢を納るものにして、三條橋上より燈火を認るを得る迄、御衰頹あらせらるゝに至れり、從て公卿以下諸司の莊領は年貢を納むるもの殆ど稀なりき、豐臣秀吉天下を取るに及びて、檢地を行ひ、諸國の莊園を廢して、直に郡を以て村を統べしめ、諸侯を封するに石數を以てしたるより、莊園全く亡びて、江戸時代には、莊家、名主と稱して、莊園に於ける職員の名を存するのみとなれり、國領、莊園には、時に、處によりて、多少の異ありと雖も、大抵は本家、領家、莊司等を以て組織せり、此の外、預所、雜掌、公文、寄人、總追捕使等あり、委しくは各條に就きて見るべし(莊園考、記録所考、皇室御領考、國郡沿革考)

シヤウ

改む國領藝文類聚に、肇元正之嘉會とあるに據る、文章博士菅原在章勸申す(國朝年號譜)

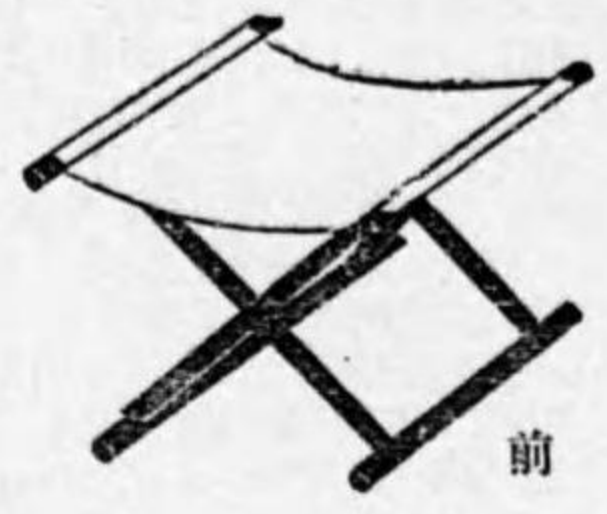
シヤウカ 城下 江戸時代、諸侯居城の市街を稱していふ。

シヤウガク井 獎學院 平安朝時代の私立學校、王氏、在原氏の子弟を教育す、關山城國京都教業第一坊、三條坊門の北、壬生の西、方四十丈の地を占む、開創元慶五年、中納言在原行平、藤氏の勸學院に倣ひ、私宅を學舎とし、王室の子弟及び一門の學習所と爲し、田園を寄附し、以て其資料に充つ、在原氏衰ふるに及び、昌泰三年九月大學寮の南曹と爲す、應和三年十二月、大納言源高明の請により、勸學院に準じ年貢を給せらる、長官を別當と云ふ、勸任なり、源氏公卿第一の人之に補す、多くは納言たるの時、獎學淳和兩院を兼り、大臣に任する日、淳和院を次の人に譲り、獎學院は猶帶す、然るに村上源氏中院雅定、鳥羽天皇の信任を得て、右大臣たるの時、兩院別當を永く子孫に賜はりしを以て、爾來他流の公卿上首たりと雖も、別當に補する能はざるに至る、永徳三年正月、足利義滿武威を以て、獎學院淳和院別當を奪ひしより、代々將軍皆兩院別當となり足利氏に歸す、慶長八年二月徳川家康征夷大將軍となり、獎學淳和兩院別當を兼りしより、徳川氏に歸するに至る(本朝文粹、紀略、職原抄、薩戒記、公卿補任)

シヤウ

抄)安齋隨筆に、胡床と床机とは別物にして一物に非ず、貝原好古が和事始に、胡床俗に云ふ床机と記し、新井氏は軍器考に、床机と云ふ物は古の胡床なりと記したるは誤なり、胡床は今も猿樂の鼓打等が腰かくるものなり、俗に床机と稱するは誤なり」と云へり、

シヤウギ 將基(象棋) 遊戯の一種、大將基中將基小將基の別あり、我國に於て最初に行はれたるは大將基にして、中將基これにつぐ、按ずるに大將基の起原詳かならず、台記康治元年九月十二日の條に「參新院於御前與師仲朝臣指大將基余負」とあるを初見となす、支那の將基とは、方法を異にしたれば、蓋し我國にて支那の模倣して、創始せるものなるべし、而して其指し方は二中歴に「玉將各住一方中、金將在脇、銀將在金之次、次有銀將、次有銅將、次有鐵將、次有香車、銅將不行、四隅、鐵將不行、後三方、又橫行在王之頂、方行前一步、左右不云多少、又有猛虎在銀之頂、行四角一步、飛龍在桂馬之上、行四隅、超越、奔車在香車之頂、前後不云多少、注人在中心步兵之頂、行前後、如是一方、如此行方准之」とあり、大象棋編纂に「縱橫各十五目、馬數百三十五枚、大象棋さしやう、中象棋に同じ、馬は取捨なり、およそ中象棋已上は、みな馬取捨としるべし、成馬中將基に同じ」とあるにて其大概を知るべきなり、また中將基は、室町時代に生じたるものに似たり、中將棋鶴鶴合戦に「せうぶせめたる中將基の盤の上は所さびしく、駒の馬な



み入みだれて、風風は成りて八方をやぶり、飛鷹角鷹は、威をふるうて、あたりを居食ふ、そのはたらきにも似たり云々と見ゆ、本書は一條兼良の作なりと傳ふれど如何にや、文明八年の奥書あり、當時既に行はれたるを見るべし、而して其製作指し方は、中將基續編に、それ中象棋は、盤面二八の十六目づゝ九つに分ち、これを九宮に配し、都て一百四十四目にして局をなす、これすなはち縱橫各十二目なれば、十二支を以て合文とす、駒數は味方四十六枚、敵四十六枚、都合九十二枚なり、馬は取捨にて小象棋のごとく取馬を打事を得ざるなり、成馬の例は、敵地へ入るとき成なり、もし素馬に於れば三の手にて成なり、二の手にては成事を得ず、但し敵の馬を取ては内地にもなるなり、歩は敵地の口にて成る、素馬にて入は二の目三目にはならず、四目にて成る、是は歩ばかりなり、象棋さしやうは、小馬にて大馬をおとすやうに心を用ゆべし、たとへば玉と獅子とに角などかけておとすやうに、大駒を落とすときは、おのづから駒多き方勝になるなり、(中略)つきおとしの勝とは、象棋さし出しより甘手過て、走馬玉手に當りたるを、敵よりこれを見つげぬをいふなり、馬のうちにて最おそるべきは、獅子、飛鷹、角鷹の類なり、獅子の喰添とは、獅子は味方の獅子と敵の獅子を一日間につきあひても、敵の獅子につなぎ駒あれば、獅子にて獅子を取ぬなり、しかれども兩獅子の間、何にても駒あれば、それを喰添にして獅子をとるなり、これを喰添と云なり、但し歩はくひぞへにならぬなり、互に獅子をうつついふは、獅子につなぎの馬あれども、喰添にて獅子より獅子をとらるるとき、つなぎの馬にて敵の獅子をとるをいふなり、先獅子と云は、兩方の獅子はしり馬に當れば、先手

シヤウ

より獅子をとる、後手は其次に獅子をとる事を得ず、一手過て取なり、これを先獅子といふ、先手の徳なり、居喰は、獅子、飛鷹、角鷹にあり、中にも獅子の居ぐひ甚し、獅子の居ぐひとは、獅子の廻りに有敵馬を次の手に取て、其座をなほらす居るをいふ、飛鷹、角鷹のめぐひも同前なり、獅子かけのつなぎといふ事あり、はなれたる獅子をつなぎあるかたの獅子にて落すやうに獅子を出すと、其敵獅子へ當て、手前の獅子までつなぎやうに、角行か、堅行か、何にてもはしりを、敵獅子のあとよりあるを、かけのつなぎとて、獅子を獅子にてとらずひらくなり」とあるにて明かなり、なほ後奈其天皇が此技を好み給ひしこと中象戲作物所載林春齋の序に「天文年中後奈其帝甚嗜中象戲、當此時、在廷臣、則日野亞相、藤晴之、高倉亞相、藤永家、及下部兼右、在士林、則伊勢守平貞孝、蛭川親俊等、皆善此技、以消長日こと見ゆ、江戸時代の中葉まで盛んに行はれたれど、嬉遊笑覽に「今も行はるれど、江戸にては指して少きにや云々」とあるを以て考ふれば、其末年には衰へたるに似たり、而していま専ら行はるゝは、小將基と稱するものなれども、また其起原を詳かにせず、恐らくは室町時代の末期に基因せるものならんか、中象戲作物に載せたる林春齋の序に「本朝象戲、有大小中小之式、就中小象戲久行于世」と見えたり、江戸時代に入りては盛に行はれ、殊に平民間に勢力あり、上流社會にありては、圍碁が廣く弄れしゆゑ、將基は下等視せられて、餘り多く其階級間には行はれざりき、なほ將基は、大橋宗桂以来、大橋氏を以て家元と爲し、其系統のもの、世々柳營に仕へて將基所たり、「シヤウギドコロ」參看)將基の駒の中最高位を、王將と爲す、此事につき星野博士の説に「朝川五鼎氏の

シヤウ



シヤウ

善庵隨筆に、將基の王將といふ馬子は、何とも疑はしき名なり、王なれば王、將なれば將といふべし、王と將とを混稱する理あるなしと、將基の諸書を考證するに、開祖宗桂より、四代目宗桂まで代々著述する所の將基圖式に、雙方とも、玉將とありて、王將の名なし、因りておもふに、玉を以て大將となし、金銀を副將とするなるべし、蓋し五代目宗桂以後雙方の同じく紛はしきを厭ひ、一方は一點を省きて差別せしにやあらんと云へり、(摘要)一ト通り面白き考なれども、御湯殿上日記文祿四年五月五日の條に、大かうより、さくいて、くわんしゆ寺、中山御使にて、しやうぎのうま、わうしやうをあらためて、大しやうになほされ候へよし申さる、御心へありとあれば、王將の稱は、昔よりありて、玉將を誤りて王將と爲し、にあらす、但し王將の稱は不都合なるゆへ、秀吉奏聞して、大將と改められしも、猶穩かならざれば、其後又玉將と改めしことあるにや、なほ考ふべしと見えたり、されど前に擧げたる二中歴に玉將とあれば、二中歴編纂當時大將基にては玉將と書したることを疑ひなし、また塚籙抄に「一つは王と書、一つは玉」と書は、國に二王あるを忌み、是手跡家の口傳なりとあり、此際には、一方は王、一方は玉と書したること明なり、而して後世弄る小將基にありては雙方とも王將とし、金銀以下の駒あること、普れく人の知れるがごとし、○此外物律律が考へたる廣業棋あり、また將基を用ひて爲す遊戲に、狭み將基、盤に雙方横に二列又は三列に駒を列へ、互に縦横に送りて敵の駒を左右に挟みて取り盡したるを勝とす、將基倒し(駒を多く立並べおき、端の一つを軽くはじき倒せば、其全體悉く倒る)廻り將基(兩人各駒一つを盤の端におき、又別に駒三つを乗として之を振り、堅に

シヤウ

立ちたるを十、横に立ちたるを五の數とし、其目を數へ、盤の縁を廻り、追越したるを勝とす)盜み將基駒を重ね様に積み、一つ、音のせぬ様に抜き去り、よき駒多くとりたるを勝とす)彈き將基(一方は歩、一方は大駒を用ひ、各盤のほじに並べ、中程の駒、いづれにても、指にて敵の駒をねらひて彈き盤より落せば之を取り、共に落れば敵方に取られ、早く敵を亡ぼしたるを勝とす)等あり(嬉遊笑覽、和漢三才圖會、史學雜誌、史話五則)

**シヤウギカヘシ** 將凡返 味方敗軍する時、將凡の廻に居る人數を以て合戦をもりかへし踏留ることないふ(鈴録)

**シヤウギタヤ** 彰義隊 東叡山戦(トウエイザンノタカカヒ)を見よ、

**シヤウギドコロ** 將基所 江戸幕府の職名、將基の事を掌る、六人あり、伊藤、大橋、兩氏世襲にして、廿石十人扶持を給す、其他の員は十五人扶持或は十人扶持を給す、初め本因坊算砂、將棋を能くす、基所に補するに及び、將棋を以て門人大橋宗桂に譲る、徳川氏に召されて、將基所となる、後、伊藤宗看亦此職に補したり、基將將基所に慶米を給するは、寛永十二年に始る、而して毎歳首御前將基と稱し、將基所の諸人登營して、將軍の面前にて戦はすことあり(官制沿革略史)

**シヤウギモ** 章義門 大内裡八省院二十五門の一、興禮門外の西門、又は朝集堂西北門ともいふ、西面の門にて、西朝集堂の西北に在り、東面含耀門と相對す、古圖には、南北の廊二十八間(北四間、南二十四間)なりしが、何時頃よりか、瓦垣と爲れり、頼業記に、保元三年(即位)今度、會昌門外東西瓦垣、任舊跡、被修築、其營造之功、誠可謂壯麗と

シヤウ

とあり(大内裡圖考證)

**シヤウギモン井** 章義門院 名號譽子(頼業)伏見天皇第二の皇女、母は中納言公宗の一女藤原英子(頼業)永仁三年八月十五日内親王と爲り、同日准三宮となり、徳治二年四月廿二日院號を賜ふ、正和二年八月十三日出家、建武三年十月十日薨す(女院小傳)

**シヤウキヤク** 掌客 王朝時代臨時の職名、外國の使節在留中の雜事を司る、延喜式にいへる掌客使なり、欽明紀に、二十二年、新羅復遣、奴氏大舍、獻前調賦、於難波大郡、次序諸蕃、掌客額田部連葛城直等使、列于百濟之下、而引導、大舍怒還云々と見え、延喜式治部省式に、掌客二人、掌在京雜事、有(史生二人)とあり、

**シヤウクウ** 性空 關西中大大夫橋善根の子、世に書寫山上人と稱す(源朝)京都の人、十歳にして法華を持す、三十六歳の時、叡山に登り、慈悲僧正を師として剃髮授戒し、後、日向島島に往き、盧を結んで居り、苦修練行す、數年にしてまた筑前の昔振山に遷る、永延二年播磨書寫山に處し、更に圓教寺を創む、寛和四年花山上皇徵行して師を見たまひ、長保四年三月六日再び幸したまひ、延源園梨に勅して其像を圖し、並に其行業を記せしむ、寛弘四年三月十三日寂す、壽八十(朝野群載、元亨釋書、本朝高僧傳)

**シヤウグウタイシ** 上宮太子 聖德太子(シヤウトグタイシ)を見よ、

**シヤウグン** 將軍 關西天皇の命を奉じて、軍兵を統領して四方の不逞を討じ、外夷を征服することを得る、柳營、大樹、幕府、虎賁ともいへり(關西天皇)崇神天皇十年九月、大彥命を北陸に、武彦川別を東海に、吉備津彦を西道に、丹波道主命を丹

(軍將道四)

波に發遣し、各々印綬を賜ひて將軍とし、遠征の人をして王化に習はしめ、若し其教を受けざる者は、兵を擧て之を伐たしむ、之を四道將軍と云ふ、將軍の職掌は、太古、經津主命、武甕槌命等に權輿し、神武天皇東征の時、道臣命即ち其任たりと雖も、未だ將軍の號あらず、四道將軍を創見とす、然れども、此れ追書にて後世將軍の任を、此四人に命じたる義にて、當時未だ此職名有りしにあらず、當時の人は、只イタサノキミと稱したりしならん、故に古事記には將軍と稱せずして、日本紀にのみ將軍と書せり、猶同書雄略天皇紀に、紀小弓宿禰等四卿を拜して大將軍とし、新羅を征討せしめ、欽明天皇以來は、殊に外征の大將軍副將軍を任ぜし事見えたり、皆後世の追記なるべし、大寶の制、事ありて出征する時には、大將軍を置きて三軍を總べしめ、一軍毎に、將軍、副將軍、軍監、軍曹、錄事等あり、爾後、陸奥鎮東將軍、征狄將軍、征越後蝦夷將軍、征倭人持節大將軍、副將軍(又征四將軍とも稱す)持節征夷將軍、副將軍、持節鎮狄將軍、持節大將軍、副將軍、征夷持節大使、鎮狄將軍、征東大使、副使、持節征東將軍、副將軍、征東大將軍、征夷使、副使、征夷大將軍、副將軍等の稱あるは、皆東西の賊を征討するに當り、臨時に設けられたるものなり、此他檢校兵庫將軍、左將軍、右將軍、騎兵大將軍、前騎兵大將軍、後騎兵大將軍等は、軍旅の時にあらずして、平常に設けられたるものなり、後世は専ら征夷大將軍を指すこととなり、これ覇業を爲したるものは、此職を帯びて、且つ子孫に傳へ、從うて他の將軍自ら其跡を絶ちたるによるなり、委しくは各條を見よ(書紀、金義解、續紀、武家名目抄、官制沿革略史)

シヤウグンシツケンシダイ

將軍執權

(代時町守)

次第 一巻、群書類從四十八、經濟雜誌社本第三輯に收む、源頼朝將軍以後成親親王に至る將軍執權、及び六波羅探題の次第を記せるもの、治承三年にはじまり元弘三年に終る、鎌倉時代研究者には必ず見るべき書なり(群書類從)

**シヤウグンセンゲ** 將軍宣下 名號武將が、征夷大將軍に任せらるるをいふ、朝廷より將軍の宣旨を下さるるなり(源朝)源頼朝、始めて宣下を受けたる時は、勅使として廳官中原景良、同康定鎌倉に下向す、頼朝三浦介義澄をして鶴岡八幡宮の社殿に勅使を迎へしむ、義澄、比企能員、和田宗實並に耶從十人各甲冑にて宮寺に至り、院宣を請取りて歸參す、頼朝東帯にて豫め西廊に出で、義澄藤原行して院宣を捧ぐ(平家物語)に、院宣をば覽箱に入られたり、兵衛の佐殿に奉る、やありて覽箱をば返されけり、重かりければ、康定是を開きて見るに、砂金百兩入り、重なりとあり、次の日頼朝勅使を招請して、寢殿の南面に對面し、獻盃及び引出物あり、次の日又見參ありて物を賜ひ、遂に歸洛す(室町時代)に至りては、鎌倉時代と少く異なれり、義昭の時の儀式を見るに、勅使廣橋兼秀、公家の面々と坂本に下向し、御祝儀として太刀一腰を賜はる、而して先づ大外記、大將軍書を覽箱に入れて持參す、右衛門佐藤原永相狩衣を著し、之を請取りて簾中に進め、砂金十兩を覽箱に入れて返さる、大内記四品の位記を持參す、申次前に同じ、次に大外記禁色の宣旨を持參す、また前に同じ、次に官務、將軍宣旨を持參す、攝津守元造朝臣之を取て直に進覽す、此時佐々木定頼著座、左大史登辰(官務)に砂金二十兩を賜はる、告使藏人所小舎人庭上に立て御昇殿の事を申して退出す、大内記砂金一袋、大外記砂金二袋を拜領す、元造朝臣將軍宣下を

シヤウ

簾中にて披露し、後に覽應ありき、尙ほ詳しくは類從第四百四卷光源院殿御元服記を見よ(江戸時代)に至りては、其儀禮漸く壯重を極む、今一例として八代將軍吉宗の時の儀を掲ぐべし、徳川盛世録に、公大廣間に出づ、老中先導す、上段に著座す、近臣太刀と劍とを執て後に從ふ、溜詰の諸大名續て至り、西の椽側に列座す、時に勅使徳大寺右大將、庭田前納言出で上段に進み、將軍宣下の宣旨進せらるる旨を述べ、下で中段の左に座す、尋で上皇使、女院使各一人宛入て、中段の右に著座す、告使山科出雲守南庭に來り、公の方に面して御前御昇進と二聲呼で退く、是に於て副使青木縫殿助宣旨を入れたる覽箱を車寄の椽際に持參す、壬生官務受て南の椽側に至る時、高家中條對馬守迎へて之を取り、公に奉り、退て下段に居り、官務は其の儘椽側に座す、公宣旨を取て披見し、拜して後若年寄大久保長門守に渡す、長州之を納む、宣旨六通、是に於て公征夷大將軍に任じ、右近衛大將、右馬寮御監を兼ね、淳和非常兩院別當、源氏長者に補せらる、此時中條對馬守立て上段に進み、覽箱を取て奏者番松平對馬守に渡す、對州砂金一包を箱内に入れて西の椽側に至る、壬生官務迎へて退去す、後再び副使結城右衛門尉宣旨を入れたる覽箱を車寄椽際に持參す、押小路權大外記受けて椽側に至る、高家大友因幡守は退て下段に居る、將軍宣旨を取て之を披見し、拜して若年寄大久保長門守に渡す、長州之を納む、是に於て内大臣に任じ、右近衛大將故の如く、隨身兵仗を賜ひ、手車を聽さる、以上五通、時に因幡守立て上段に進み、覽箱を取て西の椽側に至り、奏者番松平對馬守に渡す、對州取て内に砂金一包を入れ、南の椽側に持參す、權大外記來り受け退去す、次で勅使、上皇使、女院使等各退出す」とあり



シャウ

るにて大概を知るべし、儀畢りて公卿自らの拜賀あり、尋で三家以下群臣の賀を受く、同書に「當日三家並萬石以上以下、布衣以上の面々、法印、法眼の醫師等登城、五位以上東帯、法印、法眼は直綴、布衣は其の服、拜謁以上以下無官の面々、素袍又は熨斗目麻上下を著し、殿上の間、警衛の中典番士六位の束帯、進物番(給仕役)大紋、同朋は大紋白袴、無官の醫師等は十徳を著したり、宣下後更に大禮を行ふ、萬石以上以下、拜謁以上の面々三日に分ちて出仕す、就中元日登城の向は初日、二日登城の向は二日目、三日登城の向は三日目とす、總べて正月年始賀儀之通、二日目迄は裝束、三日日出仕の向は、熨斗目長上下を著したり、當日出仕の大小名に在ては、皆鎧拵箱を初め鞍覆、香籠、合羽籠に至る迄、或は新調し、或は修繕を爲して供立を美にし、平日よりもその人数を増し、四品以上は供方裝束を著し、四品以上にて打上駕を用ふる輩は鞍に駕す、鞍脇、駕脇等の侍素袍又は布衣を著し、徒士等は麻上下、長刀持は小素袍、傘持等持等は退紅又は白丁を著し、鞍舁或は十徳或は白丁又は絹徳を著す、其の他拵箱持、口附等の小者は皆白丁を著し、跡騎馬の士も亦裝束を著したり、當日に限り家々の格式古例に依りて種々の供進あり、數匹の馬を牽かしむる者は、其の内一匹又は數匹をして徒の先に牽かしむ、之を鼻馬と稱す、鞍覆其他皆善美を盡せり、四品以下の面々及び萬石未満の向は、四品以上たりとも供方裝束を著せず、徒士以上麻上下、昇丁その他の小者等は常の式日に於ける如し(四位にして侍従に任ぜずして、諸大夫たりし者は四品と云々)、と見えたり○將軍宣下の後參向の公卿を請じて、能樂を興行し、賀宴を開きて之を饗す、また其歸京に付告別として登城の時、公卿以下諸官及び宮門跡方

シャウ

其他諸家の使者に物を賜ふこと差あり、みな古例による、尋で叙任の謝として、京都へ將軍の名代を立てらる、譜代又は連枝の内二十萬石前後の大名に命じ、高家之に添ふ、此時主上仙洞女院等に進獻物ありき【起原】源頼朝、建久三年七月廿五日征夷大將軍に拜任せられ、勅使を鶴岡八幡の社殿に迎へたるを初例となす、頼家よりしては勅使下向せず、六波羅在任の者宣旨を賜はり、それより鎌倉に下せしが如し、久明親王の時、將軍宣下の案文を仙洞より六波羅の留守に下し、正文をば官使權少允して關東に下さるべきなり、留守より使を下してその案文を參らす、是れ京都にて將軍宣下の初例なり【室町時代】に至りては、足利尊氏義隆義満の三代は、南北兩朝争亂の時なるを以て、たゞ宣下のみにて、その儀備はらず、義持將軍宣下の時、その儀始めて備はり、室町家將軍宣下の儀を行ひし初例なり、義隆義隆の二代詳かならず、義隆の時、義持の例を用ひ、義政また義持義隆の例を用ふ、義隆より以後天下大に亂れしかば、その儀行はれず【江戸時代】に至り、徳川家康慶長八年二月將軍に拜せられ、その儀伏見城に行はる、慶安四年八月家綱將軍宣下を江戸に於て受けしより、爾後例となりて近世に至る(吾妻鏡、光源院殿御元服記、將軍宣下記、千代之例、徳川實紀、徳川十五代史)【シャウケンツカ】將軍塚 山城國愛宕郡長樂寺峰に在り、相傳ふ桓武天皇都を平安城に遷されし時、八尺の土偶人を造り、甲冑を著し太刀を帶かしめ、帝都に向て斯の山上に納め、永く王城の鎮護と爲すと、故に後世に至て天下若し變あらんとする時、即ちこの山必ず鳴動して豫め前兆を告ぐと信ぜらる、平家物語に、治承三年七月七日、將軍塚鳴動する事一時が内に三度なり」とあり(山城名勝志)

シャウ

シャウクワウ 聖光 辨長(ベンチャウ)を見よ、  
シャウクワウミヤウジ 浄光明寺  
【起原】相模國鎌倉郡扇ヶ谷村泉谷○泉谷山と號す【起原】眞言、天台、禪律の四宗兼學○本尊阿彌陀、世に寶冠の陀彌と稱す【起原】建長三年武藏守北條長時の創立、眞聖國師眞阿を開山とす【起原】文永三年長時の爲めに佛事を行ふ、後醍醐天皇元弘三年十月繪旨を下して、上總國山邊郡の内及び相模國波多野庄を寄す、十二月勅願寺となす、足利尊氏同基氏當寺を崇び寺領を寄す、爾來足利氏の尊崇厚く、應安七年十一月義滿伊豆國三津庄を寄せ、尋で當寺領内の課役を免す、應永六年十月滿兼、基氏、氏滿の遺骨を當時に納む、古河成氏同じく本寺を信仰し、諸公事課役を免除す、天正十九年十一月徳川家康寺領四貫八百文の地を賜ふ○佛殿の後の山に冷泉爲相の墓あり、爲相和歌所の事により、母阿佛と共に鎌倉に下り、此地に終れりと云ふ(鎌倉攷勝考、相模國風土記稿)  
シャウケウワン 政官(上官) 辨、少納言、外記、史生等を云ふ、太政官の被官なる故に名づく(河海抄) 西宮記四月郡司召仰の條に、上官等者三南廊と見えたり、  
シャウケ 麩牙 白米の異名、白くつきしらげたる米、麩の牙に似たる故に名づく、吾妻鏡に、給麩牙一人別一斗云々とあり(眞丈雜記)  
シャウケイ 正慶 【起原】光嚴天皇御宇の年號、元弘二年四月廿八日、代始に因て改元す、二年を経て、後醍醐天皇重祚建武と改む【起原】周易註に、以中正有慶之徳、有攸休者、何適而不利哉」とあるに據る、式部大輔菅原良助申す(國朝年號譜)  
シャウケイ 上卿 公事を奉行せる人の上首

シャウ

シャウケイ井ニフダウ 正柱院入道 徳大寺公信(トクダイジキンノブ)を見よ、  
シャウケウジ 浄教寺 所在京都市下京區寺町通四條下ル○多聞山と號す、世に燈籠堂と稱す【起原】浄土宗、知恩院末に屬す【起原】初め平重盛一堂を東山小松谷に造り、彌陀像四十八軀を安置して浄教寺と號し、毎夜數百法燈を點す、世之を燈籠堂と號す、後に其本尊を、鹿ヶ谷法然院に移す、佛壇内外の繪畫は善心僧都の筆なりと傳へ、堂上に掲ぐる浄教寺の額は後小松天皇の宸筆なりと云ふ、近年重盛の碑を堂前に建つ(平安通志、京都名勝記)  
シャウケン 正元 【起原】後深草天皇御宇の年號、正嘉三年三月二十六日改元す、一年を経て龜山天皇文應と改む【起原】詩緯に、一如正元、萬載相傳、注云、言本正則未治」とあるに據る、式部權大輔公良助申す(國朝年號譜)  
シャウケン 淨嚴 名號字は覺玄、俗姓は上田氏【起原】河内錦部郡鬼住村の人、慶安元年、十歳にして、高野山に登り、悉地院雲雪に從ひて得度す、幾干もなく雪遊き、釋迦文院朝暹に師事す、灌頂を長快に受け、安祥寺流の秘蘊を其意に受く、俱舍、唯識、維華、法華、兼學精研す、又仁和寺の顯證、孝源二師に謁して、西院法流及び諸儀規を稟受す、又鐵眼禪師に見え、支機投合し、道交特に厚し、延寶四年受明灌頂東密一派を再興す、同八年法華秘略十二卷を著す、貞享元年江戸に遊化す、學徒雲集す、元祿四年秋八月、幕府の命を蒙り、湯島靈雲寺を開創す、十

シャウ

五年夏六月廿七日寂す、世壽六十四、剃度の弟子四百三十六人、著す所頗る多し(續日本高僧傳)  
シャウケン井 常憲院 徳川綱吉(トクガハツナヨシ)を見よ、  
シャウケンクラマリウ 將監鞍馬流 大野將監の創めたる銀術の流派○將監は天正年間の人なり、刀術の妙旨を悟り、鞍馬流と號す、後ち將監鞍馬流といふ(武藝小傳、武術流祖録)  
シャウコ 鉦鼓 樂器の一種、樂家録に據れば、鉦及び鏡なる者あれど鉦鼓なし、本邦の制にて漢器に事を託せしかといひ、又いふ、鉦と鼓と別にて、鉦は軍器、漢土にて凱旋の外之を用ひす、唯秦王破陣樂に之を加ふ、本邦また此例に倣ふかと、又いふ、本邦音樂金聲なし、故に此器を用ひ、方響等を改めて金聲に備ふ【起原】青銅を以て之を作る、圓徑五寸餘、高さ八分五厘、金の厚さ一分五厘、端の厚さ一分二厘許、前面隆起し、背後漸く凹む、正中に紋を爲す、周に紐三重あり、裏は漸く窪くして角をなさす、中は平正なり、是を撃つ所となす、左右の外邊に耳あり、條を施し之を架に繋ぐ、架は木を以て輪に作り、内徑九寸、上に鉤を施し鉦を懸く、左右に條を施し、兩耳の條に結び、前面又鉤を施し桴を懸く、外邊の上に金を以て火形を作り、左部に雲龍、右部に鳳凰を雕り、輪下に柱を施す、柱に接するに附を以てす、柱の上下及び傍に雲形を刻む、總高さ二尺三寸半、桴二ツ、長さ一尺四寸、頭に徑八分、長七分許の圓き水牛角を施し、鉦を撃つ處となす、柄の上下に逆輪あり、下逆輪長さ二寸許、中に穴あり、緒を施す、緒の長さ二尺許、兩桴を貫き兩端を結びて輪外の釘に繋ぐ、上逆輪は少短く、上の桴先を受くる處を花形と爲し、桴先重ければ則ち可ならざるが故に、薄金を用ふ、臺

シャウ

は、趾より輪上に至るまで通じて二尺三寸五分許、輪の裏の徑九寸許、木の太さ一寸二分許、四隅唐戸の面を爲す、輪の裏の上邊に鉤釘を設け、左右や、上に倚りて環を施す、左右相去ること三分、輪は周りに隔一、以て鉦を掲ぐる處と爲す、前面の上邊に又鉤釘を設けて桴を懸る處と爲す、柱の長さ一尺五分許、接趾を加へて總高輪の内邊に至る迄一尺五寸、已上黒漆なり(樂家録、樂器考、雅樂(カカク)の挿圖參看、)  
シャウコ井 聖護院 所在京都市上京區聖護院町【起原】天台宗、寺門派の大本寺、門跡の一○本尊不動明王【起原】僧智證を開基とす、往昔愛宕郡長谷村に在り、常光院と號し、白河天皇の第十皇子靜惠法親王入室あり、之を本院門跡の鼻祖とす、以後法親王相承し、三井の長吏、熊野三山別當たり、慶長十八年五月、江戸幕府修驗道本山法頭と定む、爾來山伏を直管せり、中世京都市上立賣丸に移り、延寶三年十一月火災に罹り、堂宇烏有に歸し、同四年聖護院村現在の地に轉じ、八年本堂及び表門支關書院寢殿等を造營し、享保十八年庫裡を建立す、現在の建物是なり、天明八年皇居炎上の時、光格天皇の假宮となり、嘉永七年の炎上に孝明天皇の假宮となる、明治十八年山階宮の假館となり、住持退て別院に移りしが、二十七年親王丸太町の別業に遷徙の後、寺門舊に復せり○今左に歴代を示す(山城名勝志、山州名跡志、平安通志、門跡傳)  
○圓珍 增命 勢祐 觀修 最圓 靜覺 增譽 增知 覺忠 靜憲 圓忠 靜忠 尊圓 深忠 覺惠 覺助 忠助 順助 尊珍 惠助 覺譽 仁譽 聖助 靜尊



シヤウ

覺増 道意 滿意 道興 道應 道増
道澄 忠尊 興意 道晃 道寛 道祐
道尊 道承 忠譽 増賞 盈仁 萬壽宮

シヤウコクシ

相國寺 關東五社
北、烏丸の東、今は上京區今出川通相國寺門前町に
屬す。萬年山と號す。臨濟宗、相國寺派の本山、
五山の第三に位す。開創、永徳三年七月、足利義
満之を造り、明徳二年十二月佛殿成りて供養す。萬年
山相國承天禪寺と號し、釋迦三尊を安置す。足利氏
代々禪宗を崇ひ、義満に至りて益々盛なり。義満鹿
苑院に僧録司を置き、又鹿苑寺、寶幢寺を建て、又本
寺を造り、將士に命じて役を助けしむ、その宏麗當
時無比なりしと云ふ。妙葩(普明國師)をして住持た
らしむ、妙葩謙讓して、その師疎石(夢窓國師)を推
して寺祖とし、自ら第二世となる。京都名勝記に後
小松天皇普明國師の高峻なるを欽し、禪苑を創めんと
欲し、義満に詢る、義満勅を奉じて之を建立す
となせど、其據る所を知らず、應永元年堂塔伽藍悉
く燒亡し、翌年義満之を再建し、四年七層の大寶塔
を造る、六年九月成る、高さ三百六十尺、法勝寺の
塔に勝れ、天下の壯觀を極めしが、同十年雷火に罹
りて後再興せず、寺域は室町幕府の東に在り、周垣二
十餘町、塔頭子院四十餘箇所に及びしが、應仁の亂東
西兩軍必争の地となりしを以て、兵燹にかゝり、堂塔
子院悉く亡び、永く荒廢す、後、數十年を経て、漸次
回復し、文祿中豊臣秀吉寺領千三百二十餘石を付し、
豊臣秀頼法堂を建て、徳川家康山門を興立し、幕府
より寺領一千八百石を寄せ舊觀に復せり、天明八年

シヤウ

の大火に、伽藍多くは燒盡し、唯法堂を残すのみ、
爾來年を追ふて再興せしが、明治に至り、大に改革
し、塔頭支院の廢合をなし、現在塔頭十五字にして、
派下の末寺百餘箇所あり、寺域は南御苑、北上御靈
社に接し、繞らすに竹林を以てし、其中に本坊あり、
老松古樹清閑なり、昔は封境廣大なりしが、徳川氏
南北六町、東西四町とし、現今減じて二萬三千餘坪
となる。總門、南向今出川通に在り、門前の流れを
龍淵水と云ふ、御幸門、同所の西に在り、四脚門に
て平時は開かず、功德池、御幸門の北に在り、石梁中
央に架す、天界橋と云ふ、三門の舊址、池の北に在り、
三門址の北の松林は御殿の故址なり。寶塔、佛殿址
の西に在り、二層樓にして東面す、承應二年後水尾
院の建立にして、御齒髮等を納め給ふ、天明の火災
に逢ひて他に遷す、萬延元年再興す、上層に同天皇の
御念持舍利塔を安す、下層に同御位牌を安す。本堂、
南面二重瓦屋にして、秀頼の再興せし法堂是なり、
東西十四間半、南北十一間、中央に釋迦如來、左右に
阿難、伽藍を安置す、西壇に達磨、臨濟、百丈、疎石等
の像、東壇に足利義満の像を安す。禮堂、本堂の東に
在り、南面す、應仁の兵火に遭ひしが、寛文年間、後水
尾院、皇子穆仁親王追福の爲めに再建し給ふ、現今の
堂は、天明大火後、恭禮門院の舊殿を賜はり、文化四
年再興す、内籠に疎石の像あり、前面の額圓明は、後
水尾院の宸翰なり、前堂東壇に後水尾院、後水尾天皇の
宸牌及び舍利塔を安す、其傍に桂宮御歴代の靈牌を
納む、堂内の棟の繪は應舉なりと云ふ。方丈、本堂の
北に在り、東西十四間、南北九間、選佛場、祖師堂の東
北に在り、即ち僧堂なり、一に大智堂と稱す、足利義
榮の牌所なるを以て、其法號による、方今の法政
中の建立にて、妙葩の廟所とす。塔頭の重なるもの

シヤウ

を示せば、豊光寺は豊臣秀吉の記室承兌の開基、林
光院は昔時二條貫之の舊宅址に在り、貫之の齋宿
梅を植繼ぎ、應仁中に移す、今に存す、藤原親高の
墓宮院墓地に在り、養源院、應永中僧曇中を開祖と
す、今のは嘉永年間の再建、本尊阿彌陀如來、傍に毘
沙門天あり、詣人常に多し、慈照院、もと大徳と號せ
しを、義政を院内に葬るを以て、その法號に依り改
む、方今の堂舎は寛文年間尾張侯の再建する所、天
明の火災を免れ、寶物の多き事寺中第一たり、隆涼軒
日録の原本は本寺の所藏にして、國寶となる、今大學
の所藏に歸す、義政の墓は、院の西北隅墓地に在り、
寶篋塔の面に慈照院殿喜山禪定門の文字あり、明
治三十八年八月延壽堂墓地に改葬す、普廣院、應永
年間義満の建立にして、もと乾徳院なりしが、義
教の牌所となりしより、法號によりて改む、院内竹
林中に藤原定家の墓あり、明治三十八年八月延壽堂
墓地に改葬す。什寶頗る多し、そのうち十六羅漢圖
は絹本密畫陸信の筆にして國寶となる。今歴代を左
に示す(山城名勝志、平安通志、京華要誌、歴史地理)
○疎石(夢窓) 妙葩(普明) 明應(空谷) 宗渭(大清)
支山(雲漢) 中津(絶海) 周格(物先) 中淵(萬宗)
中誦(觀中) 周崇(天嶽) 中嵩(中山) 周仰(無水)
中淹(在中) 周崇(少林) 梵晃(東啓) 梵相(圓鑑)
周喬(大周) 福謙(益宗) 惠養(鄂隱) 志敬(簡翁)
梵超(象先) 周運(嚴中) 俊承(西胤) 梵意(松堂)
周賢(慶仲) 景演(無悅) 周勝(古幢) 周頌(元容)
惠琪(元瑛) 承朝(海門) 中歇(誠中) 周悅(雲菴)

シヤウ

乾治(用剛) 俊列(星岩) 中册(月溪) 周藤(春林)
恕中 乾珍(寶山) 等戀(徳中) 等蓮(雲雲)
周操(柏心) 周鳳(無求) 周輝(東園) 周汎(金陽)
澄泰(東岳) 全固(子鞏) 景繕(性天) 承順(温仲)
等柏(雲心) 周巖(東沼) 慈辨(仲默) 等輝(東旭)
慧淳(古邦) 周益(靜甫) 洪曹(春溪) 中佐(徳翁)
洪省(察堂) 等鏡(以鈍) 中材(用堂) 全悟(竹香)
永好(文溪) 等助(順溪) 澄安(仙岩) 梵詳(徐岡)
周壽(柏岩) 俊譽(以仁) 光謹(修山) 周賢(天英)
周貞(伯芳) 澄期(以遠) 澄野(雪山) 梵圭(維馨)
景恣(同文) 等爽(棠陰) 等演(璧溪) 守隆(松堂)
本讀(仲言) 梵瑋(玉崖) 景三(横川) 瑞仙(桃源)
梵鐸(全溪)
シヤウコクシハ 相國寺派 臨濟宗の一
派、疎石を祖とす、ソセキ、シヤウコクシ、リン
ザイシユウを見よ、
シヤウコネンヘウ 尙古年表 關東五社
本七卷、關西古器、古文書、墓碑、鐘銘等を年代
順に勝寫集録したる年表にして、雄略天皇即位元年
にはじまり、嘉永二年に終る、栗原信光、藤原貞幹等
の考證をも附したれば、考古學研究者は必ず參考す
べきものなり。關西山本隱倫(尙古年表)
シヤウサ 上座 三綱の一、寺中の僧を統轄
し、庶務を辦理する僧職を云ふ、年高高才の人を以
て之に補す、上座の次に權上座あり、梵語悉曇那と

シヤウ

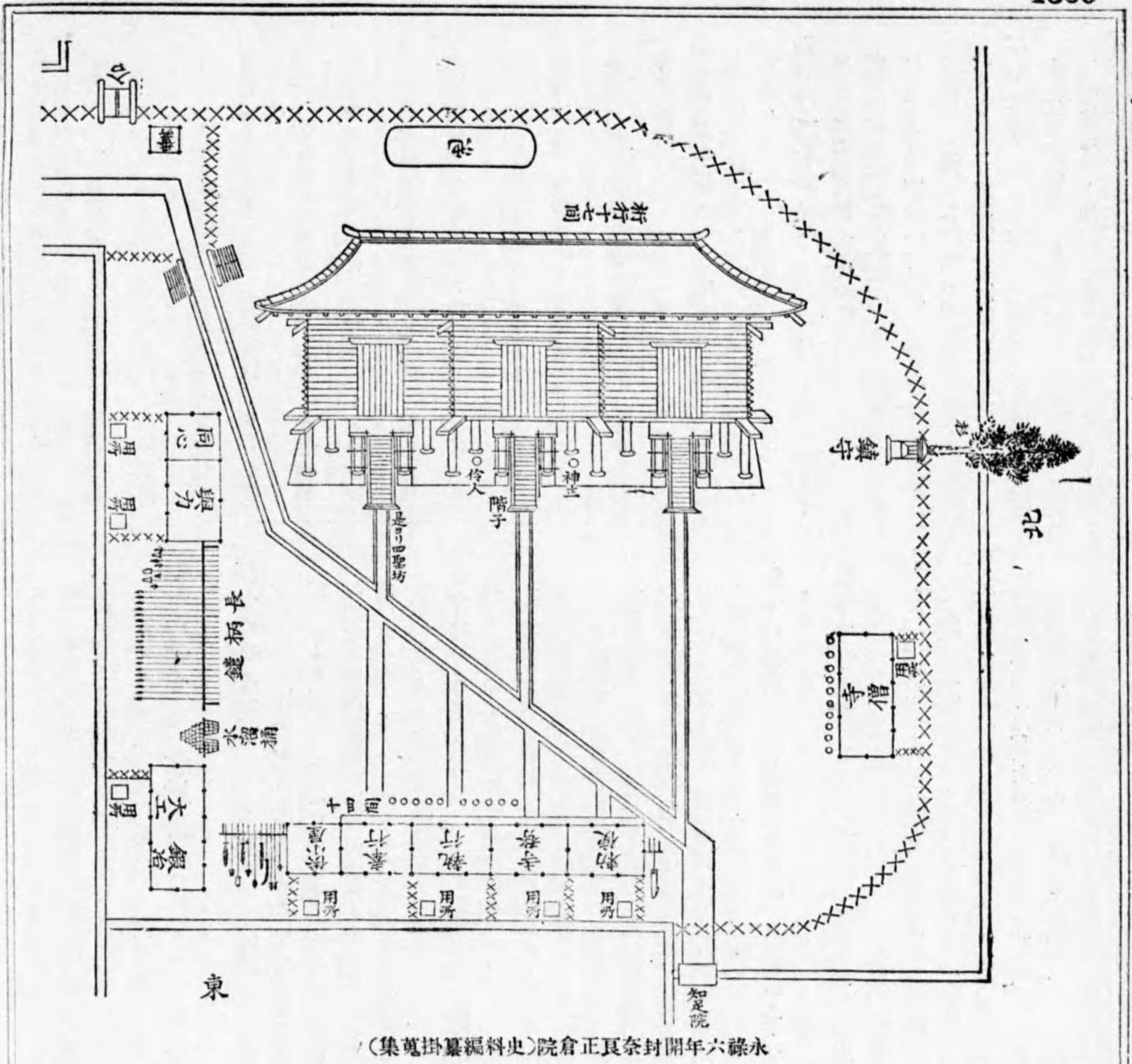
云ふ、この上に更に人なきを以て上座と名づく、五分
律に、齊幾名ニ上座、佛言上更無人名ニ上座云々、釋
氏要覽には、生年の上座、世俗の上座、法性の上座の
三上座ある事見えたり、三綱(サンカウ)參看すべし、
シヤウサイ 掌財 副寺に同じ、コフラスを
見よ、
シヤウサイモン 上西門 關西大内裡外
郭門の一、西土ノ門ともいふ、或書に、西會廂門上
西門の本名なりともいへり、外郭十二門の別に在る
掖門なり。關西宮城の西面、殿宮門の北に在りて、北
端の第一門となす、東の上東門と相對す。右衛門府
是を衛護す(大内裡圖考證)
シヤウサイモン 上西門院 名號
統子、本名恂子、法名眞如理、鳥羽天皇の第二皇
女、母は大納言公實の女待賢門院、二條天皇の
准母、大治元年八月十七日親王と爲り、同二年四
月六日准三宮、同日賀茂齋院と爲り、天承二年六月
廿九日退下、保元二年八月十四日入内、同三年二月
三日皇后と爲り、同四年二月十三日院號、永曆元年
二月十七日尼と爲り、文治五年七月廿日薨す、年六
十四(女院小傳)
シヤウサウ 將曹 近衛府の主典をいふ、コ
ノエフを見よ、
シヤウサウ 正倉院(正藏院) 倉庫
の立列びたる一郭を云ふ、正倉とは諸倉の重なるも
のにて、貴重品を納め、院とは一區劃を爲せる家屋に
て、即ち、正倉のある一區域の汎稱なり、正倉院は、
大藏省を始め、官衙、諸國、諸寺に在り、三代實録に、
貞觀八年八月三日、大鳥巢大藏省正倉院納藥倉に東
大寺要録に、長元四年正倉院動用御藏付、天平十八
年西大寺資財帳に、正倉院内に甲倉板倉等諸倉總て

シヤウ

二十二ありしこと見え、古今目録抄に、自今寶光院
至于東門北脇、廿九藏之在之、顛倒之跡、故名寶光院
正倉院、惣昔廿三藏也、古今殘綱封藏許在之、延暦
十四年九月十七日官符に、應改行建正倉院事、右
被三大臣宣、奉勅去閏七月十五日、每都更建正
倉院之狀、下諸國、畢云々と見えたるにて知るべ
し、今大藏省、諸國の正倉院、現存せる東大寺の正倉
院につきて概略を述べし、(一)大藏省正倉院は、宮
城の北方に在り、南は土御門、東は壬生、分て八區と
し、巽の一區を率分藏、その西一區を長殿となす、率
分藏方四十丈、長殿東西四十九丈、南北四十丈、其
他は皆大藏にて、長殿の西に二區あり、東西四十九丈、
南北四十丈、其四方四十丈、北四區東の一、東西四十
丈、其西四十九丈、其西又同じ、其西四十丈、南北は四
區各三十五丈なり、この内に納藥倉、出舉倉、神懸倉、
班幣所、御書所、下殿、別倉等あり、大藏省の管理する
租庸調等を納む、延喜式に、凡勅納調庸物者、郡司
見參之日、省錄率史生等、向大藏省正倉院、與大藏
錄共勘會見物、然後可納調物之狀、移大藏省と
あり。○率分藏は、率分堂とも率分所とも云ふ、率は税
率なり、其率を正倉より別け納むる處の義なるによ
りて名づく、即ち官物の中、十分二を分け納むるな
り、長を別當と云ふ、辨官を以て之を兼ね、其下に
勾當あり、大藏大輔、主計頭、大監物等兼帶す、皇
居(クラウキヨ)の挿圖を見よ(大内裡圖考證)(二)
諸國正倉は、正税の額穀等を納む、元明天皇和銅五年
七月、播磨國大目樂河内勤て正倉を建て、功績あり
しを以て位一階を進め、物を賜ひたり、是れ書に見ゆ
る始めなり、嵯峨天皇弘仁四年、五畿七道諸國の官倉
正倉破るに從て修理し、若し閑念あらば、拘するに
解由を以てせしむ、延喜の制正倉等の帳簿は、朝集使



シヤウ



シヤウ  
に附せしめたりき(三)東大寺正倉院は、大和國添上郡奈良、東大寺大佛殿の北に在り、間口十八間八寸四分、奥行五間一尺二寸、高五間、一棟三口の校倉にして、三種の木材にて井桁の如く組み建て、瓦葺にて床下九尺なり、三口あるを以て三ツ倉とも云ふ、又藏院、甲倉、甲雙倉、雙甲倉等とも云ふ、起原詳かならず、黒川博士は孝謙天皇天平勝寶八年六月聖武天皇の忌辰を以て、其御遺物を盧舍那佛に獻じ、冥福を祈る、即ち之を納めんが爲めに作られたるものとし、小杉博士も亦之に従へり、大和志料に、東大寺大佛殿は、天平勝寶元年に成り、僧徒既に住し、什器亦稍々備はりしならんに、正倉院の設けなき理由なきを以て、勝寶八年以前既に造られしものにて、聖武天皇の御遺物を納むる爲めに、新築せしものにあらずして、御遺物を獻するに當り、之を正倉院に納めたりしものなるべしと云へり、従ふべきに似たり、爾後歴世の君臣亦之を獻納する所ありしが如し、かく聖武天皇御遺物を始め、貴重物品を藏めたるを以て、朝廷厚く之を保護し、其開閉には特に勅使を遣はし、勅封を以て之を鎖し、寺家をして濫りに開閉することなからしむ、故に之を勅封藏とも云へり、御遺物獻納以後屢々開閉し、田村廣重夷征伐の時には、杖箱等を賜ひたることもありき、或は浸潤を檢し、或は、御即位等の禮服を出す爲めに屢々開閉ありたること、日記記録に見えたりども、煩はしきを以て一々掲げず、重なる事件につきて少しく述べべし、建久四年八月修覆の爲めに、勅使を遣はして開檢せしめ、寶物を網封倉に移し、明年成りて勅封倉に返納し、錫杖十杖を僧重源に賜ひたり、是の時の記事によれば、三倉の外に、別に網封倉(三網の封印をする倉)ありしが、中古以來網封

シヤウ

倉朽損せしを以て、三倉の中、南の倉を網封とし、中北を永く勅封としたるが如し、寛喜二年僧顯議等倉扉を燒き寶物を盗みしが、幸に之を得て返納す、延應元年十一月、九條道家奏請して御物を拜觀す、仁治三年三月後嵯峨天皇御即位の玉冠を召進せしむ、御式終て返納す、建長六年落雷東北端の扉を破る、八月勅使を遣はして修理せしむ、正嘉二年正月、攝政兼經奏して御物を拜觀す、文應二年後嵯峨上皇寶物を觀覽し給ひ、御袈裟を召す、弘長二年夢想によりて返納す、元中二年八月足利義滿、永享元年九月足利義教、寛正六年義政共に御物を拜觀す、義政關耆待を請うて一寸四方二箇を截る、天正二年三月織田信長請奏して拜觀し、同じく關耆待を截る、慶長七年六月奏請して徳川家康寶庫を修繕し、寶物を點檢す、此時唐櫃三十合を寄附す、十七年盜寶庫を穿ち寶器を盗む、寛文六年及び永祿六年五月開封す、將軍綱吉之を修覆す、天保四年又修理の爲め開封す、明治五年八月宮内少丞世古延世を勅使として開封せしむ、文部大丞町田久成、文部六等出仕内田正雄等同行して寶物を調査す、同八年二月奈良博覽會に寶器を陳列せん爲め開封す、是の時内務省の所管となる、十年聖上奈良に行幸して、寶器を觀覽し、關耆待を截り給ふ、是より先き、宮内少丞櫻井純造を開封の勅使とし、内務大書記官町田久成等と共に寶物を點檢し、修理を加ふ、避雷針消防器具皆この時に備はる、十二年得能良介請うて寶器を拜觀す、器物古文書を印刷にせんが爲めなり、十三年伊藤内務卿請うて庫中に棚架し、寶器を排安す、十四年四月博物館を農商務省の所管となすや、寶器は農商務、圖書は内務に屬せしめ、開閉は宮内省をして掌らしむ、十五年八月外門扉増成る、尋で農商務御用掛黒川眞頼をして寶器目録を整理せしむ、十六年十月宮内卿、農商務卿、内務卿の請によりて倉内を曝涼す、是月巡查を附し、守衛を嚴にし、十七年四月宮内省の所轄となる、十九年三月火除地として東大寺塔中及び民地を買上げ、外門を修築す、廿年以後毎年夏期を以て曝涼し、奏任待遇以上及び美術篤志者に限り特に拜觀せしむることとなり、現存せる寶物は聖武天皇より嵯峨天皇の頃まで、歴代の御物數千點、金銀珠玉より彫繪織文、古書古文書等天下の至寶ならざるは無く、美術上歴史上関くべからざる参考品のみならず、内部は三倉とも三層にして、二階と下の板間とに十八箇宛の玻璃戸棚を並べ御物を列べ、別に寶龜文書繪圖類等長櫃辛櫃類數十箇あり、著名なるは、關耆待、鴨毛屏風、五絃琵琶、筵篋、水晶玉、繪幡の佛像等なり、猶委しきことば、小杉博士の「聖樂の寶庫を見るべし」(黒川博士東大寺正倉院の話)、大和志料、小杉博士「聖樂の寶庫」シヤウザウリツファンサウ、正藏率分藏

シヤウザウリツファンサウ、正藏率分藏  
正倉院(シヤウザウケン)を見よ、  
シヤウザンコウ、常山公、徳川光圀(トクガハミツツネ)を見よ、  
シヤウシ、省試、賞擧(コッコ)を見よ、  
シヤウシ、床子、机の如き腰掛、雅亮裝束抄身屋庇の調度たつる條に、其様を記して「大さうじは御帳の西の間の、身屋の柱のきほに立つるなり、其のてい、上は簀子にて、長さ三尺ばかり、脚の高さ二尺ばかりなるを、ふたつきあはせて据えて、上に高麗を、唯半帖のやうに打裏を付けて敷きて、其の上に菅圍座を敷きたり」とあり、増鏡秋のみやまの段に「安福殿の釣殿に床子立て、東面におはします」とありて大床子の腰掛をいへり、但し椅子と床子の差別を按ずるに、椅子は後並びに左右に勾欄

あり、床子にはさるたよりなきものなり(宮殿調度圖解)  
シヤウシ、尙侍、内侍司(ナイシノツカサ)を見よ、  
シヤウシ、掌侍、内侍司(ナイシノツカサ)を見よ、  
シヤウシ、障子、家屋内の間を仕切る爲めに設けたる建具を云ふ、間々を隔つる故に名づく、もとは明障子、衝立、襖、格子等の總稱なれども、後世は専ら明障子のみ言へり、厚紙にて表裏より張て、或は繪を畫き、或は文字を書きたるを襖障子、薄紙又は生絹にて張りたるを明障子と云ふ、又唐紙にて張りたるを唐紙障子、絹等にて張りたるを軟障子と云ふ、今、掛障子(椽側)に面する下窓等にある障子、折釘に垂れ掛く雲障子(椽側)雨戸の上の欄間の障子、雨障子(引窓)其他外方にある障子、雨のかゝる處あるを以て多く油を塗る、故に油障子とも云ふ、引障子(敷居鴨居に依りて開閉する障子の總稱)の名あり(貞丈雜記、安齋隨筆、日本建築辭彙)遊遊笑覽に、「いにしへの障子といへるは、多くは雲障子のことにて、今いふ障子はあかり障子なり、さて又ふすま障子といふは、衾をひろげたらむやうに、張りたる故なり云々といへり、古代の障子多くは縁を取りたり、衾も縁あれば(今俗かみぶとんと云ふ)其の形似たり、職人盡歌合に唐紙師あり、庭訓往來にもその名出たり、又同書に杉障子見ゆ、秋夜長物語に書院の杉障子とあり、これ今の杉戸なり、衾障子も今はふすま、又た唐紙にて通用す、ことば略に過ぎたり、今世にからかみといふもの、もとは唐紙にさやうの紋ある紙にならひて作りしなるべし、散木集物名の歌、からかみのかたきよと共にか心をかけてたためど

シヤウ



シヤウ

もそれからかみのかたきしるしか、横本にて刻板なる到來集、桐の葉は次第に落ちて、幾秋ふるき障紙障子(義敬)世話盡、法の道も近き生死の海越に視の墨をつけなからかみ、寛文延寶の比よりも、かきへり、古へも障子の骨などは、さまざまかたく作れるものにはあらで、清少納言あしうあくれれば、さうじなども、たほめかし、こほめく、そしるれば、云り、さて又白石翁云、昔の障子は人のつくくばひて、影のみえざる程に、腰高からし、今の腰ひきて障子は、古田織部の物すきにて、近代の作なりと云へり、事跡合考に、加藤清正の居所、四方の障子最も古風に腰高き障子にて、總べてその骨木の外の方、鐵の筋がれを入れ、外の方に、一本ごとに鐵の樞を仕込たると云、これ白石翁が説にかなへり」と見えたり、

同五年三月河内國小松寺勸進奉加帳には、領家代、地頭代、下司代、公文、目代下司、公文代、嘉應三年二月松尾社領池田莊立券狀には、莊官、公文、僧、總檢校、源等見えたり、鎌倉時代以降には、下司、公文、田所、案主及び總追捕使の五職は、多くの莊園に置かれたるが如し、而して此等諸莊官には、給田又は人給と稱して、得分田を與へたるが如し(莊園考)

等の別あり、これを受くる諸侯の家の格式によりて、使の身分も一様ならず、參府御暇の節、老中一人を上使として、上意を傳ふる家は、尾州、紀州、水戸、加賀、薩摩、仙臺、宇和島、細川、黒田、淺野、毛利、池田、鍋島、藤堂、蜂須賀、越前、山内、有馬、佐竹、上杉、雲州等即ち三家十八國主の家のみなり、右の國主大名へ御暇の上使として老中來るときは、必ず白銀巻物等を賜はる(三家は賜物なし)、次の日登城して、御暇の御禮をのぶ、此の時、御座の間に於て老中の取合せあり、上意ありて馬を拜領す(仙臺、佐竹は馬出產地ゆゑ拜領なし、歸國の後使者を以て樽肴を獻ず、その時巻物を賜はるなり)、准國主の御暇、參府は大體奏者番を上使とす(會津は參府の時のみ老中)、國主大名へ鷹の鶴を賜はる時、又は雁、雲雀を賜はるときは、使番上使を勤む、三家、老中病氣の時、小性を以て御尋ねあり、大名病氣の時、奏者番にて御尋ねあり、死去の節の御使は三家のみ老中、外は奏者番なりといへり(千代田城大史)

田山莊における、崇徳天皇の天承元年、藤原宗忠が白河山莊における尙齒會のこときは、みな白居易の例によりて、詩賦の遊宴なりき、然るに高倉天皇の承安二年、藤原清輔、白川の寶莊殿院に於て、はじめて和歌の尙齒會を行ひ、次で養和二年賀茂重保亦之を襲ひ、爾後詩賦と詠歌との二様に分れて行はる、江戸時代に入りては、年賀の筵に於て、兼ねて尙齒會を爲し、また連歌俳句を交へて之を行ふものありき(古事類苑禮式部)

ふ、つかまつる日、つかふる日と訓じたり、毎月人の上日を調査し、翌月一日に奏問す、これを月奏といへり、官職難儀に、上日とは、上日と讀、關白を始め奉り、大臣公卿以下堂上堂下公人、公卿の上日を勤ると申て、月ごの上日を記したるを月奏と申て、關白御拜賀の日も、先外記を覽し侍る事あり、書つかふるを上日と云、夜を上夜と云、除日の時瀨口所衆などが勞帳も、是を記したる物に侍り、大内家人に龍崎と申こうさいなる者、種々の事を諸家へ問侍るに、此上日事を三條西に尋て侍れば、禁中に伺候の日を上日と申、宿直し候を上夜と申由、記したへ侍り、今に寫して問答抄とやらん銘を書て、持たる人部部に少々あり、相違なく侍り、去ながら宿直するを夜と申せば、宿直とは一向夜の時計と聞え侍り、宿直とは晝夜の事也、令義解語に、宿直の事を夜仕曰、宿、晝仕曰、直とあり、勿論事也、若思誤り、記しけるや、是も龍のけつまづきにこそ、宿直は夜の事とのみ自然申置又も侍らんと、次を以て申也、又平家物語に、太政入道の上日のものを召つかひと侍る事、田舎人などの不審し侍る事也、是は太政入道帝外祖たるゆゑ、准三后の宣旨を下されて、院宮のごとく上日の者を召仕たると申事也、此上日は地下に所の雑色など申やうの、院宮にも召つかはる、物を仕たると申事にや云々とあり、

にして、而して其教義も亦彼此同種の論旨を以て出でたるものなり、故に古より成實を小乘の空宗と呼び、三論を大乘の空宗と稱せり、二宗の間、教義上此の如きの關係あるが故に、其支那の傳來も、又我邦の傳來も、共に二宗相提携して來れり、支那に在りては、一時三論を厭するに至りしことあれども、我邦に來りては、嘗て獨立して一宗をなしたることならず、故に古より三論宗の附宗と稱せられたるものなり、天武の頃に至りて、百濟の僧道義、成實論の疏を製して之を講演したる、ことあり(日本佛教史綱)

シヤウ

田山莊における、崇徳天皇の天承元年、藤原宗忠が白河山莊における尙齒會のこときは、みな白居易の例によりて、詩賦の遊宴なりき、然るに高倉天皇の承安二年、藤原清輔、白川の寶莊殿院に於て、はじめて和歌の尙齒會を行ひ、次で養和二年賀茂重保亦之を襲ひ、爾後詩賦と詠歌との二様に分れて行はる、江戸時代に入りては、年賀の筵に於て、兼ねて尙齒會を爲し、また連歌俳句を交へて之を行ふものありき(古事類苑禮式部)

同五年三月河内國小松寺勸進奉加帳には、領家代、地頭代、下司代、公文、目代下司、公文代、嘉應三年二月松尾社領池田莊立券狀には、莊官、公文、僧、總檢校、源等見えたり、鎌倉時代以降には、下司、公文、田所、案主及び總追捕使の五職は、多くの莊園に置かれたるが如し、而して此等諸莊官には、給田又は人給と稱して、得分田を與へたるが如し(莊園考)

にして、而して其教義も亦彼此同種の論旨を以て出でたるものなり、故に古より成實を小乘の空宗と呼び、三論を大乘の空宗と稱せり、二宗の間、教義上此の如きの關係あるが故に、其支那の傳來も、又我邦の傳來も、共に二宗相提携して來れり、支那に在りては、一時三論を厭するに至りしことあれども、我邦に來りては、嘗て獨立して一宗をなしたることならず、故に古より三論宗の附宗と稱せられたるものなり、天武の頃に至りて、百濟の僧道義、成實論の疏を製して之を講演したる、ことあり(日本佛教史綱)



ジャウ

朝謂「素食者」爲「精進」然精進之言、本出佛經、而元稱「身行精修者」其「精進」酒肉、則精進一事也、以是專爲「素食者」、似不當云々、と見えたり、類聚名物考に、今案に、精進は、もと佛典に出て、精力修進の意なり、五辛酒肉を避る事にはあらざれども、その精力して修進せんには、必戒法を持事なれば、酒肉五辛を絶事はもとより其中にあれば、素食は其精進のうちの一事項なればなり、素食の魚鳥の肉を喰はぬを淨膳といふ、今の野菜のみをいふ、是を今俗に精進物といふも不當の事にはあらず」といへり○榮花物語に、殿(教通)は其まゝに御精進にて、御おこなひにてのみずぐさせ給ふ、増鏡に、打たえて御精進にて朝夕つとめ行はせ給ふなど見えたり、

ジャウジ

成尋 俗姓は藤原氏 出家の後、石藏の文慶に事へて密教を襲く、延久三年、南船に乗じて宋に入る、時に神宗皇帝熙寧五年なり、天台に登り、五臺に遊び、復た汴京に入る、神宗成尋の道譽を聞き、延和殿に召見し、紫衣絹帛を賜ひ、勅して太平興國寺の傳法院に館せしむ、六年天下大に旱す、帝成尋に勅して祈雨の密法を修せしむ、帝壇所に幸して焼香し、後ち號を善慧大士と賜ひ、譯場の監事に補す、此歳我邦の南船渡航せるに託して、新譯の經三百餘卷を送り來る(元亨釋書) ジャウウシヤ 精舍 (一)寺を云ふ、精は米を春く名、舍は精練を退けて佛道を證するの稱、釋迦譜に、息心所「樓曰「精舍」と見えたり、平家物語平家繁昌の條に、祇園精舎の鐘の聲諸行無常の響ありとあり、(二)精練修行者の居所の義、靈裕寺志に、非「鹿暴」者所居、故云「精」と見えたり、

ジャウウシヤ

常教 教(シヤ)を見よ、

ジャウウシヤウケン

上將軍 後醍醐天皇

ジャウ

建武元年十一月、尊良親王を上將軍として、足利尊氏を追討せしむ、當時の俗稱一軍の首將は、官の高下を問はず、大將軍と稱せしにより、之を區別せしもの、稱、一時の稱なるべし、太平記主上自令「修金輪法」給條に、恒良親王を上將軍と記せるは、官軍の稱する所にて、尊良親王の例と異なれりと見えたり (神皇正統記、保曆間記、武家名目抄)

ジャウジヤウケギン

清淨華院 所在 京都市上京區北之邊町

初め天台宗○本尊阿彌陀座像(原)眞觀二年清和天皇の勅願に因り、土御門通鳥丸の西に創立す、慈覺を開基とす、天曆五年春火災に罹り、翌六年村上天皇再興ありて、御内道場となる、故に清和村上天皇の御像尊牌を安置す、承安四年後白川法皇受戒の時、當院を以て法然の宿所に賜ひ、宗旨を改む、天正中現今の地に移り、正徳三年大書院を建立し、享保二十年三月十四日敬法門院の舊殿を賜ひ、以て本堂となす、其後焼失し、文化八年二月、仙洞中宮東宮より賜金ありて、本堂を再建せしに、明治廿二年正月火災に罹りて焼失し、二十六年更に大方丈を建設せり、舊寺縁は豊臣徳川氏の時五十石を附す、舊境内三千八百八十七坪餘にて、現在二千六百七十三坪餘を有せり、塔頭眞樹院、龍泉院、無量壽院、松林院の四寺、諸國末寺四十九箇あり(平安通志)

ジャウウシユ

城主 江戸時代に於ける大名の一資格、國持及び準國持以外に、居城を有したる大名を云ふ、また無城の大名にして之と同一の待遇を受くる者、城主格と稱す、慶應年間には、城主百廿八家、城主格十六家ありき、「クニモチ」「ダイミヤウ」參看(古事類苑官位部)

ジャウジユウコクシ

正宗國師 白隱(ハ)

ジャウ

クイン)を見よ、

ジャウシユビ

成就日 曆術家の説にて一箇年内の吉日、此日何事を爲すも成就すと云ふ、即ち

正月寅日 二月巳日 三月申日 四月亥日 五月卯日 六月午日 七月酉日 八月子日 九月辰日 十月未日 十一月酉日 十二月丑日を云ふ(和漢三才圖會)

ジャウシヨウウヅ

上乘院 所在 山城國、名勝志によれば愛宕郡栗田郷南禪寺の北に舊址あり、後ち葛野郡池裏村に遷ると云ふ○下河原門跡とも稱す(宗旨)も眞言宗、仁和寺の門跡なりしが、後に東大寺門跡となる(源)長和親王御乳母左近衛少將源定季の母比丘尼の創建する所なり、仁和寺宮(宮の名未詳)供養し、定惠を以て院主に補せらる、薩戒記に云ふ、下河原門跡は、元來御室門跡なり、御室隱居の時下河原に移さる」と、親長記明應三年の條に、下河原殿門室、可有入室人體無之、其上此在所自禁裏、内々造營、故女院御座所也云々と見えたり、文明以後は廢絶せしものならん、今歴代を左に示す(山城名勝志、仁和寺諸院家記)

- 定惠 眞助 覺耀 實毫 公賢 守覺
- 仁隆 眞惠 道承 法助 頼助 益助
- 益性 有助 乘朝 寛守 道朝 靜覺
- 道水 道喜 (諸門跡傳)
- 道乘 益助 益性 乘朝 道永 寛守
- 道朝 道喜 覺智 眞惠 眞覺 道順
- 公譽 實豪 實辨 實濟 尊實 公禪
- 道尋 增惠 明辨 乘伊(諸門跡譜)
- ジャウシヨウウヅ 霜松院 花山院定照

ジャウ

ジャウシヨウウヅ

成勝寺 所在 山城國京都、三條の北一町半白川橋の東○六勝寺の一

起願(崇徳天皇の御願に因りて創建す、保延五年十月落成供養あり、金堂、經藏、鐘樓等ありしが、承久元年焼亡、今廢絶す(百鍊抄、山城名勝志) ジャウウシヤ 莊主 禪宗の僧役、寺院の田地耕作等の事を掌る、勅修法規に、莊主視田界至、修理莊舎、提督農務、撫安莊佃、些少事故隨時消弭、事關三大體(申)寺定云々とあり、また莊頭とも云ふ、莊主の地位に在りて其役を助くる者を副莊と云ふ(禪林象器箋)

ジャウス井

上水 徳川家康が封を關東に轉じて、江戸城に入るや、四民頓に集り、日を遂うて繁榮に赴きしが、下町一帯の地は、地盤いまだ堅固ならず、從て良水を得る能はずして、炊料の不足を告げしかば、遂に神田上水を井ノ頭ノ池に求め、尋で玉川上水を多摩川に仰ぎ、更に千川上水を石神井ノ池より引くに至れり、之を俗に江戸の三上水と稱す、いま順を逐うて之を詳説す(神田上水)水源は豊多摩郡吉祥寺村井ノ頭ノ池より流出するものを本流とす、また同郡上井草村善福寺の池より流出するもの一條あり、和田村に於て本流に合し、下井草村妙正寺の池より流出する井草川あり、落合村に於て本流に合す、なほ別に玉川上水を代々木村より分流するものあり、角筈村淀橋の下に於て本流に入る、而して此上水たる高田を経て關口に至り、分れて二派となり、一は大洗壺を下りて江戸川となり、一は水門より目白壺なる白堀に入りて乃ち上水となる、水源より此に至りて(花水橋以上)凡五里廿六町十五間とす、これより小日向小石川の壺下を経て、砲兵工

(水上田神)

廠の内を通じ、はじめて伏管に入り、水道橋の東より、懸樋を以て神田川を横過し、縦樋に逆流するもの百千條に流れ、南は京橋川以北、東は永代橋より大川以西、北は神田川を限り、西は大手町より一橋の外に至るまで、毎町流過せざるはなし、樋管の延長は、凡三萬六千四百五十二間、井の数は、凡三千六百六十三にして、水賦銀は、凡二萬五千九百九十七圓餘(明治廿一年の調査)なりしに、明治廿六年改良水道の設計せらるゝに及び、幾干もなくして廢せらる、而して此上水は、天正年間大久保主水が、徳川家康の命を奉じて布設する處に係る、天正日記を按ずるに同十八年七月十二日の條に、「藤五郎まいる江戸上水のことうけ給はる」と見ゆ、藤五郎は即ち主水なり、なほ大久保主水由緒書によれば、先祖藤五郎忠行入國の時に、江戸に於て水の手見立つべき旨、東照公の命を蒙り、小石川の水道を見立てしに付、其賞として、名を主水と賜はり、且つ水は濁りを嫌ふものなればとて、主水を清みて「モント」と唱ふべき旨命ありて、歴代みなかく稱する由見えたり、

(水上川五)

【玉川上水】多摩川の水を引用せるものにして、豊多摩郡羽村に於て、河水を堰止め、之を分派して東北に導く事十里三十町四十六間にして四ッ谷の西邊に達し、大木戸の左なる水門より、伏管に入り、大路を経て、麴町十二丁目に至り、二の支管を分け、麴町區に入り、東は江戸城より大手町まで、北は番町富士見町飯田町、南は平河町永田町に及ぶ、而して其本管は四ッ谷傳馬町一丁目より南に轉じて紀伊國坂を下り、赤坂表町の北より溜池の東を過ぎ、虎の門外に至り、更に千條萬派して西の久保芝金杉以北、東は築地靈巖島南新堀以西、八町堀楓川を限り、北は京橋川以南、西は内堀田永樂町以南、毎町

(通水)

通流せざるの慮なし、明治十三年、新たに麻布水道を設け、大木戸より分派し、千駄ヶ谷青山を経て赤坂麻布に運じたり、樋管の延長、全部を總計して凡四萬九千九百五十二間、井の數三千に及ぶ(二十一年の調査) 玉川上水は實に玉川清右衛門兄弟の經營に係る、はじめ徳川三代の將軍家光上水の事に就きて深く留意する處あり、町奉行神尾元勝に命じ、新上水の經營を圖らしむ、元勝即ち其道に巧なるものを求むるに當り、會々玉川村の農民清右衛門莊右衛門兄弟ありて、頗る水利の術に長じ、玉川の流を引き上水に充つるの策を按じ、其計畫を記して奉行所に呈したり、元勝やがて之を將軍の台覽に供し、衆議を経たるの後、殆んど採用するばかりとなりて、家光の薨去に遇ひ、爲めに一時中止したりしが、家綱將軍職を襲ぐに及び、前代の遺志を奉じて、更に元勝に命ありしを以て、元勝は清右衛門兄弟を擧げ用ひて、事に當らしめ、承應二年四月四日はじめて工を起し、十一月十五日羽村より四谷大木戸に至るの水道成り、尋で市内に分水するに至れり、此時に當り測量の術いまだ開けず、器械また具備せざりしがゆゑに、清右衛門兄弟が水路の高低を量るには、専ら夜間を用ひ、工夫をして、近距離の處は線香の火を把らせ、遠距離の處は挑燈を持たしめて彼方に向かしめ、其火光の見えざるを度とし、前に量りし場所を準として尺をあて、高低傾斜を審にし、再三測量の後、漸く水路を定めたりといへり、其苦心想ふべきなり、加之これが爲め私財數百金を投じて費用を補へる等勤績頗る稱すべきものあり、工事成るに及び、幕府は兄弟等の功を嘉みし、功米二百石分を金子にて賜はり、上水役を命ぜられ、且玉川を其姓として唱ふるを許されたり(改良水道の事は下條を

ジャウ



シヤウ

見よ(千川上水)水源は石神井村なる三寶寺の池水にして、元祿九年河村瑞賢の經書に係り、専ら小石川御殿、湯島聖堂、上野及び淺川御殿(智樂院家なり)に引用し、其餘は本郷、湯島、下谷、淺草の町々へ流通す、工事の用達は千川太郎兵衛、千川徳兵衛の二人なり、玉川の例により千川を以て氏とするを許され、小石川指ヶ町にて二百十三坪の宅地を賜はる、後享保七年之を廢せられ、沿道は諸村の用水となりしが、安永九年再興して、本郷、湯島、下谷、淺草等へ引用せりと雖も、給水十分ならざるの故を以て、天明六年に至り、また廢せらる、明治十三年、岩崎彌太郎等相議して舊廢渠を利用し、玉川上水を、埼玉縣新坐郡保谷村に於て分派し、渠鴨を経て沿道の諸村に送り、市内に入りて本郷及び下谷の一切に給水する事となり、同じく千川上水と名付く、名は同じと雖も、前者は石神井ノ池より發したる獨立の上水にして、後者は玉川上水の分派なり(改良水道)江戸に三上水ありしこと右のごとく、明治に及びてなほ之を因襲したりしが、後更に改良水道の議起り、明治二十六年其起工式を豊多摩郡澁橋浄水工場に擧げ、三十三年より新水道を給するの運に至れり、而して新水道は舊玉川上水と同じく、玉川の水を用ひ、羽村より和田堀内村に至るの間は在來の水道により、和田堀内村より澁橋浄水工場に至るの間、新水道を用ひ、其長さ凡て二千三百間なり、而して澁橋工場より更に自然流下の法を以て、本郷元町、及び芝芝町なる二箇處の浄水工場に送る、澁橋工場は専ら高地に給水するものにして、其區域は四谷、赤坂、麻布の全部、及び芝、麴町、牛込、小石川、本郷、神田の一部に亘り、他は芝、本郷の二浄水工場に屬す(東京市の外、横濱市は明治廿年、長崎市は廿四年、大阪市は廿八年に新水

シヤウ

道の完成を見たり、茲に於て千川神田の二上水並に玉川上水の舊伏樋、井等凡て廢絶せり(管轄)吉き時代は詳かならず、萬治の頃は上水奉行を置しが、寛文十年町年寄奈良屋喜多村兩人の支配となり、元祿六年には上水改となりて道中奉行より兼ね、元文四年には町奉行に、明和五年には普請奉行に、文久二年には作事奉行に屬する等幾多の變遷あり、維新後は一旦東京府の所管となり、二年三年に、會計官、民部省を経て、四年五月再び東京府に屬し、市制施行せられしに及び市の管する所となる、即ち現在の制なり(經費)高割を以て水銀を課したり、武家は百石當りを以て算し、町方は小間二間を以て百石と算す、元文四年には玉川上水のみにて凡四百七十七兩、寛文二年には玉川神田の二上水を合せて、武家の分、銀九貫四百九十七匁餘、町方の分銀二貫四百十三匁餘なりき、維新後は一時官費を以て支辨し、五年八月よりは舊町會所積立金を以て支辨したりしが、六年には水賦金の法を設けて小間間に割合課出し、八年以降は改めて、引取井の數に賦課せり、現在にありては水道税を徵する事、善く人の知る處のごとし(江戸會誌)「上水運鑿通の記事」、文「玉川上水の工事」、東京市水道要覽)

シヤウ

シヤウ(大) 經常費なり、又大税とも大租とも云ふ、トチカラ、又は「オホチカラ」ともいふ、正税は出舉(アスキ)と云ふ(の法を設け利をとりて足し用ふ、正税を分て、動用、不動、雜米の三に分つ、動用は、米穀を出入して、諸般の用に供するを以て然か、其倉をば動用倉といふ、出舉して利を取る、本は額にて取り、利は穀にて取るなり、延暦四年七月丁巳勅して曰く、正税は國家の資にして水旱の備なり、而るに比年國司苟も利潤を貪りて費用多く、官物減耗し倉庫實せず、自今已後嚴に禁止を加ふと、民部式に、凡正税を用ふる者、十束以上は皆内印を請ふとあり、また同式に、京職正税は、民部省と主税と共に出納を掌れといへり、重大のことにのみ用ふるものなるべし、不動は、正租の穀、粟糯等の、動用すべからざるものを收めて國貯のものとなし、官職を得るにあらざれば、容易に開用することなし、之を納むるを不動倉と云ふ、和銅元年の官符に、大税は自今以後、別に不動の倉を定めて、以て國貯のものとなせ(朝集使備京の用度などにする國助とは異也)といへる是なり、これは體にて貯へ置きて、非常に備ふるなり、寛平三年八月の官符に、不動穀は遠年の儲、非常の備、尋常の時輒く用ふべからず、而るに、或は例年の雜用足らずと稱して件の穀を申し請ひ、倉を指して開用す、假令ば千斛の石を用ふべきに、猶萬斛の倉を開き、遣れる九千斛をも、皆動用と稱して支用す、此事例となりて、不動減少するにより、禁せられし事あり、雜米は、年料春米、別納租穀にして、共に京都に輸すなり(肥後國)持統天皇大税一千束を大學博士上村主百濟に賜ひて其學業を勤め、文武天皇大寶元年、三箇年大税の利を收めずして、老人に加恤せられし事見えなれば、大化以後定められしものか文武天皇大寶元

シヤウ

年制定して、官稻を大租、私穀、郡稻の三に分つ、同年國宰郡司大税を貯へ置くこと法の如くせしめ、且つ七道に使を遣はして、大租を給ふの狀を宣告す、同二年、諸國大租の數文を始て辨官に送る、元明天皇和銅元年、大税は自今別に不動の倉を定め、以て國貯の物となし、國郡司等各稅文及び倉案に其人時定倉を注せしむ、聖武天皇天平二年、大税の收納を輕惡にすることを禁じ、稅帳を進むる日、倉別に主當官人の名を署せしむ、同六年、諸國の雜色官稻は、騾起稻を除く外、正税に混ぜしむ、尋で十一年騾起稻をも混合す、桓武天皇延暦十七年、公廩を停止し、一に正税に混じ、正税の利を割き、國儲及び國司の俸を置きしが、明年之を復せり、是より正税、公廩、雜稻の三に分つこととなり、永く定制となれり、醍醐天皇の時、正税を用ふる者、十束以上は皆内印を請ひ、畿内の官田の稻を用ふる者は、外印を請はしめ、正税數は、官に申請するにあらざれば、出舉することを得ざらしむ、且つ諸國出舉する正税の數を定めたり、中世王權衰へてより以降、正税の制衰替し、國領等國司守護の管する所僅にして、其租入の小部分を朝廷に貢するのみ、後醍醐天皇建武元年、地頭等に令して曰く、諸國莊園保地頭職以下本領新恩を論ぜず、管領せる田地の分正實之を注進すべし、正税以下種々の雜物等出す所、二十分の一を御倉に進濟すべしと、然れども、幾干もなくして、武人争亂の世となり、租入は愈々減少せり、後陽成天皇天正十六年、關白豐臣秀吉永く洛中の地を以て、禁中の正税に充つ(大日本租稅志、日本財政史)

シヤウ

シヤウ(大) 誠照寺 所在越前國今立郡歸江町寺町上野山と號す、俗に歸江御堂と云ふ(傳)眞宗、もと越前三門徒の一本山、今は誠照寺派本山(本尊)圓淨檀金手引彌陀如來(聖德太子)傳に云、往昔當國上野庄の領主奉石京進景之、元久二年四月七日の夜靈夢を感じ、上落して親駕上人の御弟子となり、空然と號す、然るに上人越後左遷の時、空然入道兼て新殿を營み置て上人を請す、上人爰に數日滯留して教化あらせられ、夫より越後へ下向なし給ひぬ、空然房、此新殿は上人の輿車を止し所なれば、車の道場と號して是を守るに、法流大に繁茂して國郡に充てり、上人歸洛の後、上人の息五男有房を招請して是を道性上人と稱し、空然房の女を嫁して車の道場に住持せしむ、其子を如覺と號せり、如覺上人嘉元三年參内ありて、後二條院より淨土眞宗讚門徒と勅號を賜り、其後、水尾院勅願所と成し給ひ、上野山誠照寺と勅書を賜ふ、住持を大僧正に任ぜられ、上洛毎に參内すと云々然れど其實は親鸞の高弟眞佛の法系を繼げる如導當國に入りて道俗を教化し、本願寺の第三世覺如の來るに及びて如導及び其弟子道性等覺如に歸して大に宗風を興し、如導は證誠寺を開き、道性は誠照寺を開きたるものなるべし、中古朝倉氏寺領を寄附し、江戸時代に至り、寺領廿四石餘の朱印地を受け、元祿十四年五月、權僧正任官の口宣を賜はる、且つ輪王寺宮公辨法親王より紫衣を免許せられ、同門跡の院家となる、明治十一年二月、獨立して眞宗誠照寺派と號す(廿四輩願拜圖會、越前名蹟考、各宗綱要、日本佛教史)

シヤウ

シヤウ(大) 省錢 錢九十六文を以て百文とする事、九六錢ともいふ、ゴクログセニを見よ、シヤウ(大) 性潛 名顯字は龍溪、俗姓は奥村氏(傳)性潛天資明敏、氣宇超邁、年甫十六にして攝津普門寺に剃度す、爾後研修すること殆ど十五年間、省發する所あり、雪竇語錄を讀むに及びて、始めて從前得たる所のもの、皆古人の糟粕なるを識り、極力參究すること六年、大に悟度す、慶安四年妙心寺に住し、經論祖錄を講す、承應三年、隱元禪師の渡來するや、就て暮叩朝參し、深く圖典に入る、明曆三年後水尾上皇、召して法を問はる、奏對旨にかなひ、上皇大に悦び給へり、寛文三年黃檗成るや、隱元、性潛を擡て西堂と爲す、四年近江正明寺の請に應じて往く、尋で僧堂を構へ、衆と共に座禪す、又屢々旨を奉じて掖庭に入る、上皇親要を查詢して之旨を徹す、因て性潛に大宗正統禪師の號を賜ふ、十年八月大阪の請に赴き、九島庵に寓す、一日衆に示すに、涅槃眞正の道を踏轉し、歸程水調歌を唱へて行くの句あり、同月二十三日暴雨驟に至り、巨浪天に漲り住屋を浸す、性潛死數の定まれるを知り、衆弟の勸を聽かず、獨水中に跏坐し、端然として寂す、年六十九、法曆五十三年、上皇之を聞きて嗟惜し給ひ、御膳を減すること數日、特に内殿に於て祭り給ふ(傳)語錄三卷、鐵笈錄、辨正錄、宗統錄等あり、特に宗統錄には、上皇御製の序ありと云ふ(續日本高僧傳)

シヤウゼイシ 正稅使 四度使(ヨドノツカヒ)を見よ、シヤウゼイテヤウ 正稅帳 稅帳(セイイチ)

シヤウゼウジ 誠照寺 所在越前國今立郡歸江町寺町上野山と號す、俗に歸江御堂と云ふ(傳)眞宗、もと越前三門徒の一本山、今は誠照寺派本山(本尊)圓淨檀金手引彌陀如來(聖德太子)傳に云、往昔當國上野庄の領主奉石京進景之、元久二年四月七日の夜靈夢を感じ、上落して親駕上人の御弟子となり、空然と號す、然るに上人越後左遷の時、空然入道兼て新殿を營み置て上人を請す、上人爰に數日滯留して教化あらせられ、夫より越後へ下向なし給ひぬ、空然房、此新殿は上人の輿車を止し所なれば、車の道場と號して是を守るに、法流大に繁茂して國郡に充てり、上人歸洛の後、上人の息五男有房を招請して是を道性上人と稱し、空然房の女を嫁して車の道場に住持せしむ、其子を如覺と號せり、如覺上人嘉元三年參内ありて、後二條院より淨土眞宗讚門徒と勅號を賜り、其後、水尾院勅願所と成し給ひ、上野山誠照寺と勅書を賜ふ、住持を大僧正に任ぜられ、上洛毎に參内すと云々然れど其實は親鸞の高弟眞佛の法系を繼げる如導當國に入りて道俗を教化し、本願寺の第三世覺如の來るに及びて如導及び其弟子道性等覺如に歸して大に宗風を興し、如導は證誠寺を開き、道性は誠照寺を開きたるものなるべし、中古朝倉氏寺領を寄附し、江戸時代に至り、寺領廿四石餘の朱印地を受け、元祿十四年五月、權僧正任官の口宣を賜はる、且つ輪王寺宮公辨法親王より紫衣を免許せられ、同門跡の院家となる、明治十一年二月、獨立して眞宗誠照寺派と號す(廿四輩願拜圖會、越前名蹟考、各宗綱要、日本佛教史)

シヤウゼンシ 上善院 今出川公彦(イマデカハキンヒコ)を見よ、シヤウゼンモン 章善門 大内裏八省院二十五門の一、西面の外門ともいふ、西面の中門にし







シヤウ

妙を得、判官流と稱す、後世正天狗流といふ(武術流祖録)

シヤウテンジ

正傳寺

郡大宮村大字西賀茂○吉祥山正傳寺國禪寺と號す

寛延寶曆の頃、宮古路豐後の弟子春富士正傳之を語り創めたるが故にかく名づく○正傳は京都の人、

シヤウテンジマス

正傳寺樹

正傳寺の寺料を納むるに用ひたる樹の名、古今要覽稿に、正傳寺は、何の國といふことをしらず、その寺の寺料の文書に、樹の寸方をのせたり、それに付ては、方四寸、深二寸の樹なり、この分積三萬二千分あり、今樹に比するに、四合九勺五撮七抄有奇にあたる、伊勢安東郡の八合樹といふものと、甚だ近しと見えたり、

シヤウテンフシ

正傳節

浄瑠璃節の一

種、寛延寶曆の頃、宮古路豐後の弟子春富士正傳之を語り創めたるが故にかく名づく○正傳は京都の人、

シヤウ

響油商にて傳兵衛と稱す、世人譽傳とよびしかば、文字を改めて正傳と名づく、寛延寶曆の頃江戸に下り、吉原に住して此節を弘め、一時流行したりといふ(聲曲類纂)

シヤウテンロク

賞典祿

明治維新、國家

に功勞ありし者を褒賞して給へる祿制、明治二年正月晦日、高百萬石の中二十萬石を以て大政復古の功臣へ、八十萬石を武功の功臣へ、賞典に充行はるべき議定に付、軍務官に命じて、勳功の優劣を取調べしむ、同年六月二日詔して、去年伏見鳥羽より奥羽に至るまで、諸所征討の功を賞し、兵部卿嘉彰親王已下三百三十九人、及び諸兵隊、各藩船艦等に祿を賜ふ、同年九月十四日、蝦夷征討の功を賞し、舊箱館藩知事兼青森口總督清水谷公孝以下百三人、及び陸海軍、舊箱館府兵、各藩船艦、諸艦長、士官以下に賞典を賜ふ詔あり、同年九月二十六日、從一位三條實美以下二十九人の復古の功臣に賞典祿を賜ふ詔あり、同四月士卒へ賞典祿分割給與の儀あり、六年十二月華士族並に卒賞典祿百石未滿の者に限り奉還を許し、而して、産業資本として永世祿は六箇年分、終身祿は四箇年分一時に下賜、且つ資金被下方規則を定め、八年七月、賞典祿奉還許可の儀を止め、同年九月、華士族平民賞典祿本年より米額の稱を廢し、毎地方貢納石代相場明治五年より七年迄三箇年の平均を以て金祿に改定支給し、同年十二月、其處分方を定め、家祿同様に課税し、九年八月、其制限を改め一時に下賜し、金祿公債證書發行條例を定め、十年より施行せり、茲に於て賞典祿は總て金祿公債證書を以て下賜せらるゝに至れり(法令全書、明治政覽)

シヤウトウ

莊頭

莊主(シヤウ)を見よ、

シヤウ

シヤウトウモン

上東門

大内裡外郭門の

一、土ノ門といふ、或書に、東宮廟門は、上東門の本名なりといへど詳かならず、外郭十二門の他に在る脇門なり、宮城の東面、陽明門の北に在りて、北端の第一門となす、左衛門府之を衛護す(大内裡圖考證)

シヤウトウモン

上東門院

名號

藤原彰子、法名清淨覺國院法成寺關白道長の一、母は左大臣雅信の女倫子、一條天皇の皇后、後一條天皇、後朱雀天皇の御母、長保元年十一月女御、二年二月十五日中宮、寛弘九年二月十四日皇太后、寛仁二年十月十六日太皇太后と爲る、萬壽三年正月十九日尼と爲り、同日院號を賜ふ、年三十九、承保元年十月三日薨す、年八十七(或は云ふ八十五、又云ふ八十六と)(爲房記、女院小傳)

シヤウトク

正徳

中御門天皇御字の

年號、寶永八年四月廿五日改元す、五年を経て享保と改む(開元)吉大禹謨に、惟修正徳、利用厚生惟和、とあるに據る(光臺一覽)

シヤウトク

聖徳

私年號、舒明天皇元年に

シヤウトク

常徳院

足利義尚(アシ

シヤウトク

カカヨシヒサ)を見よ、

シヤウトク

正徳金

江戸時代に行は

れたる金貨の名、正徳の年に鑄造したる小判及び一分金を稱していふ、一に武藏小判、武藏一分金といふ、ムサシコバン、ムサシイチブキンを見よ○又同時代に鑄造したる、丁銀及び豆板銀を稱して、正徳銀といふ、一に享保丁銀、享保豆板銀ともいふ、シヤウホチャウギン、シヤウホマメイタギンを見よ、

シヤウトククワン

尙徳館

舊鳥取藩の學

校、因幡國邑美郡鳥取江崎門内、今東町に在り、開元(寶曆)六年、藩主相模守重寛之を創建す、箕浦文藏を擧げ、藩主文學師範役兼學館奉行とし、事務を擔任せしむ、偶々江戸本邸に災あり、遽に其規模を約め、假に之を建築すと云ふ、明年二月始めて開鑿の式を行ふ、又衣笠八郎兵衛、河田八助を學館奉行とし、文藏と共に教育に従事せしめ、又皆藩主の侍讀を兼ね、明和以後學事漸く進歩し、又山田仙藏、伊藤千里等を拔で儒臣とするに及びて儒家其長を著し、侍講侍讀も皆儒臣及近臣等を以て之に充つ、享和文化の際、文教漸く盛ならんとするに當り、忽ち火災に罹る、尋で假に讀書所を設け、文教の未構造始めて舊に復す、嘉永五年慶徳大に之を修理し、文教始めて振興す、是より入館開義の制を立て、又演武場を設け、藩の子弟をして悉く館中に在て文武を兼修せしむ、又安政萬延の改正を歴、文久に至り遂に大成し、以て維新の後に及ぶまで盛なりしも、明治三年八月に閉つ(日本教育史資料)

シヤウトククワン

正徳館

舊奥板藩の學

校、因幡國邑美郡奥板城内、開元(寶曆)傳學舎の創立詳かならず、舊時學問所と稱す、萬延年間更に學校を演武場内に新築し正徳館と稱す、明治二年舊城趾に建築す、規模頗る宏壯なり、明治四年廢藩の時廢毀す(日本教育史資料)

シヤウトクサジゼニ

正徳佐字錢

錢貨の一種、色紅褐、徑八分、重さ九分、背文佐字穿上に在り、正徳四年より五年に至る間、佐渡相川にて鑄造す(新寛永錢譜)

シヤウトクタイシ

聖徳太子

御名は厩戸皇子、また豐聰耳皇子、上宮皇子といふ、世



(竊所御物博室帝京東)

に上宮法王、法主王と稱し、後人更に其德行を尊びて私に聖徳太子と號す、開元(寶曆)用明天皇の第一皇子、母は穴穗部間人皇后、皇孫(孝)皇孫懷妊の時、偶々出で、宮省を巡視し、馬官厩戸に至り、勞せしめて太子を産す、因りて厩戸と名付く、稍々長するに及び、好みて書を讀む、性最も聰敏にして一時能く十人の訴を聴き、略々違錯なし、用明天皇之を愛し、宮南上殿に居らしむ、因りてまた上宮厩戸豐聰耳皇子とも號す、既にして天皇病を患ふ、太子晝夜側侍し、三寶に祈誓し、口響を絶たず、天皇因りて佛に歸せ

んとするの意ありしが、是より先天皇にしていまだ佛を禮したる者なきを以て、群臣を召して其可否を議す、大連物部守屋、中臣勝海等極めて其不可なるを陳ぜりと雖も、蘇我馬子は、唯詔のまゝに従はんと稱し、乃ち豐國法師を宮中に延く、太子馬子の手を握り、涕泣して曰く、三寶の妙理たる、人之を知らずして妄に異議を生ぜり、いま大臣心を福田に歸、何の喜か之に加へんと、馬子叩頭して曰く、殿下の聖徳によりて佛法を興隆するを得たるのみと、守屋等

シヤウ

シヤウ

睥睨して大に怒る、太子左右に謂つて曰く、大連四果の理に迷ふ、禍將に至らんとす、但いまだ覺らざるのみと、人あり以て守屋に告ぐ、守屋兵を備へ、自ら衛る、勝海また衆を以て守屋を助く、太子入を遣はして密かに勝海を殺さしむ、既にして天皇崩じ、繼嗣いまだ定らず、守屋穴穗部皇子を立てんとするの意あり、馬子探知し、兵を派して皇子を殺し、遂に太子と議して守屋を殺さん事を圖る、時に用明天皇の喪殯あり、太子髮を額に束れ、身ら軍後に從ふ、守屋等殊死して戦ひ、兵威頗る強し、太子即ち白膠木を以て四天王の像を作り、頂髮の中に置き、祈誓して曰く、もしよく敵に勝つ事を得ば、護世四王の爲めに寺塔を創建すべしと、守屋等敗死するに及び、寺を建て、四天王の像を安んじ、守屋の奴婢資財田宅を收めて悉く施捨す、幾干もなくして崇峻天皇即位するや、常に馬子の驕暴を惡み、密に太子に宣はく、馬子内私慾を恣にし、外佛教を矯飾す、而して實に愚義の情無し、汝以て如何と爲す、太子對へて曰く、馬子は誠に驕臣なり、惟陛下よろしく忍び給ふべきなりと、天皇剛腸にして惡を嫉み、時々忿言あり、馬子聞いて懼れ密に不軌を圖る、太子其間に居て、兩つながら其計を知れりと雖も、匡濟の道を講ずる能はず、隱忍日を累ゆるに際し、天皇遂に弑逆に遇うて崩す、太子聞いて哭して曰く、過去の報なりと、後ち馬子弑を行へるもの東漢駒を捕へて之を殺す、太子亦曰く、假令此誅あるも、君を弑する者の名は千載雪ぐ能はざるなりと、然れども復翻て之に卑附し敢て忤ふ事なし、群臣即ち敏達天皇の皇后を迎へて立つ、即ち推古天皇と爲す、天皇の元年太子を以て皇太子と爲し、萬機の政を攝せしむ、三年高麗の僧慧慈來る、太子之に師事し、從うて五戒を受け、淨居







ジャウ

て、三論を講ず、又悲濟を勤め、衛役を金剛山に置き、渡舟を吉野川に設く、行人之に頼る、仁和三年傳法阿闍梨の位を賜ふ、寛平二年貞觀寺座主となり、延喜二年僧正となる、九年七月寂す、年七十八、南北二京に周遊し、其管攝する所、東西二寺醜聞東大興福寺等なり、又丈六の大像二十餘尊を造る(元亨釋書)

ジャウハウ 上方 禪宗にて住持を云ふ、本と山上の佛寺を云ひしが、住持の居所最高處に在るが故に、轉じて住持を言ふに至る(禪林象器箋)

ジャウバンシユウ 相伴衆 名義 室町時代、將軍の相手として命ぜられしもの、をいふ

起原 應永廿八年正月、將軍義滿伊勢貞經の第に宴す、高山滿家に相伴を命ず、此稱始めて此に見ゆ、爾來斯波、細川、高山の三氏、未だ管領に補せざる者、及び舊勳ある者の中、材武拔群なるを擇びて相伴衆とし、將軍諸將の第に臨む時は陪侍せしめ、始等の盛儀に祇候せしむ、歳首の賀正には、班管領に亞ぐ、永享中、廿五人に至り、長祿文明の頃には、五六人の少數となれり、永祿以來は、三好長慶、齋藤義龍、毛利元就、大友義興、北條氏康、朝倉義景、今川氏真等の類も、此に命ぜられたり、蓋し龍するに虚名を以てし、職務を與へざるなり(花營三代記、官制沿革略史)

ジャウビ 蒿薇 襲の色目の名、表は紅にて、裏の紫なるものをいふ(藻鹽草)

ジャウフ 省符 民部省より諸國に下す公文をいふ、符(フ)を見よ、

ジャウフ 蒿蒲 「アヤメ」を見よ、

ジャウフカサネ 蒿蒲襲 「アヤメ」を見よ、

ジャウフカハ 蒿蒲草 草の一種、地を青く、又は萌黄地にしてあやめの花葉をいくつも並べ

ジャウ

て、白く模様を出し染めたる草を云ふ、又花なきもの、又駒形とて馬の形を小さく染めたるもの、又爪形とて琴柱爪の形の如く染めたるもの、又杉立とて杉の立並びたる如きものあり、又小標草品草などもしやうぶ草の類なり、又蒿蒲草の模様を、豎にならべて染めたるを蒿蒲、横にならべて染めたるを横蒿蒲と云ふ、敷皮のへりなどに豎横のつかひやう有り、又一説には軍陣開書に云く、永正八年小八木若狭守忠勝(記)よ、蒿蒲と云ふは、駒の紋にまじりたるを云ふなり、(中略)たて蒿蒲と云ふは、しやうぶ計あるを云ふと云へり(貞丈雜記)其模様の染め方に因りて名稱異なれり、以上述べたる外に蜻蛉蒿蒲、角爪形蒿蒲、勝見蒿蒲、鱗形蒿蒲、比花蒿蒲、水蒿蒲、釘蒿蒲、野馬形蒿蒲、家形蒿蒲、蘆雁蒿蒲、楓鹿蒿蒲、薄等の名あり、今皮(カハ)の挿圖に一二を示したれば、參看すべし(工藝志料)に、正平の頃山城八幡の神人、神に仕ふる餘暇を以て染草を作る、其文蒿蒲を用ふ、之を蒿蒲草と稱す、武人之を以て甲冑鞍馬及櫛等を製す、これ古の細文藍草の類なりと云へり、

ジャウフク 尚復 侍讀(シドク)を見よ、

ジャウフクジ 聖福寺 所在 筑前國那珂郡(今筑紫郡)博多○安國山と號す

起原 僧榮西の建つる所にして、本邦禪刹最初のものなり、榮西文治三年三月渡宋して禪を學び傳へ、建久二年七月歸朝して、博多に本寺を創建し、以て禪宗を弘む、筑前風土記、太宰管内志に同寺所藏の榮西言上の文書により、もと宋人の建てし百塔の舊址あるを、頼朝に請うて地を賜はり建立すとし、又後鳥羽天皇より「扶桑最初禪窟」の勅額を賜はりしと爲す、共に信するに足らざる説なり、その後ち荒廢し、三十三代の住持正平年中再興せしが、室町時代

ジャウ

の戦亂を経て復荒廢せしが、豊臣秀吉之を再興せり、筑前風土記に、往昔は此寺の境内甚廣かりしにや、其界限の内、今は民家となりたる所多し、北に西門あり、是れ當寺の西門有し所なり、今は昔にしかすと云へども、寺内猶廣し、古へは諸堂諸坊所せく作り並べて、繁榮の寺なりしに、亂世の折節博多度々兵燹に懸り、皆焦土となりければ、此寺も同前炎上せり、秀吉公博多再興の時、漸かたばかりに寺院を再造す、小早川隆景の當國を領し給ひし時、當寺方丈を立、今の前堂是なり、寺領三百石を寄附せらる、隆景の養子秀秋相續て當國を領し給ひし時、百石を減じたり、長政公入國の時慶長十六年二百石の寄附あり、近年に至りて佛殿三門鐘樓開山堂經藏等造立あり、當時子院三十八區有、今は十四區殘れり」と見えたり(元亨釋書、筑前風土記)

ジャウフクジ 淨福寺 所在 山城國京都上京區篠原町二丁目

初め天台宗、廿五大寺の一○本尊三國傳來の釋迦(起原)延暦年間一誓の建立、或は云賢塚の開基なりと、延喜中諸堂火災に罹り、更に小堂を建立せしが、天徳四年内裡炎上に類焼せり、觀山の僧其源之を西坂本に再建せしむ、二百年を経て災に遭ふ、建治二年後宇多天皇勅して、一條村雲に再建せしめられ、大永五年後柏原天皇念佛三昧堂の勅號を賜ひ、之より淨土宗を兼攝し、元龜三年に至り知恩院に屬し、單に淨土宗となる、天正五年相國寺門前今出川の北に移り、元和元年今の地に遷る、享保四年焼亡し、十五年より十八年に至り再建落成す、即ち今の堂宇なり(山城名勝志、平安通志)

ジャウフクジ 常福寺 所在 常陸國那珂郡爪連村○草地山蓮華院と號す

ジャウ

十八椽林の一(起原)延文二年佐竹義篤之を創建す、盛運社了實成阿上人を開山と爲す、慶長七年十二月百石の朱印を賜はり、明年武田萬千代の菩提所となる、末寺六十箇寺あり(續江戸砂子、新編常陸國誌)

ジャウフクタク 昌福堂 大内裡八省院十二堂の一、師元記章福堂に作る、大極殿の東南、第一の堂にして、長さ七間、龍尾道の南九丈二尺に位し、東廊壇を距ること四丈二尺、南四丈に含章堂あり、朝堂の座者は、太政大臣、左右大臣にして、北端太政大臣、次左右大臣となす(大内裡調考證)

ジャウフツクリノカタナ 蒿蒲作刀 鑄造の横手の筋なきを云ふ、太平記に、備前長刀のしときさがりに蒿蒲形なるを、因幡堅者金村が持たること見えたり、しときさがりとは、鑄より峯の方を普通よりは薄らめて刃の方と等しく落したることにて、其稱の蒿蒲の葉に似たる故に名づく(本朝軍器考、貞丈雜記)

ジャウヘイ 正平 南朝後村上天皇御宇の年號、興國七年(北朝の貞和二年)十二月八日改元す、二十四年を経て建徳と改む、

ジャウヘイガハ 正平草 染草の一種、白草にて地を柿色に、紋を白く出したるを云ふ、其文は猿獅子牡丹唐草梅鉢等の花草ありて、細長なる圓の内に正平六年六月一日の八字を染成す、正平六年征西將軍懷良親王、肥後の熊本の革工に命じて、革を染むる模範を刻せしめて、以て革を染めしむ、是を正平草といふ、筑前筑後肥前肥後元革工多し、年序を経て其業漸く衰へしに、元弘元年より以來干戈相踵ぐを以て、革工の業復繁し、是に至りて親王更に命じて染草を作らしめしなり、是より先、聖武天皇の御宇、天平年間鎮西の革工能く諸草を作る、其文は

不動尊の像、八幡の二字、梵文を作るあり、上古畫草といひしは即ち是なり、而して並に皆細長なる圓の内に天平十三年八月の七字を染記す、爾來數百年皆之に倣ひ、私に年月の字を改めず、正平六年六月一日の八字を染記せしは、天平の古風に倣ひしなり、後世其舊製の者を稱して天平草といひ、正平以後作りし所の者を稱して正平草といふ、正平草も亦後世に至りて年月の字を改めず、革(カハ)の挿圖參看(貞丈雜記、工藝志料)

ジャウヘイサウ 常平倉 名義 王朝時代

常に穀價を平均せしめんが爲に、米穀を貯蓄する所を云ふ、官より相應の價を定め、豊年には其價を以て之を買ひ、凶年には復た其價を以て之を賣る、故に穀價常に平にして、復た高低過度の憂有ること無きなり、因て此の名あり(起原)淳仁天皇天平寶字三年、始めて之を置くこと雖も、倉は獨り運脚に備るもの、如し、蓋し其意本と穀價を平均するに在り、兼て此に及ぶのみ、光仁天皇寶龜四年三月、天下の穀價騰貴して百姓飢急し、賑恤を加ふと雖も猶未だ存濟せざるに因り、官議奏して曰く、常平の義は古の善政なり、民を養ひ急を救ふこと是に尙ふるはなし、望請ふ國の大小に准じ、正税の穀を以て賤時の價に據り、貧民に糶與し、得る所の價物は全く國庫に納め、秋時に至りて穀稻を賣成せん、國郡司及び殷有の百姓は、並に買ふことを得ず、もし違ふ者あらば、賤贖を論ぜず違勅の罪を科せん、もし百姓の間、賤時の價に准じて私稻を出糶し、一萬束に満たば、有位白丁を論ぜず、位一階を叙し、五千束を加ふる毎に一階を進めて叙せん、但五位已上は此限にあらずと奏す、可とし、乃ち使を七道諸國に遣し、各當國の穀類を糶して兼て飢民を賑す、清和天皇貞觀九年四月、東

西京始めて常平倉を置き、官米を出して之を糶す、米一升に、直新錢八文、是時穀價騰貴、内外飢饉、米一斛に、值新錢一千四百文なるを以て賑救す、醍醐天皇延喜九年正月、常平所の穀、寛平錢別三文に充て沽るべき由を天下に下知す、爾後屢々常平倉の穀を賑救す、尙ほ義倉(ギサウ)參看すべし(大日本租稅志)

ジャウヘイサカカクモンシヨ 昌平坂學問所 所在 江戸幕府官設の學校、専ら儒學を教ふ、本來は單に學問所とのみ唱ふべきなれど、之は通稱に從へり、また私に昌平學校、昌平堂とも呼ばたり(起原)江戸湯島、今の女子高等師範學校の在る處

寛政改革の後、純然たる公立となりたれども、其職務の事はなほ舊によりて、林家をして之を統轄せしめ、其他の庶務に就きては、奉行、世話役、勤番、下番等の職を置きたり、學問所奉行は文久二年創置し、寺社奉行の次序とす、萬石以上の者を以て充てしが、僅に三年にして之を廢す、世話役は寄合の出役にして、希に中興小性より兼ねる事あり、勤番は林大學頭の支配に屬し、五十俵三人扶持を給す、廿數二十人あり、組頭を置きて監督す、組頭は百五十俵高の職にて、外に七人扶持を給す、勤番は寛政十年、組頭は同十二年に置き所なり、下番は三十人あり、二十俵二人扶持を給す、同十年に置き所なり(起原)寛永七年、將軍徳川家光、江戸忍岡の地を林羅山に賜ひ、興學の地と爲せり、是れ昌平坂學問所の濫觴なり、寛文三年、徳川家綱、林鶴峯に弘文院の號を賜ふ、茲に於て其書院を號して弘文館と云ふ、(コウアンキョウ)、コウアンクワン(參看)元祿三年七月、弘文院の地狹少なるを以て、弘文館を移して、湯島坂上六千坪の地に建つ、其地を名付て昌平坂と云ひ、孔子の廟

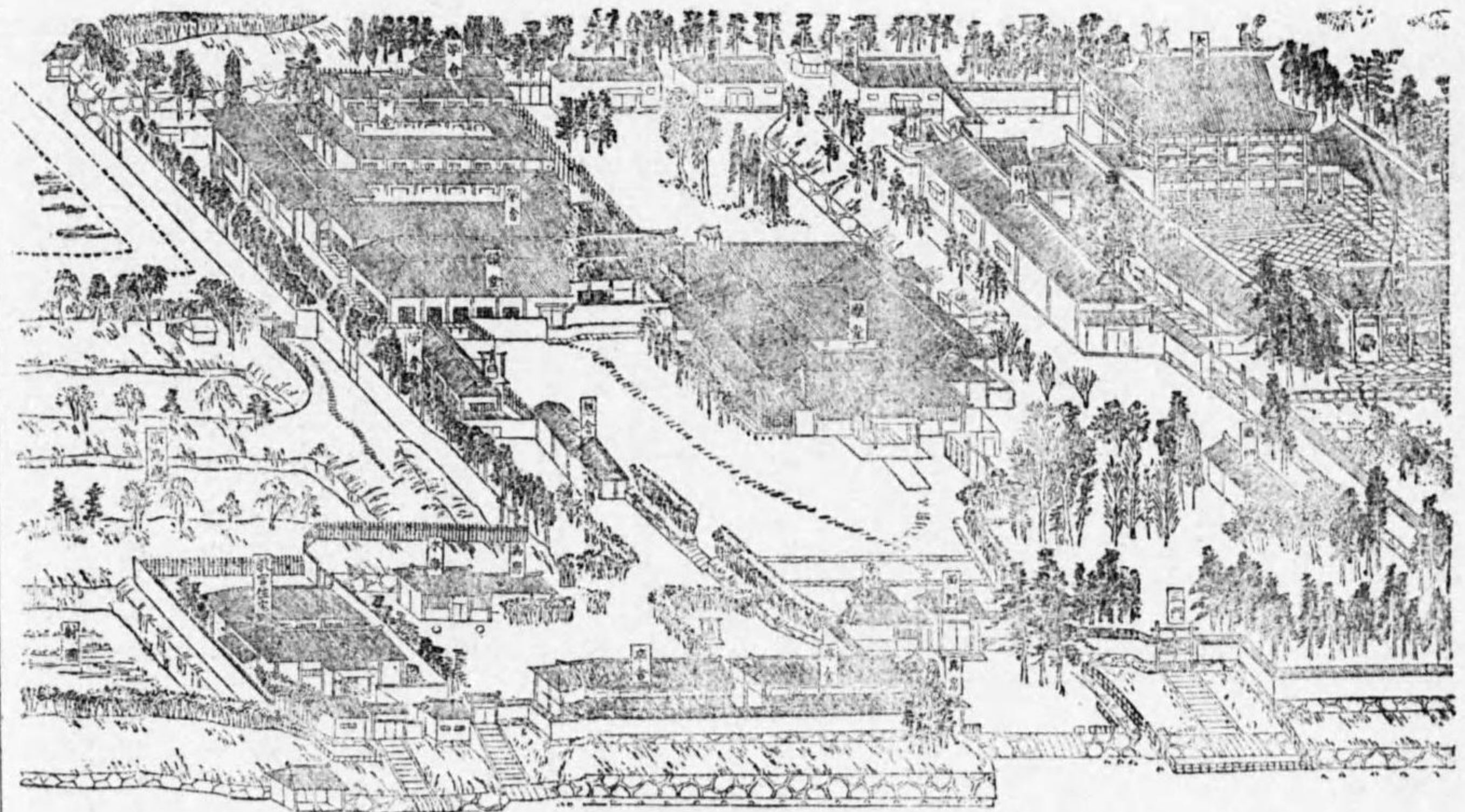
ジャウ

ジャウ



シヤウ

(聖)を大成殿と云ひ、總稱して聖堂と云ふ、將軍綱吉、大成殿の額を書し、林氏に賜ひ、林氏をして世々祭酒たらしむ、是より始めて幕府の學校と爲り、大名に命じて、常に消防に備へしむ、茲に於て諸侯、禮器を製し、經籍を購ひ、其學を賛成し、且つ學微して學校を其領地に立つる者多し、四年廟宇落成す、後ち釋奠の日に、綱吉親ら經義を此に講せり、是より後綱吉、聖堂に於て講義せしこと數次、又林氏に極めて賜養を厚くして、其家人、門生に及び、且つ之に宴を賜ひ、自ら起ちて猿樂を舞ひしことありと云ふ、廟宇落成の年、風岡、經を大成殿の外門なる仰高門の東舎に講ず、聽く者凡三百餘人、士庶皆之に預かりしかば、舎中容るゝの餘地なく、地に席して聞く者あるに至り、經を仰高門の東舎に講ずること、茲に始まる、寛政二年、將軍家齊、老中松平定信の言を納れ、柴野栗山、岡田寒泉を聘して儒員とし、林氏に屬して、學政を佐けしむ、其他藩臣中にて學力に富める者あれば、擢て、幕府の儒員とすること毎なり、是時、林氏數世相繼ぎ、學政弛廢して宿弊多し、茲に於て風岡の支孫錦峯は、栗山等と議し、規約を立て、之を矯正せしかば、四方の生徒稍々來學せり、初め家綱、鶴峯に命じ、史館を忍岡に開き、本朝通鑑を編輯せしめ、月糧九十五口を給し、以て史生の支養に充つ、修史既に成るの後、之を以て林氏塾生の支糧と爲す、學校を昌平坂に開くに至り、更に校生の學糧と爲ししが、茲に至り、特に五口を加へて百口と爲し、之を生徒に支給し、其餘を以て講書の資と爲す、別に三十口を錦峯に賜ひて塾糧に充つ、林氏にあらざる儒員の、學政を佐け、及び學生と林氏の家塾とに支糧を給すること、此に始まる、又尾藤二洲、古賀精里を召して儒員と爲せり、茲に於て儒



(載所志平昌)

員等盛に講義に従事し、始めて經義、史學、時務、作文の四科を以て、試験を行ふ、所謂學問吟味これなり、寛政五年、幕府特旨を以て、岩村藩主松平能登守乘蘊の男衛に命じて、錦峯の後を承けしむ、衛は流齋と號し、頗る學を好み、林氏の中興と稱せらる、學校釐革の事に於て、大に功ありしと云ふ、此年、更に學政を評定し、學規を立てたり、凡て生徒たる者は、篤實退讓ならんことを要し、決して國政を議することを得ず、其業を修むるや、經史、作文を問はず、各其材に因りて成就せしめ、四書、小學を以て、必ず研究すべきの書とし、敗俗非聖の書を讀むを禁じ、新奇怪異の説を爲すを得ざらしむ、每歲程に準じ、各其成否を試み、三年にして成らざれば、乃ち之を黜去す、而して儒徒、工商の如きは、入學するを許さずと雖も、就中工商の篤學にして、其本業を棄つる者は、特に生徒の末に列するを許せり、又始めて童科を試む、即ち素讀吟味にして、每歲一回之を試むるを定例とす、寛政九年大に校制を改革す、抑々從來は、十庶を論ぜず教育を施したりしに、此改革に於て生徒を放つ、職員を罷め、専ら幕臣をして講肄せしむ、又弘文館を改めて學問所と稱し、林氏の祿を加へ、其塾糧を増して百三十口とす、是より先、林氏の學校を陞せて、幕府の費舎と爲すや、尙其故轍に循ひ、

シヤウ

稍々半私の姿を存せしに、是に至り純然たる公庫と爲るに至り、寛政十一年、大に工役を興し、新廟を建て、學校を増築す、其規畫、一に明の制に倣ひ、裁するに時宜を以てし、工造の盛なること、近古未だ有らざる所なり、就中新廟は、徳川光圀が明人朱舜水に諮問して造りたる、孔廟の木様に依ると云ふ、又市坊を除き、街陌を轉じ、第宅を移し、寺觀を撤し、以て廟宇の地を擴む、其廣袤、舊區を合せて凡一萬一千六百餘坪、大成殿(聖堂と稱す)、聽堂(座敷と稱す)、講堂(稽古所と稱す)、學舎(寮と稱す)、儒員の官宅、馬場、矢場等ありて、其制大に備れり、今近世の景況に依りて、此學校の制を按ずるに、一歳の費用は、千石、百三十人口を以て定額とす、林氏を以て總教と爲し、専ら之を總轄せしむ、講義、論議等は、儒員及び教授方出役等にて之を爲せり、儒員は四五人ありて、二百俵の世祿を賜はり、別に手當十五口を給す、其身分は旗下なり、教授方出役は、別に本務ありて、教授を兼ぬる者にて、其身分には旗下あり、家人あり、此外に典儒者あれども、將軍の侍讀と爲り、將軍近侍の者を教授するを掌りて、學校に關係せざるなり、又文久二年に、學問所奉行を置き、大名二人を以て之に充て、林氏の上班に居り、學政を司らしむ、時に海内多事にして、學務の施行に暇あらざるを以て、僅に三年にして之を廢せり、生徒は、寄宿あり、通學ありて、東修謝儀なし、幕臣の自由にして入學せしむ、通學に二種あり、一は句讀生にて幕臣たる者、毎日、稽古所に至り、教授方出役等の教授を受く、其讀む所は小學、四書、五經なり、一は寄宿寮の南樓に、房を得て通學する者にて、之を寄宿並南二階通稽古人と稱す、寄宿に二種の寮あり、一を寄宿寮と云ひ、一を書生寮

シヤウ

と云ふ、寄宿寮は三字ありて、二字は旗下の寓する所、一字は家人の寓する所、書生寮は、諸藩士並に處士の寓する所にして、舎長あり、五口俵、及び盆暮手當金三兩づゝ給し、寮生を監督す、助勤二人あり、各三人扶持及び盆暮手當金二兩を給し、舎長を助く、經義掛、詩文掛各二人あり、寮生の講義、會讀、詩文に關する雜事を掌りて、手當金あり、此寮は、二字にして、生徒は、舎長以下四十四人を以て定員とす、初め學校の制を改革するや、幕臣の書を蕭陶する處と爲したれど、尋で學校構内なる儒員官宅の塾生、漸く増加したるに由り、新に寮を建て、之を收容す、書生寮此に始まる、此寮の生徒は、林氏の門人、若くは本校儒員の門人に限り、入寮の時に試験を要せざるを以て、もと門人ならずして、入學せんとする者は、新に其門人と爲るなり、然れども立校の主意にあらざるを以て、之を過すこと厚からずして、皆其食料を自辨せしむ、寄宿寮の生徒は、寛政以來三十人を限りしが、天保に至り増して四十八人と爲し、之に日食炭油を給し、疾ある時は醫藥を賜ひ、待遇極めて優渥なり、但し其入學者は、旗下は四書五經の素讀を、家人は四書の講義を試験し、入寮の後、讀書の餘暇には、武藝を學ぶことを得れども、洋書を讀むことを得ず、さて寄宿の期は、寄宿書生二寮共に一年を限り、満期の後は、更に許可を得て入學す、又稽古所に於て、一六の日に經書等の講義、二七の日に論議あり、會頭は、儒員にして、寄宿寮及び南樓、書生寮の生徒皆之に預かる、寄宿寮の南樓には、通學生の爲に、毎日、論議會讀ありて、儒員及び教授方出役等會頭と爲り、寄宿寮の生徒も、亦預かることを得るなり、寄宿寮の北樓には、四九の日經書等の講義あり、

シヤウ

幕臣三千石以上の者之を聽く、此日又座敷の講義あり、旗下家人皆其席に列す、講師は儒員及び教授方出役等にて、寄宿寮の生徒は、其家の子弟の名を以て聽講することを得るなり、又仰高門の東舎に於て、毎日四書の講義あり、士農工商の別なく與り聽かしめ、姓名を幕府に上らしむ、初め風岡が、此舎に於て講を開きてより後、吉宗の時に至り、林氏の門生をして講肄せしめしが、後に旗下の子弟、及び家人の教授方出役等にて之を爲せり、而して書生寮の生徒は、毎月三次儒員の官宅に向ひ、講義會讀の席に列するを例とす、又稽古所には、一年に二回の詩會、四回の文會ありて、寄宿寮及び南樓書生寮の生徒皆出席し、茶菓飲食を賜ふ、又其試験は三八の日に、寄宿寮生徒の小試ありて、其講義を試み、春秋に大試ありて、寄宿寮生徒及び南樓通學生の講義、辨書、和解、問目、作文を試み、甲乙二科の者に官版の書籍を賞す、此外に、素讀吟味、學問吟味と稱する者あり、凡て幕臣たる者、皆之に應ずることを得、目付之に臨場す、素讀吟味は、十歳より十九歳までを限り、小學四書五經中、一七歳より一處を試み、小學は多く山崎點を用ひ、其餘は後藤點を用ふ、無點本にて試験を受くる者は、身分に拘はらず、餘人より前に試みらる、而して甲乙科を分ち、旗下の甲には丹後編三端、乙には二端を賞し、家人の甲には白銀三枚、乙には二枚を賞す、但し未だ十七歳に至らざる者は、十七歳と稱して試験を受け、其落第の者は、翌年再び試験を受くることを得、學問吟味は、三年を隔て、一度之を行ひ、初場より三場までは、經書の辨書なり、初場は小學内外篇各一箇處、第二場は四書の内二箇處、第三場は五經各二箇處、合せて十箇處の内にて、二箇



シヤウ

處を試験す、辨書は經義を筆解し、章意、字訓、解義、餘論を具する者にして、章意は一章の大意を解釋し、字訓は字義を解釋し、解義は次序を逐ひて、全章の旨意を解釋し、餘論は、更に自己の論説を陳ぶるなり、第四場は左傳國語及び史記前後漢書通鑑綱目資治通鑑等の歴史の中に就て、各書より和解一題、問目一題を出だし、和解、問目各一通を筆記せしむ、以上皆假名文にて、唯意の通するを取

號、寛永二十一年十二月十六日、代始に依て改元す、四年を経て慶安と改む、爾後國書正義に、昔正保衡、佐三我烈祖、格于皇天、とあるに據る、文章博士菅原知長勘申す(元祿別錄)
シヤウホクメン 上北面 四位五位の北面
シヤウホダイ井ノミササキ 成菩提院
院陵 白河天皇の御陵、また鳥羽塔ともいふ、山城國紀伊郡竹田村に在り、方形、高さ四尺餘、周り百八十丈許、長秋記に據れば、方四尺の石筒を置き、底に大石を安んじ、孔を穿ちて骨壺を其中に置き、蓋あり、蓋上土を置き、其上に佛經を納め、石を以て蓋と爲し、後其戸を密封すといへり、大治四年七月香隆寺乾野に火化し、御骨を同寺に置き、後此に遷す(山城名勝志、陵墓一覽、平安通志)
シヤウホフジ 正法寺 所傳山城國京都下京區清閑寺町一名無量壽院と稱し、靈山と號す(所傳)時宗、國阿派の本寺、本尊釋迦如來(所傳)延曆中僧最澄の創建に係り、天台宗延曆寺の別院にして、宇多天皇の御願所たりしと云ふ、寺記散逸して之を詳かにすること能はざれど、頗る舊寺なり、永和中衰頹に及び、僧國阿入りて寺統を繼ぎ、之を中興し、遂に時宗國阿派の祖寺となる、後小松天皇輪旨を下し、國家安寧を祈らしむ、當時子院十四坊ありて頗る盛んなりしが、後漸く衰へ、四光院常樂院、極樂院、西念寺、檀那院、香泉菴等は、元祿中既に頹廢し、其後東光寺は本願寺の別墅となる、今の翠紅館是なり、永壽院、正智院、功德院、往生院、方廣院は維新の初めに皆廢絶し、靈山寺は眞宗興正寺の別院となり、今僅に清林院を存し、これを正法寺と稱す、明治二十六年一月失火、本堂庫裏を燒失せしが、

シヤウ

シヤウ

佛堂は幸に其災を免る(平安通志)
シヤウホフジ 正法寺 所傳上總國山邊郡大和村字小四〇妙香山と號す(所傳)日蓮宗、中山にて、檀林の一(所傳)後花園天皇の御宇長祿二年正月、郷主肥前入道行朝と云ふ者、其居館を佛舎と爲し、僧日意を開山となす、天正十八年十一月、僧日悟本寺に檀林を設く、爾後又寛文四年に及び僧日覺幕府に謁して宗法を説き、賞として東金の假館を賜はり、以て大講堂となす、寺領三十石を有す(上總國誌、名勝地誌)
シヤウホフジ 正法寺 岩間寺(イハマテラ)を見よ、
シヤウホレンタイシ 上品蓮臺寺
所傳山城國愛宕郡日村〇初め香隆寺と稱す、俗に十二坊といふ(所傳)眞言宗、別格本山にして智積院に屬す、本尊地藏像(所傳)原田宗師傳に云、聖德太子の開基と、其後寛空、寛平天皇の勅願によりて、伽藍を再興す、世々之を七寶大精舎と云ふ、村上天皇勅して上品蓮臺寺と改め、宸翰の扁額を賜ふ、蓋し其地は蓮臺野に屬し、洛北七野の一なればなり、永延中沙門齋然歸朝の時、釋尊像及び其他を此寺に安ず、本寺昔時は大刹にして、子院十二、今の千本通を挟んで左右に駢列せしを以て、俗に十二坊と稱せり、維新後子院は概々廢合せり(山城名勝志、平安通志)
シヤウマイ 城米 名義江戸時代、譜代の諸藩、及び直隸の地の諸城に、米穀を貯藏して、一旦緩急、若くは凶荒飢饉に遇ふ時、使用せんが爲めに、備ふるものをいふ、城に蓄ふる米穀の義なり、江戸幕府の貯穀の一法にて、年々舊穀を出して新穀を納るゝものとす(所傳)豊臣氏の時、既に之れありしと雖も、兵事の用に備ふるのみ、徳川氏政を執るに及び、諸國城米の定額ありて、高一萬石に對し、粗千俵を貯へしむ、後五十石と爲し、終に百石と爲す、享保に至り、諸城米の額を増減し、且新に、甲斐府中に米千八百石、駿河清水に一萬石の米を貯へしむ、又同十五年令して、諸國の城米を御用米と改稱せしめ、且貯穀燒失流亡する時、之を點檢せり(大日本租稅志)
シヤウミヤウジユ井ノサキノクワンバンク 淨明珠院前關白 二條晴真(ニテウハルヨシ)を見よ、
シヤウムテンワウ 聖武天皇 名義御諱は首、天璽國押開豐稷彦尊、勝寶感神聖武皇帝と稱す、法諱は勝滿(所傳)文武天皇第一皇子、母は藤原不比等の女宮子、第四十五代の天皇(所傳)大寶元年御降誕、和銅七年六月元正天皇の太子となり、神龜元年二月四日讓を受けて即位す、天平元年八月夫人藤原安宿媛(藤原不比等の女)を立て、皇后と爲す、我國の慣例、皇后となるものは必ず皇族に限る、令制また之を規定す、安宿媛の冊立するに及び、古制遂に壞る、天皇深く佛法を尊信し、諸國に國分僧尼寺を建て、親ら經文を書寫して、各僧尼寺に納め、又東大寺を建立して、總國分寺と爲し、丈六の盧舍那佛を鑄造す、今奈良の大佛と稱するもの是なり(イブツ)參看)其成るや佛前に北面して自ら三寶の奴と稱し給へり、その他は諸寺院を建立し、土地を寄附せる事亦頗る多く、國家の財政爲めに亂る、後ち都を難波に遷す、在位廿五年にして、位を皇太子孝謙天皇に讓り、自ら太上皇と稱し、出家入道して勝滿と號す、改元するもの三、天平勝寶八年五月二日崩す、御年五十六、大和國添上郡佐保村大字法蓮佐保山の

シヤウ

りしと雖も、兵事の用に備ふるのみ、徳川氏政を執るに及び、諸國城米の定額ありて、高一萬石に對し、粗千俵を貯へしむ、後五十石と爲し、終に百石と爲す、享保に至り、諸城米の額を増減し、且新に、甲斐府中に米千八百石、駿河清水に一萬石の米を貯へしむ、又同十五年令して、諸國の城米を御用米と改稱せしめ、且貯穀燒失流亡する時、之を點檢せり(大日本租稅志)
シヤウミヤウジユ井ノサキノクワンバンク 淨明珠院前關白 二條晴真(ニテウハルヨシ)を見よ、
シヤウムテンワウ 聖武天皇 名義御諱は首、天璽國押開豐稷彦尊、勝寶感神聖武皇帝と稱す、法諱は勝滿(所傳)文武天皇第一皇子、母は藤原不比等の女宮子、第四十五代の天皇(所傳)大寶元年御降誕、和銅七年六月元正天皇の太子となり、神龜元年二月四日讓を受けて即位す、天平元年八月夫人藤原安宿媛(藤原不比等の女)を立て、皇后と爲す、我國の慣例、皇后となるものは必ず皇族に限る、令制また之を規定す、安宿媛の冊立するに及び、古制遂に壞る、天皇深く佛法を尊信し、諸國に國分僧尼寺を建て、親ら經文を書寫して、各僧尼寺に納め、又東大寺を建立して、總國分寺と爲し、丈六の盧舍那佛を鑄造す、今奈良の大佛と稱するもの是なり(イブツ)參看)其成るや佛前に北面して自ら三寶の奴と稱し給へり、その他は諸寺院を建立し、土地を寄附せる事亦頗る多く、國家の財政爲めに亂る、後ち都を難波に遷す、在位廿五年にして、位を皇太子孝謙天皇に讓り、自ら太上皇と稱し、出家入道して勝滿と號す、改元するもの三、天平勝寶八年五月二日崩す、御年五十六、大和國添上郡佐保村大字法蓮佐保山の

南院に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)
シヤウメウジ 淨妙寺 所傳相模國鎌倉郡淨妙寺村〇稻荷山と號す、本尊はもと彌陀なりしが後釋迦を本尊とす(所傳)臨濟宗、五山の第五に位す(所傳)開山は律師行勇、開基に就きて寺傳には、文治四年足利義兼創製して極樂寺と號す、當時密宗たりしが、義兼の男左馬頭義氏禪風に歸依し、建仁元年改めて禪刹とし、建曆二年源實朝大倉稻荷の夢想を感じ、義氏に命じて造營し、華美を極む、三年四月功成て二位禪尼、白檀の彌陀新造の釋迦を安ずと云ひ、高僧傳には北條泰時常寺を草創すとす、鎌倉獲勝考に開山塔を光明院と云ひ、位牌に光明院殿本覺大姉と記し、裏に法樂寺殿嫡女とあり、法樂寺は足利義氏の法號、光明院は其女なれば、此寺を極樂寺と云ふは法樂寺の誤りにて、光明院父の追福の爲め建立せしものなるべしと云へり、或は然らん(所傳)元弘元年七月讃岐守足利貞氏卒し、茶毘して當寺に塔を建つ、元應元年尊氏大倉稻荷の神徳に報ぜんが爲め、伽藍を修飾して、山を稻荷と號し、元亨二年上奏し、亡父貞氏の法號を執て、寺を淨妙寺と改むと云ふ、同年閏五月繪旨を下して、寺領課役を免除す、此の時祈願所とす、應永三十一年正月火災に罹り、後ち再興す、永享元年正月又燒失す、管領成氏當寺を尊信し、每歲二月必ず參詣す、天正十九年十一月徳川家康朱印地四貫三十文を給ふ(祖塔)光明院、塔頭直心菴祥品菴等あり(鎌倉獲勝考、新編相模國風土記稿)
シヤウメウジクワンバンク 淨妙寺關白 近衛家基(コノエイヘモト)を見よ、
シヤウヤ 莊屋(庄屋) 江戸時代上方地方に於ける一村の長たるもの、職名、これ古への莊司

シヤウ

シヤウ

莊官などの類にて、莊園を主どりしもの、遺稱なり、東國にては名主ともいへり、其職とする所名主と同じきを以て、便宜上名主の條に合叙したれば就きて見るべし(〇)地方要集には、關東にては名主組頭、上方にては屋年寄といふ、西國にては莊屋を別當と云ふといへり、當代記に、清康君の時のこと記して、字部左衛門五郎樹役を免る條に、市場の莊屋と見えれば、古くよりありしものならん、郡縣要録に、莊屋名主を申付ること、村中入札を取、入札多きものを申付ること定法なりとあり、水戸も寛永以前は名主又肝煎ともあり、寛永元年に始めて莊屋とありと、田政考證に云へり、今は皆莊屋と稱するなり、承應の頃までは、總百姓相談にて頼み莊屋を立つることなりしが、今は郡奉行より命することになりたり(農政座右)
シヤウラクエ 常樂會 釋迦の涅槃會に同じといふ、拾芥抄に、二月十五日、南都興福寺常樂會、又紀事に、東金堂に關淨壇金の釋迦像あり、その扉面に涅槃像あり、相傳ふ、金剛が畫く所なりと、今日其扉を開く、涅槃經、常樂我淨四德波羅密云々、涅槃會常樂會同しと見えたり、
シヤウラクシ 常樂寺 所傳相模國鎌倉郡大船村〇粟船山と號す(所傳)臨濟宗、建長寺末(所傳)北條泰時の開基にて、始めは粟船御堂と云ふ、仁治三年六月泰時をこゝに葬る、寛元四年末の關溪本朝に歸化し、鎌倉壽福寺に寓す、北條時頼延て、常樂寺に居らしめ、軍務之餘暇、屢々來りて禪を學ぶ、住すること七年、建長四年時頼建長寺を創するや、入て開山となる、後ち建長寺の末寺となり、寺領を配當す、されど當寺は開祖出身の地なるを以て、建長寺根本と稱せり、後世無住となり、建長寺



シヤウ

の塔頭龍峯庵の筆攝となる○客殿背後の山上に北條(龍)の墓あり(新編相模國風土記稿)

シヤウラフ

上臈 藪を積むことの長きもの、即ち自分の貴きものを云ふ(藪の解は下臈ダラフ、法蔵ホフヲフ参看すべし)女房、法師、藏人等に稱したり、上臈の女房は、二三位の典侍を云ふ、公卿の女を小上臈と云ふ、詳しくは女房(ニヨウバウ)を見るべし、江戸幕府の時、大奥の職名にあり、平素御臺所の側に侍して雑用を勤め、茶湯、挿花、香合等の時には諸人を指揮し、又内事ある時は、御臺所の身代りに立つ重任を帯ぶ、多く公卿の女を用ひ、飛鳥井、押小路等の如く、生家の苗字を以て呼ぶを常とす(職原鈔後附、千代田城大奥)

シヤウランロウ

翔鸞樓 大内裡八省院内四樓の一、西樓ともいふ、延喜儀式に、左閣樓に作る、應天門外の西南方に突出せる樓にて、栖鳳樓と相對す、方四間(神泉苑所傳圖二間、以三樓身屋載之、拾芥抄、四間、以四面土庇敷之也)なり、屋制瓦葺にて、屋脊に盡く鴉尾あり、北廊二蓋廊にて應天門の西廊に接す、栖鳳樓亦之に同じ(大内裡圖考證)

シヤウリウロウ

蒼龍樓 大内裡八省院内四樓の一、西宮記に、左樓、兵範記に東樓に作り、古本拾芥抄に、龍尾道東樓といへり、諸書或は青龍樓に作り、大極殿の東南に位し、白虎樓と相對す、其結構、年中行事書に據れば、蒼龍樓南面三間、(西間微之上青壁、下粉壁、壇與廊壇ニ連接、封以條石石板、廊屋上有閣、又有小閣四、相依四閣間、各東西榮四柱、屋脊兩端有鴉尾、在中者二層、而三閣中有二戸二扉、左右並青銅閣板護、以軒檻四隅者、各三間、閣板護有軒檻と見えたり、延久四年四月、蒼

シヤウ

龍、白虎の兩樓、諸門等に兼行筆の額を掲ぐ(大内裡圖考證)

シヤウリンシ

正林寺 山城國京都市下京區上馬町 淨土宗、知恩院所轄に屬す 此地は初め平重盛の燈籠堂の遺跡なりしを、九條兼實別荘となし、後之を僧圓光に附し、小松谷御坊と稱す、建永申までは淨土の道場なりしが、其後廢絶す、享保十八年、義山惠空の二僧相謀りて之を再建し、同二十一年上京の眞盛圖子に在りし正林寺を此に移せしより、正林寺と號す、因て惠空を中興とし、圓光の像を安す、同二十二年九條家舊殿を移して書院を造營し、以て今日に至る(平安通志)

シヤウリヤウマツリ

精靈祭(聖靈) 孟蘭盆供(ウラボン)を見よ、 永祿二年十一月七日、大風天變に因て改元す、五年を経て長徳と改む、

シヤウリ

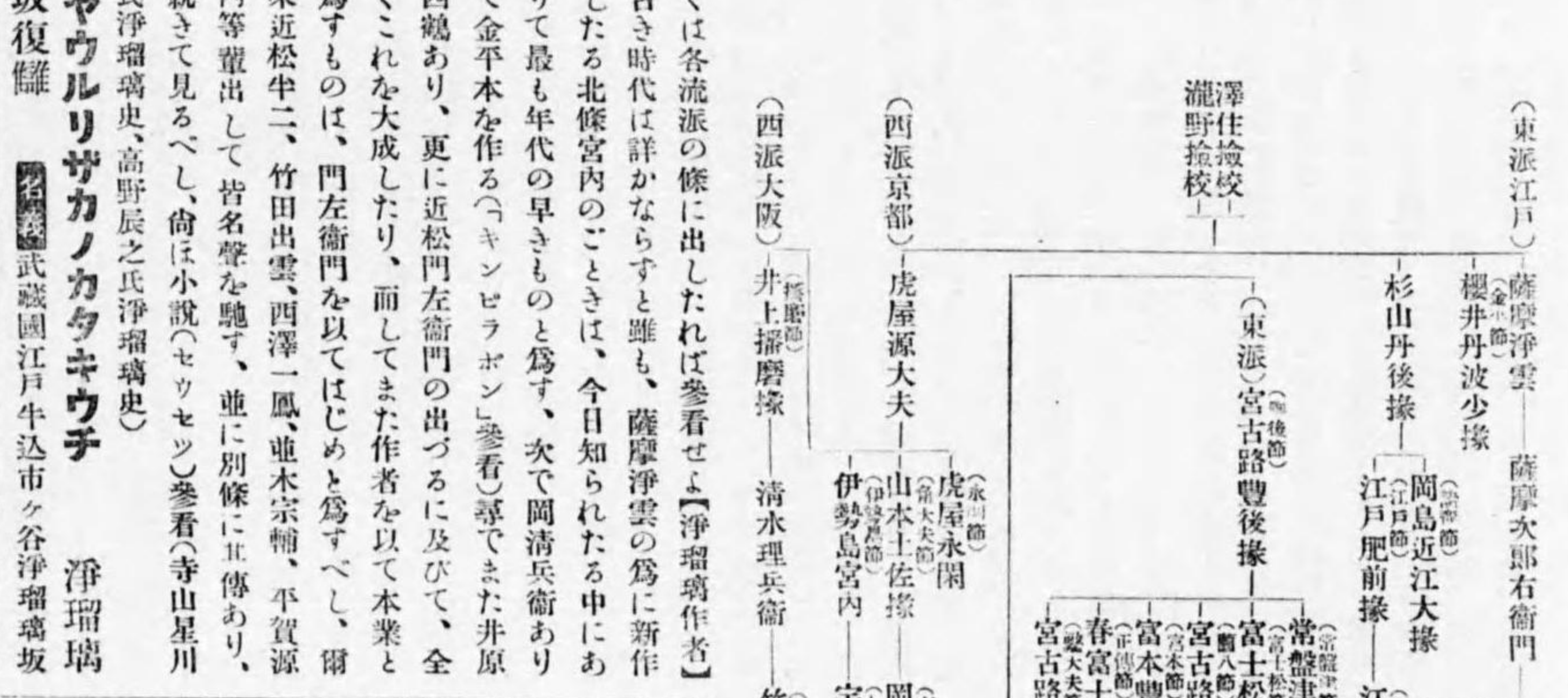
淨瑠璃 節付けたる歌謡を、三味線(他の樂器を用ひず)のみに合せて詠ふ音曲、淨瑠璃節の略、もと淨瑠璃姫物語を語りたるより名付く、普通これを語り物と稱して、詠ひものと區別したり(肥後)平家琵琶、謡曲、説教、祭文等の諸曲節の轉化したるものにして、宗長日記に「小座頭あるに淨るりをうたはせ、興じて一盃に及ぶ云々」とあるを初見とす、これ實に享祿四年宇津の山に於ての事に係る、されば此以前に淨瑠璃なる樂存して、地方にまで流布し居たりしを知るべし、寺山星川氏は、文正大永の頃に濫觴せしものならんといへり、蓋し大體に於て誤らざるものごとし(世或は小野阿通を以て其鼻祖なりとなすものあれども、柳亭種彦が右の宗長日記を引きて、誤りなるを辨じてより

シヤウ

以來、俗傳として退けらるゝに至れり、然れども阿通が此曲に非常の密接なる關係を有する事は疑なきが如く、大槻如電氏は、俗曲の由來に於て「淨るり物語を三味線に合せて歌ふといふことが起つた、それはかの才女の聞えある小野お通といふものに、琵琶法師共が相談して、昔からはやる淨るり物語は、どうして其儘三味線に合せて語る事が出来ない、何とか仕方があるまいか」といつたら、お通は、淨瑠璃物語を作り直したのである、新古の二種が、淨瑠璃物語にあるのが證據で、文章は大に違ひます」と説かれ、故田博士もまた、やゝこれと同じ意見を述べられたる事ありき、詳しくは「チノオツウ」参看) 而して當時これを語りたるは警者なりし事、宗長日記、言繼雜記其他によりても明かなり、且つ樂器の伴奏なかりしを以て、扇にて拍子を取りたり、かの奥州淨瑠璃(又仙臺淨瑠璃ともいふ)は其遺風なりとす、また語り物は、古くは淨瑠璃物語(また十二段草子ともいふ、十二章より成るを以てなり、作者詳かならず)にして、後ち多少の新作ありしも、見るに足るべきものなく、却て材を他に求めて、舞曲の大織冠八島、高館、或は御伽草子の鉢かつぎ、文正、酒頼童子、物草太郎、梵天國等をも、此の節に合せて語りしものに似たり、かくのごとく當時の淨瑠璃は極めて幼稚なるものなりしが、慶長の後に至り、澤住檢校といへる琵琶の名手、また三味線にも練達し、琵琶に平家を合するに倣ひ、淨瑠璃の節に合せて専ら彈けるより、遂に節をつけて三味線のみ合せるもの、都て淨瑠璃節といひならし、此音曲の名となりしなり、これより淨瑠璃は一段の進境に向ふの氣運に際會せり(肥後)澤住の門人に目貫屋長三郎といふものあり、西宮の傀儡子引田某を語り、淨瑠璃に合せて

シヤウ

人形を操ることなほじむ、これ將來偉大の勢力を有するに至るべき淨瑠璃操芝居の起源なり、寧て女流に、六字南無右衛門、左門より高等いで、また淨瑠璃を語り、慶長十八年正月監物某といふもの口宣を拜して河内と稱す、これ淨瑠璃大夫にして受領する始めなり、河内は蓋し六字南無右衛門等と同等の人なりしものごとし、此時に際し淨瑠璃は、なほ創始時代ありて未だ全く形を具へず、一群の警者樂權を握りて發展の氣運洵に遅々たるを免れざりしが薩摩淨雲の出づるに及びて、全然刷新せられたり、而して以上述べ來れる所は、主として京都に於ける出來事なりしが、淨雲の時はじめ江戸に下り、一派を爲したるを以て、世にこれを東派と稱す、淨雲は泉州境の人にて父を淨慶といふ、文祿四年に生る、はじめ虎屋治郎右衛門といひ、又小平太ともいへり、澤住檢校に曲節を學び、後ち薩摩大夫と改め、薩摩して淨雲と號す、寛永年間江戸に下りて盛んに世に行はる、是より先、端淨瑠璃専ら行はれて、十二段草子の長篇なるさへ、なほ僅に一部を取り出して語るに過ぎざりしが、淨雲の時、北條宮内といへるものに新作を試みしめ、全篇を數段に分ちたる段淨瑠璃を語りたりき、其門に虎屋源大夫出で、寛文の頃京都に赴きて一派を爲し、源大夫の門人井上播磨掾また大阪に出で、一派を爲す、此二派を東派に對して西派といへり、これより三府各々日を逐うて進歩發展し、種々の流派を生じたれども、特に大阪は其盛を極む、就中其地に發成したる義大夫の如きは、最も廣く行はれ、遂に西派は勿論、東派の諸淨瑠璃をも壓倒し、淨瑠璃といへば義大夫を指すまでの勢力を有するに至れり(肥後)いま淨瑠璃の傳説並に流派を擧ぐれば左のごとし、なほ詳し



くは各流派の條に出したれば参看せよ【淨瑠璃作者】古き時代は詳かならずと雖も、薩摩淨雲の爲に新作したる北條宮内のごときは、今日知られたる中において最も年代の早きものと爲す、次で岡清兵衛ありて金平本を作る(「キンピラホン」参看)尋でまた井原西鶴あり、更に近松門左衛門の出づるに及びて、全くこれを大成したり、而してまた作者を以て本業と爲すものは、門左衛門を以てはじめと爲すべし、爾來近松半二、竹田出雲、西澤一鳳、並木宗輔、平賀源内等輩出して皆名聲を馳す、並に別條に其傳あり、就きて見るべし、尙ほ小説(セウセツ)参看(寺山星川氏淨瑠璃史、高野辰之氏淨瑠璃史)

シヤウ

坂復讐 武藏國江戸牛込市ヶ谷淨瑠璃坂

シヤウ

の復讐をいふ、又市ヶ谷復讐とも稱す(肥後)寛文八年二月、奥平美作守卒し、遺骸を宇都宮興禪寺に葬る、其法會の時、家老奥平半人、同僚奥平内藏允と互に位牌の文字につき、争論を起し、將に刃傷に及ばんとす、衆人爲に之を止む、内藏允憤り晴れず、法會終るの日に半人を斬る、半人亦之に應じて互に負傷す、當主大膳亮兩入を一門中に預け置く、同五月内藏允自殺し、其子に復讐の事を遺言す(肥後)其秋大膳亮、半人及び内藏允の子源八を追放す、源八の一門十數人、仕を辭して共に浪人となり、半人の動靜を窺ふ、未だ果さず、半人深く心を用ひ、江戸牛込市ヶ谷に宅地を求め、家を堅く築き、父半齋及び一族皆之に居り、以て非常に備ふ、源八初め復讐の事を幕府へ届け置きたるを以て、寛文十二年二月二日丑刻、主従三



シヤウ

十八、軍人が宅の前後に茅を積み火を放つ、軍人の家人果して騒擾す、源八等其隙に乗じて亂入し、軍人の父半齋等を殺す、時に軍人不在なりしが、變なき、て馳せ返り、源八等と互に戦ひし、遂に之が爲めに殺さる。一説に、軍人火災あるを聴き、家人と共に屋上に登り火を防ぎしが、鐘火後半齋等の殺されしを見、源八等の來りしを知り、直に其の後を追ひ戦ひしが、遂に討たれたりと云ふ。源八等、井伊直澄方へ出て具に其始末を訴へ、刑に處せられんことを乞ふ、幕府議して一命を助け、放火罪として其月二十一日、源八、奥平傳藏、夏目外記等六人を大島に流す、又軍人の親縁、本多次郎右衛門、奥平源四郎等警を報いんとせし、源八等遠流せられしより、源八の親族菅沼次大夫等の家を襲ひて討取りたる罪に坐し隠岐に流さる、延寶六年四月源八等赦に合ひ歸國して井伊家に扶助せらる(徳川太平記)

シヤウルリシ

淨瑠璃寺 所屬山城國相樂郡當尾村字西小○小田原山法雲院と號す、本堂に九品の阿彌陀を安するを以て、九品寺又は九體寺とも呼べり。聖徳太子は興福寺一乘院末なりしが、今は眞言宗、西大寺末に屬す。本尊藥師如來並に十二神像。聖武天皇の御旨に因り、天平の初年僧行基之を創建して藥師を安置す、年を経て壞廢せしが、永承二年七月僧義明堂宇を再建し、彌陀九像を安置し、又四十九箇院を建置し、其規模を偉大にし、顯密二教の道場となす、故に義明を中興とす、是より世人多く九體佛と呼ぶ、二條天皇宸翰密莊嚴院の額を賜ふ、治承二年高倉天皇勅して洛中大宮の三層塔を此に移す、四年天皇宸翰寺額を賜ひ、源實朝又領地を寄す、康永二年火災に罹り、伽藍坊舎一朝烏有に屬せし、阿彌陀堂、護摩堂、三層塔並に佛像

シヤウ

は其災を免る、爾後舊觀に復せずといへども、當年の堂塔今尚ほ存するものあり。○本堂、南向十一間四面、三層塔、北向、三重塔、檜皮葺にして本堂と共に、義明の建築當時のものにして、特別保護に屬す。○什寶に地藏菩薩立像、阿彌陀如來座像九體(傳定朝作)法起菩薩立像、四天王立像四體(傳運慶作)吉祥天立像(傳聖武天皇作)は優秀なるものにして、國寶たり(山城名勝志、平安通志、京都名勝志)

シヤウルリシバ

淨瑠璃芝居 操芝居の一名、淨瑠璃節に合して人形を操るを云ふ、一人人形芝居とも云ふ、アヤツリを參看。

シヤウレン井

青蓮院 所屬山城國京都市上京區粟田町○世に粟田宮とも云ふ、初め十樂院と稱す。天智天皇、延曆寺の別院、門跡の一。○本尊熾盛光佛(聖徳太子天養元年十二月、僧行支開創、仁平三年十月、鳥羽天皇勅して院の御所に准じ、殿舎を造營し、第七皇子覺快法親王を入寺せしめ、青蓮院と號す、京華要誌に、初め十樂院と號す、始祖は傳教大師(説慈道)にて、中興は行支大僧正なりと云へども、これ普通にある宗祖を推して、開祖としたるものなるべし、建久正治年中慈鎮住持し、大に宗風を振興す、元久二年四月、後鳥羽上皇本院の地を獻じて、最勝四天王院を建立し、殿堂は吉水に移し、吉水坊と稱す、貞應元年舊に復し、嘉禎三年五月殿堂及び吉水坊を移築せり、應仁の役盡く烏有に歸す、文明已來漸次修興す、本堂は、東山豐國社の神供所、白書院は、伏見城豊臣秀吉裝束の室、小御所は、櫻町天皇より尊祐法親王に賜ふもの、寢殿臺所は、東福門院の舊殿臺所、支關は、後光明天皇の舊殿、四脚門は、中和門院の舊門を移築せり、又植髮臺は、親鸞植髮の像を安す、尊勝院は初め延曆寺に在り、豊臣

シヤウ

秀吉命じて此に移す、天明八年皇居炎上の時、光格天皇御く皇居となし給ふ、明治の初め、尊融法親王還俗して久邇宮と稱せらる、往昔寺域廣大にして白河吉水三條姉小路の四坊、又十樂大乗妙香の三院あり、寛永中知恩院建立に方り、大に地域を割きたり、舊境内五萬八千五百九十九坪、今九千六百八十八坪となり、舊境内は三十一町、寺領一千三百石あり、明治二十六年九月、寢殿本堂庫裏支關等焼亡す、其後朝廷の賜金其他勅財を以て之が再建を爲し、二十八年四月、成功して舊觀に復せり。○寢殿、本尊は阿彌陀如來、惠心僧都の作と云ふ、左右に慈鎮、親鸞の影像あり。○熾盛光堂は寢殿の巽に在り、本尊熾盛光佛を安す、熾盛光法は天台四ヶ大法の一にして、皇室安體、鎮護國家の秘法とし、古來天變地妖、玉體の不例等に勅を奉じて祈禱せしと云ふ、この庭に後櫻町天皇の御茶室あり(門跡傳、山城名勝志、平安通志、京都名勝志)

シヤウ

○行支 覺快 慈圓 長春 長快 慈賢 慈源 道覺 最守 尊助 慈禪 道玄 慈賢 慈助 慈玄 眞助 慈深 慈道 尊圓 尊賢 祐助 尊道 慈濟 道圓 義圓 義快 尊應 尊傳 尊鎮 尊朝 尊純 尊證 日出宮 尊祐 尊英 尊眞 尊寶 清宮

シヤウレンゲ井ニフタウ

青蓮花院 入道 正親町三條實雅(オホギマチサンテウサネマサ)を見よ、

シヤウウ

正和 關原花園天皇御宇の年號、

シヤウ

應長二年三月十日改元す、五年を経て文保と改む。出典唐紀に、皇帝受朝奏正和とあるに據る、菅原在兼之を勅申す(國朝年號譜)

シヤウウ

正和 私人號、繼體天皇二十一年に相當し、凡四年間繼續す、年代記、皇代記、海東諸國記等は二十年相當に作り、凡五年間繼續と爲す(古代年號、逸年號考)

シヤウウウ

上皇 太上天皇(ダシヤウテン)ヲウを見よ、

シヤカ

釋迦 佛教の教祖なり、具には釋迦牟尼と云ふ、サーキヤ族の智者の義なり、印度の迦毘羅衛城主淨飯王の長子にして、初め悉達多と云ひ、出家して一宗教を唱ふるに至り、喬答摩と呼ばる、其出世年代に關して異説頗る多しと雖も、西洋紀元前六世紀の末なりしが如し、一生八十年間の教化、五印度に普及したり、入滅の後漸く歲月を経るに従ひて、遺弟等益々敬慕の餘り、其人格を靈化し、遂に所謂佛身論の發達として、肉身入滅するも、法身(即ち理體)入滅することなきを云ふに至り、始めて歴史を超絶したる釋迦牟尼あり、然れば後世釋迦牟尼と云ふは、自ら二方面より説明せらる、一は歴史上の釋迦、二は教理上の釋迦なり、而して古來支那日本の佛教家の間に傳ふる釋迦牟尼は、歴史上の釋迦よりも、寧ろ教理上の釋迦なり、小乗の釋迦と云ひ、大乘の釋迦と云ふも、皆其教理上より觀察したるものにして、小乗の釋迦は小乗教の教主、大乘の釋迦は大乘教の教主なり、小乗教の經論に、八相成道、即ち降兜率、託胎、降生、逾城、降魔、成道、說法、入涅槃の八相に分ちて、其一生の經歷を説明せり、乃ち此經論の説により圖像に誕生の釋迦(裸形にて右手を舉げ左手を垂る)出山の釋迦(螺髮跣脚)正覺の釋迦(說法印を結

シヤカ

ぶ)涅槃の釋迦(頭北面西右脇)等あり、大乘教の教主は大乗教の諸宗派によりて各々異也、華嚴教の教主は法界に遍滿する法身、法華の教主は二八(一丈六尺のこと)の老比丘、眞言の教主は大日一體の釋迦淨土の教主は阿彌陀一體の釋迦なりといふ、是等は各其教理上より説明したるものなり。○後世三十日秘佛を定めて、釋迦を月の三十日に配し、六齋日の六佛を定め亦同じく三十日に配せり(鷲尾順敬氏説)

シヤカウノマ

麝香間 京都皇居内の居間の名、舊時將軍入朝の時、此に祇候するを例とす、小御所に至る長廊の左に在り(平安通志)

シヤカツ

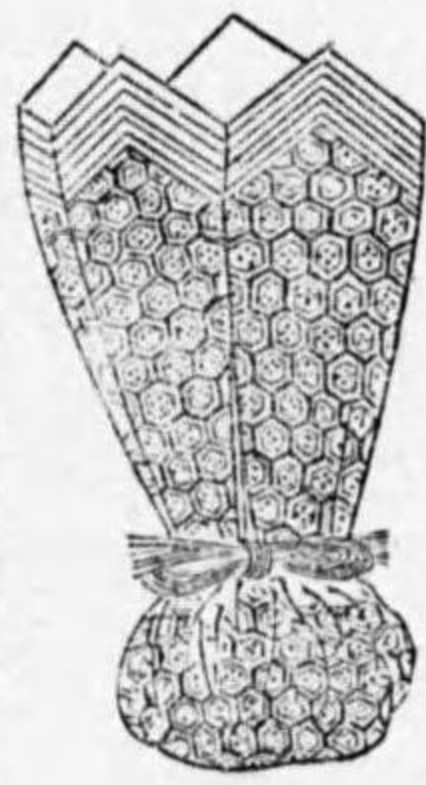
沙噶 禪宗にて、剃度して沙彌となり、喝食の服を着る者を云ふ、沙彌喝食の器、南禪寺に、開山大明國師の時百三十人ありしと云ふ(禪林象器箋)

シヤキデン

射騎田 射田(シヤテン)を見よ、

シヤキン

沙金 山出の生金にて、冶鍊を爲さざるものをいふ、沙金に二種あり、水沙中に自然と生ずるものあり、鑛石を碎きて粉砂と爲し、水に入れ砂をふりすて、金ばかりを擇取りたるものあり、孰も、砂の如く治鍊せざるが故に此名あり。○沙金は、目方に掛分けて之を通用す、其値ひ一包十兩とす、十兩は代

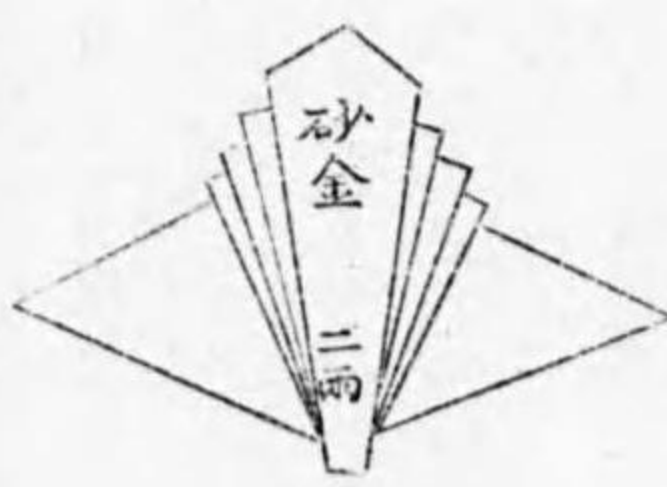


(載所録圖銀金)袋金沙世近

外龜甲形金紙一枚裏無地金紙一枚中黃赤赤各一枚紅白水引ニテ結之、銀先ヨリ底マア長七寸七分許

シヤカ

多胡浦濱獲黄金、獻之、(鍊金一分、沙金一分)於是東人等賜勳君姓とあるは、史に見えたる始めなるべし、光仁天皇寶龜七年に、入唐大使藤原河清に、沙金大一百兩を賜はりしことあり、其後屢々史に見えたりども、只に進物に使ひたるもの、如し、降りて慶長より元和の初め、佐渡にては、之を拾ひたるま、紙に包み、四匁五分を一兩、四十五匁を一枚と定め、各運上に供せり、延享四年、寛延元年沙金のま、關東に納めたりしが、其後は、吹成して納むるに至れりといふ。○近世用ふる沙金包とは、小判金十兩を木形の香合の如きものの中へ入れ、其上を色々の紙にて包めり、別圖の如し(金銀圖録、貞丈雜記、佐渡志)



(袋金沙家臺仙同)



(載所録圖銀金)

シヤク

笏 名 文武官束帶の時に右手に持つ器具、元は君前に在りて事を行ふに、忽忘を恐れて之に備ふる爲なりと云ふ、朝廷にて公事を行ふ時、其儀式次第等を忘れざる爲め、紙に書きて笏の裏に貼



シヤク

りたる紙を笏紙と云ふ、舊記類に笏紙とあるは是を云ふなり、笏は音コツなるが、骨に通ずるを以て、忌みてシヤクと云ふと、一説に笏は竹木にて作る故にサクを通轉してシヤクと云ふと、又一説に笏は尺にて、一笏は一尺なりと

牙笏は、象牙にて作る、木笏は竹、櫟、杉等に作る、中にも飛騨より出づる竹を最上なりと云ふ、その形細長くして、上は廣く薄く、下は細く厚し、圖を見て知るべし、天皇のは上を一文字にして、臣下のは角をとりて圓くす、その長さ一尺二寸、上廣二寸七分、下廣二寸四分、厚二分、或は一尺四寸八分、上廣二寸五分、下廣一寸五分、厚二分なりあり、或は二尺五寸、或は二尺三寸、或は一尺七八寸なるもありと云ふ

大寶令の制、天皇及び親王一品以下臣下の五位以上牙笏、六位以下初位以上木笏を用ひしむ、節會拜賀等の大儀には笏紙を付す、笏の持様、腰に差す様各故實口傳等あり、江戸時代以後は神職のもの皆之を携ふる事となりたり

記に、笏、天子以珠玉、諸侯以象、大夫以魚須之竹、士竹木象可也、とあるより出でしならん、我國にては、水鏡に養老二年と申し、不比等律令を撰びて、御門に奉り給ひき、同二年と申し、二月に、百官を召して笏をもつ事は始まり侍りしなり、とありて、元正天皇の御宇より用ひしと雖も、前にも言へる如く、文武天皇の大寶令に既に制定したれば、是より先に既に行はれしものなるべし、後世は象牙の價貴きを以て、多くは木を以て牙笏に通じ用ひたり(令義解、江次第、同抄、禮業考、裝束集成)

尺 物の長短を度りて、尺、邦訓「サカ」、尺字の音にて、古訓にあらず、伊呂波字類抄に、

シヤク

度之所、起起於忽、從一釐口、出爲忽、十忽爲一絲、十絲爲一釐、十釐爲一豪、十豪爲一分、十分爲一寸、十寸爲一尺、十尺爲一丈、六尺爲一步、三百六十步爲一段と見えたり、(モノサシ)參看、

借位 名義(一)位階を人臣に借すを云ふ、又假位とも云ふ、高貴の人に謁し、又は外國に發遣又は外使に接するに、位階なくしては無禮なるを以て、特に此制を設けしものなるべし、後には功を賞するにも用ひたり、(二)國司が假りに管轄内の神社に位階を授くるを云ふ(三)天

平寶字六年十一月、正六位上借位比真人小耳を以て、送高麗人使とせしを始めとす、淳和天皇長八年二月、天皇水成野に遊獵の時、外從六位下伴刈田繼立、外正七位下他田足主二人に從五位下を借すこと類聚國史に見え、同二年七月借五位の郡領に位階を賜ふこと政事略に見えたり、此の外續後紀、文德實錄、三代實錄に見えたるは、多く遣唐使又は郡領等なり、假位の例は、承和八年八月相模國高座郡大領從六位下壬生里成資民に代りて、調庸を填進し、領民に稻を給し、戸口益増するを以て、外從五位下を假し其身を褒したるを初見とす、(四)は筑後國神名帳に、借從五位下大多良男神、借從五位下大多良男神、已上二前、前司守和朝臣利親在任之時、以去延喜廿三年

三月口日、奉授位(中)借從四位上斯禮實志命神、右神元慶八年四月日奉授借正六位上云々、時史依其神驗顯然、延喜十五年五月十三日、奉授借從五位下、以同廿年十二月十一日、奉授借從四位下、當時守吉忠宿禰公忠、又感其神驗之明、以去天慶六年五月十九日、奉授借從四位上、と見えたるを初めとす、大日本史に、初元慶延喜間國宰有所、或私奉位階于部内諸神、而未賜位記、謂之借授、授位之制侵濫至此(天喜二年)實通(太宰大貳、源)蓋亦因此例、進位階也と云へり、

シヤク

シヤクケワウヅ 寂光院 山城國愛宕郡大原村草生、天宮宗、延曆寺末、本尊六萬體龍の地藏像、聖德太子を開基とす、相傳ふ太子の乳母玉照姫出家して法名善惠と號し、之に住すと、安徳天皇の母建禮門院西海より歸洛の後、東山長樂寺にて難髮し、本寺へ閉居し、高倉安徳兩天皇の冥福を祈り給ふ、文治二年四月後白河法皇臨幸し給ふ、後白河安徳兩帝の御影並に建禮門院の木像、及び阿波内侍張子の像あり、此の張子は、平家の一門より贈りたる書簡を以て造れりと傳ふるものにて、特に著名なり、門院の墓は本寺の後の山中に在り、今も尚ほ尼寺たり(平安通志、京華要誌)

シヤクケワウヅ 寂光寺 所在山城國京都上京區北門前町○空中山と號す、聖德太子蓮宗、妙滿寺派本山の一〇本尊題目釋迦多寶佛、起原法隆寺天正六年上京區室町近衛町に創立し、僧日淵を以て開基とす、天正十三年豐臣秀吉寺祿四百石を附す、寶永五年三月火災に罹り、今の地に移り、堂宇を再興す、舊時塔中六坊あり、今存するもの二坊あり(平安通志)

シヤクケワウヅ 寂光寺 所在山城國京都上京區北門前町○空中山と號す、聖德太子蓮宗、妙滿寺派本山の一〇本尊題目釋迦多寶佛、起原法隆寺天正六年上京區室町近衛町に創立し、僧日淵を以て開基とす、天正十三年豐臣秀吉寺祿四百石を附す、寶永五年三月火災に罹り、今の地に移り、堂宇を再興す、舊時塔中六坊あり、今存するもの二坊あり(平安通志)

シヤクケワウヅ 寂光寺 所在山城國京都上京區北門前町○空中山と號す、聖德太子蓮宗、妙滿寺派本山の一〇本尊題目釋迦多寶佛、起原法隆寺天正六年上京區室町近衛町に創立し、僧日淵を以て開基とす、天正十三年豐臣秀吉寺祿四百石を附す、寶永五年三月火災に罹り、今の地に移り、堂宇を再興す、舊時塔中六坊あり、今存するもの二坊あり(平安通志)

シヤク

代赤口日の後に、出仕することをいふ、赤口日は赤吉日又は赤日ともいひ、陰陽家の説に、此の日赤口神といふ神の司る日にて悪日なり、會客證事買賣を忌み、又辯舌を用ふるに悪き日とて、物いひを謹み、出仕せざるといふ、仍て赤口日の終りたる日に出仕するなり、年中恒例記に、赤後の出仕有之時は、諸大名以下公家衆も少々御參也、赤後の出仕は、毎月此の分なり、年中恒例記に、赤の次の日の出仕とて出仕あり、總じて古は御供衆赤ならぬ日は、日々に出仕候ひし、又、赤の日は御供衆出仕もなし、御公事も披露なし云々と見えたり、シヤクセツニチ參看(通書大全、貞丈雜記)

尺指 馬のたけをさす物ないふ、貞丈雜記に、馬のたけをさす物を尺さしと云也、尺杖とはいはぬ也、弓握記に見えたり、尺さしを馬の肩の通りに立て、しゆみの髪所に横に木をあてて寸をとるなりといへり、

杓子小判 江戸時代金座にて、小判の目方に一ツ宛切をなしたる荒切の金を火に入れてなまし、石の上にて一ツ毎に、極印なき縁の方のみを打延ばし、小判の形に成し造るものなす(金吹方手續書)

寂室 元光(ゲンクワウ)を見よ

シヤクセツニチ 赤吉日 陰陽家が曆日に合せて思む日、萬事成就せざる凶日としたり、赤口日も同じ、只だ日取を異にするのみ、蓋蓋内傳に、其日取見えれば左に示す、赤吉日三二一六五四三二一六五四、赤口日四三二一八七六五四三二一六五四、赤吉日者、爲天歲西門番神、頗以六六六令守之、所謂六六鬼者、二明堂神、二地荒神、三羅刹神、四大澤神、五白道神、六牢獄受神是也云々、爰第三番羅刹神、極惡忿怒、令惱亂浮提衆生、故號赤吉日、專禁之云々とありて、赤舌は正月三日に第一明堂神の日とし、四日は地荒、五日羅刹神と順次に數へ、二月は二日、三月は一日に初まり、赤口は正月四日に初まりて、赤舌の如く順次に數ふるなり、起源詳かならず、固より冥信より出たるものにして取るに足らざる事柄なり、徒然草に、赤吉日と云ふ事、陰陽道には沙汰なき事なり、昔の人は是を忌まず、此頃何者の云ひ出て忌初めけるにか、此日ある事未とほらずと云ひて、其の日云ひ出でたりし事、したりし事かなはず、得たりしものは失ひ、企てたりし事ならずと云ふ、愚なり、吉日を撰びて成したるわざの末通らぬを、數へて見よと等しかるべし、其故は無常變易のさかひ有りとする物も存せず、始め有る事は終りなし、志はとげず、望はたえず人の心不定なり、物皆幻化なり、何事かはしばらくも住するなり、此理を知らざるなり、吉日に惡をなすは必ず凶なり、惡日に善を行ふに必ず吉日なりと云へり、吉凶は人によりて日によらずとあるにて知るべし、

尺丈 田地を測る尺、檢地(ケンチ)を見よ、

錫杖 僧侶修驗者等の携ふる杖、行くに地に突き、嚮をなして惡獸毒蛇を警む

赤後出仕 室町時



と云ふ、梵語に隨摩羅と云ふ、聲杖、智杖、德杖とも譯す、杖の上部は錫、中部は木、下部は牙又は角にて作り、塔婆形とす、印度は熱帶國なるを以て、惡獸毒蛇多きを以て之を防ぐが爲め、に起りしものなるべし、釋氏要覽に、梵云隨摩羅、此云錫杖、由振時作錫々聲、故十誦云聲杖、錫杖經云、佛告比丘、汝等應受持錫杖、所以者何、過去未來現在諸佛皆執故、又名智杖、又名德杖、彰顯智行功德本、故聖人之表、賢士之明記、道法之標、迦葉白、佛何名錫杖、佛言錫者輕也、倚之依杖、除煩惱、出三界、故錫明也、得智明、故錫醒也、醒悟苦空三界結使、故錫疏也、謂持者與五欲、疏斷、故若二股六環、是迦葉佛製、若四股十二環、是釋迦佛製、三千威儀經曰、持錫不得入衆、日中後不得復持、不得擔於肩上、五百問云、持錫有多事、能警惡難毒獸、故云々とあり

シヤクテン 釋奠 孔子及び十哲(江戸時代には四配六從子)を祭るをいふ、古くは「サクテン」とも訓じたり、又、「セキテン」ともいへり、其儀の稍々簡なるものを釋奠といへり、(朝野群載)朝廷にては、二月八月上丁の日、大學寮にて、これを行ふ、まづ講者、大祝、廟司、効社令、奉禮郎、贊者、贊引、協律郎、齋郎等の享官を定め、三牲等を供ふ、當日諸享官以下大學寮の學生等、影前に進みて禮す、大學頭孔子を祭る文を讀み、次に十哲を祭る文を讀む、畢て都堂院にて講論あり、孝經、禮記、毛詩、尚書、論語、周易、左傳等年によりて異なれり、次に文章博士上宣に隨つて題を獻じ、文人詩を賦す、この間明經、明法、算等の道博士、學生を率ゐて論議す、其後文人

シヤク



詩を獻じ、座を改めて讀み畢り、群官退去す、而して先聖の神座は、朝室の内中楹の間に設く、先師顔子を主座とし、関子齋以下冉有までを合せて四座、文宣王の東に設けて西を上座とす、又季路以下子夏までの五座を、文宣王の西に設けて、東を上座とす、合せて十一座、いづれも南に向ふ、尙ほ圖につきて見るべし、三牲は左の如し、かくて翌日、釋奠の酢を、藏人

(圖哲九師先聖先賢釋朝本)

冉有	仲弓	冉伯牛	関子齋	先師顔子	先聖文宣王	季路	宰我	子貢	子夏
----	----	-----	-----	------	-------	----	----	----	----

(圖) 三) 大鹿 各加五  
性 小鹿 藏  
豕 蒐醜料

より獻じ、主上朝餽に開召給ふ、而して諸國の國學に於て行へる儀は、一々朝廷に准じたり、また江戸幕府湯島聖堂にて、釋奠の儀あり、まづ先聖並に四配、六從の龕戸を開き、酢を供へ、祝者象樽の邊に跪て祝文を讀み、讀告文者西壇の前に至り告文を讀む、畢て講師、講名者、書格者、文筆者、諸生、清道者昇りて著座し、飯福受酢の事あり、かくて先聖四配六從の饌を撤し、簾を下す、次に問義あり、五條に及ぶ、次に文筆者西壇より詩巻を取て香案の前におけば、講師文筆の前に至り、讀師は文筆の右につく、講師三獻官の詩を讀み復座すれば、讀師も又しかす、次で送者送神の詞を讀み儀全く畢る、享に預るもの古くは先聖孔子、先師顔子の外、冉有、仲弓、冉

シヤク

伯牛、関子齋、季路、宰我、子貢、子夏の九哲なりしが、江戸時代には、顔、曾、思、孟を配祀し、十哲より顔子を除去して子張を加へ、又宋の周、二程、張邵、朱の六子を從祀し、四配十哲、六從子と稱せり、後ら寛政年間に至り、十哲の從祀を廢し、専ら先聖、四配、六從子のみを祭ることとなり、**起原**、文宣王の大寶元年に、大學寮に幸して、先聖先師を釋奠し給へり、其儀唐の開元禮を用ひ、本朝釋奠の典、これを以て嚆矢とす、されど當時は其儀未だ備らざりしを、吉備真備唐より歸朝し、禮典を稽へて整備したるより、釋奠の儀はじめて完成せり、大學寮の廳屋顛倒せし以來は、太政官廳に移され、後一條天皇寛仁年間に至り、雨儀を行ふ事となり、爾後近衛天皇仁平の頃に、晴の儀を行はれし外は凡て雨儀を以て恒例とせり、室町時代に及び、應仁の大亂ありて、皇室衰へしより、釋奠の儀も亦廢絶し、久しく行はれざりしが、徳川氏の時、寛政十年二月十三日、岡孔子廟(後ち湯島)に移す、聖堂(なり)に於て、釋菜を行ひ、林道春を以て獻官と爲す、幕府に釋菜の典ある、茲に始まる、これより又復興し、維新前に至るまで、毎年二月と八月と、聖堂に於て行ひたりき、なほ此時代諸藩の學校にて此儀を行ひしものまた尠ならず、又藝文集に、金澤文庫にて釋菜ありし事見えたれば、文學に携はる處にては、此典ありしなるべし(江家次第、令義解、制度通、公事根源、柳菴隨筆、釋奠與廢祀、徳川實紀、聖堂考)

シヤクナカ

尺永 紙の一種、奉書の種類、多く越前、美濃等より産出す、其寸法の大小は産地によりて一ならず、越前尺永は堅一尺八寸三分、横二尺四寸七分、美濃尺永は堅一尺七寸五分、横二尺四寸五分、伊豫尺永は堅一尺四寸五分、横一尺八寸二分、何

シヤク

れも五十枚を以て一帖となすと云ふ(紙譜)

シヤクニホンキ

釋日本紀 卷二十八 卷十五册、國史大系第七卷に收む、日本紀の全部を通じて、所々を解釋したるものなり、其解釋には往々信に難き説あれど、書中引用する所の上宮記、私記、古風土記等の亡佚して、後世に傳はらざるものあるは、最も注意すべき點にして、古史研究には必讀の書なり、又此一部の中、大間は圓明寺入道實經の問、攝問は一條攝政家經の問なり、中下部懷賢、正安中下部兼永考問(群書一覽、國史學の葉)

シヤクノラウ

策勞 中古文官登用試験の時、文章得業生が、方略宣旨を蒙りて、對策して及第したるものに、官位を授くるを云ふ、又獻冊勞とも云ふ、策は簡にて、文詞を書くことを云ふなり、官は多く式部丞に任じ、位は五位に叙せらる、菅原氏は五位より四位に叙せらる、には四年を要し、策勞によりて從四位上まで昇叙せらる、を得しと云ふ、「ダイシヤク」參看(令義解、除目大成抄、公卿補任、名目抄、桂林遺芳抄)

シヤクハチ

尺八 樂器、笛の一種、長さ一尺八寸あるが故に此名あり、又源氏物語に「サクハチ」と訓あり、堅に之を吹く、竹にて造る、長さ一尺八寸、面に四孔、背に一孔あり、和名抄箋註に、古律黃鐘九寸、其音清高、不與八聲近、故倍黃鐘九寸、爲一尺八寸、上生下生作二十二枚といへり、又云、今法隆寺藏一尺八寸、其長今曲尺一尺四寸五分餘、即唐小尺一尺八寸、當是尺八黃鐘管也、其或然矣、又今世有堅吹笛長今尺一尺八分者、云是尺八、又呼一節截、後世不知古尺八者所作、又近日呼一尺八者、其長恰中今尺之度、然律用一小尺、見唐令、不宜用大尺、况今尺誤長於唐大尺、

三分許乎、皆非「古尺八」也」とあるは精しき考なり、**起原**、此器、唐書呂才傳に據れば、呂才の造る所なり、我邦に傳はりしは何頃なるか詳かならず、推古天皇の朝既に傳はりしと見え、法隆寺古今目錄抄に、尺八漢竹也、太子(聖德太子)此笛自法隆寺天皇寺へ御啓之、推坂にして吹給之時、山神御笛を自出御後にして舞ふ」と見えたり、源氏物語に、例の御遊ならず、大ひちりき、さくばちの笛などのおほこえを吹あけて云々」とあり、式部卿貞保親王之を吹き、王昭君の樂曲を尺八の譜より横笛に移せしといふ、また慈覺大師音聲不足に因り、尺八を以て引聲の阿彌陀經を吹くこと、東齋隨筆に見えたり、當時此器を樂に用ひしが如し、其後久く絶えしが、後白河天皇保元三年五月、清原助種の子某、古譜を以て之を吹き始むといふ、後醍醐天皇の朝に及び、懷良親王また之を善くし給ふ、江戸時代に至り、虚無僧之を吹きて活計のなかだちと爲し、上つかたの人々賤しく之を思へりと年山紀聞に見ゆ(樂家錄、和名抄箋註、禮樂志、樂器考)

シヤクビヤウシ

笏拍子(尺拍子) 樂器の名、拍子(ヒヤウシ)を見よ、

シヤクモンノサンジフロクカセン

釋門三十六歌仙 「サンジフロクカセン」を見よ、

シヤクレイ

寂靈 名號通幻と號す、山城の人、幼にして比叡山に上りて披削受具す、禪宗を慕ひ、能登總持寺に往き、巖山禪師に參し、豁然大悟す、武藏守細川頼之其道義を欽し、丹州に青原山永澤寺を創めて開祖となす、寂靈常に總持寺に往來す、應安中後圓融天皇洞宗の僧録司となす、禪侶之に歸すること水の壑に赴くが如し、洞宗茲に於て盛なり、明德二年五月五日寂す、年七十(本朝高

シヤク

僧傳、洞上聯燈錄)

シヤケフギヤウ

社家奉行 室町幕府の職名、神社を管するもの、寺社奉行(ツシヤブギヤウ)を見よ、

シヤサ

謝座 朝廷に於て宴を群臣に賜ふ時、堂上著座を謝する爲めに、群臣の行ふ拜、江家次第元日節會の條に「天皇御南殿(中略)王卿以下列入立標、(註略)諸伏立、内辨宣侍(座)群臣再拜、(謂之謝座、堂上著座を謝する拜也)」とありて、其抄に「謝座者、内辨大臣、蒙昇殿著座之詔命、而先致三拜謝之禮也、先後一揖者、起居之節也、再拜者拜天子之意也、知足院關白被命云、乾是天位也、拜天者、是拜天子之儀也」と見え、また延喜式にも凡公宴賜酒食、親王以下、皆列庭中、再拜、(謂之謝座)とあるにて之を知るべし、

シヤシ

社司 神官の總稱、神道名目類聚抄に、神官の總號なり、但職に預かるべき神官は、社司と呼ぶ、職にあづからざるは社司と呼事なしと云ふこと云へり、又「ヤシロツカサ」とも云ふ、中右記寛治四年二月十七日の條に、有行幸平野社云々、社司六人或加級、或榮爵云々、とあるは、社司の文字の見えし始めなり、又社司を典主と云ふ、日本靈異記近江國隨我大神の事を述べし條の典主の註に、典主者即彼社司也、と見えたり、

シヤシンカン

舍人監 名稱、ミコノミヤノトネリノツカサ」とも云ふ、東宮の舍人の名帳、禮儀分番の事を掌る、春宮坊の被官、正一人從六位上、佑一人正八位下、令史一人少初位上、史生二人、舍人六百、陸子孫位子の儀容端正にして書算に巧みなるものを撰任す、この舍人の内武藝に長じたる者を撰抜して兵仗を帶せしめ、東宮に侍衛

シヤケ—シヤジ

シヤシ

して非常を警備せしめしものを帶刀舍人と云ふ、詳しき事は「タチハキ」を見よ、使部十人、直丁一人、**起原**、大寶元年制定す、大同元年、陸子孫位の儀容端正なるものを撰補せしむ(令義解、續後紀、職官志)

シヤシユ

謝酒 朝廷に於て宴を群臣に賜ふ時、群臣が飲酒を謝する爲めに、行ふ拜をいふ、江家次第元日節會の條に「天皇御南殿(中略)王卿以下列入立標、(中略)酒正授空盞於貴主人、(註略)群臣再拜、再拜畢酒正來、亦跪返之、(酒正歸間起如レ上、謂之謝酒、飲酒を謝する拜也)と見え、また延喜式にも、凡公宴賜酒食、親王以下、皆列庭中、再拜、(謂之謝座)訖行酒人、把空盞授貴主人、跪受盡再拜、(謂之謝酒)と見えたるにて之を知るべし、

シヤシユツ

射術 射術上古は武藝中にて最も、特にこの術を重んじ、強弓大箭を用ひしものも多し、故に射術も早くより開け、仁徳天皇の世には、盾人宿禰が、高麗より獻する所の鐵的を射徹し、雄略天皇の世には、伊勢の朝日姫が、二重の甲を射通したることあり、尋で孝徳天皇の朝に至りては射禮を以て朝廷の恒例と定められ、後また大射、騎射、賭射等の公事も起りたり、王朝時代の末、武門の興起するに及び、必要上益々發達し、源義家が甲三領を重ねて射貫きたるがごとき、源爲朝が一箭にて伊藤六の胸を貫き、餘勢伊藤五を傷けしがごとき、奈須與一が扇の要を射たるがごとき、其術に精なりし實例また乏しからず、下りて室町時代に至りては、小笠原氏世々弓馬の術を以て、幕府に仕へたり、後世遂に同氏を以て射禮の宗とするに至り、後土御門天皇の時、日置彈正次といふものあり、射術の妙古今に傑出し、從うて學ぶもの頗る多し、その門人吉







シヤモ

今年々船舶の往來を請ひ、且つ我國の良馬を求む、この來聘は長政の勤むる所なりといふ、九年夏また來聘し、隣交の信を表す、寛永二年將軍家光商船を遣り、互に交易せしむ、三年五月來聘し、先に東埔寨叛亂の爲めに通商せざりし事を謝し、自今國內寧肅なるを以て、彼我通商して修交せんと請ふ、是年天竺德兵衛渡航して彼我の貨物を交易すと云ふ、六年また來聘す、寛永十三年幕府耶蘇教の禁令を布くや、五市の途全く絶ゆ、明曆二年五月暹羅の商船長崎に來り互市を乞ふ、許さず、爾後寛政に至るまで屢々來れども遂に之を許さず、降りて明治に至り八年一月大島圭介等を遣はし、其風土民物を視察せしむ、二十年に至り、交通再び開け貿易を試む、今や條約を締結し、彼我公使を派遣して駐在せしむ(野史、外交志稿、法令全書、外國地理講義)

シヤモン

沙門 僧の泛稱、善を勤め、惡を息むる人、又桑門とも云ふ、梵語沙迦摩那の譯、動息とも云ふ、道と譯す、道より轉じて貧道とも云ふ、翻譯名義集に、或云桑門、或名沙迦摩訶、皆訛、正言室摩那摩、或舍羅摩那、此言功勞、言修道有多勞也、什師云、佛法及外道凡出家者、皆名沙門、摩云出家之部名也、秦言義訓動行、取涅槃、後漢書郊祀志云、沙門漢言、息心、削髮去家、絕情洗欲、而歸於無爲也、瑞應云、息心達本源、故號沙門、或云具名沙門那、此云之道、以爲其福田、故能斷衆生之乏、以修入正道、故能斷一切邪道、故又云世言沙門名、那者名道、如是道者、斷一切乏、斷一切邪道、以是義、故名入正道、爲沙門那、從是道中獲得果、故名沙門果とあり、

シヤライ

射禮 舊儀每年正月十七日、建禮門前において、親王以下五位以上、及び左右近衛、

シヤラ

左右兵衛、左右衛門等射を試みる儀式をいふ、又大射ともいふ、射の字濁音に訓すること故實たり、當日是より先、十五日、兵部省手結とて、射手を整ふ、當日主上出御ありて御覽す、まづ射席を去る四行廿六歩に第一の候を張る、親王以下五位以上、及び左右近衛、左兵衛の射る處也、其南に第二候を張る、右兵衛、左右衛門の射る處也、候は鹿皮を以てつくり、的を懸く、兵部卿は親王、同大輔は三位以上、同少輔は四位五位、同丞は諸衛の名を唱へて、これを召す、射手相次で參入、射位につきて射る、鶴に中れるものは賞あり、儀畢て、五位以上に饌を給ふ、主上行幸なき時は、玉廻等は射を試みるべし、只諸衛のみこれを勤む、もし正月、御忌月に當れば、三月を以て行ひ、代始の時は、豐樂殿に於て、この事あり、又翌日射遣、賭財を行ふ、詳しくは、各條につきて見るべし

シヤラリン

安羅林 今様の一體、注文歌(ホフモンウタ)の條を見よ、

シヤリ

舍利 靈骨を云ふ、又佛舍利とは釋迦の骨を云ふなり、舍利は梵語設利羅の訛略

シヤリヤウ

なり、室利羅とも設利とも實利とも書す、身骨を云へるなり、故に骨身、或は靈骨とも譯す、又鳥の名にも言へり、釋迦入滅火葬の後舍利あり、八大王國これを分配祭祀したり、爾後佛教の修行者入滅火葬の後舍利あるもの多し、釋氏要覽に、此物乃是成定慧忍行功德薰成也、梵語設利羅、今訛略稱舍利、華言骨身、所以不譯者、恐濫凡夫骨身之故也、又云、骸部、名不壞義、有二種舍利、一全身、二碎身、碎身有三、一骨舍利白色、二肉舍利紅色、三髮舍利黑色、惟佛舍利五色有神變、一切物不能壞焉と見えたり、又骸部と云ふ、同じく梵語なり、達摩骸部とも、脫圍とも云ふ、又法界と云ふ、界は體の義、即ち法身舍利の義なり、佛舍利を如來骸部と云ふ、我國に佛舍利の傳はりしは、詳かならず、敏達天皇十三年司馬達等佛舍利を齋食上にて得、蘇我馬子に獻す、馬子試に鐵鎚を以て打つも、摧け壞れず、水に投ずれば、浮沈欲する處に隨ふ、茲に於て馬子大に佛を信じ、十四年二月舍利塔を大野丘に起し、舍利を塔の柱頭に納むと云ふ、是れ舍利の初見にして、舍利塔の始めなり、是の後傳來すること多く、諸願願寺等舍利を納めて塔を築かざるなく、上下貴賤の尊崇最も甚しく、終には此の舍利が子を生じ、數を増したる奇説等少からず、東寺の佛舍利は自ら數の増減ありと傳ふ、北朝曆應の頃、全國六十六基の塔婆を建立し、東寺の佛舍利を分配して安置祭祀したり、かく尊崇厚きを以て、隨て偽作の舍利を以て諸人に欺きて對せらるゝものあるに至れり、建久中東大寺勸進上人重源の弟子空論、偽作の舍利を以て、處對せられしこと、玉葉、吾妻鏡等に見えたるは其一例なり、猶塔(タフ)の條參看すべし、

シヤリヤウ

社領 神領(シヤリヤウ)を見よ

シヤレホン

洒落本 小説(セウセツ)を見よ、

シユ

銖 物をはかりていふ目方の名、文武天皇大寶令制定の時、唐法に據り、粗黍中百黍の重を以て一銖と爲す(二十四銖は一兩に當る)、今一匁を二銖四銖として權衡を起せば、一銖は今の四分一匁六釐六絲六忽不盡にて三百黍、然れども是れ大兩にて、小兩の時、今の一分三釐八毫八絲八忽不盡、大の三分の一なり(令義解、度量權衡)

シユ

組みてつくる、平緒の短きもの、如し、禮服着用の時、乳の下より結びて垂る、主上は左右二筋、臣下は一筋にて右に付く、衣服令に、親王禮服佩綬玉佩、諸王禮服五位以上佩綬、云々とあり、義解に、謂綬者綬也、集解に、或云綬白帶也、以白爲之耳、云々と見えたり、服制(フクセイ)の挿圖第一の朝服を見よ(令義解、西三條裝束抄、裝束圖式、裝束集成)

シユイン

朱印 舊儀武將が政務執行の文書に捺したる朱肉の印、轉じて朱印を捺したる文書をいふ、また此印を捺したる正式の文書を朱印狀(單に朱印ともいへる)と右にいへるが如し、朱印狀により外國貿易を許可せられたる船舶を朱印船、朱印狀によりて所有權を確證せられたる土地を朱印地といふ、個人個人の朱印を政務に關する文書に用ひたる事は、今川氏親の印を最初とし、伊達種宗武田信虎父子に次ぎ、北條氏康及び其子孫また之に次ぎ、大小の差異こそあれ、みな一地方のみに其功力を限られしと雖も、織田信長に至りて、やゝ廣く行はれ、朱印の勢力も從うて大となれり、信長の印は「天下布武」の四字を刻し楯圓にして平底なると、正圓なるもの二種あり、公文に用ふ、信長害に遇ひ、豊臣秀吉之に代り、始めて天下を統一するに及

シヤレ

シヤリ

シヤリ

び、又政治的文書に朱印を捺す、圓徑一寸餘、文字詳かならず、天正十一年以後、これを用ふ、尋て遠略を圖るに及び、通交の印信をつくる、文を「豐臣」といふ、方二寸の金印なり、是より先室町時代、明に通ずる印信ありと雖も、彼の授くる所にして、我が制にあらず、而して其これあるは實に秀吉に始まる、秀吉の嗣子秀次また朱印あり、稍々大にして豐臣秀次といふ、因りて推案するに、秀吉の印文もまた其姓名に取れるものか、徳川家康は濱松在城の時より印あり、福徳といふ、圓徑一寸九分なり、元龜三年の文書に見ゆ、天正十二年頃より又忠恕の印あり、楯圓一寸七分なり、また傳馬の印あり、家康の二字を記す、楯圓一寸八分なり、而して外交の章は源家康弘忠恕の六字を鐫す、方二寸九分なり、爾來歴代の將軍皆朱印あり(四代家綱は天し、十五代慶喜は紛亂の際日ならずして辭職したるを以て朱印なし)大抵同様の印形にして、名を刻せり、書體は人によりて差異あり、煩はしきを以て今省く、右に述べたる處にて、朱印其者に關しての大意を知るに足るが故に、轉じて朱印を捺したる文書、及び其他に就きて説明すべし、印章(インシヤウ)及び同様の挿圖參看(一)朱印狀、朱印を捺したる正式の公文書、略して單に朱印ともいふ、政令に關する文書に用ふ(二)朱印船、朱印狀によりて、外國貿易を許可せられたる船舶、また奉書船ともいふ、文祿元年豊臣秀吉が南海渡航の船に朱印狀を賜へるを以て嚆矢と爲す、此の時には長崎より發するもの末次平藏二艘、船本彌平次一艘、荒木宗太郎一艘、糸屋隨右衛門一艘、堺より發するもの伊豫屋某一艘、又京都より發するもの茶屋四郎次郎一艘、角倉了以一艘、伏見屋某一艘、總て九艘ありて、孰れも呂宋、媽港、安南、東京、占城、東埔寨、六

坤、太泥の諸國に往來貿易し舟楫海に望めり、爾來京都堺長崎等の商沽競うて船舶をいだし、大に利益を得しが、徳川氏執權の初めに至り、益々其制を擴張し、呂宋、安南、東京、占城、暹羅、東埔寨、信州、太泥、順化、迦知安、密西耶、芙蓉、田彈、摩利伽、交趾、摩陸、高砂、阿媽港、西洋の諸國へ渡るもの頗る多かりしが、此時にも豐臣氏の例に倣ひて朱印を捺したる免狀を與ふ、これを船免狀とも唱へたり、當時専ら金地院、圓光寺、豐光寺の僧徒にて、これを司り、免狀一枚の筆料銀一枚を納めしむ、其渡航者は、大名寺院、商沽、外國人等にして、大名にては島津陸奥守、鍋島加賀守、加藤肥後守、大村丹後守、松浦法印、羽柴越中守、五島淡路守、有馬修理大夫、龜井武藏守、山口駿河守、寺院にては金地院、豐光寺、圓光寺、商沽にては角倉了以、末次平藏、伊丹宗味、平戸傳助、大黒屋助左衛門、檜皮屋孫兵衛、浦井宗督、皮屋助左衛門、茶屋四郎左衛門、田邊又左衛門、木屋彌二郎、舟本彌七郎、小西長左衛門、高瀬屋新藏、平戸助大夫、長升四郎左衛門、大黒屋長左衛門、長崎喜安、長崎惣右衛門、原彌次右衛門、今屋宗中、大賀九郎左衛門、伊藤新九郎、西村準人、綱屋喜齋、村山市藏、平野彌左衛門、西野與三平、野長左衛門、窪田與四郎、外國人にては林三官、四官、五官、計泉、安富仁、カラセス、ヤヨウス、チリシヤン、マテントマス、マノシルマンサル、ミウラアンツン、シンニヨロ等、皆徳川氏の朱印を請うて商船をいだせり、かく航海の進みたるに従ひ、船の製造も堅牢にして大形なるヒラゲ船に櫓をあげ鐵砲をしかけ、三桅を設け漆髹を施すに至る、其大なるものに至りては、長さ二十間幅九間にして、三百餘人を乗す、當時これを「フスマ」船といふ、これ平戸内「フスマ」浦にて創製したるに依り、大抵長崎にて南蠻、阿蘭



シユイ

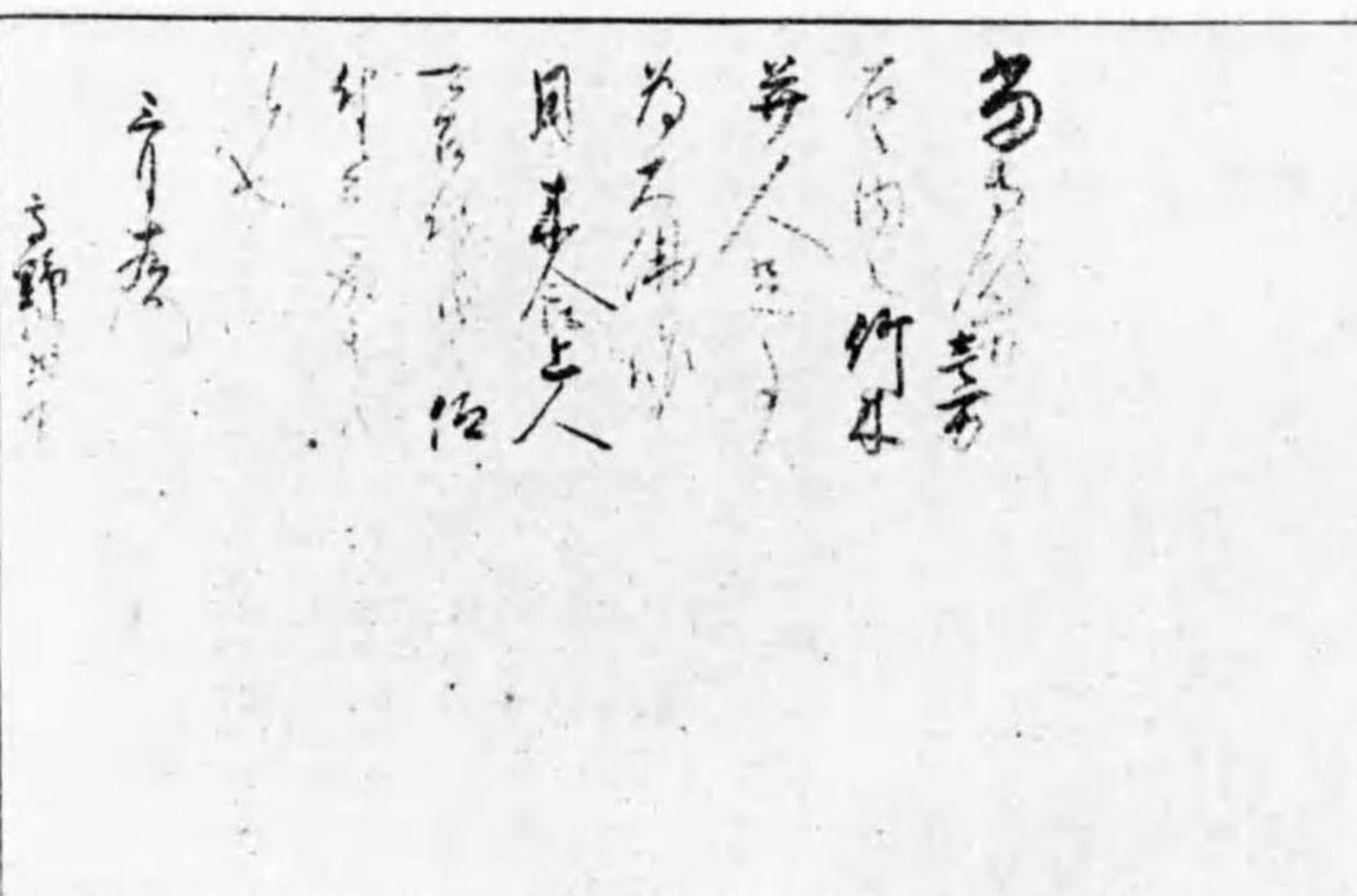
陀(ジャカ)南、北京の詞に通じたる功者のものを雇入れ、また水夫に沙馬答刺、滿刺加人を用ひ、凡銅、銅器、漆器、傘、扇子、屏風、硫黄、樟腦、染布、麥粉の類を積み行きて、繭、絲、絹帛、絨緞、氈氍、砂糖、藥物、香水、朱、水銀、硝子、羽毛、鯨皮、珊瑚珠、白檀、紫檀の類と交易するを常とす、かくて年々南洋諸國に渡航する者絶えず、呂宋、暹羅の如きは、數百戸の日本町を立て、呂宋には三千人餘、暹羅には八百人餘のもの、彼地に留りて商賣したりき、當時我居留商人の權勢ありしことは、東地泰國王が、原綱次右衛門を其國に駐在せしめて、日本商人を總管せしめんことを請ひ、安南國王が船本綱七郎の派遣を求めて日本商人を鎮撫せしめんと企てたるにて知るべし、また慶長元和の間に、我商沽の南洋に渡航し、武威を輝し、もの少からず、駿河藥科の人山田仁左衛門、長崎の人津田又左衛門、同荒木宗太郎、和泉の人木谷久左衛門、近江八幡の人西村太郎衛門等あり、就中長政を以て其冠たるものとす、(ヤマダナガマサ)參看)上述のごとく朱印船の發展見るものありしと雖も、寛永十三年に至り、耶蘇教の關係よりして、鐵國の令を布き、外國渡航を禁ぜらるゝに及び、遂に其跡を絶ちたり、而して京都清水寺の扁額に朱印船の一なる末吉船



(狀印朱可許航渡康家川德)の關係よりして、鐵國の令を布き、外國渡航を禁ぜらるゝに及び、遂に其跡を絶ちたり、而して京都清水寺の扁額に朱印船の一なる末吉船(スエヨシ)ナ

シユイ

ネ及び船(フネ)の挿圖(參看)の圖あり、又末吉孫右衛門が南洋貿易の時に携へしといへる羊皮製の航海圖今現に大阪の末吉勘四郎氏の藏にかゝる、並に當時における朱印船の形状、航地を知ると共に外國貿易の盛況を想像するに足る、なほ渡航許可の朱印狀の様式上圖の如し、(三)朱印地、朱印狀によりて、其所有權を確證せられたる土地をいふ、江戸時代には十萬石以下の大名(十萬石以上は書判)旗下寺社等みな歴代毎に將軍の朱印狀を下附せられ、其所有を認證せられたるものにして、將軍の代替り毎に下附せられしものとす、其様式は左の如し、



(載所集簡寶)狀印朱吉秀臣豐

シユウ

越後國蒲原郡之内五萬石(目録在二別紙)事、任二慶長十五年十二月廿八日、寛永十一年八月四日兩先判之旨、先行之訖、全可領知者也、依如件、寛文四年四月五日 (朱印) 浦口出雲守とのへ

別にまた知行目録を副へたり、今省略に従ふ、而して大名及び旗下の領地は普通朱印地とは唱へず、寺社のみの領地に限りて此稱を用ひ、租税の類は一切免許せられたり、(徳川實紀、寛文印知集、史學雜誌、印章の説、日本商業史)

シユウギン 從儀師 法會の時、威儀師に從て威儀をたす事を掌る役僧、從威儀師の略なり、定員八人なり(拾芥抄、寺官抄)

シユウギン 衆議判 歌合の時、衆議にて優劣を論定するを云ふ、吾妻鏡弘長三年八月七日の條に、於御所、有五十首歌合、衆議判云々、九日の條に御歌合衆議判訖有御連歌云々、と見えたり、

シユウケンセンジ 宗源宣旨 卜部家より神社に下して神位を授くる位記を云ふ、神祇破偽顯正問答に、神位を授けらるゝ事は朝廷よりの事に、殊に大切なる深意ある事也、然に吉田卜部上を蔑し、神を輕じ、諸人を欺き、神官を偽り、宗源宣旨と云ふ物を宿紙に書きて出せり、文如左云々、

宗源 宣旨 石部大明神 今宜授正一位者 右依 今上皇帝 聖勅 神宣 御表之神靈如件 延寶七己未年五月吉 神祇道管領勾當長上卜部朝臣兼連

シユウ

と見えたり、猶ほ宗源宣旨の妄なる事は、増登辨抄俗解に論ぜり、就て見るべし、

シユウシテガタ 宗旨手形 江戸時代、寺請證文のことをいふ、テラウケシヨウモンを見よ、

シユウシニンベツアラタメ 宗旨人別改 江戸時代、切支丹宗を禁絶せんが爲めに、設けたる一の法、地方凡例録人別帳に、旦那寺(宗門寺を云ふ)生所年月を書き、當歳の子より記す、妻娘は何村誰娘何年月嫁たる事を記入す、奉公人男女とも何方の者召抱たる趣記し、家主の印形、寺判夫々に押し、三月頃より六月頃迄に庄屋名主判元見届、支配役所へ差出す、尤も國所により帳面の振合は違へり、就中九州は人別改最も嚴重にて、男女拾五歳以上、家族は勿論下人下女迄銘々印形を所持し、人別改の節村々へ、御料は御代官手代、私領は其家々により領主役人又は大庄屋等へ行き、目通に一人別々出で、印形を差出す、又所により踏繪を爲すあり、或は他國他領の者養子娘等にいたし、其處の人別に加はる時、並に欠落者歸住の節は一度踏繪せしむる處あり、諸藩に於ては其家々の仕來によれり、と見えたり、

シユウシヨク 銃術 砲術(ハツツユツ)を見よ、

シユウセイ 終正 式正(シキシヤウ)を見よ

シユウタウ 衆道 男色をいふ、若衆道の略稱、(ダンシヨク)を見よ、

シユウト 衆徒 諸寺の請僧をいふ、蹠路斯餘に、權大僧部法印が極めなり、僧正は稀なり、平民も徳によりて任ずるなり、東寺には多也」とあり、

シユウモンアラタメ 宗門改 宗門人別改(シユウシニンベツアラタメ)を見よ、

シユウモンアラタメヤク 宗門改役

信否を審判することを掌る、即ち宗門上に於ける警察の行政と司法との兩權を有す、大目付作事奉行の兩職より各一人之を兼ね、職高なし、各與力六騎、同心三十人にて練す、(起原)寛永十八年始めて之を置き、切支丹御支配、或は切支丹奉行と稱す、寛永以後宗門改役と改む(徳川幕府吉利支丹宗門改考)

シユエ 受衣 禪僧の弟子となりて僧衣を受けて著するを云ふ、

シユエイ 壽永 名義安徳天皇御宇の年號、養和二年五月二十七日兵革痘瘡に因て改元す、四年を経て後鳥羽天皇元暦と改む(開元)毛詩に、以介眉壽、永言保之、思皇多祜」とあるに據る、勘解由長官兼式部大輔備後權守藤原俊經申す(國朝年號譜)

シユエイコバン 壽永小判 古金貨の一種、縦二寸二分弱、横一寸七分五厘強、重さ二十四匁、面に(〆)の如き極印あり、背に壽永と、花押との極印あり、金位上、或はいふ壽永中の所造と、又いふ北條泰時所造と、其據を知らず(金銀圖録)

シユカク 儒學 漢學をいふ、漢學(カンカク)及び儒者(シユシヤ)を見よ、

シユカク井 修學院 名義初めは寺、後ち離宮となれり、(所)山城國愛宕郡修學院村、高野川の東北、叡山の西、雲母坂の西麓に在り、地勢高阜に據り、前に松ヶ崎の諸山を控へ、後には比叡山を望み、西南京都市一帯より五畿の山川を指掌するを得、(所)往古播磨守佐伯公行、僧勝算に歸依し、一寺を創立し修學院と名付けしが、永延中官寺となる、其後數百年を経て荒廢に歸し、只村名にのみ残り、江戸時代に至り明正天皇の即位あるや、其徳川

氏の出に於けるを以て、幕府は後水尾上皇の爲めに、此地に造營し、前名を襲きてまた修學院と名付け、宸遊の處となす、其創立は林丘寺記に、承應年間御造營敬度御幸云々の文あれば、御讓位の後間もなく造營ありしなるべし、法皇崩御の後には修理もなく、郡雲亭は法皇御在世のうち焼亡して、再造の事なし、靈元法皇の時、幕府に命じて修造せしめ、毎年敬度の御幸ありて、親から其紀行を著し給へり、法皇崩御の後には久しく荒れたりしが、光格上皇御幸の爲め、大に修理を加へ、亭榭をも再造し、其面目を一新す、爾後幾多の變遷を受け、明治維新離宮と稱し、今日に及べり、而して離宮は御茶屋を稱し、上中下の三所に分る、東北に在るを上ノ御茶屋、稍々西して南に在るを中ノ御茶屋、西に在るを下ノ御茶屋とす、互に鼎立の狀を成し、地積總計八萬四千四百三十五坪あり、上ノ御茶屋最も大にして、中下はみな十分の一にも及ばず、下ノ御茶屋の西に正門あり、東裏門を出づれば道二岐あり、南は中ノ御茶屋に通じ、東は、上ノ御茶屋に通ず、輦路みな白砂を敷き、青松道を挟む、兩傍田畑皆御料地にして、村民に耕作せしむ、地勢東に至り益々高く上ノ御茶屋に至る〇上ノ御茶屋、最高處に在るより名づく、離宮中主要なるものなり、山を負ひ、野に臨み、中に大池を穿つ、浴龍池と名づく、南門より入り右折し、石燈百餘級を登れば隣雲亭あり、構作清麗優美、離宮中の最高所に在り、眺望絶佳、京洛の城邑、五畿の山川みな一眸に集る、亭の北に洗詩臺あり、臺北曲徑を下り、石橋を渡り、行くこと數百歩、道岐れて二となる、左に一島あり、島中に窮遠軒といへる小亭を建つ、亭名の額は後水尾法皇の宸翰なり、其西南に萬松島あり、千歲橋を架したり、文政中所司代内藤信敦の進

シユウ

シユカ



シユケ

建に保り、兩端切石を以て高く橋臺を築き、上に屋橋を作る、東を四阿屋とし、風聲に擬して屋頂に金銅風の花をみ風舞ふ状を作る、左右みな欄干擬寶珠あり、南北兩側腰掛を設け、遊憩眺望の所となす、これを過ぐれば池の中央に岩石より成れる三島あり、老松叢生して龍蟠蛟屈、翠光瀟らんと欲す、小亭あり、夫より還りて窮遠軒に登り、更に北に降る、苔徑羊腸として、紅紫の躑躅屑を没す、行くこと數百歩にして土橋あり、右に一島を望む、楓樹多し、紅葉谷と名づく、また池に傍ひ西に旋れば池畔に御舟屋あり、少しく西して左池畔に御舟附あり、南に向ひ切石も階敷級を作る、之より左折して南に進めば左は池に傍ひ、花樹を雜植す、更に進みて東へ折れ、正門内に至れば、則ち隣雲軒下にして、初めて園池を一周せるなり、大要林泉の構造は、自然の勝地に據りて人工を省く、其西方遠近の山川をとりこめて、園中の颯眺を爲したる如きは、趣向意表に出づ、その構作精妙歲月を経て、愈々その景趣を加へ、天下有數の名園となりしも、偶然にあらず、上ノ御茶屋より門を出て、再びもとの道に出で南に向へば、中ノ御茶屋に出づ○中ノ御茶屋は、上ノ御茶屋と同様の創建なり、樂只軒と號す、時に皇女光子内親王深く佛法に歸依し、御落飾の意甚だ切なるより、此離宮を賜ひて佛寺となし、聖明山林丘寺と號せしが、明治十八年其一部を中茶屋とし給へり(リッキンキフツ)參看其結構を按ずるに、正門は西南に向へり、まづ石階を登り、左折して行くこと百餘歩にして樂只軒に至る、即ち承應創立の時造營ありし所にして、後水尾法皇宸翰の御額あり、正寢六疊をばじめ、次の間八疊龍田間と稱し、北數室相連接す、外様に出で階を経て昇ること數級即ち正殿なり、入口廊下の杉戸紙

シユキ

園會山鉾の畫は、住吉具慶筆といふ、二棟みな南面にして、正殿は十三疊、北側に床の間及び棚あり、棚の數凡て五層、長短高低みな變化ありて極めて奇なり、下層に押入あり、其上には三角形戸棚あり、小襖に友禪染製造の圖を繪く、壁張付には離宮八景の詩畫、色紙にして當時雲上人の合作なり、其他各間襖及び壁張付の畫はみな名匠の筆に成れり、南面はみな林泉にして、幽遠清楚なり、東北は佛間をばじめ數室あり、外様折廻りの體干は、故さらに其柱を亂杭並となし、極めて奇なり、再び原路に還り、左折して下ノ御茶屋に至る○下ノ御茶屋は、御茶屋三所の中、最西部にして、且つ最も低位に在り、書院十二疊東南に面す、壽月觀と稱す、上段三疊林邊棚袋棚等あり、西南の高所に十三疊の一室なる藏六庵あり、壽月觀と共に、みな後水尾法皇宸翰の額を掲ぐ、又茶室あり、みな雅潔優美を主として成る、西南みな林泉に向ひ、苔徑淨くして、潤泉石に咽び、上には雜樹柯を交へ、裝裝掩映す、また一小仙臺にして、遊憩少時萬斛の塵慮を滌ふに足る(京華要誌)

シユク

す、同條を見よ、  
シユククワン 宿官 外記、史、式部、民部、委、檢非違使判官、六位藏人等の既に叙爵せる者は、巡によりて受領に任するを以て、其順を待つ間、先づ諸國の權守權介に任するを云ふ、宿官すべき人は毎年縣召除目の時、外記より勘申す、之を宿官勘文と云ふ(除目抄、羽倉考)  
シユクサツ 宿札 「ヤドフダ」を見よ、  
シユクシ 宿紙 紙屋紙(カミヤガミ)を見よ、  
シユクシヤウゾク 宿裝束 宿衣に同じ、  
シユクセリヨウ 縮線綾 しらなをよせて織りにる綾を云ふ、しらはとは、糸の縮みたるをいふ、即ち地に縮みを織れるものなり(貞丈雜記)  
シユクセリヨウ 熟線綾 極上の糸にて織りたる綾をいふ(貞丈雜記)  
シユクツキクワシヨフギヤウ 宿次過書奉行 關西鎌倉、室町幕府の職名、路次往還及び過書(關の通り切手)の事を掌る、宿次は驛路の義、過書は過所の義、所書同音、故に俗誤て過書となす(肥後)建久六年正月、眞如院僧正眞圓歸洛の時、宿次傳馬送夫等の事、三浦介義澄、民部丞盛時等、奉行として支配す、されども初めは一定の職にあらず、臨時に其事を行ひしなり、後常に奉行人を定め置く、室町幕府の時に至り、將士に關津の過所を下す事を掌る、文正元年十月、白河修理大夫入道(名缺)の被官奥州へ下向す、諸關其煩なく、人馬勘過すべき旨の過所に、飯尾肥前守之種、清原和泉守貞秀連署すと見ゆ、これ宿次過所奉行なり、但し鎌倉時代には、執權連署共に連署せしが、室町時代には、只だ奉行のみ加署する事となる(武家名目抄、官制沿革略史)

シユケ

宿割の事を掌る臨時の職、  
シユクラウ 宿老 舊は宿老成人の稱にて、職名にあらざりしが(一)鎌倉幕府の時、評定引付兩衆を置き、老成人を以て之に補せるより、或は泛稱して宿老といへる事あり(二)室町幕府の時、右兩衆の別稱となる(之を區別して稱する場合には評定衆を宿老、引付衆を中老といへり)故を以て老少の別なく、職に在る者皆之を稱す(三)又五箇番衆の領袖を宿老家となし(四)諸大名家、又其重臣を宿老と稱す、江戸時代にも同じく踏襲して老中を宿老とも稱したり(鎌倉年中行事、武家名目抄、徳川實紀)  
シユケイシユチ井 綜藝種智院 王朝時代に於ける私立の宗教學校(關西)京都九條坊門の南小路の西門(關西)天長五年僧空海の創設する所にして、我國宗教學校の初めなり、空海死後沿革詳かならず(大内裡圖考證)  
シユケイレウ 主計寮 「カズヘレウ」又「カソフルンカサ」とも訓む、唐名金部度支(關西)大内裡美福門の内、民部省の東南(關西)調及び雜物を計納して、國用を度り、用度を勘勾する事を掌る、民部省の被官(關西)頭一人從五位上、助一人正六位下、本寮官外記は主計寮と共に要劇官なるを以て、長次官は吏務に熟練したるもの、若しくは諸道の博士を以て之に任じ、この内一人は必ず算博士の職を兼ねたり、大九一人正七位下、少九一人從七位上、大屬一人從八位上、少屬一人從八位下、算師二人(専ら計算の事を掌る)從八位下、史生六人、本寮職員は主計寮と共に、他司よりも其勢多きを以て、其俸給も從ひて優渥なり、故に後世二寮職員を稱して温職と云ふ(關西)文武天皇大寶令の制、右の職

シユケ

員を置く、和銅元年史生六人を加ふ、延喜式に至り一人となる(令義解、職原抄、官職秘抄、職官志、古事類苑官位部)  
シユゲンタウ 修驗道 佛教の一派、山岳に起臥して修行するを目的とするもの、修驗行驗法成の義なり、一説に修とは修生始覺の修行にして、驗とは本有本覺の驗得なりといふ、不動明王を以て本尊と爲す、而して此道に入りて修行を爲すものを修驗者(略して単に修驗とも驗者ともいふ)また山伏(山臥とも書す)といへり、山伏はもと山野に起臥して苦行するもの、總稱にして、修驗者のみに限らざりしが、いつしか兩者を混同して、山伏といへば、修驗者の事を指すこととなりたり(肥後)修驗役小角より起る、小角は大和の人、長ずるに及びて深く三寶を尊び、心を咒術に傾け、三十二歳の時、同國葛木山に入り、巖窟に居し、葛を被り松を餌し、清泉に泳みて、孔雀の咒術を修め、神通自在にして、能く鬼神を驅役したりとの傳説あり、また攝津箕面山に入り秘密灌頂を修す、これ今の深山灌頂なりといふ、後ち宇多天皇の御宇、僧聖寶あり、好んで名山靈地を跋渉し、小角の跡を踏みて大峯を開拓し、昌泰三年吉野鳥栖山風閣寺にて奉受灌頂の儀をばじめ、修驗道を再興す、後ち貞觀の末醍醐寺を草創し修行の道場となして留住す、即ち眞言修驗にして、所謂三寶院の流なり、之を當山派といふ、尋で堀河天皇の御宇に増譽あり、白河法皇熊野御幸の先達と爲り、熊野三山の檢校に補す、天台の修驗は實に増譽の開く所にして、所謂聖護院の流なり、之を本山派といふ、之より修驗道は漸く形を爲して次第に繁え、諸國の名山大川に到る處として其徒が修行の地とならざるはなく、從うて大和の金峯山、同國の吉野、紀

シユケ

伊の熊野、出羽の羽黒、加賀の白山等、其著名なるもの頗る多し、而して當山派の山伏は大峯より熊野に出で、本山派の山伏は熊野より大峯に出で、修行す、前者を道の峯入といひ、後者を順の峯入といふ、江戸時代に入りて全國の山伏を二分して三寶、聖護二院に分屬支配せしめしが、寛政文化の際に至りては漸く衰へ、明治五年十一月に至り、太政官布達を以て遂に廢止せらる、然るに、近來又再興し、天台修驗は大和の金峯山寺を本山とし、舊によりて修驗道と稱し、管領職を置き、眞言修驗は三寶院に所屬し、未だ獨立の體を備へず、之を勤士と稱す、修驗者即ち山伏は、もと僧俗の間判然たる區別なかりしより、後には半俗半僧のごときものとなり、轉じて僧侶とは全く別のものとして取扱はるゝに至りしが現在俗人となれり、其頭髪は、本山派は役小角の形像に倣ひて有髮、當山派は聖寶の形像に倣ひて無髮なりき、而して其形により下山伏、摘山伏、剃山伏等の名あり、また裝束につきては古き時代は詳かならず、木葉衣に役小角の像あり、頭巾、裝束を着け、錫杖、鐵鉢を左右に持ち、高履をはきて巖上に立つ、其相貌いかにも悚然たるものなれども、其服裝は、もとより小角當時のものにあらず、また七十一番職人歌合に山伏の圖あり、頭巾に鈴懸衣、袴、ばき草鞋を著し、右手に斧、左手に念珠を持つ、これは鎌倉末期の風俗にして、小角を去る七百餘年なりとす、江戸時代には頭巾、疋蓋、鈴繫、結袈裟、法螺、殿多角念珠、錫杖、笈、肩箱、金剛杖、引敷、脚半を十二道具と稱し、また之に槍扇、柴打(斧及び刃をいふ)走繩、草鞋を加へて十六道具と稱し、法器具足、頗る整頓せり、今其重なるものに就きて説明を加ふべし、(一)頭巾、頭上に被るもの、裏頭







シユコ

原仲子、梅町殿と號す、初めは三位局と號す、素直從一位贈左大臣兼綱の猶子、實は石清水八幡宮祠官法印通清の女、關原建武二年生る、後光嚴天皇の典侍、後圓融天皇の御母、康暦二年正月二十八日三宮に准ぜらる、永徳三年四月二十五日院號を賜ひ、應永三十四年五月十四日薨す、御年九十三、京都市上京區行衛町華開院中に葬る(尊卑分脈、女院部類、陵墓一覽、門院傳)

シユコ 守戸 陵戸(リヨウコ)を見よ、シユコ 守護 名義武家の職名、警備の爲めに諸國に之を置く、其土地人民を守護して奸盜を防禦するより名づく、又總追捕使といふ、追捕使(ツキアツシ)の條參看○守護自ら其地に臨まず、人をして己に代らしめて、庶務を攝行することあり、之を守護代といふ、又守護代官、單に代官ともいふ(守護の幕府に祇候する間、及び在國の時にも代らしむることあり)、又任地に在りて、使を遣して其國の田畑を檢視せしめ、又は租税を催督せしむることあり、其使を守護使といふ、臨時の所役にして、守護の私に定むる所なり、また守護代に代りて所職を攝せしむるものを又代、又代官、小守護代といへり、(使守)

シユコ 守戸 陵戸(リヨウコ)を見よ、シユコ 守護 名義武家の職名、警備の爲めに諸國に之を置く、其土地人民を守護して奸盜を防禦するより名づく、又總追捕使といふ、追捕使(ツキアツシ)の條參看○守護自ら其地に臨まず、人をして己に代らしめて、庶務を攝行することあり、之を守護代といふ、又守護代官、單に代官ともいふ(守護の幕府に祇候する間、及び在國の時にも代らしむることあり)、又任地に在りて、使を遣して其國の田畑を檢視せしめ、又は租税を催督せしむることあり、其使を守護使といふ、臨時の所役にして、守護の私に定むる所なり、また守護代に代りて所職を攝せしむるものを又代、又代官、小守護代といへり、(使守) 最初警備を主とし、國中の雜務を沙汰し、在廳人と相並びて事を取扱ひしが、後には大番催督、謀反人、殺害人の檢斷の三箇條を務めとし、其他強盜竊盜山賊海賊等の檢斷をも兼行ひ、又軍役ある時は國中の地頭御家人を催し、國民を夫役に充て、之を率ゐて事に従ひ、國務に交るを禁ず(文治元年十一月源頼朝、義經追捕及び奸盜に備ふるを名とし、奏請して諸國一般に設置せしむるを名とし、然れども是より先、各地に私に置きしものあり、治承四年安田義定を遠江、武田信義を駿河守護とし、元暦

シユコ

元年梶原景時土肥實平を播磨美作等五箇國の守護とし、大内惟義を伊賀國守護とせしが如し(實錄)貞永元年北條泰時目目を定むるに及びて、前に擧げし大犯三箇條の制を定め、正元元年鎮西守護には雜務を沙汰せしめ、弘安九年七月は訴訟の裁許を取扱はしむ、鎌倉幕府の末に至りては、諸國守護人、地頭職を兼攝し、遂には大小の事務悉く關涉し、地頭家人を驅使する事臣僕の如く、且つ當時は概ね世襲の任となれり、然れど罪あれば所職を離たる、人員は大抵一國に一人を置きしが如くなるも、又一人にて二箇以上數國を兼ねたり、北條時政は七箇國、佐々木經高は淡路阿波土佐三箇國、梶原景時は美濃播磨二國、島津忠久は大隅薩摩日向等の守護たるが如し、建武中興諸將の功を論じ、新田足利楠木名和の諸氏並に一國若くは數國の守護に補す、此時は國司守護を併せ領して以前の如くならず、足利尊氏京都に據るに及び、建武式目の中に、守護職は、上古の吏務なり、國中の治否、只此職に依る、最も器用者を補せられ、無民の義に叶ふべし、碩者勳功の賞を以て守護を補すべし、吏務に預る事を得ざれしと制定せり、又建武五年の令に、守護の職は、民を安んずるを主とし、若し治術に短らば、理まきに職を革む可し、頃日聞く、守護勳功に誇り、譜第の職と稱し、擅に寺社、及び公卿の處領を奪ひ、これを家人に充て行ふ、甚然る可らず、又本主に告發せらるる時は、引付の奉書を叙用せず、請文に及ばず、徒に旬月を涉り、多く催督を累ぬ、愁鬱の輩、勝て計ふ可らず、仍て違背の科條に就き、守護改定の沙汰有るべしとあり、室町時代の初め、猶貞永の古制に據りて、守護は、大犯三箇條の外、關涉すべからずとの令あり、然れども當時の守護、率

シユコ

直丁一人、驅使丁六十人(實錄)文武天皇の大寶元年に創置す(令義解、職官志) シユコシ 守護使 シユコを見よ、シユコダイ 守護代 シユコを見よ、シユコフキヤウ 守護奉行 室町幕府の職名、諸國守護人の轉補得替等に關する諸事を掌る(實錄)武家名目抄に「鎌倉時代治久しく、武家の法制定まりて、守護轉替少きを以て、別に此職を設くる必要あらざりしが、足利氏權を執るに及びては、南北朝に分れて相攻伐し、諸家向背絶ることなきを以て、從て守護轉替多く、且つ所領を押領する等の事多かりし故に、其の沙汰繁雜なるを以て、特に此の奉行を設けしなるべし」と云へり、建武式目追加に、諸國守護人之事(建武五後七廿九御沙汰、奉詔訪大進房圓忠)とありて、條令を定めて本所領を押妨し、大犯三箇條の外、他の所務に従ふべからざることを命じ、近國は十日、中國は二十日、遠國は三十日を限り施行せしむ、これ守護奉行の濫觴なるべし、花營三代記應安四年十月十九日の條に、守護奉行右筆齋藤右衛門入道と見えたり、義滿以後南北相和し、禍亂稍々定り守護の轉替多からざるを以て之を廢したり(武家名目抄) シユコフニフチ 守護不入地 名義守護の土地を檢注し租税を催督することを禁ぜし神社佛寺權門の領地を云ふ(實錄)後鳥羽天皇壽永三年、源頼朝奏して神社佛寺に領地を加へて、神佛を崇敬す、其後守護地頭を置くや、守護地頭等漸く神佛領を押領し、恣に神人供僧等を驅使するを以て、屢々令して之を禁ぜしむ、之を守護不入と云ふ、蓋し白河鳥羽の崇佛敬神の餘、多くの莊園を寄せ、國使の入部を停め、檢注租稅催督を禁じたりしに似しものなり世職に係る、一國の諸政、擧げて之に歸し、兼併橫奪至らざる所なく、新關を構へ、山川の税を收めて、黎庶を困ましむ、蓋し式目に載る所の制令行はず、明德中の頃に至りては、諸將の守護を領する、少き者は一國或は半國を領す、遂に二國守護、半國守護等の稱あるに至る、多きは則ち二三國にして、山名時氏は五國、氏清は十一國を領するに至る、皆城に據り兵を蓄へ、儼然たる諸侯の姿をなし、幕府亦これに依りて費用を課するに至れり、寶徳二年五月、神泉苑の壇壁を築く時守護に課するに、毎國絹四丈八尺を以てす、寛正四年八月、將軍義政の生母藤原氏薨す、佛事錢を課す、三國の守護に萬匹、二國に五千匹と見えたる是なり、以て鎌倉時代の守護と事狀異なりしを知るべし、應仁大亂の後、諸將各在國して、復幕府に従はず、國中の地頭御家人を皆己の臣とし、終に兼併割據の世となり、海内亂れ群雄互に併呑し、甲介れ乙興り、天文の末に至り海内舊守護の存するもの、近江の六角、若狹甲斐の兩武田、駿河の今川、豐後の大友、薩摩の島津等六七家に過ぎず、織田豊臣氏起るに及び、海内の豪族を征服し、其國を以て親族部將に與へ、島津氏を除く外悉く滅亡す○守護代は、もと私に補せし職なれど、一國の成敗を執行するが故に、大名の家人たりとも、其職に補せらるる時は、幕府へ何候し、謁見をも許さる、因りて守護代を補するに、守護より幕府に申して、後に命ずる例なり、吾妻鏡正治元年十月廿四日の條に、參河國守護藤九郎盛長の代官善權見え、承元元年六月廿二日の條に、紀伊守護代見えたるを始めてす、室町の時、守護多く留りて京都に在りしかば、部下の吏務に練達せし者をして代りて治めしむ、擧用守護に由ると雖も、必ず幕府に請ひて之を授くる事、鎌倉の時の如

シユコ

見、率ね幕府の臣の如し、初めは人を擧げて任使せしが、後ち遂に世襲となる、高山氏の游佐に於ける、斯波氏の織田に於ける、赤松氏の浦上に於ける是なり、此等の守護代は、其地に土著し、威望あるを以て、室町時代の季世に至りては、守護を放逐して自ら代り、又は被管を離れて獨立したるものあり、織田豊臣兩氏の世にも、守護代の名稱ありと雖も、假に其地を守らしむる者の稱、一國の領主とせしむるにあらず、慶長以來、此等の名稱悉く廢絶したれど、江戸時代にも、諸侯の重臣たる者、幕府に參して將軍に謁見を免さる、例あるは、全く古への守護代の餘波なるべし○又代は、守護の族人又は家人を任ず、若狹國守護職次第重時の條に、次守護御代官加賀守殿自延應元年拜領之、其代平左衛門入道云々、長門國守護職次第に、武藏守殿(師時)御代官駿河三郎殿、弘安四閏七晦、下國又代官、平内左衛門尉と見えたるを始めとす(吾妻鏡、貞永式目、守護地頭名義考、守護地頭考、武家名目抄、官制沿革略史) シユコ 守護 節刀に賜ふ所の劔を云ふ、又日月護身とも云ふ、桃華葉葉に、節刀者雜劔也、其中靈劔有三柄、二柄百濟國所貢進、日月護身劔破敵將軍劔等也、納辛櫃一合、行幸之時相副賢所被奉還也、云々、世俗淺深秘抄に、被置宜陽殿御劔數柄之中、破敵劔守護劔以、此兩柄爲朝寶云々とあり、セツタウと參看、 シユコ 准后 「シユカンケウ」を見よ、シユコウシヨウ 主工署 名義「シユコノミヤ」ノタクミノツカサともいふ(實錄)東宮土木の構作及び鋼鐵、雜作の事を掌る、春宮坊の被官(實錄)首一人從六位下、令史一人少初位下、工部六人使部六人、

シユコ

直丁一人、驅使丁六十人(實錄)文武天皇の大寶元年に創置す(令義解、職官志) シユコシ 守護使 シユコを見よ、シユコダイ 守護代 シユコを見よ、シユコフキヤウ 守護奉行 室町幕府の職名、諸國守護人の轉補得替等に關する諸事を掌る(實錄)武家名目抄に「鎌倉時代治久しく、武家の法制定まりて、守護轉替少きを以て、別に此職を設くる必要あらざりしが、足利氏權を執るに及びては、南北朝に分れて相攻伐し、諸家向背絶ることなきを以て、從て守護轉替多く、且つ所領を押領する等の事多かりし故に、其の沙汰繁雜なるを以て、特に此の奉行を設けしなるべし」と云へり、建武式目追加に、諸國守護人之事(建武五後七廿九御沙汰、奉詔訪大進房圓忠)とありて、條令を定めて本所領を押妨し、大犯三箇條の外、他の所務に従ふべからざることを命じ、近國は十日、中國は二十日、遠國は三十日を限り施行せしむ、これ守護奉行の濫觴なるべし、花營三代記應安四年十月十九日の條に、守護奉行右筆齋藤右衛門入道と見えたり、義滿以後南北相和し、禍亂稍々定り守護の轉替多からざるを以て之を廢したり(武家名目抄) シユコフニフチ 守護不入地 名義守護の土地を檢注し租税を催督することを禁ぜし神社佛寺權門の領地を云ふ(實錄)後鳥羽天皇壽永三年、源頼朝奏して神社佛寺に領地を加へて、神佛を崇敬す、其後守護地頭を置くや、守護地頭等漸く神佛領を押領し、恣に神人供僧等を驅使するを以て、屢々令して之を禁ぜしむ、之を守護不入と云ふ、蓋し白河鳥羽の崇佛敬神の餘、多くの莊園を寄せ、國使の入部を停め、檢注租稅催督を禁じたりしに似しものなり

シユコ

シユコシ 守護使 シユコを見よ、シユコダイ 守護代 シユコを見よ、シユコフキヤウ 守護奉行 室町幕府の職名、諸國守護人の轉補得替等に關する諸事を掌る(實錄)武家名目抄に「鎌倉時代治久しく、武家の法制定まりて、守護轉替少きを以て、別に此職を設くる必要あらざりしが、足利氏權を執るに及びては、南北朝に分れて相攻伐し、諸家向背絶ることなきを以て、從て守護轉替多く、且つ所領を押領する等の事多かりし故に、其の沙汰繁雜なるを以て、特に此の奉行を設けしなるべし」と云へり、建武式目追加に、諸國守護人之事(建武五後七廿九御沙汰、奉詔訪大進房圓忠)とありて、條令を定めて本所領を押妨し、大犯三箇條の外、他の所務に従ふべからざることを命じ、近國は十日、中國は二十日、遠國は三十日を限り施行せしむ、これ守護奉行の濫觴なるべし、花營三代記應安四年十月十九日の條に、守護奉行右筆齋藤右衛門入道と見えたり、義滿以後南北相和し、禍亂稍々定り守護の轉替多からざるを以て之を廢したり(武家名目抄) シユコフニフチ 守護不入地 名義守護の土地を檢注し租税を催督することを禁ぜし神社佛寺權門の領地を云ふ(實錄)後鳥羽天皇壽永三年、源頼朝奏して神社佛寺に領地を加へて、神佛を崇敬す、其後守護地頭を置くや、守護地頭等漸く神佛領を押領し、恣に神人供僧等を驅使するを以て、屢々令して之を禁ぜしむ、之を守護不入と云ふ、蓋し白河鳥羽の崇佛敬神の餘、多くの莊園を寄せ、國使の入部を停め、檢注租稅催督を禁じたりしに似しものなり

シユコ

シユコシ 守護使 シユコを見よ、シユコダイ 守護代 シユコを見よ、シユコフキヤウ 守護奉行 室町幕府の職名、諸國守護人の轉補得替等に關する諸事を掌る(實錄)武家名目抄に「鎌倉時代治久しく、武家の法制定まりて、守護轉替少きを以て、別に此職を設くる必要あらざりしが、足利氏權を執るに及びては、南北朝に分れて相攻伐し、諸家向背絶ることなきを以て、從て守護轉替多く、且つ所領を押領する等の事多かりし故に、其の沙汰繁雜なるを以て、特に此の奉行を設けしなるべし」と云へり、建武式目追加に、諸國守護人之事(建武五後七廿九御沙汰、奉詔訪大進房圓忠)とありて、條令を定めて本所領を押妨し、大犯三箇條の外、他の所務に従ふべからざることを命じ、近國は十日、中國は二十日、遠國は三十日を限り施行せしむ、これ守護奉行の濫觴なるべし、花營三代記應安四年十月十九日の條に、守護奉行右筆齋藤右衛門入道と見えたり、義滿以後南北相和し、禍亂稍々定り守護の轉替多からざるを以て之を廢したり(武家名目抄) シユコフニフチ 守護不入地 名義守護の土地を檢注し租税を催督することを禁ぜし神社佛寺權門の領地を云ふ(實錄)後鳥羽天皇壽永三年、源頼朝奏して神社佛寺に領地を加へて、神佛を崇敬す、其後守護地頭を置くや、守護地頭等漸く神佛領を押領し、恣に神人供僧等を驅使するを以て、屢々令して之を禁ぜしむ、之を守護不入と云ふ、蓋し白河鳥羽の崇佛敬神の餘、多くの莊園を寄せ、國使の入部を停め、檢注租稅催督を禁じたりしに似しものなり



シユサ

茅沙を、其前に置き、焼香し拜して、降神とて主人孟に酒を受て、大茅沙の上にしたみ、其後肉味の饌を供ふ、次に祝文を讀む、畢て飯汁を替へて、三獻あり、次に膳を撤して茶菓を供し、拜して飲福受

シユサウ

蓋し朱氏家禮に據りて述べてある葬式にて、佛葬に對して云ひたる詞なり、蓋し喪主以下の人々柩を奉じて直に墓所に至り、先づ其葬地の神を祭り、次に棺前にて祝詞を讀み、香を燒き、拜禮を行ひ、死者の魂を神主に遷して家に歸り、魄を墓所に葬るを例とす、神葬(シユサウ)と大差なし

主藏監

名備ミマノミヤ

シユサ

ノクラノツカサともよむ、春宮坊に於ける金玉、寶器、錦繡、雜練、及び衣服を裁縫し、及び嗜好の屬を掌る、春宮坊の被官、正一人從六位上、佑一人正八位下、令史一人少初位上、史生二人、藏部二十人、使部六人、直丁一人、驅使丁二人、文武天皇の大寶元年創置、廢絶の時詳かならず(令義解)

シユサウキヨク

修造局

禪宗にて作事を掌る所、此内に諸色作頭あり、即ち匠人なり、作頭を監するを監作と云ふ、之を「コノコウヤ」と云ふ、又直歲あり、「ジツスキ」參看(禪林象器箋)

シユサンクウ

准三宮

名義、諸親王諸王女御及び諸臣の外祖外舅を特に優遇して、三宮に准するをいふ、即ち三宮の年給と等しき、年官(掾一人、目一人、内官一人)年爵(五位一人)を給與す、三宮に准じて年官年爵を給はる意、單に准后とも云ふ、後世は年官年爵なく名のみにて地位となれり

天皇貞觀十三年四月、太政大臣藤原良房に勅して年官年爵を賜ひ、三宮に准せしを始めて、もと准后の人にて出家後更に准三宮たりしは、藤原道長を始めとす、道長長和五年六月准三宮となり、寛仁三年三月出家し、同年五月重て勅して准三宮となす、一説に正暦元年攝政兼家出家の後、准三宮の宣旨を蒙むると云へり、内親王准三宮の始めは、醍醐天皇の第十四皇女康子内親王とす、法親王には後三條天皇の第三皇子師明親王(性信)を始めとす、寛仁二年出家の後准后宣下あり、妃にては鳥羽天皇の妃高陽院藤原泰子(本名勳子)、長承三年三月准三宮宣下を始めとし、女御にては鳥羽天皇の女御美福門院藤原得子、保延七年三月准三宮たりしを始めとす、又攝關の母儀及び攝關の妻室にして天皇の外曾祖母、外祖母たる人准三宮の例あり、攝政道長の室從一位源倫子(後一人)

シユサ

條、後朱雀、後冷泉(三天皇外祖母)は長和五年六月に、太政大臣平清盛の室時子(安德天皇外祖母)は治承四年六月に、知院院忠實の母儀從一位全子は、久安六年正月に准后宣下ありしが如し、僧侶は仁和寺御室法助、延應元年七月准三宮となりしを始めとす、又贈准三宮の例もあり、中御門天皇御母故從二位藤原賀子に寶永七年三月、後櫻町天皇の外祖父故從一位二條吉忠に、明和六年八月准后を贈りし類なり(年給考)

シユシ

酒司

名備サケノツカサと訓む、醴酒の事を掌る、后宮十二司の一なり、尚酒一人准六位、典酒二人准八位、文武天皇の大寶元年創置、延喜以後廢して又置かず(令義解、職官志)

シユシ

主事

禪宗の僧職たる都監寺、維那、副寺、典座、直歲の總稱、又知事とも云ふ、委しき事は各條に就て見るべし(敕修清規、禪林象器箋)

シユシ

咒師

大法會の時に咒願を讀誦する事を掌る僧の役名、

シユシ

穰至

私年號、應神天皇元年に相當す(古代年號)

シユシガクハ

朱子學派

支那宋時代の太極朱子の學說を祖述せる經學の一派をいふ、故に又宋學とも云ふ、朱子名は熹、字は元晦と云ふ、専ら性理を説く、性理とは、人々の受けたる天性を明らかに悟りて道を行ふを云ふ、我國に朱子學の傳來せしは詳かならざれども、鎌倉時代の初めより、宋國と往來盛にして、中葉よりは宋の僧寧一山等の歸化するもの多きを以て、此頃傳はりしものなるべし、末期に至りては程朱の學說漸く行はれ、虎關等を初め禪僧は朱書を讀むもの多し、支惠法印は、後

シユサ

醍醐天皇花園上皇の御前に程朱の新釋を講説せり、花園院御記元應元年閏七月廿二日の條に、今夜資朝公時等、於御堂殿上局、談論語、僧等濟々交之、朕竊立聞之、支惠僧都義、誠達道欽、自餘人皆談義勢、悉叶理致、また元亨二年七月廿七日の條に、談尚書、人數同先々、其義等不能具記、行親義其意、佛敎、其詞似禪家、近日禁裏(後醍醐)之風也、即是宋朝之義也云々、同三年七月十九日朝臣儒敎を以て身を立てることを述べし條に、「但近日風體以理學爲先」とあるにて、朱子學の行はれしこと、知るべし、北島親房又朱子學を奉じ、蘊典を極め、一條兼良も亦この説により、室町時代の末、南禪寺の僧桂菴渡明して、宋學を修め、歸朝の後ち始めて朱子の註に據り、訓點を四書に施せり、藤原惺高に至り、大に此學を主張し、亦朱學の點本を出す、世に稱して我國朱學の祖となす、林道春は惺高の門人なり、徳川家康に聘せられ、大に信用せられ、後光明天皇英邁の資を以て、朱氏の新説を喜び給ひしより、朱學大に行はるゝに至れり、特に江戸幕府は林家をして天下の文教を司らしめしかば、其勢力頗大にして、其奉じたる朱子學は自ら官學の如き姿となり、林家一派は自家の學を以て正學と稱し、他を異學と稱するに至れり、異學(イカク)參看(教育志料、徳川太平記、古事類苑文學部)

シユサ

藤原惺高

林 羅山 林 鶴峰 林 鳳岡 林 榴岡 澁井太室 林 述齋 安積長齋 鹽谷岩陰 後藤芝山 柴野栗山 松崎愷堂 安井忠軒 伊藤坦庵 伊藤龍洲 江村北海 那波草庵 那波魯堂 菅 茶山

シユシ

石川丈山 菅 芝同 松永尺五 木下順庵 松浦露沼 雨森芳洲 柳原蓴洲 服部寛齋 三宅觀瀾 向井三省 新井白石 室 鳩巢 南部景衡 松浦露沼 雨森芳洲 柳原蓴洲 服部寛齋 三宅觀瀾 向井三省

シユシ

主神

太宰府の職名、太宰府管内九國三島の諸祭祀を掌る、定員一人、位は正七位下、文武天皇の大寶元年始めて之を置く、延喜式に載せざるを見れば、此の時既に廢せしものならん、「ダザイフ」參看(令義解)

シユシ

主神司

令外の官、内院、神殿を勤守し、大殿祭及び齋王御禮事に供奉す、齋宮寮の被官、中臣一人從七位下、忌部一人從八位下、宮主一人從八位下、桓武天皇の延暦十九年始めて置く、沿革詳かならず(延喜式、三代格、職官志)

シユシ

守辰丁

陰陽寮の職員、漏刻博士に從ひて、漏刻を候ひ、鐘鼓を撃ちて時を報ずるを掌る、人員二十人、文武天皇大寶元年に置く(令義解)

シユシ

受者

傳法灌頂を受くる人を云ふ、「クランチャウ」を見よ、

シユシ

儒者

漢學者を云ふ、其家を儒家、其一流を儒門と云ふ、段註說文解字に、儒柔也、註に以疊韻爲訓、鄭目録云、儒行者以其記有道徳之所行、儒之言優也、柔也、能安人能服人、又儒者濡

シユシ

取捨引付

鎌倉時代裁判の時、文案の可否を取捨する會議、即ち奉行人引付沙汰落書の趣に從ひて、事書の符案を草し、更

シユシ

朱雀

私年號、「スザク」を見よ、

シユシ

朱雀大路

「スザク」ホヤ」と訓む、同條を見よ、

シユシ

朱雀天皇

「スザク」クテンツウ」を見よ、

シユシ

取捨引付

鎌倉時代裁判の時、文案の可否を取捨する會議、即ち奉行人引付沙汰落書の趣に從ひて、事書の符案を草し、更



シユシ

に之を引付に披露するを云ふ(沙汰未練書)  
**シユシヨウ** 首衆 首座(シユシ)を見よ、  
**シユシヨウ** 字は魯興、舜水と號す、私認して文恭といふ  
 系統朱存之子事蹟明國浙江餘姚の人、萬曆廿  
 八年を以て生る、早く父を喪ひ、やゝ長するに及び、  
 朱永祐、張肯堂、吳鍾麟等に就きて學び、遂に恩貢生  
 に擢でらる、尋て朝廷より累りに徵命ありたれども、  
 辭して就かず、即ち避けて舟山に之く、幾干ならずし  
 て始めて我が國に來り、尋て交趾に移り、後再び舟  
 山に移る、此時明朝已に清軍の爲めに攻圍せられ、國  
 勢日に蹙るの際なりしかば、舜水事の爲すべからざ  
 るを知り、將に安南に之かんとしたれども、風利便な  
 らずして、我國に來り、久しからずしてまた舟山に  
 移る、而して其意常に海外の援兵を得て明朝の恢復  
 を圖るにあるがゆゑに、三たび我國に來りしが、志を  
 得ず、去りて安南に至り、尋て故國に移らんとせしか  
 ども、時に清既に四方を混壹せるを以て、義として其  
 粟を食はず、四たび我國に來り、終に復た還らず、是  
 れ萬治二年なり、爾來難を冒して輾轉落魄するもの  
 十餘年、窮困頗る甚し、柳川の儒士安東省庵之に師  
 事し、祿一半を贈りて米鹽の資を助く、寛文五年水戸  
 光圀其才徳文行を聞き、聘して賓師と爲す、水滸の士  
 人多く其門に遊ぶ、性嚴毅剛直、博覽強記、其學生に  
 教授するや孜孜として倦まず、且つ古今儀禮の大典より  
 農圃梓匠の事、衣冠器用の制に至るまで大小凡百  
 の事殆んど通曉せざるはなく、人みな其多能に服す、  
 天和二年四月十七日卒す、年八十三、常陸國久慈郡太  
 田郷瑞龍山の麓に葬る、舜水生前儉素自ら奉じ費す  
 處なく、遂に三千餘金を蓄ふ、蓋し恢復の用に供せん  
 とするにありしものこと(先哲叢談、野史)

シユシ

授職灌頂  
**シユシヨククワンシヤウ** 灌頂(クワンシヤウ)を見よ、  
**シユシヨシヨ** 主書署 名簿(シユシヨシヨ)見よ、  
 ノフンツカサとも訓む、東宮の書樂、筆硯の  
 類を供進する事を掌る、春宮坊の被官職、首一人  
 從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人  
 起原治、文武天皇の大寶元年に創置し、平城天皇  
 の大同二年主藏監に合す(令義解、令集解、職官志)  
**シユス** 縹子 縹布の一種、地厚くして滑に  
 光澤あり、白黒緋茶色及び柳條飛紋の數品あり、天  
 正年間、京都の職工、支那の法に倣て縹子を織る、之  
 れ日本にて縹子を織る始めとす、天保年間、桐生の職  
 工始めて縹子を製す(和漢三才圖會、工藝志料)  
**シユス井シ** 主水司 名簿(シユス井シ)見よ、  
 カサ、又「モトリノツカサ」、モットノツカサ、「モ  
 シンドノツカサ」とも訓む、唐名上林署、或は膳部署  
 所屬大内裡内待賢門の南、大膳職の西膳職供御  
 の水漿、饌粥、及び氷室の事を掌る、宮内省の被官  
 職、正一人從六位上、佑一人正八位下、令史一人少  
 初位上、史生二人、水部四十人、使部十人、直丁一人、驅  
 使丁二十人、水戸百四十四人、延喜式に御井守二人あ  
 り(起原治、上代は水取司の職職なり、古事記仁德  
 天皇の條に、水取司の驅使丁の事あり、大寶元年主水  
 司を置之を管す、弘仁七年、雜色十二人を増置す、  
 仁明天皇承和十一年、内膳司采女司に準じて、本司  
 印を給せらる、後世、大外記清原賴業主水正となり  
 しより、子孫本官を世襲するに至れり(姓氏錄、令義  
 解、延喜式、三代格、職官志)  
**シユセイ** 主政 郡の職名、ケンツシを見よ、  
**シユセイ** 酒稅 名簿(シユセイ)見よ、  
 酒に賦課する税をいふ、江戸時代、酒運上といふ(起原治、上世酒に賦課

シユセ

したることなし、三代實錄に、元慶二年河内國旱飢  
 す、御酒米六十五斛を貢進するに堪へずと見え、又正  
 倉院文書大正稅帳に、酒若干を擧ぐ、皆田租の中を以  
 て之を處辨し、未だ酒稅のことに與からず、然れど  
 も、式目新篇追加に、酒役は、往古より課する所な  
 りといへるによれば、鎌倉幕府以前已に之あること  
 知るべきなり、鎌倉幕府の時、酒は米穀を消耗するを  
 以て屢々沽酒を禁ぜり、後深草天皇建長四年九月、鎌  
 倉中々々沽酒を禁制すべし、又諸國の市酒全分を  
 停止すべしと、尋て又、沽酒の禁制を殊に沙汰し、悉  
 く以て壺を破却すべし、而して一屋一壺は之を宥す、  
 若し違犯の輩あらば罪科に處すべしと令す、爾後稅  
 法漸く密なり、北朝後光嚴天皇應安四年酒屋壺別二  
 百文を課す、後花園天皇嘉吉元年酒屋壺三百二所は、一  
 所別二貫八百文とし、新加二十五所は半公事一貫四  
 百文を課す、東山天皇元祿十年、酒價の五割を課し、  
 譬へば、酒一石銀百目の相場なれば、百五十目に賣  
 り、五十目を運上と爲さしむ、寶永六年三月、税を免  
 除す、正徳五年十月、更に造石に課し、百石の税金三  
 分一を納めしむ、後ちまた、株金のものは、百石に十  
 兩と爲す、孝明天皇元治元年、改めて一樽の冥加銀  
 六匁と爲せり、明治維新に至り、較々修正を加へ、明  
 治四年免許稅、釀造稅等の率始めて定まる、即ち免  
 許料として、清酒は金十兩、濁酒は五兩を納め、造  
 額の多少に拘らず、釀造稅は清酒金五兩、濁酒一兩  
 二分と爲す、爾後屢々改補修正して現今に至る(大日  
 本租稅志)  
**シユセイモシ** 壽成門 大内裡八省院二十  
 五門の一、拾芥抄に、謂之北面覆、通廊西第一内門、  
 大極殿西登廊西門、南向通門と見えたり、西華門の  
 西廊を隔つ四間の所に位し、白虎樓の北廊十五間の

シユセ

所に在り(大内裡圖考證)  
**シユセイモシ** 壽成門院 名簿(シユセイモシ)見よ、  
 子、法名清淨圓、後二條天皇の皇女、母は勾當  
 内侍少納言平棟俊の女、元應二年八月廿二日丙  
 親王、廿三日准三宮、同日院號を賜ひ、同廿五日尼  
 となる、後二條天皇崩御の後十三年、御追善願主其  
 人に當らるゝ爲に此の沙汰有り(女院小傳)  
**シユゼイレウ** 主稅寮 名簿(シユゼイレウ)見よ、  
 カサ、又「チカラレウ」とも訓む、唐名倉部、又屯田  
 所屬大内裡美福門内、民部省の西南膳職倉庫の  
 出納及び諸國の田租、春米、賑禮の事を掌る、民部  
 省の被官職、頭一人從五位上、助一人正六位下、主  
 計寮と共に要劇官なるを以て、官外記又は諸道博士  
 等を以て之に任す、大允一人正七位下、少允一人從  
 七位上、大屬一人從八位上、少屬一人從八位下、算  
 師二人從八位下、史生四人、寮掌二人、使部二十人、直  
 丁二人起原治、文武天皇大寶元年に創置し、後世  
 助に權官を置く、猶主計寮(シユケイレウ)を參看す  
 べし(令義解、官職抄、拾芥抄、職原抄)  
**シユゼン** 受禪 新帝が前帝の讓を受け給ふ  
 ことをいふ、讓位(シヤウキ)、踐祚(センソ)を見よ、  
**シユゼンカン** 主膳監 名簿(シユゼンカン)見よ、  
 シ「シユゼンカン」カサ、テノツカサとも訓む、唐名  
 典膳局、東宮の膳部の事を掌る、職員令義解に、  
 掌進食先嘗、及諸飲膳事と見ゆ、春宮坊の被官  
 職、正一人從六位上、佑一人正八位下、令史一人少  
 初位上、史生二人、膳部六十人、使部六人、直丁一人、  
 驅使丁二十人起原治、文武天皇大寶元年創置、尋  
 て膳部の家即ち高橋氏此職を世襲せしが、後世内膳  
 司之を兼掌するに至り、何つしか廢絶せり(令義解、  
 令集解、延喜式、職原抄)

シユセ

主船司 名簿(シユセ)見よ、  
 數並に勝越の量を検知することを掌る、兵部省の被  
 官職、攝津國關門正一人正六位下、佑一人正八  
 位上、令史一人大初位下、使部六人、直丁一人、船守戸  
 一百戸、攝津國の戸を以てす、十戸を一番役とす、品  
 部として調備を免す(起原治、上古船氏船舶の事を  
 掌る、文武天皇の大寶元年制定して右の職員を置く、  
 延喜式に本司を載せざれば、早く廢絶せしものなる  
 べし(令義解、令集解、職官志)  
**シユゼン** 修善寺 名簿(シユゼン)見よ、  
 (今田方郡)修善寺村一名桂谷山寺と云ふ、竹嵐山  
 と號す、初め眞言宗、今は臨濟宗、僧  
 空海創建の眞言道場たり、延喜式に、伊豆國觀瀾一  
 千束とある官寺は即ち是なり、高僧傳によれば、釋  
 果隣、空海の道法高きを聞き、隨從し、後ち修善寺を  
 建て第一代となり、國內土庶が信仰厚しと云へり、建  
 久中源範賴は頼朝の爲めに、建仁中源賴家は北條時  
 政の爲めに、此の地に幽せられ、本寺に居せしもの  
 の如し、後ち二位尼親家追福の爲めに一切經藏を建  
 て、宋版一切經を納む、勝して指月殿と云ふ、天正  
 十八年の亂に經卷を山中に隠し、多く廢敗す、往年  
 命によりて東京芝増上寺へ三十卷を贈り、今に同寺  
 に存す、建長中僧隆關溪來住して禪宗に改む、宋の  
 理宗皇帝額を贈る、文に「大宋勅賜大東福地、肯廬山  
 修善寺」とあり、惜かな文久三年燒失す、正安中僧  
 寧一山來住す、延徳中小田原北條氏重修す、天正十  
 八年徳川家康朱印地三十石を寄す、文久三年二月回  
 祿の災に罹り、明治廿年再建の功を竣る、昔時は正覺  
 院、信功院、東陽院、日慈寺、半經寺、松竹院、梅林院、  
 放光院等村内に在りしが、漸次衰へ、今僅に典院正  
 覺院のみを存せり(頼家墓、寺の南桂川を隔て南丘

シユセ

經堂(今釋迦堂と云ふ)の左傍の高處に在り、三尺餘  
 の圓石を建て、征夷大將軍左源賴家尊靈の字あり、  
 元祿年間後人の建つる所なり、前に五輪塔あり、或  
 は云ふ遺骸は釋迦堂の所に在りとし、○範賴墓、寺を去  
 る五六町、字小山の園中に在り、明治十二年本村の  
 人、小岩城氏等發掘して遺骸を得たりと云ふ、然れど  
 も果して範賴の墓なるや確證なし(増訂豆州志稿、修  
 善寺溫泉志、地名辭書)  
**シユゼンシ** 鑄錢司 名簿(シユゼンシ)見よ、  
 又改鑄することを掌る、臨時によりて一定せず  
 臨時の官にて鑄錢の時毎に置く、起原治、持統天  
 皇八年三月大宅廣、臺八島、黃書本實等を鑄錢司に補  
 せしを初見とす、和銅元年鑄錢司を補したるを見  
 れば、この司は諸國に在りしが如し、同年八月河内國  
 鑄錢司の官屬を察に准ぜしむ、其後廢し、天平七  
 年間十一月更に鑄錢司を置く、九年十一月史生六人  
 を加へ置き、前と通じて十六人となす、延暦元年司  
 を停む、九年復し、十七年十二月史生三員を加ふ、弘  
 仁七年又廢し、九年二月長門國司を鑄錢司とし、長  
 官次官判官各一人、主典三人、鑄錢師二人、造錢型  
 師一人、史生五人を置く、爾後或は廢し、或は復し、村  
 上天皇の朝に至る迄て凡そ十四度の沿革ありしと云  
 ふ、後世本司の制廢し、只だ空名を存し、官外記又  
 は諸道の中より兼任せしむ(書紀、續紀、三代格、職  
 原抄)  
**シユゼンシガミ** 修禪寺紙 和紙の一種、  
 伊豆國にて之を製す、薄紅又柿色にて横に筋あり、梵  
 舞日記、寛永九年の條に正月五日京都へ例年之禮に  
 瑛首座、彌兵衛兩人爲二名代、遣也(中略)壽命院御さ  
 こへ修禪寺紙二束(中略)進之候」と見えたり(紙  
 譜、下學集)



シユリ

シユリ 首座 禪宗の僧役、六頭首の首に位し頗る重き役目なり、一山の座禪修行の大衆中第一位に在りて模範となる者、勅修清規に、前堂首座表一衆之首也、在叢林與長老平分風月、在菴中與菴主同展化儀、といへり、僧堂前板第一位に在るを以て亦第一座とも云ひ、僧堂座位の元首なるを以て座元とも云ひ、禪頭とも首衆とも云ふ(勅修清規、禪林象器箋)

シユタウエ

シユタウエ 授刀衛 職官 兵仗を帯して禁中を警衛す 職官 一人從四位上、佐一人正五位上、大尉一人從六位上、少尉一人正七位上、大志二人從七位下、少志二人正八位下 聖德太子文武天皇慶雲四年七月初めて授刀衛を置く、又略して授刀衛とも云ふ、天皇親衛の舍人を掌る、和銅元年三月小野馬養を帶劍察長官となす、蓋し本察の頭を云ふなるべし、頭佐以下醫師、衛士等ありしこと、續紀に見えたり、これ授刀衛府の濫觴なり、天平勝寶八年七月、授刀衛の考選、賜職、名籍等悉く中衛府に屬せしめ、尙ほ授刀衛の名を存せしめ、舍人四百人を定員とす、後ち廢絶せり、天平寶字三年十二月授刀衛を置き右の職員を置く、天平神護元年二月授刀衛を改めて、近衛府となす、蓋し此の時中衛府に屬せし舍人を改めて總轄せしならん、「エフ」コノエフの條を見よ(續紀、職官志、古事類苑官位部)

シユタウトネリレウ

授刀舍人寮

シユタウレウ

授刀寮 「シユタウエ」を見よ

シユチャウ

主帳 郡の職名、グンシを見よ

シユチュウ

朱中 江戸時代駿河國にて黄金を量る稱呼、一朱の二分の一に相當す、小判一兩六

シユツ

十目、銀として算せば、朱中は一匁八分七厘五毛に相當す、朱中とは、一朱の半といふ意なり(古事類苑泉貨部)

シユツケ

出家 佛道に入りし人を云ふ、世の塵を避けて家を出る義、佛性を見れば、生死の家を出づ、四怨の多苦、三界の无常を怖厭し、六親の愛を辭し、五欲を捨つるを、眞の出家なりと云ふ、法華經に、非以自剃髮爲出家、若能發大精進、爲除衆生一切煩惱、是爲出家、と見えたり、敏達天皇十三年、蘇我馬子其二女を司馬達的女善信尼の弟子となし度せしむ、一を禪藏尼と云ひ、二を惠善尼と云ふ、是れ我國出家の始めなり(書紀、法華經講義、佛經いは辭典)

シユツケトクドテン

出家得度田

王朝時代人民が僧となりし時、其口分田及び位田、賜田等を官に取むるものないふ、また私田と雖も之を傳受する者なきときは官に入る、輪地子田なり(延喜式、田制篇)

シユツセ

出世 (一)清僧(二)山伏(三)出家の總稱(四)堂上の息または養子の、僧となりて持佛堂の法事を勤むるものないふ、(一)(二)(三)は、世事を捨て、一切に佛に仕ふる故に名づく、貞丈雜記に、出世の事情清なるをさして云ふ、又山伏なども出世と云ひたる事も有り、總じて出家をさして出世とは云ふ也、故實條々問書に云く、門跡の出世は略御供衆と對たるべき歟云々、門跡にて役義相應に清僧なるをさして出世と云ひたるなり」と見えたるにて、其大概を知るべし、(四)は、靈龜齋餘に「出世(院號、權大僧部法印官位共に極るなり)、御持佛堂の法事を勤也、堂上の息或は養子なり」と見えたり、

シユツトウニン

出頭人

に限らず、登用せられて、常に君邊に侍し、政務に與る者を云ふ(續紀、禪家の俗語より出でし辭にて、其意は評義の席頭に出座する義なり、續紀、室町幕府の時、三管四職以下奉行に至るまで、當時政務に與り、評議の席に列なるをば總て出頭と云ふ、康富記嘉吉二年八月廿八日評定始の條に、可著頭人出頭上云々と見え、永享記三浦介道心の條に、當御代(持氏)に成て出頭人におぼえ劣り、内々面目を失ひ、無念に思ひける所に云々」とあり、大名諸家又是に倣ひて、老臣奉行人を總て出頭と稱し、後には尊卑の別なく、時に遇ひたる者の、老臣等と國政に與るを云ふに至る、然れども正しき職名となりしにあらざるが如し(武家名目抄)

シユツ

シユツナフ 出納 僧侶の役名、物品の出入を掌る僧を云ふ、白張立烏帽子を著く(寺官抄)

シユテウ

朱鳥 天武天皇御宇の年號、白鳳十五年七月二十日、大和國より赤雄を獻じたるを以て改元す、元年にして天皇崩す、持統天皇攝政中尙ほこの年號を用ひ、四年を経て即位し、後ち年號を建てざること十年間(書紀、水鏡)

シユテン

主殿 一家總構の内主要なる殿舎を云ふ、寢殿造の寢殿に當る故に寢殿とも云へり、然れども寢殿と全く同じからず、室町時代以後の制なるが如し、貞丈雜記に、條々問書に云く、公方様御主殿は四方ながら都にて候、此の御殿にて正月院被下御祝御座候つる、又云く、式の御成の時、先公卿の間へ御成候御座を數かるべし、又云く、式三獻あがり候て、式の御成の時、主殿へ御成候御座をしかれ候、又云く、當の御成の時、直に主殿へ御成候云々、三光院内府記に云く、主殿は七間四面、南向通法にて候、面七間の中妻は二ツ有之、一ツは公卿座の中な

シユトクハ

壽德派

木村壽德の創めたる射衛の流派、壽德は近江堅田の人、姓は猪飼、射衛を吉田出雲守重綱に學びて精妙を究む、末流多く、世人之を壽德派と稱す(武藝小傳、武術流祖錄)

シユビキ

朱引

朱にて、物に線を引くことなりしが、江戸時代、江戸の圖面に、府内と府外との境に之を引きて區別せしめ、遂に境界の稱となれり(御府内備考、青標帶)

シユフクジ

壽福寺

扇ヶ谷村龜谷の龜谷山金剛壽福禪寺と號す(續紀、臨濟宗、鎌倉五山の第三、聖原、當寺はもと左馬頭源義朝の邸趾なり、治承四年岡崎四郎義實報恩の爲め、此地を給りて梵字を草創す、治承養和元年三月源賴朝母儀の佛事を修す、正治二年賴朝の夫人政子、僧榮西に寄せ清淨結界の地とし、大伽藍を建立す、七月成りて供養を行ふ、建仁二年政子、義朝の沼濱の舊宅を榮西に寄す、後ち政子實朝屢々參詣して佛事を修す、建保三年六月五日榮西當寺に寂す、寶治元年十一月七日寺院燒失す、尋で再興せしが、應永二年再び回祿の災に逢ひ、古書古器什寶等悉く灰燼となる、天正十九年十一月徳川家康寺領五貫二百文の朱印を給はる、其後境内九段餘の地を割て、隣寺英勝寺に寄附し、其替地として慶安二年十月三貫八十七文の地を加へ、總て八貫五百八十文餘の朱印を給はる(鎌倉志、鎌倉攷勝考、新編相模國風土記稿)

シユヘイシヨ

主兵器

ミコノミヤノツハモノツカサ」ともよむ(續紀、東宮の兵器儀、仗の類を掌る、春宮坊の被官職官、一人從六位下、令史一人少初位下、史生二人、殿掃部二十人、使部六人、直丁一人、驅使丁十人、聖德太子文武天皇大寶元年に創置す、後世代々諸大夫の士を以て之に補す(令義解、延喜式、職原抄、職官志)

シユハツ

り、(私に云く、公卿座とは公卿の間の事なり)是れは主人の妻戸也、仍平生はこれを開かず、貴人等出入の路なり、中門車寄此の所に相兼ねて作る家々に有之、輿等此の戸より寄すべきなり、其の次の妻戸は、平生の客人の通路なり、其の道は廣縁を出づるなり、(透進子なり、白壁の中なり、其の次落縁に開戸あり、是れは奏者之仁、又雜人等の通路なり)其の廣縁の西面に又妻戸あり、是れは公卿の座の入口なり」と見え、家屋雜考に、「主殿は造方別にあるにあらず、土岐家問書に、主殿のからばと見え、三好義長享御成之記に、主殿の破風新に申し付けらるなど見えて、寢殿の造りかたにあらず、對屋造なり、中古以來の制、主殿と稱するは、多くは寢殿造なる故、主殿といへば、寢殿のこと、知られたるなり、舊説に、主殿一名寢殿と註したることあれば、心得誤る人多し、若し定式の寢殿造なれば、對屋、東西廊、中門、池島、釣殿などいふもの具足せざれば、舊制に叶はず、主殿といへば、其の造りに拘はらず、一家の内、むねとあるところをさしていふこと故、主殿と寢殿との差別なかるべからず、又今故實を談するもの、主殿は正殿にて、表座の名なるを、後世典屋の稱とすること誤なるよし、いふは委しからず、今時守殿の字を用ふるも、音に依りて誤れるなり」と見ゆ、

シユテンシヨ

主殿署

ミコノミヤノトノモノツカサ」ともよむ、唐名典設局、東宮の湯沐、燈燭、洒掃、鋪設等の事を掌る、春宮坊の被官職官、一人從六位下、令史一人少初位下、史生二人、殿掃部二十人、使部六人、直丁一人、驅使丁十人、聖德太子文武天皇大寶元年に創置す、後世代々諸大夫の士を以て之に補す(令義解、延喜式、職原抄、職官志)

シユテ

シユテンダイ 主典代 院主典代(キョノシ ユテンダイ)を見よ、

シユテンレウ

主殿寮

「トノモツカサ」を見よ、

シユトウ

種痘

天然の痘瘡を豫防する爲めに施す醫術、初めは輕症なる人類の痘瘡の膿を取りて人に植ふ移したり、種痘瘡ともいふ、故に此名あり、後に之を牛に移して後ち再び人體に移すこととなり、是を牛痘といふ(聖德太子傳、何頃より始まりしか詳かならず、多紀元簡書の醫傳には、選年有種痘之説、達於蘇齊、近則通行、南北、詳究其源、云、自玄女降亂之法、金鑑云、古有種痘之法、起自江右、達於京畿、究其所、云、自宋眞宗時、峨眉山有神人、出爲丞相王旦之子種痘痘、遂傳於世、才陽縣志云、黃曼疇五十五郡人、得十全神痘法、以棉絮取痘瘡之佳者、送人鼻內、及愈有痘如眞、往々靈驗、遠近皆聞、其風焉」と見えたり、我邦傳來の時代、また詳ならず、安房國濱海の一村に此法行はれ、多く乾苗を用ひたる由醫傳に見えたり、安永の頃より盛にその説傳はり、同七年に清乾隆年間の勅撰せる御纂醫宗金鑑の内より種痘篇一冊を梓行し世に種痘の法を傳へたれども、多く疑惑の念を懐きて用ひざりき、文化六年松前福山の中川五郎次といふ者、巖に魯人の爲めに虜にせられて彼地に留まる六年にして歸朝し、牛痘の種痘法を始めて傳ふ、其後嘉永二年痘苗また傳來し、是より牛痘の種痘漸々に行はれ、遂に人痘種痘法は廢れたり、牛痘は西洋紀元一千七百九十八年、吾邦寛政十年に「エドワード、センネル」の發明せしものなり(種痘術の創意)

シユトウクワン

種痘館

江戸幕府西洋醫術を研むる學館をいふ、イカグツヨを見よ、

シユト

シユトウハ 壽德派 木村壽德の創めたる射衛の流派、壽德は近江堅田の人、姓は猪飼、射衛を吉田出雲守重綱に學びて精妙を究む、末流多く、世人之を壽德派と稱す(武藝小傳、武術流祖錄)







シムシ

士ことあるより出づ、貫舉(コウコ)を見よ、  
殉死 名義尊族が死せる時、其卑  
屬のものが之に殉するをいふ、殉とは身を以て従ふ  
を云ふなり、俗に追腹といふ、起原は殉死の風は、  
蓋し靈魂の不滅を信ぜるより起りたるものにして、  
尊族の死後も、其生前におけるが如く、冥府に從ひ  
行きて奉仕せんとする精神に基く、史に見えたるは、  
書紀垂仁天皇二十八年十二月、皇弟倭彦命を葬りし  
ことを記したる條に、「於是集近習者、悉生而埋立  
於陵域、數日不死、晝夜泣吟、遂死而爛鼻之、犬鳥聚  
數焉、天皇聞此泣吟之聲、心有悲傷、詔群卿曰、夫  
以生所愛、今殉亡者、是其傷矣、其雖古風之非  
其何從、自今以後、講之止殉」とあるを始めと爲  
す、此文によれば、殉死の風俗が、早く行れたるを  
知るのみならず、卑屬自ら進んで尊族に殉するの外、第  
三者より強迫して殉せしむる弊害の生じたるを知る  
べし、されば二十三年に皇后日葉酢媛の崩したる際  
には、野見宿禰の議によりて埴輪(ハニワ)參看の  
制を採用せられたりき、かく垂仁天皇の時一度殉死  
を禁ぜられしと雖も、只僅に朝廷もしくは朝廷に奉  
仕せる貴族間のみ之を守り、其他の豪族等は依然  
として舊態の如く、殉死の風を存せり、故に孝德天皇  
大化二年の詔には「凡或死亡之時、若經自殉、或絞、人  
殉、及強殉亡人之馬、或爲亡人、藏寶於墓、或爲  
亡人、斷髮刺股而誅、如此舊俗一皆悉斷、縱有違  
詔犯所禁者、必罪其族」と見え、嚴に禁制せられ  
たり、然れども積年の習俗容易に改まり難かりしと  
見え、職員令彈正尹の條の義解に、人居其地、習以成  
性、謂之俗焉、假令信濃國俗、夫死者、即以婦爲  
殉、若有此類者、正之以禮教」とありて、歟くと  
も天長年間の際までは、地方によりてかくのごとき

蠻風の行れたるを知るに足る、爾來殉死の風は、一は  
禁令の嚴なる、一は佛教の感化並に文化の發達と  
共に自ら其跡を絶つに至りしが、武門の興起するに  
及び、再び生じたり、陸奥語に、源賴義が阿部貞任  
を征せし時、重圍に陥りて非常の苦戦したる事をい  
へる條に、「是時官軍中有散位佐伯經範者、相模人也、  
將軍厚遇之、軍敗之時、圍已解纜出、不知將軍處、問  
軍卒、軍卒答曰、將軍爲賊所圍、從兵不過數騎、  
措之難脫、經範曰、我事將軍、已歷卅年、老僕年已  
及耳、願將軍亦過懸車、今當覆滅之時、何不不同  
命乎、地下相從是吾志、還入賊圍中」と見え、地下  
相從是吾志といへるもの、實に當年における武人が  
其主に對する忠節の然らしむる處にして、自己の生  
命を以て、主君其人に捧げ、生死を同じくせんとな  
るなり、而して經範の其後の事蹟詳かならざるがゆ  
ゑに、生死を知るに由なしと雖も、殉死の精神あり  
し事は明なるべし、只に經範のみに止らず、戰場に在  
りて主君の死に從ふ事は當時已に武人の常なりしが  
如し、其精神は遂に進みて、戰場ならざる場合にも、  
其死に殉するものを生じたり、保元物語に、源義朝  
が、乙若龍若鶴若天王等四人の弟を舟岡にて害せし  
時、乙若等の傳たりし内記平太、吉田次郎、佐野源  
八、原後藤次等が幼主の爲に殉死したる事を述べて  
「内記平太は直衣の紐を解きて、天王殿の身を我が膚  
に當て、申しけるは、此の君を手馴れ奉りしより後  
は、一日片時も離れ進らざる事なし、我身の年の積  
る事をば思はず、早く人と成らせ給へかしと明け暮  
れ思ひて青み進らせ、月日の如くに仰ぎつるに、只  
今斯かる目を見る事の心憂き云々、是より歸りて  
命生きたらば、千年萬年を経べきや、死出の山、三  
途の川をば誰かは介錯すべき、恐しう思ひ召さん

シムシ

に附けても、先我をこそ尋ね給はめ、生きて思ふも若  
しきに、主の御供仕らんと云ひも果てず、腰の刀を  
抜くまいに腹掻ききつて失せにける云々、同じく死  
する道なれども、合戦の場に出で、主君と共に討ち  
死し腹を切るは常の習なれども、斯かる例しは未な  
しとて、誓めぬ人こそなかりけれ」と見え、たれども、  
其風は廣く習俗たるに及ばざりしがごとく、爾來史  
に載せたる事なし、但し戰場に於て主從同じ枕に死  
する事は盛んなりしも、狭き意味としての殉死にあ  
らざれば省略に從ふ、更に下りて室町時代に至り、細  
川頼之の歿せし時、家臣三島外記の殉せし事明徳記  
に見えたるは、近代殉死のはじめなり、之より後  
ち、戦國紛亂の時代に入るに及び、主從君臣の關係  
愈々深きを加へ、從うて殉死の事實漸く武人間に行  
はれたり、元龜二年島津貴久の卒せし時は一人の殉  
死者あり、天正十二年伊達輝宗戦歿し、其葬儀の時  
には、四人の殉死者あり、此風次第に盛大となり、遂  
には其人數の多きを以て相誇り、甚しきは二十餘人  
に及ぶものありき、されば志ある名將は皆其家臣  
の殉死を停めたり、徳川家康、黒田如水、藤堂高虎の  
如きこれなり、然れども弊風依然として衰へず、徳  
川忠吉、同秀忠、同家光、尾張義直等死去の時、若干の  
殉死者を出したり、茲に於て寛文元年七月には水戸  
頼房、同八月には保科正之、何れも其藩内に殉死の  
禁令を布きしが、四代將軍家綱の時、之を憂ひ、寛  
文三年五月廿三日諸大名を大廣間に召し、武家諸法  
度を頒ちたるの後、更に一條を別書して之を示す、其  
文に、殉死は古へより不義無益の事也と戒め置くと  
雖も、仰出され無之故、近年追腹の者餘多有之、向  
後左様の存念有之者には、常々其主人より殉死不  
仕之様堅可申之、若以來有之に於ては、亡主不

シムシ

時俊仍に從ひて菩薩戒を受く、嘉祿元年京師泉涌寺  
に於て講堂を建て、講席を啓く、執則頗如たり、後鳥  
羽上皇其徳を欽し、賀陽宮に於て菩薩戒を受く、妃  
公卿戒を受くるもの甚だ多し、藤原道家俊仍と親み  
善し、俊仍佛法宗旨論、念佛三昧方法、座禪事等々を  
著して之に示す、嘉祿三年閏三月七日寂す、年六十二  
(元亨釋書)

- シムス井 春水 爲永春水(タメナガシユ  
ンスキ)を見よ、
- ジュンセイ井 順正院 花山院常雅(ク  
ラザンケンソツノマサ)を見よ、
- ジュンセツシヤウ 准攝政 「セツシヨウ」  
を見よ、
- ジュンダイジン 准大臣 大臣に昇進すべ  
き人、大臣に闕官なき時に其人を優侍し、大臣の次、  
大納言の上列して、朝議に參預せしむる者を云ふ、  
長徳二年四月内大臣藤原伊周を太宰權帥に貶し、  
三年勅ありて召返し、寛弘二年二月朝參の時に大臣  
の下大納言の上列せしむ、十月朝議に參預すべき  
宣旨を下す、五年大臣に准じて封戸一千戸を賜ふ、自  
ら儀同三司と云ふ(ギドワッサンシ)參看)是れ准大  
臣の始めなり、職原抄に、知太政官事を始めと云へ  
ど、これは准太政大臣の始めとも云ふべきものにて、  
内大臣の始めにあらず、後ち暫く絶えしが、弘安六年  
堀川基具大納言を辭して從一位に叙す、七年大臣に  
准じて朝參すべき口宣を賜はる、爾來正應五年九月  
に藤原定實、永仁七年に同通頼、元弘二年に北畠親房  
應永廿二年に藤原兼宣、文明九年に廣橋綱光、大永六  
年に廣橋守光、明和八年に頼胤等皆准大臣となれり  
(職原抄、官職難儀、公卿補任、職原抄、中原家傳秘記)

シムシ

覺悟深度たるべし、跡目の息も不令(抑留)儀、不届  
に可被(思召)候也」とあり、而して此制禁に闕し、其  
議を起したるは保科正之なりとも、松平信綱なりと  
もいひ、なほ又榊原忠次、井伊直孝なりとも稱し詳か  
ならず、然るに同八年八月、宇都宮城主奥平忠昌の卒  
するや、家臣杉浦右衛門兵衛、令に背きて殉死せるを  
以て、幕府は其罪過を對し、忠昌の子昌能の封二萬  
石を削りて山形に移し九萬石を賜ひ、杉浦の子二人  
は斬に處し、翌二人、外孫共追放の刑に處す、これが  
爲め諸藩にありても、各々戒心を加へ、殉死の事漸  
く跡を絶つに至れり、降りて明治四年鍋島閣叟侯進  
去の時、藩臣古川與一殉死す、これ殉死の最終とい  
ふべきなり(殉死考、後鑑、徳川實紀、徳川太平記)

- ジュンシヨウ 俊茂 俊茂字は不可棄、大  
興正法國師と謚す、肥後飽田郡の人、七歳佛書  
を讀む、十四歳飯田の真後に從て顯密の教を學ぶ、十  
八落髮し、十九受具す、戒律を學べんと欲して、建  
久十年五月、秀賀の二弟子を率ゐて宋に入る、兩浙  
の名刹を遊歴し、天台に登り、又雪竇の中品に到り  
て、禪要を咨受し、徑山に登り蒙庵禪師に見ゆ、明  
年春景福寺如庵了宏律師に依りて律部を習ふ、こと三  
年、また台州に之き、赤城寺に居り、智者塔を禮し、  
佛光大慈寺に安居す、北峯宗印の道譽を聞き、其席  
下に到りて留まること八載、天台の教觀精修遺す所  
なし、又温州に如き德廣律師に依り、七滅諍を學ぶ、  
建曆元年歸朝す、其傳來するもの佛書儒書雜書等凡  
そ二千一百三卷なりといふ、榮西禪師迎へて建仁寺  
に入らしめ、請侍甚だ厚し、二年冬崇福寺に遷る、貞  
應三年平家連が請によりて相模に入る、時に北條泰
- ジュンシヨウ 俊茂 俊茂字は不可棄、大興正法國師と謚す、肥後飽田郡の人、七歳佛書を讀む、十四歳飯田の真後に從て顯密の教を學ぶ、十八落髮し、十九受具す、戒律を學べんと欲して、建久十年五月、秀賀の二弟子を率ゐて宋に入る、兩浙の名刹を遊歴し、天台に登り、又雪竇の中品に到りて、禪要を咨受し、徑山に登り蒙庵禪師に見ゆ、明年春景福寺如庵了宏律師に依りて律部を習ふ、こと三年、また台州に之き、赤城寺に居り、智者塔を禮し、佛光大慈寺に安居す、北峯宗印の道譽を聞き、其席下に到りて留まること八載、天台の教觀精修遺す所なし、又温州に如き德廣律師に依り、七滅諍を學ぶ、建曆元年歸朝す、其傳來するもの佛書儒書雜書等凡そ二千一百三卷なりといふ、榮西禪師迎へて建仁寺に入らしめ、請侍甚だ厚し、二年冬崇福寺に遷る、貞應三年平家連が請によりて相模に入る、時に北條泰

シムシ

調七曲中の一、一名和風長壽樂、夏風樂、春庭子、春  
庭花とも稱す、新樂にて中曲、總て春の節會に行ふ、  
古例は東宮冊立の時これを奏したりと○舞者四人、  
答舞白濱濱(濱濱)唐則天武后の長壽年間の製な  
り、我國桓武天皇の時、遣唐使舞生久禮眞茂の傳ふる  
所にして節會に音聲を參へて之を用ふ、大食調なり  
しが中絶したり、仁明天皇の時勅して和邇部太田麻  
呂に樂を、犬上是成に舞を作らしめて改作せしめ、雙  
調に變へ、春庭樂と名づけられしと云ふ、この舞世に  
多く知る者なく、唯だ狛氏獨り之を傳へたりしが、  
堀河天皇の時、狛光季及び行高等をして、之を奏せ  
しめしより、世人始めて此舞あることを知りしと云  
ふ(禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖說)

シムシ

ジュントクテンワウ 順徳天皇 名號  
名は守成、世に佐渡院と稱す、後鳥羽天皇の第  
三皇子、母は藤原範季の女信門門院、第八十四代の  
天皇、建久八年九月降誕、正治二年土御門天皇  
の皇太弟となり、四年禪を受けて即位す、蓋し此の  
時に當り、父上皇、源氏及び北條氏が覇權を掌握せ  
るを憎み、王政の復古を企圖せんとするの意ありし  
が、土御門天皇之を危みて諫め奉りしより、御父  
子の間何となく不快となりしを以て、後鳥羽上皇は、  
太弟の氣性英邁にして、且關東征討の事を賛し給へ  
るが故、共に謀議する處あらんとし、強て土御門天  
皇に迫りて讓位を決定せしめ給へるなり、爾來天皇  
は、後鳥羽上皇を輔けて、著々擧兵の策を講じ給ひし  
が、在位のまゝにては事の不便難からざるを以て、  
承久三年四月位を皇太子に讓り給へり、之を仲恭天  
皇となす、超えて五月後鳥羽上皇の院宣を以て兵を  
擧り、征討の軍を起し、と雖も、官軍連戦みな利あ  
らず、東兵進んで京都に入る、時の關東執權北條義



シハナ

時等、議して後鳥羽上皇を隱岐に、土御門上皇を土佐に、順徳天皇を佐渡に遷し奉る、世に承久の亂と稱す(シヤウキウノラン、參看)仁治三年九月十二日佐渡に在りて崩す、御壽六十四、同國眞野陸に葬りしが、寛元元年更に御骨を山城國愛宕郡大原村大原法華堂の側に奉安す、明治七年四月神靈を遷遷し、攝津國水無瀨宮に合祀す、天皇在位十一年、改元する事三、資性英敏開明にして典籍を好み、最も和歌に長ず(國圖八雲鈔、禁秘鈔(大日本史、法令全書))

淳和院

淳和院 淳和天皇の御廟、後ちに寺となす、又西院とも云ふ(國圖)京都四條の北、西大宮の東、舊址葛野郡西院村に在り、本尊阿彌陀佛(國圖)淳和天皇天長中離宮を建て、淳和院と號し、後院と定め給ふ、天長十年二月淳和院に遷幸して、位を皇太子(仁明天皇)に譲り給ふ、仁明天皇承和三年二月河内の地十二町を淳和院に寄す(後ち歴代の天皇寄する所多し)、七年淳和上皇の院に於て崩す、後ち皇太后正子内親王(淳和の皇后、嵯峨天皇の皇女、御母は橘嘉智子)四十八年間御所とし給ふ、本朝文粹及び拾芥抄の一説に、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子の別宮となせり、蓋し嘉智子は皇太后の御母なるを以て、母子を譲り傳へしものならん、承和九年七月皇太后生む所の皇太子恒貞親王廢せられて後、この院に退居す、清和天皇貞觀二年大齋會を行ふ、十六年四月火災に罹り、宮殿經籍大概灰燼に歸す、依りて淳和院の洞窟殿に遷居す、陽成天皇元慶二年三月皇太后崩す、崩するに臨み、院を捨て、舊名のまゝ寺となし、平生左右に侍せし尼を以て住せしめ、兼れて京都にて自存する能はざる尼を救養せしめ、師資相承して不斷佛道を修せしむ、同年十一月勅して史生福雄を淳和院御經書所に候せし

シハナ

む、同四年九月恒貞親王の請により、五畿七道に勅して、淳和院の號を寺號とし、遵用して皇太后の遺令の如くならしめ、且つ諸國に散在する多くの莊園を以て、修理糧食の費に充てしむ、同五年十一月清和上皇崩す、依りて同五年十二月恒貞親王再び上奏して、淳和院の事一に太上天皇在世の時の如くならしめ、且つ嵯峨天皇の舊宮即ち大覺寺、及び橘嘉智子建立する所の檀林寺と、三所を知行する事一家の如くし、永く公卿の別當を置き、其事を檢校せしめんと請ふ、詔して悉く之を聽す、是れ淳和院別當の始めなり、職原抄の説によれば、源氏の公卿第一の人を以て之に補すとせり、蓋し恒貞親王には子孫なく、源氏は王氏より出でしを以て、この任命ありしものならん、然るに保延六年十二月村上源氏中院雅定、鳥羽上皇の寵愛を受けて、淳和院別當に補せしより、永くこの一族に歸す、蓋し淳和院別當は大覺寺、檀林寺、及び淳和院の三ヶ所を知行し、所領極めて多きを以て、雅定之を望みしものなるべし、雅定の子孫たる久我中院兩家が、能く其地位を保てるは、鎌倉の初め、英傑通規の出でしによると雖も、又この所領の富有預りて力ありしなるべし、淳和院領は、應永中まで嚴然として存したること、高野山文書等に見えたり、また別當を足利義滿に奪はれし事蹟は、獎學院の條に述べたり、就て見るべし(○世に本院を以て源氏の學問所即ち王朝時代の私立學校とし、恒貞親王の起す所と云へるは誤なり(續後紀、三代實錄、日本紀略、扶桑略記、職原抄、拾芥抄、標注職原抄校本、後院考))

淳和天皇

淳和天皇 國圖(御)名は大伴、又日本根子天高讓(遠藤)と稱し、世に西院の帝とも稱す(國圖)桓武天皇第三の皇子、御母は

シハナ

藤原百川の女族子、第五十三代の天皇(國圖)延暦五年丙寅誕生、兵部卿、治部卿、中務卿等を歴任して弘仁元年九月嵯峨天皇の皇太弟となり、同十年四月即位す、天皇詩を嗜み又書を善くす、位に在ること十年、皇太子仁明天皇に譲り西院に移る、是より先出家せらる、承和七年崩す、御壽五十五、改元するもの一、遺詔して火葬せしむ、山城國乙訓郡大原野村大原野西嶺上院に葬る(大日本史、陵墓一覽)

淳仁天皇

淳仁天皇 國圖(御)名は大炊、世に淡路廢帝と稱す(國圖)天武天皇の皇子舍人親王の御子、第四十七代の天皇(國圖)天平五年降臨、寶字元年四月孝謙天皇の太子となり、同二年八月禪を受けて即位し、都を近江保良に移す、時に孝謙上皇惡美押勝を寵し、又僧道鏡を幸す、押勝安んぜず、兵を起して敗死す、茲に於て道鏡の寵遇日に渥し、天皇即ち之を諫む、上皇悅ばず謂て曰く、天皇押勝と謀を通じ、將に我を害せんとするなりと、因て天皇を廢して淡路公となし、淡路に流す、蓋し天皇は押勝の女婿にして其擁立する處たり、押勝已に敗るゝ及びては、その地位に安んずる能はざるは當然のみ、尋で淡路にて崩す、在位六年、改元するもの一、御壽三十三、明治三年七月淳仁天皇と諡す、淡路國三原郡加集村淡路陵に葬る、六年十月神靈を遷遷し、京都白峰宮に合祀す(大日本史、陵墓一覽、法令全書)

淳和院

淳和院 淳和天皇の御廟、後ちに寺となす、又西院とも云ふ(國圖)京都四條の北、西大宮の東、舊址葛野郡西院村に在り、本尊阿彌陀佛(國圖)淳和天皇天長中離宮を建て、淳和院と號し、後院と定め給ふ、天長十年二月淳和院に遷幸して、位を皇太子(仁明天皇)に譲り給ふ、仁明天皇承和三年二月河内の地十二町を淳和院に寄す(後ち歴代の天皇寄する所多し)、七年淳和上皇の院に於て崩す、後ち皇太后正子内親王(淳和の皇后、嵯峨天皇の皇女、御母は橘嘉智子)四十八年間御所とし給ふ、本朝文粹及び拾芥抄の一説に、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子の別宮となせり、蓋し嘉智子は皇太后の御母なるを以て、母子を譲り傳へしものならん、承和九年七月皇太后生む所の皇太子恒貞親王廢せられて後、この院に退居す、清和天皇貞觀二年大齋會を行ふ、十六年四月火災に罹り、宮殿經籍大概灰燼に歸す、依りて淳和院の洞窟殿に遷居す、陽成天皇元慶二年三月皇太后崩す、崩するに臨み、院を捨て、舊名のまゝ寺となし、平生左右に侍せし尼を以て住せしめ、兼れて京都にて自存する能はざる尼を救養せしめ、師資相承して不斷佛道を修せしむ、同年十一月勅して史生福雄を淳和院御經書所に候せし

シハナ

試三條、通二爲一第、通一及全不通用量決罰」と見たり、

淳和院

淳和院 淳和天皇の御廟、後ちに寺となす、又西院とも云ふ(國圖)京都四條の北、西大宮の東、舊址葛野郡西院村に在り、本尊阿彌陀佛(國圖)淳和天皇天長中離宮を建て、淳和院と號し、後院と定め給ふ、天長十年二月淳和院に遷幸して、位を皇太子(仁明天皇)に譲り給ふ、仁明天皇承和三年二月河内の地十二町を淳和院に寄す(後ち歴代の天皇寄する所多し)、七年淳和上皇の院に於て崩す、後ち皇太后正子内親王(淳和の皇后、嵯峨天皇の皇女、御母は橘嘉智子)四十八年間御所とし給ふ、本朝文粹及び拾芥抄の一説に、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子の別宮となせり、蓋し嘉智子は皇太后の御母なるを以て、母子を譲り傳へしものならん、承和九年七月皇太后生む所の皇太子恒貞親王廢せられて後、この院に退居す、清和天皇貞觀二年大齋會を行ふ、十六年四月火災に罹り、宮殿經籍大概灰燼に歸す、依りて淳和院の洞窟殿に遷居す、陽成天皇元慶二年三月皇太后崩す、崩するに臨み、院を捨て、舊名のまゝ寺となし、平生左右に侍せし尼を以て住せしめ、兼れて京都にて自存する能はざる尼を救養せしめ、師資相承して不斷佛道を修せしむ、同年十一月勅して史生福雄を淳和院御經書所に候せし

淳和院

淳和院 淳和天皇の御廟、後ちに寺となす、又西院とも云ふ(國圖)京都四條の北、西大宮の東、舊址葛野郡西院村に在り、本尊阿彌陀佛(國圖)淳和天皇天長中離宮を建て、淳和院と號し、後院と定め給ふ、天長十年二月淳和院に遷幸して、位を皇太子(仁明天皇)に譲り給ふ、仁明天皇承和三年二月河内の地十二町を淳和院に寄す(後ち歴代の天皇寄する所多し)、七年淳和上皇の院に於て崩す、後ち皇太后正子内親王(淳和の皇后、嵯峨天皇の皇女、御母は橘嘉智子)四十八年間御所とし給ふ、本朝文粹及び拾芥抄の一説に、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子の別宮となせり、蓋し嘉智子は皇太后の御母なるを以て、母子を譲り傳へしものならん、承和九年七月皇太后生む所の皇太子恒貞親王廢せられて後、この院に退居す、清和天皇貞觀二年大齋會を行ふ、十六年四月火災に罹り、宮殿經籍大概灰燼に歸す、依りて淳和院の洞窟殿に遷居す、陽成天皇元慶二年三月皇太后崩す、崩するに臨み、院を捨て、舊名のまゝ寺となし、平生左右に侍せし尼を以て住せしめ、兼れて京都にて自存する能はざる尼を救養せしめ、師資相承して不斷佛道を修せしむ、同年十一月勅して史生福雄を淳和院御經書所に候せし

淳和院

淳和院 淳和天皇の御廟、後ちに寺となす、又西院とも云ふ(國圖)京都四條の北、西大宮の東、舊址葛野郡西院村に在り、本尊阿彌陀佛(國圖)淳和天皇天長中離宮を建て、淳和院と號し、後院と定め給ふ、天長十年二月淳和院に遷幸して、位を皇太子(仁明天皇)に譲り給ふ、仁明天皇承和三年二月河内の地十二町を淳和院に寄す(後ち歴代の天皇寄する所多し)、七年淳和上皇の院に於て崩す、後ち皇太后正子内親王(淳和の皇后、嵯峨天皇の皇女、御母は橘嘉智子)四十八年間御所とし給ふ、本朝文粹及び拾芥抄の一説に、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子の別宮となせり、蓋し嘉智子は皇太后の御母なるを以て、母子を譲り傳へしものならん、承和九年七月皇太后生む所の皇太子恒貞親王廢せられて後、この院に退居す、清和天皇貞觀二年大齋會を行ふ、十六年四月火災に罹り、宮殿經籍大概灰燼に歸す、依りて淳和院の洞窟殿に遷居す、陽成天皇元慶二年三月皇太后崩す、崩するに臨み、院を捨て、舊名のまゝ寺となし、平生左右に侍せし尼を以て住せしめ、兼れて京都にて自存する能はざる尼を救養せしめ、師資相承して不斷佛道を修せしむ、同年十一月勅して史生福雄を淳和院御經書所に候せし

シハナ

行はれたるものにして、藤原宗子が守憲法親王の准母となり、桃園天皇女御藤原富子が、源仁、公璋、公延、道仁親王及び光嚴女王的准母となり、後桃園天皇女御盛化院藤原惟子が、盈仁、公澄親王及び宗泰女王的准母となりしが如し(古事類苑帝王部)

淳和院

淳和院 淳和天皇の御廟、後ちに寺となす、又西院とも云ふ(國圖)京都四條の北、西大宮の東、舊址葛野郡西院村に在り、本尊阿彌陀佛(國圖)淳和天皇天長中離宮を建て、淳和院と號し、後院と定め給ふ、天長十年二月淳和院に遷幸して、位を皇太子(仁明天皇)に譲り給ふ、仁明天皇承和三年二月河内の地十二町を淳和院に寄す(後ち歴代の天皇寄する所多し)、七年淳和上皇の院に於て崩す、後ち皇太后正子内親王(淳和の皇后、嵯峨天皇の皇女、御母は橘嘉智子)四十八年間御所とし給ふ、本朝文粹及び拾芥抄の一説に、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子の別宮となせり、蓋し嘉智子は皇太后の御母なるを以て、母子を譲り傳へしものならん、承和九年七月皇太后生む所の皇太子恒貞親王廢せられて後、この院に退居す、清和天皇貞觀二年大齋會を行ふ、十六年四月火災に罹り、宮殿經籍大概灰燼に歸す、依りて淳和院の洞窟殿に遷居す、陽成天皇元慶二年三月皇太后崩す、崩するに臨み、院を捨て、舊名のまゝ寺となし、平生左右に侍せし尼を以て住せしめ、兼れて京都にて自存する能はざる尼を救養せしめ、師資相承して不斷佛道を修せしむ、同年十一月勅して史生福雄を淳和院御經書所に候せし

淳和院

淳和院 淳和天皇の御廟、後ちに寺となす、又西院とも云ふ(國圖)京都四條の北、西大宮の東、舊址葛野郡西院村に在り、本尊阿彌陀佛(國圖)淳和天皇天長中離宮を建て、淳和院と號し、後院と定め給ふ、天長十年二月淳和院に遷幸して、位を皇太子(仁明天皇)に譲り給ふ、仁明天皇承和三年二月河内の地十二町を淳和院に寄す(後ち歴代の天皇寄する所多し)、七年淳和上皇の院に於て崩す、後ち皇太后正子内親王(淳和の皇后、嵯峨天皇の皇女、御母は橘嘉智子)四十八年間御所とし給ふ、本朝文粹及び拾芥抄の一説に、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子の別宮となせり、蓋し嘉智子は皇太后の御母なるを以て、母子を譲り傳へしものならん、承和九年七月皇太后生む所の皇太子恒貞親王廢せられて後、この院に退居す、清和天皇貞觀二年大齋會を行ふ、十六年四月火災に罹り、宮殿經籍大概灰燼に歸す、依りて淳和院の洞窟殿に遷居す、陽成天皇元慶二年三月皇太后崩す、崩するに臨み、院を捨て、舊名のまゝ寺となし、平生左右に侍せし尼を以て住せしめ、兼れて京都にて自存する能はざる尼を救養せしめ、師資相承して不斷佛道を修せしむ、同年十一月勅して史生福雄を淳和院御經書所に候せし

シハナ

に至り各藩の兵に令して之を警せしめ、同二年之を取締兵と稱し、三年十月、東京に取締組を置き、邏卒三千人を置く、五年八月、司法省に警保寮を置き、大警視以下權少部を置き、邏卒小頭以上の官を廢す、十月始めて警視、警部、巡査を置く(嘉永明治年間錄、警視廳史稿)

淳和院

淳和院 淳和天皇の御廟、後ちに寺となす、又西院とも云ふ(國圖)京都四條の北、西大宮の東、舊址葛野郡西院村に在り、本尊阿彌陀佛(國圖)淳和天皇天長中離宮を建て、淳和院と號し、後院と定め給ふ、天長十年二月淳和院に遷幸して、位を皇太子(仁明天皇)に譲り給ふ、仁明天皇承和三年二月河内の地十二町を淳和院に寄す(後ち歴代の天皇寄する所多し)、七年淳和上皇の院に於て崩す、後ち皇太后正子内親王(淳和の皇后、嵯峨天皇の皇女、御母は橘嘉智子)四十八年間御所とし給ふ、本朝文粹及び拾芥抄の一説に、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子の別宮となせり、蓋し嘉智子は皇太后の御母なるを以て、母子を譲り傳へしものならん、承和九年七月皇太后生む所の皇太子恒貞親王廢せられて後、この院に退居す、清和天皇貞觀二年大齋會を行ふ、十六年四月火災に罹り、宮殿經籍大概灰燼に歸す、依りて淳和院の洞窟殿に遷居す、陽成天皇元慶二年三月皇太后崩す、崩するに臨み、院を捨て、舊名のまゝ寺となし、平生左右に侍せし尼を以て住せしめ、兼れて京都にて自存する能はざる尼を救養せしめ、師資相承して不斷佛道を修せしむ、同年十一月勅して史生福雄を淳和院御經書所に候せし

淳和院

淳和院 淳和天皇の御廟、後ちに寺となす、又西院とも云ふ(國圖)京都四條の北、西大宮の東、舊址葛野郡西院村に在り、本尊阿彌陀佛(國圖)淳和天皇天長中離宮を建て、淳和院と號し、後院と定め給ふ、天長十年二月淳和院に遷幸して、位を皇太子(仁明天皇)に譲り給ふ、仁明天皇承和三年二月河内の地十二町を淳和院に寄す(後ち歴代の天皇寄する所多し)、七年淳和上皇の院に於て崩す、後ち皇太后正子内親王(淳和の皇后、嵯峨天皇の皇女、御母は橘嘉智子)四十八年間御所とし給ふ、本朝文粹及び拾芥抄の一説に、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子の別宮となせり、蓋し嘉智子は皇太后の御母なるを以て、母子を譲り傳へしものならん、承和九年七月皇太后生む所の皇太子恒貞親王廢せられて後、この院に退居す、清和天皇貞觀二年大齋會を行ふ、十六年四月火災に罹り、宮殿經籍大概灰燼に歸す、依りて淳和院の洞窟殿に遷居す、陽成天皇元慶二年三月皇太后崩す、崩するに臨み、院を捨て、舊名のまゝ寺となし、平生左右に侍せし尼を以て住せしめ、兼れて京都にて自存する能はざる尼を救養せしめ、師資相承して不斷佛道を修せしむ、同年十一月勅して史生福雄を淳和院御經書所に候せし



シム

シム

シム

も此等の靈場を模したる佛堂また甚だ多し、而して以上の靈地を廻國して巡禮するを廻國巡禮といひ、其人をも指して巡禮と稱することになり、而して其風俗たるや、大笠を被り、笠には生國及び名を認め、笈摺を著、笈を負ひ、胸板をかけ、手には鈴など持ち家の軒に立ち、巡禮歌を唱へて奉捨を仰ぎつゝ、廻國したりき、

南無觀世音菩薩

奉納西國三三所國所名

蓋し巡禮の起原は靈跡の巡禮に在りて、信仰の精神に基くこと勿論なりと雖も、後世に至りては其序を以て名所舊蹟を見物せんとする副目的を有せるもの過半を占め、中には旅行の便宜上之に假りたるものも多かりき、なほ江戸における早春の七福神詣、彼岸の六阿彌陀詣、京都における七觀音、六地藏、十二所藥師、三十所辨財天、淨土宗の四十八箇寺詣、日蓮宗の二十箇寺詣等ありて、皆士女の巡禮せる處に係る、而して所謂巡禮といへるもの(風俗)は、笈摺といへるを著し、菅笠を被り、札所に納むべき札を用意して胸に掛けたり、笈摺とは袖のなき衣にして羽織に類す、單衣なり、多くは婦女子之を著用す、其製は圓の如く左右中の三部より成り、兩腕あるものは左右の

年号月日同行何人

奉納西國三三所國所名

國所名

(摺 笈)

蓋し巡禮の起原は靈跡の巡禮に在りて、信仰の精神に基くこと勿論なりと雖も、後世に至りては其序を以て名所舊蹟を見物せんとする副目的を有せるもの過半を占め、中には旅行の便宜上之に假りたるものも多かりき、なほ江戸における早春の七福神詣、彼岸の六阿彌陀詣、京都における七觀音、六地藏、十二所藥師、三十所辨財天、淨土宗の四十八箇寺詣、日蓮宗の二十箇寺詣等ありて、皆士女の巡禮せる處に係る、而して所謂巡禮といへるもの(風俗)は、笈摺といへるを著し、菅笠を被り、札所に納むべき札を用意して胸に掛けたり、笈摺とは袖のなき衣にして羽織に類す、單衣なり、多くは婦女子之を著用す、其製は圓の如く左右中の三部より成り、兩腕あるものは左右の

司は自然に廢たる、延喜式に本司を載せず、以て早く廢絶せしを知るべし(書紀、續紀、令義解、日本紀略、後院考)

シム

シム

壽老人 仙人の名、又南極老人とも云ふ、我國俗間七福神の一として尊崇す、其像白髮多く、秀目豐髯、短身にして頭と相半し、杖を携へ、團扇を持して鹿を伴ふ、一説に、福祿壽と云ふも壽老人の異名なれど、其形を異にす、壽老人は端正にして仙老鹿を受す、福祿壽は長頭短形にして異相、鹿を受し鶴を懐く、共に一星宿の精靈なり、南極とは人壽長延の應とする故に名づく、我國にて七福神の一として崇敬するは、長壽を預かる星宿の精靈なるが故なり、其鹿を受し鶴を愛するも、又鹿鶴龜の長壽なるが故なるべしと云ふ、一説に壽老人は老人星、福祿壽は壽星の現はれたるなりと云、又一説に、壽老人は南極星、福祿壽は司命星の精なりと云へり、風俗記、老人星傳によれば、支那宋の元祐年間の人にして、長鏡に三尺、身と首と相半し、秀目豐髯、幅巾野服にして、トを以て市に遊び、錢を得れば則ち飲み、其頭を叩て吾が身、壽を益す聖人なりと云へり(七福神考)蓋し壽老人と云ひ、福祿壽と云ひ、共に長壽福徳を得んとする人情より作りたるものなれば、必しも根據あるものにはあらざるべし、

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

せるを以て、前田玄以に命じて、諸家の記録等を調査せしめ、後小松後花園兩天皇が、北山第及び室町第行幸の例に准據して儀禮を定め、四月十四日を以て其期と爲す、此日秀吉風に參内して天氣を候候し、更に諸大名を率ゐて聖駕に扈從す、儀衛園薄の盛んなる、古今稀に見る所なりといへり、天皇驛を留め給ふ事五日、連日の饗宴歡樂、然たり、十五日秀吉京中の地子銀五千五百三十餘兩、並に米地子八百石(内三百石は院御所)を御料として上り、また五百石を關白料として六ノ宮に、近江國高嶋郡八千石を諸公卿に給與し、且つ諸大名をして大に朝廷を崇奉すべきを誓ひたる起請文を朝廷に納れしめたり、十八日天皇還幸あり、世に聚樂第行幸といひ、傳へて其盛を稱す、既にして秀吉關白職を嗣子秀次に譲り、自ら征明の軍事を西海に總ぶ、秀次留守此に居り、専ら内事に當る、文祿元年秀次の罪ありて死を賜ふや、聚樂第また幾干もなく毀たる、寛永以後第址を開きて民家と爲し、近傍共に百二十町あり、俗に聚樂組といふ、今町名を尋ねて其古を知るべきもの尙は多し、日暮通は行幸門の大路、本丸町は本殿の跡、洲濱町は園池の跡、山里町は園圍の跡、常陸町は木村常陸守重柱の宅跡、藤五郎町は長谷川藤五郎秀一の宅跡たるに似たり(野史、園藝考、平安通志、日本地名辭書)

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム

シム



シヨウキ

の頃より、七日白馬節會の時に叙せられし例多し、後には、六日となりしが、村上天皇天徳五年より五日に改正せられたり、是より永く五日を恒例とし、七日白馬節會の日に加叙ある定めとなれり(江次第、除目抄、公事根源、建武年中行事註解)

シヨウキ

書院 (一) 僧侶勤學の所を云ひ、(二) 後に轉じて、武家にては表座敷を云ふ、遂には書院造といふ一種の建築様式となれり、(三) 書院床の略稱に用ふ、シヨウキと訓むが正音なりと云ふ(關西家屋雜考)に、造りは梁間を長くし、明障子を用ひて番格子を用ひ、敷居、鴨居にして皆遣戸なり、もと學生を集めて、書を讀ましむべき爲の造方なれば、かたの如く作りまうけて、明るきを旨としたるもの故、その廣さをいばんとては、何十何十畳などいひしこと、見えたり、然るに古代の寢殿造は、七間四面、十二間四面などいひて、梁間向背ともに齊しく、暗くして便利ならざる事多かりしかば、室町の末より、漸々押移りて、此の書院造と云ふ物を用ひられしなり、その書院造には、書院床、床間、棚、袋戸等の物ありて、寢殿造とは大に異なる事もありしとあり、大概を知るべし、現今の書院造に於ては、玄關、床の間、杉戸、雨戸、上段の間等を有せり(關西家屋雜考)支那宋の時、應天府の民書院と云ふもの、舍をひるむること、百五十餘、書を聚むること千餘卷、廣く學者を集めて講習せしかば、眞宗皇帝是を嘉し、應天府書院の號を賜ふ、また開寶中、潭の守朱洞は獄鹿に、元和中、衡州の季寬は石鼓に書院を創立したり、後世廬山の白鹿洞を加へて、天下四書院と稱せり、蓋し學問所の意なり、我國にては、僧侶等來に赴きて禪學を傳へしと共に、此の書院をも傳へ、佛書を講ずる所とせり、秋の夜長物語に、何某律師の

シヨウキ

人まつまをなするし、書院の杉障子より遙に見出たるに(中略)書院の戸をほととたきてきなどみえて僧侶の常に勤學する所のさまなりとあり、後ち禪學の盛なるに及びて、遂に武家に遷りしなるべし、伊勢貞丈は、鎌倉時代より武家禪學を好み、座禪などする者ありし故、寺方の如く書院を設け、其處にて客などに對面せしより、後に對客の所を書院といふに至れるなりといへり、太平記新將軍都落の條に、爰に佐渡判官入道道譽、都を落ちける時(中略)書院には、義之が草書の偽、韓愈が文集、眠藏には沈の枕、純子の宿直物を取りそへて置くこと見えたるは、武家書院の有様を知るに足るべし、されどこれは後世の書院床にして、書院造にはあらず、室町時代中葉以降書院造と稱する一種の建築様式を生じ、摺紳の家屋は多く之を造れり、桃山時代に至り、稍々完全なる發達を遂げ、遂に今日に至れり、建築(ケンチク)の條參看(一)書院床には平書院、附書院あり(二)平書院は、床の間脇に窓のみありて床棚なきものをいふ、(三)附書院は、床の間脇に窓ありて、床棚を附たるものを云ふ、其棚板は机の代用として、書籍を見、又は書寫することを得るものなり、故に又出府机、出文机とも云ふ、又書院床、明り床、明書院ともいひ、單に書院とのみいへり、世に、床脇に棚を作りたるにより附書院といへるなりと云ふ、恐くは、書院なる床棚の趣に似たるより誤りしものならん、出文机といへることは、圓光大師傳に見えたるは、鎌倉時代の末より、附書院なるものありしなるべし(四)又江戸幕府にては黒書院、白書院あり、黒書院は荒木にて造りたるより名づけ、白書院は削りたる木にて造りたるより名づけると云へど、詳かなること知り難し、幕府役人に黒書院白書院語あり(家屋雜考、秋草、繪遊

シヨウキ

シヨウキ

笑覽、大日本美術史略) 書院造 書院(シヨウキ)を見よ、

シヨウキ

書院番 (一) 關西江戶幕府の職名、職掌小性組番頭と同じ、是を兩番頭と稱す、内衛を掌る、將軍の駕行前後に供奉し、遠近に使し、又儀式に將軍の給仕を役する等は、小性組方と輪任なり、當初番頭は、必ず奏者番を兼ねたり、若年寄の所管とす(關西番頭十人、四石高、從五位下に叙す、菊岡詰となす、一人づつ、毎日營中に出頭し櫓に宿直す、組頭各一人、千石高、席次菊岡稷際とす、番衆各五十人、三百俵高にして、一組中半分を以て營中虎間を衛す、各組に與力十騎、同心廿人を附し、柳岡、支關前、中雀門、番所を守衛す、當職も亦旗下の護衛なるが故に、必ず重代の士を用ふ(關西番頭慶長十年十二月始めて番士四組を置き、番頭四人を任す、後年十組に定む、寛永十六年より番頭一人づつ、毎年交代して駿府に在番す、慶應二年十二月廢して壯者は典詰銃隊に編す(西丸書院番頭四人、慶安三年九月、家綱西城に在し時、書院番頭水野忠重、伊澤正信、北條氏利、大久保教勝等四組を屬せしを始めてとす、從五位下に叙す、組頭四人あり、高及び支配向等本丸に同じ(明長帶錄、仕官格義辨、官制沿革略史)) シヨウキ 升 物をはかる櫓目の名、合義解に、量十合爲の升(謂以三和率中者容二千二百爲量、十箇爲合也、十升爲斗、十斗爲斛)とあり、唐令の十箇

シヨウキ

を合と定めし數に據れば、少量の升の積は、小尺八十一寸、今の六合六勺二撮弱とす(大量は少量の三位とす)マス(度量權衡攷) シヨウキ 承安 名義高倉天皇御宇の年號、嘉應四年四月二十一日、天災に因て改元す、四年を経て安元と改む(關西)尙書に、王命我來、承安汝文德之祖、正義云、承安者承上文王之意、安定此民也、とあるに據る、權中納言藤原長勳申す(國朝年號譜) シヨウキ 承應 名義後光明天皇御宇の年號、慶安五年九月十八日改元す、三年を経て後西院天皇明暦と改む(關西)尙書律曆志に、夏商承運、周氏應期とあるに據る、文章博士菅原知長勳申す(元祕別錄) シヨウキ 昇樂 法會の時、導師の高座に昇らんとする時に、音聲を發する雅樂の稱ならん、降樂(コウガク)參看(禮源抄) シヨウキ 證義 大法會の論義の時、問者講師の云ふ所を批判して決明する僧を云ふ、即ち判者なり、又證誠ともいふ、官班記に、證義其役有公廷之御願、公請之先途偏此事也、仍南北四ヶ寺之輩、五爭鋒、朝儀殊精選、可被盡篇目者也、御願講師參勤之度數、爲第一功勞、非殊器之輩者、強無超越之儀、歟、但清花之輩、地密宗勞効之仁等、以官途被超越之時、任當坐之官次、被仰證義之役、常儀也、南草之輩尙申子細事也、其役參勤之次等、多分先參法勝寺御八講、然而又隨機、雖非殊抽賞之器用、最勝講直參之例有之、又南都兩門主等、最勝講之外、更不在他御願、又細々御八講等證義先有被仰之輩、此條大臨此役勸許之上事也、先爲講師之人數、勤證義之役、稱之號兼講師、極官以後一向勤

シヨウキ

證義之役、稱之爲平座云々とあり、 シヨウキ 承久 關西順徳天皇御宇の年號、建保七年四月十二日、天變に因て改元す、三年を経て後堀河天皇貞應と改む(關西)詩緯に、周起自后履、歷世相承久とあるに據る、大藏卿爲長勳申す(國朝年號譜) シヨウキ 承久記 二卷(關西)後鳥羽天皇御即位より御性行等を述べ、鎌倉幕府の起り等を略叙し、承久役の源因より、戰爭の顛末等を詳細に述べ、三上皇御播遷及び事に預かりし公卿の最後を記したるもの、承久の役を研究するには、吾妻鏡、北條九代記、承久軍物語と共に必ず參看すべき書なり(關西)未詳、其書體について考ふれば、太平記以前餘り遠からざる時代に成りしもの、如しといふ(群書類一覽、國史學の榮) シヨウキ 承久亂 關西保元以來、武門頻りに勢力を得、源賴朝に至り、遂に海内を平定して、霸府を鎌倉に開く、後鳥羽天皇これを慨し、政權を帝室に收めんとするの意あり、蓋し皇權恢復は、後三條天皇以來の御遺志なり、故を以て常にその勢ひあるものを倒さん、ことを謀り給へり、即ち後三條天皇は藤氏の權を殺ぎ、白河鳥羽兩天皇は武人を利用して僧兵を制したり、保元平治の亂を経て、武人平清盛、政權を專にするや、後白河天皇は、源氏及び僧兵を借りて平氏を倒さん事を謀れり、平氏亡びて源賴朝の漸く勢を得るや、弟義經に賴朝追討の宣旨を與へて、賴朝の勢を挫かんとし給へり、然れども常に事志と違ひ、却て武人の爲に利用せられ、賴朝の請によりて守護地頭設置を許したるを以て、武人の勢ひ牢固として、抜くべからざるに至れり、然れども間を見、機を得て、武士の勢力を

シヨウキ

滅じ、幕府を倒し、皇權を復せんことを謀れり、龍姫丹後局、中院通親等が謀議に預れり、後白河法皇崩御の後、後鳥羽天皇御遺志を繼ぎ、早く位を土御門天皇に譲り、院に居て政を聽き、親ら武を練り、水遊武藝極めざるなく、刀劍を造りて武勇の士に賜ふに至る、通親同じく之れが參謀たり、建仁二年通親薨せし後は、九條良經と共に謀を廻らし、強て位を順徳天皇に譲らしめ、密かに時機の至るをまつ、此の時に當りて、鎌倉は賴朝の薨後、賴家その後の繼ぎしも、將帥の器にあらざるを以て、諸將和合せず、後鳥羽上皇又君臣の離亂の策を廻らし給ひしを以て、梶原景時、城長資等の叛あり、賴家は、北條時政の爲めに伊豆に幽閉殺害せらる、尋て北條義時、僧公曉をして實朝を弑せしめ、京都より藤原賴經を迎へて征夷將軍とし、自ら其實權を握れり、時に承久元年二月なり、茲に於て機至れりとなし、順徳天皇をして位を仲恭天皇に傳へしめ、後鳥羽順徳二上皇、其臣權大納言藤原忠信、中納言宗行、參議藤原範茂等と謀議し、事を擧げんとす、時に義時信濃の人仁科盛遠、院御所に候せし故を以て、所領を沒收す、勅して還さしむ、又攝津長江倉橋の二庄を堀龜菊に賜ふ、地頭代龜菊を侮慢す、龜菊之を訴ふ、上皇因て地頭を改補せん、ことを命ず、義時皆命を奉ぜず、上皇大に逆鱗あらせられ、遂に敵愾を決して關東を征し給へり、即ち承久亂の遠因は、皇室の權を恢復し給はんとする御歴代の御意志にして、公武志想の一大衝突なりと言ふを得べし(關西)承久三年五月十四日、上皇鳥羽城南寺の流鏑馬と稱し、近畿の兵を徵す、兵集るもの一千七百餘、關東の武士大江親廣三浦胤義又召に應ず、明日北條義時追討の宣旨を五畿七道に下し、關東の諸將武田小笠原千葉小山



シヨウ

諸氏を招致す、押松宣旨を奉じ關東に赴く、又三浦胤義を遣はし、京都守護伊賀光季を誅し、且つ兄泰村に書を送りて同意を求めしむ、泰村應ぜず、書を義時に致す、幕府又押松等を捕へて宣旨及び關東武士の交名を得たり、尋で京都の變關東に達す、茲に於て幕府諸將を會して軍事を議し、遠江駿河以東十四國の兵を徵す、義時終に大江廣元の議を用ひて、舍弟時房泰時を東海道の大將、武田信光、小笠原長清を東山道の大將、北條朝時、結城朝廣、佐々木信實を北陸道の大將とし、總軍合して十九萬餘騎、三道並び進で京都を襲はしむ、義時鎌倉に在り、大江廣元等と軍政を總監す、官軍兵を分て二とし、東海道は藤原秀康、三浦胤義、佐々木廣綱、大内惟信、山田重忠等を將として、美濃尾張の險要に拒がしめ、又宮崎定範、糟屋有久、仁科盛遠等をして北陸道に赴て敵を拒がしむ、時房等進で尾張に至り、大井戸大豆渡等に於て官軍を破り、守將惟信、秀康、重忠等を走らせ、長驅して京都に向ふ、尋で北陸道の官軍も砥並山、黒坂志保等に皆敗る、朝時進で西上す、京都敗報を得て、上下震駭す、上皇、中院(土御門)、新院(順徳)と共に延曆寺に幸し、兵を避け給ふ、尋で賀陽院に幸す、上皇更に議して兵を宇治勢多に集めて、東軍を防ぐ、大納言藤原忠信、前權中納言源有雅、參議藤原經茂、信能、山田重忠、藤原秀康、三浦胤義、大江親廣、佐々木廣綱、中條盛綱、河野通信、法印尊長等各部署に就く、六月十三日時房勢多に向ふ、山田重忠防戦最も務む、東軍利あらず、十四日泰時宇治川を渡りて奮戦す、守將源有雅藤原經茂等潰走し、藤原朝俊、佐々木氏綱、萩野成時皆之に死し、食渡、廣瀬、淀、牧島、芋洗等の官軍皆風を望て守を捨つ、泰時進で深草に抵る、時房亦勢多の官軍を敗り、大江親廣逃走し、佐々木高

シヨウ

重之に戦死す、東軍勝に乗じて京都を陥る、中院新院は賀陽院より賀茂貴布禰に遷幸し、秀康、胤義、重忠等賀陽院に候す、上皇門を閉て容れず、重忠は嵯峨に、胤義は木島に抵り自刃す、十五日、上皇大勢の挽回すべからざるを察し、勅使を時房泰時の許に遣はして、義時の官職を復し、關東追討停止を諭し、今回の合戦は決して報復に出でたるにあらざるを辯疏し、且つ洛中に於て狼藉すべからざるを勅す、時房泰時命を拜し、六波羅に入り、泰時は北方に、時房は南方に在りて、京都を鎮す、明日戦捷を鎌倉に報す、廿四日擧兵の主謀者、有範、光親、有雅、宗行、範茂等を六波羅に幽し、幕府の指令を俟つ、既に廿八日鎌倉の命京都に達せしを以て、時房泰時官軍の刑罰を定め、藤原基朝、平有範、源廣綱、大江能範、藤原宗行、藤原光親を斬り、仲恭天皇を廢して、後堀河天皇を擁立す、尋で關東より再び命あり、更に議して後鳥羽上皇を隱岐に、土御門上皇を阿波に、順徳天皇を佐渡に移し、雅成親王を但馬に、頼仁親王を備前兒島に遷し奉り、近臣前内大臣久我通光、權大納言源定通等六人の出仕を停む、尋で近畿に兵を分遣して餘黨を誅す、八月七日餘黨悉く平しを以て、伊勢神宮以下諸社に地を獻じて、戦捷を報賀し、公卿武士の所領三千餘箇所を沒收して、諸將士に頒ち軍功を賞せり、時房泰時、留りて京都を守護す、名は京都を守護すと稱するも、實は朝廷を制して變に備ふるにあり、後遂に世職となり、兩六波羅探題と稱し、京都以西の事を總覽す、是より皇威益々衰へ、武門の威權海内を壓するに至れり(承久日次記、吾妻鏡、増鏡、承久記、承久戰物語)

シヨウキヤウテン

承香殿 大内親

壽殿の北に在り、弘仁以後の建造なり、廣き七間四面、中間に馬道ありて横斷す、また四方に廂あり、南は、廂の外に簀子ありて其南に露臺あり、簀子の東西端に階級あり、また西面の廂戸に長橋を架し、中殿秋戸の前に達す、東西二面の廂各二間、執も三間の簀子ありて欄干を設く、北は廂のみにて、渡廊及び中門を経て北常寧殿に達す、また東西片廂の廊を経て、東は内御書所に、西は瀧口陣に通ず、北廂の北に廊あり、長さ二十五間、渡廊を以て東西に別つ、其西廂を、江次第は承香殿の馬道に、續古事談は承香殿のハザマ、又弘徽殿細殿の廂に、榮花物語は承香殿馬道、又は弘徽殿のハザマに作れり、左右に壇あり(大内親圖考證)

シヨウクウ

證空 鑑知國師

シヨウケンシ

勝軍寺 河内國澁川郡(今中河内郡)龍華寺村大字太子堂村

シヨウ

云ふ、國語真言宗○本尊聖德太子の御影、用明天皇二年聖德太子物部守屋と戦ひ、守屋の澁川の別業を襲はんとす、守屋防戦して其勢強く、太子將に危からんとす、纒に大塚の樹陰に隠れて逃る、を得たり、故を以て戦勝の後、此地に寺院を建立し、椋樹山勝軍寺と號すと云ふ、今僅に一字を存す、寺内に椋樹、守屋の頭塚等あり(伽藍開基記、河内名勝圖會、名勝志)

シヨウクワウケン

勝光院 足利滿兼

シヨウクワウダウ

承光堂 大内親八省院

シヨウクワウテン

稱光天皇

御諱は實仁、法諱大寶壽、後小松天皇第一の皇子、母は日野資國の女光範門院資子、第百一代の天皇、應永八年三月降誕、十八年親王となり、二十一年十二月、後小松上皇の禪を受けて即位す、上皇政を院中に聽く、初め南北兩朝の合一するや、兩統迭立を約す、故に後小松の次には南朝の皇子を立て給ふべき順序なりしが、迭立の約の如きは、もとより南朝を誘引せる手段に過ぎざるが故に、朝廷幕府共に之を履行せず、然れども或は異議の起らんことを恐れ、天皇の立つや、實に立太子の事なくして、直ちに位に上り給へるなり、天皇佛法を好み、常齋して嗣なし、因て位を皇弟後花園天皇に讓る、在位十六年、正長元年七月廿日崩す、御年二十八、改元するもの二、山城國紀伊郡深草村深草法華堂に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

シヨウクワウミヤウケン

勝光明院

所傳山城國紀伊郡鳥羽に舊址あり○鳥羽御堂とも稱す、元應元年鳥羽上皇の勅願寺にして、保延二年三月上皇親ら臨みて供養を行ふ、忠尋導師となり、覺猷禪師たり、續本朝文粹によれば、瓦葺二階一間四面の堂にして、金色阿彌陀如來の像を安置し、四柱に金胎兩部諸尊の像、四面の扉には極樂九品往生迎接の儀を圖し、四面の廂に普賢文殊虛空菩薩等二百二十三體佛を圖し、善美を盡したること詳かに見えたり、蓋し鳥羽離宮に持佛堂なり○寶藏は歴代の御物多く納まりし事玉葉に見えたり、此の寶藏は後白河法皇に傳はり、建久三年崩御の時、後鳥羽天皇に御讓與あらせたまへり(玉葉、山城名勝志)

シヨウクワンダウ

承觀堂 大内親豐樂院

九堂の一、拾芥抄承觀堂に作る、豐樂殿の西北、靈景樓の南に在り、渡廊を以て接す、長さ十九間、東西に各五箇所の三級の石階あり、顯陽堂と相對す、元日節會の時、顯陽堂と同じく、不昇殿者の席とし、其他儀式等の時は、顯陽堂と同じ、内裡式(七日會)に、四位五位、座於顯陽承觀兩堂(中略)左右馬寮引馬、入自延明、從顯陽堂後、北上入自延春門(近仗典侍度了乃座)經舞臺北度殿庭(中略)出自承秋門、經承觀堂後、出自延秋門、とあり(大内親圖考證)

シヨウケン

承元 名義土御門天皇御宇

年號、建永二年十月廿五日改元、四年を経て順徳天皇建曆と改む、通典に、古者祭以西時、薦用仲月、近代相承元日祭、祥瑞ことあるに據る、權中納言資實勸申す(國朝年號譜)

シヨウコウジ

勝興寺 越中國射水郡伏木町大字古府

シヨウ

シヨウ

初め文明四年僧運如北國に來り、瀧波郡蟹谷庄の土山と、新川郡勸清水邑との二所に堂宇を構へ說法せり、其時、二男蓮乘を此堂に置きて住持と爲す、明應三年四男蓮誓の時、寺を同郡安養寺村に轉す、六世顯家七世顯幸の時、亂世に遇ひ、所々に轉々す、天正十二年今の地に再興す、越中西派の總縁と爲る、子院今四百あり、翌年豐臣秀吉々氏を撃つや、佐藤(顯幸五世孫)嚮導す、十六年國主前田利勝繩打百俵の地を寄せ、寛永中加増して二百石の地を給ふ、寶曆中國主宗辰の舍弟入院して法暢と云ふ、明和六年還俗して本宗を嗣ぎ治輪と云ふ、歳數五百俵を給して舊誼に報す、爾後前田家並に本願寺より子女を入院せしめ、繁榮昔時に倍し、北陸道七箇國の總坊主法頭となれり(三州志、地名辭書)

シヨウシ

承仕 僧侶の役名、堂莊嚴佛具等を沙汰す、又寺中の流れし法事等の雜役をする者を云ふ、承仕法師とも云ふ、布衣袴袴を著す、海人藻芥に、承仕法師の事、仙洞執柄以下被召仕、至宿老、皆叙法橋法眼、御堂門跡不詳、僧綱、雖觀音院等皆預僧綱、上令著座云々、承仕連綿叙僧綱、歎、源平盛衰記祇園女御の條に、是は當社の承仕法師にて侍るが、御幸ならせ給の由承り候間、社頭に御燈進せんとて參るなり、又徒然草にも遍照寺の承仕法師見え、禪尊入壇記、後七日法難勸等にも見えたり、叡山の承仕は、妻帯なること、雖斷絶に見えたり、

シヨウジ

承仕 室町幕府の役名、剃髮法服を著く、僧侶の職名より出でし名なるべし、規式の取時、殿中座敷の疊の数様、屏風の立様等總て座敷の取繕を爲す、長享元年九月十二日江州御陣著到次第に、御承仕釣源坊常松坊云々と見えたり(貞丈雜



シヨウウ

記、武家名目抄) 承秋門 大内禮樂院十

七門の一、豊樂院西方の門にて、承觀堂の北廊を距ること六間の所に在り、雲景樓と承觀堂との渡廊の中央に在り、古本拾芥抄に、西廊東面通路、同、逢春門と見えたり(大内禮圖考證)

シヨウシウモト 承秋門院

幸子女王(聖德太子)有栖川幸仁親王の第一王女、母は家の女房(聖德太子)東山天皇の中宮、中御門天皇の准母、延寶八年九月誕生、元祿十年二月二十五日入内、寶永四年五月三日三宮に准す、同五年二月二十七日中宮となり、同七年三月二十一日院號を賜ふ、享保五年二月十日崩す、年四十一、三月五日泉涌寺に葬る(門院傳)

シヨウシホツシ 承仕法師 承仕(シヨウカ)を見よ

シヨウシフキヤウ 昇進奉行

室町幕府の職名、將軍宣下、又は任大臣、任大将の時の事を處理す(起原)其始め詳かならず、松田貞秀、將軍義滿の産時の事を奉行し、又衣服の奉行を勤めしを吉例とし、其後、將軍宣下任官等の時に皆之を勤む、子孫之を世襲す(武家名目抄)

シヨウシヤウ 證誠 證義(シヨウキ)を見よ

シヨウシヤウシ 證誠寺 所屬越前國今

立郡新横江村大字横越○護念院山元山と號す(聖德太子)眞宗、越前三門徒の本山、今は山元派の本山○本尊、無量壽佛(聖德太子)釋道性を開基とす、廿四聖圖會に、親鸞上人左遷の時、越前の群俗山元といへる處に一字を建て、上人爰に入り勸化利生あり、其後善鸞上人來院ありて、門下を化益し、續て奥州大綱の

シヨウウ

淨如大德、此佛閣を再興し、禁庭より山元山證誠寺の勸號を賜り、夫より相次で今に法脈相承せりといへり、相傳ふ、親鸞越後下向の時、當國大町に入道と云ふ大德あり、親鸞に謁し、問法隨喜して弟子となり、専修念佛を弘む、其裔三箇寺に別れて鯖江誠照寺、中野尊照寺、及び本寺となる、これを三門徒と云ふと云へり、降りて明治十一年二月獨立して、眞宗山元派の本寺となる(廿四聖圖會、越前名蹟考、法令全書)

シヨウシヤウラク井 證常樂院 近衛

基前(コノエモトサキ)を見よ

シヨウズ井シヤウ 勝瑞城 所在阿波國

板野郡住吉村大字勝瑞○下館、阿波屋形ともいふ(聖德太子)正平中細川頼之、伯父清氏を滅し、弟詮春を阿波讃岐守護となし、應安中詮春當城を築く、京都管領の館に對して下館と稱す、既にして下館嗣絶ゆ、其族成之之を繼ぎ、子義春に傳ふ、天文二十一年三好長慶の弟義賢、義春の孫持隆を弑して當城に據る、天正五年一宮成助、持隆の遺子貞元を奉じ、長曾我部元親に依り義賢の子長治を殺す、三好の遺臣其弟十河存保を迎へて主となす、十年元親存保を逐ひ本州を奪ふ、勝瑞城此時廢せしに似たり(阿波志、南略志)

シヨウセウ 勝照 私年號、敏達天皇十四年

に相當し、鏡常五年に改めたるが如し、凡四年間繼

續す、古代年號凡二年間と爲すも、近江國油日大明

神緣起に、太子爲報神恩、勝照四年戊申四月到此

界と見えれば、誤れるか、古本水鏡に、勝烈に

作る(逸年號考)

シヨウチウ 鐘頭 禪宗の僧役、念誦の時大

鐘を撞くことを掌る、校定清規の念誦に、報鐘頭候

シヨウウ

る僧を、鐘頭と謂ふことあり、應華華師錄圓鐘頭に示す法語に、待爾鐘了、則分付柱杖子ことあり(釋林象器考)

シヨウチシ 勝持寺 所屬山城國乙訓郡

大原野村○小鹽山原寺ともいふ、世に花ノ寺と稱す(聖德太子)天台宗、三結寺に屬す○本尊藥師瑠璃光如来(聖德太子)寺傳に云、天武天皇役行者に勸して一字を創立せしめらる、延暦十年桓武天皇最澄に勸して伽藍を創立せしめ、最澄を中興の開基とす、其後最澄日吉山王の神託を蒙りて、自ら藥師の座像二體を彫刻し、之を本尊とし、寺號を小鹽山原寺と稱す、承和五年仁明天皇の勅により、四十九院を創立して子院となす、仁壽中文德天皇春日明神の託宣を蒙り、住持佛院に勸して春日祭祀を行ふ、依て寺領若干を賜ひ、又寺號を改めて勝持寺大原院と號す、清和天皇の皇后當山へ行啓ありて、本尊藥師の行法を修せしめ、後ち皇子降誕す、是れ陽成天皇なり、帝觀感ありて多寶塔を建立せしめらる、昌泰中醍醐天皇行幸、正長五年小野道風に勸して寺號の額を書せしむ、天正十一年六月、青蓮院尊朝法親王より、四方に堂舎修繕の勸進ありて、堂宇を修繕す、延寶二年田圃を開拓して本尊供の田となす、創建已來年代久しくして盛衰一ならず(山城名勝志、山州名勝誌、平安通志)

シヨウチヤウ井 勝定院 足利義持(ア

シカガヨシモチ)を見よ

シヨウチヤウシ井 勝長壽院

所屬相模國鎌倉郡雪ノ下村大字大藏町の南に舊蹟あり、其地を大御堂谷と唱ふ○彌陀山と號す、又南御堂、或は大御堂と稱す(聖德太子)元暦元年源賴朝先考の爲めに草創する所、文治元年四月上棟十月落慶す

シヨウウ

聖德太子)文治二年五月賴朝の長女參籠して病を祈る、

同年七月賴朝及び夫人參詣して、盂蘭盆を迎へ、考妣以下の菩提の爲め萬燈會を行ふ、爾來屢々佛事を修す、建久三年五月後白河天皇四十九日の佛事を修し、四年正月修正會あり、五年十二月當院奉行人を増し定む、賴朝、實朝、又尊敬淺からず、時々參詣し佛事を行ひ、地を寄す、嘉祿二年相模守北條時房塔婆を建立す、康元年十二月火災に罹り、塔堂以下悉く烏有となる、正嘉元年再び工を起し、二年六月諸堂總門成りて供養を行ふ、尊宗親王參詣す、建武二年八月北條時行滅亡の時、諏訪三河守頼重を始め宗族四十三人當院に入て自盡す、永徳二年五月足利氏滿下野の小山義政を討討して歸鎌するや、暫く當院に居住す、古河成氏當院を最も尊崇す、後ち成氏下總古河城に移り、兩上杉氏他國へ移りしより、漸く荒蕪の地となり、遂に衰廢して荆棘の地となる(新編相模國風土記稿)

シヨウチヤウシ井 勝定壽院 源義

朝(ミナモトノヨシトモ)を見よ

シヤウテン 乘田 公田(コウテン)を見よ

シヨウトウ 鐘頭 「シヨウウケウ」を見よ

シヨウトウ井 勝幢院 足利政(アシ

カガマサトモ)を見よ

シヨウトク 承徳 有義(聖德太子)堀河天皇御宇の年

號、永長二年十一月二十一日、天變、地震、洪水、大風等の災に因て改元す、二年を経て康和と改む(聖德太子)周易に、幹父之蠱、用譽承以徳也とあるに據る、文章博士教基勸申す(國朝年號譜)

シヨウトクテンワウ 稱徳天皇 孝謙天

皇重祚し給へる時の御稱號、「カウケンテンワウ」を見よ

シヨウウ

シヨウニシフキヤウ 證人奉行

室町幕府臨時の職名、奉行人の訟を聴くや、主務省を本奉行とし、その外に他の奉行二人、若しくは三人を參座陪審せしめ、對決の曲直を證せしむる者を云ふ(聖德太子)寛正四年四月、加賀國那谷寺、福藏坊田を買得たり、時に人あり、自ら本主と稱し、其沽券偽造に係るを訴ふ、證人奉行に命じ檢閲せしむ、又武田氏の被管、一色氏の被管と貨物を争ひ、相訟へて決せず、齋藤種基、齋藤豐基を以て證人奉行とす(官制沿革略史)

シヨウニヤシキ 證人屋敷 江戸幕府

の時、諸侯の妻子を證人として置きたる江戸の屋敷をいふ(御府内備考)

シヨウネン井ニシフダウ 稱念院入道

鷹司兼平(タカツカサカネヒラ)を見よ

シヨウハウカンジンシヤウムクワウテイ 勝實感神聖武皇帝 聖武天皇(シヤウムテン)

ヲ)を稱す、同條を見よ

シヨウハウ 春法 檢見法の一つ、坪刈せし

稻禾を、稻抜にて穂を去り稲を得、箕を以て糞糠を篩去するをいふ、ケミ參看(大日本租稅志)

シヨウフウ 松風 聖德太子)靈應(聖德太子)俗

姓里見氏、上總小糸の人なり(聖德太子)少にして秀異、英才あり、十三歳の時秀岩上人に投じて得度し、朝問夕參、三藏を貫徹し、安心起行して滯礙あるなし、瀧澤山に出世して、大に化門を開く、後ち江戸に寓し、東江を填めて精舎を築く、松風檀越に約し、江を填むること一貫毎に十念して宗譜に付す、江幾干ならずして陸となる、時人靈巖島と稱す、精舎を靈巖寺と號す、化風天下に鳴り、雲衲五百、常に座下に在り、一日房州に遊び、民家に投宿す、農夫云ふ、是

より先、家姑産に臨みて死す、既に七七日、毎夜來りて吾側を哭泣す、願くは師之を救済せよと、松風即ち法號を改めて念佛回向す、爾後亡靈來らず、農夫隨喜して其偉徳に服す、松風大巖寺を此地に建て、土俗を利益す、晚年京都華頂山に移り殿堂を營み、洪鐘を鑄る、寛永十八年九月朔日佛名を唱へ恬然として寂す、年八十(續日本高僧傳)

シヨウヘイ 承平 朱雀天皇御宇の年號、延

長九年四月二十六日、即位改元す、七年を経て天慶と改元す

シヨウホ 承保 聖德太子)白河天皇御宇の年號、

延久六年八月二十三日、代始に因て改元す、三年を経て承暦と改元す(國朝年號譜)

シヨウホダイジ 證菩提寺 所屬相模國

鎌倉郡上之村○五峯山一心院と號す○本尊阿彌陀、行基の作なりと云ふ(聖德太子)古義眞言宗(聖德太子)治承四年八月石橋山に戦死せし、佐奈田興一義忠の追福の爲めに、文治五年源賴朝の建立せし所なり、開山を宗辨と云ふ、建久八年六月殺生を禁斷す、八月堂宇落成して供養す(聖德太子)建保三年五月將軍實朝參詣す、四年八月北條義時、將軍の命にて義忠の追福を祈る、建長二年四月再建す、當時伽藍宏大、僧坊七宇ありしと云ふ、鎌倉幕府亡びし後は、堂宇漸次荒廢す、律師宏教の時再興し、古の靈像を安置して無量寺と改む、其後亦舊號に復す、慶安六年八月江戸幕府より、寺領七石三斗を給ふ(新編相模國風土記稿)

シヨウミヤウ 證明 私年號、何時代の曆

號なるか詳かならず、茅憲漫錄に、兼延が名法要集に、吾唯一神道者、以天地爲書籍、以日月爲證



シヨウ

明、此語兼俱が神代抄に皇太子の語と云り、此等より出たるものと覺ゆしと云へり(逸年號考)

シヨウミヤウ井ニフダウ

稱名院入道

三條西公條(サンテウニシキンエダ)及び、正親町三條公豐(オホギマチサンテウキントヨ)を見よ、

シヨウミヤウウシ

稱名寺

真岐郡金澤村大字寺前(金澤山彌勒院)と號す(國圖)

古義眞言律宗、西大寺末開闢(開闢文永六年、金澤實時の本願にして、其子顯時と力を合せて、建つる所なり、同六年十一月實時寺外敷地を寄進し、同十年六浦庄世戸堤内の殺生を禁ず、開山を奮海と云ふ、また妙性律師とも稱し、律德一世に高し、龜山天皇勅願寺となし給ふ、嘗て金澤沖に唐船著せし時、持來りし本尊一切經佛繪、佛具等皆本寺に納めしと云ふ、かくて鎌倉幕府にて威權ある金澤氏の崇敬厚きを以て、寺領を寄すること數多にして、文書に見えしもの、みにも、下總國殖生庄内山口郷、下河邊庄赤岩郷、信濃國太田庄内大藏石村の兩郷、武藏國六浦庄、富田金澤の兩郷等少からず、元亨三年三世滿兼、結界の作法を行ふ時記せし圖繪あり、其圖に據れば、門を入て池あり、池中に島あり、その向に金堂建つ(文保年中造る所と云ふ)、金堂の向に講堂、右に方丈、左に兩界堂、池の左に本堂、その右に五重塔、左に新宮、傍に別當あり、五重塔の後に顯時、貞顯の石塔、その後の山間に文庫あり、講堂の左の流を帯びて僧房並び立ち、其左に善光寺殿廟、山を隔て、富士權現等あり、以てその盛大なりし一斑を知るべし、元弘三年後醍醐天皇勅旨を下して、寺領を安堵し祈禱せしむ、文に當寺自元爲勸願寺之上、當時殿殊可致、祈禱之誠精、就中寺領等當知行地領掌不可有相違者、天氣如此仍執達知、件云々とあり、建

シヨウ

武以後足利氏の崇信を受け、祈願寺として屢々寺領を寄せたり、小田原、北條氏亦之を信仰し、寺領を寄す、役帳に七十七貫文、幻庵新造知行分百三十六貫九百文とあり、天正十九年徳川家康朱印地百石を給はる(本堂、六間四面南向、本尊彌勒菩薩、遷慶の作と傳ふ、左に阿彌陀堂、右に經藏、鐘樓あり、古鐘は文永六年實時の寄附にして、正安三年其子顯時の改鑄せし所なり(金澤文庫、阿彌陀院の後に在り、カナザハアンコ)を見るべし(什寶は、新編武藏國風土記稿によれば、畫幅以下頗る多し、其内最も著名にして歴史の參考となるべきは、元亨三年の古圖、古文書數十通、及び北條實時、顯時、貞顯三代の影像とす、共に現存し、殊に三代の像は國寶となれり(新編武藏國風土記稿、國寶目錄)

シヨウミヤウウジドノ

稱名寺殿

北條實時(ホウテウサネトキ)を見よ、

シヨウメイモン

承明門

郭門の一、又閤門と稱す、拾芥抄に謂之南面内門とあり(國圖)内裡の南、正門にて、外郭門の建禮門に相對し、去ること十丈(國圖)大さ五間、戸三間にて、檜皮屋、圓楹なり、壇は圍むに條石の石板を以てす、石階内二級外三級なり、東西各五間に長樂、永安の二門あり、額には除縁高二尺四寸、廣一尺四寸、堀河後房の書きしものを掲ぐ(應和元年小野道風の書額を掲ぐる由扶桑略記に見ゆ)、三代實録に、元慶六年正月二日乙巳(上略)御紫宸殿、左右近衛府開關門、親王已下參議已上立宣陽殿西廂(また貞觀十一年七月廿六日壬午、納印鑑櫃置於承明門内東廂、無故自開、亦無鎖子とあり(大内裡圖考證))

シヨウメイモン

承明門

源在子、法名眞如(國圖)久我内大臣通親の女、實は

シヨウ

法勝寺執行法印能圓の女、母は刑部卿範兼の一女範子(國圖)後鳥羽天皇の妃、土御門天皇の母、正治元年十二月十三日從三位、同日准三宮、建仁二年正月院號を賜ふ、建曆元年十二月四日尼と爲り、正嘉元年七月五日崩す、年八十七(女院小傳)

シヨウモンシラベカク

證文調方

江戸幕府の職名、下勘定所の分科にて、すべて代官又は諸役所等より、差出したる會計出入の證文を改めて、これに調印をなすことを掌る、諸證文取計方何調印、引渡し繼添伺、出立歸府押切り、諸國御所所村々買入田畑直段、並竹木直段帳等を改め調印するなり(徳川氏官制)

シヨウモンチ

證文地

江戸幕府の時、寺院の縁由あるものは、其分に應じて香花の地を寄附するものをいふ、また朱印地ともいへり、寺領(シリヤウ)、シユイン)を參看、

シヨウウヤウタイシ

承陽大師

道元(ダウケン)を見よ、

シヨウウリウジヤウ

勝龍寺城

山城國乙訓郡新足村大字勝龍寺(國圖)應應二年細川頼春始めて之を築く(國圖)文明の亂、畠山義就此に據る、其後松永氏の屬城となり、文祿九年六月細川義榮に屬し、岩成佐通之を守る、同十一年九月織田信長に降り、細川藤孝入城修築す、天正元年二月矢部善七郎、猪子兵助代り守る、同十年明智光秀の將三宅綱朝在城し、光秀の叛に與して亡され、當城廢す(山州名跡志、廢城考)

シヨウウリン

乘林院

鳥丸豐光(カラスマルトヨミツ)を見よ、

シヨウウリヤク

承曆

白河天皇御宇の年號、承保四年十一月十七日、天變に因て改元、四

シヨウ

年を経て永保と改む(國圖)維城典訓に、聖人者、以懿德、永承曆、崇高則天、博厚儀地とあるに據る、文章博士藤原正家勅申(國朝年號譜)

シヨウウレツ

勝烈

勝照(シヨウセウ)を見よ、

シヨウウレツハ

勝劣派

日蓮宗の一派、山州名跡志に、勝劣とは、出世の佛に述化本化の二佛あり、經にも亦權實あり、所謂四十餘年の經は、權教、後八箇年の法華は實經、佛も亦本佛、久遠古佛也、爾前の經には、釋尊久遠實成の古佛なる事を顯はさるが故に、説教たり方便にして未實地を顯はさず、然るを今法華に至て過去の本地を顯し、開三顯一とて、五十年の説經三乘の法、只今の一乘妙なりと教ふるを以て、衆生成佛の直因と説せり、其久遠實成は第十六齋堂品に見す、故に此品を取一派を興し、此品を以て本門とし、述は劣り、本は勝れたりと、一部の中にして勝劣を立るを以て勝劣といふなりと見えたり、明治九年二月妙滿寺派、興門派、八品派、本成寺派、本隆寺派の五派に別れ、各獨立するに至れり、ニテレンシユウ)を參看、

シヨウウ

承和

仁明天皇御宇の年號、天長十一年正月三日即位に由り改元、十四年を経て嘉祥と改元す、

シヨウウワシヤウハウ

承和昌寶

王朝時代に行はれたる錢貨の一種、承和の年鑄造したるを以て名あり(性質)徑六分五厘強、重七分、徑六分五厘強、重六分の二種あり、尙亦徑七分半、重九分のものあり、錢文は菅原清公の書なり(國圖)仁明天皇承和二年正月、鑄造して之を行はしめ、一を以て舊錢の十に當てしむ、同十四年にして通用を停む(大日本貨幣史)

シヨウウワラク

承和樂

樂、年號を以て樂名とす、壹越調廿五曲中の一、一名冬明樂、又一隆樂と稱す、新樂にて中曲なり(四人舞、答舞仁和樂(國圖)仁明天皇の承和、黃菊の宴せさせ給ひけると、勅を奉じて大戸清上樂を作り、三島武藏舞を作る、或は仁明天皇即位の時、即ち承和元年樂所の預大中臣成文、此樂を作て獻せりとも傳ふ、舞樂圖説に、唐書に唐興り太常少卿祖暉孫謂ふ、梁陳舊樂は吳楚の音を雜用し、周齊舊樂は多く胡戎の伎に涉ると、因て斟酌して大唐十二和の雅樂を作り、郊廟朝廷に用ひ、神人を和す、其第十二を承和樂と云ふ、この唐樂の古く傳へありしが、中絶してけるを、年號文字の偶同じきにより再興せしめられたるならんかといへり、中世以來、東宮の御宴、又皇太子の出入には此樂を奏すること例なりといふ(禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖説)

シヨウキ

書記

禪宗の僧職、文案を掌る、もと書狀と稱す、後には内外を分ち、内を書狀侍者外を書記と稱す、即ち内は専ら住持の文案、外は四方の文案を掌る、朝廷の内記外記に擬せしなり(敕修清規、禪林象器箋)

シヨクケンケウ

職檢校

盲人の官名、元祿五年杉山和一總檢校となりてより、京都にては職何々檢校と稱するに至れり、寶永の年元の如く京都にては總檢校と稱し、若松總檢校となり、職檢校の名廢す、江戸にては、總録と稱せしむ(總檢校略譜)

シヨクケンセウ

職原鈔

二卷、群書類從七十一、經濟雜誌社本第四輯に收む(内省)歴代官職の沿革、及び補任の次第を述べたるものにして、蓋し我邦における法制史の嚆矢と稱すべきなり(職原の名につきては藤井貞幹は、もと題號なく、只

シヨクケイ

職制

(鎌倉時代)源頼朝が鎌倉に據りて霸業を起すや、朝廷繁文の弊に懲り、簡要を主として制を立て、政所、問注所、侍所の諸司を置く、政所と侍所とは、公卿の家制を襲きしものなり、政所は内外の機務を總べて、教令を施行す、執權(又後見職と云)連署(又連判、加判とも呼べり)及び別當、令、案主、知家事、執事、寄人等の職を置く、執權、連署は、外戚たる北條氏世々之を襲ぐ、又評定衆あり、會同して大事を議定す、其他公事奉行あり、所謂恩澤奉行、安堵奉行、越訴奉行、評定奉行、諸亭奉行、官途奉行等なり、引付衆は評定衆を補佐して、

シヨクサイ

贖罪

「シヨクサイ」を見よ、

シヨクサンジン

蜀山人

太田南畝(オホタナノボ)を見よ、

シヨクケイ

職制

(鎌倉時代)源頼朝が鎌倉に據りて霸業を起すや、朝廷繁文の弊に懲り、簡要を主として制を立て、政所、問注所、侍所の諸司を置く、政所と侍所とは、公卿の家制を襲きしものなり、政所は内外の機務を總べて、教令を施行す、執權(又後見職と云)連署(又連判、加判とも呼べり)及び別當、令、案主、知家事、執事、寄人等の職を置く、執權、連署は、外戚たる北條氏世々之を襲ぐ、又評定衆あり、會同して大事を議定す、其他公事奉行あり、所謂恩澤奉行、安堵奉行、越訴奉行、評定奉行、諸亭奉行、官途奉行等なり、引付衆は評定衆を補佐して、

シヨクケイ

職制

(鎌倉時代)源頼朝が鎌倉に據りて霸業を起すや、朝廷繁文の弊に懲り、簡要を主として制を立て、政所、問注所、侍所の諸司を置く、政所と侍所とは、公卿の家制を襲きしものなり、政所は内外の機務を總べて、教令を施行す、執權(又後見職と云)連署(又連判、加判とも呼べり)及び別當、令、案主、知家事、執事、寄人等の職を置く、執權、連署は、外戚たる北條氏世々之を襲ぐ、又評定衆あり、會同して大事を議定す、其他公事奉行あり、所謂恩澤奉行、安堵奉行、越訴奉行、評定奉行、諸亭奉行、官途奉行等なり、引付衆は評定衆を補佐して、

シヨクケイ

職制

(鎌倉時代)源頼朝が鎌倉に據りて霸業を起すや、朝廷繁文の弊に懲り、簡要を主として制を立て、政所、問注所、侍所の諸司を置く、政所と侍所とは、公卿の家制を襲きしものなり、政所は内外の機務を總べて、教令を施行す、執權(又後見職と云)連署(又連判、加判とも呼べり)及び別當、令、案主、知家事、執事、寄人等の職を置く、執權、連署は、外戚たる北條氏世々之を襲ぐ、又評定衆あり、會同して大事を議定す、其他公事奉行あり、所謂恩澤奉行、安堵奉行、越訴奉行、評定奉行、諸亭奉行、官途奉行等なり、引付衆は評定衆を補佐して、

シヨクケイ

職制

(鎌倉時代)源頼朝が鎌倉に據りて霸業を起すや、朝廷繁文の弊に懲り、簡要を主として制を立て、政所、問注所、侍所の諸司を置く、政所と侍所とは、公卿の家制を襲きしものなり、政所は内外の機務を總べて、教令を施行す、執權(又後見職と云)連署(又連判、加判とも呼べり)及び別當、令、案主、知家事、執事、寄人等の職を置く、執權、連署は、外戚たる北條氏世々之を襲ぐ、又評定衆あり、會同して大事を議定す、其他公事奉行あり、所謂恩澤奉行、安堵奉行、越訴奉行、評定奉行、諸亭奉行、官途奉行等なり、引付衆は評定衆を補佐して、

シヨクケイ

職制

(鎌倉時代)源頼朝が鎌倉に據りて霸業を起すや、朝廷繁文の弊に懲り、簡要を主として制を立て、政所、問注所、侍所の諸司を置く、政所と侍所とは、公卿の家制を襲きしものなり、政所は内外の機務を總べて、教令を施行す、執權(又後見職と云)連署(又連判、加判とも呼べり)及び別當、令、案主、知家事、執事、寄人等の職を置く、執權、連署は、外戚たる北條氏世々之を襲ぐ、又評定衆あり、會同して大事を議定す、其他公事奉行あり、所謂恩澤奉行、安堵奉行、越訴奉行、評定奉行、諸亭奉行、官途奉行等なり、引付衆は評定衆を補佐して、

シヨクケイ

職制

(鎌倉時代)源頼朝が鎌倉に據りて霸業を起すや、朝廷繁文の弊に懲り、簡要を主として制を立て、政所、問注所、侍所の諸司を置く、政所と侍所とは、公卿の家制を襲きしものなり、政所は内外の機務を總べて、教令を施行す、執權(又後見職と云)連署(又連判、加判とも呼べり)及び別當、令、案主、知家事、執事、寄人等の職を置く、執權、連署は、外戚たる北條氏世々之を襲ぐ、又評定衆あり、會同して大事を議定す、其他公事奉行あり、所謂恩澤奉行、安堵奉行、越訴奉行、評定奉行、諸亭奉行、官途奉行等なり、引付衆は評定衆を補佐して、

シヨクケイ

職制

(鎌倉時代)源頼朝が鎌倉に據りて霸業を起すや、朝廷繁文の弊に懲り、簡要を主として制を立て、政所、問注所、侍所の諸司を置く、政所と侍所とは、公卿の家制を襲きしものなり、政所は内外の機務を總べて、教令を施行す、執權(又後見職と云)連署(又連判、加判とも呼べり)及び別當、令、案主、知家事、執事、寄人等の職を置く、執權、連署は、外戚たる北條氏世々之を襲ぐ、又評定衆あり、會同して大事を議定す、其他公事奉行あり、所謂恩澤奉行、安堵奉行、越訴奉行、評定奉行、諸亭奉行、官途奉行等なり、引付衆は評定衆を補佐して、











シメク

訟事を沙汰す、問注所は衆庶の訴訟を聴決する所なり、長官を執事といふ、三善康信より後其家の世職となりて、町野太田の兩家、互に之に補す、また寄人あり、侍所は將士を指揮し、非違を檢斷し、決罰の事を掌り、軍旅の事ある時は、機務に參預するを以て、最權勢ある重職とす、別當、所司、開闢、寄人等あり、初め和田義盛別當となる、執權北條義時和田氏を排して之に代りしより後、文武の權遂に北條氏に歸するに至れり、六波羅探題は、京都警衛の職なり、承久の亂以後、之を置きて時變に備へ、京畿及び關西の政務を總管せしむ、又北條一門の世職となる、此にも評定衆、引付頭、奉行人、問注所執事、寄人、侍所、檢斷所等あり、概ね幕府に準ず、又大番の職あり、諸國の武士を徵して、禁中を警護せしむ、後又鎌倉に置き、東國の武士をして之を勤めしむ、地方の職には、西海に鎮西奉行、九州探題を置き、長門に中國探題(又長門探題といふ)を置き、東北には奥州總奉行あり、蝦夷代官あり、而して諸國には守護、莊園には地頭を分置す、守護は盜賊を追捕し、罪犯を決罰し、大番を督促することを掌り、地頭は軍糧を徵收することを掌る、後世守護の權漸く重くなりては、民政に干渉し、郡郷に代官を置き、租税を聚斂するに至れり(室町時代)には大抵鎌倉に本づき、政所、問注所、侍所を以て、文武の樞機を執る、然れども又同じからざる所あり、政所の長を管領といふ、職掌鎌倉の執權の如し、執事、寄人、評定衆、式評定衆、之に屬す、引付頭人は、采地の争訟、租税の抑留等を裁判す、開闢、引付衆等の屬あり、問注所の職員は、ほゞ鎌倉におなじ、侍所は所司、(又頭人といふ)開闢、寄人等あり、専ら刑法を掌り、追捕警備の事は、之を所司に委ねたり、又其分職あり、即ち段錢を諸

シメク

國に課するには、段錢國分奉行あり、外國貿易には唐船奉行あり、市税を掌るには納納二衆あり、五山十刹の奉行には禪律方頭人あり、並に鎌倉幕府になき所なり、地方の職には、關東管領(又鎌倉管領といふ)府を鎌倉に置き、關東の庶政を總べ、將軍の一族を補して世襲し、三執事を置く、初め源賴朝府を鎌倉に開くや、探題を兩六波羅に置て、關西を控制す、足利氏の時には、南朝尚は豐を伺ふを以て、府を京都に開きて之を鎮し、管領を鎌倉に置きて東國を治めしむ、此時室町將軍を公方といひ、其執事を管領といひ、關東の權盛なるに及びては、亦公方と稱して、其執事亦管領と稱するに至る、其府職も亦室町に擬して、評定衆、引付頭人、引付衆、政所、問注所、侍所等あり、大權遂に分れて海内事多し、其他の職には九州探題、奥州探題、羽州探題、諸國には守護、守護代、總領地頭、地頭等あり(江戸時代)には大政の出る所を用部屋といふ、本城に在り、大老、老中、若年寄等此に會同す、大老(一人)は初め家老と稱す、或は置き或は置かず、老中(五人)は初め年寄といふ、(後ち關老ともいふ)禁裏、院中、宮門跡、堂上方、諸大名等の事を掌る、若年寄(五人)旗下諸卒の事を掌る、奥表右筆あり、諸老に屬して文書を掌る、而して大事を裁斷する所を評定所といふ、龍ノ口に在り、老中、若年寄、寺社奉行、町奉行、勘定奉行等、毎月式日三度、立會日三度を定めて參會し、訴訟を聽理し、大目付目付も臨みて之を監す、奉行等支配下の訴訟は各其官宅に於て聽斷す、勘定所は殿中に在り、租賦財用の事を掌る、勘定奉行は初め勘定頭と稱す、公事方勝手方の二つに分つ、公事方には評定所留役組頭あり、勝手方には御殿詰勘定組頭あり、其他屬吏尙多し、目付所は城中に在り、大目付は老中の耳目

シメク

となりて大名の糾彈を掌り、兼て老中以下諸役人の非違を監察す、目付は若年寄の耳目となりて、旗下諸士の非分非禮を正す、其下に徒目付、小人目付あり、陪臣以下の非分を糾彈することを掌る、寺社奉行は寺社及神宮僧侶の事を掌る、吟味物調役等の職あり之に屬す、江戸町奉行は府内町人の事を掌る、與力同心之に屬す、寺社町勘定これを三奉行といふ、並に重職なり、この他番衛の武職には、小性番頭、書院番頭、大番頭、以下旗槍弓砲等、各奉行あり、殿中に候して禮儀の事に與るは、奏者番、高家、中興番等の職あり、將軍の近習に仕へて、命令を吐納するには、側用人、御用取次、側衆、小性等の職あり、後房をば大奥と稱し、廣敷用人、廣敷番頭等の職あり、凡そ鷹匠、馬方、船手より、技藝雜職に至るまで、備はらざる所なし、地方の職には、京都に所司代あり、禁裏を守護して關西を控制し、二條、大坂、駿府には城代、定番、加番の職を置き、其他要衝都會の公料に屬する京、大坂、駿府、奈良、伏見等の地には、町奉行あり、長崎、佐渡、堺、山田、日光、浦賀等には奉行を置き、其他各地には代官を置き、貢租斷訟の政を奉行せしむ、凡そ其措置、前二代に鑿みて宜しきを裁したれば、内外大小相維持して、二百六十餘年の久しきに傳はり(明治時代)維新の初め、有名無實たりし二官八省の實を擧げ、續で歐洲各國の制を對量し、内閣以下十省を置きて諸政を總べ、掌る、即ち現今の制なり、なほ詳しくは、各細目の條に説明し、また官制に關しては別に其條あり、就きて見るべし(日本制度通)

シメク

シヨクドウ 贖銅 「ゾクドク」を見よ、  
シヨクニホンキ 續日本紀 卷四十卷

シメク

二十冊、國史大系第二卷に収む(國史)六國史の一、文武天皇の元年より、桓武天皇の延暦十年に至る、九十五年間の歴史なり(註釋)村尾元融の續日本紀考證十二卷、寺村成相が渡邊壽、生駒正直等五人の質問に答へたる續日本紀問答一卷あり(續)從四位下行民部大輔兼左兵衛督皇太子學士菅野朝臣眞道等桓武天皇の勅を奉じて、撰集する所にして、延暦十六年丁丑二月成る、然るに本書第一卷より第二十卷迄は、每卷の首に從四位下行民部大輔兼左兵衛督皇太子學士菅野朝臣等奉勅撰とあり、第二十一卷より第四十卷迄は、每卷の首に右大臣從二位兼行皇太子傅中衛大將臣藤原朝臣繼繩等奉勅撰とあるに依れば、二人の手に依つて成りしを知るべし、續日本紀考證に曰く「釋日本紀、本朝書籍目錄皆云、續日本紀四十卷、菅野朝臣眞道等撰、而不屬之於繼繩公(藤原)然此書自文武天皇元年(至)孝謙天皇(廿)卷、眞道朝臣所撰、自廢帝即位(至)桓武天皇延暦十年大尾(廿)卷、繼繩公所撰、其前後總繼固不同、而非成於一手者、則觀二君上表及本書每卷首所題署、而可知矣、蓋繼繩公薨時、其書首尾未備、眞道朝臣獨能竣之修成之功、故釋紀書目係一書一人歟云々」と以て察するに足る(群書一覽、續日本紀考證)

シヨクニホンコウキ 續日本後紀

卷二十卷、國史大系第三卷に収む(國史)六國史の一、淳和天皇の天長十年より、嘉祥三年三月に至る、仁明天皇御一代の實錄、其間十八箇年なり(註釋)荒木田久老の續日本紀歌解一卷、及び續日本後紀索引四冊、同類標一卷あり(續)太政大臣從一位藤原眞房、參議正四位下式部大輔春澄善繩等勅を奉じて撰する所にして、淳和天皇の貞觀十一年に成る、初め文武天皇の時、眞房、右大臣藤原眞相、大納言伴善

シメク

男、善繩、從五位下大養貞守等に詔して撰修せしめしが、天皇崩じ給ひて中止し、淳和天皇即位の後、其業を繼がしめられたれども、眞相は薨じ、善男罪せられ、貞守邊州に守たりしを以て、眞房善繩二人にて其功を奏せしものなり(群書一覽)  
シヨクケイコシヨ 諸稽古所 舊小田原藩の學校一名集成館といふ(續)相模國足柄下郡小田原城内二ノ丸内、今小田原幸町一丁目(原)文政五年正月藩主大久保忠真之を設立して諸稽古所と云ふ、安政二年兵學を加へ藩士を訓練せしむ、慶應三年七月兵法を改め西洋に徴ふ、明治二年六月文武館と改稱す、翌月大改革を行ひ諸職員を廢し、文武總裁及び督學を置き諸職名を改む、且つ英學科を加ふ、又寄宿生を置く、同五年四月校を廢す(日本教育史資料)  
シヨケウ 助教 大學寮の職員、ダイガケルヲを見よ、  
シヨケチフセツキ 諸家知譜拙記 (續)五卷(續)攝家清華大臣家をはじめ、公卿百三十七家の系譜を簡便に記したるものにして、眞享年間土橋定代之を撰びて刊行す、享保十年の頃後人これを増補して刊行せしを、延享二年遠水房常が更に増補訂正して出版したり、後ち屢々増補訂正出版せり、朝廷に於ける各流諸家の系統を知るには、最も簡便なるものなり(知譜拙記)  
シヨクウ 諸侯 大名(ダイミヤウ)を見よ、  
シヨサン 諸山 禪宗の寺格、十刹の下に班せる名刹を云ふ、諸山の名は五山記に就て見るべし、  
シヨシ 書司 名簿 フミノツカサともよむ

シメク

シヨシキゲテン 諸司公廨田 乘田或は官田を割きて諸寮諸司の公廨田とするものなり、不輪租田なり、天平寶字元年諸生供給の用に充てん爲に、大學寮、雅樂寮、陰陽寮に田を給し、武藝を興さん爲に中衛府、衛門府、衛士府、兵衛府に田を給せること甚だ多し、クゲテン(田制)參看(田制篇)  
シヨシタイ 所司代 (續)室町時代の職名、侍所の所司の代官を云ふ、又所司代の代官を小所司代といふ、所司代官の私に置くものなり(起原)室町時代、所司幕府に稟請し、家人の長たる者を以て補せしに起り、眞治中、所司佐々木道譽が、其部下吉田源覺をして、侍所の事を代行せしめしを初見とす、されど太平記庭訓往來等に職名となりしを見れば、鎌倉の末年已にありたれど、假初に設けたる私の職なれば、其名稱の傳はらざりしにや(起原)應永中、所司赤松義則、部下浦上美濃を以て所司代と爲す、陪臣にて所司に等しき威權有しかば、直參の有司も、自ら其下風に立てり、文明以後は、所司と共に、此職も亦廢絶す、爾後七十年を経て、將軍義輝の時、三好長慶政權を執り、更に所司代と稱せり、當時、所司を補せずして所司代ある事、古制には違ひたれど、足利氏漸く衰弊に及びては、管領無くして、佐々木定頼、朝倉義景等を、管領代と稱せしと同例なり(官制沿革

シメク



シヨシノソウ

略史○江戸時代には京都所司代ありて、京畿の守備を掌る、略して単に所司代とも呼びたり、キヤットシヨシノソウを参看、

シヨシノソウ

諸司奏 節會、七曜御曆、腹赤、水鏡等を奏するをいふ、詳しくは各條につきて見るべし、

シヨシハット

諸士法度 江戸時代における旗下の憲章なり、又旗本法度ともいふ、三代將軍家光の時寛永九年に始めてこれを發布し、尋で同十二年に大成したり、四代家綱寛文三年八月にも、寛永の令を取捨して之を發布せしが、大旨武家諸法度に同じきを以て、五代綱吉以後はこれを廢し、法令の式ある時は、諸大名と日を異にして登城せしめ、武家諸法度を從聽せしむることなれり、今左に寛永十二年の法度を示す、詳しくは、徳川禁令考に就て見るべし、尙ほ「アケハット」參看(徳川實紀、徳川禁令考)

條々

- 一 忠孝をばげまし、禮法をたし、常に文道武藝を心がけ、義理を專にし、風俗をみだるべからざる事、
- 一 軍役如定、旗号鐵炮鎗甲冑馬具、諸色兵具並人數積、無相違可相嗜事、
- 一 兵具之外、不入道具を好み、私之奢いたすべからず、萬儉約を用べし、知行水損早損風損蟲つき、或舟破損、或火事、此外、人も存たる大成失墜は各別、件の子細なくして進退不成、奉公難勤輩は、可爲曲事、
- 一 屋作、小身の族にいたるまで、近年分に過、美麗に及ぶ、自今以後、進退に應じ其例を承合、かくいたすべき事、
- 一 嫁娶之規式、近年小身の輩にいたるまで、甚及華

シヨシノソウ

麗、向後、諸道具以下、分に過たる結構いたさず、可レ用儉約、譬大身たりといふとも、ながえつり、し三十挺、長持五十棒に過べからず、總而應分限可シ沙汰事、

一 振廻之勝木具並蓋臺、金銀彩色停止之、但し高貴人珍客には木具不苦、或は晴之會合、或は嫁娶之時は、金銀之土器龜足可爲其意次第、總而振舞之儀輕くいたし、酒不可及亂醉事、

一 音信之禮儀、太刀馬代黄金壹枚或銀十枚、隨分限、以此内可減少之、或銀壹枚青銅二百匹禮物百匹にいたるまで可レ用之、並小袖十、如右減少之、雖爲大身不可過之、總而諸色此積を以可レ用遣之、國持大名之禮儀としかはしの時も、此上之美麗いたすべからず、勿論酒肴等も可爲輕少事、

一 被行死罪者有之時、被仰付置之外、一切其場へ不可懸集事、

一 喧嘩口論堅止之、畢、若有之時令荷擔は、其皆可重於本人、總而喧嘩口論之刻、一切不可懸集事、

一 於殿中、萬一喧嘩口論有之節は、番切に可相計之、眼に自他番不可寄集、番無之座ならば、其所へ近き輩可計之、事にも成間敷を見ながら不可令致惡事、

一 火事若令出來ば、役人並免許之輩之外不可掛集、但役人差圖之者は可罷出事、

一本主之障あるもの不可相抱之、叛逆殺害盜賊人之届あらば、急度可返之、其外かるき告之者に至ては、侍は届次第可追拂之、小者中間は可返之、於難遣は、番頭組頭令相談可濟之、無番頭者は、其なみの輩可致談合、若有滯所ば、

シヨシノソウ

達役者可請差圖事、

一 於諸家中、有大犯人ば、譬雖爲親類直參之輩、取持相拘はるべからざる事、

一 知行所務諸色相定、年貢所當之外、作非法領知、不可致事、

一 知行境野山水論井屋敷境、於何事も不可致私之評論、若申分あらば、番頭組頭可令相談、無番頭者は、其なみの輩に及相談可濟之、有滯儀ば達役者、可受其旨事、

一 組中並力同心、他之組と申合有之時、不致其組之荷擔、番頭番組互及相談可濟之、若有滯儀、ば達役者、可受差圖事、(寛文三年削除)

一 百姓公事、雙方自分之知行たるにおいて、其地頭可計之、相地頭之百姓と公事いたさば、其煩之番頭組頭、以相談可捌之、無番頭者は、其なみの輩寄合可濟之、總而有滯儀ば達役者、可請捌事、

一 跡目之儀、養子は存生之内可致言上、末期におよび忘却の刻申といふとも、不可用之、勿論無筋目もの不可許容、たとひ雖爲實子、筋目違ひたる遺言立問敷事、

一 結徒黨致荷擔、或妨をなし、或落書張文博奕不行儀之好色、其外侍に不似合、事業不可仕事、

一 大身小身共に自分用所之外買置、商賣利潤のかまへ致すべからざる事、(寛文三年削除)

一 徒若黨之衣類、さあや、ちりめん、平島羽二重結紬布木綿之外停止之、

附、弓鐵炮之者、指紬布木綿之外不可著之、小者中間、衣類萬に布木綿可レ用之、一物頭諸役人、萬事に付而不可致依怙、並諸役者其役之品々常に致吟味、不可油斷事、

シヨシノソウ

一 上意之趣、譬如何様之者雖申渡、不可違背事、(寛文三年削除)

右可相守此旨、若於違犯之族者、糺其咎之輕重、急度可被處罪科者也、

寛永十二年十二月十二日

シヨシヤウ

書狀 書記(シヨキ)を見よ、

シヨシヤウシヤ

書狀侍者 山門三大侍者(サンモンノサンガイシヤ)を見よ、

シヨタイフ

諸大夫 (一)朝廷にては、初め非侍從の四位五位たるものをいひしが、後には攝政、關白、大臣等の家に祇候して、格勤の功によりて、殿上を許され、大中納言まで昇進するを得る家柄を云ふ、是を諸大夫家と稱す、(二)武家にては、五位(凡て從五位下)の通稱に用ひたり、按ずるに、大夫とはも一位已下五位已上の總稱なりしが、後には専ら五位のみの稱となりしなり「タイフ」參看(一)朝廷の諸大夫は、職原抄後附に、四條、勸修寺、葉室、大福寺、日野、平親宗の子孫、式家、南家、菅原、大江儒者の家を諸大夫家とし、源賴義義家の後胤、平正盛忠盛の餘流、官外記、醫陰兩道、及び伊勢齋主等の家は、皆諸大夫の列にして、攝關大臣家の家司職事に補せらるると云へり、又石原正明の年々隨筆に、諸大夫といふ名目、もと一義ながら、さまざまに轉じたれば、其所につきて定むべき心得あり、しばらく相對する所を以て辨せば、まざる所なくやあらん、古書どもに、侍從諸大夫と相對したる諸大夫あり(中略、侍從の說明を略す)諸大夫は非侍從なり、おまへ近くは仕うまつらの四位五位なり、侍從諸大夫の差別、藏人所にて堂上地下といふも同じ越なり、諸大夫とは、大ぞうにおしこみたる四位五位といふ事、侍從ならぬをおしこめて諸大夫といふなり、國史などに賜

宴侍臣とあるは次侍從のみにて、非侍從(諸大夫なり)はあづからず、賜五位以上宴とあるは、恩諸大夫に及びしなり、次に公達諸大夫と相對ひたる諸大夫有、公達は代々侍從の列にて、大臣納言にもほりしほどの人の子孫の身がらをいふ、諸大夫は、非侍從なる人攝關大臣の侍所に候し、格勤して、これを肩入といふ、其力をかりてなりける身がらをいふ、源氏物語の惟光良清かもの瑞垣うらみし右近將監などの類なり、かくて代々公達諸大夫なるほどに、つひに家がらの名となりて、公達は近衛の次將兵衛佐などを經歷して、納言大臣にものぼる、されど又代を累ぬるほどに、いたく微弱なるも出來て、鳥羽後白河のころは、受領にて地下なるもあり、諸大夫の英雄は、辨官をへて參議にも任ぜしを、才器奉公打あひて、内府儀同にて登揚する事となれり、打つききては公達は尊く、諸大夫はいやしきやうなれど、さる英雄は諸大夫とは昔の稱にて、いみじき貴族權門なり、次に名家良家といふ稱あり、名家は上にはゆる才器奉公打あひて、内府儀同にも登揚せらる、家門、これもむかしは諸大夫といひし、其中に名ある家といふ事、才名の家といふ説もあるにや、才名の家といは、紀傳の儒管家江家などをいふべきに、職原抄などに引出られたる人々、さる家門にはあらず、その家系を推してしるべし、其家は、地下にては省の輔などを經て、老後上階にものぼる程の家の事なり、次々は諸家の頭などに任するあり、その若きほど助にもなる、職原抄に六位諸大夫任之とあるは、諸大夫の家がらの人の、また六位なるほどなり、次に諸大夫侍と相並びたる稱あり、諸大夫はつぎふいへる如く、執柄大臣に伺候して、其ちからにて昇進する人にて、かのかもの瑞垣うらみし

右近將監などの類なり、年へて格勤するほどに、侍に紛る、所あり、侍はもと執柄大臣の家人なり、家人の中に才器あるを、實人にして、諸司諸國の判官主典にも申したるが、五位にもなるが、ありて、諸大夫に給安し、畢竟は諸大夫はもとよりの公人、侍ははじめは家人にて後に公人になりたる差別なり、それは延喜天曆それよりも上より有來し事にて、白河鳥羽の御代などに至りて、やう／＼家がらの名となれり、元暦以後はその迹に逐ふ事となりて、時の浮沈はあれど、なほ某甲某乙は諸大夫、某丙某丁は侍と、家の品さだまりたり、今時親王大臣に伺候せらる、諸大夫は、一向家人のやうにみゆれど、もとは公人にて、しかも良家なる多かりき、とあり、以て其一斑を知るべし、(二)また武家の諸大夫は、江戸幕府の制にして、從五位下に叙せられたるものを爾か唱へ、且つ此時はじめて受領を許され、從五位下何ノ守と稱したりき、而して諸大夫となるものは、柳之間詰の諸大名、三家家老、芙蓉間諸役人(大番頭、寺社町勘定の三奉行、大目附、駿府城代等の如き)等と爲す(徳川盛世録)

シヨタイフノマ

諸大夫間 京都皇居内の居間の名、諸大夫の詰所なり、公卿ノ間と連なる、クギヤウノマを見よ、

シヨダウ

書道 入木道(ニフホクダウ)を見よ、

シヨダウケフキヤウ 諸道具奉行 室町幕府の末より諸家に置きたる職名、弓、鐵炮、鎗、旗の外、戦争に要用なる諸道具をあづかり掌る(武家名目抄)

シヨタフジヤウ

初答狀 鎌倉時代の法律語、訴訟の時の初めの陳狀を云ふ、又初陳とも支狀

シヨシノソウ

シヨシノソウ



シヨメテ—ジヨボク

とも云ふ(沙汰未練書) 諸亭賦別奉

シヨテイフベツアギヤウ 諸亭賦別奉 行 諸亭賦別奉の職名、公事執行の時、其事務を諸亭へ分配して行はしむる事を掌る。當時の俗、廳を呼びて亭とし、賦は分配の義、諸亭とは引付方、恩賞方、安堵方、問注所、侍所等の諸所を云ふ、即ち吏民の訴状を受けて、問注所に致し、年月日と奉行の姓名とを記し、各廳に分賦して、處分せしにより此稱あり。...

シヨハカセ 書博士 大學寮の職員、イダイガクレウを見よ。

シヨハキフ 序破急 樂の曲名、序、破、急の三曲を總ていふ稱、序は始作をいひ、破は破砕をいひ(其曲通に繁聲に至るなり)、急は流瀉をいひ、此三曲を以て樂の具と爲す、然れども、序破急を全具せずして序破、或は破急を以て一具と爲すものあれど詳かならず(禮樂志)。

シヨアンチャウ 處分帳 長帳(ナガチャウ)を見よ。

シヨボク 如木 白張を云ふ、白張(白布の狩衣)は其字の如く、白布の強ばりて木の如き故に名づく、公卿(辨官にもあり)の供となりて履倉等を持つ賤役の者なり、又僧侶にもあり(寺官抄、倭訓栞、貞丈雜記)雜史に、如木諸家具之、攝清家不具、烏帽子平禮也、或裁縫如狩衣、平絹白張裏紅、袴同上色也、衣文墨畫訓に、如木、雜色(名家公卿、或辨官被具

シヨム—シヨメ

シヨムサタ 所務沙汰 鎌倉時代、所領の田島下地相論の事を沙汰するを云ふ、沙汰未練書に、於關東六波羅引付、有沙汰、所務相論事出來者、先調、訴狀具書、所務賦可上之、賦奉行請取之、賦雙紙沙汰之篇目を書付て、訴狀に加銘、進次第五方引付、賦之、其手の開闔請取之、於引付御座、以孔子一定、奉行には治定之後、御教書を成也、以之爲訴訟之初、開闔者又執筆御奉行中、宿老引付細々事記録入也、又公文とも云也」とあり。

シヨメイテンワウ 舒明天皇 名義譯 皇の皇孫、押坂彦人大兄皇子の御子、御母は敏達天皇の皇女糠手姫、第三十四代の天皇、推古天皇元年癸丑降誕、天皇元年己丑正月即位し、都を大和の飛鳥岡本宮に遷す、在位十三年にして崩す、御壽四十九、大和國坂上郡忍坂村押坂内陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)。

シヨメイヒロウ 疏銘披露 御祈禱の意趣を書きたる書付に、願主の姓名を書きて遺すを云ふ、貞丈雜記に、名目抄に云く、毎年誕生日、維那僧持參祈禱疏、乞銘、仍書姓名遺之云々、疏とは、御祈禱の意趣をかきたる書付なり、銘とは其書付に其願主の姓名を書遺はすなり」と見えたり。

シヨモツアギヤウ 書物奉行 江戶幕府の職名、圖書の出納保管に關する事を掌る、二百俵高にして役扶持七人扶持、同心二十一人之に屬す、若年寄の支配に屬し數名あり(起原譜)寛永十年十二月廿日はじめて之をおく、此時は四名なりしが、元治の際には六名ありき(武鑑、徳川實紀、古事類

シヨリ—シヨリ

シヨリウ 叙留 位を昇叙して、官は原職に留るを云ふ、位は叙し、官は抑留するの意なるべし、例へば、五位の少將が四位に叙せられし時に、少將如元、中將三位に叙する時、中將如元と日宣あるが如きは即ち叙留なり(有職問答、有職袖中抄)。

シヨリヨウシ 諸陵司 名義譯 ミサザキノツカサとも訓む、唐名廟陵署、山陵皇親外戚の墓を管し靈を祭り、喪葬凶禮、及び陵戸の名籍を掌る、治部省の被官、正一人正六位上、佑一人從七位下、令史一人、土師十人、使部十人、直丁一人(起原譜)上代凶禮の事は、土師氏の世職なりしが、大寶元年本司を置きて之を管す、聖武天皇の天平元年本司を罷せて、諸陵寮と改む、シヨリヨウシを見よ(令義解、續紀、職官志)。

シヨリヨウレウ 諸陵寮 名義譯 諸陵司に同じ(起原譜)諸陵司に同じ(起原譜)頭一人從五位上、後世賀茂氏陰陽師五位已上の人々に任ず、助一人正六位下、大允正七位下、少允從七位上、大屬從八位上、少屬從八位下、史生四人、使部十人、直丁四人、所屬に土部あり、凶禮を發相す、ハシベを見よ(起原譜)聖武天皇の天平元年、司を罷せて寮に改め、右の職員を置く、後世助に權官を置く、降りて明治二年九月、神祇官中に諸陵寮を置く、四年八月寮を廢し、事務を取扱ふ、七年教部省中に諸陵掛を設け、御陵墓地寺院等の事を掌る、十年教部省廢止に付、内務省にて其事務を取扱ふ、十一年二月宮内省の所管となり、尋で諸陵寮と改め、皇室の御陵墓に關する事務を管理す、シヨリヨウシ參看(職官志、法令全書)。

シライシガマ 白石窯 名義譯 肥前國の製陶の窯(起原譜)開窯の時を詳かにせず、安政年間

シライ井

京都より陶工走波といふ者此地に來りて之を製す、京都の永樂の如く彩畫描金の物を作るに長ぜり、一時其業盛にして輸出品最も多し、其製教青磁は大河内の製に比すれば、黒色を帯ぶるに似たり、近傍及び天草の土を調和して之を作る、工人業を傳へて今に至る(古今陶磁攷、工藝志料)。

シライ井ジャウ 白井城 所在 上野國群馬郡長尾村大字白井(起原譜)白井の地は、後名抄白衣稱と稱したるものにて、伊勢神明の御厨なりしを、建保中武家の領と爲れり、降りて康元元年上杉氏、白井の庄を得、守護代として家長長尾景照を置き、同十一月城を築く、永享十年上杉憲實その主足利持氏の怒を避け、鎌倉より、この地に退し、とあり、長尾氏の子孫久しくこの地に居住し、世に白井の長尾と稱す(累世の墓地隣村中郷雙林寺に在り)、元龜三年武田氏の爲めに陥らる、天正元年越後長尾景虎之を復して長尾顯長に還與す、後ち小田原の北條氏に屬し、天正十八年豊臣秀吉の軍に攻め陥らる、徳川家康の領するや、この地を本多廣孝に與ふ、已にして廣孝轉封し城遂に廢す(上野名跡誌)。

シライトワツフ 白絲割符 名義譯 江戸時代、外國より輸入せる白絲即ち生絲をば、其專賣權を有したる商人に割り賦るをいふ、割符は割賦の義なり(起原譜)慶長八年ホルトガルの商船、漂ひて長崎に入る、多く生絲を搭載するを以て之を賣らんとすれども、容易に購求するものなく、空しく碇泊する事二年に及びしかば、屢々長崎奉行小笠原一庵に哀訴し、部下の商人に買ひ取らしめん事を請ふ、一庵止を得ず、伏見に赴きて徳川家康に謁し、其事情を具陳せり、當時戦亂の後を受けて、我國の養蠶事業衰頹せるがゆゑに、製出の生絲粗悪にして、遂に輸入

のものに劣りたり、されば家康は輸入の生絲を用ひて、内國織物の工業を起さん事を欲し、特に京都堺の豪商に命じ、長崎に至り彼地の豪商と共同して、買取り、之を内國の需用に頒布するの手段を取らしめたり、然るにホルトガルの商人は、我内地に生絲の需用あるを知り、其翌年再び許多の生絲を支那地方より長崎に輸入し、内地の商人もまた其利あるを知りて之を買取り、而して其價額は、著しく前年よりも低廉なりしかば、嘗て家康の命を奉じて生絲を買入れ、現に之を貯蔵する長崎、京都堺の豪商等は多大の損失を受けたるを以て、其補償の方法を幕府に嘆願せり、家康は其嘆願を理ありとして、小笠原一庵に訓令し、南蠻船にて持ち渡りたる生絲並に端物類は、悉く右の豪商等にて直段を定め、三市へ割賦したる後に、之を内國商に轉賣すべしと規定し、生絲並に端物の專賣特權を與へられたり、即ち白絲割符の起因なり、而して右の特權を與へられたる商人を、割符人と稱し、中若干人を以て年寄と爲す、其割符の標準は京都百丸、堺百廿丸、長崎百丸を率と爲したり(一丸は五千斤、一斤は百六十目に當る)諸國の割賦の制、一度起りてより、彼商人等の利益する所頗る多かりしかば、其特權を附與せられん事を希望するもの次第に多く、寛永八年に至り終に江戸の商人を加へて四所の割符とし、京百丸、堺百廿丸、江戸五十丸、長崎百丸、外に突服所六十丸と定め、且白絲の外に黃絲、紗綾、白縮子等をも四所割符に屬せしめたり、然るに大阪の商人等もまた哀訴する處ありしかば其請を許し、更に大阪三十丸を加へて五所と爲し、なほ突服所六十丸、筑前博多十二丸半、筑後五丸、肥前五丸、對馬二丸半、小倉一丸半を加ふるに至れり、後ち寛永十二年幕府唐船貿易を長崎の一

シライ

港と定め、其翌年發布の新令に於て、船載白絲は價格を定めたる後五所の商人に配付すべし、其他諸品は白絲價格決定の後賣買すべしなど規定し、絲割符人の專賣權を一層鞏固にしたり、寛永十八年和蘭人の貿易場を長崎に移すや、堺の割符人等、近年江戸大阪商人の増加するありて、割符高を減じたることなれば、この機に乗じ、唐船同様に專賣せんことを請願して、遂に和蘭船載の白絲をも、五所の商人に割符せしむることなれり、かくの如く絲割符人は幕府の殊恩を蒙りて、利益を專有せしかば、大阪の役には軍用品を運送し、島原の亂には石火矢、鐵砲、玉藥、馬草などを陣中へ送りて、軍役を助けたり、又幕府の日光廟を造營するや、建築用の石を運搬し、或は其三十三回忌に、唐銅の燈籠をも獻じたりしが、正保四年には長崎港入船の海口なる神崎に、幅三十間長三里の船橋を架する等の報酬をなせり、又將軍の代初には、五所より白絲を進獻するを以て恒例となせり、明暦元年幕府絲割符法を停め、唐蘭の輸入品は、總て相對賣買とす、これよりさき白絲を賣買するの法、毎年春時に價格を定め、一年間高低するを得ず、こゝに於いて唐船、春少ばかりを輸入して價格を騰貴せしめ、夏秋に至り多數を輸入せり、かくの如きこと數年にして、白絲堆積せしかば、幕府は大阪金庫より銀五千五百貫目を出し其白絲を購入す、よりて白絲割符商法を廢し、他物貨と同じく相對賣買となしたるなり、其後貞享二年に及び絲割符商法を復し、市法會所を割符會所と改め、絲割符宿老二人を置き、毎年首座一人參府して將軍に謁し、物を進獻せり、且例により題絲高を定め、京百丸、堺百二十九丸、江戸百丸、大阪五十丸、長崎百丸、外に突服所六十丸、筑前博多六丸半、筑後五丸、肥前五丸、對馬

シライ

苑官位部) 留るを云ふ、位は叙し、官は抑留するの意なるべし、例へば、五位の少將が四位に叙せられし時に、少將如元、中將三位に叙する時、中將如元と日宣あるが如きは即ち叙留なり(有職問答、有職袖中抄)。



シラガ

二丸半、小倉一丸半、平戸十丸とす、元文三年絲割符宿老一人を増して三人とし、新に扶持米を給す、元禄十一年割符會所を改め、長崎會所と稱せしむ、又割符高を改め、京、堺、江戸を百丸、大阪を五十丸、長崎を百五十丸、吳服所を千丸、諸國分を廿六丸半とす、且これまでは百丸の題にて、絲さへ多く来れば、三百丸も五百丸も買取しに、こゝに至て百丸と定められたる上は、百丸の外買取の事を許さず、若し千五百丸以上積れる時は、長崎の地下配分のこととなり、堺は元來家康の命を受けて、最初に買取たる由緒あるを以て、特別に百廿丸の割符を受けしに、京江戸と同じく百丸に減せられたれば、哀訴願して止まず、されど幕府はこれを許さざりき、明和安永の頃より東國養蠶の業次第に開け、従て白絲の價格下落せしかば、文化文政の頃より、輸入の白絲著しく減少せり、されども前にも云へるが如く、絲割符は長崎輸入品一切の賣買權を占むるものなれば、敢て白絲の多少には關せざりきといへり、維新の際遂に廢絶に歸す(日本商業史、長崎三百年間)

シラウメ 白梅 鬘の色目の名、ひとへうめ、またゆきの下に同じ、

シラガ 白髪 小兒髮置の時、其頭に被らしむる爲めに、すが糸にて模造したる垂髪をいふ、小兒の長壽を祈るの意なりともいへり(髮置の記、貞丈雜記)千代鏡に、「しらがの長さは、其小兒の帯より少しくさがる程に可仕、しらが少きはわろし、澤山にあるべし」と見え、また「しらがを進じ、又かぶらせ申人は、其家のおもき家臣、夫婦揃ひ、子孫繁昌して、めでたき人に其役を申付くべし、夫婦共に参りて、しらがをかぶらせ申なり、又一族の衆よりしらがを参らせ申事もあるべし」とあり、なほ其作り方

シラガ

は、左圖のごとく、頭に被る處を丸くし、白紅の水引にて、白髪をつまみ上げて、みづらを結び、しかと眞結にして其結び餘三寸程にして箸などに巻きて縮みをよする也、襟元附近の處を輸入元結にてまた結び、下を白水引にて結び、其上に入元結をか(く)其下手一束おきて、紅白の水引にて二重廻し、左の方をわなにして、片わなに結び、そ



此處は額に當る所、下地を細かにおみてあみたる端を切そへ其切口を白絹にてつむむ

白紅の水引にて白髪をつまみ上げてゆふ

シラカ

シラカケ 白鹿毛 馬の毛色の名、黄白色のものいふ、韻會小補に、騾、說文黃馬發、白色、倭名抄に、騾馬、白鹿毛也と見えたり、

シラガサネ 白重 鬘の色目の名、上下共に、白きかされにて、四月と十月との衣更の外には、夏の暑時のみに之を著用す、雅亮裝束抄に、白きうす物を半臂下襲に著るなりといへり(澤田草)

シラガノテンワウ 白髮天皇 清寧天皇(セイネイテンワウ)を見よ、

シラカハウチ 白川氏 華山源氏(クラザンゲンツ)を見よ、

シラカハオシノコウチドノ 白河押小路殿 山城國愛宕郡に在り、黒谷上人傳に、河東押小路仙洞と見ゆ、元鳥羽院の仙居なり、後ち美福門院傳領して御所とす、兵範記に云、保元三年正月十日辛未、天皇爲朝觀一行幸美福門院御在所白河押小路殿、(中略)自都芳門大路一異行、自押小路未一東行、とある是なり、其子高松院傳領し、次で建春門院に讓與せらる、それより高倉院に傳へ、再び建春門院の御領と爲る、其後ち後白河院に獻じ奉る、吉記に、壽永三年四月十六日甲戌、今夜院押小路殿御移徙也とある是なり(山城名勝志)

シラカハカキ 白川家紀 關西國寫本十三冊 顯廣仲實業資三王の日記を、合纂せしものなり、第一冊治承二年顯廣王の記、第二冊文治五年、第三冊建久五年、第六冊元久元年、第七冊建永元年、第八冊承元元年、第九冊建曆元年、第十二冊建保元年、並に仲實王の記、第四冊正治元年、第五冊建仁三年、第十冊建曆元年、第十一冊同二年、第十三冊建保六年、並に業資王の記とす、本書全年毎日の干支旺相、

及び其除を具録して遺す事なし、是軍行本の三王日記の如く、無事の日を除けるものと異なる所なり、又其載する年月も全く異なる點少からず(歴史記録考)

シラカハサキノナイダイジン 白川前内大臣 三條公親(サンテウキンチカ)を見よ、

シラカハシヤウ 白河城 關西國白河郡(今西白河郡)白河町關西國文治五年、源賴朝陸奥國を平定して、結城朝光に白河を與ふ、朝光下總に居て之を治む、正應二年孫祐廣の時に至り白河に移り、大沼村字堀山(白河町の東部)に城を築く、子孫此に居城す、後世之を白河古城と稱す、南北朝の時宗廣居城し、南朝に忠を盡す、義良親王、北畠親房顯家等東下西上ありし毎に、駐まらせ給ひし所なり、永祿中小峯氏その本宗(白河氏を尊び侵し、小峯は即ち後の白河城なり)、九世の孫義親(白河結城氏の嗣絶え、支族義親白河氏を稱す)に至り、天正十八年豊臣秀吉の東征の時、禮を盡さざるを以て封を收めらる、秀吉關一致を封す、徳川氏寛永六年丹波長重を封じ、修造して再興し、奥羽の重鎮となれり、寛永二十年松平忠次、慶安二年本多忠義、延寶九年松平忠弘、元祿五年松平直矩、寛保二年松平定賢交々封せられ、文政六年阿部正權十萬石に封せられて、子孫相繼ぎて明治に至り、棚倉に轉封せらる、戊辰の際、會津兵此に據りて官軍に抗し、攻戦數日、終に火を放ちて之を陷る(白河古事考、同風土記稿、徳川加除封録、名勝地誌)

シラカハゼンバウ 白河禪房 金戒光明寺(コンカイクワミヤウ)をいふ、同條を見よ、

シラカ

は貞仁、法隆寺傳説三條天皇の長子、母は藤原公成の女茂子、第七十二代天皇、天喜元年六月降誕、延久元年父天皇の太子となり、同四年十二月即位す、天皇、後三條天皇の遺志を繼ぎて皇權の恢復に勉め給ひしを以て、攝籙の勢威漸く衰へ、大政はじめて震衷に出づるに至れり、應徳三年十一月位を堀河天皇に讓る、然れども政は院中に出づ、所謂院政の起れる所以實に茲に基づく、寛治元年鳥羽宮成る、即ち徙りて住し給ひしが、嘉保二年また閑院を造り、都芳門院と共に之に從御す、永長元年門院崩するに及び、衷悼殊に甚しく、遂に落髮し給へり、爾來法皇と稱し奉る、大治四年七月七日三條鳥丸邸に崩す、御壽七十七、山城國紀伊郡竹田村成菩提院に葬る、天皇性嚴にして溫雅、頗る後三條天皇の風あり、政震衷に出で、相手を斂む、然れども愛憎意に任かせ、官を授け職を任するや、率れ舊典に從はず、源俊明、藤原顯隆等最も親幸せられ、攝籙の臣と雖も、なほ之を憚りしといへり、而して讓位の後機務一に院中より出で、爾來崇徳天皇に至る、三代五十年の間刑賞黜陟聞かざるはなし、凡そ院宣を以て天下に號令し、別當北面等をおくこと實に此に始まる、嘗て宣はく、天下意のごとくならざるもの惟鴨河の水、雙六の乘、山法師の三つのみと、また篤く佛法を信じ、自ら金字大藏經を書し、法華經を増譽、玄義文句止觀を眞眞に受く、前後を通じて、高野に幸する事四度、熊野に幸する事八度、慶する處の佛五千四百七十餘幅、丈六佛像百七十二幅、等身佛像三千五百五十幅、三尺以下の佛像二千九百三十餘幅、七寶塔二十一基、小塔四千四百六十六百三十餘基に及べり、且つ殿に天下の殺生を禁じ、鷹隼鷓鴣諸龍鳥を放ち、漁網八千八百餘張を燒き、式條載する所

シラカ

の諸國貢魚を停め、殿上の臺盤と雖も、殆ど六晝日のことし、釋典また素饌を用ひ、惟神厨のみ僅かに舊式を存したり、なほ屢々營造を事とし、國用凋喪し、國司遷替等頗る舊典に乖くもの多く、萬石萬匹を上りて國司たりしものあり、父子三人同時に並び任ぜらる、あり、童稚にしてまた任を得るありて、地方の政治廢頓し、加ふるに上下競うて華麗を尚び、奢侈の風此に至りて極まれり、天皇また射を善くし、詩歌を好み給ふ、後拾遺集、金葉集、續本朝秀句のことき、みな勅撰に係る(大日本史、陵墓一覽)

シラカハドノ 白河殿 白河院(シラカハノケン)を見よ、

シラカハドノ 白河殿 藤原良房(フナハラノヨシフサ)を見よ、

シラカハニフタウ 白川入道 三條實親(サンテウササネチカ)を見よ、

シラカハノイツミドノ 白河泉殿 白河法皇の御所、もと白河阿彌陀堂御所といふ、山城國愛宕郡聖護院の北に在り、永久三年十一月二日移徙せらる(百練抄、山城名勝志)

シラカハノ井 白河院 白河法皇の仙洞、白河殿とも稱す、もと藤原良房の家、山城國愛宕郡二條通の北に在り、本朝文粹に、白河院者、故左相府之山庄也、自掩黃閣、不掃綠蕪、桐柳欒眉、二年之春空暮、水石如咽、三廻之秋欲、閑、左武衛藤原公、戀、尊閣之遺徳、慕、勝地之舊遊、遂與、唐事納言、尙書相公、卷、簾帳、並、筆視、聊暇日而遊覽云々、凡此院優異也、三代傳而其主皆貴、四時移而其地常幽、南望則有、關路之長、行人征馬、駱、驛於翠巖之下、東顧亦有、林唐之妙、紫鷺白鷗、遊於朱檻之前、本朝續文粹に、夫白河院、昔本是太相國昭宣公之幽居、今則傳

シラカ



シラカ

陸奥右丞相之別業也、城岡占隣、足全君臣之節、山水遇境足、以示仁智之心云々と見えたり、

シラカハノコホリ

白河郡 關在磐城國

陸奥國元正天皇養老二年五月、陸奥國より白河、瀨磐、安積、會津、信夫の五郡を割て石背國を建てたり、是郡名の見えし始めなり、聖武天皇の神龜中、石城石背二國を廢して陸奥國に復す、同五年四月始めて白河軍國を置き、延長中、郡東を割て高野郡を建つ、倭名抄に、大村(オホムラ)丹波(ニハ)松田(マツダ)入野(ニフノヤ)鹿田(イシカハ)長田(ナガタ)白川(シラカハ)小野(ノノ)驛家(ヤシロ)常世(トヨヨ)高野(タカノ)藤田(フヂタ)屋代(ヤシロ)常世(トヨヨ)高野(タカノ)カノ)依上、等の郷あり、拾芥抄白川郡に作り、又高野郡を載す、鎌倉の時、更に北境三郷を分て、石川郡を置き、正保關右三郡を載す、寛文中、高野石川を白河に併せて白川に作り、元祿中又復して白河となし、高野を白川に作り、石川を復して茲に三郡となれり、以後之に仍る、明治十三年五月白河を西白河、白川を東白川と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シラカハノセキ

白河關

關址磐城國白河郡古關村大字旗宿に在り、早く堙没して詳かならざりしが、寛政十二年白河樂翁公の地と定めて碑を建てたり、文に云ふ、

白河關址、堙没不知、其處所、者久矣、旗宿村西有叢祠、地隆然而高、所謂白川邊、其下而流焉、考之關史、詠歌、又徵地形、老農之言、此其爲遺址、較然不疑也、迺建碑以標焉爾、  
寛政十二年八月八日  
白河城主從四位下左近衛權少將  
越中守源朝臣定信識

城(アヒツラウツヤウ)を見よ、  
シラカハノミササキ 白川陵 笠間山陵  
(カサヤマノミササキ)を見よ、

シラカハノミササキ

白河陵 文德天皇

の皇后藤原明子の陵、山城國愛宕郡土栗田に在り、延喜の制、陵戸三烟を置く、また四至を定めて東は勝隆寺の東谷、西は源氏の墓の北、南は十一丈、北は白河を限りとなす、遠陵たり(延喜式、陵墓一覽)

シラカハユフキウチ

白河結城氏 結城氏(ユウキウチ)を見よ、

シラカハラクラウ

白河樂翁 松平定信

シラカハノテンワウ

白壁天皇 光仁天皇

シラカ

新羅

新羅 國名、又「シラカ」と云ふ、斯盧、新羅とも書き、徐羅伐、徐那伐と云ふ、我邦にては「シラギ」と稱す、古事記傳所收の一説に、「シラカニ」の約と云へり、本居宣長は之の説を取るに足らずと難ぜり、白鳥博士は、伐は城の義で、之を國語に譯すと徐羅城となる、韓國で徐羅伐と云ふを我國にては「Shiki Siraiki」と譯して、其を口辭に呼び來りしより、遂に固有名詞の如くなりて、新羅國を呼ぶに、シラギノクニと云ふと云へり、又一説に新羅の都は金城なり、韓國の現語では、鐵をも金屬をも「ゴ」と云ふ、韓國は古來より鐵を尊びしを以て、金屬の總稱となりしものなるべし、今日の韓音で母音の後が「音で終るものは古代は「ゴ」と響きし例あるを以て、三國時代にては「Sol Sora Sori」と稱せしものなるべし、若し此説にて信すべくば、新羅の本城たる金城は、Sora Sori、城、或は Sora Sori、城にて、終に國名となり、之を我國にて「シラカ」と云ひしなるべし

シラカ

シラカ

シラカ

シラカ

シラカ

關原國其始め詳かならず、承和二年十二月三日の太政官符に、應准長門國關、勸過白河多雨刺、事、右得陸奥國解、檢舊記置刻以來、于今四百餘歲矣、至有越度、重以決罰、謹檢格律、無見一件割、然則雖有罪、不可輒勸、而此國因多數、出入任意、若不勸過、何用爲、固加以進官雜物、觸色有數、商旅之輩、竊買將去、望請勸過之事、同長門、謹請官裁、權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房宣、奉勸依請」とあり、蓋し本文によりて考ふるに、承和二年より四百餘年前は反正天皇の代に相當せり、按ずるに、景行天皇以來蝦夷の勢ひ漸く盛にして、屢々之を征討せしも、盡く殲滅し得ず、仁德天皇の御代は、田道の敗死するに至れり、かくの如く蝦夷の勢ひ衰へざるを以て、之が南下を防ぐ爲めに、關を置きしものなるべし、然るに、其後何時頃よりか廢せられたるを、承和に至り、更に再興の必要を生じ、陸奥國より奏請し、勸許を得て置きしものなり、和漢三才圖會に、孝德天皇の朝置きしと云へど信難し、元慶四年の官符に「禁斷諸人濫入關門」三代實錄貞觀八年の條に、陸奥國稱無舊例、不聽入關」とあり、此の關は白河關を云へるものにて、此の時までは嚴然として存したること明なり、安倍賴時奥羽に據るや、白河關を以て警固としたり、吾妻鏡に「安倍賴時國郡を掠め領するの時、此所(衣川)に家屋を構ふ、西は白河關を境ひ、廿四日の行程たり云々、藤原清衡奥羽を領するや、同じく安倍氏に倣ひ、關を警めたりしが如し、同書清衡中尊寺建立の事を云へる條に「白河關より外濱に至るまで廿餘日の行程なり、其路一丁別に笠卒都婆を立て、其面に金色阿彌陀像を圖す云々」と云へり、今白河郡旗宿村に一丁佛と唱ふる碑二基ありと云ふ、文

治五年源賴朝奥州秦衡を討するや、七月廿九日關を越ゆ、時に梶原景季馬を扣へ、「秋風に草木の露を拂はせて、君が越れば關守もなし」と味ぜり、これに依れば關守ありしも、賴朝の威風を恐れて、一戦もなくして退きしが如し、關の廢せし年代詳かならず、古事考に、廢關の年代を推すに、西行法師奥州修行の時、關屋の柱に書き付侍りける「白河の關屋を月のもろからに人の心はとまるなりけり」又建治三年一上人奥州白河關を通りしに、西行法師が歌を思ひ出て、關屋の柱に「行人を彌陀の誓にもらさじと、名をこそむれ白河の關」と記せりと云ふ、然らば關の設けは廢れて、家屋毀るに任せてぞありけん、文治五年結城氏此郡を給りて後、更に築きし城を以て、奥州の咽喉を控制すれば、區々たる關門を以て國の鎖輪とならざるべし、其時を廢したるならん」と云へど、樂翁公退閑雜記に、一遍上人の繪緣起に白河關の關あり、關を山の半につくりて、麓に道をひらきたるにや、關守下を望むけしき、そありけれ」とあれば、俄に以て斷定し難し、道與准后の廻國雜記に、白河二所の關に到りければ云々、花の陰に休みて、春は唯花にもらせよ白川の關とめずとも過るものかは、しら川の關の並木の山櫻花にゆるすな風のかよひち」とあれど、存亡に關しては詳かならず、古事考に、二所とは白河古傳記に云ふ如く旗宿と大塊との二關を云へるにあらず、旗宿村の首尾に關門を二箇所に設け、行旅を改め、非常を戒め、一重の關にはあらで、二重に嚴重にありし故に二所の關と云へるなるべし、大塊の方にも僅に六七丁を隔て、上の關、下の關と唱ふる地ありて、旗宿と同姿に造られたり」と云へり、關(セキ)の折圖參看、

シラカハノセンサウ

白河戰爭 會津籠

と、宮崎博士は新羅の別都を月城と云ふ、月は韓語で「ミ」と云ふ、蒙古語の「グナ」と同語と考へらるゝを以て、韓國にて昔時は「グナ」と稱せしものなるべし、若し果して然らば「Shiraiki」の「Shira」は此の「Gna」で月の義なり、我國にて城を「シ」と云ひ、韓國にて同じく「キ」と云ひしものなるべし、故に「シラカハ」は「シ」にて城の義なり、即ち「Shiraiki」は月城の土言にて、始は單に首府に限られし名なるが、後には遂に全國の名となりしものなるべしと云へり、  
新羅は、もと辰韓の地なり、是より先、秦漢朝鮮の遺民、東海の濱の山谷關川楊山、突山高城、齊山珍支、茂山大樹、金山加利、明活山高耶に分居す、是を辰韓の六部とす、高城の村長蘇伐公、一人の嬰兒を養ふ、稍々長じて岐嶷なり、六部の人立て、君となす、是を朴赫居世と云ふ(舊説に赫居世初大卵より生る、其卵氣の如し、方言に氣を朴と云ふ、故に朴を氏とす)我崇神天皇四十一年に當れり、居四千と號し、國を徐羅伐と云ふ、赫居世六部を巡撫して、農桑を勸督し、又城郭宮室を築き、百姓安堵、門戸夜扃さす、樂浪來り使し、其有道に服して、兵を引き退き、下韓國を以て來り降り、東沃沮亦良馬を獻するに至る、赫居世薨じ、子南解立ちて、次次雄(或慈充)と號す、長女を以て昔脱解に妻はす、南解病篤し、子儒理及び脱解に謂て曰く、吾死後、朴昔の二姓、年長を以て位を嗣げと、薨するに及びて、儒理脱解が德望あるを以て之を讓る、脱解辭して儒理を立て、尼師今と號す(是より後實聖に至るまで皆尼師今と號す)、儒理終に臨みて臣僚に謂て曰く、脱解身國戚に聯り、位輔臣に居り、屢功名を著す、朕が二子其才及ばず、且先君の命あり、吾死するの後、位に即かしめよと、脱解遂に位に即く、昔氏茲に於て始めて其統を承く、儒

理は、國內を巡りて、窮民を賑給し官制を定め、隣國來歸する者衆し、脱解の時當りて、始めて百濟の來使ありと雖も、其志を違うるを得ず、九年、國號を雞林と改む(「ケイリン」參看)、婆娑に至りて、精を勵まし、治を爲し、兵革を鍊り、城壘を繕め、民に農桑を勸め、老を問ひ、穀を賜ひ、専ら恭儉を務めて、殷富を致すを期す、是を以て伽耶、其德に懷き、百濟和を請ひ、悉督(江原道三陟府)押督(慶尙道慶山縣)の諸國も、亦盡く歸服せり、逸聖、婆娑の意志を繼ぎ、心を政治に用ひしかば、國益鞏固なりき、八代阿達羅薨す、國人脱解の孫伐休を立て、王とす、王聰明にして、政を能くす、助貢に至りて、甘文(慶尙道開寧縣)を討ち破り、骨伐(慶尙道永川郡に在り)の主も衆を率ゐて來り降る、王皆其地を以て郡縣とす、沾解は沙梁伐(慶尙道尚州)を滅ぼし、始めて政を南堂に聽く、其薨するや嗣なし、國人助貢の婿金味都を立て、味都は金閔智の裔孫なり、茲に於て、金氏始めて位を嗣ぎ、是より後、王統久く金氏に歸す、儒禮基臨は、皆助貢の胤を以て位を嗣ぐ、奈解の孫脱解、之に繼ぎて立ちしが、其薨するや、昔氏の統絶えたり、新羅は、脱解の時以來百濟と邊境の争ありしが、高句麗とは好を結びて、奈勿は質子實聖を送り、高句麗の廣開土王は、又師を出して日本の兵を新羅に撃ちて之を救ひたり、其後實聖選りて王となり、奈勿の己を外國に質とするを怨み、其子訥祗を殺して怨を報せんとせしが、反りて訥祗の爲めに弑せらる、訥祗自立して麻立干と號す、此時新羅は高句麗の邊將を殺し、又百濟を救ひしより、其好を失ひ、智智の時に至りて、高句麗の長壽王文咨王、屢々北邊を侵し、かば、新羅は百濟と合して之を破り、百濟亦高句麗の寇あれば、新羅之を救ひたり、然れども眞







シラト

刀を云ふ、宗五大雙紙に大かたびらの事、單の直垂に下かたびらの白きを腰より上にのりをこわくして著重れてふもんを取るなり(中略)、はき候太刀は白太刀とて、つかさやとも白し、つか銀の打さめぬのあしなかなはくべしと見ゆ、貞丈雜記に、白太刀と云ふは柄さや銀にのし付也、(ノ)シ付とは金にて包む也、柄さんの打敷にて柄巻かす、目貫金にて家の紋を付くる體は葵鏝金也、家の紋を付くる箱も銀にて包み、けぼり家の紋あるべし、金具皆銀にて毛ぼりなり、帯取菖蒲草、たくぼくの時は、足間に當る所を白地の銀蘭にて縫ひく、むなり、是を白太刀と云ふと見えたり、

シラトリノハ 白鳥羽 白鷺の羽を云ふ、白鳥羽の羽の略(貞丈雜記)

シラトリノミササキ 白鳥陵 日本武尊の御陵、大和國南葛城郡秋津村大字宮田に在り、又河内國古市郡(今南河内郡)古市村大字輕墓に假御陵あり(陵墓一覽)○日本紀に、日本武尊化白鳥、飛至河内、留舊市村、其處作陵曰白鳥陵、然遂高翔上天(古事記曰、化八尋白鷺、矣)又仁德天皇紀に、差白鳥陵守等、先役丁、天皇臨、役所、爰陵守目杵忽化白鹿、以走、於是天皇詔之曰、是陵自本空、故欲除其陵守、而甫差役丁、今視是怪者、甚懼之無動、陵守者、則且授土師連等、と見ゆ、

シラナミ 白波 熊谷直家の乗用せる名馬、源平盛衰記熊谷向、追手、の條に、小二郎は白波と云ふ馬に乘たりけり、此馬は奥州姉葉と云ふ所に白波と云牧より出來たる上、尾髪あくまで白ければ白波と名付たり、權田栗毛に上下論たる逸物也と見えたり、

シラハタシヤウ 白旗城 所在播磨國赤穂郡赤松村大字赤松白旗山(肥後國)赤松系圖に、

シラハ

季節の始めて築く所と見えたり、延元元年二月、赤松則村當城に據て叛逆す、新田義貞之を攻めて功なく、五月圍を解きて返る、爾來中國地方における名城として其名高く、赤松氏の子孫世々に據る、廢城詳かならず(太平記、赤松記)

シラハマシヤウ 白濱城 安房國朝夷郡(今安房郡)白濱村字青木(肥後國)文安二年、里見義實始めて城を此に築く、今尚ほ館前、大庭等の地名を存す、蓋し其居館の跡ならん、明治元年本多正訥、駿河田中城より封を本國に移し、城を本村字長尾に築き長尾藩と稱す、同三年十一月安房郡北條村に移り城廢す(大日本國誌)

シラビヤウシ 白拍子 名義王朝時代の末より、鎌倉時代にかけて舞妓を業とせる婦女を云ふ、烏帽子水干を着て舞ふ故に名づく、水干は多く白色を用ふる故なり、又男舞とも云ふ、服装男に類するによりて名づく、倭訓栞に、興福寺延年舞の古譜中に、白拍子と云ふ曲あり、その詞の體、節をつけたる趣、今の申樂の譜本によく似たり、又春日若宮の神樂歌の中にも之真拍子と云ふ曲あり、然れば白拍子の歌曲を専ら誦ひたるによりて、やがて舞女の稱となれるなり云々、嬉遊笑覽にも、拍子の名が歌舞の名となりしなりと云へり○舞姿は、源平盛衰記に、初には直垂に烏帽子、腰の刀を持して舞ひければ男舞と申しけり、後にはことごとく悪しとて、烏帽子腰刀を止めて水干に袴ばかりを着て舞ふ云々、續古事談に、妙音院相國云、白拍子と云ふ舞あり、其曲を聞ば五音の中には商の音なり、此音は亡國の音なり、舞のすがたをみれば、立廻り空をあふぎて立り、其姿物を思ふ姿なり、歌曲身體ともに不快の舞なりと、その給ひける云々と云へるにて大體

らん(の)遺風存したること、甲陽軍鑑、颯風等に見えたり、又白拍子を左右に分ちて、各其伎を闘はしめたることあり、これを白拍子合と云ふ、後鳥羽天皇御讓位の後、最もこれを好み、水無瀬鳥羽殿等に於て屢々行ひしこと明月記に見えたり(徒然草、嬉遊笑覽、白拍子考)

シラビワケ 白日別 筑紫國の別名、古事記神代卷に、故筑紫國謂白日別とあり、按ずるに、當時筑紫の國を支配せる神の名なるべし、

シラフチ 白藤 襲の色目の名、表薄葉、裏濃き紫なるものをいふ、春季著用す、カサネノイロメの挿繪を見よ(胡曹抄、藻鑑草)

シラボシノカフト 白星兜 「ホシカフト」を見よ、

シラマユミ 白眞弓 削りたる白木の丸木弓を云ふ、古歌などにしらま弓とよみたるは此の事なり、又流鏑馬に用ふる白眞弓は、白巻弓を云ふ、しらまきを略してしらま弓と云ふ、白巻とは黒ぬりの弓に、白き藤を巻きたるなり、即ち重藤の弓の事、寶弓兵鑑には、流鏑馬は神通のかぶらに、しらま弓を持つべしとあり、射手方圖書には、流鏑馬に、弓は重藤、矢はかぶらと有り、古歌によめるしらま弓とは別なり(貞丈雜記)

シラミネノミササキ 白峯陵 崇徳天皇の御陵、讃岐國阿野郡(今綾歌郡)松山村大字青海に在り○高倉天皇治承元年、勅して墓を山陵と稱せし、周圍に障を設け守戸を置く(禮樂志、陵墓一覽)

シラネノミヤ 白峯宮 關西國山城國京

上京區今出川通堀河東飛鳥井町○現今官幣中社

崇徳天皇(關西國)初め孝明天皇、

天皇の神靈を慰めんが爲め、京都の地に遷し奉

るなり

季則の始めて築く所と見えたり、延元元年二月、赤松則村當城に據て叛逆す、新田義貞之を攻めて功なく、五月圍を解きて返る、爾來中國地方における名城として其名高く、赤松氏の子孫世々に據る、廢城詳かならず(太平記、赤松記)

安房國朝夷郡(今安房郡)白濱村字青木(肥後國)文安二年、里見義實始めて城を此に築く、今尚ほ館前、大庭等の地名を存す、蓋し其居館の跡ならん、明治元年本多正訥、駿河田中城より封を本國に移し、城を本村字長尾に築き長尾藩と稱す、同三年十一月安房郡北條村に移り城廢す(大日本國誌)

名義王朝時代の末より、鎌倉時代にかけて舞妓を業とせる婦女を云ふ、烏帽子水干を着て舞ふ故に名づく、水干は多く白色を用ふる故なり、又男舞とも云ふ、服装男に類するによりて名づく、倭訓栞に、興福寺延年舞の古譜中に、白拍子と云ふ曲あり、その詞の體、節をつけたる趣、今の申樂の譜本によく似たり、又春日若宮の神樂歌の中にも之真拍子と云ふ曲あり、然れば白拍子の歌曲を専ら誦ひたるによりて、やがて舞女の稱となれるなり云々、嬉遊笑覽にも、拍子の名が歌舞の名となりしなりと云へり○舞姿は、源平盛衰記に、初には直垂に烏帽子、腰の刀を持して舞ひければ男舞と申しけり、後にはことごとく悪しとて、烏帽子腰刀を止めて水干に袴ばかりを着て舞ふ云々、續古事談に、妙音院相國云、白拍子と云ふ舞あり、其曲を聞ば五音の中には商の音なり、此音は亡國の音なり、舞のすがたをみれば、立廻り空をあふぎて立り、其姿物を思ふ姿なり、歌曲身體ともに不快の舞なりと、その給ひける云々と云へるにて大體

らん(の)遺風存したること、甲陽軍鑑、颯風等に見えたり、又白拍子を左右に分ちて、各其伎を闘はしめたることあり、これを白拍子合と云ふ、後鳥羽天皇御讓位の後、最もこれを好み、水無瀬鳥羽殿等に於て屢々行ひしこと明月記に見えたり(徒然草、嬉遊笑覽、白拍子考)

筑紫國の別名、古事記神代卷に、故筑紫國謂白日別とあり、按ずるに、當時筑紫の國を支配せる神の名なるべし、

襲の色目の名、表薄葉、裏濃き紫なるものをいふ、春季著用す、カサネノイロメの挿繪を見よ(胡曹抄、藻鑑草)

削りたる白木の丸木弓を云ふ、古歌などにしらま弓とよみたるは此の事なり、又流鏑馬に用ふる白眞弓は、白巻弓を云ふ、しらまきを略してしらま弓と云ふ、白巻とは黒ぬりの弓に、白き藤を巻きたるなり、即ち重藤の弓の事、寶弓兵鑑には、流鏑馬は神通のかぶらに、しらま弓を持つべしとあり、射手方圖書には、流鏑馬に、弓は重藤、矢はかぶらと有り、古歌によめるしらま弓とは別なり(貞丈雜記)

崇徳天皇の御陵、讃岐國阿野郡(今綾歌郡)松山村大字青海に在り○高倉天皇治承元年、勅して墓を山陵と稱せし、周圍に障を設け守戸を置く(禮樂志、陵墓一覽)

關西國山城國京

上京區今出川通堀河東飛鳥井町○現今官幣中社

崇徳天皇(關西國)初め孝明天皇、

天皇の神靈を慰めんが爲め、京都の地に遷し奉

るなり

延元元年二月、赤松則村當城に據て叛逆す、新田義貞之を攻めて功なく、五月圍を解きて返る、爾來中國地方における名城として其名高く、赤松氏の子孫世々に據る、廢城詳かならず(太平記、赤松記)

安房國朝夷郡(今安房郡)白濱村字青木(肥後國)文安二年、里見義實始めて城を此に築く、今尚ほ館前、大庭等の地名を存す、蓋し其居館の跡ならん、明治元年本多正訥、駿河田中城より封を本國に移し、城を本村字長尾に築き長尾藩と稱す、同三年十一月安房郡北條村に移り城廢す(大日本國誌)

シラハ

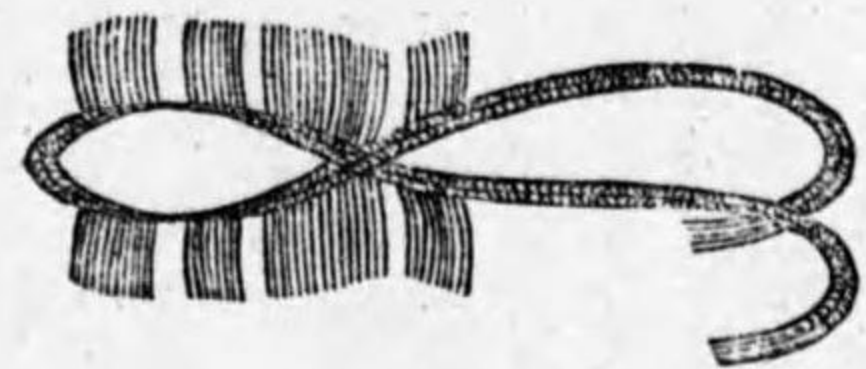
を知るべし、頭は、今様調詠又は佛神の本縁を誦ひ、樂器は、鼓笛銅拍子等を用ひたり(肥後國)源平盛衰記には、鳥羽天皇の代、鳥の千歳、若前と云ふ二人の遊女舞ひ始めたりと云ひ、徒然草には、通靈入道舞の手の中に、興あるものを撰びて、磯の禪師と云ふに舞はしめ、其女静をして藝を繼がしめたるを始めとせり、治承中、祇王、祇女、佛御前あり、天下無雙の舞妃にして、容顏美麗なりしを以て、平清盛の寵を受けたり、源平盛衰記に、其比京中第一の白拍子あり、姉をば祇王、妹をば祇女と云ふ、天下無雙の舞妃と披露しければ、入道彼等を召す、劣らぬ弟子ども三人同車して、祇王祇女參れり、五人の女侍所に並居たり、入道先景色を見れば、紅顔色鮮かにして白粉媚を造れり、容貌品々まやかにして蘭麝の匂なつかし、舞給へと宣ひければ、蓬萊山には千歳經、萬歳千秋重れり、松の枝には鶴龜食、巖の上には龜遊と同音に歌ひ澄したれば、入道典に入給へり云々、又佛御前を云へる段に、さらば舞一番と宣へば、佛は水干に白袴著て、髪結あげ、調子取負せて、徳是北辰、椿葉影再改、尊猶南面、松花色十廻と調詠しけり、廣廂に鑑しかせて、器量の侍に鼓うたせて、佛祝の白拍子かすへて舞澄したり、とあり、以て其一斑を知り、且つ當時皆之を餘りに賤まざりしことを察すべし、鎌倉時代の初期は、最も全盛を極め、京都鎌倉共に流行したり、就中源義經の妾静は最も秀で、頼朝政子の請によりて鎌倉鶴岡舞殿にて舞ひし事は人口に膾炙したり、又後鳥羽天皇も之を好み、自ら歌曲を作らせ給ひ、龜菊をして舞はしめたりき、又源光行も盛に白拍子の歌曲を作たりたりと云ふ、鎌倉中葉以後、猿樂、田樂行はれ、南北朝以後流行するに及びて、漸次衰へて遂に廢れたり、然れども地方に

以来これ有るといひ、白山之記には、寛應元年、勅命ありて四十五字の神樂佛閣を造立せらるるといひ、或は養老元年ともいふ、文徳天皇仁壽三年十月從三位を授け、清和天皇貞觀元年正月正三位に叙し、後冷泉天皇治暦四年神樂並に御體火に罹て焼亡す、尋で社を修め御體を造らしむ、後三條天皇延久二年六月御體又災に逢ふを以て、議を下して改造すべきや否を勘へしめき、白河天皇承暦四年六月御下、白山神の神事を穢す崇あるを以て、使を遣して社司に中祓を科せしむ、四條天皇延應元年八月焼亡、新に寶殿を作る、降りて慶長十五年、及び寛永十三年に建立あり、其他堂宇の經營歴々あり、何時頃より下白山に設けたるや詳かならず、寛文八年前田綱紀、下の字を除きて白山とのみ呼ばしむ、延享四年、明和二年、寛政六年、文化十三年等に於て、本社併に末社の堂宇破損に及び修理助成の爲め、諸國勸化を許したることあり、社領二百石を有す、神主寛弘以來上道兵之を勤む、明治に至り國幣小社に列す、攝社末社に、白山、金銀、岩本、三宮(以上本宮四社と號す)、中宮、佐羅、別宮(以上中宮三社と號す)等あり(三州志、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

シラガイ 鞞(尻懸) 馬具の名、尾より鞍に繋ぐる組紐を云ふ、尻懸の音便、シリガイとなり、再轉して「シリガイ」と唱ふるなり、世に、當面と當胸と併稱して三懸といふ、延喜の制六位以下は鞞に連着を著くるを得ず、又緋鞞を禁ず、經鞞は制の限にあらす、參議以上檢非違使別當以下府生以上は、緋鞞をゆるす、世俗淺深秘抄に、公卿は連着、小總は殿上人(稀には連着を用ふ)辻總は檢非違使著く、室町幕府の時、將軍は紫を用ひ、平人は赤きを用ひ、入道法師は淺黄、唐茶、萌黄等を用ふ、江

シラカ





(載所考馬飾)

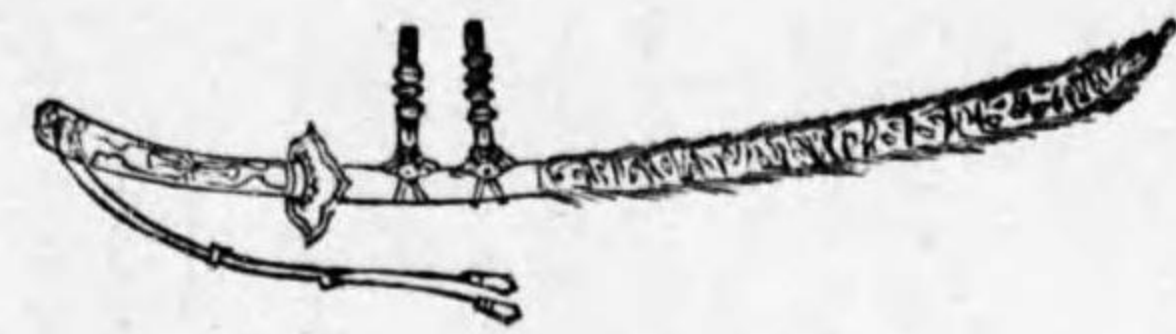
戸幕府にては平人も紫を用ひたり... 馬鞍、楚鞍、野鞍あり、製作地によりて名づくるものに、上總鞍、遠江鞍、長井鞍あり、色によりて名づくるものに、赤革鞍、朱鞍、緋色鞍、紫鞍、紺鞍、(法體の人を用ふ)青鞍(入道法師之用ふ)唐茶蒔黃鞍(同上)鈍色鞍(凶事に用ふ)等あり(倭名抄、世俗淺深抄、軍器考、貞丈雜記)

シリックメナハ

注連繩(シメナハ) 尻久米繩

尻鞘

太刀の鞘の上に被ふべく、毛皮を附して裝へる袋を云ふ、太刀の鞘、雨露に逢へば濕氣にて太刀さびる故に、毛皮をかけて之を防ぐ爲めなりと云ふ、又「シリザヤ」とも云ふ



(載所式圖東裝)

主として、豹、虎、熊等の毛皮を用ふ... 延喜式によれば五位以上虎皮、參議、非參議、及び三位已上豹皮と規定したれど、後世に至り、其制廢れしと見え、世俗淺深抄には、四位豹、五位虎、但し行幸の時は、五位次將豹皮とあり、平安朝の末年以後、武人の主將たるべき人もこれを用ひたるが、主に虎皮、或は熊皮を用ふ... 繪尻鞘、弘尻鞘、細尻鞘、平尻

シリック—シリサ

シリツ—シリヤ

シリヤ

鞘、丸尻鞘等あり(裝束集成、裝束圖式、延喜式、貞丈雜記、武家名目抄)
シリツケ 尻付 「シツケ」を見よ、
シリヘノミヤ 後宮 「コウキツ」を見よ、
シリヤウ 寺領 堂塔伽藍の造營修理、其他佛事の供料に充る爲め、寺院に寄附したる田地をいふ、古への寺田なり、不輸租田(起原淺草)武家執政の頃より、寺田の名廢れ、寺領と稱するに至る、爾來室町時代に至るまで、皆之を重する、と神領に同じ、而して其盛なる、大に神領に過ぐ、食貨志に云、源平以後興福延曆二寺の莊園、國郡の膏腴を盡し、諸國の末寺亦各田園を擁すと、蓋し其然る所以の者は、朝野共に佛を信じ、競て之に地を寄附し、累世の久しき、寺領甚だ廣く、終に巨族大家の所領に過ぐる者あるに至る、織田氏の時、或は之を減し、或は之を削る、江戸時代に至り、大寺小院の緣由あるものは、其分に應じて香花の地を付與す、其中將軍家より寄與するものを朱印地(「シユイン」參看)、證文地と云ふ、而して歷世租入のこと略々神領と同じ、徳川家康素より浮屠を信ず、海内を平定するに及びて、所在其田地を盛にし、諸役を免除す、爾來遵奉して累世聯綿たり、明治維新に至り、境内の外は皆上地せしむ、茲に於て全く廢す(今寛文中の朱印帳により諸寺院の寺印地を示せば左の如し(大日本租稅志))
東大寺 二千三百七十七石八斗四升七合二勺
興福寺 一萬五千三十石餘
法隆寺 千石
天龍寺 千七百二十石
相國寺 千七百六十二石一斗
寬永寺 六千石
東叡山 六千石

Table with 2 columns: Location (e.g., 増上寺, 山和城, 大河津) and Area (e.g., 五千二百石, 二萬五千六百五十七石二斗餘). The table lists various temples and their land holdings in different provinces.

七十五石 三千石 二千六百三十一石 百六十石 二萬千三百石 五百石 百五十五石
シリック 事力 舍人(トネリ)を見よ、
シリック 戦の時、敵陣を迫り崩して取る首をばいふ、人並に走廻り、手を塞きたるしと云ふ意なり(鈴録)
シルシツルギ 標劔 節刀をいふ、伊勢風土記に見えたり、「セツタウ」參看、
シルシノハコ 標宮 神靈の御箱をいふ、紫式部日記に見えたり、
シレン 師鍊 名虎鬚と號す、後本覺國師の號を賜ふ、俗姓は藤原氏、父は左金吾校尉弘安元年四月十六日京都に生る、八歳にして三聖寺の寶覺和尚に依り、十歳祝髮して比叡山の戒壇に上り、具足戒を受く、後四方を歴遊して、南禪寺の規庵、圓覺寺の桃溪に從學し、又無隱、一山、約翁等に參ず、正和二年、京都に歸る、後伏見天皇、詔して河東の歡喜光院に館せしめ、屢々法要を問ふ、元亨二年八月、元亨釋教院に成り、十六日を以て天皇に上る、正中元年歡喜光院の寺務を辭し、四月京都圓通寺の請によりて寺に入り、嘉曆元年三聖寺に出世す、正慶元年、伊勢西明寺の衆僧、教利を革めて禪となし、師鍊を請す、扁して神養寺といふ、後に安國寺と改む、五月再び釋教を新帝後醍醐天皇に上る、九月相公藤原房聘請じて東福寺に住せしむ、明年宮中に入りて法を説く、曆應二年光明天皇の詔を



(押花録)

受けて南禪寺を領し、四年に至り、印を解きて東福寺海藏院に居る、康永元年後村上天皇國師號を賜ひ、を建つ、貞和元年、將軍足利尊氏聘して建長寺を補せしめんとしたれども、老病を以て之を辭す、二年七月二十四日寂す、壽六十九、法臘六十、國元亨釋書、佛語心論、十禪支錄、禪餘或問、禮儀外文、正修論、禪規規、聚文韻略、濟北集等(本朝高僧傳、扶桑釋林傳)
シロ 城 敵を妨がん爲めに築きたる建築物、多くは郭垣、堀等ありて之を圍繞す、上古は、城も柵も城柵の二字も、共にキと云ふ、キは限の義、垣端をカキ、關塞をセキと云ふ類にて、内外を限る意なり、故に柵を積み置きし所を柵城、水を貯へ置きし所を水城と云へり、中古は音のまゝ呼びしが如し、伊呂波字類抄に、シヤウと見えたり、後にシロと云ひ、シヤウと共に並び用ひたり、シロの義詳かならず、或説に、苗シロ、松シロのシロと同義にて、城郭は兵士を集め置く料所なるが故に名づく、倭訓乘に、白堊より名づくるなるべし、又は領知の意にや」と云へり、延暦十三年の詔に、此國山河帶、自然作城、可制新號、宜改山背國爲山城國、とあれば、シロと云ひしも、新しき詞にあらざるべし、神武天皇八十景師と戦ひ給ひし時、皇師立詰之處、是謂益田、作城處、號曰城田、と記されしは、城の字の見えし始めなり、垂仁紀に、五年冬十一月云々、命上毛野君祖祖入綱田令擊、狹彥産與師拒之、忽積稻作城、其堅不可破、此

謂稻城、論日本時とあれど、眞に城と云ふべきものならずして、事ある時に、臨時城の用を爲すものなりき、又皇極紀に、蘇我大臣蝦夷父子、家外作城柵、門傍作兵庫、更起家於畝傍山東、穿池爲城、起庫儲箭、と見えたるが、稍々城の形を成せるが如し、而して、上代に城と云ひしもの、制を略々窺ふに足れり、天智天皇三年に、筑紫に大壘を築き、水を貯へ、名づけて水城といふ、次で長門、壹岐及び筑紫に大野及豫の二城を築き、又大和の高安城、讃岐の屋島城、對馬の金田城等を築きて外寇に備ふ、蓋し此時新羅我國に叛きて唐國に内附し、百濟高麗を滅したるによりてなり、文武天皇の時、三野稻積二城を修理し、又城郭の爲に法度を設くるに至り、其制漸く備る、天平寶字八年筑前國に怡土城を築き、天平神護元年、怡土城及び水城を修理せしめて外寇に備へたり、其後廢絶詳かならず、又北邊蝦夷防拒の爲め、奥羽越後等に城柵を築きたり、柵といふものを置れば、孝德天皇の四年淳足(今越後國新潟の沼垂)磐舟の柵を置しを始めとす、天平寶字桃生城を城かしむ、是東北の城の始めなり、其後相繼ぎて桓武平城嵯峨三代の間に雄勝城、多賀城、覺羅城、膽澤城等を置きたり、然れども其存廢は是亦詳かならず、その後源平の亂起るに及て、連年の戰爭に諸國に城郭を設けしこと、吾妻鏡以下諸書に累見す、吾妻鏡壽永二年九月廿八日の條に、越後國城四郎永用、於越後國小河庄赤谷一構城郭、と見え、又平氏の軍一谷に城郭を構へし事見えたり、又源平盛衰記衣笠城合戦の條に、さて下知しけることは、木戸を三重にこしらふべし、敵は軍の法なれば、定めて追手搦手二手に分け寄すべし、追手の方には道を造れ、廣さ七八尺に過ぐべからず、道廣ければ大

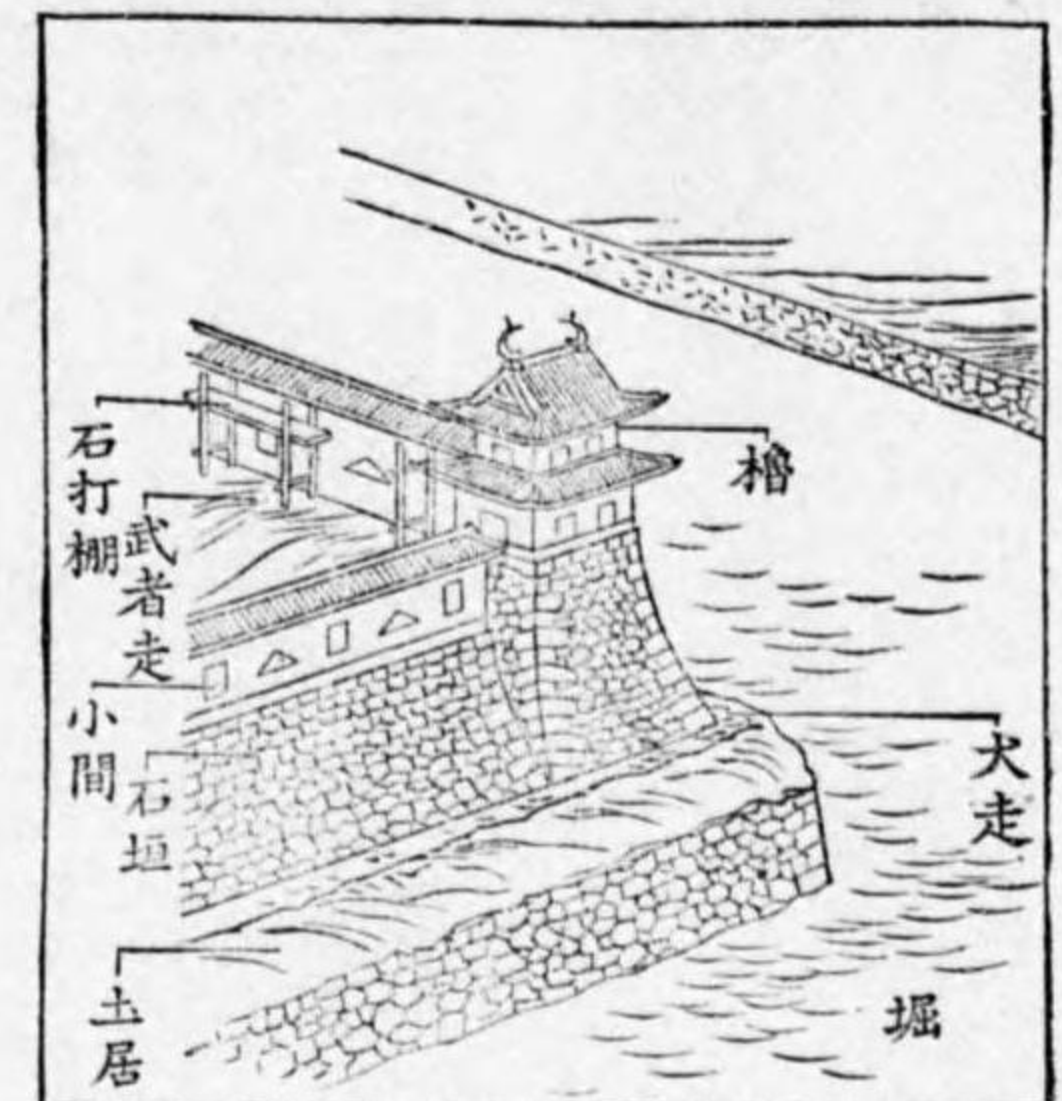
シリック—シリヤ

シリック

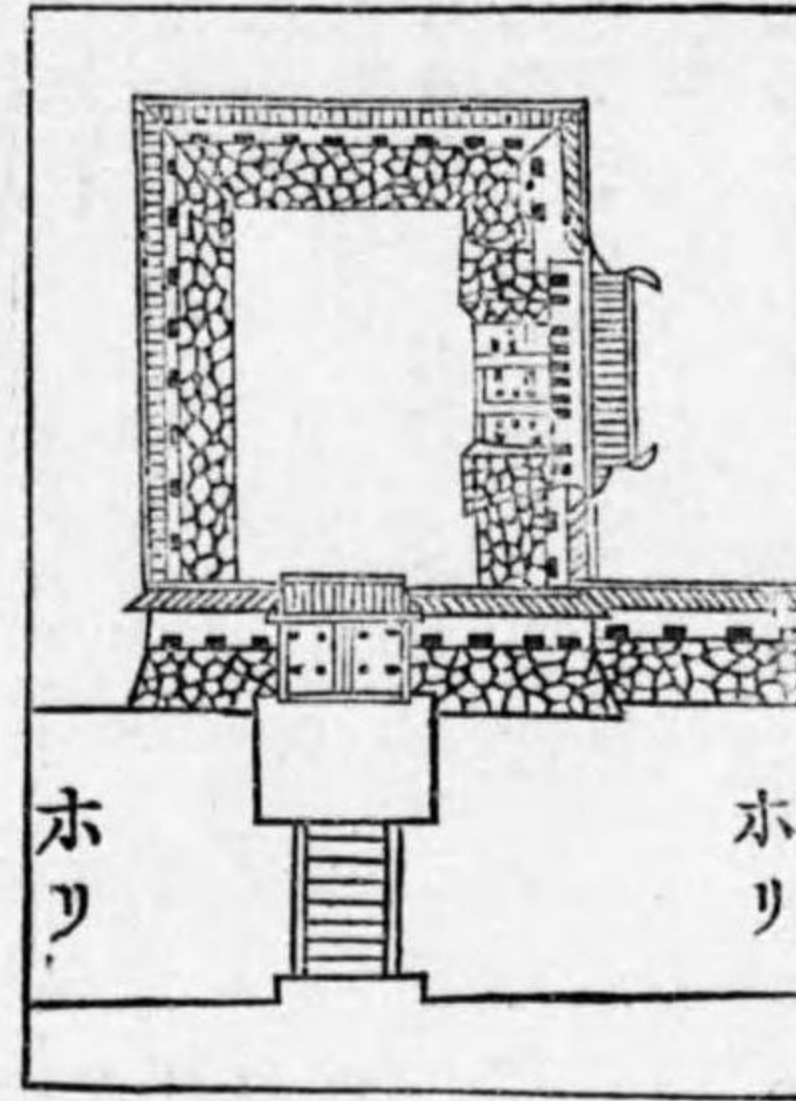
シリック



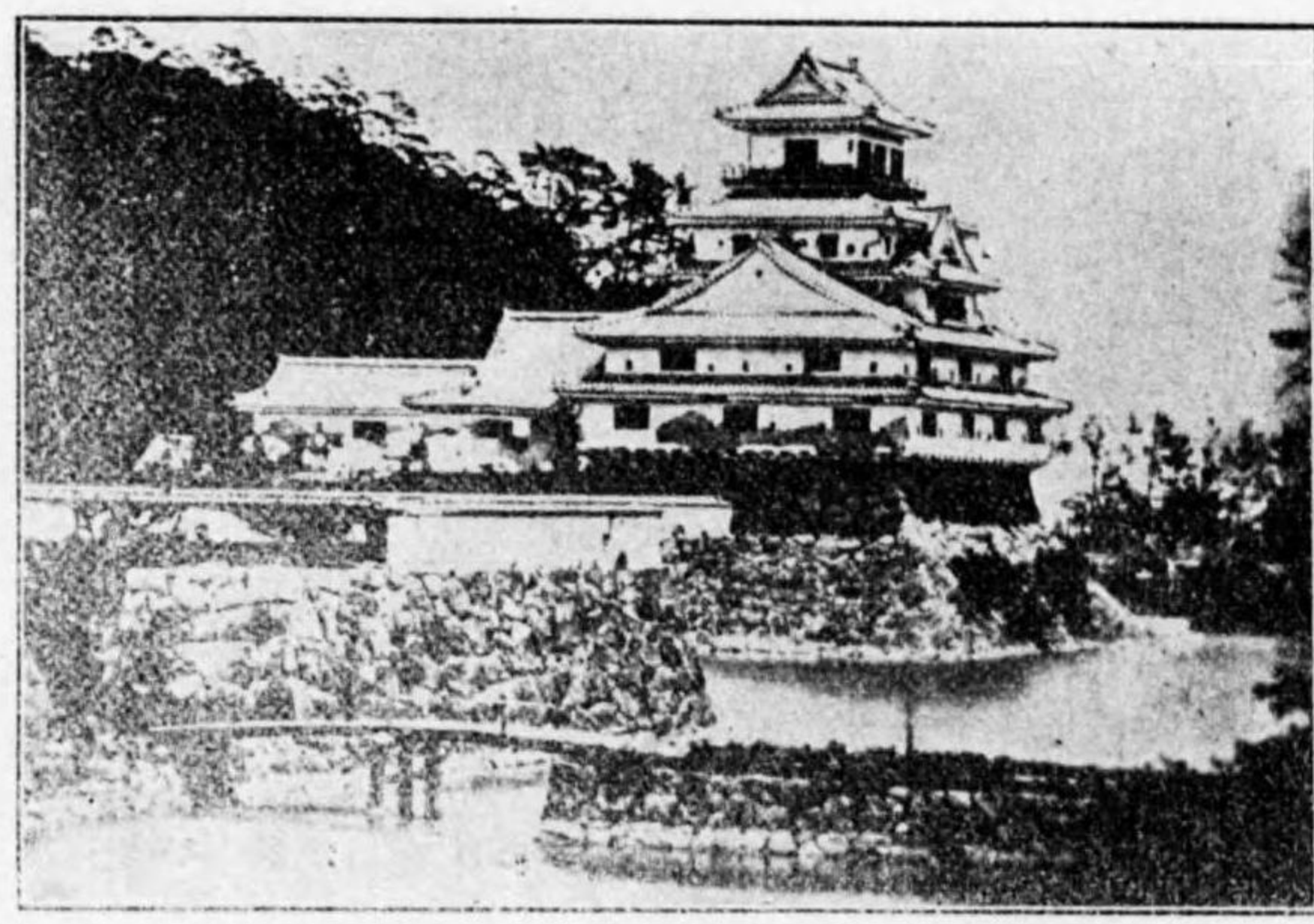
ロ



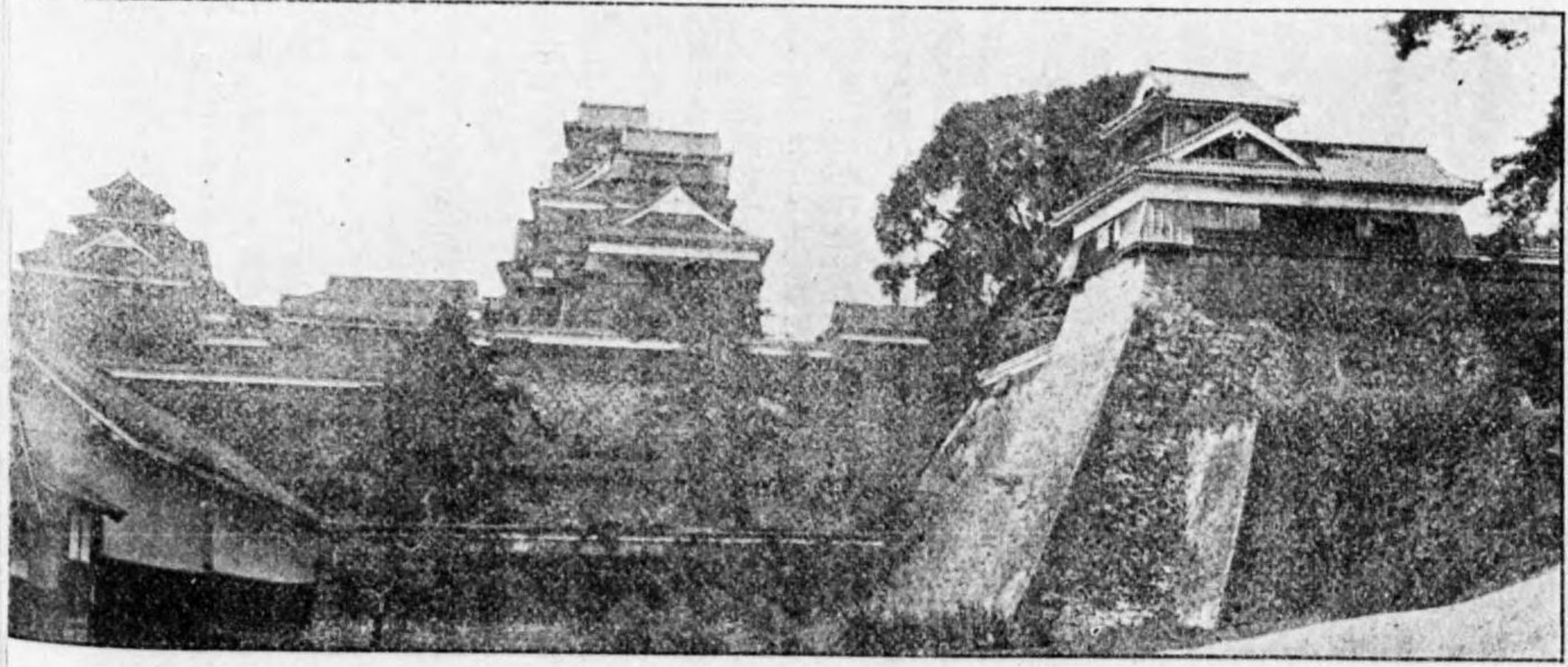
(櫓堀圖)



(堀形圖)



(萩城圖)



(熊本城圖)

ロ

勢を並べて押寄せれば、城の中に隙なくして防得ず、馬二匹許通る程に造れ、道の片方は沼なれば、兎角するに及ばず、片方には大堀をほれ、道を三重に堀切て、一の堀には橋を廣く渡せ、中堀には細橋を渡せ、二の堀には逆茂木を引き、堀毎に揺橋を構へ、櫓をかけ、弓よく射るもの共は、兜を著され、腹巻腹當筒丸などを著て、矢倉に上りて敵の胸板を差詰て射よ云々、文治五年源頼朝奥州征伐の時に、阿津賀志山刈田郡に城郭を構へ、水を引き堀をほりて固めとせし事見えたり、以て當時城郭の有様を推知すべし、是等は事ある時に臨み、要害の地を擇みて城を設けたるものにて、常に其内に居住するものにはあらず、太平記に見えし千劔破、赤坂吉野、笠置、金剛山等の城も、皆これに同じかるべし、其後百數十年を経て室町時代の中頃より、豪傑四方に興り、戦亂の世となり、互に城郭を構へて常に居住し、自ら守り、兼て敵を禦ぐべき準備をなしたり、是れより城郭の制、次第に堅牢に赴き、従前の構造とは、同じからず、其後織田氏興りて、禍亂を平げ、群雄を征服しければ、其勢を以て安土城は築かれたり、其規模の宏大壯麗なりしさまは、信長記にてほゞ知らる、殊に天守閣の制を取りしより、爾後天守閣を作る者多く城制全く一變せり、尋で豊臣氏徳川氏出で、大阪江戸の兩城を經營するに及では、殆ど天下の人力と財力とを傾けしを以て、其崇大雄偉は、古今未だ曾て聞き及ばざる所なり、戦國時代には城郭極めて多かりしが、秀吉の時一國一城の制を定め、其外は毀却せしめたり、江戸時代に至り、其制益々整ひたり、慶長二十年七月頒布の武家法度に、諸國之居城雖も爲二修補一必可一言上、況新儀之構營堅令停止事とありて、築城の制限を加へ、一方には濫に城郭の修築を

許さざりき、今諸國廢城考及び伊達家封内古城調に據れば、壽永三年以降元和六年に至る四百三十六年間に於て廢せざる城數は、全國を通じて千八百二十八城とす、而して元和以降慶應三年に至る江戸幕府治世二百五十三年間の中、慶應三年の現在に係る城郭は、大名の條に表示すれば參看すべし、鐵砲傳來以來は舊式を一變し、多少西洋式を酌用せしが、全く洋式を以て築きは、徳川の末年渡島の龜田へ五稜郭を築きしを始めとす、明治五年廢藩置縣の後、諸國城郭殆ど廢絶す、今其形状の一斑を示さんが爲に、江戸時代における重要な城郭一二の寫眞を掲げて參考に供す、挿圖參看欄圖上代の制は詳かにし難きを以て、今後世のものに關して大要を擧ぐれば、城は郭を以て成れり、郭は曲輪と云ふ、曲輪は外郭内郭あり、而して曲輪一に丸と云ふ、曲輪はもと城の周圍に繞らしたる土石の圍の稱なりしが、轉じて其圍の中なる土地、並に建築物をも合せ唱ふる事となり、漢字にては郭の字を充つ、蓋し城郭は、丸く廻り廻りて築くが故に、丸といひ曲輪ともいへる名目起りしものなり、而して城内は廣く呼びて總曲輪と云ふ、更にこれを幾層にも區分を施し、主將の居る處を本丸といふ、即ち本城なり、普通其中央に天守閣(テンシユ)參看)を營み之を圍繞し、また之に附隨せる處を、二丸、三丸、東丸、西丸、北丸、もしくは何の曲輪など方角に従ひて稱す、即ち支城なり、此稱呼は何時にはじまるかを詳かにせずとも、甲陽軍鑑城取の事の條に、すみ馬出し、辻の馬出し、横曲輪、つけ城、ちん城等の名見え、北條五代記小田原籠城の條にも、出曲輪、捨曲輪のこと見えれば、當時よりしてこれらの稱起りしものか、尋で豊臣秀吉の大阪城を築きし時には、明かに、本丸、二丸、三丸、西

丸、帶曲輪、山里曲輪等の名あり、また其後に松丸、眞田丸等の名もありたりき、然らば豊臣氏の頃には、已に周く用ひられしものなるべし、本丸はまた牙城、内郭、二丸は外城、羅城ともいふ、別に月城あり、城を離れて築きたる別壘にして、即ち出丸なり、端城あり、大なる城郭に附隨せるは小城郭にて、即ち子城なり(ハジロ)參看)、内郭外郭の間には必ず堀を構へて敵を拒ぐの便に供す、内堀外堀の別ありて水堀乾堀の二あり、兵學者流によりて堀幅の法一定せず、大凡十五間を法とす、堀には橋を架し以て城門に通ず、橋に土橋、引橋、廊架橋等の種類あり、郭門は普通石を櫛形に築きて櫓を造り、守兵を備ふ、門番と稱す、(江戸城の諸門は多くは大名守備の任に當れり)、而して城の正門を追手(カフテ)參看) 背門を搦手(カラメテ)參看)と唱へ、また一般に城門のある處をば、俗に見附といへり、城門の内には、馬出(角馬出、丸馬出、辻馬出、的馬出、曲尺馬出等の名稱あり)、櫛形(城門一二の門内を云ふ、此所にて人數を量り出すを以て名づく、又武者屯とも云ふ、勢溜、馬溜等あり、櫓は一に矢倉とも書す、敵兵の動靜を視察し、又射撃する爲めに設けたる高樓なり、狭間は、櫓又は屏等に設けたる小窓にして、敵兵を撃射する所となす、而して屏の内土臺際横行之道を武者走、外屏際の横行之道を、大走といふ(續紀、吾妻鏡、源平盛衰記、太平記、東雅、倭調葉、武家名目抄、古今城制考、古事類苑兵事部)

シ 代(頃) 上古田地の廣狭を度るにいふ稱、書紀には、頃(字をシロ)と訓めり、代とは其用に供する義にて、御年代、苗代の代に同じく、佃種すべき爲めに墾開したる土地をいふ、即ち高麗尺の方六尺を一步とし、其五歩を以て一代とす、五代

ロ

ロ



シロア

二十五歩の地は、大寶和銅の三十六歩の地に同じく、五十代二百五十歩の地は、大寶和銅の一段即ち三百六十歩の地に同じく、五百代二千五百歩の地は、大寶和銅の一段即ち三千六百歩の地に同じく、田制篇に、代と云ふ名稱は、上古より起りて久しく見聞に熟せるが故に、町段の制を定めしより以來、近世に至るまでなほ此の稱を存し、或は音を以て呼んで「ダイ」といへり、其の歩積は和銅以後の制にては、一代は七歩二分(上古の五歩)十代は七十二歩(上古の五十歩)、五十代は一段、百代は二段、五百代は一町なり、天正に田制を改め三百歩を以て一段とせし後も、なほ播磨國赤松邊にては代の名稱を存し、土佐國高知邊にては檢地等一間四方の地を一坪といひ、又一步といふ、其の一步の半を勻といひ、四分一を才といひ、一步を六箇合せたるを一代といひ、一代を十箇合せたるを十代といひ、十代を五箇合せたるを一反とし、一反を一町となす云々と云へり、

シロアサ

白靛 染色の名、藍にて薄く染めたる色、アキと参看、

シロアヲ

白靛 襲の色目の名、表裏みな薄花田なるもの、

シロアシゲ

白葦毛 馬の毛色の名、葦毛に白みあるものを云ふ、保元物語義朝白河殿夜討の條に、白葦毛なる馬に、金覆輪の鞍置て乗たりけるが、懸出て鎮西八郎此に在と名乗給ふ云々、此外平家物語、源平盛衰記、梅松論、太平記等にも屢々見えたり、アシゲと参看、

シロカケ

白鹿毛 馬の毛色の名、鹿毛に白みあるを云ふ、吾妻鏡嘉祿元年八月十八日舞入多好氏に賜ひし馬に、白鹿毛と見えたり、カケと参看、

シロカハラゲ

白河原毛 馬の毛色の名、

シロキ

河原毛の白びみたるを云ふ、太平記武藏野合戦の條に、二陣には白旗一撥二萬餘騎白葦毛白毛白佐目鶴毛なる馬に乗て練貫の笠符に白旗を差たりける云々と見えたり、カハラゲと参看、

シロキ

白酒 大嘗會或は新嘗會の時、神前に供ふる清酒をいふ、久佐木灰を混ぜざる酒にて、黒酒に對しての稱、貞丈雜記には、今いふ濃き「シロザケ」とは異にて、常の澄み酒なりといへり、黒酒(クロキ)の條参看、

シロクサン

四六三 的の一種、其製詳かならず、四季草には「三三九の事に准じておもふに、四六三といふは、四寸、六寸、三寸の三の的を三所に立て、射るをいふなるべきか」と見え、四六三の卷には「四六三の的とは、矢四本持、一人にて三度弓に射る、矢数は七十二候に象り、又白黒三の的と書く時は、白黒交りたる筋を的に書く故に、白黒三とも謂へり、本説は然らず(中略)的の拵へ様、神頭にて射は木にて拵へ、革にて縫ひくるむ、的矢にて射る時は、張貫にして中に蘘を入る、結留口停」とあり、暫く掲げて参考供ふ、類聚流鏑馬次第には、「八的、取留、馳引、三々九、四六三、是は何れも、馬上の作物也」と見えたり、なほ此事ははじめて吾妻鏡安貞三年十月廿二日藤原頼經が由比濱にて流鏑馬を行ひし條に見え、「三的之後、三々九、四六三以下作物各射之」とあり、爾來室町時代まで行はれし事、了俊大草子、庭訓往來等によりて之を知るべし、

シロクデメ

四六出目 江戸時代上野國群馬郡より出す年貢の名、地方落穂集に、四六出目といふ納物あり、是れは俵入の出目米なり、上州は四斗入に二升の延米を加へ四斗二升にて納め、此外に六升充の出目米を定式の納物となす也、尤も年々

シロク

年貢の増減により、此出目も増減あり、是れは外々になき餘計の納物なり、此起原をいかにと尋ぬるに、此村古へ私領の節、物成の内は糶納あり、此糶二斗又は三斗程にて、入札を以て拂に成に、地相場より直段よく、代金納に成る由、尤も糶一俵は四斗二升入の米を五合摺りの積りを以て八斗四升入なり、年々右の村々に、同に入札して買ひ落し、引分け俵數に依て金納にせしとなり、或年右の糶、領主にて直摺立の積りにて入札なく、其旨相觸れられし處、糶納の村々、摺立の儀を願ひしに、然らば摺立米を以て上納致すべき旨を申渡し、摺立奉行立合て摺立しに、糶一升を三合摺にし、糶一俵にて摺立米五斗四合出しかども、勘辨を以て此内二升四合は百姓へ給はり、跡四斗八升を一俵として年々米納致すべき旨申渡され、夫れより糶納は相止みしといふ、其後右の村々土地に成りし節、俵入の儀は料所一同四斗一升入に成り、外に六升の出目米を別段に申付られ納ること也、是を四六出目と云ふ、是等のことは知行渡しの節、役人心得を以て俵入を外地四斗二升入として引渡すべき也」と見えたり、

シロクリゲ

白栗毛(黃嘴) 馬の毛色の名、栗毛に黄ばみあるものを云ふ、著聞集に、或人のもとに白栗毛なる馬を飼ける云々、太平記六波羅攻の條に、爰に六波羅勢の中より年の程五十許なる老武者の、黒絲の籠に五枚甲の緒を縮めて白栗毛の馬背總懸て乗たるが云々と見えたり、クリゲと参看、

シロサクラ

白櫻 櫻(サクラ)を見よ、

シロシヤウソク

白裝束 白張の單衣、帷に裏白の表袴を取りそろへて着用したる裝を云ふ(後照念院裝束抄、裝束集成)

シロシヨ井ン

白書院 江戸城居間の名、大

シロメ

廣間の北庭園を隔て、位し、帝鑑ノ間の西に在り、上段下段の二間あり、共に帝鑑の繪を畫く、杉月には雁瀟芙蓉の繪あり、永眞の筆なりといふ、江戸城(エドジャウ)の挿圖を見よ(柳營秘鑑)

シロツツジ

白躑躅 襲の色目の名、表裏裏紫なるもの(胡曹抄)

シロノリサンダン

城乗三段 軍功の一、鈴録に、城乗三段と云て、大手の虎口のりを上とし、搦手の虎口のりを次とし、平のりを下とす、但し不堅固の處をのるを賞賈す、虎口際の鶴是又賞賈す、といへり、

シロメゼニ

之呂女錢 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、銅色、鉛鐵を混和せしに似たり、徑八分、重八分、二様あり、此錢初鑄の時、千二百を以て銀六十錢に當つ、一種黄色を帯ぶる者あり、甚だ少し、元文四年江戸深川にて鑄造す(新寛永錢譜)

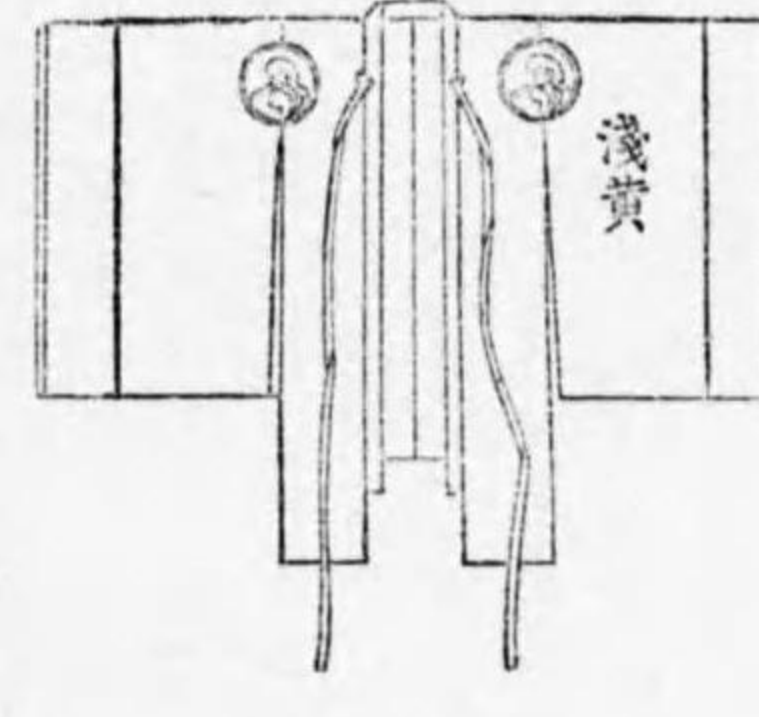
シロモノカヘ

代物替 江戸時代、貨物の交易をいふ、代物とは、價に代ふべき貨物をいふ、元祿八年清國二國より渡來の貨物に、賣殘りの品多かりしかば、之を拔賣になすものあり、因て江戸の商人伏見屋四郎兵衛、銀額千貫目分の殘品をば銅と交換し、其利益の幾分を長崎市中へ配當せんことを請うて、其許を得たり、これを代物替の始めとす、九年、更に五千貫目の代物替の許を得て、一萬兩の運上を納む、其後長崎町年寄高木彦右衛門、六千貫目の外に、銀額二千貫目分の殘品代物替を、俵物諸色(俵物は、煎海鼠、乾鮑、鱈、諸色は昆布、樟腦、錫、椎茸、いたら物、瀧貝、雞冠草、乾海老、寒天、鯨節、人參、茯苓、五倍子等)にて、交買すべき許を得たり、これを追定額といふ、十年代物替會所を長崎本興善町に建て、高木彦右衛門を頭取となしてこれを管せし

す

スアラ

素襖(素袍) 名義直垂の小變したるもの、布の襖の意なりと云ふ、下に長袴を着く、袴も同じ色なるを上下と云ひ、袴の色異なるを素襖袴と云ふ、素襖は縫製全く直垂に同じ、只異なるは、地は布に限り、胸紐縫製には革を用ひ、菊綴の處に家紋を附し、袖のつゆを省きたるのみ、長袴は多く素襖と同じ地、同じ色を用ふ、胸紐は主に黒梅小紋のつきたる俗に紀伊國草と稱するものを用ひ、又丹波目結(目結とは鹿ノ子に染めたるもの)ひきめ



浅黄 色を以てスアラ 色を以てスアラ 色を以てスアラ 色を以てスアラ

シワウ

む、十一年より會所利益の内、金三萬五千兩を幕府に上納し、殘額を市街に配分することなし、伏見屋の代物替を停む(皇典講究所講義、長崎に於ける清國の貿易)

スアヒ

牙僧 物品賣買の中繼をなす商人を云ふ、男には牙人、頭僧、女には、牙婆、度婆と書して、かく訓めり、職人盡歌合に、女の被笠きたる姿を畫き、其詞に、御用やさふらふ歌「月のさる雲の衣をうりものやさふらふと云人もかばめや」思ふこと人につたふるみちならでおようやあるといふはよしなし」とあるに據れば、室町時代、諸家の奥向などに立入りて、古衣などを鬻ぎし女をいへるものならん、







ス井ケ

乗間せはきかゆゑに、鞍小さく、角たし、今にても正しく試むるに「かり」といひ、飾馬考は、水干鞍と名付る由は、水干を著せる人の乗故なりと云



(載所考馬飾)

説あり、いかにも、襲の御幸には供奉の人々、小直衣或は狩衣水干等を著て、皆此鞍馬に乗りたる事の物に見えれば、右の説に據るべきにや」といへり、其名はじめて禁秘抄に見えれば、古より行はれしものなるべし、「コクラ」を参看、

ス井ケワンジ

郡増位山の上〇増位山と號す、天台宗〇本尊藥師佛、聖德太子の開基にて、太子自ら其像を巖石に刻みたりと云ふ、今猶太子谷の名を存せり、天平七年僧行基、藥師の示現に因り、此地に一寺を建立す、當寺はその頃まで法相寺なりしが、行基の法弟法勢、仁明天皇の勅を奉じて天台宗に改め、且増位山願願寺醫王院の勅號を賜ふ、寛平七年三月義

ス井ケ—ス井コ

算僧正に任じ、當寺長吏第一世となる、その後、後鳥羽、土御門の二天皇、崇敬頗る厚く、最勝講行ありしが、天正中兵燹に罹りて堂宇悉く烏有に歸し、衆僧僅に本尊及び脇士十二神將、行基の像を携へて、姫路の西風山に通る、同十三年に至り、豊臣秀吉舊地に伽藍を再興す、後に、姫路城主榊原氏の菩提所と爲り、寺領四百八十石あり(隨願寺集記、峰相記、名勝地誌)

ス井ケイ井ン

瑞慶院 大炊御門宗氏(オホヒミカドムネウヂ)を見よ、

ス井コ

出舉 隨願寺王時代、公私の財物を貸し與へて、利息を取るを云ふ、又「スコ」とも云ふ、東學指南に、出舉謂、以財得利潤者と見えたり、中尾泰政曰く、出は國司より百姓へ出し貸す義、舉は百姓より國司へ舉返す義と、荷田在滿之を駁して、出舉は貸す義にて返す義なし、舉は用の意にて、出し用ふる義なり、故に出舉は固より利を得る爲なるも、利なき時も出舉と云ふべし」と、是又一説なり、公出舉、私出舉の二種あり、公出舉は官稻を出舉し、私出舉は私稻を出舉するを云ふ、其稻を出舉稻と云ふ、稻の外錢貨の出舉あれど、こゝには専ら出舉稻に就きて述べし、其出舉官稻の出納を詳細に記したる帳を出舉帳と云ふ、毎年大帳に附して奉る、(隨願寺中)以下の民戸の窮乏を賑卹せん爲めに貸税せしに起り、後には正税公解の中を、毎年出舉して、利稻を納め以て諸般の用途に充つるに至れり、出舉の始めて史に見えしは、孝德天皇大化二年三月の條に、宜罷官司處々屯田、及吉備島皇祖母處々貸稻、とあるものにして、貸稻の行はれたりしこと、此より以前にありしこと明なり、天武天皇四年四月詔して、諸國貸税、自今以後明察百姓、先知富

ス井コ

貧、簡定三等、乃中戸以下應與貸ことあれば、貧困の百姓に貸與し、春耕秋收の時を逸へざらむる方法にて、勸農賑卹の旨意に在るを知るべし、文武天皇大寶令に、公私稻出舉の法を定め、一年を限とし、春耕に貸與して、秋收の時返還せしめ、利稻官稻は半倍、私稻は一倍に過ぐるを得ず、又利に利を重ね、舊本と合して更に貸付るを許さず、若し借りて返さざるものは、其身を役せらる、即ち官稻十東にて元利十五東、私稻は二十東を返納するなり、然るに息利高くして、百姓苦むを以て、元明天皇和銅四年、私稻も半倍の利とし、養老六年には、正税以外の出舉官稻の利を十分の三とし、同六年には私稻も十分の三に減じたり、又和銅六年には、同四年以前の公私出舉稻の未償は悉く免除し、養老四年には、同二年以前に出舉せる公私稻、天平八年には、公稻は八年前、私稻は七年前を限り、同十二年には、同十一年前の公私稻、天平寶字三年には、同元年以前の未納公私稻、天平寶字七年には同五年前の公私の負債を悉く免除し、寶龜十一年十一月の勅に、出舉官稻、毎國有數、如致違犯、乃有刑憲、比年國司尙垂朝委、苟規利潤、廣舉隱蔽、無知百姓爭成貸食、屬其徵收、無可物贖、賣田浮逃他郷、民之受弊、莫甚於此、自今以後隱藏官稻者、隨其多少、科斷、永歸里巷、以懲贓汚、とあるにて、出舉の弊害漸く多くして、百姓窮乏し、如何に徵責を受くとも、之を償ふ能はずして、浮宕絶貫の民を造りしを知るべし、延喜主税式に、諸國出舉の正税、公解、雜稻の數見えたり、此の數は年々の舉稻なりや、又基本財産なりやは疑問に屬し、頗る研究を要すべきものなりと雖も、當時國家財用の大概を知るの便あれば、左に示す、然して延喜以後に至りては、莊園漸く多くして、地

方制度亂れ、出舉の法行はれしと雖も、充分に研究すべき史料少きを以て省略に従へり(官私稻出舉法沿革、奈良朝の聖田出舉論、日本財政史)

國名	正税	公解	雜稻
山城	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇
大和	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
河内	一四九,〇〇〇	一四九,〇〇〇	一〇三,〇〇〇
和泉	八〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	六七,〇〇〇
攝津	一八五,〇〇〇	一八五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
伊賀	一三三,〇〇〇	一三三,〇〇〇	四七,〇〇〇
伊勢	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一三三,〇〇〇
志摩	一三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇
尾張	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇
參河	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇
遠江	二八〇,〇〇〇	二八〇,〇〇〇	三三二,〇〇〇
駿河	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一三三,〇〇〇
伊豆	三三〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	四九,〇〇〇
甲斐	二二〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	一〇四,〇〇〇
相模	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三六八,〇〇〇
武蔵	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	三三三,七五〇
安房	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	四三,〇〇〇
上総	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	七三,〇〇〇
下総	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	三七,〇〇〇
常陸	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	八四,〇〇〇
近江	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四七三,七五〇
美濃	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
飛騨	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二六,〇〇〇
信濃	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇
上野	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二六,〇〇〇
下野	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二四,〇〇〇
陸奥	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇

ス井コ

出羽	若狹	越前	加賀	能登	越中	越後	佐渡	丹波	丹後	但馬	因幡	伯耆	出雲	石見	隱岐	播磨	美作	備前	備中	備後	安藝	周防	長門	紀伊	淡路	阿波	讃岐	伊豫	土佐	筑前
一〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三九,〇〇〇
三三三,五〇〇	六〇,〇〇〇	三三二,〇〇〇	六八,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	三二〇,〇〇〇	一七三,五〇〇	五三,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	九二,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	八二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三六八,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一三三,〇〇〇	一三三,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三九,〇〇〇

ス井コ

筑後	肥前	肥後	豊前	豊後	日向	大隅	薩摩	壹岐	對馬	小計	正税	公解	雜稻	合計
一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	八五,〇〇〇	五〇,〇〇〇	三九,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	四,二九七,〇〇〇
三三三,五〇〇	三三三,五〇〇	三三三,五〇〇	三三三,五〇〇	三三三,五〇〇	三三三,五〇〇	三三三,五〇〇	三三三,五〇〇	三三三,五〇〇	三三三,五〇〇	一,一五〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	四,二九七,〇〇〇

ス井コチャウ

出舉帳 出舉(スキコ)を見よ、

ス井コテンリウ

推古天皇 名號御名は額田部、また豐御食炊屋姫命とも稱す、(蘇我)欽明天皇の第三皇女、敏達天皇の皇后、御母は蘇我稻日の子(蘇我)大兄皇女、敏達天皇の第三皇女、敏達天皇十五年降誕、敏達天皇五年、廿三歳にして皇后となり、卅二歳にして天皇崩じ給へり、既にして崇峻天皇の弑害に遇ひ給へるに及び、其蘇我氏の出たるの故を以て、蘇我馬子に擁立せられて位に即き、都を大和國高市郡小墾田宮に遷す、即ち皇姪豐聰耳皇子(聖德太子)を立て、皇太子とし政を攝せしむ、然れども馬子大臣たること元の如く、政權全く其手中にありき、而して此御宇に當り聖德太子は馬子と議して冠位を定め、十七箇條の憲法を制し、國史を撰み、または

ス井コ



ス井サ

新羅を征したる等、治蹟見るべきもの渺ならず、(シヤウトクマイシ)参看) 在位卅六年にして崩す、御壽七十五、河内國南河内郡山田村大字山田磯長山田陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

ス井サキ

水左記 卷四 高木四册 御門後房の日記、一名堀河左府記、後房は源姓なれば水左の二字を名とす、本書も六册あり、内二册は同本なれば重複を除きて四册と定む、第一册康平五年より承保四年迄、第二册同年七月より同十二月迄、第三册承暦五年七月より十二月迄、第四册承保四年より應徳三年迄、而して第二、三は月日具備すれども、第一、第四は月日具らず、字句省略多し、蓋し抄録に係るものならん(歴史記録考)

ス井シ

水司 後宮十二司の一、モヒトリノツカサしとも訓む、水司、雜物を進むる事を掌る、尚水一人准七位、典水二人准八位、采女六人(歴史記録考)

ス井シ

隨使 王朝時代外國使臣入朝の時、記録及び公文の事を掌る役、一人とす(延喜式) 隨身 左右近衛府の舍人、即ち將曹、府生、番長、近衛等の太上天皇、攝政關白、大中少將、衛府、兵衛の督佐に隨ひ警衛するものを云ふ、之を兵仗と云ふ、太上天皇の隨身は、尊びて御隨身と云ふ、委しくは、キソノミズキシンドコロを見るべし、又中少將衛門兵衛佐等、本府隨身の外に、召仕ふを小隨身と云ふ、本府へ候せしめて、人に附屬する隨身を散所隨身と云ふ、小右記に見えたり、攝政關白は、必ずしも一定せざれども、大抵隨身十人、即ち左右近衛府生各一人、近衛各四人を隨身兵仗となすを例とせり、大臣大將は、隨身八人、即ち府生一人、番長一人、近衛六人、納言大將は隨身六人、即ち番長一人、近

ス井シ

衛五人、中納言中將より少將は衛府長一人、小隨身四人(或は二人)大納言の時衛府中一人、小雜色四人なりと云ふ、院、攝關等の隨身の諸所を御隨身所と云ふ、別當以下を補して事をなはしむ、大抵其家の廊中に在りと云ふ、隨身の裝束は、時によりて多少の異ありと雖も、多くは冠(細纒老懸)、褌衣(襷袢、左近衛は獅子丸長尾鳥、右近衛は熊丸鷲鷲狩袴(左は蘇芳或は二藍、右は袴葉或は萌木)を著け、弓を持し胡篋を負ひ、太刀を帶せり、服制(フクセイ)の條挿圖を見れば大抵を知るべし(北山抄、官職雜儀、桃花葉集、裝束集成)

ス井シ

隨心院 山城國宇治郡山科村大字小野 眞言宗、本尊如意輪觀音(所屬即) 寛元二年僧仁海の創立にして、曼陀羅寺と號し、眞言宗古義派に屬す、五世増後に至り今の名に改む、六世親殿に至り、祈雨の功驗により門跡號を賜はる、此より攝家の連枝多相承く、二十八世准三后増護に及び、應仁の兵火に罹り、殿舎烏有に歸す、江戸幕府院領六百二十石餘を寄せ、小野村を管領せしむ、寛永正保の間、殿堂庫院寶藏守室等を建營す、明治維新の後、眞言宗長者の候補寺と定む、寺縁は徳川氏より六百二十石を附し、以て明治維新に及ぶ、現に本堂方丈庫裡等皆備はれり(山城名勝志、山州名勝志、諸門跡譜、平安通志、京華要誌)

ス井シ

隨心自在院 大炊御門冬信(オホヒミカドフユノブ)を見よ、ス井シヤウ 隨筆 筆の一名、前漢律歷志註に、應劭曰、世本隨作筆といひ、隋書樂志には、女媧の作る所なりとも見え、又隨は女媧臣なりとも見えたり、是れ此名の原始ならん、シヤウシヤウシヤウチノクラ 水晶地鞍 前後輪

ス井シ

の本地をよく磨きて、水精を彫り入れたる鞍、水精は即ち水晶なり、玉葉治承二年十月廿五日の條に「白河殿」被「途」水精地鞍、加「檢知」返納、臨期可「申請」也、また晦日の條に、右中將長通爲「春日祭」使、發向云々、引馬鞍(水精地云々)已上借「用」白河殿「用」之、代々春日使所「騎」用「也」とあるを初見とす、蓋し春日祭の時用ふるものにして尋常の事には用ひざりしものか、後世廣く行はれざりしがごとく、江戸時代には其制已に絶えたりしを、酒井雅樂頭忠基、寛治年間製作なりとの傳説ある古鞍を模造したる事あり、古鞍は、輪の總體を梨子地に塗りて碁石のごとくなる圓形を散して、水晶をまどかに掲げて彫り入れたるものなりしを、忠基の好みにて、圓形を牡丹花に變へて製りたりといへり、クラシク參看(古今要覽稿)

ス井シ

出車衆 貴紳が他行する場合に、其人より借り受けたる車に乗りて、之に供奉する人を云ふ、眞丈雜記に、亂河原勸進猿樂日記に云く、上様(御臺様の事御所様御成以前)御輿也、出車衆(數多御發向、日野殿御女中伊勢御母御參也)云云、出車衆とはスキシヤの衆と云ふ、スキシヤとは、ヒトタマヒともよむなり、ひとたまひとは副車と書く、後名抄に云く、漢書註云、副車(曾閉久流萬、俗云比度太萬比)後乗也、又花鳥餘情に云く、出車をば公方(キンリノコトナリ)より點(カシ給ハルト云フ意)せられて、其の人に給ふゆゑに人給となづくる也云々、人給とは、人に車を借し給はるを云ふ也、人給の車と云ふべきを、車を略して人給とばかり云ひ習はしたるなりと見えたり、

ス井シ

綏靖天皇 名號御名は、神澤名川耳尊、神武天皇第三の皇子、御

ス井セ

母は媛織織五十鈴媛命、第二代の天皇、神武天皇二十九年降誕、四十二年壬寅立て太子となる、既にして、神武天皇崩すに及び、庶兄手研耳命政治を預り開きしが、遂に皇位を望み、密に綏靖天皇を害せん事を圖れるを以て、天皇は皇兄の神八井耳命と謀り、手研耳命を殺し、尋で位に即く、在位三十三年にして崩す、御壽八十四、大和國高市郡白檜村大字四條桃花島田丘上陵に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

ス井セ

瑞泉寺 山城國京都市下京區石屋町 淨土宗、禪林寺末に屬す、本尊阿彌陀如來立像、脇侍觀音勢至、聖德太子文殊、關白秀次暴横の間にあり、秀吉怒り之を高野山に放ち自殺せしむ、其子以下侍女三十四人を三條河原に斬り、塚を起して惡逆塚と云ふ、俗に畜生塚といふ、僧慶順、其慘死を悼み、菩提を弔ふ、後、洪水の爲めに破壊せしが、慶長十六年、角倉了意の高瀬川を開くや、其荒廢を哀み、僧桂叔と相謀り、石塔を置き、誓願寺の教山に請ひ、雙卷妙典四誓要偈の文字を取り、各法號を授け、之を其石に刻み、傍に大佛殿の殘木、聚樂邸の舊材を請ひ得て、一寺を創立し、桂叔を以て開山とし、本尊阿彌陀如來を安ず、角倉氏、世々之を管理せりといふ、今の堂宇は、天明災後の建築なり、寶物、秀次夫人以下の辭世の和歌數十幅あり、其表装は、其人々の衣裳の切れなりと云ふ(平安通志、京華要誌)

ス井セ

瑞泉寺 相模國鎌倉郡二階堂村朝夷奈切通の北、錦屏山と號す、臨濟宗、關東十刹の一、開山は疎石(夢窓國師)中興

ス井セ

の開基は足利基氏とす、嘉暦元年疎石始めて此地に菴室を造り、南方菴と號し、同二年瑞泉寺を建立せしが、後、廢廟し、管領基氏再興せり、關白貞治元年將軍義隆當寺にて僧通更と贈答の詩作あり、後、屢々詩會を行ふ、三年四月基氏を當寺に葬る、應安元年基氏の母を當寺に火葬す、後、氏滿尊崇淺からず、屢々參詣す、應永五年十一月氏滿を當寺に葬る、後、佛事を修し、永安寺を建て、塔頭とす、永享十年持氏の亂、永壽王通れて小八幡に在りしを、當寺の住僧昌在抱き取て甲斐に隱る、永壽王元服して成氏と稱し、鎌倉管領となるに及び、毎年二月必ず當寺に參詣するを例とす、天正十九年十一月、徳川家康寺領三十八貫文を給ふ、慶長八年八月圓覺寺西堂雲如梵意台命により、住持となりしより、圓覺寺西堂の僧を以て補する制となる、○寺後に基氏の墳墓あり、五輪塔なり、本堂北方高山の頂に亭跡あり、亭は、遍界一覽亭と號す、嘉暦三年の造立、疎石此亭にて詩を賦し、歌を詠す、基氏又此亭にて詩會を催はす、其他五山僧徒等の此亭にて詩文を詠せしもの多し、後、廢絶に歸せしが、元祿中水戸光圀一亭を建て、觀音を安置す、天明中亡ぶ、今其礎石残り(鎌倉攬勝考、新編相模國風土記稿)

ス井セ

瑞泉寺殿 足利基氏(アシカモトウヂ)を見よ、

ス井セ

水道 上水(シヤウスキ)を見よ、

ス井セ

水頭 禪宗にての役僧、日々大衆の使用すべき水湯を汲みて盥洗に供することを掌る(勅修清規)

ス井セ

出納所 國衛の勘定を掌る所(松の屋雜考)

ス井セ

衰日 陰陽五行の説にて、生年に

ス井セ

よりて人の思ふ慎むべき日を云ふ、後には衰日を忌て徳日と云へり、古今要覽稿に、衰日は、もと五行家の説なり、皇朝にて用ひられし始め未だ詳ならず、その衰日といふ義は、たとへば子年に生れし人ならば、子を得て壬し、丑にいたりて衰ふ、故に丑を衰日とす、午年に生れし人は、午を得て壬し、未にいたりて衰ふ、故に未を衰日とす、(五行大義)これ即ち生年衰日なり、(拾芥抄)然るに今生生年衰日を用ひずと洞院相國記し給へば、それより前にはや行はれざりしとらる、さて今に用ひらる、行年衰日(拾芥抄)といふこと、またいつの世より用ひられしや、そのはじめを知らず、されども行年をくることは、隋唐の比専ら行はれしことなれば(五行大義)その始め久しき事しられたり、行年のくりやうを考ふるに、甲子より癸酉まで十年の内に生れし男は、丙寅をひとし、丁卯をひとし、戊辰をひとし、己巳をひとし、庚午をひとし、順にその人の歳ほど數へ、そのあたる歳を以て行年とす、(五行大義)然してその行年にあたる卦を見るに、離は寅申に衰へ、坤震は卯酉に衰へ、兌は子午に衰へ、乾巽は辰戌に衰へ、坎艮は丑未に衰へ、(拾芥抄、假名陰陽書)されば今上天皇文政九年寶算廿七におはします年は、辰戌を御徳日とし、仙洞寶算五十六におはします年は、寅申を御徳日とし、大宮御年四十八、女御御年十六、みな寅申を以て御徳日とす、今上は寛政庚申に降誕します、庚申は甲寅旬の内なれば、丙辰を以てひとし、順に數へて廿七を見れば、壬午にして乾卦にあたる、乾巽は辰戌を以て衰ふ、故に辰戌を御徳日とす、仙洞は明和八年辛卯に降誕しましたし、辛卯は甲申旬の内なり、即丙戌より數へ、五十六は辛巳にして離卦にあたらせ給ふ、大宮は安永九年庚子なり、庚子は甲午旬の内な

ス井セ

ス井セ



ス井ニ

リ、女は壬寅より歿ふ、四十八は己丑にして、離卦なり、女御は文政八年乙酉なり、乙酉は甲申旬の内なり、女は壬辰より歿ふ、十六は丁未にして離卦なり、即ち仙洞大宮女御三所共に離卦にあたらせ給ふが故に、寅申を以て徳目となさせ給ふなり、その明年二十八にならせ給ふ年は丑未を以て徳目となさせ給ふなれば、行年衰日は年々にかはりて一定せず、生年衰日は一定してその人生涯かほることなし、故に行年衰日の嚴なるに及ばざるを以て、遂にとりめられしなるべし、是を徳目と稱すること、またいつよりといふことを詳にせず、けだし凶事を吉事といひ、病痾を歡樂といへる例なるべし、と見えたるにて、其一斑を知るべし。

ス井ニテンワウ

垂仁天皇

名は活目尊、また活目入彦五十狹茅天皇とも稱す。崇神天皇の第三皇子、御母は大彦命の女御間城姫命、第十一代の天皇。崇神天皇二十七年正月降誕、生れて岐嶷、壯なるに及び御備大度、且つ率性任真にして、矯飾する處なし、父天皇深く愛撫し給へり、天皇の崩後位に即き、纒向の珠城宮に都す、即位のはじめ皇后狹穗姫の兄狹穗彦の叛あり、將軍八綱田をして之を討たしむ、狹穗彦諱に伏し、皇后また城中に入りて崩す、廿五年皇女倭姫命をして天照大神の祠に奉仕せしめらる、茲に於て命は、大神を鎮座し奉らん處を諸方に求めしが、遂に神託によりて伊勢國に至り、はじめて祠を此地に建つ、今の内宮即ちこれ也、また齋宮を五十鈴川の上に營む、齋宮茲にはじまる、廿七年神地神戶を定め、敬神の實を明かにす、卅二年皇后日葉酢媛崩す、これより先二十八年倭彦命薨するや、近習を聚めて生きながら陵域に埋めしに數日の間死せず、號泣の聲四方に聞

ス井ハ

り、天皇惻愍の情に堪へず、詔して自今以後殉死を留められしが、茲に至り、野見宿禰の奏請により、出雲國の土師百人を召し遣はして以て人馬以下諸種の形を造りて陵側にて建つ、(埴輪ハニハ)參看)廿五年九月、皇子五十瓊敷命を河内に遣りて高石池、茅渚池を作らしめ、十月また倭の狹城池、迹見池を作らしめらる、なほ此歳また諸國に命じ、池溝を開かしむるもの凡そ八百餘、以て農事を勤む、九十五年七月崩す、在位九十九年、御壽百廿九、大和國生駒郡都述村、菅原伏見東陵に葬る(書紀皇胤紹運録、大日本史、陵墓一覽)

ス井ハ

水馬

馬に水練を仕込むものにして、また馬渡ともいふ。○毎年六月に之を行ふ、書院小性の兩番及び大番、鶴見、曲木、諏訪部、浦部四所の殿、田安、一橋、清水の三卿付の諸士等、眞洲崎、長命寺下、淺草駒形、兩國等の河流に臨みて此事を行ふ、間々小十人等も願ひて行ふ事あれども極めて稀なり、而して修練の士は各酒麻布を太白糸も縫へる水半纏の白紺淺黄等なるに、其家々の定紋を染め出せるを著、馬は麻の水腹帯にて嚴しく纏ひ、其平首の右に添うて、馬を水中に曳き入れ、馬足の立ざるに垂んとする處に至れば、臂後に退き、腹帯の輪に取り添へたる手綱を操り打渡すなり、また其技の熟練せるものは、水半纏の上に短き水袴を著、馬にも水鞍水籠等を裝ひ、之に跨りて馬足の及ぶ處まで乗り入れ、後其平首に添うて下り、鞭を取りて助け進め、臂後に退き打渡し、將に前岸に達せんとして、馬足の及ぶ處に至れば、再び前のごとくするなり、特に卓絶したるものは甲冑を著することもありといへり、而して時に將軍の臨檢あり、水馬上覽といふ體圖享保廿年七月十三日、徳川吉

ス井ヒ

宗大川筋に臨みて上覽ありしを以てはじめと爲す、此時は小性組より三人、書院番より三人、他に馬方一人、下乗一人、都合八人なりしが、後日これを召して金二枚を(下乗には銀)賜へり、爾來度々此事ありと雖も、煩しきがゆゑに省略に從ふ、また朱塗の御用船を出して警固するは、上覽の時に限りたりといへり(青標紙、幕府年中行事)

ス井ヒヤウ

隨兵

將軍出行の時に、武器を著け騎馬にて供奉警衛するものを云ふ、兜を著けず從僕に持たしむるなり、先陣後陣共に或は左右に番ひ、或は三行に列す、左右に番へば左をエとし、三行に列すれば中を以て上とす、先陣は前を以て上とし、後陣は後を以て上とする故實なり(吾妻鏡、武家名目抄)

ス井モ

水問

ス井モ

透廊

吹貫の廻廊を云ふ、兩側には唯柱のみありて勾欄を設け簾を垂れ通路とす、スキラウの音便なり、又透渡殿とも云ふ、十訓抄に、御堂入道三條の御所を造り給ふ時、有國奉行しける西泉の透廊南へ長く差出たる中のほど、一間こそ長押を打ざりけり、明月記嘉祿二年四月十六日の條に、來召、次昇外香殿、入妻戸、自廊柱内、北行、經對代南賣子、著透渡殿、件渡殿三間、寄四方、南北行數高麗帖一帖、同書寛喜二年五月廿四日條に、「雜人説云、嘉陽門院燒亡云々、未代適作透渡殿之家、已斷絶歟、是京中之運盡之故歟云々」と見えたり、

ス井リウジ

瑞龍寺

山城國京都市上京區堀川通堅門前町。日蓮宗、本國寺所轄に屬す。○本尊題目寶塔釋迦多寶佛。起原。起原。文政五年正月、豐臣秀次の母尼と爲り、法名を日秀と號し、本寺を村雲の地に創建し、秀次の菩提を弔ふ、それ

ス井リウジ

瑞龍寺

所。美濃國稲葉郡岐阜山の南方。金寶山と號す。起原。起原。臨濟宗。起原。起原。應仁元年齋藤利藤入道妙椿、主君土岐成頼菩提の爲めに天台の廢寺を興して建立し、成頼の法名をとりて寺號とし、悟溪宗頼を開基とす(美濃記)には、長井利隆入道、悟溪に歸依して、明應六年四月、天台舊蹟に此寺を再興せし由まる(後)土御門天皇師の道譽を聞き當寺を陞せて官寺となし金寶山の額を賜ふ、塔頭八箇寺ありて、雲龍院、瑞雲院、開善院、鶴栖院、臥雲院、龍震院、息耕院、瑞雲院といふ、此八院より本坊を輪番持とす、慶長五年中納言秀信、石山三成に黨せし時、三成の部將瑞龍寺山に登り岩を設けて防戦せし舊跡山上に在り、世々悟溪の法孫住持となり、悟溪派の田舎本寺と稱す(延寶傳燈錄、新撰美濃志)

ス井レンジユツ

水練術

名義。水中を游泳する術、今昔物語には「泳ぎを掻く」と見え、倭名抄には「拍浮」、註に「白拍打也、俗云於布須是也」とありて、於布須は箋註倭名抄に、今俗所謂水泳是也、とあり、水泳術、游泳術等とも稱す。起原。起原。書紀崇神天皇六十年七月の條に、「己酉兄謂弟曰、淵水清冷、欲共游泳云々」とあるは、書に見えたる始めとなす、爾來諸種の必要上より、其術日を遂うて盛に、古今著聞集等によるに、幾多の水練達者の逸話を載せ

ス井リ

ス井レ

スウク

たり、武家時代に入りては之を戰爭に應用するに至り、或は圍城中を出で、信を通じ援を求むるが如き、或は水の淺深を測らるむるが如き、其類頗る多く、凡て戰場に臨むものは、此技を知らざるべからざるに至れり、故に彼の朝比奈三郎義秀が、源頼家の命を受けて、相模國小壺の海上に浮び、往來する事數十返にして、終に海底に没し、三隻の敵を捕へて出でし如き、篠原伊賀守の戦ひ敗るゝに及び、鎧を著して海上に浮ぶ事五町許にして船に駕して逃れしが如き、最此術に熟せるものとして史上に有名なり、江戸時代に及びては之を以て武術の科に加へ、盛に教授したりき、されば將軍吉宗は、毎に江戸の城濠にて此技を演じ、また曾て隅田川に遊び、徒士の水を泳ぐを見て、其技に熟せるを知り、宿直の外は、必ず之を習ふべしと命じたり、而して江戸幕府年中行事の一たる夏日の水練は、毎年六月、淺草駒形堂附近の隅田川に於て、徒士のもの之を行ひ、熟練せる者は、水中に立ちて泳ぎながら、短冊に字を認め、或は西瓜の皮を割ぐなど、種々の技藝を試みたり、然るに寶永正徳の頃には大に衰へしが、徳川吉宗、將軍職を繼ぐに及び、もと紀州にありて海上に游泳せしに及び、殊に此技に長じたるが故に、首として獎勵せるを以て、幾干もなくして幕士の内にも練達のもの輩出し、或は馬に駕して水を渡るあり、或は甲冑を著し刀を帯びて遊ぶものあるに至れり、また流派を立て、水泳を教授する事も、實に此時代に起り、其重なるものに、向井流、小堀流、神傳流、水府流、笹沼流等あり、スウク。參看(嬉遊笑覽、日本教育史、幕府年中行事、古事類苑武技部)

スウクワウクワン

崇廣館

舊柏原藩の學校。開創。丹波國水上郡柏原北町。起原。起原。元祿八年

スウケン

崇親院

名義。王朝時代藤原氏が其一門の子女の窮困者を收容する所。起原。起原。山

スウケン

スウケン

スウケウクワン

崇化館

舊母藩の學校。起原。起原。三河國加茂郡(今西加茂郡)舉母城郭内に學館と稱す、明治二年十月皇道寮と改む、同四年九月學制改正の爲め閉寮、十月更に寺刹を假用して郷校を設く、尋で廢す、同五年五月、村民協議して郷校再興を謀り、舊崇化館を以て郷校と改む(日本教育史資料)

スウケウクワン

崇教館

舊松本藩の學校。起原。起原。信濃國筑摩郡(今東筑摩郡)松本城内字柳町。起原。起原。寛政五年藩主松平光行の時、創建す、明治三年に至り藩學と改稱す、尋で廢す(日本教育史資料)

スウケンモン

崇賢門

「シユケンモン」を見よ、

スウケンモン

崇賢門院

「シユケンモン」を見よ、

スウケン

崇親院

名義。王朝時代藤原氏が其一門の子女の窮困者を收容する所。起原。起原。山

スウケ

スウケ



スウチ

城國京都東五條京極に在り、往年、勾當樋口の北、京極の西隅に在りしと拾芥抄に見えたり、其區域南北六町に亘り、其舊址は四條寺町より東南鴨川を限り五條に至る地也...

スウデン

崇傳 崇傳字は以心、勅諭號圓照本光國師、系一色秀勝の子、事南禪寺の長老にして、江戸金地院の開山なり、徳川家康秀忠家光三代に近侍し、南光坊天海と共に幕府の密議に参したり、初め殊に家康の信任を得、常に陣中に扈從して...

スウト

六十五、崇傳、幕府創設の際に當り家康に親任せられて樞機に参し、諸策せる所頗る多しと雖も、事秘して傳はらず、本光國師法語四冊、本光國師日記四十七卷(史微墨寶考證、寺社奉行記録、三省錄)...

スウツククワン

崇徳館 舊長岡藩の學校

スウニンモン

崇仁門 内裡の門、北山抄

スウフンクワン

崇文館 舊一宮藩の學校

スエツクシヤウ

末次城 所在出雲國島根郡(今八東郡)松江市の北隅

スエハルカタ

陶晴賢 名諱隆房、興房等の名あり、剃髮して卓錫軒全蓋と號す

スエノ

したりしが、末次が形勝の地たるを知り、富田城を茲に移して、規模を擴張し、改めて松江城と稱す、マツエシヤウ(伯耆志、懷橋談)

スエノコホリ

周淮郡 所在上總國

スエノコホリ

周淮郡 所在上總國

スエヒ

隆の疎斥する處となり危殆漸く至る、因りて廢立を圖らんとす、請ふ貴族一人を奉じて社稷を保たん、宗麟喜びて許諾す、二十年八月晴賢遂に兵を起して山口に入り、義隆を襲ふ、義隆走りて大宰寺に入りて自殺す、大内氏茲に亡ぶ、茲に於て宗麟の弟義長を迎へて大内氏の家督と爲し、晴賢自ら國政を行ふ、尋で剃髮し、全蓋と稱す、天文二十三年毛利元就義軍を標榜して來り討ち、兩軍大に嚴島に戦ふ、イシツカシマノマカヒ(參看)晴賢敗走し、青苔濱に至りて自盡す、元就其首を洞雲寺に送りて驗葬し、爲めに佛事を修せりといふ(野史)

スエヒ

末廣 蠅(カホリ)を見よ、

スガシ

初め、末吉氏が、幕府の允許を得て、外國貿易の爲めに用ひたる船舶、即ち朱印船の一なり、末吉氏の經營にかゝるを以て此稱あり、船舶の製造は、下のかた底を深くし、外面を油石灰にて悉くぬり、又上の方は丹土色に塗らるあり、或は木地に油を抹りたるもあり、舵は大なる鐵の肘を數所にうちて、其肘を受くる所の軸も又大なり、壺を打つて舵を駕るなり、これをミスツイス造の船と名づく、帆は皆布帆にして其船大なること長二十間、荷物二百萬斤、中なるものは長十七八間、荷物百五十萬斤、小なるものは長十五六間、荷物百二十萬斤を受くべし、(但二百萬斤の貫目を四斗俵の米に直し凡そ二萬俵石數にして八千石積なり)...

スガヌ

山陽南海諸國の子弟、就きて學ぶ者多し、茶山最も詩に長ず、務めて實際を叙し、淡樸穩秀、近世の詩體一變すと云ふ、藩侯初め其名を聞かず、江戸在勤の時林述齋より茶山の名聲を聞き、之を擯用せんとす、茶山病の故を以て辭す、即ち五人扶持を給して優禮す、享和元年侯命じて儒員に準じ、時々召對せしむ、晩年、生徒其數を増し、入塾せしめ難きを以て藩に請ひ、郷校となし庶塾と名づく、藩年々金を給して、其資を助く、文政十年八月十三日卒す、年八十、茶山人となり骨格岸豊、方面高顯、老いて朱顔白髮、物に接する溫和、酒を嗜みて日に酔ふこと二回、常に柴野栗山、尾藤二洲、古賀精里、頼春水等と交遊す、(續近世叢語)...



(藏所館 博室帝京東)

スガヌ

山陽南海諸國の子弟、就きて學ぶ者多し、茶山最も詩に長ず、務めて實際を叙し、淡樸穩秀、近世の詩體一變すと云ふ、藩侯初め其名を聞かず、江戸在勤の時林述齋より茶山の名聲を聞き、之を擯用せんとす、茶山病の故を以て辭す、即ち五人扶持を給して優禮す、享和元年侯命じて儒員に準じ、時々召對せしむ、晩年、生徒其數を増し、入塾せしめ難きを以て藩に請ひ、郷校となし庶塾と名づく、藩年々金を給して、其資を助く、文政十年八月十三日卒す、年八十、茶山人となり骨格岸豊、方面高顯、老いて朱顔白髮、物に接する溫和、酒を嗜みて日に酔ふこと二回、常に柴野栗山、尾藤二洲、古賀精里、頼春水等と交遊す、(續近世叢語)...



スガノ

戦功あり、十八年上野阿布城一萬石を賜ふ、慶長五年留て西城を守る、六年二月關ヶ原の役の功を以て、一萬石を加賜せられ、封を伊勢國に移し長島城を治む、元和五年正月左近將監定芳、一萬石を加賜せられ封を近江國に移し膳所城を治む、寛永十一年十一月一萬石を加賜せられ、封を丹波國に移し龜山城を治む、前封を併せて四萬石、正保元年三月右近將監定昭嗣なきを以て封除かる、更に弟主水定實に七千石を、主税定實に三千石を賜はる(藩翰譜、武鑑、徳川加除封録)

スガノウヂ

菅野氏 蕃別、朝臣姓、右京に貫す、百濟國王都慕十世の孫貫須王より出づ、桓武天皇の時、左中辨百濟王仁貞、同治部少輔元信、中衛少將忠信、與津連眞道等、上表して曰く、臣等の先、百濟第十六世貫須王より出づ、輕島豐明の朝詔に應じてその宗族孫孫辰孫入朝し、始めて書籍を傳へ大に文風を開き、難波高津朝孫孫の子阿耶を以て侍臣となす、其子亥陽君午定君を生む、午定の三千味沙、辰爾、麻呂、三流始めて分れ、官を以て氏となす、葛井、船津諸氏即ち此なり、譯語田朝高麗鳥羽の表を上る、群臣讀む者なし、辰爾奇智能く解し、具に其旨を奏す、帝深く嘉賞して殿中に侍する事、史策に載せて人々の知る所なり、臣等の家傳業を傳へ、明世に遺達す、伏して天恩を望む、舊姓を改めて朝臣を賜はらん」と、勅して其居地に因り菅野朝臣を賜ふ、眞道文學あり、與りて續日本紀を撰す、仁明天皇の時、諸陵少允中宿禰直門、左少史繼門等に、清和天皇の時、右京の人從五位下御船宿禰産主、從七位上船連助道、河内守善真朝臣豐持、兵部少録葛井連居部成等は何れも皆菅野朝臣を賜はる、居部成は、水河内丹比郡の人、是より先改めて右京に貫す、陽

スガハ

成天皇の時、右京の人從五位下船連副使麻呂、正七位下津宿禰輔主、及び葛井連直臣並に菅野朝臣を賜はる(氏族志)

スガハラウチ

菅原氏 朝臣姓あり、宿禰姓あり、朝臣は右京に貫す、飯入根七世の孫大保度に、大保度五世の祖野見宿禰、垂仁天皇の大喪事を掌る、子孫世々陵側菅原伏見邑に居る、大保度九世の孫遠江介土師宿禰古人、長子外從五位下道長等光仁天皇の朝上言して、臣等遠祖野見宿禰、垂仁皇后の崩御に當り、建議して埴輪を作り、殉埋に代ふ、其より以降世々凶を掌ると雖も、祭日の吉にも預る、今専ら凶事を職とす、祖業に違ふに似たり、請ふ土師を改めて居地に因り、菅原氏たらんと、之を許す、桓武天皇の時道長改めて朝臣を賜ふ、嵯峨天皇の時、山城人正六位上土師宿禰百枝、姓菅原朝臣を賜ふ、仁明天皇の時、從六位上土師連豐道、族人道吉等と菅原宿禰を賜ふ、清和天皇の時、左京の人木工少尉日置臣岡成改めて菅原朝臣を賜ふ、日置造久米麻呂、姓名菅原朝臣業利を賜ふ、正六位上土師宿禰益雄等、又菅原朝臣を賜ふ、並に系は天穗日十世の孫阿陀宿禰に出づ、陽成天皇の時、紀伊の人日置首永津等に菅原朝臣を賜ふ、菅原氏は古人より後世々令徳あり、曾孫道眞に至り文章と德行とを以て、宇多天皇に奉仕し、官右大臣に至る、身饒廢に終ると雖も、威靈顯赫、祀して明神と爲す、子孫世々文學の家たり、道眞、高視淳茂等を生む、並に大學頭たり、高視山城守雅規を生み、雅規、資忠、董宣の二子を生む、資忠右中辨となる、資忠の孫定義、大學頭たり、定義、是綱在良を生む、是綱大學頭となる、曾孫參議爲長、長成高長を生む、長成大學頭となる、其後裔高辻家と成る、高長式部大臣となる、其後裔五條家となす、高

スガハ

長の孫茂長治部卿となる、其後を東坊城家となす、在真式部大臣となる、其後唐橋家となる、董宣紀伊守となる、子孫美作に居る者有元氏といふ、支流稍滋し、後醍醐天皇の時、有元佐弘弟佐光佐吉と勤王、京都に戦死す、所謂菅家一黨なり、菅原氏の裔に又笠部あり、崇徳天皇の時惟光なる者あり、高祖菅原親道清原道廣の養ふ所となり、其氏を冒す、惟光美濃尾張等の守に任ず、天治中祇園祭使たり、勅して裝束笠を賜ふ、因て衣笠氏を稱す、後ち笠氏と更む、支流に葉室氏あり、其系は、惟光六世の孫善賢に出づ、世々肥後に居る、善賢五世の孫親善、建武中興の時菊地氏と共に勤王す、後ち謙に遭ひ邑を奪はる、後龜山天皇の時、親善上奏して曰く、臣祖先より以來世々忠を王室に致し、未だ嘗て凶逆に與らざる、承久の變、善賢雖に死し、元弘の亂、高義節に殉し、建武延元の間、祖吉宗父資善皆王事に勤む、文和中、臣將軍宮に屬し、水島博多等に戦ひ、弟善安死す、且つ將軍宮正平の勅を奉じて故大王に代り、軍事を進行す、臣常に軍に従ひて勤王す、今雖へ新恩に預るを得ざるも、伏して請ふ積年の功勞を録し、全舊邑を得む」と、乃ち勅して食邑を還し賜ふ、之を子孫に傳ふ、後ち單に室氏と稱す(尊卑分脈、氏族志)



スガハラノフミトキ

菅原文時

名

スガハ

在真 清能の孫也 菅原寺 菅原寺 大和國添下郡(今生駒郡)跡村菅原(喜光寺とも云ふ)本尊阿彌陀佛(聖德太子)靈龜元年僧行基の創建する所に係り、畿内四十九院の一ならんと云ふ、聖武天皇嘗て行幸し給ふや、阿彌陀忽ち耀然たる光芒を發したるを以て、喜光寺の號を賜ひたりと云ふ、天平二十一年行基本寺の東南院に寂す、類聚國史延暦十一年四月丙戌、在攝津國島下郡菅原寺野五町云々とあるは、當寺の所領なるべし、後ち幾多の變遷を経、江戸時代に至り、慶長中寺領三十石を給せり、今は荒廢し僅に堂宇を存す、本堂は室町時代の建築にて特別保護に屬せり(扶桑略記、伽藍開基記、大和志料)

スガハラノコレヨシ

菅原是善

世に菅三品と稱す(關西高麗の子、道眞の孫) 天慶五年對策に及第し、内記新式部大輔を經、正四位下に進み、文章博士となり、尾張權守を兼ね、村上天皇の時、封事を上り、奢侈を禁じ、賣官を停め、遠人を懐けん事を奏す、言甚だ割切なりき、應和中天皇冷泉院に遊び、文人を召し、花光水上浮の題を賜ふ、文時序を作る、其一節に、誰謂水無心、波瀾臨兮波變色、誰謂花不語、輕淺激兮影動唇、の句あり、世傳へて之を稱す、また一日群臣に命じ、宮鶯囀曉光の詩を賦せしめらる、御製に曰く、露濃緩語園花底、月落高歌御柳陰、天皇自ら佳作なりと信じ、私に誇色あり、既にして文時詩を獻じて曰く、西樓月落花間曲、中殿燈殘竹裏聲、天皇以て絶作となし、即ち文時を召し、其優劣を問ふ、答へて曰く、聖作臣の及ぶ所にあらずと、天皇數回已ます、因りて徐ろに曰く、聖作實は臣より下る事一等等なりと、天皇笑うて之を然りとす、晚年官途滯塞す、天元の初め頼りに從三位に叙せられん事を請ふ、四年に至りて之に叙せらる、尋で覺す、年八十四、文時文才博洽にして、名聲當時に振る、源英明、源爲憲、大江匡房等、皆文時に請うて、其辭賦を改竄したりといへり(大日本史)

スガハラノミチサネ

菅原道眞

藤原氏の權を殺さんとすの御心あり、密に道眞の用ふるに足るを看破し、引いて與黨と爲さんとし、累りに其官位を進め給へるなり、四年從四位下に陞り、左京大夫を兼ね、天皇敦仁親王を立て、太子となすや、獨り道眞と議し他は與かるものなかりき、以て信任の厚きを知るべし、五年參議に任じ、式部大輔、左大辨、勘解由長官を兼ね、また俄に春宮亮を兼ね、尋で女衍子を入れて女御と爲す、明年遣唐使を命ぜらる、時に在唐の僧中理書を寄せて、唐國擾亂の事を報す、茲に於て道眞奏して遣唐使を止めん事を請ふ、朝議之を納れて其行を留む、遣唐使遂に停廢に歸す(ケンタウシ)此年道眞年五十、門人宴を設けて之を賀す、會々一老父あり、賀章及び沙金を案上におき顧みずして去る、衆見て之を怪しむ、後ち探聞すれば實に天皇の設け給へる所なりといへり、其貴重せられし事斯のごとし、爾來累進して、七年中納言に拜し從三位に叙し、八年民部卿を兼ね、九年大納言となり、右大將を兼ね、氏の長者となる、同年天皇位を皇太子に讓る、醍醐天皇、これなり、按ずるに天皇皇子多し、皇長子敦仁親王は、内大臣藤原高藤の女胤子の生む所、二子齊中親王(寛平三年薨)三子齊世親王は共に橘廣相の女養子の生む所にして、基經の女温子、道眞の女衍子の腹には皇子なし、晩に藤原時平の女養子に三親王ありしも、みな讓位の後なりき、故に藤原氏の權を抑へんとする天皇にありては、藤原氏の勢力を代表せる時平の女に皇子生れざる以前に讓位する事、極めて肝要なりしがゆゑ、密にこれを道眞に謀議し、且つ其意見により、淹留して變の生ぜん事を恐れ、七月三日太子元服ありて即日位を傳へ給へるなり、即ち時平(時に大納言たり)と道眞とに詔し、幼主を輔けて、機務を參決せしめら

スガハ



スガハ

る、而して禪讓の事、道眞の賛助に由るの故を以て、醍醐天皇特に之を重んず、尋で正三位に叙し、中宮大夫を兼ね、内覽の宣旨を蒙る、昌泰二年時平左大臣に、道眞右大臣に任じ、相並びて政を行ふ、道眞の寵眷日に隆く、禁中の内宴毎に之に預る、三年天皇未嘗院に朝し、密に宇多法皇と謀る所あり、因て道眞を召して、天下の政、卿宜し之を専決して奏すべしと内諭し給へるも、固辭して、敢て受けざりき、道眞身翰林より起り、法皇に遭遇して不次登庸せられ、位將相を極め、また頗る治體に諳練し、裁決流るゝがごとし、紀綱振肅、人風采を想ふ、時平常に寵任の己れに勝れるを嫉み、且其密論あるを聞くに及びて彌々悦ばず、時に源光、藤原定國等資望素高く、而して位道眞の下に在るを以て居常快々たり、藤原菅根亦道眞に憾みあり、時平因りて相結ぶ、力を協せて排陥せん事を圖る、既に時平密かに奏して曰く、道眞異圖あり、陛下を廢して齊世親王を立てんとすと、蓋し道眞の女親王に適くを以てなり、天皇春秋に富み、位に在る事日なほ淺し、遂に之に惑ひ給ふ、延喜元年正月從二位に叙す、俄にして太宰權帥に左遷せらる、源善以下縁坐するもの多し、道眞憂悶、和歌を以て法皇に哀訴す、法皇大に驚き、天皇に見えて申救せんとて、急ぎ清涼殿に幸す、菅根等宮門を鎖して、入れ奉らざるを以て、空しく還御ありき、道眞男女廿三人あり、皆處を異にして貶黜せられ、只僅かに少男女の隨行するを許さる、太宰府に至るの後門を閉ぢて出でず、文墨に託して自ら遣るのみ、三年二月貶所に薨す、年五十九、筑前安樂寺に葬る、道眞文を能くし歌に巧みに、且最も詩に長じ、また博く經史に涉り、更になほ筆道に達し、空海、小野道風と共に三聖と稱せられたり、而して其薨後

スガハ—スギ

時平菅根相繼で歿し、加ふるに京都數々災あり、文獻太子また暴かに薨す、世以て道眞の崇と爲す、天皇深く悔悟し、延長元年本官に追復し正二位を贈り、左遷宣旨及び外記の文書等、凡そ道眞に關するもの皆焚失せしめらる、一條天皇正曆四年左大臣正一位を贈り、尋で太政大臣を贈る、はじめ天曆中、民間祠を北野に建て、道眞の靈を祀り、稱して天滿天神といふ、爾後貴となく賤となく崇奉頗る盛んなり、朝廷また八月四日を以て祭禮を設け、二十二社の數に入る、寛弘元年始めて北野社に行幸あり、これより歷朝相承て奉幣絶えず、世に聖廟と稱す、後世更に文字の神となし、所在之を祀るもの極めて多く、天神といへば、殆ど道眞に限るがごとき狀況を呈するに至れり、菅原氏三代實錄(諸儒と共編)菅家文章、菅家詩集、新撰萬葉集、類聚國史等(大日本史、大日本通史)スガハラフシミノニシノミササキ 菅原伏見西陵 安楽天皇の御陵、大和國生駒郡伏見村大字寶來に在り、高三丈、環らずに池溝を以てす、兆城東西二町、南北三町、元正天皇守陵四戸を充て、延喜の制守戸三烟を定む(延喜式、山陵志、陵墓一覽)スガハラフシミノヒガシノミササキ 菅原伏見東陵 垂仁天皇の御陵、大和國生駒郡都述村大字尼ヶ辻に在り、もと菅原伏見陵と稱せしが、安楽天皇の陵造られしより東陵と稱へ、區別するに至る、菅家傳記に、御立野中陵に作れり、南面にして、前方後圓、環らずに池を以てす、兆城方二町、景行天皇の御宇、土師氏を以て陵戸に充てしめ、元正天皇、守陵三戸を充て、延喜の制、陵戸二烟、守戸三烟を置く(延喜式、諸陵考、陵墓一覽)スギ 朱器 藤原氏歴代の什寶、藤原氏の長者

スギ—スギタ

たるものは、長者の印、及び台盤と共に必ず之を傳領す、水左記には、朱器を長櫃四合に收めたることを記し、兵範記に據れば、大饗の朱器、節供の朱器に分れ、其數二十有餘ありと云ふ、閑院左大臣冬嗣の物品にして、爾來代々長者初任の時に之を渡す例なり、江次第裏書には、勸學院に在りとし兵範記には、東三條殿倉町に朱器藏ありて、之に收めたることを記したり、蓋し水左記、台記、兵範記、玉葉等を考ふるに何れも長者の什寶に關するもの即ち長者印、文書、朱器、台盤と共に同一藏に收めたるが如し、而して此の器の授受に關しては、兵範記治承三年十一月廿八日の條に詳しく見えたれば就て見るべし、スギ 主基(次基) 大嘗會(ダイジャウエ)を見よ、スギカヘシ 漣返(還魂紙) 紙屋紙(カミヤカミ)を見よ、スギタゲンバク 杉田玄白 名號名は翼、字は子鳳、九幸と號す、玄白は其稱なり、藤原朝(若狭小濱藩の醫員)の子、事蹟玄白の生れし時、其母難産にて絶命す、左右之を救ふに急にして、生兒を願るに違あらず、且難産の子なるを以て生育せざるべしとし、布片に包み、之を尊側に置けり、既にして之を願るに、命猶全くして、加ふるに男子なりしかば、人々再び慈眉を開き、乳哺養育して漸く生長するに至れり、年甫めて十八、江戸半込失來なる若州侯酒井氏の邸内に在り、一日父に告げて曰く、不肖兒此處に至るまで、疎慢にして徒に日を消したり、願くは自今新たに長師を求めて本業を習はんと、父欣然として之を許し、即ち當時二本樓に住せる官醫西立君に就きて外科の術を學び、また本郷なる龍門先生宮瀨三郎右衛門に從うて經史を研精せ

スギタ

究する所あり、瘍科大成數卷を撰述す、其後和蘭原書人身内景圖を見、臟腑筋脈等漢説と大に異なるを疑ひ、明和八年三月、小塚原に於て刑死の屍を解剖



(集寛田纂編料史)藏所氏彦文槻大京東



(押花白玄)

しむ、廿五歳の時藩主より部屋料五人扶持を賜ふ、因りて父に請ひて外宅す、父歿後、新大橋なる藩の中屋敷に移る、茲に於て蘭學創始の擧あり、居る事數年、再び濱町に外宅し、これより家學を全備せんとし、奕世傳來の和蘭藥科と稱する書を檢するに、皆譯官を以て彼國人より聞書せるものみにて取るに足るべきなし、尙漢士の外科書を涉獵するに、亦疎漏にして適從する所を知らず、即ち新たに日本一派の外科を創立せんと思惟し、日夜研

スギノ—スギハ

し、之を其圖に徴するに、恰も符節を合するがごときに心服し、遂に憤然として、同志と共に、其圖説を翻譯せん事を謀り、前野玄澤會主となり、玄白及び桂川甫周、中川淳庵、石川玄常等數人、毎月數回相會して其文意を考定す、四年の間に稿を改むる事十一度、新譯解體新書と名づく、安永三年に至りて刻成り、之を幕府及び諸家に獻遣せり、カツラカハホシウ(參看)實に蘭書翻譯の嚆矢なり、茲に於て玄白の名海内に轟き、治を請ふもの常に門前市を爲す、晩年に至り將軍に謁す、文化十四年四月十七日歿す、年八十五、蘭書解體新書並に約圖(他數人との編著)外科備考、和蘭醫學問答、和蘭醫說、和蘭事始、養生七不可、形影夜話、天真樓漫錄、後見草等(洋學大家略傳)スキノコホリ 周吉郡 所在 隱岐國島後(カモ)奄可(アマカ)新野(ニホ)等の郷見ゆ、郡名考、シユキツ、郡名録「スギツ」と稱し、地誌提要「スキ」に復す(郡名異同一覽、國郡沿革考)スギハラガミ 杉原紙 名義 紙の一種、播磨國揖保郡(今揖保郡)杉原村より造出せし紙なる故に名づく、イハラ「スイハラ」「スイ」とも云ふ、後ち糊を入れたるを糊入と云ふ、起原 始め詳かならず、北條九代記に、承久元年杉原紙始流行とあれば、鎌倉時代より盛に用ひられたるものなり、杉原紙の中に思草尤も始めなりと云ふ、好古小錄に、古代の杉原は板スキとて麤めなし、奉書も杉原なれども、奉書は麤めありと云へり、室町時代以後武家には一束一本と稱し、祝儀の贈遺には必ず此の紙を用ひたり、(イツククイッポンを見よ)後には備後より製出するを上等とし、伊豫、加賀、出雲、備中、丹後、但馬、土佐、大和の吉野等より製出するに至れり

スキビ—スキヤ

大廣 一尺一寸、横一尺五寸、脚上杉原と稱す、大物(大さ同上)大中(縦一尺八分、横一尺五寸)漣込(同上)鬼杉原とも又十帖紙とも云ふ、色鮮明ならず、一束一本に用ふるは此紙なり、大谷(本谷)縦一尺一寸五分、横一尺七寸、中谷(小谷)縦一尺一寸、横一尺五寸、荒谷(縦一尺一寸五分、横一尺七寸)八分(縦一尺八分、横一尺四寸八分)久瀬(縦九寸六分、横一尺二寸六分)思草(縦一尺五分又は一寸横一尺四寸五分)以上は皆播磨國にして、此他は國によりて名づく、但馬杉原(中品)丹後佐次杉原、備後三好杉原、加賀杉原、土佐杉原(中品)大杉中杉(以上共に粗質)美濃杉原、阿波杉原、豊後杉原(質密)安藝廣島杉原(同上)同大杉(色白肌滑)下野那須杉原、因幡杉原(奉書ともいふ)越前杉原、岩山杉原、丹後杉原(中品)大和吉野杉原(下品)同小廣(小吉野、小ケタとも云ふ)信濃杉原等なり(文藝類纂)スキビタヒ 透額 冠(カンムリ)の名所を見よ、スキヤ 數寄屋 室町時代以後、茶會の爲めに、別に小さく建てたる一棟の座敷、茶寮、圍居とも云ふ、俗にいふ茶座敷なり、數寄とは、嗜好、好事の語意にて、茶事を嗜める者の居所なるを以てかく名づくといふ、嬉遊笑覽に、茶廳問話に、昔は茶會の席とて、制に定めてはなく、其席々に見合せて爐を切て點じ、珠光の座敷などは六疊鋪なりしとぞ、但し爐の切處は幾疊じきにて三所あり、其傳にあげて切と、道具疊のむかふの地敷居へおし付て切との一ツなり、然るに武野紹鷗が四疊半の座しきを作りはじめ爐を下中に切りしより以來四疊半構といふことありて、其の後利休三疊大目構の座敷造り始めて爐を中にして切りしより、大目構の爐といひならは



スキヤ

し、其の頃より昔からいひ傳へしあけて切、さげて切といふ詞は捨り果て、今の世などは、昔かゝることありしといふ事もしらぬ人多しといへり、四疊半舖は紹興に始まるにあらず、東山殿の同朋仁齋是れなり、今に慈照寺にあり、これ其の始といへり、小座敷はもと藝居といふ、今いふ部屋などのことし、即ち居間なり、古事談光朝臣愛酒して不離藝居の棚に置、また伴別當人を相する條などにも見ゆ、源仲正が家集に「北東風にける床までとほりつる小雪はみすのふるふなりけり、是れをひたひつきともいへり狭き故なり、砂石集ひたひつきしたるけりと有り、又身はひたひつきの内居て前の爐にて火を焚といふこと見えたり、こは僧家のけるなり、按ずるに茶室はこれを用ひたるものなり、但し圍ひは利休が泉州堺浄土寺の縁側を三帖しき屏風にて圍ひ茶湯せしより始まることなむ、それ故に圍は新たに造るも片庇なり、數寄屋は棟を別に立るといへり、中くハリはもとほなくて猿戸なりしを、古田織部正中くハリといふことを始め、圍ひ作事に種々織部の仕出したること多しとぞ、宗且物語に、そのむかしは長押に張付したる四疊半に臺子飾り、茶湯をしたり、宗易覺悟して竹椽さび壁などの様子の居にしたらふ、小座敷には臺子取合す、或はいふ昔は臺子にて爐はなし、但し丸き鐵のうはを板にきり入りしは珠光紹興時代より有り、今爐の灰を隅をあけて、丸き形にするはそれ故なりといへるは非なり、地火爐は古へよりあり、四隅より灰よりあくるは唯火をもたする爲めなり、又だうこは丸きものをいふべからずと見えたり、

スキヤバウスガシラ

數寄屋坊主頭 江戸幕府の職名、茶禮、茶器を掌り、殿中の喫茶に供

スキヤ

す、又單に數寄屋頭ともいふ、若年寄の所管にして三員あり、高百五十俵とす、其下に數寄屋坊主組頭、數寄屋坊主あり、被官に袋師、張付師、風呂師、釜師、槍物師、表具師、唐木細工師等あり、組頭は十一員ありて數寄屋の坊主を支配す、高四十俵、二人扶持、役金四兩なり、坊主は百十二員ありて、持高、扶持持、役掛のものは、役金四兩を給せらる(明良帶錄、掌中大概順、武鑑、官制沿革略史)

スキヤバシモン

數寄屋橋門 江戸城郭門の一、鍛冶橋門の南、日比谷門より、京橋數寄屋町に出づる口に在り、故にかく名づく、慶長七年、此門建立すと、鐵器塵埃抄に見えたり○門衛に、一萬石以下五千石以上寄合三ヶ年勤番にして番士三人、羽織袴著、法令日比谷に同じ、武器に鐵炮五挺、弓三挺、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備ふ(青標帶、御府内備考)

スキヤマリウ

杉山流 鐵術の一派、シンツユツ及び杉山和(スキヤマリウイチ)を見よ、

スキヤマワイチ

杉山和 鐵術重通の子、關原伊勢の人、藤堂氏の家臣なり、慶長十五年生る、目盲するの故を以て、早く家を義弟重之に譲り、江戸に出て、鐵術を檢校村瀬琢一に學ぶ、和一性鈍にして伎進むに遅く、遂に師の逐ふ所となる、即ち憤然として曰く、吾れ既に癡人となりて天下に用なし、然れども苟も生を此世に享けて、一事の成す事なきは遺憾ならずやと、即ち相模江ノ島の辨財天の祠に詣り、巖洞に端坐し、斷食して祈禱する事三七日、願滿つるの夜、靈夢を感じ、はじめて管絃を造り、以て其術を試みるに、補瀉、迎隨漸く手に應ずるを覺え、其性また頓に一變して、前日の管絃に似ず、因りて日毎に、諸生に命じ、内經、雜經等の書

スキエウシ

宿曜師 廿八宿九曜の行度を以て、人の運命を考ふる者を云ふ、宿とは説苑に、宿者、日月五星之所宿也、又星宿各止其所、故名宿、二十八宿、亦名二十八次、次宿也とあり、孟津に、宿曜師は、智證大師の持來なり、當時斷絶なりといへり、鑑鏡錄に、宿曜師は道家と云者也、北斗を祭り祈禱など勤る者にて、非神道、非佛道、又非陰陽者也、當時此類京師にも、たましくは有之候へども、俗人にて候、宿曜師珍賀法橋と云者に、月輪殿北斗臨院と云額を書き給りたる事、玉海に出たり云々、昔は出家なるにやといへり、釋家官班記に、諸道宿曜佛師經師、各隨時有勸賞、と見えたり、佛師經師の如く、昔は寺々にありしものと見えたり、玉海に、建

スキワ

スキワ スクエ

スキヤ

久八年四月二日、今日巳時有、北斗本拜事、依宿曜師慶算申也、假令巳年生人、巳月巳日巳時、向巳方一拜、本命星也、十三年一度廻過云々、其儀者、衣冠持念誦、拜之前、敷淨薦、立白木案、花瓶一口、火地一口、小幣帛九本、南庭儲座、刻報降居、其座先拜、本命星、武曲星十二度、次更拜七星、各一反、次歸昇、中宮巳御年也、中將又同、仍若此拜、今日先洗頭也、と記せり、續古事談に、登昭と云宿曜師、大殿をさなくおはしましける時、宿曜の勸文に、十九にて大臣になり給ふべしと勸へたりけるに、はたして其まゝ十九にて大臣になり給けり云々、源氏桐つばに、すくえうのかしこき道の人に考へさせ給ふに、同じさまにまうせば云々、吾妻鏡に、嘉祿二年四月八日、去一日、若宮蟻怪異事、動搖不安之由占申之上、宿曜師珍察法師、可有御儀違行之旨言上云々、など見えたり(鶴岡放生會職人歌合註)

スキヤ

に、三日宿禰とありて、此時始めて姓の稱となれり、同年十二月、五十氏に宿禰姓を賜へりし氏々々、舊は皆連姓の氏のみなれば、宿禰は太古の連姓に比すべきものなるべし、又坂上氏に限りて大宿禰といへり、坂上氏人に宿禰姓を給へることは、延暦四年六月の條に見えたりども、大宿禰と稱すべきよし見えず、姓考の說に、同年七月の條に、從三位坂上大宿禰菊田慶云々とあれば、六月以後七月以前に大宿禰の稱を許されしを、國史に脱せしならんといへり、從ふべし、なほ姓の條を合せ見るべし(附註)左の如し(書紀、續紀、古事記、古事記傳、倭訓栞、姓考、姓名錄抄、可波根考、古今要覽稿)

スキヤ

海部 樺部 檀本 巨智 當世 上村主 安曇 丹生 椋橋 若狹 猪 越智 石野 坂上 狛 深根 漢部 大石 品治 清内 尾張 春日戸 國 縣 葛井 日下 滋善 津守 船木 阿刀 金集 八木 守 船美 大田部 津伊福部 守部 高市 大鹿 倉橋部 建部 直 間人 珍 中野 三津 甲可 的 忍海 吉川 調 磯上 武藝津 上 船 道 高安 綾部 出雲 渡津 土師 善世 丹波 桑名 文山 小槻 酒井 日下部 桑原 語 滋生 播磨 丹比 川合 文 大縣 伊香 吉侯 六人部 安部 澁川 板持 依智 美努 狩 伊水 石栗 神服 志貴 三野 藏垣 眞髮部 葛木 赤坂 新井 宇自可 池上 物部 宇治 矢田部 春米 入間 水 佐爲 中科 雁高 高丘 山田 榮井 吉井 大和 額田部 大伴 大田 太秦公 齋部 玉祖 谷 布留 海犬養 酒人 基部 武生 畝火 檜原 平田 禰多 治比 箭集 新田部 依羅 三島 和爾部 淨村 清宗 清字 猪使 小子部 眞神 若犬養 高村 中臣 田部 祝部 日本 間人 史部 委部 掃部 丸部 阿部 下部 伊福部 春日部 石材部 猪名部 長谷部 曾我部 凡河内 見池 上野 大春日 樺戸 三枝 宇備備 善 櫻田 中臣酒人

スキヤ

スキヤ スクネ

スキヤ

久八年四月二日、今日巳時有、北斗本拜事、依宿曜師慶算申也、假令巳年生人、巳月巳日巳時、向巳方一拜、本命星也、十三年一度廻過云々、其儀者、衣冠持念誦、拜之前、敷淨薦、立白木案、花瓶一口、火地一口、小幣帛九本、南庭儲座、刻報降居、其座先拜、本命星、武曲星十二度、次更拜七星、各一反、次歸昇、中宮巳御年也、中將又同、仍若此拜、今日先洗頭也、と記せり、續古事談に、登昭と云宿曜師、大殿をさなくおはしましける時、宿曜の勸文に、十九にて大臣になり給ふべしと勸へたりけるに、はたして其まゝ十九にて大臣になり給けり云々、源氏桐つばに、すくえうのかしこき道の人に考へさせ給ふに、同じさまにまうせば云々、吾妻鏡に、嘉祿二年四月八日、去一日、若宮蟻怪異事、動搖不安之由占申之上、宿曜師珍察法師、可有御儀違行之旨言上云々、など見えたり(鶴岡放生會職人歌合註)

スキヤ

に、三日宿禰とありて、此時始めて姓の稱となれり、同年十二月、五十氏に宿禰姓を賜へりし氏々々、舊は皆連姓の氏のみなれば、宿禰は太古の連姓に比すべきものなるべし、又坂上氏に限りて大宿禰といへり、坂上氏人に宿禰姓を給へることは、延暦四年六月の條に見えたりども、大宿禰と稱すべきよし見えず、姓考の說に、同年七月の條に、從三位坂上大宿禰菊田慶云々とあれば、六月以後七月以前に大宿禰の稱を許されしを、國史に脱せしならんといへり、從ふべし、なほ姓の條を合せ見るべし(附註)左の如し(書紀、續紀、古事記、古事記傳、倭訓栞、姓考、姓名錄抄、可波根考、古今要覽稿)

スキヤ

海部 樺部 檀本 巨智 當世 上村主 安曇 丹生 椋橋 若狹 猪 越智 石野 坂上 狛 深根 漢部 大石 品治 清内 尾張 春日戸 國 縣 葛井 日下 滋善 津守 船木 阿刀 金集 八木 守 船美 大田部 津伊福部 守部 高市 大鹿 倉橋部 建部 直 間人 珍 中野 三津 甲可 的 忍海 吉川 調 磯上 武藝津 上 船 道 高安 綾部 出雲 渡津 土師 善世 丹波 桑名 文山 小槻 酒井 日下部 桑原 語 滋生 播磨 丹比 川合 文 大縣 伊香 吉侯 六人部 安部 澁川 板持 依智 美努 狩 伊水 石栗 神服 志貴 三野 藏垣 眞髮部 葛木 赤坂 新井 宇自可 池上 物部 宇治 矢田部 春米 入間 水 佐爲 中科 雁高 高丘 山田 榮井 吉井 大和 額田部 大伴 大田 太秦公 齋部 玉祖 谷 布留 海犬養 酒人 基部 武生 畝火 檜原 平田 禰多 治比 箭集 新田部 依羅 三島 和爾部 淨村 清宗 清字 猪使 小子部 眞神 若犬養 高村 中臣 田部 祝部 日本 間人 史部 委部 掃部 丸部 阿部 下部 伊福部 春日部 石材部 猪名部 長谷部 曾我部 凡河内 見池 上野 大春日 樺戸 三枝 宇備備 善 櫻田 中臣酒人

スキヤ

スキヤ スクネ

スキヤ

久八年四月二日、今日巳時有、北斗本拜事、依宿曜師慶算申也、假令巳年生人、巳月巳日巳時、向巳方一拜、本命星也、十三年一度廻過云々、其儀者、衣冠持念誦、拜之前、敷淨薦、立白木案、花瓶一口、火地一口、小幣帛九本、南庭儲座、刻報降居、其座先拜、本命星、武曲星十二度、次更拜七星、各一反、次歸昇、中宮巳御年也、中將又同、仍若此拜、今日先洗頭也、と記せり、續古事談に、登昭と云宿曜師、大殿をさなくおはしましける時、宿曜の勸文に、十九にて大臣になり給ふべしと勸へたりけるに、はたして其まゝ十九にて大臣になり給けり云々、源氏桐つばに、すくえうのかしこき道の人に考へさせ給ふに、同じさまにまうせば云々、吾妻鏡に、嘉祿二年四月八日、去一日、若宮蟻怪異事、動搖不安之由占申之上、宿曜師珍察法師、可有御儀違行之旨言上云々、など見えたり(鶴岡放生會職人歌合註)

スキヤ

に、三日宿禰とありて、此時始めて姓の稱となれり、同年十二月、五十氏に宿禰姓を賜へりし氏々々、舊は皆連姓の氏のみなれば、宿禰は太古の連姓に比すべきものなるべし、又坂上氏に限りて大宿禰といへり、坂上氏人に宿禰姓を給へることは、延暦四年六月の條に見えたりども、大宿禰と稱すべきよし見えず、姓考の說に、同年七月の條に、從三位坂上大宿禰菊田慶云々とあれば、六月以後七月以前に大宿禰の稱を許されしを、國史に脱せしならんといへり、從ふべし、なほ姓の條を合せ見るべし(附註)左の如し(書紀、續紀、古事記、古事記傳、倭訓栞、姓考、姓名錄抄、可波根考、古今要覽稿)

スキヤ

海部 樺部 檀本 巨智 當世 上村主 安曇 丹生 椋橋 若狹 猪 越智 石野 坂上 狛 深根 漢部 大石 品治 清内 尾張 春日戸 國 縣 葛井 日下 滋善 津守 船木 阿刀 金集 八木 守 船美 大田部 津伊福部 守部 高市 大鹿 倉橋部 建部 直 間人 珍 中野 三津 甲可 的 忍海 吉川 調 磯上 武藝津 上 船 道 高安 綾部 出雲 渡津 土師 善世 丹波 桑名 文山 小槻 酒井 日下部 桑原 語 滋生 播磨 丹比 川合 文 大縣 伊香 吉侯 六人部 安部 澁川 板持 依智 美努 狩 伊水 石栗 神服 志貴 三野 藏垣 眞髮部 葛木 赤坂 新井 宇自可 池上 物部 宇治 矢田部 春米 入間 水 佐爲 中科 雁高 高丘 山田 榮井 吉井 大和 額田部 大伴 大田 太秦公 齋部 玉祖 谷 布留 海犬養 酒人 基部 武生 畝火 檜原 平田 禰多 治比 箭集 新田部 依羅 三島 和爾部 淨村 清宗 清字 猪使 小子部 眞神 若犬養 高村 中臣 田部 祝部 日本 間人 史部 委部 掃部 丸部 阿部 下部 伊福部 春日部 石材部 猪名部 長谷部 曾我部 凡河内 見池 上野 大春日 樺戸 三枝 宇備備 善 櫻田 中臣酒人

スキヤ

スキヤ スクネ



スクリ

れば同語なり(倭訓栞)、(二)天智紀二年に白村江あり新羅の地名なるが、村をスキと訓み、又欽明紀二年皇極紀元年共に主をニリムとも訓り、然らば村主はスキニリムの合語なるを、ニキをキに約め、キをクに轉じてスクリとなるにあらじ歟(氏族考一説)、(三)韓語にて村長の義なり、韓語スキオリの轉約にて、スキは韓語の村、オリは國語のアルジのアルと同語にて、主人主長の義なり(可波根考)、(四)サツクリの約にて、得物撰の意なり、サツは能く物を見とめて、其美物を撰りとれる古語にて、諸國の里邑の長として、各地の美物を撰定て、貢進れるものをさしての美稱が、姓となるなり(姓序考)、(五)俊秀の義にて、村中の主首となる俊秀人を撰て村の主とするより村主と書けるなり(氏族考)、(六)村主は總領なり、須久利は須布流なり、クとフと横音通へり、リとルと五音亦通へり、スクに村字を借りたるは、村落の意にて、スダグの中略ならん、主なりと讀むは、大物主の主の如し云々(支同放言)、按ずるに第三説従ふべし、又姓序考に村首は村主の充字なりと云へど、可波根考に、村首は村主とは別にして、ムラオビトとよみ、屯倉首の義なりと云へり(起原考)氏族考に、成務天皇四年の詔に、國郡立長、懸色置首と見えし時わかれしものにて、もと諸國邑里の長として、其地を治むる職なりしが、後ち轉じて姓となるなりと云へり、姓の正しく書に見えしは、孝德天皇大化二年正月の詔に、別、臣、連、伴造、國造、村首所有部曲之民云々とあるをばじめとす(後)左の如し(古事記傳、古史傳、姓序考、姓名錄抄、可波根考、古今要覽稿)

スクワウテンワウ

名は與仁、初め益仁、法諱勝心、素統光嚴天皇の第一皇子、御母は正親町公秀の女陽鏡門院藤原秀子、北朝第三代天皇事蹟建武元年四月降誕、曆應元年(南朝延元三年)八月、立つて光明天皇の太子となり、貞和四年(正平三年)十月讓を受けて、踐祚し、觀應元年(正平五年)位に即く、二年(正平六年)足利直義兄弟と隙あり、其黨を率ゐて南朝に下る、尊氏即ち大兵を擁して關東に赴き、子義詮を留めて、京都の留守たらしむ、義詮兵寡くして鎮護する能はざるを慮り、許りて講和を南朝に請ふ、南朝また許りてこれを許す、爰に於て義詮は十一月七日、天皇及び皇太子直仁親王を廢し、正平の號を用ふ、十二月廿三日御覽鏡(偽神器)なり、三種神器、サンジュノツンキ(參看)を後村上天皇に奉る、翌日後村上天皇、天皇を尊びて太上天皇といふ、明年二月後村上天皇天王寺に幸す、伊勢國司北畠顯義兵を率ゐて來り從ふ、尋て男山に幸し、更に顯能及び楠木正儀等に命じ急に京都を襲はしむ、細川頼春防戦して利あらず、遂にこれに死す、義詮大に懼れて近江に走る、顯能即ち持明院殿を圍み、本院(光嚴新院(光明))の二上皇、崇光天皇、皇太子直仁を捕へて賀穴生に移し奉る、在位僅に三年なり、延文二年(正平十二年)許されて三上皇みな京都に還幸あり、崇光院は伏見殿に御し、明德三年(元中九年)十一月落飾、應永五年正月十三日崩す、御壽六十五、山城國紀伊郡堀内村、大光明寺院に葬る(後)鑑、大日本史、陵墓一覽)



崇光天皇(署自)

スクワウテンワウ

崇光天皇 名義 御名は與仁、初め益仁、法諱勝心、素統光嚴天皇の第一皇子、御母は正親町公秀の女陽鏡門院藤原秀子、北朝第三代天皇事蹟建武元年四月降誕、曆應元年(南朝延元三年)八月、立つて光明天皇の太子となり、貞和四年(正平三年)十月讓を受けて、踐祚し、觀應元年(正平五年)位に即く、二年(正平六年)足利直義兄弟と隙あり、其黨を率ゐて南朝に下る、尊氏即ち大兵を擁して關東に赴き、子義詮を留めて、京都の留守たらしむ、義詮兵寡くして鎮護する能はざるを慮り、許りて講和を南朝に請ふ、南朝また許りてこれを許す、爰に於て義詮は十一月七日、天皇及び皇太子直仁親王を廢し、正平の號を用ふ、十二月廿三日御覽鏡(偽神器)なり、三種神器、サンジュノツンキ(參看)を後村上天皇に奉る、翌日後村上天皇、天皇を尊びて太上天皇といふ、明年二月後村上天皇天王寺に幸す、伊勢國司北畠顯義兵を率ゐて來り從ふ、尋て男山に幸し、更に顯能及び楠木正儀等に命じ急に京都を襲はしむ、細川頼春防戦して利あらず、遂にこれに死す、義詮大に懼れて近江に走る、顯能即ち持明院殿を圍み、本院(光嚴新院(光明))の二上皇、崇光天皇、皇太子直仁を捕へて賀穴生に移し奉る、在位僅に三年なり、延文二年(正平十二年)許されて三上皇みな京都に還幸あり、崇光院は伏見殿に御し、明德三年(元中九年)十一月落飾、應永五年正月十三日崩す、御壽六十五、山城國紀伊郡堀内村、大光明寺院に葬る(後)鑑、大日本史、陵墓一覽)

スクケガウ

介 國司(コクシ)を見よ、宿驛助成として、傳馬役夫を出さしむる爲めに、特に點定したる宿驛附近の村落を云ふ、蓋し街道の往來漸く繁きを加へ、宿驛のみにては其用を満たす能はざるが故に、其補助として附近の諸村に課したるものなり、之に定助郷、大助郷の區別あり、(一)定助郷は、定置の助郷にして、平常其任務に服す、其割合は、高百石に付馬二匹、人足二人なり、其他の公役は免除せらる(二)大助郷は、臨時の用に供へたる助郷にして、諸侯參觀交替、或は番衆通行等の大通行ある時に出すものにして、其割合は、百石に付馬二匹、人足二人の割合なり、臨時の用に供する目的たるが故に、其他の公役を免除せり、後世往來の煩繁となりて、定助郷に不足を生じ、通行に差支を起ししより、定及び大の名稱を合して定助郷と唱へ、人馬を増さしめたり(起原考)文應元年十二月、鎌倉北條氏大番役別錢を停めて毎田五町に官駟若干を課し、以て驛傳の缺乏を補ひたることあり、これを濫賜となす、江戸時代に至り、元和五年四月、中山道の驛傳未整頓せざるを以て、各驛常備人馬を置かばす、沿道領主代官及び郷村に課して人馬を出さしむ、其法知行每高百石に詰夫一人、每高百六十石に傳馬一匹、馬夫一人、諸郷は一年六人六匹を徵せしむ、これその起原とす、寛永元年十一月中山道太田川助郷船の爲に、高三千三百四十三石餘の郷村を付屬するに至りて始めて助郷の名あり、明暦三年四月各驛に令して驛馬及び助郷馬を定備し、時々其運傳の遲滞ならしむるに至りて、助郷の制度始めて定る、萬治元年十二月、驛傳其付屬の助郷を酷使し、助郷之が爲めに付屬を背せざるに至るを以て、宿驛

スクケガウ

介 國司(コクシ)を見よ、宿驛助成として、傳馬役夫を出さしむる爲めに、特に點定したる宿驛附近の村落を云ふ、蓋し街道の往來漸く繁きを加へ、宿驛のみにては其用を満たす能はざるが故に、其補助として附近の諸村に課したるものなり、之に定助郷、大助郷の區別あり、(一)定助郷は、定置の助郷にして、平常其任務に服す、其割合は、高百石に付馬二匹、人足二人なり、其他の公役は免除せらる(二)大助郷は、臨時の用に供へたる助郷にして、諸侯參觀交替、或は番衆通行等の大通行ある時に出すものにして、其割合は、百石に付馬二匹、人足二人の割合なり、臨時の用に供する目的たるが故に、其他の公役を免除せり、後世往來の煩繁となりて、定助郷に不足を生じ、通行に差支を起ししより、定及び大の名稱を合して定助郷と唱へ、人馬を増さしめたり(起原考)文應元年十二月、鎌倉北條氏大番役別錢を停めて毎田五町に官駟若干を課し、以て驛傳の缺乏を補ひたることあり、これを濫賜となす、江戸時代に至り、元和五年四月、中山道の驛傳未整頓せざるを以て、各驛常備人馬を置かばす、沿道領主代官及び郷村に課して人馬を出さしむ、其法知行每高百石に詰夫一人、每高百六十石に傳馬一匹、馬夫一人、諸郷は一年六人六匹を徵せしむ、これその起原とす、寛永元年十一月中山道太田川助郷船の爲に、高三千三百四十三石餘の郷村を付屬するに至りて始めて助郷の名あり、明暦三年四月各驛に令して驛馬及び助郷馬を定備し、時々其運傳の遲滞ならしむるに至りて、助郷の制度始めて定る、萬治元年十二月、驛傳其付屬の助郷を酷使し、助郷之が爲めに付屬を背せざるに至るを以て、宿驛

スケガ

及び助郷に命じて警詞を呈せしむ、元祿二年各驛助郷を取る者、皆其封境或は國郡を限るが故に、往々滯滞の患あるを以て、更に各驛近傍の諸村を擇て其所屬を定めしめ、同七年各驛所屬を一定せしむ、正徳二年道中奉行助郷人馬の用法を陳じて、其助郷人馬を役するは、勉て驛家常備の人馬を用盡し、其足らざるを待て始めて定助郷に課し、尙足らざるに至りて大助郷に課す、但東海道箱根伏見の二驛は、舊來付屬助郷なく、守口驛は助大夫あつて助馬なし、故に直に此三驛を度越して、前後驛に至るを許す、又定助郷は、每高百石に馬三四匹、人夫五六人に止り、以上は皆大助郷に課す、凡助郷人馬は公私領の別なく、其石高に應じて之を出さしむ、又東海道岡崎驛以西大阪に至る諸驛、及び中山日光兩道は、大助郷あつて定助郷なし、故に其定助郷に課すべき人馬も亦之を大助郷に課するを例とす、又奥州街道甲州道中に一定の助郷なしと雖も、行人輻湊の日は、臨時近郊の人馬を徴して以て之に充つ、蓋助郷の意なりといへり、享保十年二月更に定助、大助の兩助郷を合して一に定助郷と稱せしむ、延享四年四月沿道領主代官に令して助郷人馬を監督せしむ、曰く、近來助郷人馬の使用多く、頗に其愁訴を聞く、沿道領主代官宜く其下吏を出して卒然驛傳に入り、其人馬日縮帳を査檢し、又其先觸に照して正否を糾すべし、又助郷諸村皆總代人を撰びて、其驛家に出し、日々受領する所の人馬賃錢を以て、驛傳の日縮帳に記入せしむべし、又驛傳に於て助郷人馬を召集せんと欲すれば、宜く先づ先觸書の副本を以て助郷總代に示すべし、助郷諸村も亦、老人羸馬を出して總に其數を充す等の事あるべからずと、又同年各驛火災に罹るを名として助郷を苦役することを禁す、天明七年正

スケヒトシンワウ

月東海道各驛助郷に命じて警詞を呈せしむ、近來其事中絶するを以てなり、慶應三年十月各驛助郷及び當分助郷の課役を解く、降りて明治元年三月、海内一同に助郷動むべき旨を布告し、同年六月に、一般を助郷に組込み、凡東海道に七萬石、中山道に三萬五千石、脇道に一萬石程の見込を以て附屬せしめ、京都には、傳馬所を設けて助郷十三萬石を附屬せしめ、又諸道助郷總代等の名稱を廢し、新に傳馬所取締役を置く、其後屢々組替或は改正する所ありしが、五年正月陸運會社を設置して、助郷を廢す(地方凡例錄、助郷考、驛遞志稿、法令全書)

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケヒトシンワウ

典仁親王 名義 自

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ、

スケノハカセ

助教 大學寮(ダイカクレン)を見よ、

スケノミヤツコ

少領 郡司の一、ケケンルを見よ



スゴロ

六、於侍者可被許、至下臈、永可令停止此と見ゆ、下臈の輩のみ禁せられしは、單に遊戯としてのみならず、多くは齋輪を争ひ、闘擾の媒となる事あるが爲なるべし、江戸時代に至りては専ら上流婦女の間に弄ばれ、一般には餘り行はれざりき、柳亭種彦の記に「廢れし遊びは雙六なり、予をさなき頃も、雙六をうつものは、百人に一人なり」と見えたり、而して此時代には最早博奕の性質は全然帯びずして、只遊戯としてのみ行はれし事、歴代の法令中、



(載所風屏根彦)圖六雙盤

其禁なきにて推察すべし、かくのごとく江戸時代の中葉以後は殆ど婦女の一部に限られしが、系統を盤雙六より引きたる紙雙六は、之と反對に大に世上に弄ばるゝに至れり、盤雙六の形状並に方法を按ずるに、盤は縦七八寸、横一尺餘、高さ四五寸位の木盤にして、其面に圖の如く雙方に十二づゝの目を盛り、之に十二の馬(共に黑白の二種あり)を配置し、二箇の采を竹筒の中に入れ、互に振り出して、采の目の

スザク

まいに馬を進め、早く敵の線中に入りたるものを勝と爲す、維新以後、全く廢絶に歸したり(紙雙六)雙六といへど、前者とは甚だ異れり、蓋し采を振りて馬を動かすの法を應用して起りしものなるべし、佛法雙六、官位雙六などいへるは、其最も古きものにして、共に江戸時代の初めに行はれたり、其製たる一枚の紙へ天台の名目、又は官位の次第を記したるものにて、全く兒童輩に佛法の名目、有職の品級等を心得させん爲めに作れるなりき、而して此雙六には繪畫なかりしが、淨土雙六の出づるに及び繪畫を加へ、繪雙六の起原を爲し、爾來各種の雙六は悉く之を學びたり、而して淨土雙六は、佛法雙六より一變したるものにして、まづ南關淨州より振り出し、目の善惡により或は天道に登り、或は地獄に落つる等種々の趣向あり、萬治寛文の頃の、俳諧の發句に其名見ゆれば、古き事知るべし、また貞享の頃より、更に道中雙六あり、淨土佛法官位等の語雙六は、みな所謂飛雙六なりしが、道中雙六は、振り出したる采の目の數ほど進むものなる事、普く人の知れるがごとし、これよりして繪雙六は目を逐うて盛んになり今日に至りてなほ衰へず、而して之を弄ぶには、元來其季節のごとくに關らざりしを、いつの頃よりか歌がるた、羽子等と共に、主として新年の遊戯となりたり、なほ此種の雙六は、全く兒童の弄ぶ物に過ぎずして、盤雙六のごとく、博奕の具に供せられし事あらず、從つて政府より禁せられし事もなかりき、(還魂紙料、柳亭筆記、嬉遊笑覽、如關社話、雙六沿革)

スザク

朱雀 逸年號、神皇正統記藤中抄合運圖等には、天武天皇元年相當と爲し、水鏡に、天武天皇大友皇子を亡し給ふ年八月に御門野上の宮にう

スザク

つり給ひたりしに、筑紫より三足の雀の赤きを獻りしかば、年號を朱雀元年とぞ申侍りし云々といへり、年代記皇代記二中歷等には、天武天皇十三年の年號、二年繼續と爲す(逸年號考)

スザク井

朱雀院 關西京都三條の南、朱雀の西、方四町を占め、境内廣く、稻梁殿、鎮守石上明神、牟町、島町等ありしが如し、又四條後院とも云ふ、四條坊門に在る四條後院とは別なり、關西關西累代の後院、嵯峨天皇始めて造られ、後院とし給ひしものならん、朱雀院の史に見えたるは、續後紀承和三年五月癸亥、以平城京内空閑地二百卅町、奉光天皇太后朱雀院とあるを初見とす、嵯峨崩御の後太皇太后橘嘉智子に御座と給ふ、仁明天皇承和五年十一月三十日太后朱雀院にて五位已上に宴を給ひたり、後ち累代の天子皆之を後院とし給ふ、清和宇多醍醐朱雀天皇の如きは是なり、天曆四年燒失す、後ち再び造營して村上天皇の中宮藤原安子の御所とし給へり、後朱雀天皇も亦之れを後院とし給ひしものなるべし、二條天皇保元三年九月七日造營せり、治承元年正月朱雀院内の石上明神燒失す、建久三年正月後白河法皇の新熊野起請に、萬歳之後、朱雀院別當以下可令參向者也とあるを見れば、朱雀院は、後白河法皇傳領して、嚴然として此頃まで存せしこと明なり、この後史料少くして與廢のこと詳かならず(後院考)

スザクオホチ

朱雀大路 平安京城宮城の南面の朱雀門より、南極の羅城門までの大路を云ふ、廣二十八丈、其東を左京とし、西を右京とす、延喜式に、朱雀大路廣二十八丈、自垣半一至溝邊各一丈八尺、(垣基三尺、大行一丈五尺)溝廣各五尺、兩間二溝十三丈四尺とあり、尙ほ皇居(クワツキヨ)參

スザクテンワウ

朱雀天皇 名號御名は寛明、法諱佛陀壽、醍醐天皇の第十一皇子、御母は藤原基經の女藤子、第六十一代の天皇、延長元年七月降誕、同三年十月醍醐天皇の太子となり、同八年九月禪を受けて踐祚し、十一月即位す、此時に當り政綱既に弛みて、京都と地方との氣勢通ずるなく、加ふるに旱水風蝗の災害屢々臻りて群盜横行せり、而して殊に山陰南海の地は海賊極めて多く、公私の船舶にして掠奪せらるゝもの尠なからず、また地方にありて豪族漸く興起の姿を呈して、政令四方に及ばず、遂に天慶年間及び平將門藤原純友等の變となれり、天皇即ち兵を遣はして之を討たしめ、幾干もなくして平ぎしと雖も、世態全く一變せんとするの兆、實に茲に萌せり(テシケイノヲシ)參看)天慶九年四月位を村上天皇に讓りて朱雀院に移り、爾來屢々嵯峨、醍醐、大井河、宇治、東山等に幸し、或は岸川野、栗隈野等に遊獵を試み給へり、天曆六年三月薨變、四月仁和寺の本院に遷り、八月十五日崩す、御壽三十、在位十六年、改元するもの二、山城國宇治郡醍醐村醍醐陵に葬る、天皇政寬仁を尙ぶ、人以て寛に過ぎたりとなせり、藤原忠平此事を以て奏上し、密に諫むる所ありしに、天皇は朕これ先帝に聞く、卿の先人嘗て云ひしに、政は琴を張るがごとし、大絃急なれば小絃絶えんと、朕もし殿急にせば下民は堪へざるべきなりと宣へり、また服御常膳を減じて下民を仁惠し給へる事も屢々なりき(皇胤通鑑、大日本史、陵墓一覽)

スザクモシ

朱雀門 大内親外郭十二門の一、又大門、南門、重開門、大伴門、(伴氏作る故なり)雲門ともいひ、又スザカノモシとも云へり、三

スザク

代實錄に、大明宮南面五門、正南曰丹鳳門、夫丹鳳朱雀其義是一、然則以其在南方、故謂之朱雀一乎とあり(所在)大内親南面の正門にして、内は應天門、外は羅城門と相對し、朱雀大路より宮城に入る

スザク

朱雀 逸年號、神皇正統記藤中抄合運圖等には、天武天皇元年相當と爲し、水鏡に、天武天皇大友皇子を亡し給ふ年八月に御門野上の宮にう代實錄に、大明宮南面五門、正南曰丹鳳門、夫丹鳳朱雀其義是一、然則以其在南方、故謂之朱雀一乎とあり(所在)大内親南面の正門にして、内は應天門、外は羅城門と相對し、朱雀大路より宮城に入る口に在り、東に美福、西に皇嘉の二門あり(原撰)桓武天皇延暦十三年、大内親を經營せられし時、伴氏之を造る、大七間、戸五間、二重閣なり、左右の衛士共に之を衛る、圓楹丹楹を以て彩り、東西各一間、東面四面各二間、並粉壁す、東西各八間に殿門あり、嵯峨天皇弘仁九年、額を改め、弘法大師の筆額を掲ぐ、永祿元年八月大風のため顛倒す、保元三年之を修造し、兼行朝臣の書せし舊額を撤し、前關白忠通の書額を掲ぐ、元久元年後京極攝政また額を書し、建曆二年十月、曩に諸門顛倒の爲め新に額板を製し伊經入道の筆額を掲げたり、尙ほ皇居(クワツキヨ)參看(拾芥抄、大内親圖考)

スサノヲノミコト

素盞鳴尊 伊弉諾尊の皇子、御母は伊弉册尊、天照大神の御弟、伊弉尊の兩尊國土經營の功稱々其緒に付くに及び、所謂三貴子を得、天照大神に高天原、月夜見尊に滄海原、素盞鳴尊に天の下を統治せしめ給へり、(古事記並に紀の一書には、素盞鳴尊を滄海原の君と定めらると見ゆ)然るに素盞鳴尊は勇悍にして天下を治めず、暴惡の所業多かりしかば、父母の二尊大に之を憂ひ、汝は無道にして此國に君たるべき資にあらずと宣ひ、遂に根の國に放逐す、根の國の所在詳かならざれども、恐らくは、出雲の地方ならんか、時に尊は一度天照大神に見えて退居せんと欲し、高天原に赴くに當り、溟渤鼓盪し、山岳鳴動せり、大神大に驚き、尊に異志ありて、我國を奪はんとするものなりと爲し、兵備を整へて之を俟つ、然るに尊は

スサノ

決して惡意のあらざるを疑はざるを以て、大神の怒りや、解け、遂に此二神は互に誓ひして、各々皇子女を生みて赤心を表したり、然るに幾干もなくして尊の行動は更に横暴となり、大神の御田を害し、大神の新嘗殿を碎き、大神の齋服殿を侵す等無狀の事多かりしを以て、大神大に怒り天の岩戸に隠れ給ふ、此に於て天地悉く暗く邪神並び作る、諸神即ち相談して漸く大神の怒りを慰めて岩戸より出し奉り、遂に尊に課するに贖罪を以てし、之を根の國に逐ふ(アマノイハトノヘン)參看)かくて尊は皇子五十猛の神を率ゐて新羅國曾尸茂梨の地に至り、後歸りて出雲國に赴き、簸の川上なる鳥上の峰に到り、足名根、手名根なる二神の爲めに高志(同國神門郡)なる八岐の大蛇を伐り平げて其女御名田姫の死を救ふ、時に大蛇の尾より名劍を得たり、これ私に有すべきものにあらずとて使を以て大神に獻す、天叢雲劍また草薙劍と稱し、三種神器の一に備はれるもの此の劍なり、既にして尊は櫛名田姫と婚し、宮を須賀の地に立て、之に移る、彼の有名なる「八雲たつ出雲八重垣妻ごめに八重垣つくる其八重垣」といへる歌は、其時の詠にかゝる、これ三十一文字の短歌にして今日に傳はるもの、中、最古きものと爲す、後遂に根の堅洲國に就き給へり、「アマテラスオホミカミ」參看(古事記、書紀)

スシキタウ

修式堂 「シユシキダウ」を見

スジンテンワウ

崇神天皇 名號御名は御間城入彦尊、また御間城入彦五十瓊殖天皇と稱す、なほ其德化を贊し御肇國天皇と稱し奉る(皇極經世一覽)開化天皇の第二皇子、御母は大綜麻杵の女伊香色謎命、第十代の天皇、開化天皇十年降誕、即位の初め疾

スシキ



スシユ

疫行はれ、死亡するもの多し、天皇憂傷し罪を神祇に請ふ、是より先照大神及び大國魂神を殿内に祭られしが、此に至り其神威を瀆さん事を恐れ、皇女豐御入姫を以て、神鏡鑿劍を倭の笠縫村に遷し、以て天照大神を祭らしめ、別に鏡劍を模造して殿内に奉安し、護身の御靈と爲し給へり、十年大産命を北陸に、武渟川別を東海に、吉備津彦を西海に、丹波道主命を丹波地方に遣はして教化を布かしめ、命を奉ぜざるものあらば、兵を擧げて之を討たしむ、之を世に四道將軍と稱す、其發するに際し、武埴安彦の叛あり、幾干もなくして誅に伏せり、按ずるに四道將軍の發遣は、只單に地方を巡回せしめしに止らず、其土地に皇族を分布するの精神なりしものとす、故に記紀及び姓氏錄によれば、將軍等の後裔が、各其任國の附近に蕃衍し、皇族の威望、能く荒服の豪族を壓したるの事情を想像するに足るものあり、十二年はじめて人民を校し、更に課役を課す、これを男の研の調、女の手末の調といへり、是に於て天下能く治り、家給人足る、故に稱して御蒙國天皇と稱し奉る、六十二年七月、諸國に詔して池澤を開きて農業に便せしめ、尋で依網池、菟坂池、反折池等を作らしめらる、在位六十八年にして、其十二月五日崩す、御壽百十九、大和國磯城郡柳本村、山邊道勾岡上陵に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

スシユテンワウ

名は泊瀬部、また長谷部之若雀天皇とも稱す、崇峻天皇の御孫、御母は蘇我稻目の女小姉君、欽明天皇の第十二皇子、御母は蘇我稻目の女小姉君、第三十二代の天皇、御體天皇十四年降誕、是より先任那、新羅の亡ぼす所となる、是に於て天皇即位の四年之を復せんとし、紀男鹿、巨勢比真夫、狹臣、大伴嚙、葛城烏奈良を以て大將軍と爲し、兵二萬餘を

スズキハムネリウ

鈴木重明の創めたる劍術の流派、重明は、大學と稱す、初め斧八郎と號す、尾張家に仕ふ、幼より刀術を好み諸流を學ぶ、後ち岡田十松に従ひ其宗を得、更に工夫を加へ鈴木派と稱す、天保二年六月二日死す(武術流祖錄)

スズシ

生絹 生絲織の未だ練らぬ絹布の名、清しの義にて、練りたるものに對しての稱、延喜式には、素を「スズシ」とよめり、

スズゼニ

錫錢 錫にて作りたる錢貨をいふ、玩弄品、類聚雜要抄に、世屋調度事、甲身小宮納十二合、(十二時形、單功百八十疋、各十五疋、以銀造、入之貨物)五合、(湯玉丸玉卅果、同平玉卅、銀錢卅、白錫錢卅、鉛錢卅、各納之)とあり、雜要抄の編者不明なりと雖も、恐らく室町時代の初めの編に係る事は其證あり、錫錢を弄びしもの、蓋し南北朝時代の前後なるべし、

スズノコホリ

珠洲郡 所在 能登國 起原 續紀元正天皇養老二年五月乙未の條に、割越前國之羽咋能登風至珠洲四郡始置能登國、と見えれば其始め越前の國に屬せしものとす、(注) 天平の時大伴家持此郡より船を發して大沼郡に還るの歌萬葉集に出づ、倭名抄に、日置(ヒキ)草見(クサミ)若倭(ワカヤマト)大足、餘戶等の郷あり、郡名考、スズと稱し、以後之に従ふ郡名異同一覽、國郡沿革考)スズノソウ 鈴奏 行幸の時、出御の前、供奉する鈴を申請ふ奏、及び還御の時、進め奉る奏を云ふ、常に少納言之を奏す、少納言闕如の時、少將代り奏す、西宮記裏書に、若少納言連參者、少將相代奉仕鈴奏、其儀闕司奏了、退歸之後、入自左掖門、經長樂門前橋、進就版位、揖而奏云、御共持

スズキ

率めて筑紫に屯し、吉士警金を新羅に、吉士木蓮士を任那に遣はし、任那府再興の事を察問せしむ、(後新羅遂に任那を復建せり)此の時に當り蘇我馬子大臣として威權朝野を傾け、頗る專横なり、天皇意平かならず、密かに之を除かんとし、厩戸皇子に謀る、皇子諫めて曰く、陛下只少しく忍び給へど、然れども天皇堪ふること能はず、五年會々山猪を獻じたるものあり、天皇、これを指し、左右に語りて曰く、何れの日か、朕の嫌惡する人を殺す事、此の猪を斷るが如きを得んと、馬子聞いて懼れ、東漢直駒をして弑逆を行はしむ、時に十一月三日なりき、御壽七十三(或云七十二)大和國磯城郡多武峯村、倉梯岡上陵に葬る(書紀、水鏡、皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

スズカ

スズカ 鈴鹿 和琴の名器、建曆御記に、與ミ玄上同累代寶物也、但毎年御神樂夜、萬人持之」と見え、梁塵秘抄に、鈴鹿者、神教之悠音也、是橋板之時、響妙律ことあり、

スズカケ

篠懸 山伏の着用せる法服の一種、修驗道(シユゲンダウ)を見よ、

スズカノコホリ

起原 天武紀元年九月丙申、車駕宿名二西宿鈴鹿と見ゆ、蓋し國府此郡に在れば、國郡制定の際之を置きしなるべし、(注) 延喜式鈴鹿に作り、以後又同じ、倭名抄に、英多(アカカ)高宮(タカミヤ)長世(ナガヨ)鈴鹿(スズカ)枚田(ヒラタ)神戶(カヌヘ)驛家、等の郷あり、郡名考、スズカと稱し、以後之に従ふ郡名異同一覽、國郡沿革考)スズカノセキ 鈴鹿關 所在 伊勢國鈴鹿郡關原に在り、五鈴遺響に、關原の中町に、關原野と字す所あり、或地蔵堂より三町許西新所の驛中に一

スズハラヒ

煤拂 名 公武並に民間における年中行事の一、十二月中の或日を以て、屋内の塵煤を掃除するをいふ、又「スズハキ」「スストリ」とも云へり、(起原) 煤を拂ふの事は古來よりありしと雖も、其恒例の行事となりしは何時なりしか、詳かならず、武家にては、吾妻鏡嘉祿二年十二月六日の條に、「爲」大膳權大夫奉行、召陰陽師等於御所、歲末年始雜事日次勘申之、御煤拂事有相論、文元朝臣申云、新造者、三箇年之内可有「其煤」とあるを初見と爲す、以て、以前已に恒例として行はれたる事と、新造の家にては、三箇年間煤拂するを忌みたる風俗なりしを知るべし、禁中にては親長記文明二年十二月十七日の條に、「兩御所煤拂也」とあり、宣胤卿記同十二年十二月九日の條に、「今日禁裏御煤拂」などあるを初見となす、而して其期日は公武共に一定せず、十二月中の吉日を撰ひ、行ひしものなり、今當時年中行事によりて、朝廷に於ける當日の有様を按ずるに「煤拂、陰陽頭勘文に從ひて日時定らる、勾當内侍兼日殿上人をふれもよほして、各參り集る、其外御簾屋大釘衛士等の者は、それ々の奉行の人の催によつて參る、刻限典侍一人ひとへきめ著て、劍懸の間(近代此間あり)より劍懸の案ながら(二階厨子)を昇出して、常の御所の御座のうへに、太宋の屏風一雙を引きめぐらして、暫く其内に安す、神祇伯劍懸の間の煤を拂ひ、掃除せしむ、事終りて、本役人、劍懸を元の如く昇入、其後吉方より拂ひはじむ、簀子の分は衛士手のものあまた召し具して、掃除せしめ、御簾疊も新調或は古物を掃除して之を調、是も手のもの

スズキ

ノ木戸二ノ木戸と云地あり、是舊址なるべしと云へり、伊勢名勝志に、木崎村字關原に在り、今舊址を存せずと云へり、藤田明氏は、後の説に從て、今の關原の南、停車場の邊に關原關宿の字あれば、關所は恐くは停車場の邊なるべしと云へり、一説に、九度轉移せしより、九關山の名ありと云へど信じ難し、(起原) 始末詳かならず、五鈴遺響に、大化二年の詔に關原防人の名あるより、此時置かれたりと云へど、鈴鹿の名なきを以て断定し難し、大寶令に、三關の名見え、義解に鈴鹿不破變發とあるを初めとす、大寶令の三關が果して鈴鹿關も其一なるやば、確かならざれども、續紀和銅二年九月、藤原房前をして東海東山二道の關刻を檢察せしめたりし時、伊勢守を賞したれば、義解の説を確かと見るを得べし、光仁天皇寶龜十一年四月、鈴鹿關内城の太鼓鳴り、天應元年三月四日中城門太鼓鳴り、同年五月鈴鹿城門に守屋四門鳴動したり、延暦八年七月勅して、三關を廢して、兵器糧食を他に移し、官舎を便利の地に移し建てたり、爾來兵士を配置することばなかりしも、關は存在せしものなるべし、即位崩御等常に警固使を遣はし、又諸人の紀行等によりて見るも關原のありしこと明なり、吾妻鏡元久元年四月廿一日の條に、伊勢平氏が鈴鹿關所を塞きしこと見え、海道記に、鈴鹿關原に宿りしこと見えたるにて、此頃まで儼然存したること知るべし、元亨元年後醍醐天皇勅して諸國の關を停止したれば、此の時鈴鹿關も廢せしなるべし、後ち伊勢の豪族等私に關を置きたりしと見え、永祿中織田信長伊勢を平けて、諸關を停止して往來の便を謀れり(五鈴遺響、伊勢名勝志、歴史地理、關)スズキウヂ 鈴木氏 穗積氏(ホヅミウヂ)を見よ、

スズハ

参りて合力するなり、此間便宜の所に移りまします、其處にて一獻あり、初獻ちん、二獻でんがく、供し終りて御盃をとりて御前を撤す(中略)勾當内侍にて嘉例の祝儀あり、内侍所にて、近年嘉例の事ありと云なり云々」とあり、江戸幕府にては、十二月十三日を用ふ(古くは廿日なりしを、三代將軍家光の忌日に當るを以て、改めて十三日と爲す)と四季草木行事に見ゆ)民間にても之に慣ひ、多くは此日に行ひたれども、之より一定したるにはあらず、家々の慣例によりて他日を用ひしものありしは勿論なり、貝原益軒の日本歳事記には十五日と見ゆ、當時には、此日に行ひしものなるべし(古今要覽稿)、また禁中にては、舊來のごとく吉日を用ひ、其日を定めざりき、なほ按ずるに、江戸幕府にて十三日を用ひしといふは、蓋し此日を以て煤拂の式日と定めたるの謂にして、事實は當日一日よりはじめて十二日までに行ひ、十三日は煤拂濟みの祝儀を行ひしものなり、千代田城大典に、大典の煤拂を記して、「十二月一日より十二日迄毎日御殿の煤を拂ふ、お次、お三之間の女中、一日交りに二十人宛襦をからげ、木綿中形の前垂を掛け、頭には模様ある手拭を冠りて掃除す、お間に、御中臈之を指揮する事あり、畢りて女中へ、太物手拭御着等を下され其勢を慰む(中略)、極真面目にて、騒ぎ廻るは愚か、高聲に笑ひ興する事もならず、總て物鳴の高からぬ様注意する許りなり、もし戯るる事などあるを知られたらんには、直ちに御年寄の詰所に呼び付けられて、談義に辛き目見るべしとぞ」又十三日の條に「煤拂の濟みたる祝にとて御留守居(表役人)は、髪目麻上下(長上下)を履めしく著飾りて、手に長き笹竹を持ち、間毎に上拂ひしつゝ、萬々年と唱ふ」とあるにて其大要を何ふに足るべし、

スズハ







スタレ—スチカ

リ、鷹居上の前又居上の時分を注進いたさば、右居上として鷹匠来るなり、これに依て此のごとき菓...

スタレ

る竹を以て、帳の如く編みたるものを云ふ、物の隔とし、日光を遮るに用ふ、簾垂の義なり、又單に「ス」と云ふ、竹を極めて細く精巧に削りて編みたるもの...

スチカヒモン

の萬世橋(舊橋即ち昌平橋と新萬世橋との間に在り)の處にて、神田より下谷本郷に通ずる城門とす、正保御園繪圖に筋違橋とあり、江戸志には、神田見付とも稱せし由いへり、此門の橋、古くは假初の造りなりしにや、今の關千葱花子には、正徳元年辛卯年七...

ストウウチ

伊勢守藤成より出づ、其裔佐藤公清の子助清主馬首となる、因て首藤氏と稱し、源頼義に仕へ、從七人の一なり、子助道を生む、助道、親清、通清の二人を生む、親清の子利部丞義通、山内氏と稱し、通清鎌田氏を稱す、助道以後世々源氏に服從す(尊卑分脈、氏族志)

ストクテンノウ

顯仁、世に讀岐院と稱す、鳥羽天皇の第一皇子、近衛後白河兩天皇の兄、御母は藤原公實の女待賢門院璋子、第七十五代の天皇(讀)文永二年五月降誕、保安四年正月、父天皇の譲りを受けて踐祚、二月位に即く、時に年五歳、白河法皇院中に在りて政を聽き、大治四年法皇崩御の後、鳥羽上皇同じく政を院中に視給へり、保延五年上皇の寵姫美福門院、體仁親王を生む、上皇之を鍾愛し、生れて僅かに三月にして天皇の皇弟と爲す、永治元年十二月位を太弟に讓る、近衛天皇これなり、天皇もと適位の意なし、而して法皇(此年鳥羽上皇薨逝)早く太弟を立てんとし、美福門院また之を促す、故に天皇に強ひて讓位せしめたるなり、尋で尊號を上りて太上天皇といひ、法皇を本院と稱するに對して、また新院と稱す、これより兩院の間漸く諧はざるに至る、久壽二年近衛天皇崩す、崇徳上皇皇子重仁親王を立てんとし、衆議亦親王に歸せり、然るに美福門院は、近衛天皇の崩御は、上皇の呪咀によるとなし、法皇に勸むるに、雅仁親王を立てんことを以てす、親王は法皇の第四子にして上皇の同母弟なり、而して關白藤原忠通また之に賛同せるが故に、法皇遂に其言を納れ、雅仁親王を立てつ、之を後白河天皇と爲す、上皇益々不平な...

ストウ—ストク

月吉日持物師推名伊豫重休と銘あり、明和九年火災後元の如く造營す、門衛に、萬石以下五千石以上のもの三箇年宛勤番、番士三人羽織袴着用す、武器には、鐵炮五挺、弓三挺、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く(御府内備考、殿居囊)

スチノ—スツバ

月吉日持物師推名伊豫重休と銘あり、明和九年火災後元の如く造營す、門衛に、萬石以下五千石以上のもの三箇年宛勤番、番士三人羽織袴着用す、武器には、鐵炮五挺、弓三挺、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く(御府内備考、殿居囊)

スチノコホリ

起原續後紀承和七年六月の條に、郡名見えたり、蓋し國郡制定の際、之を置きしならん(讀)延喜式又周智に作る、倭名抄に、小山(チヤマ)山田(ヤマダ)依智(エチ)大田(オホタ)田嶋等の郷あり、後世大に境界を變じ、古郡の地大半豊田に併せて古の山名、山香二郡を以て周知郡と稱す、正保圖之に仍り、寛知集、元祿石高帳又周智に復す、郡名考「シユチ」スチノコホリに唱へ、天保郷帳周知となし、明治沿革帳以後周智に作り、地誌提要「スチ」と稱す、今之に従ふ(諸國郡備考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

スツバ

透波 戰國時代武門にて用ひたる細作の一、忍の者と同じ職掌なれど、賊き人之を勤むるなり、武家名目抄に「按、透波或は亂波といふ、これは常に忍を役するもの、名稱にして一種の賊人なり、たゞ忍とのみよべる中には、庶士の内より役せらるるもあれど、透波とよばるる種類は、大かた野武士強盜などの内よりよび出されて扶持せらるるものなり、されば問者かまり夜討などには殊に便あるが故に、戰國のならば大名諸家何れもこれを養置しと見ゆ、透波よみてすつばといひ、亂波これをすつばと云、さて其名義は當時の諺に、動靜といのはす首尾符合せざるものなすつばといひ、事の騒がしく穩ならぬをらつばといひしより起れるなるべし、今俗にとつば、すつば、又らつひなどいふ詞のあるは、この遺言なり、さるはこの間諜に役せられ、又夜討強...

ストモン

質戸門 (一)竹製の戸を附したる門を云ふ、又略して「スト」とも云ふ、(二)屏へ竹簧を打ち目透に作りたるものを云ふ、戰國時代以後兵家に木戸門を質戸門とも云へど、果して此の門なりや否や詳かならず(家屋雜考、建築辭彙)

スニアテ

臙當(臙宛) 鏡の具、腰を包むものを云ふ、鐵革を以て作る、大立舉臙當(オホタテアゲノスニアテ)を見よ、後には、篠臙當(細き金を並べて作りたるもの、その形、篠に似たる故に名づく)銀磨付臙當(銀にて飾れる臙當を云ふ、白檀磨臙當とも云ふ)毘沙門臙當(立舉の處を十王頭にせしもの、佛像の毘沙門天王の著たるに似たるより名づく)等あり、太平記四月三日合戦の條、大立舉の臙當に膝...

ストモ—スニア

鐵かけて云々、保元平治物語に、御曹司に云々、平野當が射切云々、太平記關東大勢上洛條、長崎...

ステリ—ステフ

盜のふるまひをなすものは、人をあざむくが常なれば、おのづから起居正しからず、狐疑の形狀をあらはし、言辭も首尾せざる事多かる故に、かく名づけられしと見ゆ(すつば業とは、眞實ならぬといひ、すつばめきとは、猥りに刀劍などぬく事をいへるを思ふべし)透波亂波一種のものとなへなるは勿論なれど、わけていば、關東にては大かた亂波と稱し、甲斐より以西の國々は透波とよびしと見えたり、尙本文によりて辨ふべし(いにしへ檢非違使廳にて放免といふをつかはれ、平清盛國柄をとりし時亮を用ひ、今の世目明などいふがあるは、いづれもこの透波の類なり)と見えたり、

ステリ

拾訴 訴訟(ソシヨウ)を見よ、ステツツミ 拾鼓 中古、時を知らず鼓を打つ時、餘分に數を打ちて時の數に加へざるもの、今云ふ拾鐘に同じ、實仲卿會抄に、古人曰、時刻鐘鼓以九相倍、至三十六、暮至三十六、朝各打拾鐘以上、眞擊其餘、天智天皇御宇始之、朝參官人入内外門、其刻其時拾鼓進しと見えたり、

ステフダ

捨札 武家時代、罪人を刑に行ふ時、其罪狀を記して十字街に立て、衆に示す札をいふ、刑を行ひし後數日間、其地に掲げ置くなり、刑罰(ケイバツ)の條の圖を見よ、

ステフチ

捨扶持 江戸時代、老幼婦女痲疾者などに、惠與の目的を以て支給したる蓆米をいふ、古邑談に、「元和七年、公儀より各代官所領主に於て、封土の民九十歳以上の者へは男女とも、年に一人捨扶持、一日支米四合四勺八撮宛定法」、百歳以上の者へは、同一人捨扶持(内一人は介抱人給)を惠與し、養老の道を怠らしむべからずと命ぜらる」とある即ち是なり、



蓆當(蓆子) モトリ入

スノコ

蓆子 始めは竹の編みたるものを云ひしが、後には轉じて家屋の廂の外に在りて、細き板を横に列べ、竹簧の如く、間を少しづつ透かし、打ちつけたる縁をいふ、蓆子縁ともいふ、間をすかし、面をとるは、雨露などのためらぬ爲めなりと云ふ、又竹にて張りたる床をも云ふ(家屋雜考、貞丈雜記、倭訓栞)

スハウ

蘇芳 蘇芳染色の名、蘇芳の木を用ひて染めたる色にて、二藍の赤びみたるもの、汗衫、袍、單、袴、狩衣、衣等を此色に染め、袍は、今の時諸王五位以上、諸臣三位以上の者著用し、延喜式の頃は、親王以下參議以上、非參議、三位及び嫡妻女子孫王並に著用し、後世は五位著用す、狩衣は、若年幼少の人、祝賀の時に用ひ、單は、中宮四季著御、又女房が、青紅葉、蝦手紅葉裝を用ふる時に之を用ひ、相は、濃裝束の時に著用、衣は、濃蘇芳ならば四季著用し、裏濃蘇芳ならば、薄蘇芳の狩衣を著る時に用ひ、薄蘇芳ならば、五月五日より九月九日まで之用ふといふ、汗衫は、嫁娶の日童女著用す(讀)延喜式に據れば、深蘇芳は、綾一匹蘇芳大一斤、酢八合、灰三斗、薪一百二十斤、第一匹に、蘇芳大十兩、酢...

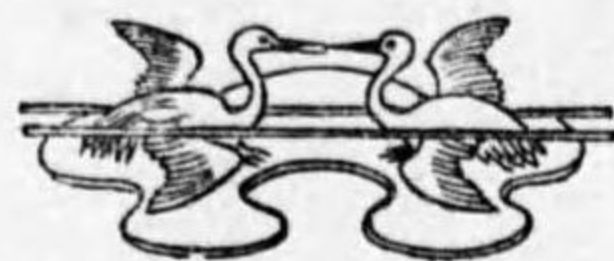
スノコ—スハウ







スハマ



(載所抄要雜類)圖の形演洲

海中の島の洲崎の形の意より云へるなり、其臺の上  
に岩木花鳥を造り、其内に物着孟等を置く、風流を  
主としたるより起れるなり、即ち  
洲の臺に三の山を作り松竹鶴龜  
を造り置き、着等を置く蓬萊の  
島臺と云ふの類なり、紀貫之家集  
に、みちの國の守平のこれみつ  
朝臣のくだるにぬきのすはまの鶴  
の羽にかけける云々、榮花物語に  
「かけ盤のおもてを海の心ちにし  
て、山のやうにすはまのかたにつ



(圖の臺島)

を知るべし、然るに江戸時代以後現今に至りては、  
蓬萊山(オノコロ島)と云ふ説ありに松竹梅鶴龜或は  
丈庭(諸冊二神)に形ると云ふ説ありを作り置き物を  
盛ることなく、専ら祝儀のみ用ひられたるは本義  
を失へるなり(二)給菓子にも云ふ、その形によりて  
名づくるなり、給と蓬大豆を粉にしたるものとを和  
し、竹箒に包み、堅に數條の渠を押しつけ、解きて  
輪切にしたるもの、その縁の形凹凸して洲演の形を  
たるにて、其大概  
の心をぞ添へたり  
ける云々」と見え  
たるにて、其大概  
の島形を居ゑられ  
たり、大井川の景  
趣を表して、水紅  
錦を洗ひて、感興  
の心をぞ添へたり  
ける云々」と見え  
たるにて、其大概

スハマ—スハヤ

スハマノモン



爲す、豆餡とも云ふ、又畫繪機機等にも云へり(倭  
訓乘、乘燭談、貞丈雜記、安齋隨筆、嬉遊笑覽)  
洲演紋 紋所の名、洲演形  
(洲ある演邊の凹凸したる所を洲演といふ)を上より  
見たる様にかきたるもの、其戸氏始めて家紋に用ふ、  
其戸氏は六孫王經基の後裔なる  
が、洲演の形、六の字に似たるよ  
り之を用ふといふ、後に信濃松代  
の眞田氏家紋に用ふ(三)洲演  
(洲演三ツを三角形にみかきたる  
もの)は、攝津麻田の青木氏の家紋なり、又見聞諸家  
紋によれば、寺町氏も之を用ひたり(家譜、諸家紋鑑)

スハヤリ

楚割 魚肉を細く割りて之を乾し、  
小枝の如きものに爲したるをいふ、ズハヤリの義  
にて、又ソツリと訓むは、スハヤリの約言なり、嬉  
遊笑覽に、庭訓往來に楚割、安齋云そわりと訓は  
非なり、すはやりとむむし、魚肉を細長く割て鹽干  
にしたるをいふ、楚は木のすはへなり、すはえの如く  
ほそ長き意なり、すはえわりを略してスハヤリとい  
ふ、魚を背よりわると云ふ説は妄言なり、倭名抄云、  
魚條云々、讀須波夜利、本朝式云、楚割云々、條もえだ  
とよむ、楚と同意なり、東鑑文治六年十月十三日條  
云、於遠江國菊河宿、佐々木三郎盛綱相添小刀於鮭  
楚割、居折敷、以子息小童送進御宿、申云、只今削  
之令食之處、氣味頗懇切、早可聞食、歎云々、殊御自  
愛、彼折敷被染御自筆、曰、まぢえたる人のなまけ  
もすはやりのわりなく見ゆるこゝろさしかな、按ず  
るに、今加賀の産にすは魚といふものあり、脚の骨を  
去りて鹽干にしたるものなり、是即ちすはやり也、す  
ぢうなとは條魚を訓るなるべし、古へも初より細か  
に作りしものにはあらぬなるべし、削り物といふも

スハリ—スヘイ

スハリウ

諏訪流 方波見備前守の創めたる  
劍術の流派、方波見は、北條氏康の臣なり、刀術を  
好み其妙旨を得、技術精妙と爲す(武藝小傳、武術流  
祖録)

スフクジ

崇福寺 ヲツフクジを見よ、  
崇福寺 所在 近江國滋賀郡見世  
の四〇紫柳山寺、志賀寺、建福寺の別號あり、延喜式  
十五大寺の一、起原滋賀天皇七年創立して彌勒  
の像を安置す、聖武天皇天平元年詔して官寺に列す、  
同十二年天皇之に幸し、禮佛あり、天平勝寶八年、孝  
謙天皇近江國朝法書一百卷を施す、康保二年火災に  
罹り、堂塔佛像等焼失す、天延四年震災に遇ひ、亦  
破損す、爾後沿革詳かならず、遂に廢滅す(扶桑略記、  
元亨釋書、近江國輿地志略)

スフノコホリ

周敷郡 所在 伊豫國  
起原 淳仁天皇紀天平寶字八年七月の條に始めて見  
ゆ、延喜式又周敷に作る、倭名抄に田野(タノ)  
池田(イケダ)井出(キイデ)吉田(ヨシダ)石井(イシ  
キ)神戸(カムベ)餘戸、等の郷あり、正保圖周布に作  
り、寛文中周敷に復舊す、寛知集之に仍る、元祿帳  
以後復周布に作り、郡名考、シツフ、郡銘録、シフと  
稱し、地誌提要、スフに復す、明治廿九年桑名村と合  
併し周桑郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令  
全書)

スヘイン

西班牙 名義 歐羅巴洲の一國、  
伊斯把爾亞、是班牙、以西把尼亞とも我國にてい  
り、古へ葡萄牙と共に「アイベリヤン」半島の名あり  
北はビスケー曲灣にて限られ、「ヒレニキ

スハイ

スハイに依て佛蘭西と分たれ、西葡葡牙及び大西洋に  
連なり、南「サブラルタル」海峡及び地中海に接し、東  
地中海に隣る、面積十九萬七千六百六十七方哩、北  
緯三十六度より起り四十三度四十七分に至り、西經九  
度廿分より東經三度十分に至る〇舊時本國は十四  
州に分たれ、現時之を四十七州に分つ、其他歐洲外  
に版圖を有す、首府を「ニユウカスナ」州「マドリッ  
ド」と爲す、西曆四百四年頃羅馬帝國破裂せし時  
に當り、「チュウトン」種族なる「シゴッス」人西班牙  
に侵入し、其王國は二百五十年間繼續せり、紀元  
七百年回教徒亞弗利加より來り、耶穌教民を「アス  
チュリアス」山地に放逐し、回教の王「コルドバ」に都  
を定め西班牙を支配す、後年耶穌教民「ムウラ」人を  
壓倒し、紀元千二百三十八年殆ど全西班牙を回復し、  
千四百九十二年「アンナ」を陥れたり、同年亞米  
利加を發見し其領土を擴め、後西班牙王は日耳曼  
帝位を踐み、歐洲中最強國と爲る、千六百年以降權  
力次第に衰へ、千八百七年佛の拿破崙の爲めに征服  
せられ、其後舊王位に復歸せしも、專制政治の爲め  
に國內叛亂常に絶えず、力を外に延ばすこと能はざ  
るに至れりと云ふ、天正九年二月西班牙の商船  
始めて來朝し、黒奴を獻ず、織田信長之を召見した  
りき、爾來西人の我國に來りて或は貿易を營み、或は  
布教に従事するもの次第に多きを加ふ、尋で大友宗  
麟、大村純忠、有馬義純等の使臣、羅馬に赴きて法王  
に謁見するや、相前後して、みな西班牙の首府「マ  
ドリッド」を過ぎりしに、國王「ロドリッ」二世厚く之を待  
遇したりといへり、此時に際し歐洲諸國にして、東洋  
に雄飛するものは、實に西葡の二國にして、西班牙は  
「マニラ」を葡萄牙は「ゴア」を根據地として盛んに傳道通  
商を營み、甚しきは邦人を誘拐して奴隷に賣るもの

あるに至る、而して豊臣秀吉早くより外教を喜ばざ  
りしを以て、天正十五年令して其布教を禁じたり、さ  
れば「マニラ」總督は、文祿元年並に同三年使を遣して、  
通商傳道の事を秀吉に請はしめしに、秀吉は通商は  
許可するも、布教は許さざるの旨を答へて、其請願の  
一部を退けたりと雖も、元來傳道と通商とは相關  
したるものなれば、一方を許して一方を禁ずるは不  
可能の事なりしのみならず、傳道師等は有司中に於  
ける外教信者たる前田玄以等と結託して布教を續け  
しが、會々慶長元年西班牙の商船「サン」ロドリッ  
「マニラ」よりメキシコに渡航の途上難風に遇つて、土佐  
國浦戸に漂著し其地の領主長曾我部盛親に就きて修  
復の許可を請ひ、且つ進獻品を備へて、使人を京都に  
送り、然るに此使人は、京都滞留中、不注意にも、秀  
吉の近臣に、西班牙が他國を征服するには、まづ天  
主教を弘めたる後、機に乗じて兵を出すの方策なる  
を語り、また同時に秀吉の命によつて、浦戸に出張  
し、サンロドリッ號を探檢せる増田長盛は、同船の航  
海長より右と同様の説を聞き、二人の言符節を合す  
るが如きものありしがゆゑ、秀吉は愈々禁教の必要  
を認め革めて更に嚴令を布き、同年十一月フランシ  
スカン派傳道師五人、セスキリ派傳道師三人、邦人改  
宗傳道師十三人、合せて二十五人を長崎に於て磔に  
處し、更に各地における傳道師を搜索すべきを長崎  
奉行に命令せしむ、いまだ實施に至らずして薨じたり、  
既にして徳川家康の志を得て覇業を爲すに及び、特  
また秀吉の遺策により外教を禁じて、通商を許し、特  
に通商に關して進取主義なりしが、家康の薨後は縮  
少主義に變じ、元和二年八月、幕府は西班牙並に葡國  
英四國の貿易を長崎と平戸とに限り、尋で西班牙の  
通商を禁止したり、後「マニラ」政廳より頻りに通商を

請ひたれども、遂に之を許さざりき(是より先伊達  
政宗の臣支倉常長慶長十九年羅馬に使し、途西班牙  
に入り、ロドリッ三世に謁見したる事あり)降りて  
維新の際に至り、明治元年八月西班牙と假條約を結  
び、三年正月本條約を訂結し、三十一年一月更に改正  
條約を結びたり、現今の條約即ち是なり(萬國地理、  
萬國歴史、外交史稿、法令全書、長崎三百年間志)

スマ

スマキ

實卷 江戸時代に行はれたる刑名、犯  
罪人を實にて巻き、水中に沈むるなり、天和三年座  
頭、人の女房と密通し本夫を殺し、者の裁許に、右



スマヒ

之座頭意津一を岩船にて簀巻にいたし於、御島之沖、沈之と見えたり、これ蓋し臨時に設けたる刑にして、制度上の常刑にはあらずと知るべし(御仕置裁許帳)

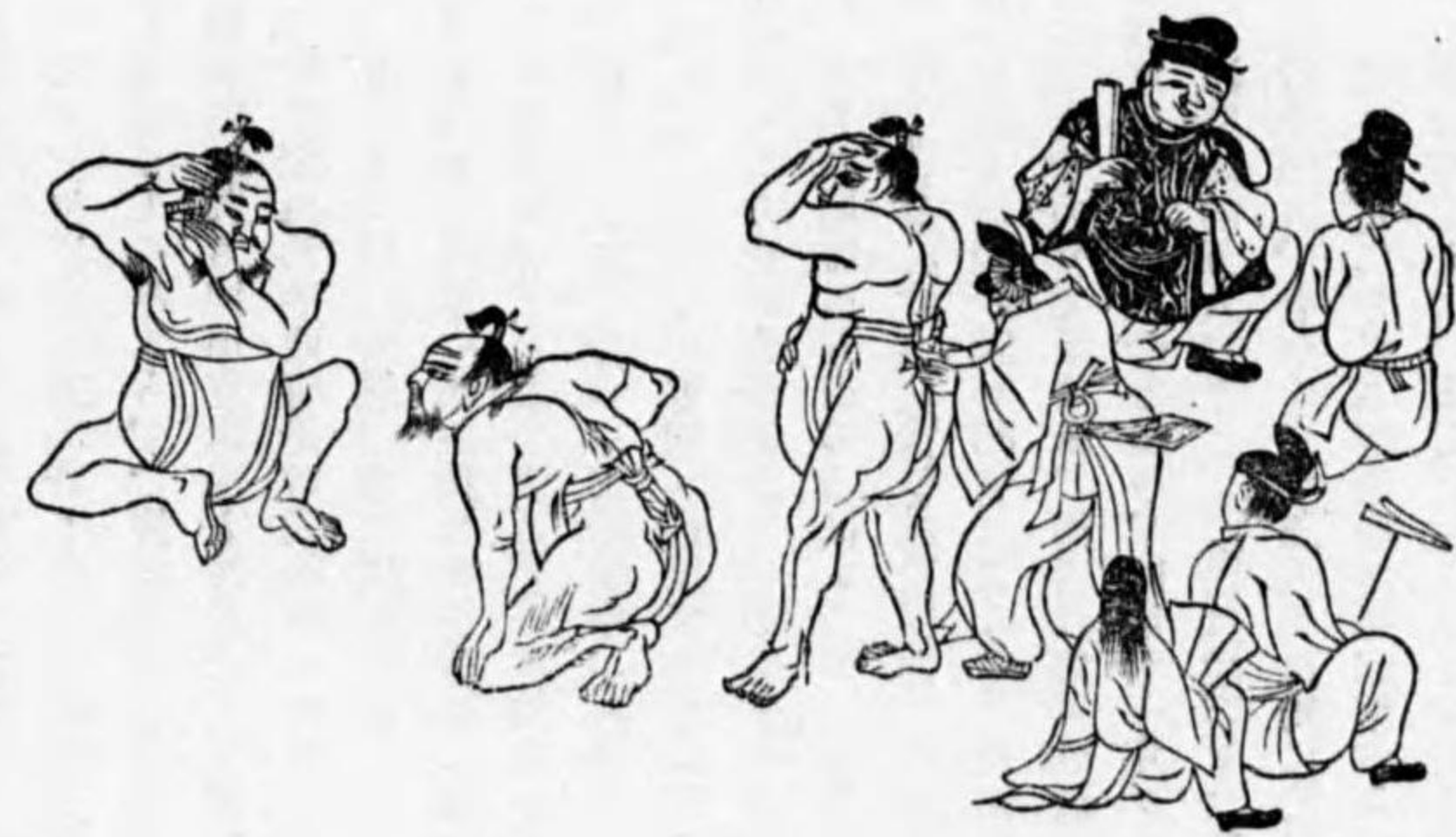
スマヒノセチ

相撲節

毎年七月、天皇宮庭に於て相撲を覽給ひ、群臣に宴を賜ふ儀式をいふ。もと式部省の所管なりしが、清和天皇貞觀十年、兵部省に隸屬せしむ、是れ宵に娛樂に供するのみにあらずして、其意武力を鍛練するにあればなり、醍醐天皇延喜式に於て、七月相撲節に、不參の者を懲罰すること、射禮、騎射の節に同じからしむ、上世此節を重じ給ひしこと知るべし。○節日は、始は七月七日を以てす、蓋し垂仁天皇の七年、此日を以て野見宿禰、當麻蹶速に命じて相撲せしめ給ひしに因るか、淳和天皇の天長三年、改めて十六日と爲し、其後大の月は二十八日、小の月は二十七日に定まれり。凡そ相撲節を行はんとする時は、先づ其年の二三月頃、左右近衛府より、各々相撲使を諸國に遣し、相撲人を徴して領し、至らしむ、之を部領使と云ふ、而して左府にて領せるを左方と爲し、右方にて領せるを右方と爲す、次で七月中旬に召仰の事あり、上勅勅を奉じて、左右近衛の次將、及び裝束司の辨を召し、相撲節を行ふべき由を仰す、次で内取の事あり、内取に御前の内取と府の内取とあり、節會の數日前より、左右近衛府は、各相撲所を開始して、互に其方の相撲人をしこ相撲せしむ、之を府の内取と云ふ、節會の二日前

スマヒ

に、相撲人を宮庭に召し、先づ左方をして互に相撲せしめ、次に右方をして互に相撲せしめて御覽に供す、之を御前内取と云ふ、内取とは試練の謂なり、節會の當日に至り召合あり、左右の相撲人を分ちて、互に勝負を決せしむ、若し決し難きものある時は、天



(載所筆耕田閑)

引の事あり、左右の相撲人をして各々布一段を執らしめ、互に之を糾せて索と爲し、相曳を以て力を争ふなり、而して勝者に其布を賜ふ、蓋し相撲の餘興なり。起原節會即ち相撲節の史に見えたるは、聖武天皇の天平六年七月、及び其十年七月に在り、桓武天皇の延暦十二年より、毎年の恒例となり、此後時に由りて延引停止等なきにあらざれども、殆ど三百年間、衰廢の事なかりしが、鳥羽天皇の保安以後、三十四年間に廢絶せり、後白河天皇の保元三年に至りて再興ありしが、其明年より復行はれず、其後十餘年を経て、高倉天皇の承安四年に一度行はれしかども、其明年(安元元年)より又復行はれず、遂に後世永く廢絶するに至れり(古事類苑武技部)、なほ吉田道風の家記に、後鳥羽院の文治二年相撲節會ありしも其後再び中絶し、更に下りて正親町天皇の永祿中また之を行ひ、十三代追風行司の役を勤めたりと見えたりども傍證なし、暫く後考を俟つ、スマフ、參看、

スマヒ

に、宿禰と蹶速の力競を記するに、始めて此文字を用ひたり、擲は競の義、力は筋幹の義なり、スマヒとは互に抵競せる形容より出でたる語なり、以來此名を持續せり、相撲は、日本紀に、皇極帝の朝以來の力競に此語を用ひて記せり、此語は、法華經安樂品に、諸有内戲相撲と云へる語あるに基きたるなり、角觥は支那の六國の時に始めて造出せる戲技の名目なり、我邦の力競とは全く異にせり、好事者の假借使用したるものなり、角力、手搏、拍張は共に角觥の換字なり云々といへり。起原節會相撲の起原遠く神代に在り、古事記既に、建御名方神と建御雷神と力競したる神話を載せたり、是蓋し相撲の濫觴なるべし、次で又垂仁天皇の時に及び、野見宿禰と、當麻蹶速との相撲あり、垂仁紀七年七月乙亥の條に、則當麻蹶速、與野見宿禰、令擲力、二人相對立、各舉足相擲、則蹶速折當麻蹶速之脇骨、亦踏折其腰、而殺之と見ゆ、今日の相撲に比すれば、大に異なる處あり、聖武天皇以來、朝廷には相撲節(スマヒノセチ)參看なる恒例の公事起り、天下に令して相撲人を賞せしめ、毎年七月其技を角せしめて天覽あり、年中行事以外に於て、また臨時に之を催さる、事も屢々なりき、これより日を遠うて盛んとなり、貴族間にありても、流行せしがごとく、紀名虎と伴善男と相撲へる事、盛衰記に見え、宇多天皇と在原業平と相撲へる事世繼物語に見ゆ、殊に一條天皇以後は、此技に巧なる相撲人相踵で輩出し、公卿中にもまた之を善くせるものありき、鎌倉時代に入りては、頗る武人の間に行はれ、歴代の將軍屢々之を其邸もしくは諸大名の邸に催さしめ、且つ鶴岡八幡の祭には例として相撲を興行するに至れり、而して其相撲人は一國一城の主、又は其子弟あり、或は士にして、技倆の

スマヒ

立合は左右の相撲人を立ち合はしめ、審判は審判を刺して勝負の數を明かにす、何れも衣冠を著け、劍及び弓箭を帶して事に従ふ、負方は度毎に、立合審判を改め替ふるを例とす、又相撲人に最手、腋等の稱あり、最手は本手とも書す、近衛府其人を選びて之を補し、進で近衛の番長に任ぜらる、事あり、腋は腋手又は助手とも云ふ、最手に亞げる相撲人なり、又別に占手、垂髮、總角と云ふあり、占手は小童を以て之に充て、垂髮總角は、共に白丁を以て之に充つ、古は相撲節の當日、左右共に先づ占手(一番)を出し、次に垂髮(二番)次に總角(三番)を出し、四番より普通の相撲人を出し、最後に腋最手を出して二十番に至る、後世は占手、垂髮、總角等の稱なく、又最手、腋等を最初に出すことあり、凡そ相撲人は、何れも額鼻の上に狩衣を着け烏帽子を被り、其場に上るや、左方は葵の造花を頭に著け、右方は瓊の造花を著く、共に劔衣を取りて圓座に置き、勝負を決して後、更に劔衣を執て出づ、勝方の造花、及び劔衣は、官物と稱して、再び次番の相撲人に著けしむるを例とす、聖武天皇の神龜五年以後、屢々詔して諸國相撲人の入京の期を定め、若し期に違ひ、及び上らざる時は、其國司の俸祿を減奪し、其相撲人を禁獄する等の制あり、又相撲人等、事を供節に託して、動もすれば官司を侮蔑し、民人を凌辱するを以て、其制をも設けられたり。○相撲節の外に、臨時相撲あり、其儀大抵相撲節に同じく、番數は五番七番より、十二番十六番を以て限とす、多くは八月に行はる、蓋し節會の相撲人の未だ歸郷せざる者を召して、相撲せしめらるゝなるべし、然れども、又必しも相撲人のみにあらずして、瀧口又は藏人所の衆等をして相撲せしめしことあり、臨時相撲の後、又は還鑿の時等に、布

スマヒ

引の事あり、左右の相撲人をして各々布一段を執らしめ、互に之を糾せて索と爲し、相曳を以て力を争ふなり、而して勝者に其布を賜ふ、蓋し相撲の餘興なり。起原節會即ち相撲節の史に見えたるは、聖武天皇の天平六年七月、及び其十年七月に在り、桓武天皇の延暦十二年より、毎年の恒例となり、此後時に由りて延引停止等なきにあらざれども、殆ど三百年間、衰廢の事なかりしが、鳥羽天皇の保安以後、三十四年間に廢絶せり、後白河天皇の保元三年に至りて再興ありしが、其明年より復行はれず、其後十餘年を経て、高倉天皇の承安四年に一度行はれしかども、其明年(安元元年)より又復行はれず、遂に後世永く廢絶するに至れり(古事類苑武技部)、なほ吉田道風の家記に、後鳥羽院の文治二年相撲節會ありしも其後再び中絶し、更に下りて正親町天皇の永祿中また之を行ひ、十三代追風行司の役を勤めたりと見えたりども傍證なし、暫く後考を俟つ、スマフ、參看、

スマフ

に、宿禰と蹶速の力競を記するに、始めて此文字を用ひたり、擲は競の義、力は筋幹の義なり、スマヒとは互に抵競せる形容より出でたる語なり、以來此名を持續せり、相撲は、日本紀に、皇極帝の朝以來の力競に此語を用ひて記せり、此語は、法華經安樂品に、諸有内戲相撲と云へる語あるに基きたるなり、角觥は支那の六國の時に始めて造出せる戲技の名目なり、我邦の力競とは全く異にせり、好事者の假借使用したるものなり、角力、手搏、拍張は共に角觥の換字なり云々といへり。起原節會相撲の起原遠く神代に在り、古事記既に、建御名方神と建御雷神と力競したる神話を載せたり、是蓋し相撲の濫觴なるべし、次で又垂仁天皇の時に及び、野見宿禰と、當麻蹶速との相撲あり、垂仁紀七年七月乙亥の條に、則當麻蹶速、與野見宿禰、令擲力、二人相對立、各舉足相擲、則蹶速折當麻蹶速之脇骨、亦踏折其腰、而殺之と見ゆ、今日の相撲に比すれば、大に異なる處あり、聖武天皇以來、朝廷には相撲節(スマヒノセチ)參看なる恒例の公事起り、天下に令して相撲人を賞せしめ、毎年七月其技を角せしめて天覽あり、年中行事以外に於て、また臨時に之を催さる、事も屢々なりき、これより日を遠うて盛んとなり、貴族間にありても、流行せしがごとく、紀名虎と伴善男と相撲へる事、盛衰記に見え、宇多天皇と在原業平と相撲へる事世繼物語に見ゆ、殊に一條天皇以後は、此技に巧なる相撲人相踵で輩出し、公卿中にもまた之を善くせるものありき、鎌倉時代に入りては、頗る武人の間に行はれ、歴代の將軍屢々之を其邸もしくは諸大名の邸に催さしめ、且つ鶴岡八幡の祭には例として相撲を興行するに至れり、而して其相撲人は一國一城の主、又は其子弟あり、或は士にして、技倆の



スマフ

拔群なるものは、時々推薦せられて面目を施せるものあり、吾妻鏡に據れば河津祐泰、侯野景久、畠山重忠、和田義秀等が力を開はせしこと散見し、如何に武人間において盛んに行はれしかを知るに足るべし、南北朝以後、室町時代の初めには、特記すべきものなしと雖も、室町の末期、即ち戦國時代に入りては、再び盛大となり、其事の諸書に散見せるもの夥しとせず、特に織田信長の如きは最之を好み、諸國より力士を召集せる事數千人の多きに上り、なほ大友家記に、雷、稻妻、辻風等の相撲取、豊後府内に於て勳進相撲を興行し、大友宗麟の家士原大隅守と力を角せんとせる事見えたり、以て當時既に専門の力士ありて、營利の爲めに、遊覽場に於て興行したる者ありし事と、藝名の行はれし事を伺ふべきなり、江戸時代にも、亦好んで武士間に弄ばれし事、伊達政宗の井伊直孝と江戸城の殿中に於て、相撲ひたりといへる有名なる逸事を以て伺ふに足る、而して此時代の興行相撲はみな勳進相撲と唱へたり、蓋し勳進相撲は、神社佛閣の建立修葺等の事ある場合、人々に淨財の喜捨を勧むるが爲めなりしが、いつしか變形して、只營業的に興行するものをも、また爾が稱することになり、前に擧げたる大友家記の内に、勳進相撲の名ありて、其力士は皆専門營業の者たりしを以て見れば、當時における勳進相撲は、既に其本義を失ひたるものにして、今日と相同じかりしなるべし、また江戸の勳進相撲は、寛永元年明石志賀之助が、四ッ谷鹽町に於て、晴天六日間興行せしを以て始めと爲すよし、相撲大全に見ゆ、此時に當り名力士の出づるもの、前後相繼ぎしを以て、非常に世に歡迎せられ、大小の勳進相撲各地に行はれ、從つて紛擾を醸す事夥なからざりしがゆゑに、慶安元年遂に禁

スマフ

止の法令下りしが、幾干もなくして其禁漸く緩み、之を催すもの多かりし爲め、寛文年間更に禁止令を勵行せり、斯くて勳進相撲一時衰廢せんとせしが、元禄十一年淺草なる卅三間堂火災に罹り、尋で之を深川に移すに及び、地堅勳進相撲を請願し、再び認可を得て興行し、且此時より専ら勳進方のみの力士を限り、寄り手を加ふる事なかりしを以て、紛擾自ら少く、能く繼續して、明和年間に至るまで、凡そ八十年の間、概れ此の處を以て大相撲の演行地となしたり、然れども當時は、今の同院の如く、一年二期の相撲共に、必ず一處に限りたるにあらず、二期の中一期は、多く市内有名神社佛閣境内を順次に選擇し行ひたるものごとし、既にして卅三間堂は、寶曆八年の火災に焼亡し、再建後僅かに九年にして、明和六年の大風に壞倒せるがゆゑに、更に其隣地なる富岡八幡宮を一定の演行場となし、一期は概れ此地に於てなす、後ち淺草藏前八幡宮の境内を多く演行の場となし、文政十年よりは、一年二期共に同院を以て一定の演行地とし、今日に至るまで變更したる事なし、また京都の勳進相撲は、正保二年六月糺森における興行を、大阪にては元禄五年南堀江高木屋橋筋立花通における興行を、並に其起原と爲す之を要するに、三府の勳進相撲は、殆ど相前後して起り、時に盛衰ありと雖も、寛政年間に至り、谷風小野川の如き、名力士併出するに至りて、相撲熱益々上騰したるのみならず、力士にして少しく技倆ある者は、悉く諸大名の抱へとなりて秩祿を食み、其勝敗を以て、一藩の榮辱とするに至りしかば、天下の力士は、争うて三府勳進相撲の下に集り、特に江戸は幕府の所在地たるを以て、最旺盛を極むるに至り、而して維新の前は、戦亂と舊物破壊の形勢

スマフ

とに壓せられて、一時衰頽を極めたりしが、高砂浦五郎、雷權太夫の二人ありて、銳意其挽回を謀りしより、遂に再び今日の盛況を來したり【土俵】は古へになき處にして、木村孫六の相撲強弱理合書によれば、土俵を築く事、天正年中よりはじまり、慶長に至りて諸國一同に之を定む、其より以前に境界なしと見ゆ、孫六は延寶年間、生れ、天正慶長を去る事、あまり遠からざれば、其説恐らくは信すべきに似たり【力士の階級】王朝時代には力士の最上位を最手(秀逸最上の取手といへる義)其次を最手脇(最手の補佐といへる意)といへる事、著聞集、小野宮年中行事等に見ゆ、最手は今の太閤に當り、最手脇は關脇に當る、また江次第に助手と記したるは、最手脇の事なるべし、江戸時代以後は、初級を前取、次を本中、次を序の口、次を序の二段、次を三段、次を二段、次を十兩取關取格とし、次を幕の中と爲す、幕の中にまた前頭小結關脇太閤あり、其上を横綱と爲す、小結關脇太閤を併稱して、また三役と名づく、古は最手、最手脇の二役に止まり、横綱は、日下開山と稱せられ、天下無雙の力士を擧げたるものなり、傳に、往時近江國の住人ハジカミと云へる人、住吉神社の神前に在りし注連繩を腰に巻き締めたるより始まりといへど、確かならず、而して横綱免許は、斯道の宗家吉田追風より授與するを以て古例とす、然れども時としては、五條家より與へられし、ことあり、其免許の年代に就き數説あれども、現今相撲協會が吉田家の舊記に據り査定せしもの左の如し、  
初代 明石志賀之助 傳説のみにて記録なし  
源氏山 綱五郎 年號不明  
二代 丸山權太左衛門 寛延二年八月  
三代 谷風棍之助 寛政元年十一月

スマフ

【行司】王朝時代、相撲節の時に立合せと稱するものあり、相撲人を互に立ち合せて番はしむるものにして、後世の行司に比すべし、後世は肥後の吉田家、行司の家元として、兼て相撲に關する禮式故實を司り、行司並に力士の免許は其管する所なりき、家傳によれば、後鳥羽院文治中、吉田家といふもの、追風の名を襲ひて、朝廷相撲の司、行司の家となる、後世襲して十五代追風に至り、はじめて肥後の細川家に仕へ、なほ舊のごとく其職を世々にすとあり、鳥羽院の時云々といへるは信すべきにあらず、遙か後世の事たるべきは疑なしと雖も、他に傍證なきを以て其年代を詳かにする能はざるなり、之につきて勳進相撲行司の家元として、現今なほ子弟繼承するものを木村、式守の二家と爲す、共に吉田家の門流にして、木村家は寛永二年より、式守家は寛政年間よ

スマフ

り、其業に就きしこと、相撲行司家傳及び式守氏の系圖に見ゆ【四十八手】年代及び記録によりて一様ならず、いま隱雲解に載する處、現在行司代に傳はる所と概れ同じきがゆゑ、抄して參考に供ふ、反十二手(向反、居反、掛反、傳反、寄反、撞木反、一寸反、ギボウシ、枕腕反、鴨の首首、クナキ反、衣カツギ)拾十二手(合掌捻、肩スカシ、外無雙、内無雙、突落、逆捻、クナキ、引落、出シ捻、卷落、頭捻、片手ワック)投十二手(上手投、下手投、引投、上矢倉、下矢倉、首投、カラミ投、握投、寄投、出シ投、手抜の腹投、八柄投、掛十二手(二足掛、一本掛、内掛、外掛、手斧掛、泥障掛、呼掛、渡掛、タグリ掛、掛モタル、水掛、傳掛)等なり、尙ほ新手上、手投八十二手、手碎八十六手あり(相撲沿革史、相撲大全、古事類苑武技部、相撲史傳)  
スマフノセチ 相撲節 「スマフノセチ」を見よ、  
スマフフギヤウ 相撲奉行 諸書に武家に於て相撲の興行ある時、之に關したる一切の事を司る臨時の職、其家々にて之をおく、鎌倉時代以後桃山時代にかけて此職あり【肥後】吾妻鏡に、建久三年八月十四日甲寅、於三鶴岡邸外庭ニ放生會、相撲内取手被召決、云々、藤列官代爲奉行云々とあるを初見とす、室町幕府の時詳かならず、織田豊臣時代には諸大名には相撲人を扶持し、角力を興行せしを以て、相撲奉行を置くに至り(武家名目抄)  
スマミ 墨 名義の義にてソミの轉語なり、又「マツノケアリ」とも松烟とも云ふ、後には繪の具にて磨るべく作りたるものをも云へり、朱墨、藍墨の如し、古は常に墨柄に箆めて使用せり【墨作】油煙或は松烟を膠汁に合せ、香料などを加へて充分に洩れ、是を墨型に入れて形を造る、此の墨型に壓を置き、又

スマミ

〔搦木にて搾り、墨形より取出して乾灰中に埋むる奈長朝廷御物新羅墨(正倉院所収數種)之中揚華三種〕

事一日、又再び乾灰に入れ三日を経て水にて洗ひ、始めて成ると云ふ、大抵墨型の概に依りて長短廣狹定まり、蓋と底とに挟まれて厚薄定まれるなり、油煙は上等の墨を造るに用ふ【肥後】推古天皇の時、高麗の僧曇徴の紙墨を造りしこと、史に見えたるを初めとす、大寶令



スミ—スミサ

の制に、圖書寮に造墨手四人を置き、製墨に従事せしめ、天皇及び諸司の需用に供し、延喜の制に、造墨手の上に長上一人を加へたり、而して圖書寮にて造る所は四百挺にして、別に丹波播磨太宰府より買せしめたり、諸司に配する各定數あり、當時は松烟にて造る、この時墨の貴きことはその配付に半挺とあるを以て知るべし、藤原時代以後藤原墨(紀州)、武佐墨(近江)最も賞せられたるが、鎌倉時代には亡びたり、江戸時代、皇室及び幕府の御用を務むるを墨師と稱し、その家を墨所と稱す、京都は新川彌次兵衛(四條寺町西)古梅園(寺町二條上)長田惣七(衣櫛下立賣下)江戸に森若狭(日本橋三丁目)岡肥後(大傳馬町一丁目)松井和泉(古梅園、日本橋二丁目)等あり、此他各國に於て盛に製造するに至り、就中、奈良は最も盛にして松井氏(古梅園)其名を擅にせり、**品**質形状によりて其名を異にす、形を以てするは、大墨、丸墨、八角墨、品等を以てするは、好墨、中墨、凡墨、原料を以てするは、松烟墨、油烟墨、掃墨、灰墨とも云ふ)土地を以てするは藤代墨、淡路墨、武佐墨、柏原墨、唐墨、和墨、南部墨(平安墨)、筑紫墨、太平墨(泰平墨)等あり、今王朝時代に傳來せしと云ふ唐墨李家烟、新羅墨等を圖に示したれば就て見るべし(倭訓栞、文藝類纂、天朝墨談、古事類苑文學部)

スミアフラフギヤウ

炭油奉行 室町時代、將軍大名の等に赴く時、諸家臨時に置く所職、炭油の事を掌る(武家名目抄)

スミカマヤク

炭竈役 江戸時代納税の一種、炭を焼き出す竈に課したる役錢、竈一箇につき幾許と極めて納むるなり(地方凡例錄)

スミサ

炭座 鎌倉幕府の時、炭を賣る所をいふ、所謂鎌倉七座の一なり(庭訓抄)

スミノ

スミノクワリウ

角倉流 角倉與市の創めたる入木道の流派、與市名は光昌、字は支之、素庵、貞順等の號あり、江戸幕府に仕へて法橋に叙す、文學を藤原惺窩に學び、書を本阿彌光悅に學び、入木道を以て遂に一家をなし、光悅及び八幡昭乘と共に洛下三筆と稱せらる、寛永九年六月十二日歿す、時に年六十二(古今書畫鑒定便覽、先哲叢談)

スミノクワレウイ

角倉了以 名號幼字與七、名は光好、後了以と改む、本姓は吉田氏、**繪**畫 吉田宗桂の子、**書** 天文廿三年生る、性工役を嗜む、後徳川家康に仕ふ、慶長八年家康の命により巨船を造り、安南に通商して利あり、九年美作和計川に往き、舩船を見て思へらく、凡百の川皆船を通すべきなりと、即ち舩船に歸り、大井川を浜り丹波保津に至り、其地勢水路を檢し、翌三年に子支之を江戸に遣はして開鑿の事を請はしめ、許可を得るに及び工役を督し、川中に横る處の嵩石を除き、土砂を浚へて其水を深くし、八年の秋に至りて功成る、是より先編筏僅かに通ずるのみなりしに、茲に及び丹波世喜村より嵯峨に到るの舟楫始めて通じ、兩國の民其利を享くる事頗る多し、十二年の春、更に幕府の命により舩を富士川に通ず、駿河岩淵より舟を挽き甲府に到る、山峽の洞民いまだ嘗て舟を見ざるなり、みな驚いて曰く、魚にあらずして水を走る、惟なる哉と、而して國民爾來運漕の便宜を得て大に喜ぶ、十二年大佛殿を洛東に營むの事あり、大木巨材甚だ挽牽に勞す、了以請うて河に循うて之を運ぶの許可を得、川を修理して水運に依る、故に力を勞せずして、遂に材木悉く達するを得たり、十六年船を鴨河に行らん事を請うて許さる、因りて伏見河より舩を漕ぎて上流に廻り二條に達す、十九年富士川壅

スミノ

スミノシケイオン

住吉慶恩 名號幼名聖慶、**繪**畫 詳かならず、**書** 考、大和錦、扶桑畫人傳等には、住吉隆親の二子、光長の弟と爲せども證據なし、**書** 攝津住吉の繪所に於て、住吉の里に住せるを以て氏と爲したるなり、**書** を以て法眼となる、而して其圖する處の名畫世に残りて人の賞するもの夥ならず、殊に灌頂の卷、或は小柴垣草紙等に至りては、祕戲の圖にして頗る名高し、本朝畫史に宅慶、住吉、粟田口、芝の四人は、春日の繪所なり、共に南都に住して、世業佛像を寫すあり、これによれば慶恩も、後には南都春日に移りたるものか、然れどもまた其畫きたる著名の繪卷等には、後白河天皇、後京極大臣、慈鎮等が詞書を書したるの多きによりて考ふれば、多くは京都に住せしものなるべし、歿年詳かならず、スミノシハ參看(扶桑畫人傳、横井博士「日本繪畫史」)

スミノシノコホリ

住吉郡 所在攝津國**起原** 古へ墨江と稱す、古事記仁徳天皇の條に見ゆ、蓋し難波の大郡を割て、之を置きしなるべし、**沿革** 萬葉集墨之江、清江、又、須美乃延に作り、延喜式以後住吉に作る、倭名抄に住道(スマチ)大羅(オホヨサミ)杭舎(クマタ)餘戸、櫻津(イナツ)等の郷あり、後に住道郷、河内國丹北郡に入る、蓋し大乘院寺社雜事記に依るに、文明十四年細川政元、畠山義就と和し、關郡を取りて河内十七ヶ所を還したること見えなれば、此頃義就の住道郷を河内に併せしものなるべし、郡名考以後關郡の一部を併せて住吉郡と稱し、明治

スミノ

元年十二月より二年二月に至り、此郡の諸村新和川以南に在る者を和泉國大島郡に併せ、同七年八月遂に七道村を二國に分隸せしむるに及び、新大和川を以て攝津和泉二國の界と定む、今は郡名失せて東成郡に併せらる(郡名異同一覽、國郡沿革考)

スミノシノジンジャ

住吉神社 所在攝津國住吉郡(今東成郡)住吉村○又、スミノエノヤシロとも云ひ、住吉大神と稱す、本國の一宮、現今官幣大社、**祭神** 表筒男命、中筒男命、底筒男命の三神、後に息長帶姫命を加へて四座とす、**起原** 廣通神功皇后征韓の時、此神に祈禱して靈驗ありしを故を以てはじめて社を造りて鎮め奉る、是を本社の起原とす、(一代要記に孝謙天皇寶字二年、始て住吉社を造るとあれど修造の事をいへるなるべし)欽明天皇の御宇使を遣して住吉神を祀らしむ、天武天皇十三年神田三十町を奉て御酒料に充て、朱鳥元年七月幣を奉り、持統天皇六年幣使を遣して新宮を造る由を告げ、文武天皇慶雲元年七月幣帛を奉り、稱徳天皇天平神護元年造營あり、桓武天皇延暦三年從二位を賜ひ、八年本社に行幸あり、住吉行幸此に始まる、平城天皇大同元年遣唐使の御祈に依て從一位を授く、凡此後外國に使者を、必ず幣帛を奉りて船舶の恙なき事を祈る、是歲神封二百卅九戸を充つ、嵯峨天皇弘仁三年六月、本社正殿の外、破るに從て修理するを永例とす、仁明天皇承和六年幣帛を奉り、爾後屢々奉幣のことあり、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列なる、祈年月次相替新嘗の案上官幣、及び祈雨の幣帛に預る、江戸幕府より二千六十石を給はる、凡神社正殿二十年毎に造らしむ、其料は神税を用ひ、其造宮には、神祇副を使とす、中古以來和歌の神として玉津島と共に歌人より最も尊崇を受けたり○

スミノシハ

住吉派 繪畫の一派、住吉慶恩これを創始し、後一旦中絶したりしを住吉廣通更に中興したるものを云ふ、慶恩は鎌倉時代のはじめ、住吉の繪所たりしが、其家久しく中絶したりしを、住吉廣通の時、後西院天皇の勅旨によりて住吉家を繼ぎて、之を再興せり、子廣澄(具慶)に至り、はじめ、江戸幕府に仕へて、狩野家と相並びて其繪所となる、父子共に名手として名高かりしも、廣保、廣守、廣行、廣尙等に及びては、徒らに家名を世襲せしに留り、敢て振はざりき、只最後に弘貫出て、大に有職故實を研究し、名工として知られ、門下に守住貫魚、山名貫義等を出せり、又廣守の門より、近藤直芳、板谷廣當二人出で、幕府の繪師となり、各々一家を爲す、直芳は近藤五郎兵衛と稱し、元芝の赤羽根に住せし浮世繪師なりしが、名手たるにより、召されて繪師の末に列し、改めて廣守の門人となり、土佐風の畫に巧みなりき、後應永年間著名なりし粟田口法眼隆光の氏をとりて、粟田口慶羽と改稱し、一家を爲せり、又板谷廣當も、廣守の門人として名あり、早く青山大膳亮に召抱へられしも、後幕府の繪師となり、名を慶舟と改め、慶羽と共に、其畫法を子孫に傳ふ、今住吉家及び其末流の系統を擧ぐれば左のごとし、なほ住吉慶恩(スミノシ

スミノシヒロミ

住吉廣澄 名號通稱内記、はじめ廣純といふ、**雜** 髮して具慶と號す、**起原** 廣通如慶の男、**書** 法眼に叙せられ、北村季吟と共に、江戸幕府に召されて江戸に移住す、命を受けて源氏物語の繪、東照宮縁起などを畫く、畫風父よりも活動ありて、筆力盛なりしかば、一層世人に愛せられき、かの禁中御節會御屏風、洛中洛外の圖、箱崎八幡宮縁起の如きは、名譽の遺筆といふべし、寶永二年四月四日江戸において歿す、年七十五、遺命によりて京都廬山寺先塋の側に葬る(横井博士「日本繪畫史」)

スミノシヒロミチ

住吉廣通 名號通稱は内記、はじめ土佐光陳といふ、**雜** 髮して如慶と號す、**起原** 土佐光吉の二男、光則の弟、實は銚子某の男、**書** 幼より土佐家の門人として繪畫を學び、其技に堪能なりしより、屢々東福門院の御用を勤めしが、遂に江戸幕府の繪師に擧げらる、此の時始めて光則の弟分にて、土佐を名乗らせたりといへり、寛文三年六十五歳の時、後西院天皇の勅旨によりて、永く絶えたる住吉法眼慶恩の後をつぎ、住吉家を再興す(後西院天皇の勅旨により、津守國治より住吉稱號の免許狀を受く)依て雜髮して法眼に叙せられ、住吉如

スミノ

スミノ















セイイ

將軍	別名	父	母	配	偶	就職の時日	去職の時日	受年(年齢)	院號	贈官位
足利義尊	高氏	貞氏	上杉清子(頼重女)	赤橋登子(久時女)	曆應元、八、十	延文三、十二	延文三、十二	延文三、十二	等持	從一位
足利義詮	千壽王	尊氏(三男)	赤橋登子	赤橋登子(義季女)	延文三、十二	應永元、十二	應永元、十二	貞治六、十二、七	寶篋	從一位
足利義満	春王	義詮(長男)	紀良子(石清水善法寺法印通清女)	後妻日野康子(實女)	應永元、十二	應永元、十二	應永元、十二	正長元、正、十八	鹿苑	從一位
足利義持	義満(長男)	義満(長男)	藤原慶子(三寶院坊官安藝法眼女)	日野榮子(資康女)	應永元、十二	應永元、十二	應永元、十二	正長元、正、十八	長得	從一位
足利義量	義持	義持	日野榮子	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉元、六、廿四	普廣	從一位
足利義教	義宣	義満(四男)	義持同母	前妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(長男)	義教(長男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(二男)	義教(二男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(三男)	義教(三男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(四男)	義教(四男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(五男)	義教(五男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(六男)	義教(六男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(七男)	義教(七男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(八男)	義教(八男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(九男)	義教(九男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(十男)	義教(十男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(十一男)	義教(十一男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(十二男)	義教(十二男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(十三男)	義教(十三男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(十四男)	義教(十四男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(十五男)	義教(十五男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(十六男)	義教(十六男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(十七男)	義教(十七男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(十八男)	義教(十八男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(十九男)	義教(十九男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位
足利義隆	義教(二十男)	義教(二十男)	日野重子	後妻日野重子(實女)	永享元、三、十	應永元、十二	應永元、十二	嘉吉三、七、廿一	慶雲	從一位

【江戸時代】

將軍	別名	父	母	配	偶	宣下の時日	去職の時日	受年(年齢)	院號	贈官位
徳川家綱	徳川家綱	家光(五男)	於玉方(本庄道芳妹)	信子(鷹司教平女)	延寶八、七	正徳三、三	正徳三、三	寶永六、正、十	徳川家綱	正一位
徳川家宣	徳川家宣	綱重(長男)	於保良方(田中時通女)	照子(近衛基熙女)	正徳三、三	享保元、七	享保元、七	正徳三、三	徳川家宣	正一位
徳川家継	徳川家継	家宣(三男)	於喜世方(勝田玄哲女)	吉子(八十宮)	正徳三、三	享保元、七	享保元、七	正徳三、三	徳川家継	正一位
徳川吉宗	徳川吉宗	新之丞頼方(四男)	於由利方(巨勢利清女)	親王女	正徳三、三	享保元、七	享保元、七	正徳三、三	徳川吉宗	正一位
徳川家重	徳川家重	吉宗(長男)	於須磨方(大久保忠親女)	親王女	正徳三、三	享保元、七	享保元、七	正徳三、三	徳川家重	正一位
徳川家治	徳川家治	家重(長男)	於幸方(梅溪通條女)	親王女	正徳三、三	享保元、七	享保元、七	正徳三、三	徳川家治	正一位
徳川家齊	徳川家齊	一橋治濟(長男)	於富方(岩木正利女)	親王女	正徳三、三	享保元、七	享保元、七	正徳三、三	徳川家齊	正一位
徳川家慶	徳川家慶	家齊(二男)	於樂方(押田敏勝女)	親王女	正徳三、三	享保元、七	享保元、七	正徳三、三	徳川家慶	正一位
徳川家定	徳川家定	家慶(四男)	於美津方(跡部正賢女)	親王女	正徳三、三	享保元、七	享保元、七	正徳三、三	徳川家定	正一位
徳川家茂	徳川家茂	家慶(四男)	於美津方(跡部正賢女)	親王女	正徳三、三	享保元、七	享保元、七	正徳三、三	徳川家茂	正一位
徳川家喜	徳川家喜	家慶(四男)	於美津方(跡部正賢女)	親王女	正徳三、三	享保元、七	享保元、七	正徳三、三	徳川家喜	正一位

セイイシャウグン 征夷將軍 將軍(シヤウケン)、征夷使(セイイシ)を見よ、

セイイダイシヤウグン 征夷大將軍 將軍(シヤウケン)、征夷使(セイイシ)を見よ、

セイウンジン 晴雲院 勸修寺晴豐(クラシヤウツハルトヨ)を見よ、

セイエチゴエゾシヤウグン 征越後蝦夷將軍 鎮狄將軍(チンテキシヤウケン)を見よ、

セイカイハ 青海波 源義經の乗用したる名馬、源平盛衰記義經越後條に、鶴毛の馬の太く逞しく尾髪足るに乗る、名をば青海波とて東國第一の名馬と云々しと見えたり、

セイカイハ 青海波 名義 天竺樂、或は龍宮樂と稱す、般涉調廿二曲中の一、新樂にて中曲○詠あり、拍子十二、舞者二人、舞の形海潮の盈縮を象る、故に名づく、舞樂圖説に、青海の風俗舞ならん、青

海も亦西域の地にして、今日いふ青海なるべし、波は樂考に破なるべしとあり、卓見といふべし、此曲の破のみ舞ふは、上に云ひしが如し、海より石も水となり、又波の手となり、又紋様ともなりしならん、凡そ舞樂の裝束に在て、此曲の服飾ほど秀美なる者はあらず、其下襲の波紋、即ち世に謂ゆる青海波なり云々といへり、答舞歌手(即ち舞臺)難路婆羅門之を學び、漢帝これを傳ふと云へり、もと平調なりしが、仁明天皇の時(或は嵯峨天皇とも云ふ)、詔に依て和爾部大田麻呂樂を作り、其安世舞を作り、小野篁詠を作り、以て般涉調に遷されぬるよし、教訓抄に見えたり、中世以降堂上公達の舞ふ例となり、樂人等は憚りて多く乙てす、二條行幸に艶稱されしと云ふ、近世に至りて舞ふこと絶えし姿なりしが、十數年前に再興し、美觀其昔に復りぬ、此舞に、寄波男、引波女の態あり、男波は袖を上手に掲げ強く振

り、女波は袖を下手に低れ靜に引くといふ、舞樂(アガク)の挿繪を見よ(體源抄、禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖説)

セイカウ 精好 縫物(即ち縫物)の織物の名、經緯並に練絲を以て織り、或は練絲練緯は生絲を用ひ織るもあり、精好織の略なり、厚くして美し、倭調樂に、絹に精好の名目あるは、延喜格に調庸絹禁粗惡、とある義なり、大精好小精好の別あり、と見えたり【即ち調庸絹】始め詳かならず、延久年間の書に精好の事を記して、近世の製にかゝるとなしたり、その上古にあらざること以て見るべし、京都の織工能く之を織出し、丹後の織工も亦能くこれを製す(北條氏の時、丹後の織工殊に盛に精好を製す)、これを丹後精好といふ、應仁の亂後その業漸く廢す、既にして丹後も亦廢す、天正年間、京都の織工復精好を製す(是より先、周防の山口、和泉の堺の織工これを製せしな

セイイ セイガ

セイイ セイガ



セイカ

るべし、然れども史に於て所見なし、而して近時に至る、明治初年、上野の桐生の織工、始めて嗜好を製す、數年にして業を廢す、京都も亦廢す、京都、桐生並に業を廢することは、服制の改定によるなり(工藝志)

セイカウ 齊衡 文德天皇御宇の年號、仁壽四年十一月三十日、禮泉出づるに因て改元す、三年を経て天安と改元す、欲使、曠代禎符及萬邦以共慶、隨、時德政逐三帝而齊衡、とあり(文德實錄)

セイガウリウ

制剛流 水早信正の創めたる柔術の流派(信正は長左衛門と稱す、何國の人たるを詳かにせず、按ずるに、信正の生年月詳かならざれども、其門人梶原直景は、尾張義直に仕へて延寶年間、死したるによりて考ふれば、蓋し元龜天正より文祿慶長の際にかけての人なるべし)、剛強にして萬夫の勇あり、一日制剛といふ、僧來りて柔術を信正に授く、練習其宗を得、制剛去て再び來らず、信正遂に妙を究め一流を立つ、梶原直景其術を傳ふ(武藝小傳、武術流祖錄)

セイカクワン

栖霞館 源融の山莊、後ち淨捨して寺と爲し、栖霞寺といへり、山城國京都に在り、其地域廣袤堂宇の位置等詳かならず、花鳥餘情に「栖霞觀は左大臣源融公の山莊なり、後寺と爲り棲霞寺と云ふ、今の清涼寺に在る阿彌陀堂是なり」と云ひ、本朝文粹源融の記に、栖霞寺、本栖霞觀也、昔丞相遊息、所遺者泉石之聲、今大王紹隆、所供者香花之色と見え、三代實錄に、元慶四年八月廿三日甲辰、太上天皇(清和法皇)水尾山寺より嵯峨棲霞館に徒御の事を載せたり、昔は嵯峨院の西南に當り、頗る宏壯なりしものならん、一條禪閑兼良の時、只阿彌陀

セイカ

堂一字を存せしことを記せり、今も清涼寺の阿彌陀堂を栖霞寺と稱し、當時の古佛を安せり(山城名勝志、平安通志)

セイカシ

栖霞寺 栖霞館(セイカクワン)を見よ、

セイガダウ

菁莪堂 舊高槻藩の學校(所任攝津國島上郡(今三島郡)高槻村(所任)寛政年間永井直興、舊城内三ノ丸の別館を以て假學館となし、専ら經學を主とす、後ち天保年間、龜田鵬齋の門人並木晴字を聘し、更に學校を新築し、漢學及び筆道禮式等を習はしむ、明治元年文武兩館を設置す、同四年七月廢す(日本教育史資料)

セイカンジ

清閑寺 所任山城國愛宕郡清水寺の南谷谷の北、歌の中山(所任)直言宗、初め天台宗の本尊千手觀音(所任)桓武天皇延暦二十一年、僧紹繼の草創する所なり、往古は堂塔迦藍頗る輪奐莊麗なりしも、後荒廢に歸し、一條天皇の御宇、佐伯公行之を再興せしむ、爾來幾多の星霜を経て再び荒廢し、今は僅かに破壊せる本堂の外に一字の古鐘を存するのみ、源平盛衰記に、季定承り、所縁を以て小督殿をすかし云々、東山の麓なる清閑寺と云ふ所に具足し奉り、姿を替はせてまつるゝとあり、附近に小督局の古塔あり(山州名勝志、山城名勝志、平安通志、京華要誌)

セイガンジ

青巖寺 金剛峯寺(コンガツナシ)を見よ、

セイカンジウチ

清閑寺氏 姓は藤原、甘露寺權中納言爲輔の十二世、吉田權大納言經長の長男、吉田内大臣定房の男、參議正三位資房の後、始めて清閑寺と號す、名家の一たり、權大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵

セイカ

を授けらる(諸家知識拙記、華族諸家傳、華族譜)

○資房 資定 家房 家俊 幸房 家幸

共房 共綱 熙房 熙定 治房 秀定

益房 昶定 共福 豐房 盛房 經房

セイカンジトモフサ

清閑寺共房 所任清德院と號す(所任)寛文元年五月内大臣に任ず、同年七月辭し、同廿八日薨す、年七十三(公卿補任、大臣補任)

セイカンジノミササキ

清閑寺陵 六條天皇の御陵、山城國京都市下京區清閑寺町に在り(南北六十丈許、東西百八十丈許、土人呼びて法華堂と爲す(諸陵考、禮樂志、陸墓一覽))

セイカンジホツケタウ

清閑寺法華堂 後清閑寺陵(ノチ)セイカンジノミササキを見よ、

セイカンロン

征韓論 明治元年十一月、宗對馬守をして朝鮮に使を遣はし、舊好を修めしめ、新政府創立の事を報ず、朝鮮我國書を却けて受けず、其後屢々書を送りしも、皆却けて顧みざるのみならず、其答ふる所無禮を極めたり、茲に於てか明治三年既に征韓の議を唱ふる者あり、明治六年朝鮮東萊府使書を在釜山の我官吏駐在所に掲げて侮辱を加ふ、是より征韓論熾んに起る、當時副島種臣清國に在り、清國が朝鮮に關せざるを聞き、歸朝して率先征韓の議を唱ふ、西郷隆盛またこれに賛同し、板垣退助、江藤新平、後藤象次郎等また和し、將に廟議出征に決せんとなす、然るに眞に歐米へ派遣せられたる全權大使岩倉具視、同副使大久保利通木戸孝允等歸朝し、内治の急務を説き、征韓の不可を唱ふ、茲に於て朝廷の議二派に分れ、互に痛論切議し、遂に

セイカ

征韓の議止む、西郷副島等皆其議の容れられざるを以て職を辭す、時に十月とす、文武の官僚此議を贊する者、相踵て朝を去り、人心恟々たり、世に之を六年の征韓論と稱す(明治歴史)

セイカロウ

栖霞樓 大内裡豐樂院内二樓の一、一に東樓ともいふ、豐樂殿の東に在り、廊を以て接し、去ること十間、又東面の築牆を距る三間、其間に廂門あり、南廊は顯陽堂に接す、此樓四間となす、西露景樓と相對す(大内裡圖考證)

セイキクワン

成器館 舊七日市藩の學校(所任)上野國甘樂郡(今北甘樂郡)七日市(所任)天保十三年藩主前田利器創立し、藩士並に子弟の文武藝術を修業なましむ、安政年間火災に罹り、尋で新築す、明治五年廢絶す(日本教育史資料)

セイキモン

青綺門 大内裡豐樂院十七門の一、又閣の次の東北通門ともいふ、北山抄、殿東腋門に作る、豐樂殿東廊南面の中央に在り(拾芥抄、大内裡圖考證)

セイキモン井

青綺門院 名號藤原舎子(所任)關白從一位二條吉忠の第二女(所任)櫻町天皇の女御、桃園天皇の御養母、後櫻町天皇の御母、享保元年八月生れ、元文元年十一月十五日入内、同五年五月二十六日從三位に叙す、同月二十七日三宮に准す、延享四年五月二十七日皇太后となり、寛延三年六月二十六日院號を賜ふ、同日落飾、寛政二年正月二十九日崩御、年七十五、同二月二十二日泉涌寺(京都市下京區今熊野町月輪院)に葬る(女院部類、門院傳、續三宮傳、陸墓一覽)

セイクワ

清華 公家の中、其官太政大臣を先途とし、大臣大將を兼ねる家柄をいふ、又華族(クワノク)と稱す、北史李彪傳に「以才

セイカ

拔等望(清華)と見え、魏劉邵の人物志に、夫草之精秀爲英、獸之特群者爲雄、故人之文武茂異取三名於此云々、と見えたり、轉法輪三條、菊亭、大炊御門、花山院、德大寺、西園寺、醍醐、久我、廣幡の九家之なり、始めは轉法輪三條、菊亭、大炊御門、花山院、德大寺、西園寺、久我の七家のみを稱し、これを七清華といへり、然して三條、菊亭、德大寺、西園寺の四家は閑院家、花山院、大炊御門の二家は花山院家の流たるを以て、以上の七家を總括して閑院、花山院、久我の三流とし、また三家ともいふ、英雄三家、清華三家等號せるもの即ちこれなり、後に醍醐、廣幡の二家を加へて九家となれり、攝家につきたる家柄にして、官三公及び太政大臣に任じ、大將たるを得れども、攝政關白を兼ねるを得ず、右九家の内轉法輪三條、菊亭、大炊御門は格最高く、花山院、德大寺、西園寺、醍醐これにつき、久我、廣幡は最下の格に屬せり、而して清華たる諸家の子息を公達といふ(書言字考、節用集、和漢三才圖會、官職秘抄、職原抄、安齋隨筆、海人藻芥、公武大體略記、三内口決、光塵一覽、枕草子春曙抄、官職要解)

セイクワウ井

清光院 名號藤原房子(所任)内大臣藤原(萬里小路)秀房の女(所任)正親町天皇の妃、陽光院太上天皇(誠仁)の御母、正親町天皇の宮に入りて典侍となり、新大興侍と稱す、天正八年十二月二十九日卒す、准三宮を贈る(皇年代略記、門院傳)

セイクワウ井

盛光院 九條道前(クアウミチサキ)を見よ、

セイクワタウ

西華堂 大内裡豐樂院九堂の一、不老門内清暑堂の西、露景樓の正北三丈の所に在り、長さ七間、東華堂と相對す、「トウクワラダウ」

セイカ

參看(大内裡圖考證)

セイクワノシテンワウ

惺窩四天王 藤原惺窩の門より出でたる四人の俊秀をいふ、四天王(シテンワウ)を見よ、

セイクワン

正官 官位に相當するものをいふ、令制には、公文に署名の時正官を上にし、官位相當せざるものを兼官として次に書す、

セイクワン井ノミヤ

靜寛院宮 所任御名は親子内親王、和宮と稱す、落飾して靜寛院宮といふ(所任)仁孝天皇の第八皇女、孝明天皇の御妹、母は橋本經子、權大納言實久の女(所任)弘化三年閏五月十日降誕、嘉永四年七月有栖川熾仁親王へ降嫁の事定まりしが、會々幕府にては井伊直弼大老の職に上り、大に幕威を張らんとするに及び、密に、天下の患は、尊攘黨が目前の暴舉にあらずして、遂に京都に浸潤して、公武の間を離隔せしむるにあり、故に此患を豫防せんには、公武の間を親密にして、讒言離間を施すの地なからしむるに若かず、其爲めには、皇妹の降嫁を得て、主上と將軍家と姻戚の縁を結ば、内外の政治すべて圓滿に行はれ、從うて京都の干渉も止むに至るべきなりと思惟し、内旨を典女中姉小路に授けて西上せしめ、且つ公卿間にも遊説し、また所司代をして内請せしむる等、著々歩を進むるに當り、萬延元年三月櫻田門外に斃れ、其事一時中絶したりしが、久世久周、安藤信睦の兩閣老直弼に繼ぎて、幕政を執るに及び、更に直弼の遺策を奉じ、政略結婚によりて東西の情勢を一變せんとし、盛んに運動を試みたりしが、朝廷にては既に有栖川宮に婚嫁の内約成りたるのみならず、尊攘黨の有志等の反對するありて、頗る躊躇せられしと雖も、九條關白をはじめ、岩倉具視、千種有文等間に居て



セイグ

周旋せるを以て、遂に裁可あり、此に於て宮は、文久元年四月十九日内親王の宣下を蒙り、同年十月京都を發興し、中山道を経て十一月十五日江戸に著し、まづ清水邸に入り、十二月十一日更に本丸に遷御ありて、十四代將軍徳川家茂と婚姻の大禮を挙げ給へり、時に御年十五なりき、既にして慶應二年家茂の大坂城中に薨するに及び、落飾して靜寛院と稱せられしが、慶應四年十五代將軍徳川慶喜、恭順の意を表して水戸に退去し、尋で朝廷江戸を收むるに際し、閏四月十一日田安邸に立退き、更に築地なる一橋卿の下邸に移り、翌年二月京都に還へられしが、明治五年再び東京に移られ、十年九月二日薨す、年卅二、芝増上寺徳川廟所に葬る、按ずるに宮は嘉落にして規律に拘はらざる性質なりしかば、前將軍の夫人天璋院の方正率直なると相容れざる處ありしが、家茂とは琴瑟相和し、伉儷頗る睦まじかりき、故に大阪に於て家茂の薨去ありし時の如きは悲歎大方ならず、幾干もなくして豫て御土産として持参あるべき善なりし西陣の織物も、今は御形見と名を改めて上覽に供へたるに、宮は織物を抱きたるまゝ泣き沈み給ひて、空蟬の唐織衣何かせん鏡も錦も君ありてこそと詠じ給へりといへり(執次所本御系譜、續徳川實紀、幕府御系圖、幕府衰亡論、千代田城大典)
セイグワンジ 誓願寺 所屬山田城國京都下京區櫻之町(舊)浄土宗、西山派四箇本寺の一〇本尊阿彌陀如來坐像(原)浄土宗、其始は南都に在り、舒明天皇の朝、僧惠隱の開基にして、天智天皇の勅願によりて本寺を開創し、誓願寺としたりと云ふ、建暦年間京都に遷り、今の元誓願寺通り小川の西に建立す、初め三論宗なり、其後、藏俊僧正、法然上人の法徳に歸入し、浄土宗に改め、法然上人を開山とす、文明

セイグ

中大災に罹り、十穀沙門と云ふ者再建す、天正十三年、關白豐臣秀吉命じて今の地に移さしむ、諸堂は秀吉の側室松丸殿京極氏の造營なりしが、數々火災に罹り舊境内六千三百三十二坪餘を有し、徳川氏寺領十七石を寄せ、頗る盛大なる寺院なりしも、元治の兵火に燒失し、且明治維新後大に寺地を收められ、甚だ狹隘となり、現今境内千二百五十四坪に過ぎず、今本堂は近年六孫王大通寺の本堂を移せしもの、本尊も元は續喜郡八幡の阿彌陀堂にありしを遷座したるなり、寺内寶樹庵、大善寺、長仙院、頂源院あり、諸國の末寺四十四ヶ寺あり〇什寶、誓願寺縁起二幅あり、一幅は傳土佐光信、一幅は海花友雪の筆にして、共に國寶となる、此外雙鶴圖(傳林真)鯨波屏風(傳狩野元信筆、源平合戰圖)等少からず(山城名勝志、平安通志)
セイグワンジ 誓願寺 所屬山田城國京都下京區櫻之町(舊)浄土宗、西山派四箇本寺の一〇本尊阿彌陀如來坐像(原)浄土宗、其始は南都に在り、舒明天皇の朝、僧惠隱の開基にして、天智天皇の勅願によりて本寺を開創し、誓願寺としたりと云ふ、建暦年間京都に遷り、今の元誓願寺通り小川の西に建立す、初め三論宗なり、其後、藏俊僧正、法然上人の法徳に歸入し、浄土宗に改め、法然上人を開山とす、文明

セイケウモン井

西華門院 名號源基子、二條局と稱す、法名清淨法、後醍醐天皇の御養母、中宮欣子内親王の御母、寶曆九年十二月生る、安永元年十一月二十八日從三位に叙し、十二月四日入内、五日女御となる、同八年六月三日三宮に准じ、天明元年三月十五日皇太后となり、同三年十月十二日院號を賜ふ、同夜崩御、年二十五、同年十一月十三日泉涌寺京都市下京區今熊野町月輪院に葬る(女院部類、門院傳、陵墓一覽)
セイケイロウ 霽景樓 大内親興院內二樓の一、一に四樓ともいふ、豐樂殿の西に在り、廊を以て接し、相去ること十間、又西面の築牆を距る三間、其間に廂門あり、南廊は承觀堂に接す、此樓四間となす、東西霞樓と相對す(大内親興院考證)
セイケンジ 清見寺 所屬駿河國原郡與津町大字清見寺、初め淨見寺と號し、後ち改めて巨龜山清見興國寺と號す(原)臨濟宗、妙心寺末(一)説に關聖は關セツリの義にて名にあらずと云ふ見と云ふ者の歸依によりて開創し、淨見寺と號したり、聖一國師鎌倉に下る途次此寺の落慶をなす、俗に淨見原(天武)天皇の御代に、淨見崎(即ち今の興津)に關を置き、其の傍に佛堂を建てしを本寺の始めと云へど、取るに足らず、後足利尊氏再興し、改めて清

セイサ

見興國寺と號し、曆應四年玉淵師伯推され住持となり、居中詩を贈りて其榮を賀せり、海岸に臨み風光絶好なるを以て、貴人名士の往詣する者漸く多く、此寺の名益々著る、永享四年六月將軍足利義教富士遊覽の途次此寺に詣し、飛鳥井雅世等和歌を詠じ、風光を賞す、後に三條實枝、北條氏康、二條康道、烏丸光廣及び正廣宗長等此寺に詣して、和歌文章を作りたるもの甚多し、今川氏本寺の興隆に力を盡し、高僧を請じて住持となす、太原宗字の住持となるに方り最も隆盛を極めたり、天正中兵火に罹りて燒失したるも、慶長年中住持大輝和尚、豊臣秀吉、徳川家康の知遇を受け、殊に家康は木材等を寄附して殿堂を再建したり、地誌提要に、今川氏親僧明元をして再興すと云へど信じ難し、後ち家康數々往詣し、且旅館となしたり、寺に七境あり、清音閣(山門)清淨觀(客殿)利生塔、巖腰亭、四分境亭、將軍石、九曲泉と云ふ〇寺内に琉球王子尚宏の墓あり、慶長十五年江戸に入る途上平し、此寺に葬りたりと云ふ(聖一國師年譜、嵩山集、駿河志料、東海道名所圖會)
セイサツ 制札 徳義武家時代、徒、條目、禁令等を公布の目的を以て板及び紙に記したるものを云ふ、衆庶を制する札の義なり、其うち市場、要路等の最も人目を引易き所に高く掲示するものを高札といひ、タカフダ、カウサツとも訓めり、其を掲ぐる場所を高札場と云ふ、主として簡單なる禁止的命令のみを載せたるものを、特に禁制とも、制札とも又制符とも、懸札とも云へり、即ち制札には廣狹の二義あり、廣義には高札、禁制を總稱すれども、狹義には禁制のみを云へり、蓋し制札は一般公衆(特に中流以下)に法令を普及知悉せしむる目的より出でしなり、戰國時代には制札を與ふる爲め、錢を徴收したり、之

セイサ

を制札と云ふ、又判錢、筆、封紙とも云へり(關圖考證)倉時代には概禁禁令の要點を事書として前に掲げ、次に其趣旨を簡單に書下すに過ぎざりしが、後には一々項を分つてこれを列記する例となり、先づ禁制、若しくは制札、定等の文字を載せ、下にこれを受くべき土地、社寺、若しくは人名を出だし、次に禁令の要旨を條記して、これを禁する事と、違犯者を罰する事とを示し、年月日の下、制札を與ふる上官、又は下僚の官名姓、若しくは名と華押、又は印章とを押捺せり、然れども中には禁制、制札の標目なく、直にこれを受くる社寺以下の名を掲げ、又はこれを與ふる人の袖判を載せたるもあり、或は又初より禁制の要項のみを列記せるもありたり、古河公方、今川、武田北條諸氏の禁制は首の制札なる文字の上が、終の年月日の下かに其印章を捺し、部下の氏名、若しくは、氏名及び稱號の下に、奉と書するも、華押を載せず、其他は、首の制札、若しくは宛所の上下に於て、既に華押、又は印章を押捺すれば、年月日の下には、全く氏名華押等を載せざりき、而して上官自出たすと下僚の旨を承けて出たすとに依り、自ら文體に少異あり、前者は、若くは違犯之輩、速可被處嚴科者也と書し、後者は、若くは違犯之輩、速可被處嚴科之由、所被仰下也とするが如し、又禁制には、必ず年號と月とを載するも、日はこれを記入せしとせざりしとあり、其記入せざりしは月の下、單に日の一字を書せしのみ、又これを受くるものにして、禁制に著はされたるには、社寺の外、寺院の門前あり、町村あり、後者は概ね一町一村なりしも、後陽成天皇慶長五年九月十六日、徳川家康の禁制には十九箇村を細書せしものあり、是等は大抵國名を冠せりと雖も、京都は特にこれを省くを例とせり、其一國に向つて

セイサ

出だしものには、天正十七年、豊臣秀吉の禁制に信濃國と書し、同二十年の禁制に、高麗國と書するが如きあり、一個人には、同天皇永祿三年、幕府の禁制に、本願人清玉、幾利榮且國僧波阿傳連、とせるが如きあり、禁令を列記するには三箇條を本式とす、必要の爲に其條数を増す時は、五箇條、七箇條等の奇數に限るべしとの説あり、後には其體制も自ら定まりて、口傳、禁忌の説を生ずるに至る、紙の制札は概ね鳥子を用ひ、板は其木質堅固にして、保存に堪ふるが爲め多く楡を用ひ、膠板を本制とせしかど、條数の多きは横板とせり、禁制の文は其表面に限りて記せるものなるも、問々裏書ありしもあり、例せば後花園天皇安永三年、幕府の兵庫關に於ける制札に、表面に通過の船舶が、權門の號に募りて、關實即ち關稅の納付を拒み、若しくは脱稅を圖るを禁するの文を載せ、裏面に大神宮の船以下、特に關實の免除を得べき船種を掲げたりしが如し、制札は兵士以下一般文字に乏しかりしものに示すが故に、其文は當時の通用文たりし和臭の漢文か、平易なる假字交文、若しくは總假字文にして、特に國實所實一錢切杯いへる俗語を其儘記入せしも少からず〇此禁制の、社寺町村に與へられしものは、平時にありては、社寺の境内に於て漁獵をなし、竹木を剪伐し牛馬を放飼するを禁じ、非分の課役を停めしもあり、社寺の領内には、司法、警察の獨立を保ちしを以て、門裏諸沙汰出(門外事)寺家之儀俗徒緒之事を許さざりしもあり、徳政の行はれてより、制札に寺院の祠堂金等は徳政免許事との規定を載せしもあり、戦時には兵士等の亂入寄宿して狼藉を演じ、或は矢錢を課し、或は兵糧米を徴し、又火を放ち、木を伐る事等を禁せしもあり、戦地の民にして、難を他方に避け



セイサ

しもの向ひては、一切の課税を蠲き、宿舎の徴發を免して、これが還往を圖りしもあり、當時陣中の禁厭、敵狀の偵察、與國への使節等を以て、僧徒に強ひし事ありしより、寺院に與へし禁制の中には、間々陣備、飛脚僧の免除を規定せしもありたり、又市場は、所在の領主は、皆百方保護を商估に與へて、其股賑ならん事を期したり、乃ち其市場に到るものには、往還の關稅を免じ、殊に所謂樂市樂座なるものには、郵舖の敷地に對する租稅、戸數割(門並諸役と稱せしもの)、商品稅等、一切の賦課を免かれしめ、猶これに制札を與へて、市場に有勝ちなる喧嘩口論、押賣、押買、博奕、狼藉、及び擄錢に關する爭論を禁じたり、禁制の中には違犯者の處分法を明記せしもの、往々これもあるも、概して可<sub>レ</sub>處<sub>二</sub>罪科<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>處<sub>二</sub>重科<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>處<sub>二</sub>嚴科<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>成敗<sub>一</sub>等の語を以てし、明らかに其制裁を示さざりしもの多し、これを人をして其如何なる嚴刑に處せられんかと危ぶましめ、依つて以て犯罪を未發に防止せんとせる一種の脅嚇主義に外ならず、然れども戰時に於ける制札は、極端なる脅嚇主義の制裁を規定し、輕微の罪も當つるに峻刑を以てする所謂一錢切の如きは、其最も甚しかりしものなり

**起源** 制札は、戰國時代に於て最も廣く用ひられたれど、古くより行はれたり、本朝文粹に、源順の作に係れる村上天皇天曆五年十月の禁制を取めたり、思ふに其頃は、恰も撰和歌所を設けて、後撰和歌集を撰ばしめられし時なれば、自ら請託の行はれん事を慮り、これを其門に掲げて、闖入を禁ぜしものなるべし、當時特に寺院等に向つて、禁制を榜示せしめられしもの、格文に見ゆるは、亦後の制札に同じ、鎌倉時代には、神社寺院等に與へて、各境内領地に於ける漁獵、伐木を禁じ、又猥りに檢斷使の入るを停

セイサ

めしものあり、是等は或は板に書し或は紙に書して與へし事にて、板に書したるには、奉行筆者の名を其裏に記し、見ゆ、其寺門等に懸置くより又懸札の名あり、紙に書したるもこれを受けしもの更に板に寫して掲示せしなり、而して制札の最も古くして現存せるものは、文治元年十二月北條時政の河内國關光寺に下したるものとす、木札にて、圭形をなし、上段下張せり、縦六寸七分、横上方は四寸七分、下方は四寸九分とす、今玉祖神社に藏せり、文に、

河内國關光寺者、鎌倉殿御祈禱所也、於<sub>二</sub>寺并田畠山林等<sub>一</sub>、甲乙人等不可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>亂入<sub>一</sub>之狀如<sub>レ</sub>件

文治元年十二月日

北條時政平(花押)

とあり、又制符とも云ひしは、吾妻鏡仁治元年三月十八日の條に、關東御家人並鎌倉祇候人々、萬事停止過差、可<sub>レ</sub>好<sub>二</sub>儉約<sub>一</sub>條々事、日來有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>、今日被<sub>レ</sub>造<sub>二</sub>其制符<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>來四月一日<sub>一</sub>、固可<sub>レ</sub>禁<sub>二</sub>之云々<sub>一</sub>と見えたり、鎌倉時代の末元弘建武の亂より、南北朝に至り、各地に宮方あり、武家方あり、武家方の中、又將軍方あり、錦小路方あり、又左兵衛佐方あり、互に黨を樹て、相争ひ、次で所謂戰國時代となりて、天下の紛亂、殆ど止む時なく、兵士の不規律なる、動もすれば鬪奪を事とし、古來神聖と看做されたりし社寺の境内領地すら、屢々馬蹄の爲めに蹂躪せらるるを免れず、一般人民にありても、或は軍資を徴發せられ、或は人馬を驅使せられて、其繁苛に堪へざりしなり、是を以て、神社、佛寺、市場、村落等、苟くも危害を蒙るべき虞ありし所にては、軍隊の通過するに先きたち、主將の禁制を得てこれに備ふるの風をなせり、これ戰國時代に於て、最も此種の禁制に富みし所以なり、蓋し制札は、初は社寺町村の特別なる場所に對する、信仰撫恤の意よりして、自ら

セイサ

與へしも、戰國時代の如く社會の秩序壞亂せし時に當りては、所在争うて主將を要し、制札を求め、行軍の際、これを掲げて、其掠奪を免れんとしたりしより、これを與ふるものも、其報酬を食りて、一種の軍資徴收法たりし奇觀を呈するに至れり、是に於て、制札の筆者、又は主將に拂ふべき報酬に向つて、筆耕錢、取次錢、判錢、制札錢、札錢、禮錢、防禦錢等の名目を生じ、永祿十年、奈良の春日社が山内の制札を請ひ得し時、時の主將三好長繼、松永久秀父子は、別段敬神の儀を以て、札錢を受けざりしも、主將以下、下僚の斡旋せしものに、多少の權代を贈りて、猶三貫百文を要せしといふ、又同十一年、織田信長奈良中に「防禦制札」を與へ、過分の判錢を課して、其納附を迫りし事あり、當時上等三貫二百文より、下等五十文に至る迄、十四五等の等級を作り、總額千貫餘に及び、住坊院家も免るゝ事能はず、法隆寺は、爲めに萬座仁王講の修法を期して、其難を避けん事を祈り、遂に札錢六百貫文、其他總計千貫餘を費やし、寺領の安全を得たりしは、全く此立願に由れりとし、直に臨時會式を行ひて、宿禰を賽せり、其禁制の文は左の如し、

**禁制** 大和法隆寺

- 一 當手軍勢濫妨狼藉之事
- 一 陣取寄宿放火之事
- 一 相惡矢錢兵糧米等事
- 一 右條々於<sub>二</sub>違犯之族<sub>一</sub>者、速可<sub>レ</sub>處<sub>二</sub>嚴科<sub>一</sub>者也、仍執達如<sub>レ</sub>件

永祿十一年十月日 彈正忠(朱印)

されば其部下も亦これが驛に倣ひて、禁制の筆者の如きは、これを請ひしものより、一貫二百文の報酬を受くるを常とし、其納付を怠れば、自ら督責して已

セイサ

まさりしなり、日本西教史に、當時來朝したりし耶蘇教の教師フローエが京都の居住に對する制札を得るの難かりしを説き、言へる事あり、此の如き免許狀(即ち禁制)を得るは、莫大の金額を納るを要す、前に堺に於て、厘に四行の免狀を受くるに、四千、テユカー(金貨の量名)を信長に納めたり、又或る釋徒は輕事の免狀を受くるに、金二十塊を納めたりと、但此報酬には多少の除外例もありて、制札錢なくして制札を下し、紙端に、御判錢取次錢筆耕錢等不可<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之と細書せるもの等もありき、然るに此の如き巨額の金を要せしにも係らず、神社佛寺等の難を免れんとするに急なりしや、戰端の將に開けんとせる頃より、遠く使を主將の陣營に馳せて、其制札を受けんとし、甚しきに至りては、制札を受くるものは、危害を避くるを唯一の目的とせしより、敵味方雙方の主將より、共に制札を安置き、行軍の際適宜に取出して、これを掲げたり、江戸時代に至りて前代より享有せる制札は、此時代の幕府又は領主が其請によりて書替を爲し、紙又は木にて書き與へ新に與ふるは勿論、一旦中絶せる古制札を立てん事は、往々此寺に向つて、特典を附與する事となるを以て、社寺の請願あるも、容易に許可を與へざるの例なりき、又私設の制札は不都合なき限り、これを默許せる事にて、其中他領の交錯せるもの、例せば入會の社寺領の如きものありては、彼我の領主、連署して、制札を立てしなり、櫻町天皇寛保三年、上野下野武藏相模下總の諸國に於て、郡村の境界に禁制の札を立て、穢多非人に看守せしめて、神子修験の村内に入出するを禁せしめしに、幕府令を發して、是等の神子修験の觸頭より修行札を得たりしもの限り、通行の自由を許さしめし事あり、爾來變化な



く而して此等の禁制は明治初年まで行はれたり、(高)高札は、鎌倉時代にては、人身賣買の禁等は、市庭に札を立て、これを掲示せし事あり、又室町時代にも、擄錢に關する高札を洛中の要路に立てて、濫りに錢を擄ぶべからざるを示し、事あり、就中此時代の特徵とも謂つべきは、徳政高札なりとす、鎌倉時代より戰國時代に亘れる徳政は、動産、不動産の賣買、質入に關する契約の一部、若しくは全部の破棄を、幕府より命令して、債務者の利益を圖りしものにて、室町時代に至り、屢々これを行ひしのみならず、債權者に取りて不利なる條件は、益々附加せられ、殊に徳政一揆と稱せる窮民の暴動強迫に依りて、發令を餘儀なくせられしもの多かり、而して高札の字の見えたるは、建武

セイサ

セイサ

式日追加に、擄錢事、近年令<sub>レ</sub>超過先規之條、爲<sub>二</sub>世爲<sub>一</sub>人、不可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>誠、所詮於<sub>二</sub>古今渡唐錢<sub>一</sub>者、悉以可<sub>レ</sub>取用之、次惡錢賣買儀停止事、被<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>御法<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>打<sub>二</sub>高札<sub>一</sub>於洛中訖、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>存之由被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>也、仍執達如<sub>レ</sub>件、

永正五

八月七日 信祐

とあるを初見とす、江戸時代には高札を立つる特別の場所に依りて、浦高札、關所高札、山札、辻札、郷中高札等の名目あり、又其掲示の期間の一時的と、永久的なりしとあり、一時的のものの中に、定期と臨時との二種あり、後者は、これを臨時札といへり、又正高札に對して添高札といへるものありき、今先づ其江戸に立てられしものに就きていはんに、日本橋以下六箇所の大高札場を始め、其他御高札場と稱せしものにして、町奉行所の管轄に屬し、一般人民に掲示すべき性質のもの、凡そ三十五箇所あり、此二者は、これを立つべき高札の數、これが管轄の點に於ても相違あり、即ち前者は町奉行所の最も重とせし所、設立修理の費用も、從つて多額を要し、すべてこれを入札に付したりし後、町年寄の保管に係れる公金(町方入用金)即ち六百兩金と稱せしもの、中より支出せし、後者は數町聯合の負擔に係り、新設修補共に、其町費(町入用)を以て、費用を分擔せるなり、其他又作事奉行より修造せるもあり、然して何れも共に町奉行所の管轄に屬し、所在の町に保管せしむるものにして、本文の末尾には、皆奉行と署したれば、一般に敬語を加へて、御高札と呼び、朽損燃焼、其他改正の爲め書替を要せる場合に、新造の板に記入するは、



セイサ

必ず奉行所に於てし、町奉行所の吏員、町年寄の手代及び所在の町役人、これに立會ひて、既定の高札場に掲げ、月行事五人組名主より、出火の際には、直にこれを奉じて避難し、暴風雨等には、特に意を加へて看守し、異變あれば、速に届出づべしとの預證書を町奉行組年寄同心等に出ださしめたり、是を以て、高札場の附近には、必ず自身番屋を置き、番屋の移轉を命ぜられし時には、場所相隣見守方不宣しと稱し特許を得て、高札場の移轉を行へり、一朝不幸にして焼亡流失する事あらば、町役人たるもの取計方不行届として、譴責を受けざるべからざりしを以て、彼等のこれを見る事、亦甚だ厚く、火災に遭ひて、自家の延焼するを顧みず、奮然難を避けて、海中に奉護し、辛うじて安全なるを得たりしものさへあり、地方にありても、市街の地は、略ぼ前掲の如く市場要路等諸人の聚まり觀るべきところには、概ね高札場あり、村落には亦往來の衝に當れる十字街頭に置かれたり(札辻の名稱これより生じり)幕府領の地に於て、若し高札の書替を要せる場合には、代官、勘定奉行の指揮を仰ぎてこれを行へり、高札場は一般に畏敬すべき場所と看做され居りて、通過の際、脱帽敬禮するを常とせる人は、心懸能き人となし居り、されば都鄙を問はず、其所在地は除地として儼然一區劃をなしたり、高札の用材としては、多く梅杉檜を採用せり、然れども儉約の影響等に依りて節約を加へ、煩費を絶たしめんとせし事あり、中御門天皇正徳元年將軍家宣、朝鮮禮聘使來朝に際して、江戸日本橋以下諸國の幕府領に立てられたる高札文を改め、私領と雖も幕府の高札を受けて立てたるは書替しめ、諸國にて古來よりの高札の文を寫して届出しめ、同三年にも同じく令したり、是れ

セイサ

制札の文を一定せんとせしものなるべし、然るに時の將軍家宣は、未だ充分の施設をなさずして、薨去したりしかば、吉宗の將軍となるに及び、享保元年高札御用掛をして、令を遠國奉行及び代官に傳へしめ、其管内に於ける高札中、未だ書替を行はざるものあれば、均しく幕府の立置るところにして、所在其文を異にするべきにあらざるを以て、便宜これを改めしめたり、但諸國の私領、並に堂上門跡寺社領等の高札は、各々領主の所管に係り、就中私領の如きは、其地形風俗等に依りて、領主の定むるところ、自ら一ならざるべく、幕府敢てこれに干渉すべきにあらざれども、其高札中、幕府が數十年前に制定せし舊法を改めざるものに向つては、宜しく現行の法令を以て、これに代ふべく、又寺社領に於ける高札中、徳川氏以前のもの掲ぐるは、當代に於て採用の限にあらざる事を、並に御用掛より、各領主に内達せしめたり、家宣が幕府の所管に係る高札の統一を圖り、延いて諸國に及ぼさんとせる遺業は、吉宗の爲めに略ぼ成功を見るに至れるなり、其後享保五年五月、似目明(偽探偵)に關する觸書を、町中の木戸、若しくは往來に掲示せしめ、これと同時に、「向後急度相觸候事は札に認め出し置候間其旨可相心得」と令して、此種の揭示の公示式たるべき事を示せり、而して此高札は一般人民に法令を公布するに最も便法なるを以て、所によりては明治十五年六月まで行はれたり(武家名目抄、史學雜誌「本邦及び支那古代法の公布と其の公布式」)

西山は常陸國久慈郡太田町の西新宿に在りて、光園此地に隱退せるを以て名づく、「トクカハミツクニ」を參看、  
**セイサンノシリウ** 西山四流 淨土宗西山派の四學流をいふ、即ち西谷流、深草流、東山流、嵯峨流これなり、並に淨土宗の祖源空の弟子證空の門下より出でたるものにして、西谷流は淨音、深草流は圓空、東山流は證入、嵯峨流は道觀を祖とす、みな其所住説法の寺院が、西谷、深草、東山、嵯峨等に在りしを以て、其流名に負はせたるなり、今其法系を示せば左のごとし(日本佛教史綱)  
淨音 觀智 行觀……………(以下略)  
圓空 如圓 道光  
證入 了觀  
證入 見性  
證入 覺道……………(以下略)

セイサ

セイサ

二門あり。右青環門は、西宮記に、小板敷東端戸又は中戸に作り、清涼殿の東南に在りて、殿上間より小板敷を下り、紫宸殿及び南庭に至る土廊に在り、无名門と相れる、左青環門は紫宸殿東北廊の東に在り、南は宣仁門、北は綾織殿に接す(大内裡圖考證)

文學所武術諸稽古所、並に兵學、洋學、禮法、算習所等を合併して、一の文武演習所を作り誠之館と稱す、而して館中に軍法講習所を設け、諸士をして就學せしめ、先勝堂と稱す、維新後兵學校と改稱す、明治三年分校を福山市中及び沼隈郡柳津等の諸村に置き、廣く士民に文學を教授す(日本教育史資料)  
**セイジソウサイシヨク** 政事總裁職 江戸幕府の職名、十四代將軍徳川家茂の世に當り、外事漸く繁擾し、内政亦紛亂す、茲に於て文久二年七月、始めて松平慶永を政事總裁職に補し、繁政を釐正せしむ、事報告に出づるを以て、將軍親しくこれを宣す、職祿一萬石を給す、爾後諸藩連職の期を減じ、兵制を改革する等の新政あり、蓋し此職名たる、鎌倉以來嘗て無き所に於て、徳川氏の季世幕府の威權衰へたる時に創れり、同三年、慶永職を辭し、松平直克これに代る、元治元年六月罷む、後此任なし(官制沿革略史)  
**セイシホサツ** 勢至菩薩 「ダイセイシホサツ」を見よ、  
**セイシンサツ** 棲心院 一條内實(イチヂウウツチサネ)を見よ、  
**セイシンコウ** 清慎公 藤原實賴(フナヘヲノサネヨリ)を見よ、  
**セイシヤウクワン** 成章館 舊蓮池藩の學校、肥前國神埼郡見島村字北名に置かる、安永五年七月、藩主鍋島直寬、學館を設けて子弟を教育す、天明四年九月、直溫の時、成章館を創設し、寄宿舎を設け、文武上達者を選びて他藩に遊學せしむ、直興の時、藤津郡鹽田に校舍觀瀾亭を創設す、又藩府内へ文武講肄場(撥英堂と稱す)を開き、武技を試す、嘉永以來兵學を講じ練兵場を開く、明治四年廢藩に際し、

セイシ

セイシ

必す奉行所に於てし、町奉行所の吏員、町年寄の手代及び所在の町役人、これに立會ひて、既定の高札場に掲げ、月行事五人組名主より、出火の際には、直にこれを奉じて避難し、暴風雨等には、特に意を加へて看守し、異變あれば、速に届出づべしとの預證書を町奉行組年寄同心等に出ださしめたり、是を以て、高札場の附近には、必ず自身番屋を置き、番屋の移轉を命ぜられし時には、場所相隣見守方不宣しと稱し特許を得て、高札場の移轉を行へり、一朝不幸にして焼亡流失する事あらば、町役人たるもの取計方不行届として、譴責を受けざるべからざりしを以て、彼等のこれを見る事、亦甚だ厚く、火災に遭ひて、自家の延焼するを顧みず、奮然難を避けて、海中に奉護し、辛うじて安全なるを得たりしものさへあり、地方にありても、市街の地は、略ぼ前掲の如く市場要路等諸人の聚まり觀るべきところには、概ね高札場あり、村落には亦往來の衝に當れる十字街頭に置かれたり(札辻の名稱これより生じり)幕府領の地に於て、若し高札の書替を要せる場合には、代官、勘定奉行の指揮を仰ぎてこれを行へり、高札場は一般に畏敬すべき場所と看做され居りて、通過の際、脱帽敬禮するを常とせる人は、心懸能き人となし居り、されば都鄙を問はず、其所在地は除地として儼然一區劃をなしたり、高札の用材としては、多く梅杉檜を採用せり、然れども儉約の影響等に依りて節約を加へ、煩費を絶たしめんとせし事あり、中御門天皇正徳元年將軍家宣、朝鮮禮聘使來朝に際して、江戸日本橋以下諸國の幕府領に立てられたる高札文を改め、私領と雖も幕府の高札を受けて立てたるは書替しめ、諸國にて古來よりの高札の文を寫して届出しめ、同三年にも同じく令したり、是れ

文所武術諸稽古所、並に兵學、洋學、禮法、算習所等を合併して、一の文武演習所を作り誠之館と稱す、而して館中に軍法講習所を設け、諸士をして就學せしめ、先勝堂と稱す、維新後兵學校と改稱す、明治三年分校を福山市中及び沼隈郡柳津等の諸村に置き、廣く士民に文學を教授す(日本教育史資料)  
**セイジソウサイシヨク** 政事總裁職 江戸幕府の職名、十四代將軍徳川家茂の世に當り、外事漸く繁擾し、内政亦紛亂す、茲に於て文久二年七月、始めて松平慶永を政事總裁職に補し、繁政を釐正せしむ、事報告に出づるを以て、將軍親しくこれを宣す、職祿一萬石を給す、爾後諸藩連職の期を減じ、兵制を改革する等の新政あり、蓋し此職名たる、鎌倉以來嘗て無き所に於て、徳川氏の季世幕府の威權衰へたる時に創れり、同三年、慶永職を辭し、松平直克これに代る、元治元年六月罷む、後此任なし(官制沿革略史)  
**セイシホサツ** 勢至菩薩 「ダイセイシホサツ」を見よ、  
**セイシンサツ** 棲心院 一條内實(イチヂウウツチサネ)を見よ、  
**セイシンコウ** 清慎公 藤原實賴(フナヘヲノサネヨリ)を見よ、  
**セイシヤウクワン** 成章館 舊蓮池藩の學校、肥前國神埼郡見島村字北名に置かる、安永五年七月、藩主鍋島直寬、學館を設けて子弟を教育す、天明四年九月、直溫の時、成章館を創設し、寄宿舎を設け、文武上達者を選びて他藩に遊學せしむ、直興の時、藤津郡鹽田に校舍觀瀾亭を創設す、又藩府内へ文武講肄場(撥英堂と稱す)を開き、武技を試す、嘉永以來兵學を講じ練兵場を開く、明治四年廢藩に際し、

セイシ

セイシ

二門あり。右青環門は、西宮記に、小板敷東端戸又は中戸に作り、清涼殿の東南に在りて、殿上間より小板敷を下り、紫宸殿及び南庭に至る土廊に在り、无名門と相れる、左青環門は紫宸殿東北廊の東に在り、南は宣仁門、北は綾織殿に接す(大内裡圖考證)

文學所武術諸稽古所、並に兵學、洋學、禮法、算習所等を合併して、一の文武演習所を作り誠之館と稱す、而して館中に軍法講習所を設け、諸士をして就學せしめ、先勝堂と稱す、維新後兵學校と改稱す、明治三年分校を福山市中及び沼隈郡柳津等の諸村に置き、廣く士民に文學を教授す(日本教育史資料)  
**セイジソウサイシヨク** 政事總裁職 江戸幕府の職名、十四代將軍徳川家茂の世に當り、外事漸く繁擾し、内政亦紛亂す、茲に於て文久二年七月、始めて松平慶永を政事總裁職に補し、繁政を釐正せしむ、事報告に出づるを以て、將軍親しくこれを宣す、職祿一萬石を給す、爾後諸藩連職の期を減じ、兵制を改革する等の新政あり、蓋し此職名たる、鎌倉以來嘗て無き所に於て、徳川氏の季世幕府の威權衰へたる時に創れり、同三年、慶永職を辭し、松平直克これに代る、元治元年六月罷む、後此任なし(官制沿革略史)  
**セイシホサツ** 勢至菩薩 「ダイセイシホサツ」を見よ、  
**セイシンサツ** 棲心院 一條内實(イチヂウウツチサネ)を見よ、  
**セイシンコウ** 清慎公 藤原實賴(フナヘヲノサネヨリ)を見よ、  
**セイシヤウクワン** 成章館 舊蓮池藩の學校、肥前國神埼郡見島村字北名に置かる、安永五年七月、藩主鍋島直寬、學館を設けて子弟を教育す、天明四年九月、直溫の時、成章館を創設し、寄宿舎を設け、文武上達者を選びて他藩に遊學せしむ、直興の時、藤津郡鹽田に校舍觀瀾亭を創設す、又藩府内へ文武講肄場(撥英堂と稱す)を開き、武技を試す、嘉永以來兵學を講じ練兵場を開く、明治四年廢藩に際し、

セイシ

セイシ

二門あり。右青環門は、西宮記に、小板敷東端戸又は中戸に作り、清涼殿の東南に在りて、殿上間より小板敷を下り、紫宸殿及び南庭に至る土廊に在り、无名門と相れる、左青環門は紫宸殿東北廊の東に在り、南は宣仁門、北は綾織殿に接す(大内裡圖考證)

文學所武術諸稽古所、並に兵學、洋學、禮法、算習所等を合併して、一の文武演習所を作り誠之館と稱す、而して館中に軍法講習所を設け、諸士をして就學せしめ、先勝堂と稱す、維新後兵學校と改稱す、明治三年分校を福山市中及び沼隈郡柳津等の諸村に置き、廣く士民に文學を教授す(日本教育史資料)  
**セイジソウサイシヨク** 政事總裁職 江戸幕府の職名、十四代將軍徳川家茂の世に當り、外事漸く繁擾し、内政亦紛亂す、茲に於て文久二年七月、始めて松平慶永を政事總裁職に補し、繁政を釐正せしむ、事報告に出づるを以て、將軍親しくこれを宣す、職祿一萬石を給す、爾後諸藩連職の期を減じ、兵制を改革する等の新政あり、蓋し此職名たる、鎌倉以來嘗て無き所に於て、徳川氏の季世幕府の威權衰へたる時に創れり、同三年、慶永職を辭し、松平直克これに代る、元治元年六月罷む、後此任なし(官制沿革略史)  
**セイシホサツ** 勢至菩薩 「ダイセイシホサツ」を見よ、  
**セイシンサツ** 棲心院 一條内實(イチヂウウツチサネ)を見よ、  
**セイシンコウ** 清慎公 藤原實賴(フナヘヲノサネヨリ)を見よ、  
**セイシヤウクワン** 成章館 舊蓮池藩の學校、肥前國神埼郡見島村字北名に置かる、安永五年七月、藩主鍋島直寬、學館を設けて子弟を教育す、天明四年九月、直溫の時、成章館を創設し、寄宿舎を設け、文武上達者を選びて他藩に遊學せしむ、直興の時、藤津郡鹽田に校舍觀瀾亭を創設す、又藩府内へ文武講肄場(撥英堂と稱す)を開き、武技を試す、嘉永以來兵學を講じ練兵場を開く、明治四年廢藩に際し、

セイシ

セイシ

二門あり。右青環門は、西宮記に、小板敷東端戸又は中戸に作り、清涼殿の東南に在りて、殿上間より小板敷を下り、紫宸殿及び南庭に至る土廊に在り、无名門と相れる、左青環門は紫宸殿東北廊の東に在り、南は宣仁門、北は綾織殿に接す(大内裡圖考證)

文學所武術諸稽古所、並に兵學、洋學、禮法、算習所等を合併して、一の文武演習所を作り誠之館と稱す、而して館中に軍法講習所を設け、諸士をして就學せしめ、先勝堂と稱す、維新後兵學校と改稱す、明治三年分校を福山市中及び沼隈郡柳津等の諸村に置き、廣く士民に文學を教授す(日本教育史資料)  
**セイジソウサイシヨク** 政事總裁職 江戸幕府の職名、十四代將軍徳川家茂の世に當り、外事漸く繁擾し、内政亦紛亂す、茲に於て文久二年七月、始めて松平慶永を政事總裁職に補し、繁政を釐正せしむ、事報告に出づるを以て、將軍親しくこれを宣す、職祿一萬石を給す、爾後諸藩連職の期を減じ、兵制を改革する等の新政あり、蓋し此職名たる、鎌倉以來嘗て無き所に於て、徳川氏の季世幕府の威權衰へたる時に創れり、同三年、慶永職を辭し、松平直克これに代る、元治元年六月罷む、後此任なし(官制沿革略史)  
**セイシホサツ** 勢至菩薩 「ダイセイシホサツ」を見よ、  
**セイシンサツ** 棲心院 一條内實(イチヂウウツチサネ)を見よ、  
**セイシンコウ** 清慎公 藤原實賴(フナヘヲノサネヨリ)を見よ、  
**セイシヤウクワン** 成章館 舊蓮池藩の學校、肥前國神埼郡見島村字北名に置かる、安永五年七月、藩主鍋島直寬、學館を設けて子弟を教育す、天明四年九月、直溫の時、成章館を創設し、寄宿舎を設け、文武上達者を選びて他藩に遊學せしむ、直興の時、藤津郡鹽田に校舍觀瀾亭を創設す、又藩府内へ文武講肄場(撥英堂と稱す)を開き、武技を試す、嘉永以來兵學を講じ練兵場を開く、明治四年廢藩に際し、

セイシ

セイシ

二門あり。右青環門は、西宮記に、小板敷東端戸又は中戸に作り、清涼殿の東南に在りて、殿上間より小板敷を下り、紫宸殿及び南庭に至る土廊に在り、无名門と相れる、左青環門は紫宸殿東北廊の東に在り、南は宣仁門、北は綾織殿に接す(大内裡圖考證)

文學所武術諸稽古所、並に兵學、洋學、禮法、算習所等を合併して、一の文武演習所を作り誠之館と稱す、而して館中に軍法講習所を設け、諸士をして就學せしめ、先勝堂と稱す、維新後兵學校と改稱す、明治三年分校を福山市中及び沼隈郡柳津等の諸村に置き、廣く士民に文學を教授す(日本教育史資料)  
**セイジソウサイシヨク** 政事總裁職 江戸幕府の職名、十四代將軍徳川家茂の世に當り、外事漸く繁擾し、内政亦紛亂す、茲に於て文久二年七月、始めて松平慶永を政事總裁職に補し、繁政を釐正せしむ、事報告に出づるを以て、將軍親しくこれを宣す、職祿一萬石を給す、爾後諸藩連職の期を減じ、兵制を改革する等の新政あり、蓋し此職名たる、鎌倉以來嘗て無き所に於て、徳川氏の季世幕府の威權衰へたる時に創れり、同三年、慶永職を辭し、松平直克これに代る、元治元年六月罷む、後此任なし(官制沿革略史)  
**セイシホサツ** 勢至菩薩 「ダイセイシホサツ」を見よ、  
**セイシンサツ** 棲心院 一條内實(イチヂウウツチサネ)を見よ、  
**セイシンコウ** 清慎公 藤原實賴(フナヘヲノサネヨリ)を見よ、  
**セイシヤウクワン** 成章館 舊蓮池藩の學校、肥前國神埼郡見島村字北名に置かる、安永五年七月、藩主鍋島直寬、學館を設けて子弟を教育す、天明四年九月、直溫の時、成章館を創設し、寄宿舎を設け、文武上達者を選びて他藩に遊學せしむ、直興の時、藤津郡鹽田に校舍觀瀾亭を創設す、又藩府内へ文武講肄場(撥英堂と稱す)を開き、武技を試す、嘉永以來兵學を講じ練兵場を開く、明治四年廢藩に際し、

セイシ

セイシ

二門あり。右青環門は、西宮記に、小板敷東端戸又は中戸に作り、清涼殿の東南に在りて、殿上間より小板敷を下り、紫宸殿及び南庭に至る土廊に在り、无名門と相れる、左青環門は紫宸殿東北廊の東に在り、南は宣仁門、北は綾織殿に接す(大内裡圖考證)

文學所武術諸稽古所、並に兵學、洋學、禮法、算習所等を合併して、一の文武演習所を作り誠之館と稱す、而して館中に軍法講習所を設け、諸士をして就學せしめ、先勝堂と稱す、維新後兵學校と改稱す、明治三年分校を福山市中及び沼隈郡柳津等の諸村に置き、廣く士民に文學を教授す(日本教育史資料)  
**セイジソウサイシヨク** 政事總裁職 江戸幕府の職名、十四代將軍徳川家茂の世に當り、外事漸く繁擾し、内政亦紛亂す、茲に於て文久二年七月、始めて松平慶永を政事總裁職に補し、繁政を釐正せしむ、事報告に出づるを以て、將軍親しくこれを宣す、職祿一萬石を給す、爾後諸藩連職の期を減じ、兵制を改革する等の新政あり、蓋し此職名たる、鎌倉以來嘗て無き所に於て、徳川氏の季世幕府の威權衰へたる時に創れり、同三年、慶永職を辭し、松平直克これに代る、元治元年六月罷む、後此任なし(官制沿革略史)  
**セイシホサツ** 勢至菩薩 「ダイセイシホサツ」を見よ、  
**セイシンサツ** 棲心院 一條内實(イチヂウウツチサネ)を見よ、  
**セイシンコウ** 清慎公 藤原實賴(フナヘヲノサネヨリ)を見よ、  
**セイシヤウクワン** 成章館 舊蓮池藩の學校、肥前國神埼郡見島村字北名に置かる、安永五年七月、藩主鍋島直寬、學館を設けて子弟を教育す、天明四年九月、直溫の時、成章館を創設し、寄宿舎を設け、文武上達者を選びて他藩に遊學せしむ、直興の時、藤津郡鹽田に校舍觀瀾亭を創設す、又藩府内へ文武講肄場(撥英堂と稱す)を開き、武技を試す、嘉永以來兵學を講じ練兵場を開く、明治四年廢藩に際し、

セイシ

セイシ

二門あり。右青環門は、西宮記に、小板敷東端戸又は中戸に作り、清涼殿の東南に在りて、殿上間より小板敷を下り、紫宸殿及び南庭に至る土廊に在り、无名門と相れる、左青環門は紫宸殿東北廊の東に在り、南は宣仁門、北は綾織殿に接す(大内裡圖考證)

文學所武術諸稽古所、並に兵學、洋學、禮法、算習所等を合併して、一の文武演習所を作り誠之館と稱す、而して館中に軍法講習所を設け、諸士をして就學せしめ、先勝堂と稱す、維新後兵學校と改稱す、明治三年分校を福山市中及び沼隈郡柳津等の諸村に置き、廣く士民に文學を教授す(日本教育史資料)  
**セイジソウサイシヨク** 政事總裁職 江戸幕府の職名、十四代將軍徳川家茂の世に當り、外事漸く繁擾し、内政亦紛亂す、茲に於て文久二年七月、始めて松平慶永を政事總裁職に補し、繁政を釐正せしむ、事報告に出づるを以て、將軍親しくこれを宣す、職祿一萬石を給す、爾後諸藩連職の期を減じ、兵制を改革する等の新政あり、蓋し此職名たる、鎌倉以來嘗て無き所に於て、徳川氏の季世幕府の威權衰へたる時に創れり、同三年、慶永職を辭し、松平直克これに代る、元治元年六月罷む、後此任なし(官制沿革略史)  
**セイシホサツ** 勢至菩薩 「ダイセイシホサツ」を見よ、  
**セイシンサツ** 棲心院 一條内實(イチヂウウツチサネ)を見よ、  
**セイシンコウ** 清慎公 藤原實賴(フナヘヲノサネヨリ)を見よ、  
**セイシヤウクワン** 成章館 舊蓮池藩の學校、肥前國神埼郡見島村字北名に置かる、安永五年七月、藩主鍋島直寬、學館を設けて子弟を教育す、天明四年九月、直溫の時、成章館を創設し、寄宿舎を設け、文武上達者を選びて他藩に遊學せしむ、直興の時、藤津郡鹽田に校舍觀瀾亭を創設す、又藩府内へ文武講肄場(撥英堂と稱す)を開き、武技を試す、嘉永以來兵學を講じ練兵場を開く、明治四年廢藩に際し、

セイシ

セイシ

二門あり。右青環門は、西宮記に、小板敷東端戸又は中戸に作り、清涼殿の東南に在りて、殿上間より小板敷を下り、紫宸殿及び南庭に至る土廊に在り、无名門と相れる、左青環門は紫宸殿東北廊の東に在り、南は宣仁門、北は綾織殿に接す(大内裡圖考證)

文學所武術諸稽古所、並に兵學、洋學、禮法、算習所等を合併して、一の文武演習所を作り誠之館と稱す、而して館中に軍法講習所を設け、諸士をして就學せしめ、先勝堂と稱す、維新後兵學校と改稱す、明治三年分校を福山市中及び沼隈郡柳津等の諸村に置き、廣く士民に文學を教授す(日本教育史資料)  
**セイジソウサイシヨク** 政事總裁職 江戸幕府の職名、十四代將軍徳川家茂の世に當り、外事漸く繁擾し、内政亦紛亂す、茲に於て文久二年七月、始めて松平慶永を政事總裁職に補し、繁政を釐正せしむ、事報告に出づるを以て、將軍親しくこれを宣す、職祿一萬石を給す、爾後諸藩連職の期を減じ、兵制を改革する等の新政あり、蓋し此職名たる、鎌倉以來嘗て無き所に於て、徳川氏の季世幕府の威權衰へたる時に創れり、同三年、慶永職を辭し、松平直克これに代る、元治元年六月罷む、後此任なし(官制沿革略史)  
**セイシホサツ** 勢至菩薩 「ダイセイシホサツ」を見よ、  
**セイシンサツ** 棲心院 一條内實(イチヂウウツチサネ)を見よ、  
**セイシンコウ** 清慎公 藤原實賴(フナヘヲノサネヨリ)を見よ、  
**セイシヤウクワン** 成章館 舊蓮池藩の學校、肥前國神埼郡見島村字北名に置かる、安永五年七月、藩主鍋島直寬、學館を設けて子弟を教育す、天明四年九月、直溫の時、成章館を創設し、寄宿舎を設け、文武上達者を選びて他藩に遊學せしむ、直興の時、藤津郡鹽田に校舍觀瀾亭を創設す、又藩府内へ文武講肄場(撥英堂と稱す)を開き、武技を試す、嘉永以來兵學を講じ練兵場を開く、明治四年廢藩に際し、

セイシ

セイシ

二門あり。右青環門は、西宮記に、小板敷東端戸又は中戸に作り、清涼殿の東南に在りて、殿上間より小板敷を下り、紫宸殿及び南庭に至る土廊に在り、无名門と相れる、左青環門は紫宸殿東北廊の東に在り、南は宣仁門、北は綾織殿に接す(大内裡圖考證)

文學所武術諸稽古所、並に兵學、洋學、禮法、算習所等を合併して、一の文武演習所を作り誠之館と稱す、而して館中に軍法講習所を設け、諸士をして就學せしめ、先勝堂と稱す、維新後兵學校と改稱す、明治三年分校を福山市中及び沼隈郡柳津等の諸村に置き、廣く士民に文學を教授す(日本教育史資料)  
**セイジソウサイシヨク** 政事總裁職 江戸幕府の職名、十四代將軍徳川家茂の世に當り、外事漸く繁擾し、内政亦紛亂す、茲に於て文久二年七月、始めて松平慶永を政事總裁職に補し、繁政を釐正せしむ、事報告に出づるを以て、將軍親しくこれを宣す、職祿一萬石を給す、爾後諸藩連職の期を減じ、兵制を改革する等の新政あり、蓋し此職名たる、鎌倉以來嘗て無き所に於て、徳川氏の季世幕府の威權衰へたる時に創れり、同三年、慶永職を辭し、松平直克これに代る、元治元年六月罷む、後此任なし(官制沿革略史)  
**セイシホサツ** 勢至菩薩 「ダイセイシホサツ」を見よ、  
**セイシンサツ** 棲心院 一條内實(イチヂウウツチサネ)を見よ、  
**セイシンコウ** 清慎公 藤原實賴(フナヘヲノサネヨリ)を見よ、  
**セイシヤウクワン** 成章館 舊蓮池藩の學校、肥前國神埼郡見島村字北名に置かる、安永五年七月、藩主鍋島直寬、學館を設けて子弟を教育す、天明四年九月、直溫の時、成章館を創設し、寄宿舎を設け、文武上達者を選びて他藩に遊學せしむ、直興の時、藤津郡鹽田に校舍觀瀾亭を創設す、又藩府内へ文武講肄場(撥英堂と稱す)を開き、武技を試す、嘉永以來兵學を講じ練兵場を開く、明治四年廢藩に際し、

セイシ

セイシ

二門あり。右青環門は、西宮記に、小板敷東端戸又は中戸に作り、清涼殿の東南に在りて、殿上間より小板敷を下り、紫宸殿及び南庭に至る土廊に在り、无名門と相れる、左青環門は紫宸殿東北廊の東に在り、南は宣仁門、北は綾織殿に接す(大内裡圖考證)

文學所武術諸稽古所、並に兵學、洋學、禮法、算習所等を合併して、一の文武演習所を作り誠之館と稱す、而して館中に軍法講習所を設け、諸士をして就學せしめ、先勝堂と稱す、維新後兵學校と改稱す、明治三年分校を福山市中及び沼隈郡柳津等の諸村に置き、廣く士民に文學を教授す(日本教育史資料)  
**セイジソウサイシヨク** 政事總裁職 江戸幕府の職名、十四代將軍徳川家茂の世に當り、外事漸く繁擾し、内政亦紛亂す、茲に於て文久二年七月、始めて松平慶永を政事總裁職に補し、繁政を釐正せしむ、事報告に出づるを以て、將軍親しくこれを宣す、職祿一萬石を給す、爾後諸藩連職の期を減じ、兵制を改革する等の新政あり、蓋し此職名たる、鎌倉以來嘗て無き所に於て、徳川氏の季世幕府の威權衰へたる時に創れり、同三年、慶永職を辭し、松平直克これに代る、元治元年六月罷む、後此任なし(官制沿革略史)  
**セイシホサツ** 勢至菩薩 「ダイセイシホサツ」を見よ、  
**セイシンサツ** 棲心院 一條内實(イチヂウウツチサネ)を見よ、  
**セイシンコウ** 清慎公 藤原實賴(フナヘヲノサネヨリ)を見よ、  
**セイシヤウクワン** 成章館 舊蓮池藩の學校、肥前國神埼郡見島村字北名に置かる、安永五年七月、藩主鍋島直寬、學館を設けて子弟を教育す、天明四年九月、直溫の時、成章館を創設し、寄宿舎を設け、文武上達者を選びて他藩に遊學せしむ、直興の時、藤津郡鹽田に校舍觀瀾亭を創設す、又藩府内へ文武講肄場(撥英堂と稱す)を開き、武技を試す、嘉永以來兵學を講じ練兵場を開く、明治四年廢藩に際し、

セイシ

セイシ

二門あり。右青環門は、西宮記に、小板敷東端戸又は中戸に作り、清涼殿の東南に在りて、殿上間より小板敷を下り、紫宸殿及び南庭に至る土廊に在り、无名門と相れる、左青環門は紫宸殿東北廊の東に在り、南は宣仁門、北は綾織殿に接す(大内裡圖考證)

文學所武術諸稽古所、並に兵學、洋學、禮法、算習所等を合併して、一の文武演習所を作り誠之館と稱す、而して館中に軍法講習所を設け、諸士をして就學せしめ、先勝堂と稱す、維新後兵學校と改稱す、明治三年分校を福山市中及び沼隈郡柳津等の諸村に置き、廣く士民に文學を教授す(日本教育史資料)  
**セイジソウサイシヨク** 政事總裁職 江戸幕府の職名、十四代將軍徳川家茂の世に當り、外事漸く繁擾し、内政亦紛亂す、茲に於て文久二年七月、始めて松平慶永を政事總裁職に補し、繁政を釐正せしむ、事報告に出づるを以て、將軍親しくこれを宣す、職祿一萬石を給す、爾後諸藩連職の期を減じ、兵制を改革する等の新政あり、蓋し此職名たる、鎌倉以來嘗て無き所に於て、徳川氏の季世幕府の威權衰へたる時に創れり、同三年、慶永職を辭し、松平直克これに代る、元治元年六月罷む、後此任なし(官制沿革略史)  
**セイシホサツ** 勢至菩薩 「ダイセイシホサツ」を見よ、  
**セイシンサツ** 棲心院 一條内實(イチヂウウツチサネ)を見よ、  
**セイシンコウ** 清慎公 藤原實賴(フナヘヲノサネヨリ)を見よ、  
**セイシヤウクワン** 成章館 舊蓮池藩の學校、肥前國神埼郡見島村字北名に置かる、安永五年七月、藩主鍋島直寬、學館を設けて子弟を教育す、天明四年九月、直溫の時、成章館を創設し、寄宿舎を設け、文武上達者を選びて他藩に遊學せしむ、直興の時、藤津郡鹽田に校舍觀瀾亭を創設す、又藩府内へ文武講肄場(撥英堂と稱す)を開き、武技を試す、嘉永以來兵學を講じ練兵場を開く、明治四年廢藩に際し、

セイ



セイセ

セイセイシヤ

養老館(ヤウラウ)

セイセイダイシヤウケン

征西大將軍

西園鎮撫を掌る臨時の職名。原田賴朝の遺紀養老四年七月の條に、征西將軍と見えたりとも、是は征西人將軍を云へるなり、始めて任命せしは天慶四年五月とす、藤原忠文を以て征西大將軍となし、藤原純友を討す、副將軍、軍監等あり、未だ發せずして事治まる、爾來中絶したりしが、後醍醐天皇の時に及び、延元中懷長親王を征西大將軍とし、九州の賊徒を追討せしむ、太平記には、征西將軍宮と云へり、尋でまた後村上天皇の時正中中、真成親王を之に補して、九國の北軍を討たしめ給へり、此後本職を任補したることなし(紀略、阿蘇文書、武家名目抄)

セイセウナゴン

清少納言

原、名詳かならず、後宮に入りて少納言と稱し、更に清原の頭字なる清の字を、其上に冠して清少納言と呼ばれたり。元輔の女。一條天皇の時、皇后藤原定子に仕へ、才學を以て著はれ、紫式部と名を齊うす、或時雪の降りたる後、皇后宮左右を顧みて、香爐峯の雪は如何と仰せありしに、清少納言は、言下に座を起ちて、御前の簾を褰げたり、これ唐の白樂天が老後に廬山の麓に草堂を結びし時の詩に「遺愛寺鐘欵枕聽、香爐峯雪撥簾看」と賦したりし故事に基きたるものにして、時人其敏捷なるを稱嘆したりといへり、また彼の百人一首にも入りて有名な、夜をこめて鳥のそらればはかるとも世にあふ坂の關はゆるまじ」の歌は、拾遺集雜二に出で、詞書に「大納言行成物たりなどして侍りけるに、内の物忌にこもればといひをこせて侍りければ、夜ふかりけんされてといひをこせて侍りければ、夜ふかりけん

セイセ

セイタ

鳥の聲は、函谷の關のことにやといひ遣はしけるを立かへり、これは逢坂の關に侍るとあればよめる」とあり、皇后宮深く其才華を嘉みし、奏して内侍と爲さんと欲したりしが、御兄なる藤原伊周が不敬の罪によりて流罪せらるゝに會し、遂にこれを果さざりき、然して其末年の状況詳かならず、只僅に、老後零落して陋屋に住したりしに、門前を過る年少の殿上人等、其貧乏なるを見て憫笑せしを、少納言殿中より、駿馬の骨を買ふものあるを聞かずと呼はばりしかば、前に笑ひしものも慚ぢて去れりと傳ふるのみ、清少納言才學一世に卓絶せるのみならず、資性活潑にして、や、才に誇るの風あり、好んで故事古語を引きて、當世の學士と議論し、鬚眉男子をして屢々後に瞠着たらしめし事あり、また幾多の男子を蹴弄して嘲諷を試みたる等の事あり、従うて其内行も修らず、枕草子を檢するに、情交ありしもの蓋し二三人に留まらざりしがことなし(藤原枕草子、マクラノソウワシ、參看(大日本史、百人一首一夕話、日本文學史))

セイセツ

清拙

正澄(シヤウチヨウ)を見よ、セイセン 精錢 永樂錢をいふ、惡錢に對して善なる錢をいふ詞なるが、永樂錢は我國當時の錢に對して、性質善なるよりかく名づく、昆陽漫錄に、室町殿の比より西土歴代の錢を精錢と云ふ、關東にては之を京錢と云へり」とあり、「エイラクセシ」參看、セイセタンザク 成選短冊 「タンザク」を見よ、セイソウジシヤ 聖僧侍者 「シヤウソウ」を見よ、セイタウ 聖堂 名義孔子を祀りたる堂宇、先聖堂の義、諸國往々にして之ありしも、今は只

セイテ

セイテ

江戸幕府の官設に係れるもの、みを掲ぐ○按ずるに孔子以下の像を安置せる所、古くは先聖殿といひ、後ち大成殿と改む、聖堂とは之に諸門廊廡等を合せたる一廓の總稱なり(所載) 江戸湯島聖堂、今東京女子高等師範學校の構内に在り、堂宇現存す(藤原寛政九年幕府の儒役林道春、孔子の祠を忍岡(今の上野)の宅地に建つ、尾張藩主徳川義直、財を捐て、費を助け、聖像及び四配(顔子、曾子、子思、孟子)の像をおき、先聖殿と自書して之を扁額とし、また祭器を寄せて釋奠の用に供ふ、十年二月はじめて釋奠の式を行ひ、九月また之を行ふ、爾來以て恒例と爲す、元禄三年七月、是より先將軍徳川綱吉深く儒學を尊崇せるがゆゑに、更に聖堂の規模を大にするの意あり、即ち之を湯島に移さんとし、御側松平輝貞を普請奉行となし、蜂須賀隆重に其手傳を命じたり、十月尾張光友、紀伊光貞、水戸光圀、松平頼純は典籍を、伊達綱村、細川綱利は祭器及び其他の物品を寄進し、十一月綱吉自ら大成殿の三字を書し、林信篤に命じ、新築堂宇の一扁額に鐫るべきの旨を命ず、十二月大成殿造營功を竣り上棟の式あり、超えて四年二月七日聖像を遷す、十一月綱吉親臨して聖廟を拜し、祀田千石を寄す、寶永元年五月再び聖堂を經營す、蓋し前年十一月火災に罹れるを以てなり、十一月大成殿上棟の式を行ふ、天明六年また焼亡し、七年九月新廟成る、既にして寛政年間及び將軍家齊、林道春を用ひて大に文教を興すや、十年三月大に工役を興して廟宇を改築し、翌年九月に至りて成り、十一月聖像を移す、結構榮然として規模頗る見るべし、維新後廢頽に歸したれども、大成殿はなほ舊態を保ちて現存せる事人の知れるかことなし(藤原寛政永忍岡の創建の際に、極めて小規模なりしと、昌平志所載の圖を以ても知るを得べく、其改築

セイテ

セイセイシヤ

養老館(ヤウラウ)

セイセイダイシヤウケン

征西大將軍

西園鎮撫を掌る臨時の職名。原田賴朝の遺紀養老四年七月の條に、征西將軍と見えたりとも、是は征西人將軍を云へるなり、始めて任命せしは天慶四年五月とす、藤原忠文を以て征西大將軍となし、藤原純友を討す、副將軍、軍監等あり、未だ發せずして事治まる、爾來中絶したりしが、後醍醐天皇の時に及び、延元中懷長親王を征西大將軍とし、九州の賊徒を追討せしむ、太平記には、征西將軍宮と云へり、尋でまた後村上天皇の時正中中、真成親王を之に補して、九國の北軍を討たしめ給へり、此後本職を任補したることなし(紀略、阿蘇文書、武家名目抄)

セイセウナゴン

清少納言

原、名詳かならず、後宮に入りて少納言と稱し、更に清原の頭字なる清の字を、其上に冠して清少納言と呼ばれたり。元輔の女。一條天皇の時、皇后藤原定子に仕へ、才學を以て著はれ、紫式部と名を齊うす、或時雪の降りたる後、皇后宮左右を顧みて、香爐峯の雪は如何と仰せありしに、清少納言は、言下に座を起ちて、御前の簾を褰げたり、これ唐の白樂天が老後に廬山の麓に草堂を結びし時の詩に「遺愛寺鐘欵枕聽、香爐峯雪撥簾看」と賦したりし故事に基きたるものにして、時人其敏捷なるを稱嘆したりといへり、また彼の百人一首にも入りて有名な、夜をこめて鳥のそらればはかるとも世にあふ坂の關はゆるまじ」の歌は、拾遺集雜二に出で、詞書に「大納言行成物たりなどして侍りけるに、内の物忌にこもればといひをこせて侍りければ、夜ふかりけんされてといひをこせて侍りければ、夜ふかりけん

セイセ

セイタ

鳥の聲は、函谷の關のことにやといひ遣はしけるを立かへり、これは逢坂の關に侍るとあればよめる」とあり、皇后宮深く其才華を嘉みし、奏して内侍と爲さんと欲したりしが、御兄なる藤原伊周が不敬の罪によりて流罪せらるゝに會し、遂にこれを果さざりき、然して其末年の状況詳かならず、只僅に、老後零落して陋屋に住したりしに、門前を過る年少の殿上人等、其貧乏なるを見て憫笑せしを、少納言殿中より、駿馬の骨を買ふものあるを聞かずと呼はばりしかば、前に笑ひしものも慚ぢて去れりと傳ふるのみ、清少納言才學一世に卓絶せるのみならず、資性活潑にして、や、才に誇るの風あり、好んで故事古語を引きて、當世の學士と議論し、鬚眉男子をして屢々後に瞠着たらしめし事あり、また幾多の男子を蹴弄して嘲諷を試みたる等の事あり、従うて其内行も修らず、枕草子を檢するに、情交ありしもの蓋し二三人に留まらざりしがことなし(藤原枕草子、マクラノソウワシ、參看(大日本史、百人一首一夕話、日本文學史))

セイセツ

清拙

正澄(シヤウチヨウ)を見よ、セイセン 精錢 永樂錢をいふ、惡錢に對して善なる錢をいふ詞なるが、永樂錢は我國當時の錢に對して、性質善なるよりかく名づく、昆陽漫錄に、室町殿の比より西土歴代の錢を精錢と云ふ、關東にては之を京錢と云へり」とあり、「エイラクセシ」參看、セイセタンザク 成選短冊 「タンザク」を見よ、セイソウジシヤ 聖僧侍者 「シヤウソウ」を見よ、セイタウ 聖堂 名義孔子を祀りたる堂宇、先聖堂の義、諸國往々にして之ありしも、今は只

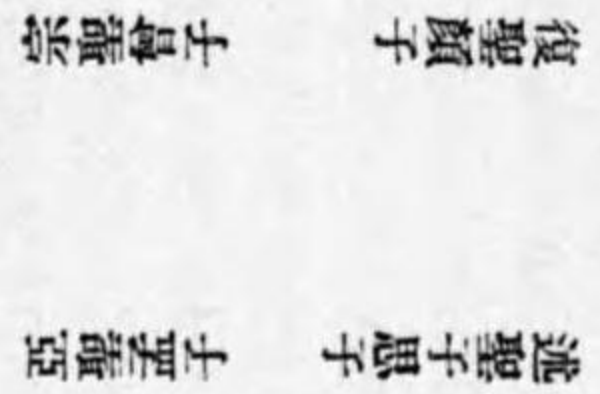
セイテ

セイテ

江戸幕府の官設に係れるもの、みを掲ぐ○按ずるに孔子以下の像を安置せる所、古くは先聖殿といひ、後ち大成殿と改む、聖堂とは之に諸門廊廡等を合せたる一廓の總稱なり(所載) 江戸湯島聖堂、今東京女子高等師範學校の構内に在り、堂宇現存す(藤原寛政九年幕府の儒役林道春、孔子の祠を忍岡(今の上野)の宅地に建つ、尾張藩主徳川義直、財を捐て、費を助け、聖像及び四配(顔子、曾子、子思、孟子)の像をおき、先聖殿と自書して之を扁額とし、また祭器を寄せて釋奠の用に供ふ、十年二月はじめて釋奠の式を行ひ、九月また之を行ふ、爾來以て恒例と爲す、元禄三年七月、是より先將軍徳川綱吉深く儒學を尊崇せるがゆゑに、更に聖堂の規模を大にするの意あり、即ち之を湯島に移さんとし、御側松平輝貞を普請奉行となし、蜂須賀隆重に其手傳を命じたり、十月尾張光友、紀伊光貞、水戸光圀、松平頼純は典籍を、伊達綱村、細川綱利は祭器及び其他の物品を寄進し、十一月綱吉自ら大成殿の三字を書し、林信篤に命じ、新築堂宇の一扁額に鐫るべきの旨を命ず、十二月大成殿造營功を竣り上棟の式あり、超えて四年二月七日聖像を遷す、十一月綱吉親臨して聖廟を拜し、祀田千石を寄す、寶永元年五月再び聖堂を經營す、蓋し前年十一月火災に罹れるを以てなり、十一月大成殿上棟の式を行ふ、天明六年また焼亡し、七年九月新廟成る、既にして寛政年間及び將軍家齊、林道春を用ひて大に文教を興すや、十年三月大に工役を興して廟宇を改築し、翌年九月に至りて成り、十一月聖像を移す、結構榮然として規模頗る見るべし、維新後廢頽に歸したれども、大成殿はなほ舊態を保ちて現存せる事人の知れるかことなし(藤原寛政永忍岡の創建の際に、極めて小規模なりしと、昌平志所載の圖を以ても知るを得べく、其改築

とも多少發展の姿を呈したりしが、元祿の湯島移轉の時に及び、はじめ其面目を改めしが、寛政の重修に及び更に其規模を大にしたり、今其一斑を擧ぐれば、正殿を大成殿といふ、長さ十一間奥行四丈七尺九寸、基礎より殿極に至る四丈八尺四寸、南面す、室を殿内の北壁に構へて神座とし、正位は南面し配座は東西面す、其位置左のごとし、

至聖宣文王



東西の二廊あり、各十五間、北は正殿に接し、南は杏壇門に屬す、門の長さ十一間、奥行一丈六尺五寸、兩端各房舎を作る、門を出で、行くと數十歩、また入徳門あり、六柱にして髹漆を塗りたり、これより更に南折すれば仰高門に達す、即ち正門なり、六柱にして東面す、側に門衛の舎あり、其廣義學舎の地を合して、凡そ一萬千六百餘坪に及ぶ、明治以後衰頽に歸し、舊觀を失へること尠なからざれども、大成殿に至りては、なほ古のまゝにして存せり、なほ學舎に關しては、昌平坂學問所の條に詳説し、寛政聖堂閣また同條の挿圖として收めたり、また釋奠は別に其條あり、並に就きて見るべし(昌平志、聖堂沿革考)

セイタウ

西堂

東堂(トリダウ)を見よ、

セイダウクワン

誠道館

上總國天羽郡(今君津郡)佐貫字清水(藤原)校(藤原)寛政八年學校を建築し、藩士白井三四落合宇右衛門の二人師範役を勤む、文化より嘉永年間に至

るまで學事衰頽す、安政二年藩政一變し文武復興興に至り(日本教育史資料)

セイチャウ

稅帳

王朝時代、四度公文の一、國內の定額出納、並に借貸、境納勘出、田租、穀類、及び例用、臨時並に其年殘定額正倉等の事を記す帳簿を云ふ、又正稅帳とも云ふ、毎年二月三十日以前に太政官に送る、但飛騨信濃等の八國は四月、太宰府と出羽とは五月の定めなり、太政官之を受取りて民部省に下せば、主稅寮にて勘査す、即ち諸國內の官物と去年の雜費支出との決算帳なり、この帳に附して、支文六を上げるなり、その書式は、詳しく延喜式主稅式に見えたり、就て見るべし、猶「ヨドノ」ツカヒ參看(延喜式、四度使考)

セイチヨウジ

清澄寺

郡(今安房郡)清澄村字妙見山(千光山)と號す、キヨスマテラ」とも云ふ(藤原)眞言宗(藤原)開創(藤原)寺傳に寶龜二年不思儀法師と云ふ者、老柏樹を伐りて虚空藏菩薩の像を刻し、小堂を營みて安置し、爾來靈場となり、承和三年天台宗の圓仁(慈覺大師)來りて不動明王の像を刻し、共に安置したりと云ふ、房總志料に、神武天皇の時、天宮命を祀りし靈場なりといへり、今猶寺中に存す、寺の四方峯巒圍繞、寶珠、摩尼、如意、獨結、雞足等の號あり、皆大師の名づくる所と云ふ、天福の頃道善と云ふ者あり、日蓮就いて師事し、建長五年四月此山上に於いて始めて南無妙法蓮華經の七字題目を高唱し、これを日蓮宗の開立となす、南北朝の時大僧正弘賢住持となり、明德三年梵鐘を鑄造したり、其後伽藍火災に罹りて、荒廢したるが、慶長の初め頼勢中興して伽藍を修理し、里見忠義寺領百六十石を寄す、證判今に存せり、後ち江戸幕府百七十石を寄附す、今は舊時の壯觀なしと雖

も、尙ほ本州の大刹なり、山林幽邃にして夏時暑を避くるに適す(山前に日蓮の遺跡あり、一小堂を建て開宗發教之道場と云へる額を掲ぐ、境内に道善屋敷と呼べる地あり、慶長以後の文書を藏す(縁起、鐘銘、房總志料、上總國志))

セイテツジヨフギヤウ

製鐵所奉行

江戸幕府の職名、製鐵のことを掌る、老中の所管にて、高二千石を食む、奉行並あり高千石(藤原)始(藤原)慶應二年十二月始めて置く、同三年正月調役を置く、持高の外、別に職祿金百兩を給す、同年二月改役及び調役下役を置き、並に奉行の支配とす(官制沿革略史)

セイテツゼニ

製鐵錢

江戶時代に用はれたる錢貨の一種、一の寛永錢なれど鐵質の善きを以て此名あり、徑九分、重一匁一分(藤原)始(藤原)萬延元年十二月銀座に於て之を鑄造す、一文を以て他の四文に充つ、初め眞鍮錢を造るに銅價貴く、之を鑄るに利あらざる故、鐵を代用したるなり、明治五年、八千箇を以て新貨一圓に換ふ、即ち八枚を以て新貨一厘に換ふ(大日本貨幣史)

セイトウシヤウケン

征東將軍

臨時官、征夷將軍と職掌を同くし、只其名を異にするのみ、或は征東大使と稱す、副將軍、判官、主典あり(藤原)始(藤原)光仁天皇寶龜十一年三月始めて置く、中納言藤原朝臣繼繩を大使、大伴宿禰益立、紀朝臣古佐美を副使となし、判官主典各四人あり、蓋し是より先き、陸奥國上治郡大領伊治公麻呂叛して、按察使紀廣純を殺し、を以て、之を征伐せしめたるなり、其後將軍たるもの、小黒藤原(寶龜十一年九月)大伴弟廣(延暦二年一月)大伴家持(延暦三年二月)紀古佐美(延暦七年七月)大伴弟廣(延暦十年七月)等な

セイテ

セイテ







セイヤ

とも云ふ。元龜天正の頃、基督教の本邦に傳播せらるゝと共に葡西二國の宣教師によりて洋風の繪畫紹介せられたれど、大抵宗教上の繪畫のみなり、葡西二國人中、宗教外の畫をかき、又それらの人に就いて學びし者ありしと雖も、寛永十四年天草の亂後、基督教を嚴禁したるがため、宗教畫は國禁のものとなり、灰燼に附したるが故、遂に宗教上の關係よりして、洋畫の根本を失ふこととなり、かゝる勢なりしを以て、洋畫を學びしものも世を憚りて筆を染めざりしかば、世に著はれしものなし、只島原一揆の殘黨山田右衛門作といへるもの、洋畫をよくせしかば、明曆中、放火の狀及び其刑の狀をうつさしめて、品川、千住、新宿、板橋の四宿に掲げられしことあるのみ、されどこの人一代にとりて、他人へは傳へざりき、今日現存する所の洋畫中、最も古きは舊會津藩主松平千壽の家に傳へらるゝ、各國帝王騎馬圖(今は屏風となれり)仙臺藩主伊達伯爵の家に傳へらるゝ、支倉六右衛門常長の肖像等にして、支倉の肖像は羅馬風においてかきたるものなれども、各國帝王騎馬圖は、天正中本邦に駐在せし西洋人のかきしもの、ことし治寛永十四年以來、久しく絶えたる洋畫を再興せしは、實に司馬江漢とす、江漢は元浮世繪師にて、初代鈴木春信に從ひて浮世繪を學び其名をなつて、二代春信と稱す、後ち大に悟る所ありて、長崎に赴き蘭人に就いて洋畫を學び、名を江漢と改む、是より先未だ春信といひしころ(明和二年)、支那の色摺にならひて、四五遍の彩色摺を工夫し、印刷術の上に、大なる利益を興へしが、洋畫の研究に就いても、一方ならず苦心せしといへり、蓋し當時洋畫に用ふる布、並に彩色具を得る道なかりしかば、紙幾枚も重ねてどうきなきひき、

セイヤ

それに密陀油にてきたる繪具をもて描きたりといふ、かくのごとくにして研究したれども、世運未だ洋畫に傾かざりしが故に、廣く用ひらるゝに至らざりき、然れど當時より、他の日本畫家も暗に洋畫の法を研究して、日本畫に應用するものいできたれり、右に述べたるがごとく江漢の洋畫は當時の上流社會に容れられざりしかば、其畫風は下層社會に流れ入りて、多く工藝品に應用せらるゝこととなり、第一の繪具を密陀油にてきたる畫をかき、小兒の鬚弄品に供する手筈の上に硝子をばり、其硝子の裏に畫をかき、上よりすかし見る法となりしが、第二の泥繪具にてかく法は、のぞき目鏡或は劇場の遠景をかく法となれり、又第三の銅板繪の法は、最も廣く行はれたるものにて、其門より亞歐堂、雷洲の二人を出したり、亞歐堂(永田善吉)は奥州須賀川驛の人にて、松平樂翁に愛せられ、その保護をうけて研究せしといふ、樂翁の命によりてかきし、淺草觀音堂の銅板繪を見て、當時の洋畫をおもひやるべし、又雷洲(中村氏、名不詳)は江戸の人にて、亞歐堂に劣らざる名工なりといへり、この人の描きし川中島合戰圖、下利根川圖、淺草巖市圖などの、銅板繪は世に傳へてもはやさるゝ、これらの人々によりて、江戸、大阪、京都には、銅板繪を描くものいできたれり、尋で江戸時代の末年に際し、開成所中に畫學調所を置き、出役、並出役、世話心得等の諸吏を任命して廣く生徒を募り、西洋畫を教授せしが、當時の出役は川上萬之丞にして、並出役は宮本元道なりき、此の他高橋猪之助(由一)、近藤清次郎(正純)、服部春園、狩野春川など、皆川上萬之丞の下に隸して、世話心得となれり、當時の洋畫は、只川上萬之丞が關書によりて、彼國の畫書書を教授せしのみにて、技

セイヤ

術の點に至りては、司馬江漢の法により、繪具を密陀油にてきたるものを用ひしといふ、開成所の廢せらるゝ頃にあたり、英國人ワグマンといふもの、新聞通信員として横濱に來り、類に本邦の風俗をふかきしかば、高橋由一、五姓田芳松の二人、これに就いて始めて洋畫のかき方を學びしといへり、維新後川上冬涯は、下谷徒町に臨香讀畫館を起し、また高橋由一は、日本橋濱町に天繪學社を起して、西洋畫を教授せしが、明治七年の秋土佐の人國澤新九郎、英京倫敦より洋畫を研究して歸朝し(明治五年洋行)、麴町の平川町に彰技堂を起して、生徒を募りしかば、洋畫志望の青年は、競ひて其門に入り、正則の畫法を學ぶことを得たり、明治九年十一月、工部大學中に、西洋の繪畫彫刻を教授する爲、美術學校をおき、伊太利よりホンタネジを聘して、生徒を募る、臨香讀畫館より小山正太郎、松岡壽、中丸清十郎、彰技堂より淺井忠、守住勇魚、天繪學社より高橋源吉、森本貞徳、ワグマンより五姓田芳松、山本芳翠等いで、入學せしもの、凡六十人餘、ホンタネジに就いて、親しく洋畫を學びしが、明治十一年の暮に至り、故ありて一同に退校を命ぜらるゝ、其後第二期の生徒を募集し、伊太利人フレッチをなして教授せしめられしが、十三年一月フレッチを解雇し、更に伊太利人サンジョバンニを聘す(十六年二月解雇す)、洋畫の進歩は、實にこの美術學校を置き、ホンタネジに就いて學ばしめたるもの、偉大の功を奏し、今日有名なる洋畫家は、大抵この時の生徒なりき、第一期の生徒中、小山正太郎は不同社を起し、高橋源吉は天繪學社(高橋源吉の父由一の設立せし畫塾)を擴張して、ともにこの畫派の普及を圖る、明治十四年の暮、壽に徳川家より歐米へ洋畫修業の爲留學

セイヤ

せしめたる、前開成所畫學生徒川村清雄歸朝し、彼が非凡なる手腕をふるひて、洋畫を紹介せり、清雄初め明治三年三月、徳川家より遣はれて、まづ米國に渡り、暫く同國に留學し、それより佛國に渡り、更に伊太利のベニスに入り、畫學修業中、印刷局の留學生となり、ベニスアカデミーの教師チイトに就いて學び、傍ら西班牙人リッコに就いて畫法を學びしが、ことにリッコが、日本にかへりては、日本人の洋畫を工夫せよといはれし一言に勵まされて、山水人物花卉鳥獸、すべて本邦にありふれたるものを寫し出し、日本一種の洋畫を工夫せり、明治二十一年小山正太郎、淺井忠、松岡壽等明治美術會を起し、その秋第一回展覽會は、上野不忍池の馬見所に開きしより、年々ひきつゞきてこの會を催せり、二十九年七月東京美術學校繪畫中に、洋畫の科を置く、明治十五年十二月工部美術學校廢せられてより、ここに至りて、再び官設の洋畫教授所をみることになれり(横井博士「日本繪畫史」)

セイヤ

すして、長和五年に寂す、茲に於て高弟盛算、師の遺志を紹ぎ、樓霞寺内の釋迦堂を一寺となし、清涼寺と號するの勅許を得たり、一條天皇勅願所とし給ふ、其後樓霞寺は漸次衰頹し、清涼寺のみ興隆して、遂に樓霞寺の舊跡を占むるに至れり、建久以來數々火災に罹りて諸堂燒失したり、元祿享保の頃住持覺鎮再興に力を盡し、徳川幕府及び前田氏は巨財を投じて殿堂を造營せしかば、や、舊觀を呈するに至れり、初めは眞言淨土兼學なりしも、後に専ら淨土宗となる、當寺に安置する釋迦像は、三國傳來と稱し、著名の靈佛なるを以て、俗に嵯峨釋迦堂と稱す、元祿十三年將軍綱吉此像を江戸城に迎へて衆人に拜禮せしめたるより、爾後時々出開帳をなす〇二王門、當寺の表門なり、慶長二年宇喜多秀家の室正樹院壽光大姉(前田利家の女)の再建にして、後享保中及び明治十年修理を加ふ〇多寶塔、二王門の内に在り、三層屋にして中央に釋迦を安置す、元祿中本尊江戸へ出開帳の際に、貴賤男女の淨財を以て構造し船載して返り此に建立したるもの〇本堂、即ち釋迦の靈像並に脇侍を安置す、齋然の將來りたるものなり、西兩壇に文殊普賢を安置す、梅檀瑞像の大額を掲ぐ、黃檗の隱元の筆なり、此堂は建久九年火災に罹り止法法師再建し建保五年再び火災に罹り、明惠上人再建す、後應仁二年の兵火には僅に免れ、寛永十四年火災に罹り、元祿十四年に再建す、即ち今の建築なり〇阿彌陀堂、本堂の東南に在り西向なり、樓霞觀の遺址なりとて樓霞寺と云ふ、阿彌陀佛を安置す〇經藏、阿彌陀堂の傍に在り、齋然が宋版一切經五千四百八卷を納めたりしが建久九年に燒失し今は明版一切經を藏す〇鐘樓、經藏の傍に在り、梵鐘は足利義政の命により鑄造したるもの〇方丈、本堂の北東に在り、寛永中一照院

セイヤ

殿(徳川家康の女)追福の爲めに建立したるもの、後正樹院重修したり〇藥師寺、本堂の西に在り、當寺の別院なり、一に蟠龍山療病院と云ふ、藥師佛を安置す〇什寶、釋迦如來立像(木造、傳毘首羯磨作)阿彌陀如來像、觀世音像、勢至菩薩像、毘沙門天像、釋尊繪緣起(傳元信筆)融通念佛緣起(傳土佐行秀外五名筆)は最も優秀なるもの、皆國寶となれり、此外文書畫像木像以下少からず(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

セイリヤウテン

清涼殿

殿の一、天皇嘗の御在所にして、四方拜、小朝拜、叙位、除目、官奏、御遊以下の諸公事を行ふ所なり、セイヤウテンとも「セイエウテン」とも云ふ、又清冷、西涼と書き、本殿、中殿、御殿、路廳、後廳等の稱あり、仁壽殿の西、校書殿の北に在り、東面にして九間四間、身舎は南北五間東西二間、之を畫御座と爲す、其北に二間四方の一室あり、之を夜御殿と爲す、其東に南北二間、東西一間の室あり、之を二間と稱す、夜御殿の西に南北二間東西一間の一間を朝餉間といふ、御膳を上る所なり、夜御殿の北に南北二間東西一間の室相並ぶ、中なるを萩の戸と稱し、其障子に畫くに萩を以てす、其東なるを弘徽殿上御局とし、西なるを藤室上御局と稱す、共に皇妃上直の所なり、畫御座の東に、南北三間に、一間の内廂あり、其南に南北二間に一間の一室あり、之を石灰壇と稱す、大神宮内侍所を拜せらるゝ所なり、畫御座の西南北三間に一間の一室あり、臺盤所と稱す、臺盤を置く所なり、其南石灰壇に對し鬼間あり、朝餉間の南方に御手水間あり、其北一間の小室を御湯殿上局となす、屋制、東西榮、檜皮葺、東廂の外に孫廂あり、南北九間、東西一間にして、其外に五尺の

セイリヤウジ

清涼寺

郡嵯峨村〇世に釋迦堂といふ、釋迦淨土宗、知恩院の所轄に屬す〇本尊は釋迦牟尼佛白梅檀の立像丈五尺二分、天然毘首羯磨の作を摸したるものと云ふ、脇侍十大弟子立像丈二尺五寸、初め嵯峨天皇の離宮なりしを源融に賜ひ、其山莊となし、樓霞觀と稱し、後に改めて佛刹となして樓霞寺と號せり、永延元年八月、釋齋然山城國愛宕山を支那の五臺山に擬し、一の伽藍を建立し、五臺山の寺號を取り、大清涼寺と名づけ、曾て入宋求法の時、得たる白梅檀釋迦像を安置せんことを奏請し、未だ勅許に及ば

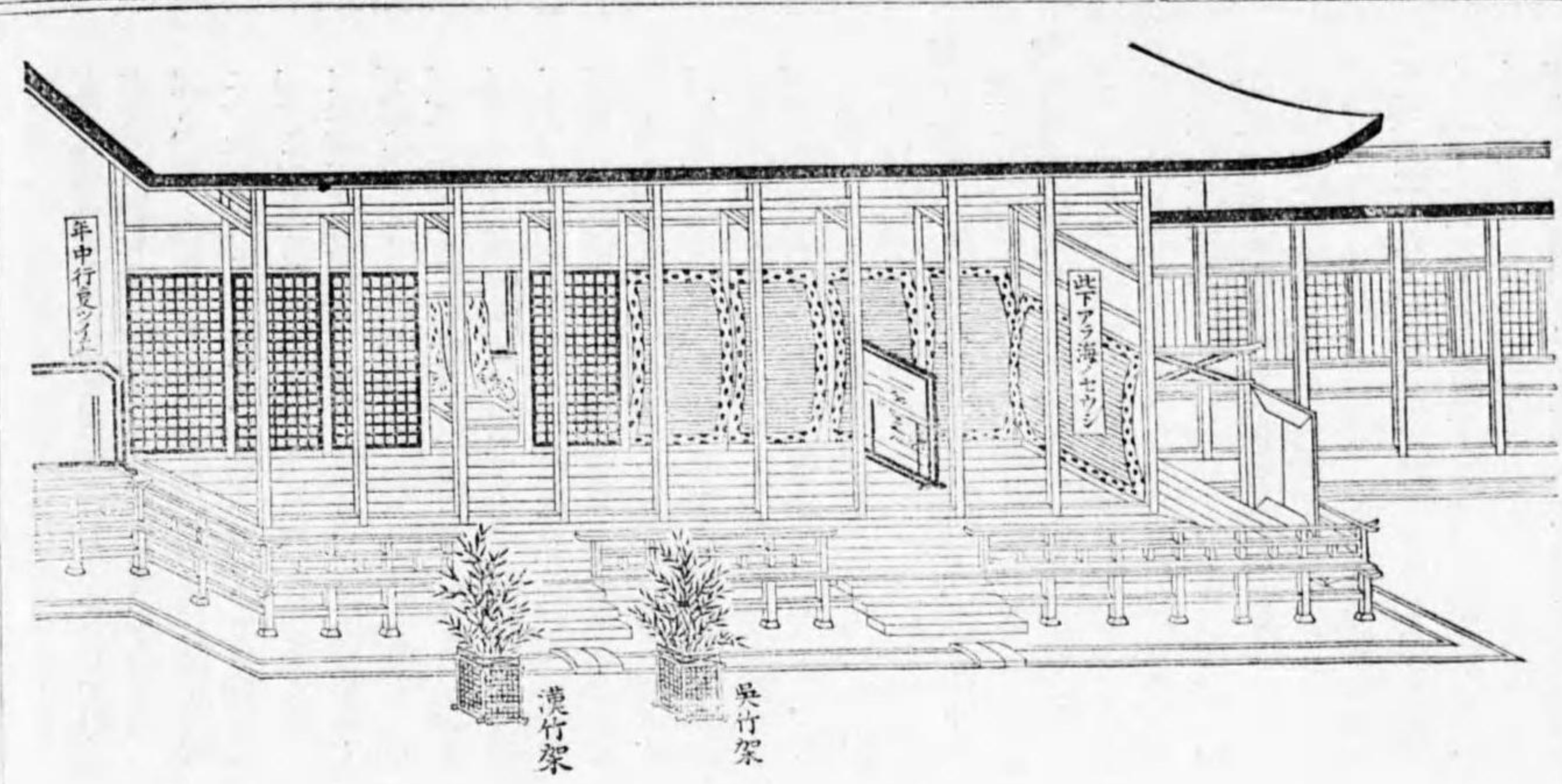
セイヤ

セイリ

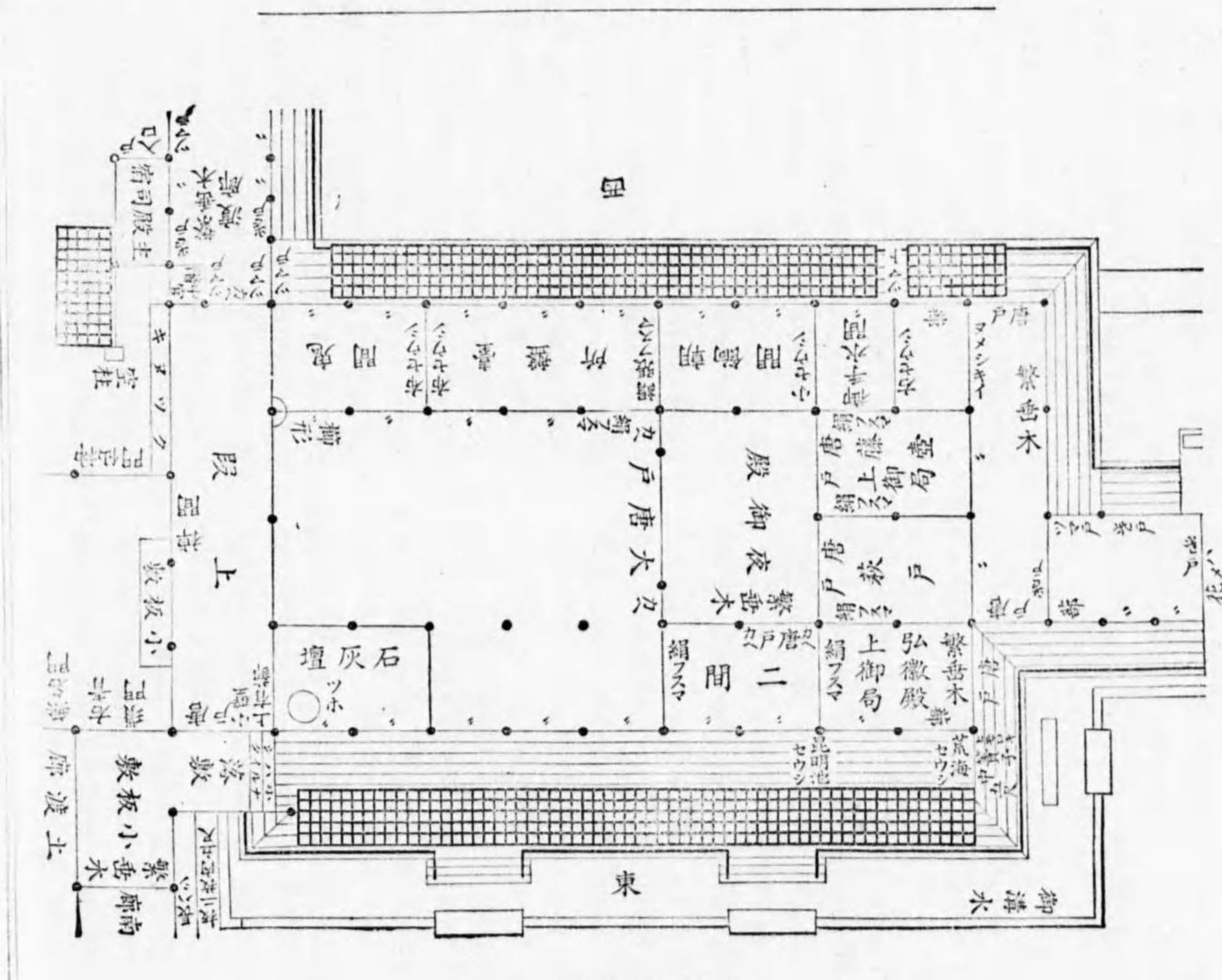
セイリ



セイリ



(載所説圖開見開鳳)



(載所説圖開見開鳳)

セイロ

簀子あり、南廂を殿上間とす、殿の西に、南北に五尺の簀子あり、中央に渡殿あり、後涼殿の馬道に通ず、其西を臺盤所壺とし、其北を朝餉壺とす、共に南北に五尺の簀子あり、殿上の間、及び北廂より渡殿を以て後涼殿の南北廂に通ず、東の孫廂の南より東に折れ、長橋を経て紫宸殿に至り、殿上ノ間より神仙門の廊を経て校書殿に至り、北廂より黒戸細殿を経て、東は瀧口陣より承香殿に至り、北は弘徽殿に至る、其西には御溝水流れ庭上には吳竹、漢竹の壺あり、桓武天皇造營以後既に備はりしならんも、史に見えたるは、類聚國史に「弘仁四年九月癸酉、宴皇太弟於清涼殿、具物用漢法」とあるを始めとす(沿革は皇居の條を見るべし)、現今京都御所の清涼殿は、安政の造營に係り、一に古式によりて作られ、襖繪は、身舎は絹張紺青引極彩色、縁は軟綿青地、繪は唐繪詩句の意によりて寫す、其他倭繪にて名所を寫し、或は色紙形に和歌を題す、畫は土佐光清の筆なり、畫御座以下各條に委しく述べれば参照すべし(大内裡圖考證、平安通志)

セイロウ

井樓 軍陣の時、人を登らしめて敵陣を窺視せしむる機を云ふ、兵家にいふ時は城樓と書けり、其制一ならず、車井樓、櫓井樓等の種類あり、和漢三才圖會に「巢車(此云釣井樓)巢車其制以車輪當中、建高竿、首施轆轤、以繩挽板屋、上卒首、其屋方四尺高五尺、以生牛皮裹之以禦矢石、使入賊屋中、下窺城中事、遠望如鳥巢、故名云々」とあり、以て其一斑を知るべし、築城記に、「セイロウを擧ぐるは、先すそばかりに柱をふんばらせ、つよく立也、一重あぐるは、さまを下に切て、面の方を先とく上へき也、一重の時も上へあげ、かさねるやうに柱の心えをしてあぐるなり、又夜中にあぐるが

セイワ

よき也、敵へ近くあぐる時如此、畫は敵見すかし、矢を射、あげにくき也、面に矢ふせぐ用意をしてあぐる也、此時のたて、こしらへやう可在之と見えたり、何時頃より行はれたるや詳かならざれども、室町時代より攻城の時に用ひたるが如し、永享記結城落城の事をいへる條に「清方持朝千葉土岐等が陣の前には、十餘丈の井樓を二三重に組上たり」とあり、

セイワ井 清和院 山城國京都市、正親町の南、京極の西、土御門の北、富小路の東に在り(今は御苑石薬師御門の南に當れり)、清和天皇の母君染殿皇后明子、此院に住せらる、枕草子に、せか井院、續世繼物語に、勢賀院と書けり(拾芥抄、山城名勝志、平安通志)

セイワ井 清和院 所 山城國京都市 上京區七本松の東一觀音町(舊)眞言宗新義派の本尊觀音地藏の二體(舊)仁壽中文德天皇の勅願に因り、京極河崎の地に一字を草創す、佛心院と號す、一説もと染殿と云ふ邸第なりしと、貞觀十八年清和天皇讓位の後、當院に入り、落飾して法名を素眞と稱せらる、これより清和院と改稱し眞言宗となる、元慶年間伊勢尾張の租を寺封となす、世々皇子親王の住院となり、内道場と定めらる、寛文元年禁裡炎上の後、後水尾天皇勅して今の地に移す、依て帝を仰ぎて中興の開祖となす、歴朝の勅願寺たるを以て、御撫物の下賜あり、今は智積院の所轄となる(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

セイワゲンジ

清和源氏 清和天皇より出で、源姓を賜はりたる氏族を云ふ、貞貞、貞元、貞純、貞敦、貞眞の諸親王の子孫及び、長淵、長猷等皆源氏の姓を賜ふ、然れども貞純親王の子孫のみ繁榮して他は顯はれざりき、今貞純親王の子孫につきて述

セイワ

ぶべし、貞純の長子經基六孫王と稱し、承平天慶の間軍功あり、鎮守府將軍となる、村上天皇天德五年姓源朝臣を賜ふ、滿仲、滿政、滿季、滿快、滿重を生む、滿仲滿政並に鎮守府將軍たり、滿季は武藏守、滿快は左衛門尉、滿重は出羽介となる、滿仲は賴光、賴親、賴信、賴平、源賢を生む、賴光賴信又並に鎮守府將軍となり、賴親は大和守となる、賴信は賴義賴清賴季賴任義政を生む、賴義は鎮守府將軍、賴清は陸奥守となり、賴義は義家義綱義光を生む、義家は鎮守府將軍、義光は刑部丞となる、累世皆武勇を以て著はる、其内賴光、賴信、賴義、義家等最も傑出す、強賊を討滅し、大功を累立し、威を天下に震ふ、源氏の興る此に基す、其子孫分れて諸國に在る者、曰く滿津源氏、曰く美濃源氏、曰く尾張源氏、曰く河内源氏、曰く信濃源氏、曰く大和源氏、曰く河内源氏皆強族となす、而して支屬蕃衍して一々記し難し、故に今其正適のみ、に記し、其他著名なるは別條に出す、鎌倉將軍賴朝は鎮守府將軍義家より出づ、其父賴義相模守となり、義家を携へて赴任す、鎌倉に居り威令大に行はる、坂東の豪傑推戴して主となす、竟に君臣の分漸く成る、義家の長子義親叛を謀て誅せらる、義家其子爲義を養て家を繼がしむ、左衛門尉となる、長子左馬頭義朝普て下野守となり、又關東に居し賴朝を生む、爲義保元の亂に死す、義朝平治の亂に死し、源宗日に衰ふ、然るに賴義義家の餘烈尙存し、賴朝兵を擧ぐるに及び、八國の豪傑靡然として風に従ふ、數歲ならずして平氏を殲滅し、府を鎌倉に開き、征夷大將軍となり、源業始めて定まる、子賴家實朝に傳ふ、之を鎌倉三代將軍といふ、實朝殺さる、に及び、源氏の正適竟に絶ゆ、而して新田氏足利氏迭に興る、今氏族の分派の大概を左



セイウ



**セイワテンワウ** 清和天皇 名號御名は惟仁、法諱を素真といふ、世に水尾天皇と稱す

一、月文徳天皇の太子となる、按ずるに文徳天皇は紀名虎の女の生みたる惟喬親王を寵愛し、之を立てん事を欲し給ひしも、藤原氏を憚りて決行する能はず、遂に惟仁親王を以て太子とせられし也、天安二年十

セウ

一月位に即く、時に年九歳、外祖父太政大臣藤原良房政を攝す、然れども未だ攝政の名なかりしが、貞觀七年天皇元服あり、機務を親しく爲し給ふに及び、翌年八月良房に詔して、天下の政務を攝行せしめらる、藤原氏の攝政にはじまり、政權全く一族に歸す、これより先天安二年には陵制を立て、遠陵近陵の別を設け、十陵四墓を定め、貞觀三年には宣明曆を頒行せしめられき、在位十八年にして貞觀十八年十一月位を陽成天皇に譲り、元慶三年五月落飾入道し、十月大和を巡幸して名山大川を歴覽あり、十一月栗田山莊園覺寺に遷幸し、十二月四日崩す、御壽三十一、山城國葛野郡嵯峨村水尾山陵に葬る、天皇風儀美はしく、端嚴なること神のごとし、性寛明仁慈、温和寡言、舉動禮に遵ひ、好みて書傳を讀み、思を釋教に潜め、鷹犬の娛のごとき、未だ嘗て意に留め給はず、其遜位の後にありては、常に菜蔬を御し、聲色を斷たれ、圓覺寺に入りて出家し給ひしよりは、更に酒酢醜政を御せず、二三日を隔て、一たび齋飯を進めしめられし等、六時の苦修、毀瘠削るがごとく、深く世累を厭ひ、膳を絶つ身を捨てん事を欲し、凡そ諸の苦行修せざるはなかりき、太田元貞嘗て説を爲して曰く、清和天皇は染殿後の御子にて、忠仁公良房の外孫なり、外戚の勢にて、兄の惟喬皇子を踰えて踐祚ましませり、後に此事を深く悔い給ひしにや、御一生の行狀、苦行の僧に似たりと、蓋し正嶋を得たるものなるべし(皇胤紹運録、大日本史、陵墓一覽、菩提涅槃拾遺)

**セウ** 籙 「セウノフエ」を見よ、

**セウ** 判官 四等官(シトウクワン)を見よ、

**セウイチヂ** 照一院 今出川經季(イマデガハツネ)を見よ、

セウイ

**セウイチコクシ** 聖一國師 辨圓(ベンエン)を見よ、

**セウイウキ** 小右記 藤原實資の日記、因りて小右記といふ、又野府記、小記、小右相記、續水心記等の稱あり、野府記は小野宮右府の字に於けるなり、續水心記は其祖父小野宮攝政實賴の記録を水心記(實賴の諡を清慎公といへば其字の偏を取りりてかく名づく)といへるより、かく稱せるなり、本書は天元元年より長元五年に至る凡五十五年間の記録なりし事は小右記目録の缺本四冊、史料編纂掛所蔵のものに依つて知らる、されど後世佚して其大半を失ひたりと雖も、叙事詳確にして、藤氏全盛時代の世相を研究するに貴重なる史料なり、又故實、儀制を數むるにも裨益頗る多し(群書一覽、歷世記録考)

**セウエウジン** ニラダウ 逍遙院入道 三條西實隆(サンテウニシサネタカ)を見よ、

**セウカウジン** 燒香侍者 山門三大侍者(サンモンサンダイシヤ)を見よ、

**セウキ** 紹喜 名號號は快川、大通智勝國師と諡す、美濃の人、土岐氏の族なり、仁壽壽禪師に就いて法を嗣ぎて、妙心寺に出世し、美濃の崇福寺に住す、國守齋藤義龍の不敬を怒り、衣を拂つて甲斐に往く、國守武田晴信、迎へ請じて慧林寺に住せしめ、禮遇甚だ篤し、武田勝頼、織田信長と戦ひて敗るや、府内の禪僧亂を慧林寺に避く、偶々敗軍の士竊に逃れて寺に在り、紹喜之を匿して出さず、信長大に怒り、衆僧を驅りて山門に迫りしらしめ、門下に薪を積みて四面より火を放つ、寺院燒亡し、紹喜また煙焔の内に死す、時に天正十年四月三日、其法を嗣ぐもの、南化國師を上首となして凡そ十人あり、

天正九年正親町天皇特に國師號を賜ふ(本朝高僧傳、龍門夜話)

**セウキノセチエ** 小儀節會 節會(セチエ)を見よ、

**セウキン** 紹瑾 靈山と號す、佛慈禪師、又弘徳圓明國師と諡す、俗性藤原氏、曹洞宗の太祖、總持寺の開山、文永五年十月八日生る、父は越前の豪族なり、十三歳にして永平寺孤雲契に隨ひて得度す、非遷化の後、大乘寺の徹通僧に師事して參究す、十八歳にして出遊し、寶慶寺寂園に從ひ、後京都に上りて臨濟の寶覺慧曉に依り、紀伊に遊びて由良の覺心に就く、正安元年大乘寺に歸り、乾元元年大乘寺に住して大に宗乘を唱ふ、應長元年淨住寺に住し、正和二年永光寺を、同三年光孝寺を開きて住す、定賢律師其德を欽慕し、寺を革めて禪となし、瑾を請じて開山始祖となす、號して諸嶽山總持寺といふ、元亨中後醍醐天皇十疑問を降す、紹瑾奉答詳明なり、帝特に紫衣を賜ひ、總持寺を以て日本曹洞宗出世本山となし給へりと云ふ、正中二年八月十五日寂す、年五十六、法臘四十六、嗣法の弟子五人あり、後世曹洞宗中興といふ、正平九年勅して禪師號を賜ひ、安永元年十一月再び國師號を賜ふ、傳光錄、清規、坐禪用心記、三根坐禪說等あり(本朝高僧傳、日本洞上聯燈錄、佛教各宗綱要)

**セウクンモン** 昭訓門 大内裡八省院二十五門の一、東廊門とも東廊小門とも、「セウクンモン」とも「セウキンモン」とも訓めり、大極殿の東、宣光門の南方に在りて東向の門、蒼龍樓の北廊十一間を隔て、位す(大内裡圖考證)

**セウクンモン** 昭訓門院 名號藤原瓊子、法名眞性覺、太政大臣藤原實兼の二女、

母は内大臣通成の女顯子、龜山法皇の妃、正安三年正月十六日法皇宮に入り、三月從三位に叙せられ、十九日准三宮同日院號あり、嘉元三年九月廿一日尼と爲り、延元元年六月廿六日薨す、年六十四(女院部類、女院小傳)

**セウクワウ** サキノクワンバク 昭光院前關白 鷹司師平(タカツカサモロヒラ)を見よ、

**セウケイモン** 昭慶門 大内裡八省院二十五門の一、北面の外門とも、北殿門とも云ふ、八省院の北の正門にて、車駕臨幸の時には、此の門より入りて小安殿に御す、南は小安殿に北は宮城門に對す、東廊四間を隔て、嘉喜門、西廊四間を隔て、永福門あり、瓦屋鴉尾五間戸三間、南北三丈、東西九丈、東西の一間一丈六尺、壇は條石の石板を以て圍み三階となす、額はもと兼行朝臣書きしが、保元三年前關白忠通之を書きて掲げたり(大内裡圖考證)

**セウケイモン** 昭慶門院 喜子内親王、法名清淨源、龜山天皇の皇女、母は藤原雅平の女稚子、永仁元年十二月十日内親王と爲り、同四年八月十一日准三宮、同日院號あり、嘉元四年九月十五日尼と爲り、正中元(元亨四)年三月十二日薨す、年五十二、龜山院の御寵愛を受け、所領を多く讓られたり(女院小傳、增鏡、後宇多院御領目録)

**セウコンノマツリ** 招魂祭 遊離の魂を招き還す祭の義、一に「タマヨバヒノマツリ」とも云ふ、神道名目類聚抄に「人死するるとき魂散す、故に魂をかへしとつくる祭なり、陰陽家亦此行事あり、招魂續魂の法と云ふ」云々○毎日行ふあり、日を限り又は事變に臨みたる時、或は重病に瀕したる時に行ひ、或は死後其人を蘇生せしめんが爲に行ふ、多

くは陰陽家の行ふ所とす、毎日、日中行事に「日毎の招魂の御祭」今は定まれる事なり、日下藤の藏人、臺盤所にて御撫物出して、衛士をして陰陽師が許に遣す云々とあり、日を限りしは「吾妻鏡安貞二年六月二十三日、將軍家百日照魂祭御撫物、鼠裘損之云々」とあり、臨時には本朝世紀に、久安三年四月二日内膳に於て行はれ、病中には、小右記に萬壽四年十一月廿日藤原道長危愈の時行ひ、死後には、小右記萬壽二年八月後朱雀院の後孀子崩去後行ひし等を始めとす(古事類苑神祇部)

**セウシヤウ** 少將 近衛府(コノエフ)を見よ、

**セウシヤウクワウ** 清淨光寺 相模國高座郡藤澤宿大鋸町○藤澤山無量光院と號し、藤澤道場と稱す、時宗、總本山、開山は第四世遊行上人吞海、正中二年廢極樂寺に就て當寺を創立す、開基は保野五郎景平入道明阿、一説に、當寺は宗祖一遍の創立とも云へど、一遍駐錫の地は當麻無量光寺なれば誤なり、當山三世一鎮の時、延文中將軍足利尊氏堂宇を再建し、寺領六萬貫を寄附す、此頃までは清淨光院と號せしが、此の時より寺號とし院を無量光院と號す、時に後光嚴天皇勅額を賜ふ、當山六世自空の時火災に逢ふ、應永中再造す、客殿は上杉朝宗資財を捨て再造したりと云ふ、十二世遊行上人尊親法親王は、龜山天皇の皇子恒明親王の第三子、後村上天皇の猶子たり、自空の讓を受けて、諸國を遊行し、後小松天皇の詔聞に達し、止宿夫馬勘過の事を將軍に命ず、大空の時應永廿三年四月義持の命にて諸國に下知す、爾來代々將軍勘過の下知あり、同年七月勅命により國家安全の祈禱を修す、三十三年又燒失し尋で再興す、管領成氏崇敬

セウギ

セウク

セウシ



セウシ

最も深く、毎歲必ず参詣す、永正十年正月諸堂又火災に逢ふ、元龜二年七月武田信玄、寺領三百貫文を寄す、當山十三世普光の時山内悉く焼失す、天正十五年再建の企あり、北條氏直令して、全國内の其材を自由にて伐木するの權を與ふ、慶長十九年十一月徳川家康寺領百石を給ふ、慶長七年境内の殺生伐木を禁ず、同十七年當山十四世燈外の巡國の時、路次の朱印を下し給ふ、是より遊行上人の統を毀くもの皆巡國の朱印を受く○寺寶多し、就中後醍醐天皇灌頂御影、一邇上人繪傳等最も貴重品たり、又延文元年の古鐘あり、境内に應永廿三年十月の兵亂より、同廿四年に至る戦死者を供養せし碑あり、應永廿五年十月六日建つる所なり○支院に長生院あり、永享元年照姫(俗に照天姫と云ふ)建立すと云ふ、本堂の後に小栗滿重照姫の墓あり(新編相模國風土記稿、遊行由緒書、歷代譜)

セウシヤウセンジ

清淨泉寺

機園齋郡深澤○大異山と號す○本尊大佛、金銅の阿彌陀佛、世に鎌倉大佛と稱す、起原僧淨光善く衆庶に募緣して營作を企て、曆仁元年三月大佛造營始めあり、五月大佛の妙相始めて成る、八丈の阿彌陀佛の木像なり、仁治二年三月大佛殿の棟上を行ひ、寛元元年六月落慶供養す、此の時大佛殿の外十二樓、山門、二王門等同じく落成して宏壯を極めたり、正嘉二年九月清淨泉寺建立序次之記によれば、造立の本願は源頼朝にして、夫人政子及び波多野局等同じく大願を發して建立したりと云ふ、建長四年八月改めて金銅八丈の釋迦如來像を鑄造す、鑄造者は上總國矢倉澤村大野五郎兵衛なりと云ふ、即ち現今の大佛なりとは世の傳ふる所なれども、今の大佛は阿彌陀佛にして、釋迦如來の像にあらず、且つ

セウシ

大野五郎兵衛鑄造なりとの出所詳かならず、加ふるに鎌倉攷勝考に、此銅像も何の頃にや亡失し、今の大佛は虛懸那佛(阿彌陀如來の誤)なり、此の佛を改め造りし由來は更に知れずとあれば或は後世改鑄せしものか、藝術家の説に、鎌倉時代の鑄作なること疑を入れずといへば、或は吾妻鏡の作者の誤か、大に考研すべき事なり、建武二年八月北條時行が鎌倉に據りたる時、大風俄に起りしかば、軍兵等室内に入りて逃げたるに、棟梁折れて百餘人を壓死したりと云へり、尋で應安二年九月又大風ありて堂宇傾倒し、明應四年八月も由井濱の海水激奔して佛殿を破壊す、其後は佛殿の再興なく、礎石を存するのみにして、露佛となりて今日に至り、現在の大佛總高五丈、髮際より跌坐に至る迄四丈二尺、周圍十六間二尺、石座高四尺五寸、面長八尺五寸、横一丈八尺、白毫周圍一尺五寸、眼大四尺、眉大四尺二寸、耳長六尺六寸、鼻縱三尺八寸、横二尺三寸、口徑三尺二寸強、肉髻高八尺、徑一尺四寸、螺髮各高七寸、徑一尺、其數八百卅顆、膝徑六間餘、大指周三尺餘あり、製作最も優秀にして、奈良大佛に勝るゝこと數等なりと云ふ、今は國寶となれり○古は建長寺の持なりしが、後には別當を置て高徳院と云ふ、院は淨土宗光明寺末、此地も眞言宗淨泉寺の舊址にて、其初天平年間行基の開く所と云ふ、明應中廢寺となり只大佛のみ存したりしを、正徳年間増上寺主顯譽祐天、江戸の商野島新左衛門の資を得て再興し、當寺を興立し、山號を獅子吼と改め、寺號は舊により清淨泉寺と云ひ、淨土宗となる、故に祐天を中興の祖とし野島氏を中興開基とす、阿彌陀を本尊とす(鎌倉志、鎌倉攷勝考、新編相模國風土記稿)

セウシヤク

小尺 大尺(ダイシヤク)を見

セウシ

セウシユンタウ

招俊堂 大内裡豐樂殿九堂の一、儀鸞門外の西に在り、故にまた儀鸞門外四堂とも稱す、大さ九間、延英堂と相對す(大内裡圖考證)

セウシヨ

詔書 名義公文書の一、天皇の御言を記したるものを云ふ、上古は王言總て之を「ミコト」又「オホミコト」と稱す、隋唐の制を採用するに及びて、詔勅の制あり、六典尙書省の條に、天子より出づるものに、制、勅、及册の三種ありとあるが、此の制は即ち此の詔書に當るなり、是れ唐にてもと詔と云へるを、則天武后諱を避けて改めたるものにて、我が公式令は、其改詔以前に彼の制度に准據したるなり、凡臨時の大事に詔と稱へ、尋常の小事に勅と云ふ、されば儀を整へ、百官を集めて、宣聞するを詔となし、然らざる者を勅となす、故に外國使に命を傳へ改元、改錢、大赦、神社、山陵の告文、立皇后、立太子、任大臣等を詔書となし、自餘を勅旨となす、先づ中務省の屬内記、内旨を承けて起草し、宮に納れて奏す、若し可なれば年月の下に日を宸署し給ふ、これを御書日と云ふ、御書日訖れば、中務卿を召して之を給ふ、卿受けて大輔に宣す、大輔奉じて少輔に付す、即ち御書日ある者は、留めて案と爲し、別に一通を寫し太政官に送る、即ち太政官に於て太政大臣以下之を審議せる後、連署して其日の上卿の大納言更に之を覆奏す、これを詔書覆奏と云ふ、西宮記によれば、公式令の制は破れて、藏人に附して奏聞す、即ち年月日の次に可字を宸署し給ふ、之を御書可と稱す、大納言受けて外記に授く、外記之を留めて案となし、更に勝寫して世に布告す、中務卿若し在らざれば、大輔の姓名の下に宣と注

セウシ

し、少輔の姓名の下に奉行と併注す、大輔亦あらざれば少輔の下に宣奉行と注す【文體】二様あり、(一)公式令に規定せられたるものにては、宣命體なり、これ我邦固有の御言を頒下する文體にして、支那より輸入したるものにあらず、その歴史に見えたるは、大化元年高麗の使に示したる詔是なり、公式令には又事件の大小によりて其書出しに規定あり、大事を外國使に宣するに書出しに、明神御宇日本天皇詔旨と云ふ、詔旨と云ふ辭を冠し、其中事には、明神御宇天皇詔旨と云ひ、朝廷の大事、立坊、立后、及び元日朝賀を受け給ふ類には、明神御宇大八洲天皇詔旨と云ふ辭を冠し、中事には天皇詔旨と云ひ、小事には唯詔旨と云ふ、結語には俱に成、開と云ふ詞を置きたり、然れどもこの宣命體は、漸次支那の漢文流行につれ、支那輸入の文體に侵され、後には宣命と云ふ名稱の下に、詔書と區別せらるゝに至れり、(二)は支那輸入の文體にて、後世一般に云ふ所の詔書是なり、西宮記に宣命と詔書とにつきて規定あり、宣命は神社山陵の告文、立太子、立后、任大臣、節會、任僧綱、任座主、喪家の告文等に用ひ、漢文體の詔には、改元、改錢、大赦等に用ひたり、後には官位を贈る場合には、宣命と詔書とを賜ふ例となれり、但し初めは改元等の時には、必しも漢文體ならざりしことは六國史を見て知るべし、續日本紀時代には宣命漢文體の詔と互用したり、弘仁以後に至りては全く詔書のみとなるに至れり、【書式】公式令にて定めしは左の如し、而して此の内初めの日付以外の文は、詔書の作成手續を示したるものにて、漢文體に於ても、此部分には變化する所なかりき、漢文體の詔書の様式は、先づ初めに詔と書出し、次に事實を記し、終に「布告天下」俾「知朕

明神御宇日本天皇詔旨云々成開

- 年月 日
- 中務卿位臣姓名宣
- 中務大輔位臣姓名奉
- 中務少輔位臣姓名行
- 太政大臣位臣姓名
- 左大臣位臣姓名
- 右大臣位臣姓名
- 大納言位臣姓名等言
- 詔書如右請奉
- 詔付外施行謹言
- 年月 日

意、主者施行」と記し、或はこれと同じ意味の文句を記したり、而して事實は多く併置體の文章なりき【頒布式】詔と施行との別あり、元來詔書は、宣讀して百寮臣民に示すものなるが、在京官省には、詔書を直寫し、別に太政官の符文を副へて行下し、京外の地方官には太政官符の中に詔文をこめ、一紙に作りて行下す、之を騰詔符と云ふ、百姓に關する者は、行下して郷に至る、皆里長坊長をして部内を巡歴し、百姓に宣示して人毎に曉悉せしむ【支那唐の制を模倣し、大寶令に定められたるを始めとす、文體書式は右に述べしが如く變遷を生じたり、明治維新の後、輪言通じて詔勅と稱す、詔勅別に異なる式なきも、廣く大事を宣命するの大令は、概ね詔を以てして勅を以てすることなし、改元詔(元年九月)改曆詔(五年十一月)大赦宣布(三年正月)律書頒布(三年十二月)新律綱領、六年五月改定律例)地租改正(六年七月)賞牌制定(八年四月)等はなり、而して

セウシ

セウシ

セウセキ

紹碩

は源氏能登羽咋郡瓜生田の人、年十六、叡山に登り天台宗學を修め、二十三の時靈山禪師に加賀大乗寺に參謁して弟子となり、曹洞の宗風を傳ふ、幾干もなく辭して諸方に遊び、恭翁禪師に參謁す、後ち郷里に歸りて問房に修養を事とすること十餘年、正永元年能登の總持寺に住して叡山に繼ぎ、曆應三年永光寺に住し、貞治四年十月二十日寂す、年九十一、門下に大源、通幻、無端、大直、實峰あり、之を我山下の五哲と云ふ、曹洞の宗風は彼等に依りて諸國に傳播す、今日の曹洞宗大半は我山下の末裔なり(本朝高僧傳、日本洞上聯燈錄)

セウシヨウ

小升

大升(ダイシヨウ)を見



セウセ

小説 小説といへる語は、釋日本紀所收の弘仁私記の序に、清足姫天皇貞房之時、親王及安麻呂等、更撰此日本書紀(中略)上起天地混沌之先、下終品彙成之後(中略)異端小説、惟力鬼神、爲備多聞、莫不該博云々とありて、其註に「一書及或説、爲異端、及語及諺、曰爲小説」とありて、街談巷語、道聽塗説の類を指して小説と爲したる事を知るべきなり、蓋し當時にありては、文運いまだ開けず、精神上の慰安としての作品のごときは、見る能はざりしは當然の事といふべし、平安朝時代に入つては、これを物語と稱し、室町時代には草紙とも唱へ、江戸時代に及びては一般に戯作と稱し、作者を戯作者と稱したりしが、明治以後に至りて、はじめて小説なる語一般に行はるゝ事となりたり、いま翻つて古今の沿革を考ふるに【上代】紀記載する所の諸神話のごときは、執れも小説の基因を爲すには相違なきも、就中、仁徳紀なる夢野の鹿の物語、書紀、丹後風土記なる浦島子の物語の類は、小説の歴史に最密接なる關係を有するものといふべし、下りて【平安朝時代】に入り、春運大に開けたるのみならず、假字文字の普及せる結果として、嚴正なる意味に於ての小説の製作を見るに至れるは、特筆大書すべきなり、今日世に知られたるもの中、最古きは竹取物語にして、これに次ぎては住吉物語、宇津保物語、濱松中納言物語、源氏物語、狭衣物語、とりかへやば物語、落窪物語等あり、特に源氏物語(ゲンジモノカダリ)は只に大篇たるのみならず、思想文章共に一代に卓絶し、吾國古今を通じての大傑作たり、但し此時代に現はれたる諸物語は滅亡して傳はらざるもの多し、而して其書名は詳かに黒川春村の墨水遺稿中なる物語考に見えたり、就きて見る

セウセ

べし、また今日傳はれる住吉多武峯の二物語は、後人が其名を托して作りたるものなりとの説あり、此外なほ伊勢物語、大和物語等あり、前に述べたる物語類が、みな世話物的なるに反し、これは史傳の事蹟を潤色したるものに係り、後世に於ける歴史小説は、其源を此に發したり、而して道般の小説たる世態を描き人情を寫したるものなりと雖も、其行はれたる範圍は貴族間に限られ、且つ其作者は概ね翠帳紅閨の貴婦人なりしかば、寫す所の區域甚だ狹隘にして、たゞ平安城裡の四時折々の事物と、男女の關係とを題目に爲したりしのみ、而してこれを讀むものは即ちかの花に戯るゝ狂蝶のごとき佳人才子にして、みな讀者が主人公か、主人公が讀者かと疑はるるばかりの人々なりしを以て、これを讀みて所謂物の哀れを觀じたること非常なりき(鎌倉時代)保元平治の亂後、公家の式微と共に、文學もまた衰へ、小説のごときは殆ど見るに足るものなく、唯僅に鳴戸中將物語、秋夜長物語等二三種あれども、平凡の域を脱せざるなり、而して此時代には、別に繪巻物を弄ぶ事流行しはじめたり、繪巻物は、或出來事を繪畫を以て顯はし、多くは詞書を加へたるものにして、其詞書の方面より見れば、又優に小説として觀察するの價値なきにあらず、小野小町一期盛衰圖、小芝垣草子、時秋物語、地獄草子等其他は多し(エマキモノ)參看、これ後世の繪入小説の起原なるべし、また頼光と酒頭童子、維茂の戸隠山、渡邊綱の鬼の腕、頼政の鶴退治、仁田忠常の富士の穴入り等、朴實簡單なる巷説を綴りたるものも行はるゝに至りしが、これは室町時代に入りて、御伽草子となりたり【室町時代】物語には鴉鷺合戰物語、精進魚類合戰物語、鳥部山物語、松帆浦物語等あれども説くに足

セウセ

らず、繪巻の草子は前代の流行を受けて、益々廣く世に行はれ、福富草子、鉢かつぎの草子、文正草子等所謂御伽草子の類、相繼で著作せられ、幼童婦女の間にありて、好んで讀まれたりき、また散樂の流行せる結果として論曲文の出現を來せり、其作曲の趣向は大抵みな同一にして、執れも、或は巷談を體とし、或は歴史上一事件一人物を執りて、これを潤色敷衍し、其盛衰を述べ、主として世間の轉變無情を説きたるものなり、其脚色は極めて簡單にして、始に回國修業の僧あり、次に亡魂幽霊出て、種々の物語を爲し、後に其僧、此幽霊をして解脱成佛せしむる事、概ねみな然り、蓋し一小齣を以て終る所の傳奇小説の類といふべし、なほ小説にはあらざれども、淨瑠璃十二段草子の出でたるは、淨瑠璃本、並に脚本の先驅を爲したるものにして、最注意すべきものと爲す【江戸時代】には戯曲まづ發達し、小説これに次ぎたり(戯曲は小説にあらざれども、便宜上此に合叙する事となしたり)按ずるに當時戰國擾亂の餘を享け、上下文字を解するもの尠なりしかば、人みな語り物の如き、専ら聽官に訴ふるものを喜びしと雖も、其作者極めて寥寥たりしを以て、續々新作を出して之が嗜好に應ずる能はず、僅かに在來の舞曲の書、また御伽草子の類に曲節を附し、一段切りの淨瑠璃節として語るのみなりしが、寛文延寶の際に至り、岡清兵衛といへるもの、櫻井丹波掾の爲めに所謂金平本を著作せり、金平本は、一段きりのものにあらず、數段に亘りたるものを一冊となしたるものにして、阪田金時の子金平といへる怪力絶倫の士が、惡魔猛獸を退治する事蹟を骨子と爲したるものにして、殺伐なりし當時の人情風俗に適合したれば、單に語るが爲めのみならず、讀むべきものとして、世

セウセ

に刊行せられ、廣く行はれたりき、また之と殆ど同時に、大阪に井原西鶴あり、淨瑠璃の作を試み、尋で近松門左衛門(チカマツモンザエモン)參看)出で、其非凡の才力を遺憾なく發揮したり、而して諸曲を和らめ、一段切りを變じて五段の續きものとし、首尾貫徹せる戯曲と爲したりしは、近松の大効にして、後の所謂丸本、則ち竹田、並木等の作る大序より大團圓までを總叙せる戯曲の門を開きたるものとす、門左衛門の著はす所、其數甚多しと雖も、日本振袖始、釋迦如來誕生會、槍權三重帷子、國性爺合戰、雪女五枚羽子板、曾我會稽山、丹波與作、曾根崎心中、天の網島、博多小女郎涙枕、夕霧阿波鳴門、冥途の飛脚等最顯はる、下りて寛保より寶曆に涉りて、竹田出雲あり、(タケダイヅモ)參看)假名手本忠臣蔵、菅原傳授手習鑑、義經千本櫻等を著はす、之と同時に並木宗輔出で、一谷嫩軍記の著あり、近松半二に、本朝廿四孝、阿波鳴門、近江源氏先陣館、妹背山女庭訓、關取千兩帳、伊賀越道中雙六等あり、並に世に行はる、其他西澤一風、並木千柳、紀海音、近松徳二、平賀鳩溪等作者として盛名ありき、また演戯脚本の作者として、並木五瓶、鶴屋南北、河竹新七、瀬川如象の徒ありしも、其作淺薄にして見るに足るもの尠し、讀りて此時代に於ける小説につきて觀察するに、其種類甚多きを以て、順を逐うて之を叙すべし、(一)物語、古昔よりの所謂物語を襲踏したるものにして、濠洲物語、源雪物語、花の縁物語、一本菊、時雨のえん、はもちの中將、美人くらべ等の著作ありしが、皆幼稚にして、説明的價値あるものにあらず、貞享元祿以後は全く絶えて、草雙紙に變りたり、(二)浮世草子、井原西鶴、八文字舍自笑のかきたるもの、即ち八文字舍もの、西鶴もの、總稱なり、西鶴(キハラサイカク)參看)はじ

セウセ

め一段の淨瑠璃をも書きたりしが、天和貞享頃より小説の著作に従ひ、男色大鑑、西鶴繼留、世間胸算用、一目玉粹、日本永代藏、好色三代男、好色一代女等あれども、何れも猥雜卑陋にして、後世讀者の譏を免れず、八文字舍ものは、西鶴ものに、少し後れて行はれしが、多くは自笑と江島其藏(エジマキセキ)參看)との合作に係り、西鶴の筆法を模して少し變化したるものにして、彌々淨瑠璃淫逸に陥りたり、傾城禁短氣等最世に行はる、かく西鶴もの八文字舍ものは共に陋猥なるものなりしが、其流弊は遂に三十餘年を経て、明和の頃に至り、洒落本となりて江戸に現はれたる(三)洒落本またの名を小本、又は崑崙本ともいふ、遊里洞房の癡を寫し、嫖客遊蕩の右様を記したるものにして半紙二切の小冊子なり、其體裁は半紙二ツ切を二十枚許りに綴り、唐本草紙と稱する土器色の切付を以て作る、文字は總體假名を用ひ、巻首に略畫一葉を附したり、明和年中に開板せる遊子放言を嚆矢と爲す、安永の頃蓬萊山人歸橋、唐來三和等競うて著作したりしも、世に行はれざりしが、田螺金魚の傾城買虎の巻を出すに及び、漸く世の趨向に投じ、尋で岩瀬京傳(イハセキヤウテン)參看)が寛政のはじめ、吉原楊枝、夕の口舌、辰巳の園、息子部屋、しげしげ千話、傾城買四十八手等を著はせるより、士女喜びてこれを愛讀したり、然れども其述ぶる處猥雜極まりなく、京傳の洒落本行はれてより、勘當帳に付く息子多くなれりとまで稱せられき、尋で東里山人、梅暮里谷蟻、萬葉亭以下筆を染めたる作者二百餘人に及びたりといへり、然るに寛政二年幕府は之を以て風教に害ありとし、其出版を禁じたりしが、書肆萬屋重三郎、竊に京傳に勤めて錦の裏、仕掛文庫なる二種の洒落本を作らしめ、表裏に教訓讀本と題して發兌し

セウセ

たるより、忽ち官誣を蒙り、京傳は手錠五十日、版元重三郎は身代半減の上關所を命ぜられたり、是が爲め此種の小説は一時は翼を收めしが、幾干もなくして再び人情本の稱を以て現はれたり(四)人情本は洒落本の變體にして、草雙紙のごとき、長篇の續きものをいふ、東里山人の籬の花、契情肝粒志等を以て其はじめと爲すべく、天保年間に榮えたる爲永春水(タメナガシユンスキ)參看)に至りては其極に達し、梅層、春告鳥、辰巳の園等、世の喝采を博したりしが、天保十三年之が爲めに罪を得て手鎖を命ぜられ、尋で謹慎中に歿したり、後、此類の作者多く出でたれども、技倆春水に及ぶものなかりき(五)御伽草子は猿蟹合戰、桃太郎の話、花咲爺の仇討、鼠の嫁入等の類これなり、いづれも古くは繪巻物なりしを、後に鑱版して冊子となしたるものなるべし、鼠の嫁入は、中山三柳が醍醐隨筆に見えたり、寛文以前に既に行はれしを知るべく、猿蟹合戰、舌切雀の草子は、寶永年間再版の本あれば、初版は蓋し元祿以前ならんか(六)草雙紙、もとは金平本又は御伽草子の異名なりしが、後には此二種のもの、變化合體せし合卷を呼ぶ名となれり、合卷とは、當時の草子は五枚を一巻とし、六卷を合せて上下二冊としたるよりの名なりといへり、詳くは「クサザウシ」の條を見るべし(七)實録物、實録體の實記、仇討の物語、武者修業の語説、一代記、御家騷動記等の總稱なり、かの平家物語、源平盛衰記、太平記のごとき、早くより行はれたる演義體の歴史より一轉して、歴史中の人物事蹟の著名なるものを假り、これを潤飾したるものにかゝり、大久保武藏鑑、大岡政談、護國女太平記、北雪美談等世に著はる、太閤記、三河後風土記のごときも、之に近きものにして、馬琴の著はしたる青砥藤網撲棊案其外

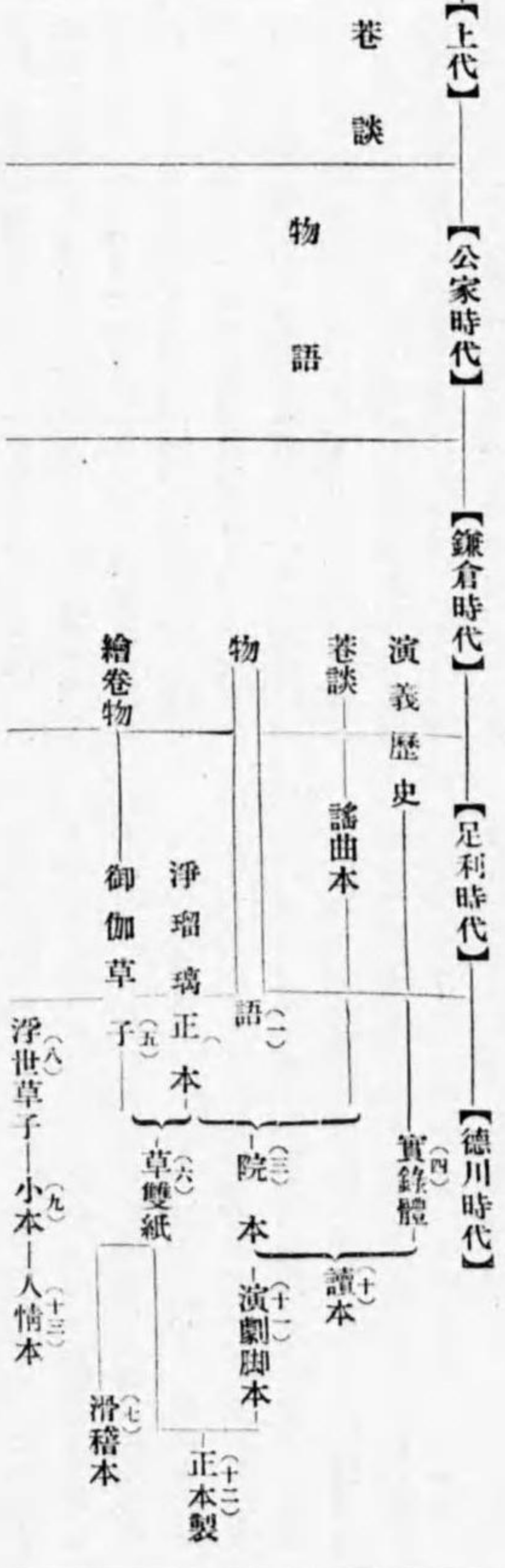


セウセ

の歴史小説は、多くは實録物の性質を帯びたり(八)
(本邦) 讀本、實録ものと戯曲の趣向とを混和したるものなり、建部綾足の西山物語、北川貞頼の月宵船物語、石川雅望の飛騨工物語、村田春海の竺志船物語等、みな讀本に近しと雖も、純然たる讀本の體裁を備へ、小説として世に見れば、京傳に始まる、而して其作中、忠臣蔵水滸傳、優曇花物語、稻妻標紙、本朝醉菩提等最著明なり、之より先寛政年間洒落本の禁あり、京傳また罪を蒙りしより後、深く悔悟し、爾來教訓の書または讀本の外絶えて著作せざりしといふ、尋で瀧澤馬琴(タキザバキ)參看あり、近世小説家中の泰斗と稱せらる、里見八犬傳、權説弓張月、朝夷巡島記、美少年録、俠客傳等廣く世に行はれし事は、普く人の知る所なり、此外には高井蘭山、式亭三馬、十返舎一九、柳亭種彦にも多少の著作ありき、(九) 滑稽本、安永の頃戀川春町の著はしたる金銀先生榮華の夢、高慢齋行脚日記を以て嚆矢と爲すべし、尋で文化文政の際に至り一九、三馬、瀧澤鯉丈、梅亭金鶴の徒出づるに及びて大に流行す、一九(シクタイツク)參看に道中膝栗毛、三馬(シキテイサン)參看に浮世風呂、浮世床、古今百馬鹿、四十八辯、人心視機關、鯉丈に八笑人等の著あり、就中膝栗毛、浮世風呂の二書最も世に弄ばれ、殊に膝栗毛のごときは、製本間にあはざる程の有様なりきといへり、(十) 正本製、草紙紙と正本即ち脚本とを折衷したるものにして、最繪事に注意し、篇中の人物を當時の俳優に擬し、大小道具衣裳の類に至るまで、舞臺の様を模寫し、言詞、臺詞の體に作爲したり、柳亭種彦(タカヤタネヒコ)參看の創意に係り、比較的行はれしが、種彦の受後之を作為する者多し、遂に衰廢に歸す(小説史稿、日本文学史、史海文化文政度)

セウセ

小説家) 猶園根正直氏の小説史稿所載の小説傳統表は、其大要を見るの便あるを以て左に掲げて参考に供す、



セウセ

新米、近江國百五十軒、備前國大豆八十軒、右馬寮新、播磨國米百五十軒、阿波國大豆八十軒、並以被察請文、勘合抄帳こと見えたり、

セウセンコウ

昭宣公 藤原基經(フヂハラノモトツネ)を見よ、

セウリコ

消息 「ジャウツク」を見よ、

セウリコアハセ

消息合 書狀を比較して其優劣を比較するを云ふ、消息は書狀を云ふ、判者ありて勝負を定むること他の競物に同じ、此事古きものに見えず、又多く行はれざりしか、後世のものにも所見少し、雁の行かひに「消息合しける時、千際うしの許へ衣箱にそへて送りける文、羽倉蒼生子」(文は略す)とあるは、其一例なり、

セウタイジ

招提寺 唐招提寺(タウツセカダイツ)を見よ、

セウチウシウ

小頭首 禪宗の僧職、侍者を云ふ、校定清規に、侍者謂之立班小頭首、在三方、所以多不與位者、猶父子一家也、若外客至、方丈、爲主人前點、侍者亦同坐とあり、

セウチヤウ

抄帳 領收券に合契せし帳をいふ、今の元帳の如し、延喜主計式に、凡左馬寮録

セウドシマノコホリ

小豆島郡 讃岐國小豆島の名、天保郷帳に出づ、地誌提要「シヨウドシマ」と唱へ、明治十三年二月建て郡となし小豆郡と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

セウナゴン

少納言 唐名給事中、給事○少納言の請所を少納言局と云ふ、太政官三局の一なり、外記の上首之を掌る、勅諭詔勅を傳達し、鈴、印、傳符の事を掌る、最も重職にして、必ず侍從職を兼ね、定員三人從五位上なり、員外少納言、權少納言、判少納言、少納言代(少納言病氣にて請印等の政缺する時、臨時に辨官を以て内外印の事を掌らしむ)等あり(國史補)文武天皇大寶元年制定して三人を置く、平城天皇大同三年八月一人を増し、明年二月又一人を加ふ、嵯峨天皇弘仁四年令制に復す、此の御代藏人を置くの後、其職掌は藏人に遷り、少納言は唯だ鈴印等の事を掌るのみとなれり、後世殿上諸大夫、或は華族の子孫之に任じ、或は近衛中少將を

セウニ

以て兼任するもあり○員外少納言は、稱徳天皇神護景雲元年十二月、石川清麿を任じ、權少納言は桓武天皇延暦四年正月、藤原乙叡を任じ、判少納言は清和天皇貞觀十四年二月、藤原真延を任ぜしを初見とす、共に後世史籍に見えざれば暫時にて亡びしならん、少納言代は貞觀中に見えたり、猶太政官(ダイシヤウクワン)を見よ(令義解、職原抄、古事類苑官位部)
セウニウチ 少貳氏 姓は藤原、鎮守府將軍秀郷の玄孫修行より出づ、修行近江掾となり、近藤氏と稱す、其曾孫景頼武者所となる、其二子頼平同じく武者所に宿直す、因て武藤氏と號す、頼平實は武藤儀仗頼氏の後胤頼兼の子なり、頼兼太宰少貳となる、頼平の子資頼鎌倉幕府に仕へ、將軍頼家の時太宰少貳鎮西奉行となる、子孫世々其職を襲ぐ、是より又少貳と稱す、子資能職を繼ぐ、文永弘安蒙古入寇の時、子資能時と共に鎮西の軍を督して防戦し、資能は弘安四年傷を蒙りて國難に殉じ、資能は蒙古大將を百道原に射殺したり、是より一族九州に威を振ふ、貞經初め後醍醐天皇に仕へ、後ち足利尊氏に仕ふ、其子頼尙同じく尊氏に仕へ大功あり、所領數箇所を給はる、其子頼澄、懷良親王に従ひ九州探題となる、嘉禎の時に至り、室町幕府の命に背き、嘉吉元年大内持世に敗られ對馬に走る、是より少貳氏大に衰ふ、孫政資、永正三年筑紫の藤生等と力を協はせ、少貳家を復さんと謀りしが、大内義興の大兵に破られ戦死す、其子高經資元銳意恢復を謀り、龍造寺家兼の援を得て大内氏を破る、資元の子冬尙、天文三年大内義隆の爲めに逐れ和を結ぶ、天文十六年冬尙、龍造寺隆信の爲に逐れ筑後に走る、其後毛利大友の援を得て恢復を謀りしも成らずして遁れ、終る所を知らず、茲に於て少貳氏亡ぶ(尊卑分脈、太平記、

セウニ

系圖、鎮西要略)
○頼平 資頼 資能 經資
頼茂 景頼 景泰 頼泰 景資
盛經 冬資
盛氏 貞經 頼尙 頼澄 貞頼 滿貞
資時 嘉頼 教頼 政資 高經
貞資
高經
顯經
セウニサダツネ 少貳貞經
して妙慧と號す(鎮西要略)
世太宰少貳たり、太宰府に住す、父受するの後職を襲ぐ、元弘中後醍醐天皇隱岐を脱して船上山に帝するや、貞經、大友貞宗、菊池武時と謀を通じ、北條氏を討するの輪旨を奏請す、天皇之を聽し、且つ錦旗を賜ふ、既にして武時、筑紫探題北條英時を討たんとし、使を遣はして之を報す、會々貞經京都の職官軍利あらざるを聞き志變じ、即ち其使を斬り、貞宗と共に英時を援け、遂に武時を殺せり、既にして官軍京都を復するに及び、貞經大に懼れ、貞宗と共に英時を攻めて之を殺して自ら贖ふ、後ち足利尊氏の叛せし時、貞經の二子從うて鎌倉に在り、尊氏因りて書を貞經に遣りて之を誘ふ、延元元年尊氏京都を犯して大敗し、弟直義と共に四海に奔り、將に太宰府に赴かんとす、貞經馬伏を備へて其至るを待ち、且つ子頼尙等を遣して之を迎へしむ、菊池武敏遊へ撃て大に頼尙を破り、進んで太宰府に至る、貞經兵寡くして支ふる事能はず、内山佛寺に退きしが、遂に其敵す

セウニ

べからざるを知り、衆と共に腹を割て死す(大日本史)
セウニヨリヒサ 少貳頼尙
の子(鎮西要略)
に叙す、はじめ元弘中貞經に從うて筑紫探題北條英時を攻めて之を殺す、後ち足利尊氏の叛するに及びまた之に與せり、延元元年尊氏京都の戦に大敗し西海に走るや、頼尙父の命を受けて之を迎へんとし、水木渡を過ぐるの頃、菊池武敏來り撃ち、悉く其後騎を應にす、頼尙水に阻れて還り救ふ能はず、奔りて尊氏に赤間關に會し、從うて蘆屋池に至り、更に進んで葦原濱に陣す、是より先武敏、貞經を太宰府に襲うてこれを斃し、勢威頗る揚る、茲に於て大兵を擁して博多に屯し、次で尊氏の來るを待ち、尊氏頼尙を召して軍略を謀し、遂に筑後川に於て相戦ふ、頼尙等殊死奮闘、大に武敏を破る(ゲクゴカハノタカカヒ)參看)既にして尊氏東上の舉あるや、頼尙は兵二千人に將とし、直義に從うて陸路より進み、淡川の戦に殊功あり、遂に京都に入り、九國の兵を率ゐて延暦寺を攻む、利あらず、尋でまた直義を先鋒として、官軍を阿彌陀峰に攻めて之を破り、後ち筑前に歸る、正中菊池武光征西將軍懷良親王を奉じて來攻す、頼尙筑後川を隔て陣し、武光進んで川を渡るに及び退いて大原に陣す、其夜武光の襲う所となり大に敗らる、翌日苦戰數十合に及びしも又利あらず、遂に退いて寶萬嶽を保つ、尋で大友光時と共に武光を香椎に逆撃して又敗らる、足利義隆、斯波氏經を以て筑紫探題となし之を救はしむ、頼尙即ち氏經の子松王に從ひ、武光の軍と長者原に戦ひ又敗らる、茲に於て更に退いて岡城に據りしが、武光の來攻に會し、利なくして戦死す(大日本史)



セウノ

セウノフエ

「セウ」とも云ふ。竹を編み列れて風翼に象り之を製す、管の長短同じからず、小なるもの十四管(一弦十三管)なるものあり、之を箏と云ひ、十六管なるものあり、之を箏と云ひ、大なるもの二十三管(一説二十二管)なるものあり、之を箏と云ひ、残夜抄に、竹を横さまに列べて中に長きを吹きて、下に手をあてたる物ぞとあり、以て大箏を知るべし。沿支那舞帝の時、之を作るといふ、我邦に傳はりし年代詳かならざれども、合衆解に、大同四年三月の官符を引きたる其文中に箏師と見えれば、當時既に廣く行はれたるを知るべし、爾來次第に流行し、終紳間にありては、好んで之を弄びたりし事、古今著聞集、今昔物語、諸記録等を以て何ふを得、又源義光が箏に堪能なりしとの傳説によれば、武人間にも行はれしを見るべきなり、然るに後世に至りては之を弄ぶもの漸く少く、特に江戸時代に入りては、公卿が然らざれば此技を世職とせる樂人のみに限られたり(倭名抄、文獻通考、堪輿抄、樂器考)。

セウハク

宵柏。名義字は夢庵、牡丹花と號す。幼より聯歌を好む、甫て八歳の時既に傳りて習字したりしに、人あり、ものをくはひてもならふひとと詠みかけしかば、立所に「くちなしの花のいろはやうつすらん」と付けたりしといへり、長ずるに及び、専ら和歌を嗜み、また粗々書籍に涉り、後ち宗祇に親炙して教を受け、連歌を以て世に重んぜられ、宗長と名を齊す、尋で、伊勢物語註を撰し、これを後土御門天皇に獻じ、文龜二年には勅を奉じて新式今按を撰述せり、永正七年禁中にて歌會あり、宵柏十五夜の月を詠じて、「空にあきて見ん夜やいく夜秋の月」といへるに、後柏原天皇庭にくだらぬ玉

セウヤウシヤ

昭陽舎

人出で、妙心大徳の二大寺に對立し、一門の宗風を唱ふ、これより我國の禪宗大に興る(語録三卷)。本朝高僧傳、扶桑神林僧傳、龍門夜話、大應錄。名義、大内裡五舎の一、梨壺ともいふ、庭中に梨を植ふるを以て名づく、女官の居所たり。温明殿の北、麗景殿の東、南に並びて二宇あり、北を昭陽北舎と稱し、渡廊を以て相接續し、全舎を周らすに築垣を以てす、南方の舎は、五間四面、南方に向ふ、中央五間二間を身舎とし、四方に廂と簀子とあり、南に、西一間に土の渡廊ありて、温明殿の北土廂東第五間の所に通す、南面庭にて立部を建て(一に築垣となす)、東方に小門あり、庭中梨、紅梅、藤、櫻、菊等の草木を植ふたり、西には北第一間の所に渡廊ありて麗景殿の東廂の中央に達す、而して西面に立部あり(一に築垣となす)中央に小門あり、東は廂のみにて、北は廂の外に孫廂あり、東西兩端に各渡廊ありて北舎に通す、北舎は五間二面にて、東西にのみ廂あり、簀子は四方を周らし、北に至りて西三間を開く、北簀子の東第四間の所に渡廊あり、淑景舎の南廂の額間に通す、西面の庭に小門あり、榮花物語によれば東宮の御在所たりし事あり、又天曆五年大内臣能宣等五人に勅して、後撰和歌集を此所に撰ばしむ、因て梨壺五歌仙と稱す、「クワウキヨ」の挿繪參看(大内裡圖考證)。

セウラウ

小老

若年寄

セウリヤウ

小領

郡司の一

セウリヤウ

小兩

大兩

セカ井井

清和井院

セウビ

數の露と腸を付け給へりといふ、また居を攝津國池田に卜し、夢庵を以て其傍と爲したり、大永七年四月和泉國南郡に歿す、年八十五、當時古今集の傳授は非常に神聖視せられ、斯道の大家たらざれば之を授受せざりしが、宵柏は、これを宗長より受けたり、世にこれを傳授と稱し、また宵柏より奈良の饅頭屋某に傳へたるを奈良傳授と稱す(コキンテンジュ參看)。伊勢物語註、新式今按(野史、日本文學史)。

セウヒクワウチン

焼尾荒鎮。王朝時代人を責めて飲酒すること、即ち任官叙位の際、其人を強て祝宴饗應せしむるを云ふ、焼尾は支那にて酒宴の事を云ひ、荒鎮は荒びを鎮むるといふ、其時代の俗語なり、終には群飲の俗を爲し、亂醉の弊多く、節を破り國亂るを以て屢々禁遏したりき、耶那代醉編焼尾の條に「唐書言、大臣初拜官、獻食天子、名曰燒尾云々、士子登科及在官者、選除明僚賢賀、皆盛置酒饗音樂宴之、爲燒尾、舉輩立入三品、趙彥昭假金紫輩退復舊官、中宗皆令與慶池燒尾、則非獻食天子也、其解燒尾之義、迂誕無據、然謂大嘗嘗問朱子者、則其蓋蓋已久矣、唐時拜官例許進食、昌容拜僕射、獨無所進、將作大匠宗進、稱曰「僕射不燒尾、豈不喜耶、昌容曰、宰相主調陰陽、代天理物、今粒食飽費、百姓不足、臣見宿衛兵至、有三日不食者、臣愚不稱職、不敢燒尾、何子容曰、燒尾之義、或謂虎化爲人、唯尾不化、須爲焚除、乃得成人、或謂魚躍龍門、唯尾不化、必雷火燒之、乃成爲龍、或謂新年入郡爲諸羊所觸、火燒其尾、則定、封見見開錄載」とあるに燒尾の意を知るべし、清和天皇貞觀八年正月、燒尾荒鎮と稱して群飲する事を禁じたること、三代實錄三代格等に見えたり、今三代實錄の文を掲げて參考に資す、二十

セキ

關(刻、塞)

名義、要路或は國境に設け置く門を云ふ、初めは警固を專とせしが、中頃には通行税を徵收せし事もありき、太平記關所停止の條にそれ四境七道の關所は、國の大禁を知らしめ、時の非常を戒めんが爲なり、然るに今壘斷の利に依て、商賈往來の費、年貢運送の煩ひ有り云々とあるは盡せりと云ふべし、人を防ぎ留むるの義、令義解に謂依律、關者檢判之處、刻者壘柵之所」とあり、「セキノト」とも云ふ、又關所ともいひ、江戸時代には俗に番所とも稱したる所あり、諏訪の番所の如き是なり、又本關に對して支關あり、箱根の關に對して、仙石原、矢倉澤、川村、谷ヶ村、根府川の諸關の如し、關を守る人を關守、家を關屋、關より取る錢を關錢、又關手とも云ふ、米を取るを關米と云ふ(地理圖考證)神功皇后攝政の時、忍熊王亂を爲す、依りて關を針關と吉備との界に設けて、之を禦がしむ和氣關と稱す、これ本邦にて關を置きたる事の書に見えたる初めなり、履中天皇の頃白河關を置きたり、承和二年十二月三日の太政官符に「應准長門國關、過白河關多兩割事、右得陸奥國解、檢寫記置、刻以來千四百餘歲」と見えたり、且つ官符の本文によれば、兩關が蝦夷防禦にありしこと明なり、孝德天皇大化二年、詔して關塞の法を定め、給契を與へたり、天武天皇元年始めて美濃國不破關を置く、蓋し壬申の亂に要路なるを知り給ひしによるなるべし、八年十一月大和龍田山(舊址平野郡西野村)大坂山(舊址葛下郡岩窟越)に關を設く、蓋し天武天皇の皇居は大和淨見原なれば、皇居護衛の爲めなるべし、大寶令にて始めて關の制を定めたり、軍防令に「凡置關應守固者、請、境界之上、臨時置關、應守固者是也、並置配兵士、

セキ

セキ

セキ

セキ

セキ

セキ

セキ

セウミ

三日、是日勅禁、斷諸司諸院諸家諸所之人燒尾荒鎮、並責人求飲、臨時群飲、被除責、被物、起請、去天平寶字二年二月二十日勅書、而今論、出後、年代久遠、有司解體、奔而不行、因茲諸司諸院諸家諸所之人、新拜官職、初就進仕之時、一號荒鎮、一稱燒尾、自此外、責人求飲、臨時群飲等之類、積習爲常、醉亂無度、主人每有竭財之憂、賓客無利身之實、若期約相違、終至陵轢、營設不具、定爲罵辱、非當爭論之萌芽、誠作亂之源、望請准據勅文、嚴加禁止者云々」とあり、以て其弊害ありし一斑を知るべし。

セウミヤウ

小名

名田

(マイミヤウ)を見よ

セウミヤウ

初明。號は南浦、圓通大應國師と號す。俗姓藤原氏。駿河安部の入、十五歳にして得度す、後鎌倉に至り建長寺開溪に參す、正元の間、宋に入り徧く諸方を歴問し、淨慧寺の虛堂に參す、虛堂徑山に遷るに方り、從ひ行きて日夕參扣す、文永四年歸朝して建長寺に入る、關漢乃ち提唱せしむ、七年秋筑紫興福寺に出世す、九年太宰府崇福寺に遷る、居ること三十三年、參徒日に盛なり、嘉元三年秋詔を奉じて京都に入る、伏見上皇召して法要を問ふ、奏對旨に稱ふ、勅して萬壽寺を主らしむ、上皇亦東山の故址を以て、嘉元寺を興し、紹明を延きて第一祖となす、徳治二年、北條貞時の招請によりて相模に赴き正觀寺に留まる、復敷奏して建長寺を主らしむ、翌年春太上皇手詔を降して存問す、恩禮優至なり、延慶元年十二月二十九日寂す、年七十四、坐夏六十、勅して京都に龍翔寺を興し、寺後に祥雲庵普光塔を構へて遺骨を收む、門下甚盛なり、宗峯妙超最聞え、妙超の門下に關山慧玄、徹翁義孝の二

分番上下、其三關者(謂伊勢鈴鹿、美濃不破、越前愛發等)是也、設鼓吹軍器、國司分當守固、(謂、目以上也、言三關者、國司別當守固、其餘差配兵士)所配兵士之數、依別式こと見え、又三關國の守は、關刻、及び關契の事を掌らしめたり、而して(元明天皇和銅三年の條にも三關の名見ゆ)此の時三關の名始て見えたれども、果して何れの關を稱したるかば詳かならず、されど、令義解に明記したるを見れば、此頃も同じく鈴鹿不破愛發を指したるものなるべし、續紀に「天平十二年十月己卯、朕緣有所意、今月之末暫往關東云々、壬午行幸伊勢國」と見え、天平神護元年三月丙申、勅云々、又伊勢、美濃、越前者、是守關之國也云々とあるを以て證とすべし、蓋し京都を防ぐ三大重要點とせしものなり、元明天皇和銅二年、藤原房前を東海東山二道に遣して關刻を檢察せしむ、この時伊勢、近江、美濃、尾張等の國守を賞したるを見れば、此等諸國に關のありしこと明なり、養老五年十二月元明上皇崩するや、使を遣して三關を警固せしむ、是れ三關警固の始めにして、爾來崩御即位には、必ず警固解陣の事あり、淳仁天皇天平寶字三年十月伊勢志摩兩國の争によりて、尾重刻を葦淵に遷す、桓武天皇延暦八年七月、伊勢美濃越前に勅して曰く、三關を設くるは、本非常に備へんが爲めなり、方今正朔の施す所、區宇外なし、徒に關險を設けて防禦を用ふる事なく、却て中外を隔て交通の便を失ひ、公私往來稽留の苦を致し、時務に益なし、依て三關を停廢して、所有の兵器糧糶は國府に運收し、館舎は便利の郡に移して建せしむ、十四年八月近江國相坂刻を廢す、相坂關は後世三關の一に加へ、越前愛發を除きたり、蓋し皇居山城に遷りしを以て、最も重要となりしなるべし、此時代に於ける關門は警



セキ

関を主としたるを以て、日出開門し、日没閉門し、關を越ゆるには、皆過所によりて通過せしむ、過所は本郡本司に請うて得、若し廿日を過ぎて行かざるものは更に申請して過所を替へ、途中故障ありし時には、近國國司に申請して關に送らしむ、船筏にて水

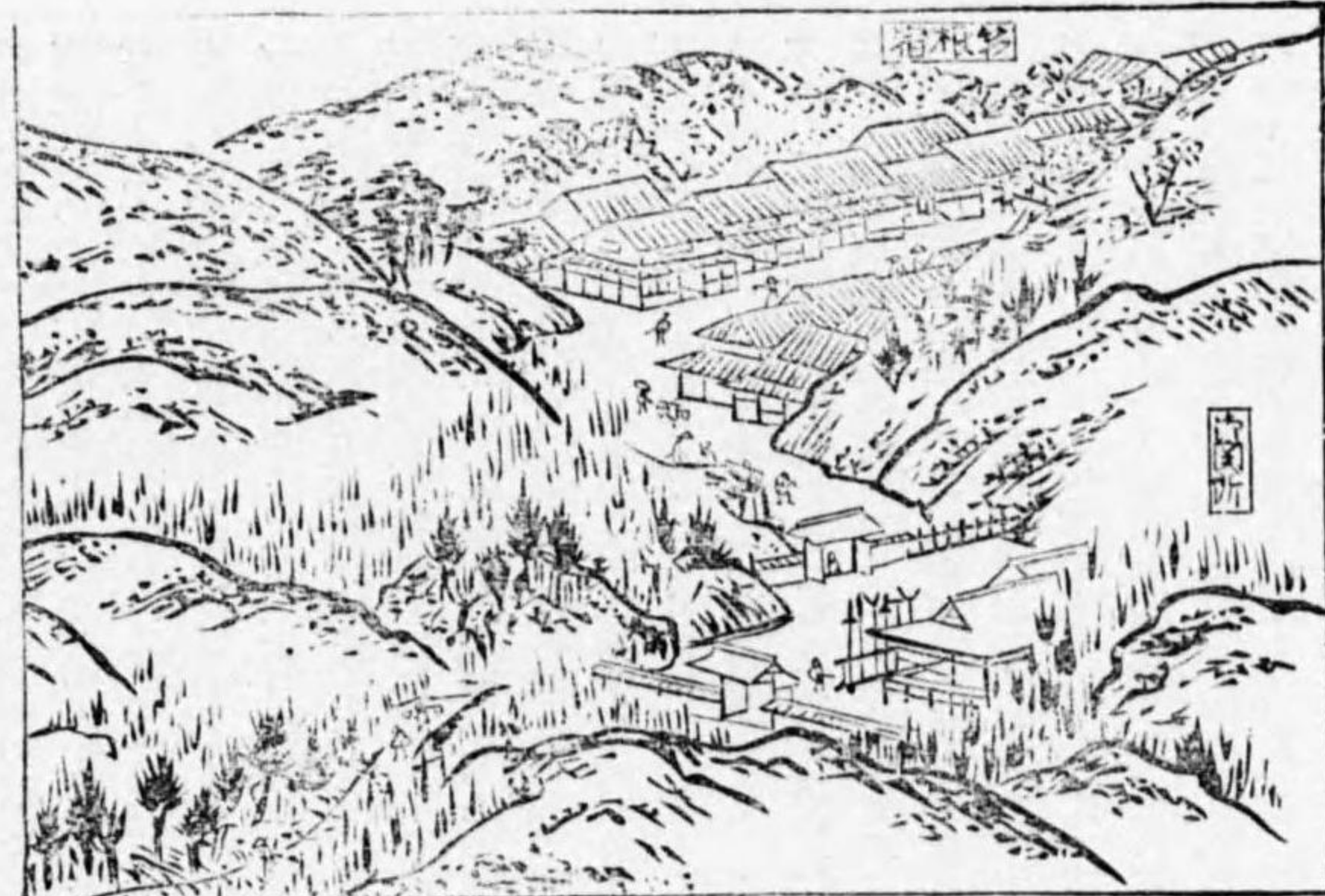


(載所卷繪人上通一)白河關

關を通過するものは、長門及び唐津、兵庫關を除く外過所を要せず、旅人の關津に入るものは過所の關名によりて勘過し、致て行く所を訪はず、餘關を越んとするものは關司の隨意にするを得ず、旅人の過所を持して、驛傳馬に乗じて出入するものは關司勘過

セキ

して、録白案記して、驛鈴傳符は旅人に還付せしめ、庸調の脚夫は本國の歴名によりて送使と共に勘度せしむ、外國人の關に入る時は、一物以上所有の物を關司當座官人と共に具録して、治部省に申さしめたり、特に三關は最も重じたりと見え、三關國司には特

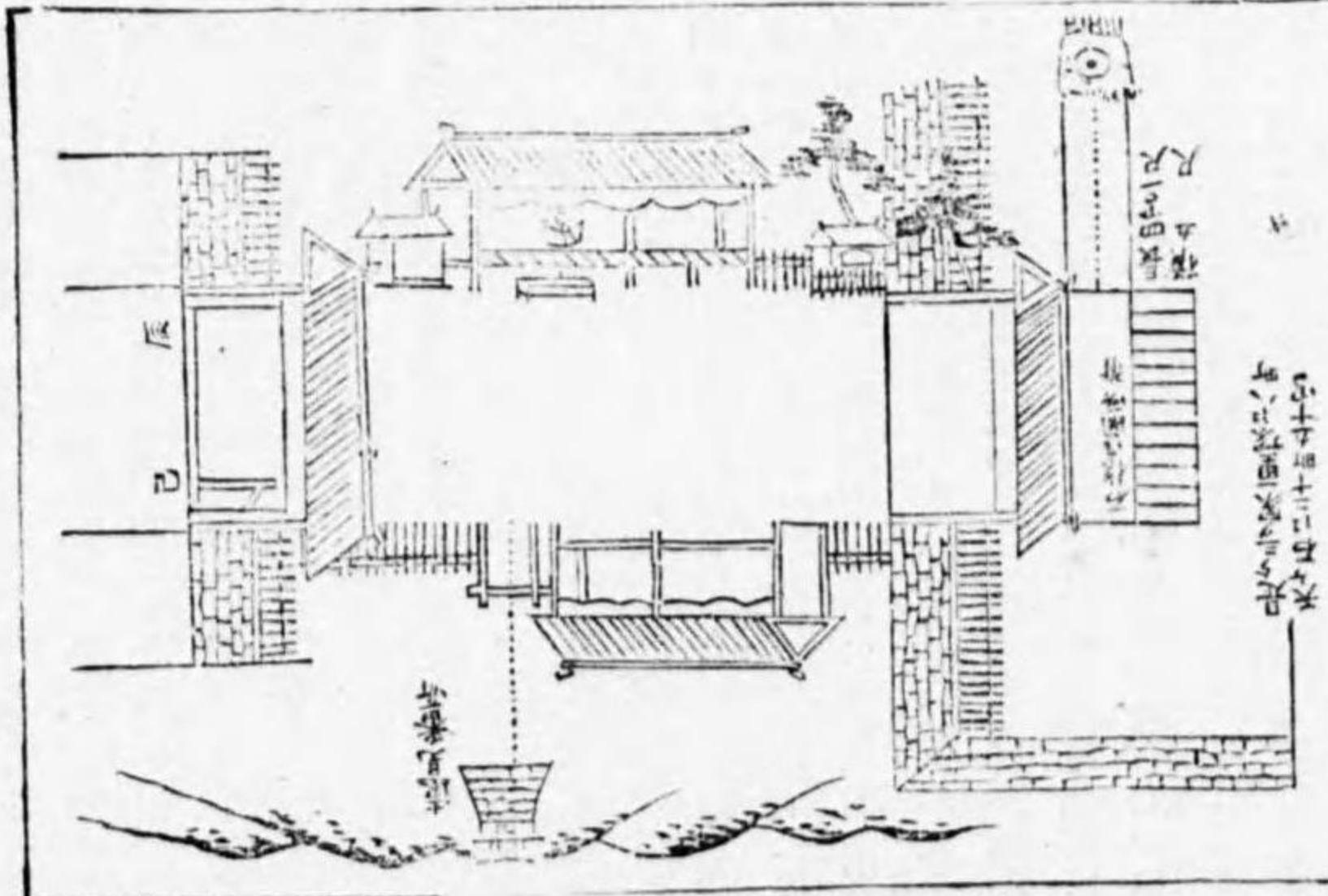


(載所會圖所名道海東)關根箱

に兼仗を賜ひ、又關司は最も權力ありて、上下驛の書は必ず開見したりしが、延暦八年四月勅して、輒く開く事を得ざらしめたり、又三關の關門は、寶龜十一年四月に鈴鹿關内城の大鼓鳴り、天應元年二月四日中城門大鼓鳴り、同年五月鈴鹿城門守屋四國鳴動

セキ

したる事續紀に見えれば、其宏大なりしを知るべし、又私に關を度る者は之を罪し、三關は徒一年、攝津長門は一等を減じ、餘關は二等を減す、關門に據らず問道より越ゆる者は越度者(オチド)と稱して、一等を加へて罪したり、平城天皇大同元年三月桓

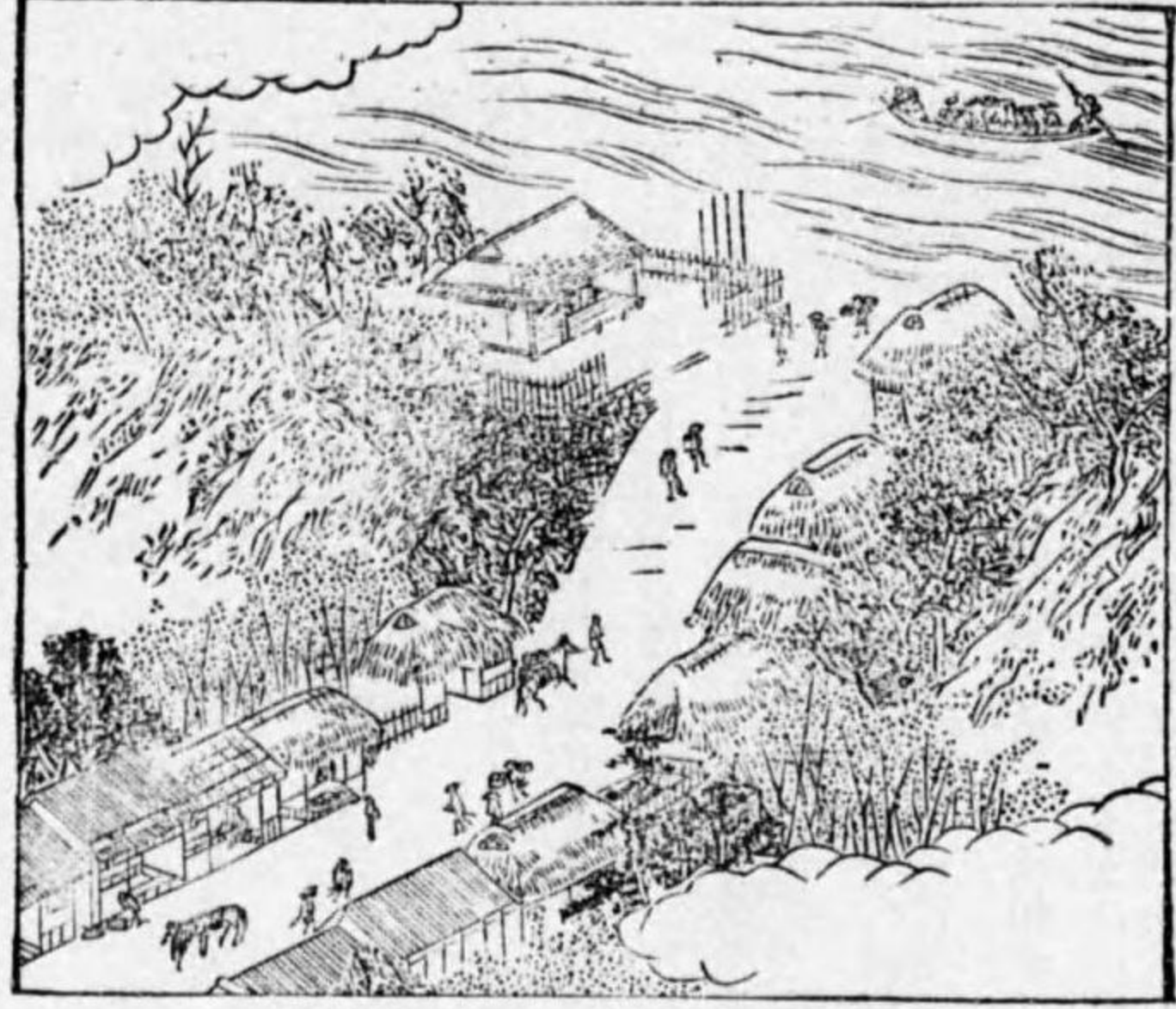


(載所上書調誌地宿根箱年四保天)關根箱

武天皇崩するや、使を伊勢美濃越前に遣して故關を固守せしめ、又嵯峨天皇弘仁元年九月、平城上皇都を平城に遷さんとして人心動搖するや、使を伊勢近江美濃三國に遣して、三關を固守せしめたるを思へば、關は既に廢せられたる後でありても、事あるに際しては、故關に據りて之を警固せしめたるを見るべし、

セキ

害甚しきを以て、上野國守の請により相模國足柄坂、上野國碓氷坂に關を置き、兵を以て守り、往還の人を勘過せしめ、明年また過所を以て兩關を度せしめたり、然れども此等諸關は王朝時代の末期には大概衰へ、三關の如きは板屋荒廢して雨露月光を漏らし、歌人をして感慨措く能はざるに至らしめたり、これと同時に權門諸社私に關を置き、警固の用



(載所會圖所名中道路蘇岐)關橋栗

尋で仁明天皇承和二年には、陸奥國の奏請により、長門關に准じて白河菊多兩關を勘過して警固し、蝦夷を防拒せしめ、文德天皇天安元年には、諸國盜賊多きを以て、近江相坂關を復し、新に大石龍華二關を新置して警固し、陽成天皇元慶四年九月には、陸奥國の奏請により、諸人の關門に流入するを禁じたり、醍醐天皇昌泰二年九月には、坂東群盜蜂起して、徒

に備へたり、嘉應元年四月一日の高野山文書に、興福寺高野山に據して所々の關を固め、金峯山僧徒の往復を停めしこと見えたり、これ僅に一例に過ぎざるも、此に類する私設の關の多かりしこと想像するを得べし、なほ又關は陸上のみならず、海港要津にもこれを設けたり、瀬戸内海沿岸のその如き是なり、就中下ノ關兵庫關遼關の如きは最も顯著なるものとす、而して此等諸關が警固の本義を失ひ、通行税を徵收するに至りしは、王朝時代の末期若しくは鎌倉時代の初期にあるべし、此の時に當り朝廷の權既に衰へて、財政窮迫し、諸勅願寺の如き容易に建つる能はず、要路に當る關より税を徵し、以て其用途に充てしめたり、文治三年淀關を造東寺料所としたるが如き其一例なり、而して兵庫關遼關は收入最も多かりしと見え、この後或は延暦寺に、東寺に、東大寺に、興福寺に、修造料所として寄附したりき、鎌倉時代の末に至りては、諸豪族等悉に新關を起し、通行税を徵して利益を壟斷し、交通を障げ商賣を妨げしを以て、幕府令して大津葛葉兩關を除く外、悉く新關を停め、且つ葛葉關税を東大寺に寄進したり、此時代の關は一遍上人繪傳によりて其梗概を知るべし、南北朝より室町時代に至り、警固と徵税との目的を以て、關塞至る所に設けられ、行旅の困難名狀すべからざるものなりき、光明天皇貞和二年、幕府諸國新關を設け、或は津料と稱し、水陸行客を征するを嚴禁し、守護違犯するものあらば、其職を改易し、代官の私設ならば、其領邑を沒收し、邑なきものは遺流に處せしめたり、然れども猶止まず、崇光天皇觀應二年、又令して新關を禁止したりき、然れども濫設は止まざるのみならず、朝廷幕府も共に、大禮ある時には、新關を設け、行路より征

セキ

錢して其用途に充てたり、幕府皆て皇室の爲めに、新關を建てたるに、足利義政の夫人は其征錢を私して、自家の用に充てたり、此の外諸國の豪族、神社佛閣等皆隨意に關を設けて、征錢を私し、交通不便行旅極めて困難なりき、既にして織田信長の起るや、其領内に於ける關を停めたる事あり、永祿十二年伊勢を平げし時、諸關を停止し、往來の累なからしめたるが如き是なり、江戸時代及び、幕府は自衛上、關所を要地に配置して警備する所ありしと共に、また私人の關所を設くることを禁じたりき、寛永十二年に發布したる武家諸法度の中に「私之關所、新法之津留禁之」とありて、寛文三年の法度もこれと同じく、天和三年以後の法度は、法文中に省略せられしと雖も、事實に於ては舊に從ひて制禁せられたるなり、されば此時代に於ける關所は、皆幕府の設置に係るものにして、其場所も時代によりて増減ありと雖も、重要な地に至りては、全く變更する所なし、而して其守衛は、關所所在地もしくは其附近の大名、交代寄合、代官等をして其任に當らしめたり、(表を參看せよ)〔關所改〕また通行人の改め方は、寛永二年八月廿七日の令には、(一)往還の輩、番所の前にて笠頭巾を脱がせて通すべき事、(二)乗物にて通る者は、乗物の戸を開かせて通し、女乗物は女を以て改めしむる事、(三)公家門跡、其外大名等は、以前より其由届くるに於て改むるに及ばず、但し疑はしき事あらば、臨機の處置を執るべき事と規定し、大體の方針は後世迄これを遵奉したり、而して今切關と箱根關とは、東海道の要衝に當れるが故に、最重要視せられ、検査の如きも非常に精細を極めたり、其他に至りては此の如くならざりき、今寛文七年五月今切關に對して發布したる規定を左に擧ぐべし、

セキ



セキ

今切御關所改次第  
 一與力同心六人宛、五月代勤之從先規、勤來候奉行  
 家來之者二人、與力番所へ差加候事、  
 一女鐵砲を第一に改可申候、欠落候者、先規より  
 携無之、但品により候事、  
 一關東西渡船之船、今切に懸り候は可改事、  
 一登り之者、脇より船之出入、いたさせ問敷事、  
 一渡船之儀、一日に水主頭一人、同組頭四人、水主  
 百廿人宛、三番に可相勤事、  
 一夜中一切不通之、但御定之面々者、格別之事、  
 一下り之鐵砲は、惣御老中御證文に而通し申候、登  
 りは携無之事、  
 一長三尺以上之下荷物計り改、長物類は登をも改之  
 事、  
 一鐵砲置手形、夜通之事兩鑑板之面之通り可改事、  
 一女は上下共に改之、坊主前髪有之者、比丘尼  
 小女に紛候故、見明候改通候事、  
 一御番所長屋之内に、妻子有之者、兩人差置、乗物  
 にて參候女をば、右之女房出し見せ改申候、町人  
 之妻女等は、御番所前に乗物之戸開之、同心共  
 改見候通へ候事、  
 一歴々之女中者、宿改と申候町屋に而改候事、  
 一登下之女新居舞坂邊にて出產、依之證文には出生  
 之女子載不申候、右之産仕候宿、請人に立候は  
 ば可通之、但他所に而出產證據等不分明に候は  
 ば、奉行に伺可申事、  
 一登女手形帳に仕、二月八月御留守の衆へ可送事、  
 以上  
 右にて其一般を知るべきなり、猶夜中通行の事は寛  
 永十五年、京都又は江戸より馬朱印を帶して來  
 れる者、または大阪定番同町奉行の證文を有した

る者のみ之を許したりしも、慶安四年には、箱根、今  
 切、氣賀の三關に限り上使並に繼飛脚の外は一切通  
 行を禁じたり、これ右の三關が東海道の要衝に當れ  
 るが爲めなりき、而して此時代には、諸大名の妻室は  
 江戸に住せしめて質となしたるを以て、其逃亡を拒  
 がんが爲め、江戸より地方に出づる婦女子には、特に  
 取調べを嚴重にし、單に手形を改めたるのみならず、  
 更に簡單なる身體検査を行へり、其狀はまづ手形を  
 改めたる後、關所に附録せる婦人ありて、關外に出  
 づる女の髪をほどきて之を改むなり、但婦人の身分  
 により、改め方に多少の相違ありし事、前に擧げたる  
 今切關の令條を見て知るべし、下りて慶應三年七月  
 に至り、關所通行の制度を改め、(一)女子と雖も男子  
 と改め方を同じくし、(二)剃髮、惣髮がぶる等の改め  
 を廢し、(三)首、死骸、亂心、手負、囚人等は、總令手形  
 なくとも、差添の者より證書を呈出せば通行を許し、  
 (四)諸役人急用の時は、夜中と雖も通行せしめ、(五)  
 鐵砲武器は、其品に差添の者より證書呈出せばこれ  
 また通行を許し、(六)從來印鑑引合の上通行せしめ  
 たるの制を廢する等頗る寛大の處置を執りたりし  
 が、明治二年正月、全國の關所悉く停廢し、四民はじ  
 めて往來の自由を得たり(關所の制大約右に述べた  
 るごとくなるがゆゑに、江戸時代には暴力また詐偽  
 を以て關門を通過し、或は間道よりして私に迂回す  
 る等は法の最も禁する所にして、之を關所破りと稱  
 し、罪罰頗る重し、即ち(一)間道より迂回し關所を  
 通過せざるものは其所に於て磔、但男に誘はれて  
 山越したる女は奴、(二)同上の案内したるもの同  
 じく其所に於て磔、(三)關所を忍びて通りたるもの、  
 重追放、但女は奴、(四)口留番所を、女を連れて  
 忍び通りたるもの、中追放たるの規定なりき、然

セキ

セキ

れども今日なほ存する當時の旅行日記等を檢するに  
 關所を避けて間道を通したるの實例甚だ多し、こ  
 れ蓋し關所改めの繁を厭ひたるが爲なるべく、また  
 幕府に於ても、犯罪者ならざる以上は、深く糾尋せざ  
 りしによるか(關所手形)王朝時代には過所、鎌倉室  
 町の兩時代には過書ともいへり、(クワンシヨ)參看)  
 江戸時代には、男子は普通手形を要せず、(手負亂心  
 病人或は鐵砲等を携へたる者を除く)、女子は必ず之  
 を用ひしめたり、(關所に依りては女子も手形を要せ  
 ざる處あり)女子の分は女手形と稱し、略して單に  
 手形ともいへり、而して此手形を發行し得る權能を  
 有したるは、寛文元年八月の令によるに、(一)江戸は  
 御留守居、(二)伊勢は桑名城主松平越中守、(三)遠江  
 は掛川横須賀城主太田攝津守、(四)西三河東三河は  
 岡崎城主水野右衛門大夫、(五)信濃駿河は町奉行、(六)  
 丹波、近江、山城、和泉は京都所司代、(七)攝津河内は大  
 阪町奉行、(八)伏見は伏見町奉行等にして、其管轄區  
 内に於て武士の女なれば其領主より、町人百姓なら  
 ば、單に名主五人組町年寄等の連名にて、手形發行權  
 を有せる人に願ひ出で、其願出には發行權を有する  
 人が各關所に宛てたる奥書を認めたる後本人に下  
 附し、はじめて有功の手形となるの制なりき、下りて  
 萬治二年六月に至り、江戸市内の者にして、手形を申  
 請たきものあらば、自令以後兩町奉行にて裏判を爲  
 し與ふることとなりたり、然るに延寶頃よりして、  
 奥書のこと漸く煩れ、新たに手形を製して下附又は  
 諸大名の家老等より關所に宛てたる通行許可の願書  
 を以て、手形と同様の功力を有せしむる事となりた  
 り、而して其様式は時代により、又場合により、元  
 より一定せずと雖も、二三の例を示せば左の如し、  
 三河國加茂郡則定村より、女或人、江戸迄著し申候

セキ

問、荒井御關所、無相違罷通り候御裏判、被成可  
 被下候、此女共に付、出入御座候は、私罷出  
 申分可仕候、爲後日仍如件、  
 慶安五年壬辰四月二日 鈴木九太夫(判花押)  
 (裏書)  
 表書之女或人、可被通候、斷鈴木九太夫本文に在  
 之事に候、以上、  
 慶安五年辰四月二日 水野監物(判)  
 佐橋甚兵衛殿  
 右は此時代の初期に行はれたる裏判の例なり、  
 女或人尼、從當國江戶へ相越候條、今切御關所、  
 無異議御通被成可被下候、以上、  
 延寶六 四月三日 横山左衛門  
 松平御留守内  
 今切御關所御番衆中 本多安房  
 右は大名の家老より發したる願書を其儘手形に代用  
 したる例なり、  
 女上下五人、内髪切或人、小女或人、但乗物或挺  
 從赤穂江戶迄、御關所無相違可被通候、是  
 者淺野内匠頭家來建部喜六妻並下女之由、内匠頭  
 依斷如此候、以上、  
 元祿七戌年五月十五日 佐渡(印)  
 今切女改申  
 右は、所司代より内匠頭の申請により、新たに發し  
 たる手形の例なり○いま古來より戰國時代にかけて  
 著名なる關の名を擧ぐれば左のごとし(日本歴史及  
 地理要覽に據りて増補訂正す)  
 關 所在地 設置年代  
 山崎關 山城國乙訓郡山崎の 天武天皇八年(紀)  
 西南關 同國同郡老坂  
 大江關 同國同郡老坂

木幡關 山城國宇治郡  
 淀關 同國久世郡  
 龍田關 大和國生駒郡立野村  
 大坂關 同國北葛城郡下田村  
 葛葉關 河内國北河内郡樟葉  
 禁野關 同國  
 須磨關 攝津國武庫郡須磨  
 武庫川關 同國武庫郡  
 兵庫關 同國同郡  
 渡邊關 同國  
 神崎關 同國  
 伊勢國鈴鹿郡關町(?)  
 鈴鹿關 甲斐國東山梨郡  
 清見關 駿河國原野郡與津町  
 清見寺の下  
 岫崎關 同國同郡薩埵山の尾、  
 岫崎の海岸  
 横走關 同國駿東郡竹ノ下(?)  
 相模國足柄郡北足柄  
 村大字矢倉澤字明神  
 武藏國東京郡町  
 近江國滋賀郡大津町  
 の南達坂山  
 龍華關 同國同郡伊香立村大  
 字龍華  
 天安元年(文德實  
 錄)  
 大石關 同國栗太郡下田上村  
 大字關津  
 天安元年(文德實  
 錄)  
 不破關 美濃國不破郡關原村  
 大字松尾ノ大木戸坂  
 昌泰二年(?)  
 碓氷關 上野國碓氷郡碓氷峠  
 代格)  
 勿來關 磐城國菊多郡  
 白河關 同國東白川郡  
 燒山關 同國

セキ

セキ

衣關 陸中國西磐井郡  
 會津關 同國(尿前關同所?)  
 念珠關 羽前國西田川郡泉ヶ關  
 有耶無 陸前國柴田郡川崎村  
 耶關 陸前國柴田郡川崎村  
 愛發關 越前國敦賀郡愛  
 發村大字山中  
 鷺關 同國  
 磯波關 越中國西磯波郡磯  
 波山  
 美保關 出雲國八束郡美保  
 關村  
 和氣關 播磨備前國境(?)  
 杉坂關 同國  
 山里關 同國  
 上ノ關 (古名古)  
 上ノ關 周防國熊毛郡上關村  
 中ノ關 (古名古)  
 中ノ關 同國佐波郡中關村  
 下ノ關 (古名古)  
 下ノ關 長門國下ノ關市  
 白鳥關 紀伊國海草郡山日村  
 筑前國  
 水城關 筑前國  
 大野關 紀伊國  
 文字ヶ 豐前國企救郡門司市  
 佐賀關 豐後國北海部郡佐賀  
 關町  
 劉宣關 筑前國筑紫郡  
 江戶時代には、前に述べたるごとく、時代により  
 て増減あり、諸書載する所統一を闕くのみならず、其  
 變遷の詳細を知り難しと雖も、幕府の末期にありて  
 は左のごとなりき、  
 關 所在地 守 衛  
 箱根 相模國足柄下郡箱根 小田原城主 大久保加賀守

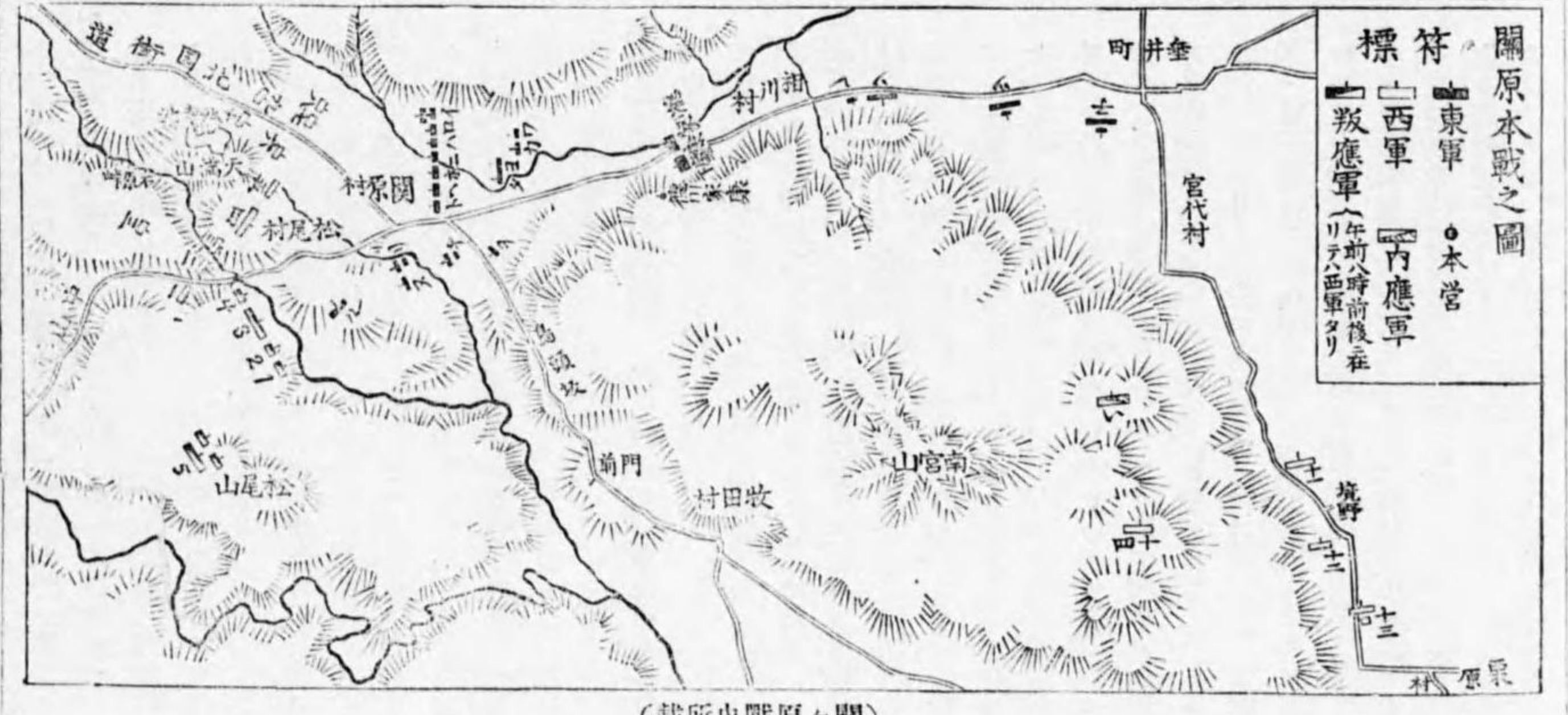


Table listing names and titles for page 1540, including 根府川, 仙石, 原, 矢倉澤, etc.

Table listing names and titles for page 1540, including 五料, 實生, 大渡, etc.

陳蕃傳の註に、板長尺一、以寫詔書、云々とあるより出づ(有職小説)
セキウチ 關氏(備中新見) 姓は清和源氏、攝津守頼光の孫、多田三河守頼綱の三男土佐守國直の孫齋院次官國時、壽永二年木曾の合戦に討死す、子孫美濃國山形郡に住す、五世山形大炊助國兼の男桃園兵衛頼氏頼、足利尊氏に仕へ、其男彦九郎氏昌美濃武勇郡關に住す、因て家號とす、其八世關十郎右衛門尉成重、初め伊勢北畠氏に仕へしが、後尾張に赴き織田信長に仕ふ、其子成政亦信長に仕へしが、父と共に國を去り美濃に至り齋藤氏に寓す、後又信長に従ひ一宮河野等を領す、子成次美濃を去り京都に赴く、後徳川家康に仕ふ、成次二子あり、長を長繼、次を長政といふ、長繼は出で、津山侯の後を襲ぎ、弟長政成次の後を承く、子孫相襲ぎ明治に至り華族に列し子爵を授けらる(武鑑、華族諸家傳、華族譜)
○成重 成政 成次 長政 長治 長廣
政富 政長 長誠 長輝 成煥 長道
長克 博直

に、神戸は河曲郡に、嶺は鈴鹿郡に居す、織田信長の爲に神戸氏先づ亡され、關盛信も信長に背きしを以て領地を奪はる、天正十年信長四國征伐の時、盛信を許し、本城龜山を賜ひ、信孝に附屬せしむ、其子右兵衛佐一政、蒲生秀賢の婿となる、後ち豊臣秀吉に仕へ、蒲生氏に屬す、天正十八年蒲生氏會津に封ぜらる、關氏從て徙り、白河城四萬八千石を領す、從五位下長門守となる、慶長三年氏郷の男秀行、下野宇都宮に移さる、關氏は信濃飯山城に封ぜらる、秀吉の薨後徳川家康に仕ふ、依て美濃土岐の地を領す、五年關ヶ原の役功あり、累代の本領龜山城三萬石に封ぜらる、十五年七月伯耆國黒坂城五萬石に移封、大阪の役敵首を切る三十餘級、寛永二年十月一政卒し、嗣なきを以て所領を收公せられ、關氏亡ぶ、後ち一族兵部少輔氏盛に五千石を賜ひ、一政の祀を祭らしむ(藩翰譜)



【圖中符號】
イ 黒田長政
ロ 細川忠興
ハ 加藤嘉明
ニ 田中吉政
ホ 筒井定次
ヘ 松平忠吉
ト 井伊直政
チ 寺澤廣高
リ 藤堂高虎
× 京極高知
ル 福島正則
ヲ 本多忠勝
ワ 織田有樂
カ 古田重勝
ヨ 金森長近
ヌ 生駒一正
レ 有馬則頼
ソ 山内一豊
ツ 淺野幸長
ネ 池田輝政
イ 吉川廣家
1 脇坂安治
2 朽木元綱
3 小川祐忠
4 赤座直保
5 小早川秀秋
3 大谷吉繼
二 大谷吉勝
二 木下頼繼
四 宇喜多秀家
一 平塚爲廣
二 戸田重政
五 小西行長
六 島津豊久
七 蒲生郷舎
八 島勝猛
九 石田三成
十 島津維新
士 長東正家
三 安國寺惠瓊
三 長曾我部盛親
高 毛利秀元
發し、諸將を率ひて征途に上る、茲に於て三成等秀頼の命を稱し、諸侯を招きて又兵を擧ぐ、小西行長、毛利輝元、島津義弘、長曾我部盛親、立花宗茂等皆之に應じ、まづ伏見城を攻めて島居元忠を殺す、家康時、山に在り、變を聞きて直ちに部署を定め、子秀康を留めて景勝に當らしめ、馳せて大阪に向ふ、三成等之を關ヶ原に逆へ撃ち、九月十九日兩軍決戦す、西軍は浮田秀家、島津義弘天満山を背にし東面して陣し、小西行長は其左に、石田三成又其左に陣す、有馬、川尻等の諸將は其右に、大谷吉隆又其右に陣す、小早川秀秋は松尾山に屯し、脇坂安治等は其陣に在り、毛利秀元は南宮山に屯し、長曾我部盛親、長東正家等其陣に在り、總軍凡十二萬八千と號す、東軍は福島正則を先鋒とし、徳川忠吉、井伊直政等之につき、黒田長政、細川忠興等を右軍とし、藤堂高虎、山内一豊等を左軍とし、且つ淺野幸長、

セキガ

セキガ

セキガ

セキ

セキ

セキウ



セキカ

池田輝政等を以て南宮山に備へ、水野勝成等を以て大垣に備へ、家康自ら麾下の士を率ゐて中軍とな

セキケ

家康の手中に歸す(徳川實紀、日本戰史) 關口流 關口氏心の創めたる柔術の流派、又新心流ともいふ(氏心の傳、八郎左衛門

セキシ

關所通行の札を云ふ、過(カワ)ラシ(カ)キ(シ)を見よ、 尺素往來 關所通行の札を云ふ、過(カワ)ラシ(カ)キ(シ)を見よ、

セキツ

といへり、はじめ業を高原吉種に受け、長ずるに及び天然の偉才を以て大に數理の微妙を極め、前人未發の術理を發見せる事甚だ多く、遂にこれを輯めて數百卷を成す、時人算聖と稱せり、寶永五年十月廿四日歿す、年六十七、江戸牛込の寺町浄輪寺に葬る

セキハ

此曲を用ふ、始め舞ありしかど、後絶えたるをもち、内教坊此曲を奏し、中央樂の舞を傳へり、貞保親王譜に依れば、伊勢親房といふもの、桃李の花盛なるとき此曲を奏せし由見えたり、起原傳來共に詳かならず(禮樂志、歌舞音樂略史)

セキフ

は松に竹とかの繪を畫きたり、 膳所城 所在 近江國滋賀郡膳所村(原滋賀)慶長六年徳川家康大津城を此地に移し、戸田一西を封す、奥地志略に、大津口勢多口に門を構へ、中間を膳所城下と云ふ、西に相坂の險路あり、東に勢多の大河、後は湖水なり、軍學流の所謂後堅固の城なりと云へり、一四の子氏鐵、元和三年攝津尾崎へ移封、本多康俊之に代り治す、同六年三河丹波龜山へ移封、石川忠總代り、慶安四年康勝伊勢に移され、同年四月本多俊次復封、六萬石を食む、子孫世襲して明治維新に至る、同三年城を毀つ(近江輿地志略、同名跡案内、明治政覽)

膳所焼 膳所焼 近江國滋賀郡膳所にて製出する陶器(原滋賀)寛永年間膳所の城主石川忠總、點茶の宗匠小堀政一の教示に隨て、工人に命じて茶壺を造らしむ、その質茶褐色にして黒釉を施す、或は高取燒、丹波燒等に似たるあり、但し土質の重澁なると釉水の精製なるとを以て異なりとす、其製する所は獨茶器に止る、忠總卒して後ち窯廢す、然れども窯を以て尙ほ雜器、茶壺等を製出するといふ(原滋賀、今川製陶攷)







セツサ

有家人奴婢、及宅資、四隣五保共爲檢校、財物營... 靈功德、其家人奴婢者放爲良人、若亡人存日處分證...

セツサクシユウ

セツシウ

雪州 名號名は等楊、雪舟、備... 溪齋、米元山主、漁樵齋、雲谷等の號あり、俗姓は...



(集菟掛纂編科史)藏所寺樂港口山

す、師僧これを戒むること數度に及ぶも聞入れざり... しかば、つひに其意に任すに至れり、幾干ならずして...

セツシ

國寺に入りて洪徳禪師の弟子となり、又鎌倉に至り... 建長寺の玉隠永興に就いて學ぶ、永興、雪舟の爲に漁...

セツシヤウ

攝政

天皇に代りて萬機の政を總覽する人、攝政、執柄博... 陸、太宰、大藏、納言、貞原、殿下、家宰、垂衣、曲...

セツシ

以て母后攝政し給ふ、推古天皇の時、推古天皇、齊明天... 皇の時、皇太子中大兄(天智天皇)攝政たり、俱に女天...

Table listing names and dates, organized by column. Includes names like 天皇, 清和, 陽成, etc., and their respective reign periods.

セツシ

Table listing names and dates, organized by column. Includes names like 仲恭, 四條, 後深草, etc., and their respective reign periods.



セツシ

今上二條齊敬 慶應三正 慶應三三
表中(ハ)は關白に轉じたる符號
セツシヤウケマンドコロノクダシフミ
攝政家政所下文 攝政家の政所より下す文書

セツソ

雪村 名は周繼、通稱は雪村、如圭、倫齋、鶴仙老等の號あり、在俗の時名を平藏といへり
節刀 天皇より將軍出征の時賜はる刀を云ふ、即ち關外賞罰の權を附與する標なり、節は符節なり、軍防令に、凡大將出征、皆授節刀、義解に、凡節者、以三髮牛尾爲之、使者所擁也、今以刀劍代之、故曰節刀、雖名實相異、其所用者一也と云へり、節刀は凱旋の時、必ず朝廷に返し奉るなり、節刀につきては古來より説ありて、太刀と同じとし或は別としたり、然れども天徳紀に節刀四十餘柄、總數大元藤文記に、太刀四十八柄と見えたり(扶桑畫人傳)

セツタウ 節刀 天皇より將軍出征の時賜はる刀を云ふ、即ち關外賞罰の權を附與する標なり、節は符節なり、軍防令に、凡大將出征、皆授節刀、義解に、凡節者、以三髮牛尾爲之、使者所擁也、今以刀劍代之、故曰節刀、雖名實相異、其所用者一也と云へり、節刀は凱旋の時、必ず朝廷に返し奉るなり、節刀につきては古來より説ありて、太刀と同じとし或は別としたり、然れども天徳紀に節刀四十餘柄、總數大元藤文記に、太刀四十八柄と見えたり(扶桑畫人傳)

セツタ

れば、太刀と同じものにて、四十柄ありしこと明なり、其上靈劍二あり、其一の破敵は將軍を遣はず時に給ふもの、即ち節刀なりと云ふ、或は四十八柄を總稱したることもあり、猶太刀契(グイトケイ)を見よ○節刀はまた使に授けらるる事あり、上の節刀と同じく、或權力を委任するの標なるべし
節刀 武行天皇の時、日本武尊に命じて、東夷を征せしめ給ひし時、比々羅木八尋矛を授け給へり、これ節刀の名なきも、節刀を授けられし濫賜と云ふべし、書紀に崇神天皇四道將軍を遣はし、時、授印授爲將軍とあれど、これ著者の文飾なるべければ、始めと爲し難し、文武天皇大寶元年律令制定の時、大將出征の時、節刀を給ふこと、定め給へり、元明天皇和銅二年三月、陸奥越後の蝦夷反せしとき、左大將巨勢麿を陸奥鎮東將軍、民部大輔佐伯石清を征後蝦夷將軍として節刀軍令を給ひ、兩道より征せしめたり、これ節刀を給ひし始めなり、養老四年三月、大伴旅人を征軍人持節將軍としたり、爾來出征に必ず節刀を給ふ、村上天皇天慶三年正月、參議藤原忠文を征東大將軍とし、翌月南宮に出御して節刀を給ひたり、爾來、節刀を給ふこと史に見えず、天徳四年内裡焼亡の時焼損す、後勅して修せしむ、度々の皇居火災にて焼失せり、武家名目抄に康和年中正盛が義親追討の時にも、治承中平惟盛の東國征伐の時にも、歸給のみ給ひて、節刀のことなかりしは、節刀焼失の爲めなりとし、又頼朝天下兵馬の權を握りてより、朝廷追討の任命なきを以て、節刀を給ふこと絶えたりしが、承久の役、後鳥羽天皇錦旗を給ひたり、これ節刀に準すべきものか、此の後節刀を給ふことなく、後醍醐天皇赤大將には錦御旗を授けられて、標とし給へり、後、皆之に倣ひしと見え、永享嘉吉

セツチ

の亂、長祿中足利成氏を攻めし時も、延徳中佐々木氏を伐ちし時も皆將軍より請奏して、錦御旗を給はれりと云へり、節刀を給ふことなかりしは、武家名目抄の説の如くなるべしと雖も、節刀そのものありしことは、太刀契の條に委しく述べたれば参照すべし、嘉永六年ハルリ浦賀に入港以來、上下人心沸騰し、開港攘夷二説に分れ、國家の安危に關はる時に當り、朝廷攘夷に決し、上古の御制を思召されしと見え、文久三年四月石清水宮に行幸して、攘夷の節刀を征夷大將軍徳川家茂に給はらんとす、將軍病と稱して扈從せず、依りて一橋慶喜に給はらんとす、慶喜亦辭して受けざりき、明治元年正月四日、仁和寺宮彰仁親王を征討大將軍とし、御學問所にて節刀を親ら授け給ひ、翌二月東征大總督有栖川熾仁親王にまた節刀を授けらる、これ節刀を給ふことの最後なり○遣唐使に授けらるる時は、古き時代は詳かならず、文武天皇大寶元年正月粟田真人を遣唐執節使に任じたることあれば、此時は節刀を授けられし事明かなり、爾來派遣毎にみな之を授與せられたりき、猶持節將軍(セツシヤウケン)參看(續紀、武家名目抄、古事類苑帝王部、戊辰戰記、明治外史)
セツチユウ 節中 私年號、推古天皇三十一年に相當し、翌年仁王と改む(古代年號、逸年號考)
セツチユウアン 雪中庵 大島憲太(オホシマレウタ)を見よ、
セツチユウカク 折衷學 經學の一派、朱子、陽明、古學、古文辭學に偏せず、漢唐の註疏、宋明諸家の説を取捨折衷して、専ら先聖の遺訓を闡き、又前修の及ばざる所を匡すに務めたり、和泉人柳原支那紀州侯に仕へ、學を講ずるに學流を區別するを好まず、漢魏傳註と宋明諸説とを用ひ、訓詁に專ら

セツチ

の舊説に據り、義理は程子の心性によれり、折衷派は實に之に胚胎せり、尋で片山兼山井上金鏡出で、子弟を教導するに、古註疏を始め、博く漢宋以下諸家の書を極め、其長を取りて、衆説を折衷し、最も穩當を主としたるより折衷學起り、關東の學之れが爲めに一變せり、次で豊島豊洲、古音陽、山本北山、太田錦城、松崎謙堂等の諸家、皆折衷學を唱導して世に顯はる(先哲叢談)、今學派を左に示す、
○井上蘭臺 井上四明 山本北山 山中天水 蒲生君平 井上金鏡 井上南臺
八田華陽 龜田鶴齋 龜田鏡瀨 芳野金陵
○片山兼山 小田穀山 小野君山 武田梅龍 村瀬榜亭 田能村竹田 片山北海 尾藤二洲(後集年二入)
○字野士新 赤松滄洲 大川蘭臺 大江玄圃 宇野士朗 龍草廬 岡崎廬門
○中西談淵 小川天門 金谷靜臺
○折衷尺 江戸時代に行はれたる尺の一種、寛政享和の際、伊能忠敬が享保尺と又四郎尺とを長短折衷して作りたるものに係る、蓋し中世以降、尺度器の法漸々訛替し、種類紛雜、濫製百出するに至るに及て、眞偽辨じがたく、正否分くるに由なき爲め、長短を折衷して一時の便に供したるものなり、然して此尺、長と短との間にあるが故に、近世尺度器法の伸縮するもの坊間散布の器

セツツ

の如きは、之と相密合するもの多し、斗量の如きは、其製作従來容量を以て準とするが故に、所用尺度は、頗る杜撰に屬すと雖も、今之を檢査するに、從來斗量の容量は此尺を以て造る幾んど密とす、今其長短折衷の算により、又四郎尺正器一尺二重を以て、此度の正器とす、而して其行はれたる時期は詳かならず(法規分類大全)
セツツゲンジ 攝津源氏 清和源氏の攝津に在るものを云ふ、鎮守府將軍頼朝の子左馬權頭頼國より出づ、頼國は、頼資、頼實、頼綱、國房、師光を生む、頼綱左衛門尉たり、曾祖父滿仲より世々攝津多田に居る、因て多田氏を稱す、攝津源氏の中多田氏最も著はる、頼資源氏に居り、源氏を稱す、其族深津古川の諸氏あり、頼實の後井上氏あり、國房陸奥守となり、美濃源氏の祖となる(ミンゲンジ)參看)師光の後福島氏とす、頼綱は明國、仲政、國直を生む、明國の後、野瀬倉垣の諸氏と爲る、仲政兵庫頭となり馬場氏と稱し、頼政頼行を生む、頼政右京大夫となり、治承中平氏を滅さんと謀り敗死す、第五子廣綱、其後太田氏となる、頼政の孫宗綱、其後那部氏となる、仲政又國房の曾孫光重を養子となし、深柄氏と稱す、其族に松崎、坂田、堀、尾塞、飯倉等の氏あり、頼政、頼行の子兼綱を養子と爲す、其子顯綱三河大河内に徙り居る、大河内氏を稱す、初め頼政仲綱相繼で伊豆守に任するに及び、子孫世襲す、源頼朝の時武田信光之に代り、後十餘年頼政の裔復守護と爲る、其族多田氏と稱す、頼行の孫頼連、越後の小國保に居り、小國氏を稱す、其族に大川中、小中川、船津、久島、福島諸氏あり、國直美濃山縣郡に居り、山縣氏を稱す、其族に飛騨瀬栗野、神門、上右智、落合、福島、清水、神野、平野等の氏あり、國直

セツツ

の子國基、攝津能勢部を領し、能勢氏を稱す、四世の孫頼仲、本國田尻莊の地頭となる、其後田尻氏を稱す(氏族志)、「セイソゲンジ」參看、
○頼光 頼國 頼資 資兼資統
頼綱 明國 行國 頼盛 行綱 頼山
師光 仲政 頼政 仲綱 宗綱 公綱
國直 廣綱 頼季 頼有
滿隆 頼行 宗頼 頼連 小國
光重 孫
セツツシキ 攝津職 攝津一國內の神社、戸口、帳簿、百姓を字養し、農桑を勸課し、所部を糾察し、貢奉、孝養、田宅、良賤、訴訟、市鄣、度量、倉庫、租調、雜徭、兵士器仗、土木、僧尼名籍以下凡て一切の事務を掌る攝津國大夫一人正五位上、亮一人從五位下、大進一人從六位下、少進二人正七位上、大屬一人正八位下、少屬二人從八位上、史生三人、使部三十人、直丁二人(攝津國)上世津守連、世々當國の事を監せしが、天武天皇の朝、攝津職大夫を置て國事を兼帶せしむ、文武天皇大寶元年、此制に從て攝津職を置き、右の職員を置き、當地は昔仁德天皇孝德天皇の都し給ひし以來世々行宮在り、故に殊に此職を置き、列して京官となし、以て諸國と其制を異にしたり、後桓武天皇の延暦十二年、雖波の大宮を廢す、次で職を廢して國司となし、守介以下の職を置く(書紀、令義解、三代格、職官志)
セツツノクニ 攝津國 東は河内、西は播磨、南は和泉及び海、北は山城丹波に至る、東西凡十二里餘、南北凡九里、畿内に屬す(平野東南に開き、群峯西北に連り、淀川其中を横貫し、海灣其外を抱擁す、大阪府海陸の衝に當り、百貨灌輸し、人



セツ

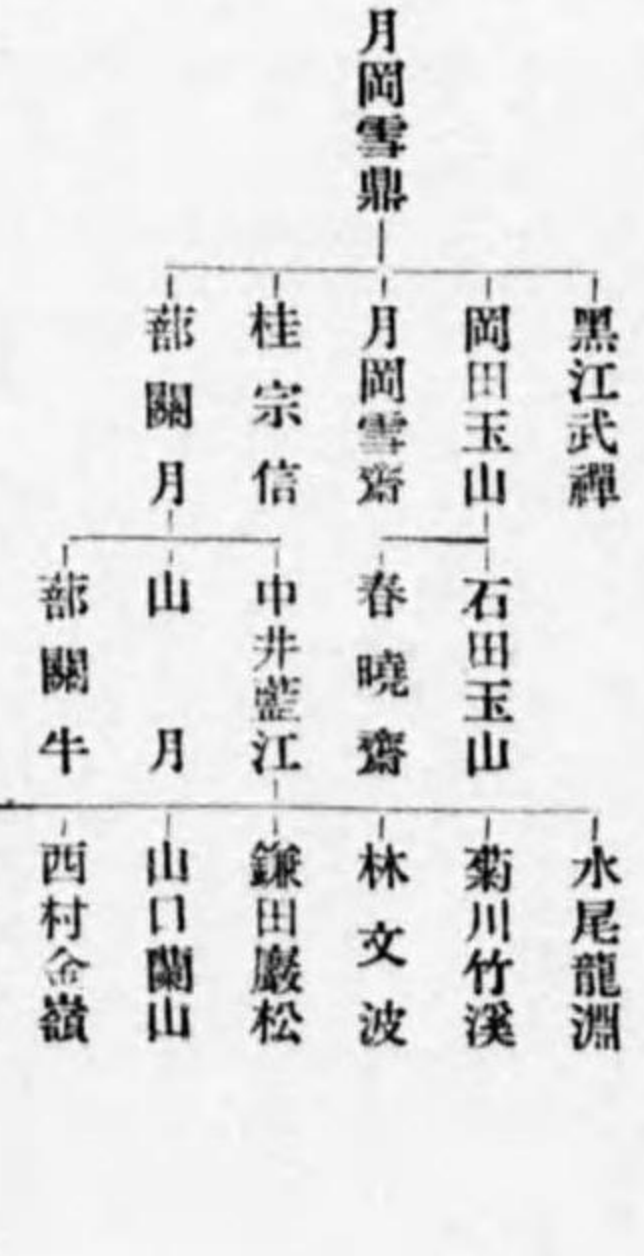
民富殷、中國の輻輳たり。思原(古) 溟連國と云ふ、仁德天皇高津宮に都す、(今東成郡高津小橋)孝德天皇赤長柄崎宮に都す、(西成郡長柄村)天武天皇六年攝津職を設け、延暦中國司に改めて府を西生郡に置く(府跡未詳、續日本後紀承和十一年鴻臚館を以て府とするの語あり、館址今東成郡玉造の南真田山に在りと云ふ)、遂に轉じて國名となる、治承中平清盛、安徳天皇を奉じて福原の都(今兵庫)に徙る、未だ半歳ならず舊都に復す、元暦元年平氏再び天皇を奉じて此に居り、幾干もなくして讃岐に奔る、鎌倉幕府の時、大内惟義を守護とす、建武中興楠木氏本國の守護を兼ね、足利尊氏赤松範資をして州疆を侵略せしめ、後に佐々木秀詮を守護とし、應安中管領細川頼之に代り、終に其管國となる、其臣藥師寺氏をして守護代たらしむ、頼之より六傳して政元に至る、其義子高國澄元五に相聞き、池田伊丹の諸族競ひ起り、或は澄元に屬し、或は高國に應じ、全國分裂す、永正五年高國終に本國を取て尼ヶ崎城に居る、享祿四年高國澄元が子晴元と天王寺に戦て敗死し、地皆晴元に歸す、天文の末、三好長慶高國が義子氏綱を奉じて國境を侵し、晴元を逐ひ、終に本國を奪ひ、同族をして芥川に居て之を守らしむ、永祿中織田信長之を降し、地を分て伊丹親興池田勝政和田惟政に與ふ、元龜の末惟政を誅し、勝政を逐ひ、荒木村重を守護とす、天正七年村重叛し、伊丹城を棄て出亡す、信長地を以て池田信輝に賜ふ、豊臣氏信輝を轉封して其地を有し、大阪城を築きて之に居る、元和元年豊臣氏亡び、徳川氏其故城を修し、松平忠明に賜ふ、同八年始めて内藤信政を以て城代となし、戊士及び騎歩卒を置き、攝河泉播の政利を統べしむ、後ち奉行を兵庫に置く、又封を本國に得る者、尼ヶ崎(松平忠

セツ

Table with columns for names and locations, including entries like 霧異記, 郡名考, 明治地誌, etc.

セツ

Table with columns for names and locations, including entries like 矢田部, 有馬, etc.



セツ

王朝の末年、即ち源平時代より、源朝が、家の柱を後に當て、切腹せること保元物語に見えたるは、恐らくその濫觴なるべし、鎌倉時代以後には武士の自殺は切腹に限られ、更に江戸時代に及びては、單に自殺の方法たるの外、又士以上の閥別に定まれり、死刑(シケイ)、斬罪(ザンザイ)の條參看(貞丈雜記、類聚名物考、徳川政刑史料、徳川時代御仕置、古事類苑法律部)

セツ

海東山陰西海の四道に始めて置く、道別に判官主典各四人、醫師陰陽師各一人あり、同六年四月節度使の事既に記るにより、國司典典以上をして其事を掌らしむ、天平寶字五年十一月、東海南海西海三度に節度使を置く、正副使判官録事等あり、同八年悉く之を罷む(續紀)

セツ

切羽(接葉) 刀劍の鏢の両面、柄と鞘とに當る處に添ふる金物にて、薄き楕圓形をなしたるものを云ふ、穴ありて刀心を貫く、鉄鏢の約なり、或は添鏢の轉約と云ふ、大切羽、中切羽、小切羽、佐々切羽の四あり、大切羽は鏢より少し小さく、鏢形也、赤銅に七子を打ち家の紋をちらす、紋に金覆輪あり、中切羽は大小より少し小きもの、小切羽は四つ、其内二つは金、二つは銀を用ふ、さし、切羽は赤銅にて大小小切羽に同じ、厚は小切羽を四枚重ねし程、堅に五六厘宛の大きに菊座の如ききざみめを付く、金銀の小切羽の間に重ね用ふ(倭訓栞、軍用記、武家名目抄)

セツ

切腹 腹を自ら切り割きて死ぬることをいふ、江戸時代には、士以上の閥別に於て刑名なり、而して此刑は、名は切腹なれども實は斬首なりき、なほ士分の刑に斬罪あり、又同じく斬首するものなれど、斬罪は、火付盜賊殺人等武士道にあるまじき重罪、又は國事犯の如きを處し、切腹は同じく國事に關するも、罪の性質條理ありて、武士の本分を辱めざる場合、或は私事に屬するも、事態武士道を汚さざる時は、寛典として、これに處したり、故に切腹と斬罪とは罪の性質によりて刑を異にせるものと知るべし(切腹切腹は十文字に切る事、中古

のならばにして故實とせしものなるが、時には腹を一字に切る事もありき、切腹には、先づ刀を左の方へ突立て右の方へ引廻し、其刀を引抜て取直し、胸の下鳩尾(此所心臓ある所の所へ刃を下の方へ向て突込て、柄を逆手に持ち、仰向たる手を持直して押かへし(此時手握拳下の方へ向ふなり)力にまかせて柄頭を握て下へ押さぐるなり、是にて胸より臍まで堅に切さぐる事、袴の横組の所まで押さぐれば、臍の所までは、儘に切るなり、心臓へ刀を突立るを以て、是にて氣絶ゆべきなり、別に咽喉を突くに及ばざれども、人によりて突く事ありき、江戸時代の中頃より刑式となりて、打首同様に處せられ、殆ど眞の切腹なるものなし、今其方法は、正副介錯人ありて、獄舎内にて處刑する事も、又は罪人を預りおく大名の邸中にて處刑する事もあり、共に檢視を發して之を監視す、まづ邸中を割して砂を敷き、其上に疊二疊を敷きて處刑の場とし、正介錯人囚人に對し、自ら姓名を陳べて一禮し、刀を抜きて其背後に居る、副介錯人は囚人を扶けて衣を袒せしめ、相圖の咳を發すると共に、牢屋同心木刀を載せたる三方を持ち來りて、囚人の席を距る、こゝ三尺許におき、これを戴かしむ、囚人手を仰て之を執らんとする時、正介錯人背後より首を刎れ、右手に髻を取り、左手を下へ添へ、右膝をつき檢使の方へ横面を向けらるなり、藩邸におけるも右と同じ、只その藩の好意によりて、多少取扱ひの丁寧なるを差とするのみ(切腹の古法は、縊死もしくは焼死等に於て、切腹のことなし、而して史籍に見えたるは、續古事談に、藤原保輔の事を述べて、カタナヲキテ、腹ヲサシキリテ、腸ヲヒキイテタリケリ」とあるをばはじめとせども、廣く行はるゝ事となりしは、

セツ

節分 節分は立春の前日といふ、冬の節分れて春に移るを以て名付く(節分平安朝時代には、大寒に入るの前日、土牛童子の像をつくりて、夜半時大内の諸門に建て、寒氣を送り出し、立春の前日夜半時之を撤したり、此事弘仁延喜の兩式、小野宮年中行事等に見ゆ、また門戸に柵の枝、鯛の頭を挿す事も、寛平延喜の際に行はれしは、土佐日記に「小家の門のなよしの頭柵云々」とあるにて知るべし、尋で鯛を以て鯛に代へしは、藤原爲家の

セツ



セツヨ—セツレ

歌に「世の中は数ならずともひらぎの色に出ても...」

セツヨウシフ

節用集 節會の日に王臣を饗する根... 節會の日に王臣を饗する根...

セツレウ

節料 節會の日に王臣を饗する根... 節會の日に王臣を饗する根...

セツロ—セドウ

セツロク 節祿 王朝時代、朝廷より... 節會の時、親王及び、臣下に給ふ祿を云ふ...

セツロク

節祿 王朝時代、朝廷より... 節會の時、親王及び、臣下に給ふ祿を云ふ...

セドウカ

旋頭歌 和歌の一體、短... 歌の下の句に、五文字または七文字の句一ツを加へ...

セトヤ

きより出たる名なり」と見ゆ、また「センドウカ」と... 混本歌といふも異名同物なり、

セトヤキ

瀬戸焼 瀬戸村に於て製出せる陶器をいふ、瀬戸焼より轉じ... 瀬戸村に於て製出せる陶器をいふ、瀬戸焼より轉じ...

セニ

瀬戸村に於て瓦土を得、業を茲に開き、瓶子罈と... 是其始めなり、而して陶工春慶の名によりて、

セニ

錢 貨幣の一種、品質は贖物を用... 中央に穴を穿ちたるもの、現時は殆ど貨幣と同...

セニ

ひ、百錢を結と云ひ、千錢を貫と云ふ、而して文と... 貫とは通常の名にして、文は貫の下にも加ふるなり、

セニ

當て、舊錢と並び行ふ、爾後新鑄ある毎に、多く... 此當十の制を用ひたり、原來鑄錢の事は、支那に據...

セニ

天皇の寛平大寶、醍醐天皇の延喜通寶、村上天皇の... 乾元大寶あり、皆銅錢なり、而して承和乾元には、

セニ

等々の地是なり、徳川綱吉の時、元祿の季に、國用既... 乏せるを以て、銅に和するに、鉛錫及び磁器を用ひ、



七二

の舊に倣ひ、銅質を改められたり、猶ほ舊物に及ばざること遠し、其後に至ては精粗一ならず、其形も大厚薄の異あり、元文元年、江戸深川十萬坪に於て、鐵錢を鑄る、是を鐵錢の始めとす、明和五年、銀座に於て、眞鍮を以て當四錢を鑄、背に波文あり、是を當四錢の始めと爲す、而して眞鍮錢は是れより先、寛保年間、京都の商人官に請ひて、元字錢を鑄しを以て始とすれど、官鑄は明和に始まる、凡て寛永通寶は、鑄造せし年月の久しきと、鑄造せし所の多きを以て、其種類も亦夥し、故に背文を以て稱するあり、年號を以てするあり、錢質を以てするあり、地名を以てするあり、人名を以てするあり、俗稱を以てするあり、文字錢、十字錢、小字錢、川字錢、足字錢、元字錢、長字錢、久字錢、久二錢は、背文を以てするなり、正徳佐字、享保佐字、元文佐字、安永佐字、享保仙字、元文仙字は、背文に冠するに、年號を以てするなり、七條錢、深川錢、難波錢、鳥羽錢、遠江錢、若山錢、伏見錢、寂光寺錢、秋田錢、藤澤錢は、地名を以てするなり、元文龜戶錢は、地名に冠するに、年號を以てするなり、鐵錢、佐字錢、眞鍮元字錢、伏見鐵錢、千字鐵錢は、錢質を以てするなり、島屋錢、萩原錢は、人名を以てするなり、耳白錢、清水錢、有來錢、之呂女錢は、俗稱を以てするなり、此餘尙ほ多けれども、今は煩はしく載せず、(クワンエイツウハツ) 参考、寶永五年、當十大錢を鑄る、文を寶永通寶と云ふ、背の輪郭に永久世用とあり、當十錢は古今唯是のみ、天保六年、當百大錢を鑄る、文を天保通寶と云ふ、背に當百の字あり、其形楕圓なり、當百も楕圓も亦此より外になき所なり、文久三年、當四錢を鑄る、文を文久永寶と云ふ、背に波紋あり、寛永當四錢に倣ふ、江戸時代鑄錢の擧あ

るこれを以て最終と爲す、而してまた此時代幕府より一地方にのみ、特に許して鑄錢せしめし者あり、仙臺通寶、箱館通寶の如し、仙臺通寶は、天明元年より仙臺藩に於て、鐵を以て撫角錢を鑄て、之を封内に行ひし者なり、箱館通寶は、安政四年箱館にて鑄し、亦鐵錢にして、其孔を圓にせり、元明天皇の朝和同開珎錢を鑄るや、士民は米布等の類を用ひし舊俗に慣ひ、以て便と爲さず、世上に行はれざりしかば、朝廷にては蓄錢銀位の法を設け、或は郡領の選任を總すに、貯錢の多寡を以てし、田地を賣買するは法の禁する所なるを、錢を以てする時は、特に之を總す等の種々の權宜の制を設け、以て其途を開きしかば、錢貨の用漸く廣まり、鑄錢の擧も屢々ありしが、村上天皇の天徳以後中絶し、民間復錢を用ふることを喜ばず、華山天皇の朝には、錢貨の行はれざるを以て、奉幣使を諸社諸陵に發して其流用を祈り、一條天皇の朝には、檢非違使に勅して、錢貨を用ひざる者を検査せり、然れども錢の世に有用なる、誰か竟に之を覺らざる、唯久して鼓鑄せざりしを以て、大に外國錢を用ふるに至る、抑々外國錢を用ひし事は、其始を詳かにせざれども、後三條天皇の延久四年に、交關に宋錢を禁するの勅あり、當時其大に行はれしを知るべし、爾後外國錢の輸入せる者多く、海内専ら之を用ひしが、後小松天皇の應永十年支那人、相模國三浦の海上に漂著せしに由り、鎌倉の足利氏にては、其舶に載せたる所の錢を擧げて之を沒收し、又足利幕府にては、明と通信し、錢を乞ひて以て國用を足したり、皆永樂錢なり、永樂錢は後には單に永錢、又は永と云ひたり、是より後にも明と往來する事絶えざりしかば、常に彼の錢を用ひしが、江戸幕府にて、寛永錢を鑄るに至り、其跡大に衰

名 稱 鑄造時代

和同開珎	和銅元年	乾神通寶	建武元年
萬年通寶	天平寶字四年	永樂通寶	天正年間
太平元寶	同	天正通寶	天正十五年
開基勝寶	同	文祿通寶	文祿元年
神功開寶	天平神護元年	慶長通寶	慶長十一年
隆平永寶	延曆十五年	元和通寶	元和三年
富壽神寶	弘仁九年	寬永通寶	寬永十三年
承和昌寶	承和二年	寶永通寶	寶永五年
長年大寶	嘉祥元年	天寶通寶	天保六年
饒益神寶	貞觀元年	文久永寶	文久三年
貞觀永寶	同十二年	寛平大寶	寛平元年
寬平大寶	寛平元年	延喜通寶	延喜七年
延喜通寶	延喜七年	乾元大寶	天徳二年

【備考】永樂通寶、寛永通寶の鑄造通行屢々なりしが、「エイラクセン」(クワンエイ)

七三

ツウハツの條に述 仙臺通寶 天明四年 べたれば参考すべ 箱館通寶 安政四年

**ゼニザ** 錢座 江戸時代、錢を鑄造する所をいふ、寛永十三年六月、銀座役人秋田宗古に命じ芝濱手及び近江坂本に於て、新に錢座を建て、始めて銅錢を鑄る、是れを錢座の始めとす、此の後元文に新金銀を改め鑄造せしより、金銀の數多く、錢の相場高直に成しより、江戸、大阪、長崎、仙臺、秋田、其外所々に鑄錢座を建て、専ら新錢を鑄造せしが、延享二年に至りて、悉く錢座を廢す、(此内大阪鑄錢座は、寛保元年五月より延享二年に至り、凡五年にして廢し、仙臺鑄錢座は、元文二年五月より延享二年五月に至り、凡九年にして止む、江戸鑄錢座は、元文元年五月より、延享元年に至り、凡九年にして廢す)、明和二年七月後藤庄三郎に命じ、龜井戸村にて六千四百坪の地所を賜ひ、鑄錢座を立て、安永三年九月に至りて鑄錢座を廢す、凡十年、明和九年九月向後金銀座の外、新規錢座雖も成旨を令せり(貨幣秘録)

**ゼニノモン** 錢紋 紋所の名、永樂錢の形に倣したるもの、水野氏の家紋に之を用ふ、始め祖先軍功あるを以て參内の時、永樂錢を捧ぐる故、永樂錢を以て家紋となしたりと云ふ、駿河沼津の水野、出羽山形の水野、紀伊新宮の水野、上總鶴牧の水野、但馬出石の仙石氏等皆之を用ふ、裏錢(裏面を寫したるもの)は、丹波篠山の青山、攝津三田の九鬼氏之を用ふ(家譜、武鑑、諸家紋鑑)

**セビキケミ** 畝引檢見 檢見の一種、段取檢見とも、根取檢見とも云ふ、根取とは、田方上中の下位の從ひ、一段歩に對する收穫額の定率を置

き、五公五民の法を以て、地租を徵收するを云ふ、不作にして減租を請ふときは、定額收穫額の一坪當を算出し、實地検査の登量と比較し、其減額を段別に換算し、之を檢見引と成し、總段別より控除し、殘段別に定率を乗じ、租額を定むるを云ふ、古法にして享保以前は代官所にて用ひしかど、享保以後は多く有毛檢見を用ひて此法廢れたり(舊幕藩治要略)地方凡例録に「古より田方上中下に根取米定まれば、假令上田は一段に取米七斗五升、中は六斗五升、下は五斗なりといふ、石盛に幾少取として一段歩より納る取米定まれば、その上田の取米七斗五升に、五合摺五公五民の法、四を乗じ概に直し、三石と成る、一段の坪數三百歩にて割れば、一步に概一升に當る、是根取の當合なり、右の概だけあれば、檢見不足なきも、損毛ありて一步に平均概八合ありて、上田の根取に二合不足いたし、中、下とも夫々檢見をなして歩別不足なれば、總勘定にて取米何十何石の不足故、その不足の概丈段別に直し、本段別の内より檢見引と記して之を減じ、殘段別に根取米の段當を乗じて取米を得るなり、是を畝引檢見と唱ふ」と見えたり、ケミの條參看、

**セフセイエン** 涉成園 名、東本願寺の別業、源融の別業なる河原院の舊跡なりといへり、今俗に積殼邸と稱す、山城國京都市、原田山陽の涉成園記によれば「東六條之建也、由は慶長之幕議、而其別業之給、則出乎寛永之教示、其壯麗善美可知也、相傳昔源左府融起河原院莊、今之別墅、即其遺址、偃戈以來、人烟填咽、距河原院引其溝渠、爲池、移豐臣太閤伏水舊構、爲殿、外周以垣、環植積殼、民呼之積殼殿、而其實曰涉成園、取、幽淵明之詩也」とあり、以て寛永年間以後東本願寺の別

業となりしを知るべし、而して河原院の事は、拾芥抄に「河原院、六條坊門南、萬里小路東八町」とあり、また積殼邸の稱は、邸の周圍に積殼を植ふたりしより、しか稱するよしなれども、村岡良弼氏の説には積殼の古訓カラマチなれば、河原院(カハラマチ)ノ轉訛なるべしといへり(園藝考)

**ゼマイ** 施米 名、王朝時代、毎年六月朝延より、京都中の便なき僧徒に米糶を給せらるるを云ふ、(後集)まづ上卿陣に著きて、人數の勘文を奏文し、後施與の事あり、施與するに、使を三所に分ち、東山は愛宕寺、北山は右近馬場、西山は右兵衛馬場に於て之を給ふ、料米は三百餘石、鹽九十餘石なり、多くは校書殿業を以て使とす、(起原)始め詳かならず、天祿元年九月宣旨を下して、尾張の年料米五十石、備前國年料米百五十石、紀伊國年料米百石を施米料とし、毎年五月十日以前に進納せしめたりき、寛喜三年十一月の宣旨に「可與行賑給施米、事、仰、取俗之道、賑民爲常、是以毎年雖有凶、其實、體加督察、宜令遵行、穀倉院已爲納物之中、盡勵隨分之勤、近代若少米廩之力、令宛菜色之貧」とあれば、鎌倉時代まで行はれしも、絶々に行ひたりしこと知るべし、南北朝以後は全く行はれざりき(小野宮年中行事、三代制符、公事根源)

**ゼミノハ** 蟬羽 襲の色目の名、表は楡皮に裏の青なるもの、夏季著用す、一説に表は濃紫に裏は青なりともいふ、「カサネノイロ」の挿繪を見よ(薄櫻色目)

**ゼミマル** 蟬丸 名、姓氏詳ならず、蟬丸の名を以て世に知らる、(系統)醍醐天皇の第四子なりとの説あれど信するに足らず、(事蹟)敦實親王の雜色なり、親王は宇多天皇の皇子にして最孫に長し、

七四

七五